

平成 23 年（2011 年）産業連関表 作成基本要綱

平成 25 年 1 月

産業連関部局長会議

〔 総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 〕

は し が き

我が国の産業連関表は、昭和 30 年（1955 年）表以来、関係府省庁の共同事業として作成してきており、現在、総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の 10 府省庁の協力の下、平成 23 年（2011 年）表の作成が進められているところである。

平成 23 年表に係る作成作業の骨格については、既に、「平成 23 年（2011 年）産業連関表作成基本方針」として、平成 22 年 12 月 27 日の産業連関部局長会議決定により定めたところであるが、この「平成 23 年（2011 年）産業連関表作成基本要綱」は、基本方針で示された産業連関表作成上の基本設計を詳細化かつ具体化し、平成 23 年表に関する枠組み（第 1 部）、作成手順及び作業内容（第 2 部）、部門の設定及び各部門の概念・定義・範囲（第 3 部）を取りまとめたものである。

今後における作業内容の細部については、引き続き検討を要する部分もあり、作業の過程において、順次確定していくこととしているが、産業連関表の作成作業が長期にわたる中、担当者が作成作業の途中で交代することが一般的であることを踏まえ、作成作業の全体像を可能な限り詳細に盛り込むとともに、付録として、産業連関表に係る基礎理論についても併記し、作成担当者のマニュアルとなるよう配慮した。

今回作成する平成 23 年表は、産業連関表が、平成 21 年 4 月に全面施行された新たな統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計」に指定された後、初めて作成するものであるが、同法に基づいて策定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）において掲げられた課題への対応や平成 24 年 2 月に初めて実施された「経済センサス-活動調査」のデータ利用など、これまでとは大きく異なる環境下での作業となる。このようなことも踏まえ、今回の基本要綱の編集に当たっては、骨格となる部分は活かしつつ、構成及び記述について、全面的に見直しを行った。基本要綱の利活用がより一層円滑になるようにするため、基本分類の五十音順一覧や索引等を加えたことも、今回の編集上の大きな改善点である。

平成 23 年表の作成作業に当たっては、今後も多くの課題が想定されるが、この基本要綱が、関係者の業務遂行にとっての手引きとして、大いに活用されることを期待している。

平成 25 年 1 月

産業連関部局長会議を代表して
総務省政策統括官（統計基準担当）
平 山 眞

目 次

はしがき
目 次
凡 例

序文 産業連関表とは何か	1
1 産業連関表の概念と作成目的等	3
(1) 産業連関表とは	3
(2) 産業連関表の作成目的	3
(3) 産業連関表の主な利用	3
(4) 産業連関表の特徴	4
2 産業連関表の構造	5
第1部 平成23年(2011年)産業連関表の作成の基本	7
第1章 平成23年(2011年)産業連関表作成基本方針	9
1 平成23年(2011年)産業連関表の作成目的等	9
2 事業の実施体制	10
(1) 共同事業体制	10
(2) 事業組織及び作成業務の分担	10
(3) 予算	11
3 事業の内容	11
4 作成上の留意点及び主な検討事項等	12
(1) 作成上の留意点	12
(2) 主な検討事項	12
(3) 作成の効率化及び相互協力	13
(4) その他	13
5 作成スケジュール	13
6 その他	13
【別紙】平成23年(2011年)産業連関表作成スケジュール	14
【参考】平成23年(2011年)産業連関表作成機関名簿	15
第2章 平成23年(2011年)産業連関表の作成基本フレーム	16
1 対象期間及び地域的範囲	16
(1) 対象期間	16
(2) 地域的範囲	16
2 記録の時点	16

3	金額による評価	16
4	部門分類	16
	(1) 部門分類の原則	16
	(2) 部門分類の種類	17
	(3) 基本分類及び統合分類の名称と分類コード	17
	(4) 特殊符号	17
	(5) 最終需要部門と粗付加価値部門	17
5	取引基本表の基本構造	18
	(1) 商品×アクティビティ（商品）表	18
	(2) 価格評価と表形式	18
	(3) 輸入の扱いと表章形式	18
6	国内生産額及び輸出入品の価格評価	18
	(1) 国内生産額の価格評価	18
	(2) 輸出入品の価格評価	18
7	特殊な扱いをする部門	18
	(1) コスト商業及びコスト運賃	18
	(2) 屑・副産物の扱い	18
	(3) 帰属計算を行う部門	18
	(4) 仮設部門	19
	(5) 使用者主義と所有者主義	19
	(6) 中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等	19
8	付帯表	19
9	作成する統計表	20
10	結果の公表	20
11	接続産業連関表	20

第3章 平成23年（2011年）産業連関表作成基本方針に示された課題の検討結果及び平成

17年表との相違点	22	
1 産業連関表の基幹統計化	22	
	(1) 基幹統計としての指定	22
	(2) 総務大臣に対する作成方法の通知	23
2 産業連関表に関して公的統計基本計画に掲げられた事項	23	
3 産業連関表に関して公的統計基本計画に掲げられた事項以外のSNA関連事項	24	
4 推計基礎資料の収集・整備	24	
	(1) 経済センサス-活動調査によって得られた調査票情報の利用	24
	(2) 産業連関構造調査の改善	24
5 経済センサス-活動調査の実施時期の繰下げ（把握対象期間の平成22年から23年への繰下げ）に伴う産業連関表の作成対象年次及び作成スケジュールの変更等	25	

(1) 産業連関表の作成対象年次の変更	25
(2) 作成スケジュールの変更の可能性及び公表の早期化への努力	26
6 部門分類	26
(1) 部門分類の見直し	26
(2) 部門分類数	26
(3) 分類コードの再編	27
7 産業連関表作成業務支援プログラムの全面的な見直し	28
8 作業分担	29
【別表1】 産業連関表に関して公的統計基本計画に掲げられた事項の検討結果	30
【別表2】 産業連関表に関して公的統計基本計画に掲げられた事項以外のSNA関連事項の 検討結果	32
【別表3】 平成23年(2011年)産業連関表における部門分類の設定等に関する主な変更の 概要	34
【別表4】 平成17年(2005年)産業連関表ー平成23年(2011年)産業連関表部門分類対 応表	40
【別表5】 平成23年(2011年)産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人及 び特殊法人等の格付け及び平成17年表からの変更点等	55
【参考】 政府及び独立行政法人等の格付けチャート表	74

第2部 平成23年(2011年)産業連関表の作成手順及び作業内容 75

1 産業連関表の作成手順及び作業内容の概要	77
2 基本方針の決定	80
(1) 基本方針の必要性	80
(2) 基本方針の構成	80
(3) 平成23年表に係る基本方針の検討及び概要	80
3 基本要綱の決定	82
(1) 基本要綱の必要性	82
(2) 基本要綱の構成	82
(3) 基本要綱の決定	83
(4) 部門分類の設定及び各部門の概念・定義・範囲の検討	83
(5) 公的統計基本計画関連事項及びSNA関連事項の検討	84
(6) 統計法第26条に基づく作成方法の通知	84
4 基礎資料の収集・整備	86
(1) 総論	86
(2) 既存資料の収集・整備	86
(3) 産業連関構造調査の実施	88
(4) 業界団体や個々の事業者に対するヒアリング	89

5	計数の推計・調整	91
(1)	推計作業の手順	91
(2)	国内生産額の推計	92
(3)	投入額推計	97
(4)	投入額の生産者価格への変換（商業マージン及び国内貨物運賃の皮ハギ）	99
(5)	産出額推計	101
(6)	計数調整作業（その1：総論）	104
(7)	計数調整作業（その2：生産者価格調整）	106
(8)	計数調整作業（その3：購入者価格調整）	108
(9)	計数調整作業（その4：その他留意事項）	116
6	各種係数表等の作成	119
(1)	各種係数表等の作成	119
(2)	前回表・前々回表の組替データの作成	119
7	各種付帯表の作成	120
(1)	概要	120
(2)	物量表	120
(3)	屑・副産物発生及び投入表	122
(4)	雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）及び雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）	124
(5)	固定資本マトリックス	125
(6)	V表	125
(7)	自家輸送マトリックス	126
8	推計結果の公表	128
(1)	速報の公表	128
(2)	確報の公表	128
9	接続産業関連表の作成・公表	130
(1)	接続産業関連表の作成目的	130
(2)	接続産業関連表の種類	130
(3)	名目表の作成	130
(4)	実質表の作成	131
(5)	接続産業関連表の付帯表の作成	135
(6)	接続産業関連表の公表	135
10	その他	136
(1)	予算	136
(2)	作成作業報告書	136
	【別表】平成23年表の事業年度別、事項別スケジュール及び作業分担	137

第3部 平成23年(2011年)産業連関表における部門分類	155
第1章 部門分類表	157
1 内生部門	157
2 最終需要部門	165
3 粗付加価値部門	165
4 ひな型(内生13部門)と統合大分類の対応	166
第2章 部門別概念・定義・範囲	167
第1節 内生部門(注:内生部門内の各項目番号は、統合大分類の分類コードを示す。)	167
01 農林水産業	167
06 鉱業	172
11 飲食料品	173
15 繊維製品	178
16 パルプ・紙・木製品	180
20 化学製品	183
21 石油・石炭製品	188
22 プラスチック・ゴム	189
25 窯業・土石製品	190
26 鉄鋼	192
27 非鉄金属	194
28 金属製品	196
29 はん用機械	197
30 生産用機械	199
31 業務用機械	203
32 電子部品	204
33 電気機械	206
34 情報・通信機器	209
35 輸送機械	211
39 その他の製造工業製品	214
41 建設	217
46 電気・ガス・熱供給	220
47 水道	221
48 廃棄物処理	222
51 商業	222
53 金融・保険	223
55 不動産	225
57 運輸・郵便	226
59 情報通信	230
61 公務	233

63	教育・研究	233
64	医療・福祉	236
65	その他の非営利団体サービス	239
66	対事業所サービス	239
67	対個人サービス	242
68	事務用品	246
69	分類不明	246
第2節	最終需要部門	247
第3節	粗付加価値部門	254
〔参考1〕	基本分類の五十音順一覧	258
〔参考2〕	部門分類（統合大分類）と各種合計欄の対応関係	263
〔参考3〕	東日本大震災に伴う事案の平成23年表上の取扱いについて	264

付 録 269

第1章	取引基本表の基礎理論	271
1	対象期間	271
2	地域的範囲	271
	(1) 国内概念と国民概念	271
	(2) 我が国の取引基本表での扱い	272
3	記録の時点	272
	(1) 発生主義と現金主義	272
	(2) 我が国の取引基本表での扱い	273
4	金額による評価	273
5	部門分類	274
	(1) 部門分類の概念	274
	(2) 部門分類の原則	274
	(3) 生産活動主体分類	275
	(4) 部門分類の種類及び分類コード	279
	(5) 最終需要部門と粗付加価値部門	282
6	取引基本表の基本構造	284
	(1) 商品×アクティビティ（商品）表	284
	(2) 価格評価と表形式（生産者価格評価表と購入者価格評価表）	284
	(3) 消費税（付加価値税）の扱いと表形式	288
	(4) 輸入の扱いと表形式	290
7	国内生産額の価格評価	291
	(1) 国内生産額の重要性和コントロール・トータルズ（CT）	291
	(2) 国内生産額に関する価格評価	291

(3) 国内生産額の重複計算	291
8 内生部門及び最終需要部門の取引の計上方法	292
(1) 内生部門	292
(2) 資本財の取引	292
(3) 在庫	293
9 輸出及び輸入の価格評価	294
(1) 普通貿易の輸出品	294
(2) 普通貿易の輸入品	294
(3) 特殊貿易及び直接購入の輸出入	294
10 特殊な扱いをする部門	294
(1) 商業部門及び運輸部門の活動の表章方法	294
(2) コスト商業とコスト運賃	295
(3) 屑・副産物	297
(4) 帰属計算を行う部門	302
(5) 仮設部門	305
(6) 使用者主義と所有者主義	307
(7) 非営利活動（政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の活動）	309
(8) 分類不明	309
【参考】産業連関表（取引基本表）と国民経済計算との相違	310
第2章 投入係数、逆行列係数、誘発係数等	313
1 各種係数の概要	313
(1) 投入係数	313
(2) 逆行列係数	315
(3) 影響力係数と感応度係数	317
(4) 最終需要項目別生産誘発額等	318
(5) 最終需要項目別粗付加価値誘発額等	319
(6) 最終需要項目別輸入誘発額等	320
2 産業連関分析上の留意点	320
(1) 投入係数の安定性	320
(2) その他の留意点	321
第3章 我が国における産業連関表作成事業の沿革	323
1 我が国における産業連関表の作成状況	323
(1) 昭和26年（1951年）表	323
(2) 昭和30年（1955年）表	323
(3) 昭和35年（1960年）表	324

(4) 昭和40年(1965年)表	324
(5) 昭和45年(1970年)表	325
(6) 昭和50年(1975年)表	325
(7) 昭和55年(1980年)表	326
(8) 昭和60年(1985年)表	326
(9) 平成2年(1990年)表	326
(10) 平成7年(1995年)表	326
(11) 平成12年(2000年)表	327
(12) 平成17年(2005年)表	327
2 産業連関表に関連する統計審議会及び統計委員会への諮問及び答申	327
(1) 産業連関表の推計の実施について	327
(2) 政府が行う産業連関表の作成について	328
(3) 昭和30年産業連関表と国民所得統計の間の調整について	328
(4) 経済計算の新体系について	329
(5) 産業連関表の基幹統計としての指定について	330

図表一覧

〔序文〕

参考図	産業連関表（取引基本表）の概念図	6
-----	------------------	---

〔第1部〕

表1-2-1	平成23年表において作成する統計及びその公表形態一覧	21
表1-3-1	部門分類数の推移（平成12年、17年、23年）	27
表1-3-2	産業別部門分類数の推移（平成17年、23年）	27
表1-3-3	基本分類の府省庁別担当部門数の推移（平成17年、23年）	29

〔第2部〕

図2-1	産業連関表（取引基本表）の作成手順の概要	79
図2-2	推計作業の手順	92
図2-3	土地の取引に係る国内生産額の計算イメージ	96
図2-4	投入額推計の流れ	97
図2-5	投入額（第一次推計値）に関する皮ハギの手順	100
図2-6	産出額推計の流れ	101
図2-7	計数調整作業の流れ	105
図2-8	併記リストの様式イメージ	106
図2-9	購入者価格調整の流れ	108
図2-10	調整リストの様式イメージ	109
図2-11	取引基本表と商業マージン表・国内貨物運賃表との関係	110
図2-12	商業マージン額の計算イメージ（医薬品に関する小売マージンを想定した簡易な例）	111
図2-13	取引基本表と輸入表との関係	114
図2-14	輸入品の需要先推計の流れ	116
図2-15	取引基本表と自家輸送マトリックスとの関係	117
図2-16	取引基本表と屑・副産物発生及び投入表との関係	123
図2-17	速報公表までの事務手続（想定）	129
図2-18	接続産業連関表の作成手順の概要	131
表2-1	産業連関表の作成作業の流れ	78
表2-2	産業連関構造調査一覧（平成23年表）	90
表2-3	国内生産額入力ファイルのデータレイアウト	97
表2-4	投入額入力ファイルのデータレイアウト	98
表2-5	産出額入力ファイルのデータレイアウト	102
表2-6	平成17年表における計数調整会議の実績	107
表2-7	産業連関表作成費に関する予算関連事務の一般的な流れ	136

〔付録〕

図4-1-1	取引基本表における国内の範囲	272
図4-1-2	生産活動主体分類の体系	276
図4-1-3	生産者価格評価表と購入者価格評価表	286
図4-1-4	従来の間接税と消費税の相違	288
図4-1-5	消費税の表章形式	289
図4-1-6	輸入の扱い別の表形式	290
図4-1-7	部門統合による国内生産額の重複	292
図4-1-8	「在庫純増」計上の例	293
図4-1-9	商業部門と運輸部門の扱い	295
図4-1-10	家計が新車又は中古車を購入した場合の取引基本表上の相違	296
図4-1-11	屑・副産物の表章形式	299
図4-1-12	再生資源回収・加工処理に関する屑・副産物の表章形式	301
図4-1-13	帰属家賃の表章形式	304
図4-1-14	事務用品の表章形式	305
図4-1-15	自家輸送部門の表章形式	306
図4-1-16	使用者主義と所有者主義の表章形式	308
図4-1-17	対家計民間非営利サービス生産者の活動の表章形式	309
図4-1-18	国際収支統計、国民経済計算及び産業連関表の対外取引の対象範囲	311
図4-2-1	取引基本表（ひな型）	313
図4-2-2	投入係数表（ひな型）	314
表4-1-1	部門数の変遷	280
表4-1-2	産業連関表と国民経済計算との対応	282
表4-3-1	我が国における産業連関表の作成状況	325

凡 例

1 略称

(1) この冊子中の記載において、「平成23年（2011年）産業連関表作成基本要綱」については、特段の必要がなければ「基本要綱」と表記している。

(2) 産業連関表の正式名称は、「平成23年（2011年）産業連関表」のように、和暦と西暦を並列するものであるが、基本要綱での説明においては、「平成23年（2011年）産業連関表作成基本方針」の部分や、部・章のタイトルなど、特に必要と考えられる場合を除き、基本的には「平成23年表」のように和暦のみで表記している。なお、作成周期に関する記載部分のように西暦で示す必要がある場合については「平成23年（2011年）表」のように表記している。

(3) 基本要綱で使用している略語に関する初出箇所と内容は、別紙のとおりである。

ただし、第1部第1章の「平成23年（2011年）産業連関表作成基本方針」については、基本要綱に先行して、平成22年12月に取りまとめたものの再掲である（基本方針の別紙「平成23年（2011年）産業連関表作成スケジュール」については、平成24年9月に改正）。そのため、その中で用いている略語については、基本的に、第1部第1章の中でのみ有効なものとして、別紙には掲げていない。

2 用語

(1) 「財・サービス」と「商品」

基本要綱では、我が国の産業連関表が「商品×アクティビティ（商品）のクロス表」（第1部第1章3(1)）とされていることから、財・サービスを包括する用語として、基本的に「商品」を用いている。しかし、文意として「財・サービス」の方が分かりやすいと考えられる場合については、「財・サービス」を用いているほか、「財」「サービス」の一方について該当する記載の場合には、それぞれ使い分けている。

(2) 「金額」、「計数」及び「取引額」

基本要綱では、数値に関する用語として、「国内生産額」、「投入額」、「産出額」といった固有名詞として使用するもののほか、主に「金額」、「計数」及び「取引額」を用いている。これらについては、おおむね、以下のような使い分けをしている。

① 「金 額」… 実額に関する一般的な用語として用いる。

② 「取引額」… 取引基本表における個々のセル（国内生産額を除く。）の数値を念頭に置いている記載の場合に用いる。

③ 「計 数」… 「計数調整」という用語として用いる場合、また、文意として、取引基本表以外の係数表及び付帯表における実額以外の数値を含む場合に用いる。

3 図表番号、注番号

図表番号及び注番号は、基本的に「(部) - (章) - (一連番号)」で付している（例えば、第1部第3章の5番目の注は「注1-3-5」）。ただし、図表中の注について一連番号を付すことで煩雑になると思われる場合（一連番号を付さなくても紛れがないと思われる場合）及び序文については、単に「(注)」や「(注1)」のように表記している。

なお、章立てのない第2部については、「2 - (一連番号)」としている。また、付録については「4 - (章) - (一連番号)」としている。

【別紙】基本要綱で用いる略語一覧

初出箇所		略 語	省略前の文言、又は略語の意味	
第1部	第2章	4(1)	93SNA	国際連合が1993年(平成5年)に勧告した国民経済計算の体系
		4(1)	08SNA	国際連合が2008年(平成20年)から2009年(平成21年)にかけて採択した国民経済計算の体系
	4(2)ア	分類コード	各部門に付するコード	
	第3章	前文	基本方針	平成23年(2011年)産業連関表作成基本方針
		前文	公的統計基本計画	公的統計の整備に関する基本的な計画(平成21年3月13日閣議決定)
		1(1)	SNA	国民経済計算の体系
		7ア	支援プログラム	産業連関表作成業務支援プログラム
別表5	政府及び独立行政法人等	中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等		
第2部	4(1)	総務省	総務省(政策統括官室)	
	4(2)イ	経済センサスデータ	経済センサス-活動調査のデータ	
	4(2)イ	統計センター	独立行政法人統計センター	
	5(1)②	セル	取引基本表の各マス目	
	5(1)③	皮ハギ	購入者価格になっている投入額(第一次推計値)から、商業マージン及び国内貨物運賃に相当する金額を控除すること	
	5(2)イ(ケ)	持家等	持家、給与住宅及び寮等	
	5(5)ウ(ア)	68SNA	国際連合が1968年(昭和43年)に採択した国民経済計算の体系	
	5(7)ア	機械調整	機械的にバランス調整を図る手法	
	5(7)ウ	計数調整会議	計数調整のための大規模な会議	
	5(8)ウ(ア)②	行別マージン額	行部門別商業マージン額	
	5(8)ウ(イ)③	行別運賃額	行部門別国内貨物運賃額	
	7(1)	V表	産業別商品産出表	
	9(2)	名目表	時価評価による接続産業連関表	
	9(2)	名目値	名目表の中の計数	
	9(2)	実質化	最新年次の価格を基準として過去の取引額等を再評価すること	
9(2)	実質表	固定価格評価による接続産業連関表		
9(2)	実質値	実質表の中の計数		

序 文

産業連関表とは何か

1 産業連関表の概念と作成目的等

(1) 産業連関表とは

経済を構成する各産業は、相互に密接な取引関係を結びながら生産活動を営んでいる。そのため、ある産業に需要が生じると、その需要に対応するために財・サービスの生産が必要となり、これら生産活動を行うための原材料等の購入が行われる。そして、生産された財・サービスの販売等の連関を通じて、あたかも水面に投じた石が波紋を広げていくように、直接又は間接に、他の産業に影響が及んでいく。

また、生産活動が行われた結果として生じる付加価値^(注1)の一部は、雇用者所得として労働者に配分され、それにより、新たな需要を発生させ、それは、生産の増加のみならず、生産増に対応するための投資の拡大につながっていく。

産業連関表は、このような財・サービスの生産状況や、産業相互間及び産業と最終需要部門（家計など）との間の取引などの状況を、一国又は一定の地域における一定期間（通常は1年間）を対象として、行列形式で統計表にまとめた加工統計である。言い換えれば、産業連関表は、産業ごとの規模の大小はあるものの、各産業が、相互に助け合い、支え合って、社会が成り立っているという実態を、抽象的な観念論ではなく、数値という具体的なものとして見るることができるということができる。

(注1) 産業連関表では、「資本減価引当」（いわゆる減価償却費）を含む付加価値として「粗付加価値」の概念を用いている。

(2) 産業連関表の作成目的

産業連関表を開発したのは、ロシア生まれのアメリカの経済学者W・レオンチェフ（Wassily Leontief、1906～1999）である。レオンチェフによる最初の産業連関表は、1936年（昭和11年）に公表されたものとされているが、この産業連関表による経済分析（産業連関分析）の手法は、アメリカ政府の労働統計局によって認められ、1941年（昭和16年）以降は同局の援助によって発展することとなった。その後、1944年（昭和19年）、アメリカ政府の戦時生産局計画部において行われた第二次世界大戦後の経済予測に際して、産業連関分析は、他の分析方法によるものと比較して、非常に高い精度を示した。このことを契機として、産業連関表は、その有用性と重要性が広く認められるようになり、世界各国において作成されるようになった（レオンチェフは、この功績により、1973年（昭和48年）にノーベル経済学賞を受賞した。）。

我が国においても、経済審議庁（後の経済企画庁、現在の内閣府）、通商産業省（現在の経済産業省）等が、それぞれ独自に、昭和26年を対象年次とする試算表を作成した後、昭和30年を対象年次とするもの以降は、関係府省庁の共同事業として作成している（我が国における産業連関表作成事業の沿革については、付録第3章を参照）。

このように日本も含めた世界各国において、産業連関表が広く作成されるようになった背景には、一国（又は一定の地域）の経済全体の構造を俯瞰（ふかん）するとともに、経済の将来予測や波及効果分析などを客観的かつより正確に行うためには、各部門間で行われた詳細な取引状況及びそれから計算される各種係数が不可欠だからであり、産業連関表の作成目的は、そのような利活用を可能とすることにある。

(3) 産業連関表の主な利用

ア 他の経済統計作成の基礎資料

我が国の産業連関表は、5年^(注2)ごとに、多種多様な統計資料を用いて作成されており、そ

の結果は、様々な経済統計において基準値として利用されている。

例えば、内閣府の「国民経済計算」^(注3)は、コモディティ・フロー法^(注4)によって推計されているが、その基準改定に当たって行われる商品別生産額に占める中間需要と最終需要の配分比率などの決定において、産業連関表のデータが不可欠なものとして利用されている。また、「第3次産業活動指数」(経済産業省)や「企業向けサービス価格指数」(日本銀行)などのウェイト計算においても、同様の状況にある。さらに、毎年作成されている延長産業連関表(経済産業省)は、5年ごとの産業連関表を基準にして、これにその後の計数の変化を加味して推計されているほか、各都道府県等の地域産業連関表や国際産業連関表などについても、5年ごとの産業連関表が基準となっている。

(注2) 産業連関表は、昭和30年(1955年)表以来、西暦年の末尾が0又は5の年次を対象として5年ごとに作成することを原則としてきたが、今回作成する産業連関表は、重要な基礎資料となる「経済センサス-活動調査」の調査対象年次が平成23年であるため、これに合わせて、当該原則とは異なるものの、平成23年(2011年)を作成対象年次とすることとし、前回表との間が6年となっている(第1部第3章5(1)を参照)。

(注3) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項第2号により、「基幹統計」であることが直接法定されている。

(注4) 国内生産額について、財・サービスが生産又は輸入された後、流通段階を経て、最終使用者に購入・処分されるまでの経路(流れ)に沿って推計する方法をいう。

イ 産業連関分析

(ア) 経済構造の現状分析

産業連関表の取引基本表には、財・サービスの国内生産額、需要先別販売額(中間需要、消費、投資、輸出等)及び費用構成(中間投入、雇用者所得、資本減耗引当等)が、部門ごとに詳細に記録されている。これらを係数化することにより、産業間の連結関係、最終需要と生産との関係などを把握し、経済構造の特徴を読み取ることができる。

(イ) 経済の機能分析・効果測定

産業連関表の取引基本表から計算される投入係数、逆行列係数などの各種係数(付録第2章を参照)を用いることにより、最終需要の増減が、各財・サービスの生産等どのような影響を及ぼすかを数値的に明らかにできる。また、公共投資などの各種施策やイベントの実施に伴う経済波及効果を分析することができ、経済に関する各種計画や見通しの作成の際に客観的なデータを提供することができる。

(4) 産業連関表の特徴

産業連関表の作成目的及び利用については、前記(2)及び(3)のとおりであるが、次に掲げる点についても、産業連関表の特徴として挙げるることができる。

ア SNAにおける位置付け

産業連関表は、「国民経済計算の体系」(SNA (System of National Accounts))の一つであるが、内閣府が作成する「国民経済計算」が、付加価値を生産、分配及び支出面からとらえることに重点を置くのに対して、産業連関表は、財・サービスの流れ、すなわち実物的な「モノのフロー」面の実態を明らかにするものとして位置付けられており、また、内閣府の国民経済計算では産業計として一括されている中間生産物についても、各部門別に、その生産及び取引実態を詳細に記録するものとなっている。

イ 経済構造に関する情報の宝庫

産業連関表の取引基本表は、〔行〕約500×〔列〕約400の部門の行列（マトリックス）であり、行方向（表のヨコ方向）は、中間需要を含めたマクロの需給バランス表となっており、列方向（表のタテ方向）は、中間投入を含めたマクロの経営（収支）バランス表となっている。また、内生部門からは、狭義の生産技術構造あるいは経済循環に関する情報を、最終需要部門や粗付加価値部門からは、部門別所得・支出勘定の情報を得ることができる。さらに、各セルの流通経費（商業マージン及び国内貨物運賃）や輸入額等の情報も提供するなど、一つの統計表でこれだけ多くのマクロ経済の情報が得られるものは他に類例がなく、まさに、「経済構造（経済循環）に関する情報の宝庫」となっている。

ウ 各種一次統計の統合

取引基本表を構成するデータは、各種一次統計を収集、整理、加工の後、推計することによって得られるものであるが、この推計は、統計作成の主体、目的、対象、時期、方法等が異なる各種一次統計相互の整合性をとりつつ行われる。言い換えれば、本来、性格の異なる各種一次統計が産業連関表としてまとめ上げられることにより、同じ性格を有することとなり、整合性が図られるとともに、一次統計の段階では困難とされる部門間の各種比較が可能となる。

エ 統計体系へのフィードバック機能

産業連関表の作成は、一定のルールに基づく部門分類に従って国民経済を一つの統計表にまとめ上げるという性格を有することから、その作成を通じて一次統計が不備又は不足している分野が明らかにされ、当該分野における統計の整備・改善のきっかけになることが期待されている。つまり、二次統計である産業連関表が、その作成を通じて、我が国の統計体系の整備に関し、フィードバック機能も有しているといえる。

2 産業連関表の構造

ある部門は、他の部門から原材料や燃料等を購入（投入）し、それを加工（労働・資本等を投入）して別の財・サービスを生産する。そして、その財・サービスをさらに別の部門における生産の原材料等として、あるいは、家計部門等に最終需要として販売（産出）する。このような「購入－生産－販売」という関係が連鎖的につながり、最終的には、各部門から家計、政府、輸出などの最終需要部門に対して必要な財・サービスが供給されて、取引は終了する。

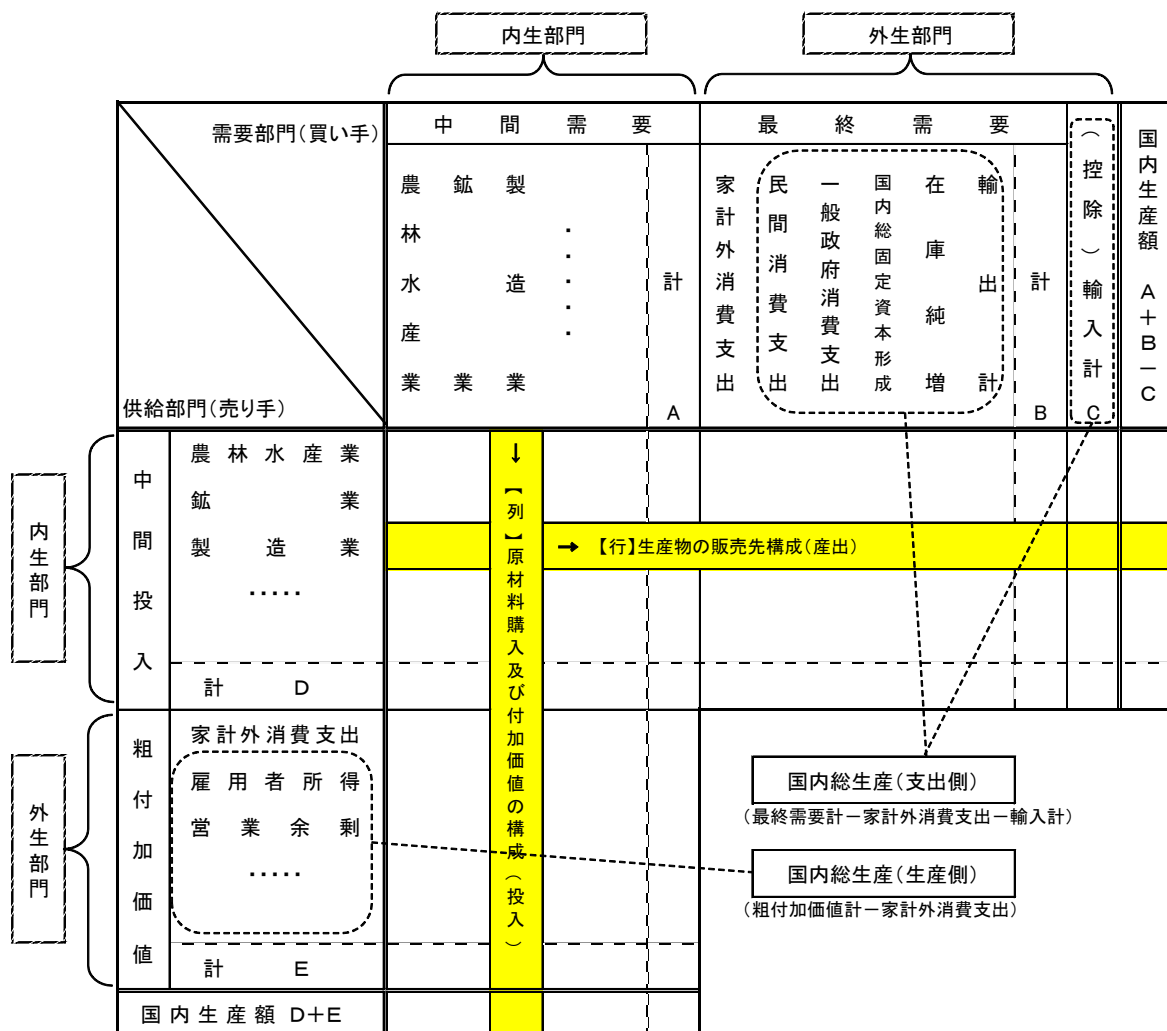
産業連関表の「取引基本表」^(注5)は、これらの取引を一つの統計表にまとめたものであり、このような各部門における、財・サービスの投入及び産出の構造を表すものであることから「投入産出表」(Input-Output Tables (略してI-O表))とも呼ばれている。

取引基本表の概念図は、次ページの**参考図**のとおりである。^(注6)

(注5) 「産業連関表」で総称される統計表の中には、さまざまなものが含まれるが、「取引基本表」が、それらの基礎となる最も重要な統計表であり、それ以外の統計表は、付帯表を除いて、基本的には、取引基本表の数値を算術的に処理する等により派生的に求められるものである。そのため、単に「産業連関表」と呼ぶときは、通常、取引基本表のことを指す。平成22年に統計法上の「基幹統計」に指定された「産業連関表」も、取引基本表のことを指している（第1部第3章1(1)を参照）。

(注6) 取引基本表は、本来、**参考図**のような行列表であるが、基本分類及び統合小分類においては、部門数も多く、取引基本表全体を一つの行列表として表章すると、計数が読み取りにくい場合がある。このため、基本分類及び統合小分類の取引基本表については、従前から、部門分類ごとの列（タテ）方向のデータを表章した「投入表」と、部門分類ごとの行（ヨコ）方向のデータを表章した「産出表」に分けて公表している。

[参考図] 産業連関表（取引基本表）の概念図



【表の見方】

◆タテ方向の計数の並びを「列」(column)という。各列では、その部門の財・サービスの生産に当たって用いられた原材料、燃料、労働力などへの支払いの内訳(費用構成)が示されており、産業連関表では、この支払いを「投入」(input)という。

◆ヨコ方向の計数の並びを「行」(row)という。各行では、その部門で生産された財・サービスの販売先の内訳(販路構成)が示されており、産業連関表では、この販売を「産出」(output)という。

【行と列のバランス】

産業連関表では、行方向の国内生産額(A+B-C)と列方向の国内生産額(D+E)とが一致するように作成されており、その結果、次のようなバランス式が成り立っている。

なお、①及び②については、各行・列の部門ごとに成立するが、③及び④については、部門全体の合計についてのみ成立し、部門ごとには成立しない。

- ① 総供給＝国内生産額＋輸入計＝中間需要計＋最終需要計＝総需要
- ② 国内生産額＝中間需要計(A)＋最終需要計(B)－輸入計(C)＝中間投入計(D)＋粗付加価値計(E)
- ③ 中間投入計＝中間需要計
- ④ 粗付加価値計＝最終需要計－輸入計 → これを「二面等価」という。

第 1 部

平成 23 年（2011 年）産業連関表の作成の基本

第 1 部については、平成 24 年 9 月 28 日付けで、産業連関部局長会議決定として取りまとめたものである。

なお、平成 23 年（2011 年）産業連関表作成基本方針については、平成 22 年 12 月 27 日付けで産業連関部局長会議決定として策定済みのものであるが、基本要綱が同基本方針を具体化するものであること、また、最新の状況を踏まえて作成スケジュールを見直し、第 1 部の決定に合わせて改正したことから、第 1 部第 1 章に掲載している。

第1章 平成23年（2011年）産業連関表作成基本方針

平成22年12月27日
産業連関部局長会議決定
改正:平成24年9月28日

我が国の産業連関表は、その作成に当たり広範多岐にわたる分野の膨大な統計資料等を用いていること等から、関係府省庁の共同事業体制をとっている。

このため、関係府省庁は、産業連関表を取り巻く社会・経済状況の変化や諸課題に適切に対応しつつ、産業連関表作成上の検討事項等に関して共通認識を持つことが必要である。

本方針は、こうした共通認識の確保のため、平成23年（2011年）産業連関表の作成事業に係る基本的事項を定めたものである。

1 平成23年（2011年）産業連関表の作成目的等

産業連関表は、財・サービスの生産活動における産業相互の連関構造、生産活動と最終需要面・付加価値面との関連といった国の基本的な経済構造を明らかにする重要な加工統計であるのみならず、国の経済見通しや各種経済政策の作成、個別施策の経済波及効果分析等に活用されているほか、国民経済計算等の各種経済統計等の基礎データにもなっている。

また、産業連関表は、消費、投資、輸出などの最終需要の変化が各産業の財・サービスの生産に及ぼす影響などを計数的に明らかにすることが可能であることから、民間企業等においても関連業界の動向の将来予測等にも幅広く利用されている。

さらに、産業連関表は、国際連合が示している国民経済計算体系において、それを構成するサブシステムの1つに位置づけられ、基本的に国際比較可能性が確保されていることから、国際機関や各国の政府研究機関等において各国の産業構造の比較等にも広く利用されている。

このため、産業連関表は、上記重要性にかんがみ、平成22年7月に、公的統計の中核をなす統計として、統計法上の基幹統計に指定されている（指定した旨の公示は平成22年9月）。

一方、産業連関表を取り巻く状況は、平成17年（2005年）を作成対象年とした前回の産業連関表（以下「平成17年表」という。）の作成時以降大きく変化しており、特に重要なものとして以下の点が挙げられる。

- ① 産業連関表関係の諸課題が盛り込まれた平成21年の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定。以下「基本計画」という。）の策定
- ② 産業連関表の部門分類の概念・定義等に関して整合性の確保を図る必要がある国民経済計算体系の2008年国際連合勧告や日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）の平成19年改定
- ③ これまで産業連関表作成の重要な基礎資料であった工業統計調査やサービス業基本調査の「経済センサス=活動調査」への統合（平成23年度）

こうしたことから、上記状況の変化を踏まえつつ、産業連関表を作成することとし、その作成に当たっての基本的事項を以下のとおり定める。

なお、産業連関表は、昭和30年（1955年）表以来、西暦年の末尾が0又は5の年次を対象として5年ごとに作成することを原則としてきたが、今回作成する産業連関表は、重要な基礎資料と

なる「経済センサス-活動調査」の調査対象年次が平成23年であるため、これに合わせて、当該原則とは異なるものの、平成23年（2011年）を作成対象年とすることとし、その名称も平成23年（2011年）産業連関表とする。

2 事業の実施体制

(1) 共同事業体制

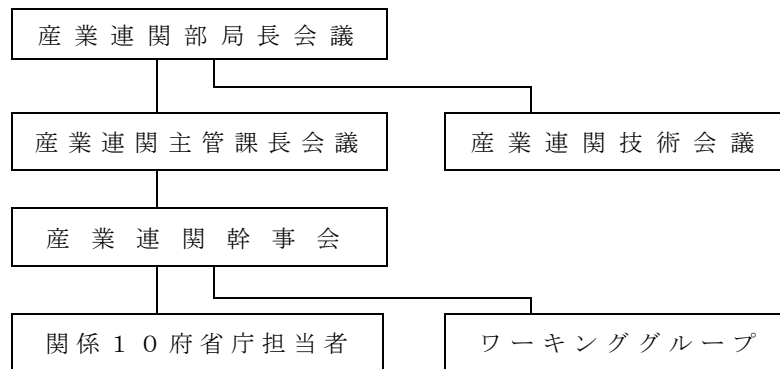
平成23年（2011年）産業連関表の作成は、平成22年度を初年度とする7か年度にわたる事業とし、総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の10府省庁の共同事業体制により行う。

なお、必要に応じてその他の関係機関の協力を得るものとする。

(2) 事業組織及び作成業務の分担

ア 産業連関表の作成を円滑に進めるため、産業連関部局長会議等の機関を設ける。事業の実施体制及び各機関の機能と構成は、次のとおりとする。

< 事業の実施体制 >



< 各機関の機能と構成 >

- ① 産業連関部局長会議
産業連関表に関する基本事項を決定するため、関係府省庁の関係部局長をもって構成する。
- ② 産業連関主管課長会議
産業連関表に関する重要事項を決定するため、関係府省庁の主管課長をもって構成する。
- ③ 産業連関技術会議
産業連関部局長会議に対して産業連関表に関する技術的な助言を行うため、学識経験者をもって構成する。
- ④ 産業連関幹事会
産業連関表に関する事項の関係府省庁間の連絡及び関係府省庁に共通する問題の処理を行うため、関係府省庁の担当者の代表をもって構成する。必要に応じて部外協力者を参加させることができる。
- ⑤ ワーキンググループ
産業連関表の部門分類、概念・定義、推計方法等に関する具体的問題を集中的に検討するため、関係府省庁の担当者をもって構成する。

イ 関係府省庁の具体的な作成業務の分担は、「平成23年（2011年）産業連関表作成基本要綱」

において決定することとする。

なお、各府省庁の主たる作成業務の分担は次のとおりである。

＜各府省庁の主たる作成業務の分担＞

府省庁	主たる作成業務の分担
総務省	① 立案、連絡、調整及び公表の総括 ② 電子計算機による製表及び分析計算 ③ 輸出入部門 ④ 通信・放送部門
内閣府	① 公務、対個人及び公共サービス部門（他省庁が担当する部門を除く。） ② 最終需要部門（輸出入部門を除く。） ③ 粗付加価値部門（雇用者所得部門を除く。）
金融庁	金融及び保険部門
財務省	塩、酒、たばこ及び法務・財務・会計サービス部門
文部科学省	教育及び研究機関部門
厚生労働省	① 医薬品、水道（他府省庁が担当する部門を除く。）、医療、保健、社会保障及び生活衛生関係サービス部門 ② 労働者派遣サービス部門 ③ 雇用者所得部門
農林水産省	農林水産業及び食品工業部門（酒及びたばこ部門を除く。）
経済産業省	① 鉱工業（他府省庁が担当する部門を除く。）、再生資源回収・加工処理部門、電力・ガス・熱供給、工業用水、商業及び対事業所サービス部門（他府省庁が担当する部門を除く。） ② 事務用品部門
国土交通省	① 建設、不動産及び土木建築サービス部門 ② 運輸、船舶及び鉄道車両部門
環境省	廃棄物処理部門

(3) 予算

産業連関表の作成に関する予算措置については、各年度の必要経費（職員の人件費を除く。）を総務省に一括計上し、これを作成業務の内容に応じて関係府省庁に配分することとする。

3 事業の内容

産業連関表（取引基本表）、係数表、付帯表及び接続産業連関表を作成する。これらの表の形式等については、次のとおりとする。

- (1) 産業連関表は、「商品×アクティビティ（商品）のクロス表」を作成する。表の種類は、価格評価の違いによる生産者価格評価表及び購入者価格評価表並びに輸入の扱いの違いによる競争輸入型表及び非競争輸入型表（基本分類のみ）とする。
- (2) 係数表及び付帯表は、原則として平成17年表に準じた表を作成する。
- (3) 平成23年（2011年）産業連関表完成後に、平成12-17-23年接続産業連関表を作成する。

4 作成上の留意点及び主な検討事項等

(1) 作成上の留意点

- ア 近年の我が国経済構造の急速な変化への対応の必要性や産業連関表の基幹統計としての指定を踏まえ、産業連関表の推計精度の一層の向上を図るため、推計基礎資料の収集・整備の充実及び改善を図る。
- イ 産業連関表の利用のニーズに合った部門の設定を行うとともに、特殊な扱いを可能な限り整理し、利用しやすい表を作成する。
- ウ 経済統計の体系整備及び国際比較可能性を高める観点から、国際連合が 1993 年に勧告した国民経済計算体系（以下「93 SNA」という。）及び 2008 年から 2009 年にかけて採択した国民経済計算体系（以下「08 SNA」という。）における概念・定義との関係を整理する。
- エ 基礎資料の収集・整備、計数の推計、計数調整等各段階での作成業務の合理化・効率化を進め、一層の公表の早期化を図る。

(2) 主な検討事項

ア 基本計画の課題への対応

基本計画に掲げられた産業連関表関係の諸課題について、以下により計画的に検討を進める。

① 「固定資本減耗の時価評価の導入」及び「公的部門の分類の格付けの見直し」

産業連関表における「固定資本減耗への時価評価の導入」及び「公的部門の分類の格付けの見直し」については、内閣府における国民経済計算上の取扱いに関する検討結果を踏まえつつ、産業連関表上の取扱いに関する検討を行い、その結果に基づき、取扱いについて、平成 23 年（2011 年）産業連関表作成基本要綱（以下「基本要綱」という。）の作成までに結論を得る。

② 「詳細な供給・使用表と X 表からなる体系への移行」及び「生産構造・中間投入構造の把握方法の検討」

各府省庁は、推計基礎資料の充実を図る。その一環として、産業連関構造調査を効率的かつ効果的に実施するとともに、必要性が十分あるものについては拡充を図るものとする。特に、サービス業関係及び「管理、補助的経済活動を行う事業所」関係の産業連関構造調査については、報告者負担軽減の観点を踏まえつつ、推計精度の向上を一層図る。また、推計基礎資料が必ずしも十分でない産出額の推計精度の向上を図るため、産出先情報を把握するための新たな産業連関構造調査を検討し、その実施に関する取扱いは、平成 23 年度末までに結論を得る。

③ 基本価格表示による産業連関表の作成に向けた検討

基本価格表示による産業連関表については、推計に必要な一次統計資料の整備状況を踏まえつつ、その作成に向けて作成方法、精度等の検討を行い、その結果に基づき、取扱いに関して、基本要綱の作成までに結論を得る。

イ 08 SNA、産業分類の改定、「経済センサス=活動調査」の実施等に伴う課題への対応

① 概念・定義及び推計方法

平成 17 年表を基本としつつ、産業連関表の利用ニーズにも配慮して、産業分類の平成 19 年改定に準拠した概念・定義の検討を行う。併せて、93 SNA 及び 08 SNA の概念・定義との整合性の確保を図る観点から、内閣府における国民経済計算上の取扱いの検討結果を平成

23年度末までに得て、これを勘案しつつ、産業連関表上の取扱いに関する検討を計画的に行う。また、推計方法について、今回新たに推計基礎資料として利用する「経済センサス-活動調査」の調査内容を踏まえつつ、より一層の精度向上の観点からの検討を行う。技術的事項については、産業連関技術会議を積極的に開催し、専門的見地からの検討を行う。

② 部門・品目分類

平成17年表を基本としつつ、産業分類や産業構造の変化等を踏まえ、国際標準産業分類等国際分類による国際比較可能性の確保にも配慮して、部門分類を検討する。特に産業分類上、新たに設定された「管理、補助的経済活動を行う事業所」への対応について十分に検討する。併せて部門の担当府省庁について検討する。

③ 推計基礎資料の充実

推計基礎資料の充実を図るため、一次統計所管部署との連携を取りながら、既存統計の組替集計の内容について検討する。特に今回、新たに利用することとなる「経済センサス-活動調査」について、組替集計による利用方法を十分に検討する。また、推計精度の向上の観点から、行政記録情報や民間統計の活用についても積極的に検討する。

④ 接続産業連関表の作成方法の検討

固定価格評価表の作成に当たり、実質化の方法について更なる精度向上を検討する。また、輸出インフレータの作成方法に関する検討を行う。

(3) 作成の効率化及び相互協力

ア 平成23年（2011年）産業連関表の精度向上と作成の効率化を図るため、産業連関表作成業務支援プログラムの抜本的な見直しを行う。

イ 産業連関表の作成には専門的知識と膨大な業務量を必要とするため、各府省庁は、要員の適正配置に努めるとともに、他の業務との適切な調整に十分に留意する。

ウ 各府省庁は、それぞれが共同事業組織の一員であることを十分に認識し、相互協力の下に作成を進める。

(4) その他

ア 産業連関分析や産業連関表の利用方法等の検討

各府省庁は、所管分野での産業連関分析や産業連関表の利用方法等の検討を引き続き行う。

イ 地域産業連関表の作成に係る地方公共団体への支援

地域産業連関表を作成する地方公共団体に対して、推計基礎資料の提供等の面で支援を行う。

5 作成スケジュール

作成スケジュールの概要は、別紙のとおりとする。

6 その他

今後の統計体系の整備の状況を踏まえて、平成27年（2015年）を作成対象年とする次回の産業連関表の作成のあり方について、その作成が円滑に開始されることに資するため、平成23年（2011年）産業連関表の作成期間（平成22年度を初年度とする7か年度）中に、必要に応じて検討を行うなど適切な措置を講じる。

平成23年(2011年)産業連関表作成スケジュール(注1-1-1)

年度	平成22年(2010年)度				平成23年(2011年)度				平成24年(2012年)度				平成25年(2013年)度				平成26年(2014年)度				平成27年(2015年)度				平成28年(2016年)度	
	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四
主要事項	◎ 基本方針の決定								◎ 基本要綱の決定								◎ 速報の公表				◎ 確報の公表 27年基本方針の決定				◎ 接続表の公表	
会議	▼★								▼★								▼★				▼★				▼	
作業	産業連関表の基幹統計への 諮問・答申・指定				<会議の区分> ▼ 産業連関主管課長会議 ★ 産業連関部局長会議				総務大臣に対する作成方法 の通知(統計法26条)				生産額の推計				投入額・産出額の推計				○ 確報報告書発行				○ 接続報告書発行	
	基本方針の作成・審議 ① 事業の実施体制 ② 作成上の留意点及び主な ③ 作成スケジュール				経済センサス-活動調査に係る対応の検討				経済センサス-活動調査組替集計				プログラム開発 予備集計 本集計				産業連関表本体 の最終調整				接続表作成方法の部門分類の設定等					
	基本要綱の作成・審議 ① 基礎的事項(表の種類と形式、部門設定、作業分担等) ② 概念・定義・範囲等の検討 ③ 部門別推計方法の検討 ④ 作成課題の検討								既存統計調査、基礎統計の組替集計 ① 貿易統計 ② その他				産業連関表本体の調整作業 ① 生産者価格調整 ② 購入者価格調整				名目値の調整、時価表の作成									
	産業連関構造調査に関する検討 ① 投入構造の把握方法の検討 ② 産出構造の把握方法の検討												付帯表の作成方法の詳細検討				インフレータの作成									
	産業連関構造調査(平成23年度実施)の企画・実施・集計												付帯表の作成				実質値の調整、固定価格表の作成									
	産業連関構造調査(平成24年度実施)の企画・実施・集計												接続産業連関表の固定価格評価表の あり方の検討				分析計算				接続表の付帯表の 検討・作成					
	産業連関構造調査(平成25年度実施)の企画・実施・集計																報告書の作成				分析計算					
	産業連関技術会議の開催(随時開催)																				接続報告書の作成					
	① 公的統計基本計画への対応 ② 23年表基本方針について ③ 産業連関構造調査の実施について ④ その他				① 部門別概念・定義・範囲 ② 経済センサス-活動調査への対応 ③ 産業連関構造調査の実施について ④ 本社経費等の推計方法 ⑤ 消費税の取扱いについて ⑥ その他				① 部門別概念・定義・範囲 ② 経済センサス-活動調査への対応 ③ 本社経費等の推計方法 ④ 消費税の取扱いについて ⑤ 23年表基本要綱について ⑥ その他				① 生産額等の検討 ② 推計方法の検討 ③ その他				① 付帯表の作成 ② 速報について ③ 確報について ④ 27年表の作成手法、特別調査 の在り方等の検討 ⑤ その他				① 接続表の作成方法の検討 ② 実質化の方法 ③ 27年表基本方針について ④ その他					
	作成業務支援プログラムの基本設計								個別プログラムの詳細設計・開発																	
												作成業務支援プログラムの運用														
												次回、経済センサス-活動調査に対する要望整理														
																27年表基本方針										
																				27年表基本要綱の検討						
																				産業連関構造調査(平成27年度実施)の企画・実施・集計						
																				産業連関構造調査(平成28年度実施)の企画・実施						

(注1-1-1) 本スケジュールは、平成22年12月の基本方針策定の一環として作成したものである。
 しかし、①平成23年度後半になり、経済センサス-活動調査に係る調査票情報(組替集計に利用する。)の利用可能時期が、早くとも平成25年秋であることが明らかになってきたとともに、②過去の表における作業実績と改めて比較・検討した結果、平成22年12月の基本方針策定時のスケジュールでは、対応困難な部分が少なくないと考えられた。
 そこで、これらの事情を踏まえ、本スケジュールを見直し、基本要綱第1部の決定に合わせて、改正したものである。

〔参考〕平成23年（2011年）産業連関表作成機関名簿

(1) 産業連関部局長会議

総務省政策統括官（統計基準担当）
内閣府経済社会総合研究所次長
金融庁総務企画局長
総務省統計局統計調査部長
財務省大臣官房長
文部科学省生涯学習政策局長
厚生労働省大臣官房統計情報部長
農林水産省大臣官房統計部長^{（注1-1-2）}
経済産業省大臣官房調査統計審議官^{（注1-1-3）}
国土交通省総合政策局情報政策本部長
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

(2) 産業連関主管課長会議

総務省政策統括官付統計審査官
内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長
金融庁総務企画局企画課調査室長
総務省統計局統計調査部調査企画課長
財務省大臣官房総合政策課長
文部科学省生涯学習政策局調査企画課長
厚生労働省大臣官房統計情報部企画課長
農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官^{（注1-1-2）}
経済産業省大臣官房参事官（経済解析室長）^{（注1-1-3）}
国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課長^{（注1-1-3）}
国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課建設統計室長^{（注1-1-3）}
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

（注1-1-2）平成23年9月1日付け組織変更に伴い変更

（注1-1-3）平成23年7月1日付け組織変更に伴い変更

第2章 平成23年（2011年）産業連関表の作成基本フレーム

1 対象期間及び地域的範囲

(1) 対象期間

平成23年（2011年）1月から12月までの1年間を対象とする。

我が国の産業連関表は、昭和30年（1955年）表以来、西暦年の末尾が0又は5の年次を対象として5年ごとに作成することを原則としてきたが、今回作成する産業連関表は、重要な基礎資料となる「経済センサス-活動調査」の調査対象年次が平成23年であるため、これに合わせて、当該原則の例外として、平成23年（2011年）を作成対象年とする。

(2) 地域的範囲

「国内概念」を原則とし、日本国内で行われた生産活動及び取引を対象とする。

具体的には、日本国の領土から国内に所在する外国政府の公館及び軍隊を除いたものに、日本国の在外公館、日本企業が運用する船舶及び航空機を加えたものを範囲とする。

2 記録の時点

「発生主義」を原則とし、生産活動及び取引が実際に発生した時点で記録する。

3 金額による評価

取引活動の大きさは、「金額」で評価する。

4 部門分類

(1) 部門分類の原則

ア 行部門は、財・サービス（以下「商品」という。）の販売先構成を表す部門であり、原則として商品分類により分類する。列部門は、生産活動ごとの費用構成を表すものであり、原則として「生産活動単位」、いわゆるアクティビティベース^(注1-2-1)により分類する。

(注1-2-1) 一つの商品が一つのアクティビティに対応する部門については、列部門についても商品分類となっている。

イ 取引基本表の表章上、最も詳細な分類である「基本分類」については、生産活動単位による分類のほか、93SNA及び08SNA^(注1-2-2)との整合性を図るため、「生産活動主体」による分類機能も持たせる。

生産活動主体分類は、以下のとおりとし、基本分類の名称末尾に★印を付すことにより区分する。

- ・「★★」は、「政府サービス生産者」
- ・「★」は、「対家計民間非営利サービス生産者」
- ・無印は、「産業」

(注1-2-2) 93SNAとは、国際連合が、経済統計の体系整備及び国際比較可能性を高める観点から、1993年（平成5年）に勧告した国民経済計算の体系をいひ、08SNAとは、国際連合が、2008年（平成20年）から2009年（平成21年）にかけて採択した国民経済計算の体系をいう。

(2) 部門分類の種類

ア 基本分類

(ア) 基本分類は、行 518 部門、列 397 部門^(注1-2-3)とする。各部門に付するコード（以下「分類コード」という。）については、行部門は7桁、列部門は6桁で表示する。

(注1-2-3) 産業連関表は、内生部門、粗付加価値部門及び最終需要部門から構成され、それぞれに基本分類が設けられるが、産業連関表の大きさを表す部門の数については、一般的に、内生部門の行及び列の部門数をもって表される。したがって、行518部門及び列397部門には、それぞれ粗付加価値部門及び最終需要部門の基本分類の数は含まれていない。

(イ) 各基本部門の概念・定義・範囲は、第3部第2章のとおりであり、平成17年表からの変更点については、それぞれの部門の〔平成17年表からの変更点〕欄に記載している。

(ウ) 計数調整は、原則として、基本分類により行う。

イ 細品目分類

行部門の更に詳細な分類として、「細品目分類」を設ける。

細品目は、10桁の分類コードで表示する。国内生産額の推計は、細品目を行部門に積み上げて推計する。

ウ 統合分類

基本分類を統合して「統合分類」を設ける。

統合分類は、統合小分類(190部門)、統合中分類(108部門)及び統合大分類(37部門)とする。

なお、産業連関表の説明用ひな型として、13部門表も作成する。

(3) 基本分類及び統合分類の名称と分類コード

ア 基本分類及び統合分類を構成する部門の名称及び分類コードの一覧は、第3部第1章のとおりである。

イ 基本分類及び統合分類を構成する部門の名称及び分類コードに係る平成17年表との相違については、第1部第3章の別表4のとおりである。

(4) 特殊符号

表章上、分類コードに補足情報が必要となる場合には、以下の区分に応じて、該当する数字を、特殊符号として分類コードの末尾に付す。

屑投入	……	2
屑発生	……	3
副産物投入	……	4
副産物発生	……	5
商業マージン	……	6
国内貨物運賃	……	7

(5) 最終需要部門と粗付加価値部門

原則として、国民経済計算（内閣府が作成する基幹統計）と整合性のとれた分類とする。

ただし、家計外消費支出は、最終需要部門及び粗付加価値部門に設ける。

5 取引基本表の基本構造

(1) 商品×アクティビティ（商品）表

〔行〕商品×〔列〕アクティビティ（商品）の表を直接作成する。

(2) 価格評価と表形式

ア 生産者価格評価表と購入者価格評価表の両方を作成する。

イ 基本分類及び統合小分類による投入表及び産出表は、生産者価格、商業マージン額、国内貨物運賃額及び購入者価格を表章することにより、生産者価格評価表と購入者価格評価表の両方が読み取れる表とする。

ウ 消費税については、従前から、実際に取引される価格を的確に表章するために、価格評価に含んで扱っているが、平成23年表の作成に当たっても、引き続き、価格評価に含むこととする。

また、納税額は、引き続き、「間接税（関税・輸入品商品税を除く。）」に計上する。

(3) 輸入の扱いと表章形式

輸入は、「競争・非競争混合輸入型」により表章する。

なお、輸入額を取引基本表の内数として表章することで、「非競争輸入型」に組み替えることも可能とする。

6 国内生産額及び輸出入品の価格評価

(1) 国内生産額の価格評価

「実際価格」に基づく「生産者価格」で評価する。

(2) 輸出入品の価格評価

普通貿易の輸入品は、国際貨物運賃及び保険料が含まれたC I F（cost insurance and freight）価格で評価する。

普通貿易の輸出品は、本船渡しFOB（free on board）価格で評価する。

7 特殊な扱いをする部門

(1) コスト商業及びコスト運賃

コスト商業及びコスト運賃は、平成17年表と同様の範囲を推計する。

(2) 屑・副産物の扱い

屑・副産物は、再生資源回収・加工処理部門を設け表章する。同部門は、「屑・副産物」そのものを含めないこととし、回収・加工に要する経費だけを表章する部門として取り扱う。

屑・副産物の範囲は、投入調査等の結果を勘案しながら、見直しを行うこととする。

(3) 帰属計算を行う部門

次の部門について帰属計算を行う。

① 生命保険及び損害保険

- ② 政府の建設物及び社会資本に係る資本減耗引当
- ③ 持家住宅及び給与住宅に係る住宅賃貸料

(4) 仮設部門

独立した生産活動が実際に行われているものではないが、産業連関表作成上の便宜及び利用目的を踏まえ、次の仮設部門を設ける。なお、仮設部門には、分類コードの末尾に「P」を付す。^(注1-2-4)

- ① 古紙
- ② 鉄屑
- ③ 非鉄金属屑
- ④ 自家輸送（旅客自動車）
- ⑤ 自家輸送（貨物自動車）
- ⑥ 事務用品

自家輸送（④及び⑤）については、表の利用上の要請に応え、自家輸送を表章した表と、これを各部門の財・サービスの投入として織り込み、自家輸送を表章しない表の2種類を作成する。

^(注1-2-4) ①～③については、屑・副産物として、統計表の表章上は、特殊符号を付す（前記4(4)を参照）。そこで、これら特殊符号及び「P」の両者が、分類コードの末尾に並列する煩瑣を避けるため、統計表上の分類コードには「P」を付さない。この取扱いに伴い、④～⑥についても同様に、統計表上の分類コードには「P」を付さない。したがって、「P」は、部門分類の一覧表及び部門別概念・定義・範囲の説明等、統計表以外の部分においてのみ用いる。

(5) 使用者主義と所有者主義

使用者主義と所有者主義の二つの考え方が適用できる物品賃貸業については、「所有者主義」により推計する。

推計部門は、次の6部門とする。

- ① 産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業
- ② 建設機械器具賃貸業
- ③ 電子計算機・同関連機器賃貸業
- ④ 事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業
- ⑤ スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業
- ⑥ 貸自動車業

なお、「不動産賃貸業」及び「労働者派遣サービス」部門についても、所有者主義で推計する。

(6) 中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等

中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等の活動に関する取扱い及び部門分類（格付け）については、第1部第3章の別表1③及び別表5のとおりである。

8 付帯表

付帯表は、次のものを作成する。^(注1-2-5)

- ① 物量表

- ② 屑・副産物発生及び投入表
- ③ 雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）
- ④ 雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）
- ⑤ 固定資本マトリックス
- ⑥ 産業別商品産出表（V表）
- ⑦ 自家輸送マトリックス

（注1-2-5）「商業マージン表」「国内貨物運賃表」及び「輸入表」については、従前、付帯表の一部として位置付けていたが、取引基本表中の該当する数値を統合中分類ごとに集計したものであることから、付帯表ではなく、統合中分類表の一部として位置付けを改めるとともに、公表は、インターネットのみで行うこととする。（表1-2-1を参照）

9 作成する統計表

作成する統計表は、表1-2-1のとおりである。

統計表の様式については、基本的に平成17年表と同様とする。様式の変更については、今後必要に応じて検討する。

10 結果の公表

- ① 速報は、統合中分類、統合大分類及びひな型により公表する。公表は、インターネット及び印刷物により行う。
また、速報の要旨は、閣議に配布する。
- ② 確報を最終的な推計結果報告とし、公表は、インターネット及び印刷物により逐次行う。
- ③ 確報は、総合解説編と計数編で構成する。また、英文編も作成する。

11 接続産業関連表

- ① 平成12年(2000年)－17年(2005年)－23年(2011年)接続産業関連表を作成する。
- ② 接続表は、生産者価格で作成することとし、さらに、自家輸送を表章しない形式の時価評価表（名目表）と平成23年価格による固定価格評価表（実質表）を作成する。
- ③ インフレーター作成方法については、十分な検討を行うこととする。
- ④ 平成23年表を推計するに当たっての基礎資料として、初めて経済センサス-活動調査を利用することを踏まえ、公表に当たっては、時系列上の留意点を必要に応じて明記する。
- ⑤ 作成する統計表は、基本的に、平成7年(1995年)－12年(2000年)－17年(2005年)接続産業関連表と同様とするが、詳細は、今後検討する。なお、付帯表として、接続雇用表及び接続雇用マトリックスを作成する。
- ⑥ 推計結果の公表は、インターネット及び印刷物により逐次行う。

表1-2-1 平成23年表において作成する統計及びその公表形態一覧 (注1-2-6~1-2-8)

統計表の名称			速報			確報							
			統合中分類 (108部門)	統合大分類 (37部門)	ひな型 (13部門)	基本分類	統合小分類 (190部門)	統合中分類 (108部門)	統合大分類 (37部門)	ひな型 (13部門)			
(1)「自家輸送」部門の表章あり													
①	取引基本表	投入表(生産者価格、購入者価格)				①	②						
		産出表(生産者価格、購入者価格)				①	②						
		生産者価格評価表(投入・産出行列形式)	○	○	○			②	③	③			
		購入者価格評価表(投入・産出行列形式)						②	③	③			
②	投入係数表(生産者価格評価)		○	○	○		②	②	③	③			
③	逆行列係数表	$[I-(I-\hat{M})A]^{-1}$	○	○	○		②	②	③	③			
		$(I-A^d)^{-1}$					②	②	◆				
		$(I-A)^{-1}$					②	②	◆				
④	最終需要項目別生産誘発額、生産誘発係数、生産誘発依存度		○	○	○		②	②	③	③			
⑤	最終需要項目別粗付加価値誘発額、粗付加価値誘発係数、粗付加価値誘発依存度		○	○	○		②	②	③	③			
⑥	最終需要項目別輸入誘発額、輸入誘発係数、輸入誘発依存度		○	○	○		②	②	③	③			
⑦	輸入係数、輸入品投入係数、総合輸入係数及び総合粗付加価値係数						②	②	③				
⑧	商業マージン表	/						◆					
⑨	国内貨物運賃表					①(注1-2-9)	②(注1-2-9)	◆					
⑩	輸入表							◆					
付 帯 表	⑪					物量表			②				
	⑫					屑・副産物発生及び投入表			②				
	⑬					雇用表(生産活動部門別従業者内訳表)			②	②	②		
	⑭					雇用マトリックス(生産活動部門別職業別雇用者数表)					②		
	⑮					固定資本マトリックス				②(注1-2-10)			
	⑯					産業別商品産出表(V表)					②		
	⑰					自家輸送マトリックス				②(注1-2-11)			
(2)「自家輸送」部門の表章なし													
①	取引基本表	投入表(生産者価格、購入者価格)	/				◆	◆					
		生産者価格評価表(投入・産出行列形式)							◆	◆			
②	逆行列係数表	$[I-(I-\hat{M})A]^{-1}$									◆	◆	◆
		$(I-A^d)^{-1}$									◆	◆	◆
		$(I-A)^{-1}$									◆	◆	◆

(注1-2-6) ○及び①②③は、インターネット及び印刷物の双方で公表予定であることを意味する。確報欄の①は計数編(1)、②は計数編(2)、③は総合解説編で掲載予定であることを意味する。

(注1-2-7) ◆はインターネットのみで公表予定であることを意味する。

(注1-2-8) 本表に掲載する統計表以外に、平成23年表を作成する際に用いる国内生産額をまとめたものとして「部門別品目別国内生産額表」についても作成する。

(注1-2-9) 取引基本表において、部門ごとの内訳として表示している(商業マージン及び国内貨物運賃については、印刷物では産出表においてのみ表示)。

(注1-2-10) 資本財分類は、国内総固定資本形成に産出する行部門(基本分類)をもって構成し、資本形成部門分類は、統合中分類を基本に、特掲(細分)又は統合した部門のほか、住宅や道路などのように特定の生産部門の資本形成として格付けることが困難な一般的共通的な資産を「その他」として設ける。

(注1-2-11) 行部門は基本分類、列部門は統合小分類で作成する。

第3章 平成23年（2011年）産業連関表作成基本方針に示された課題の検討結果及び平成17年表との相違点

我が国の産業連関表は、関係者の努力により、回を重ねるごとにその改善が図られているが、社会経済状況の変化により、作成の都度、新たな検討課題の発生も見られる。とりわけ、今回作成する平成23年表については、以下の①から⑥までに示すような特別な事情や大きな環境変化の中にある。

そこで、本章では、平成23年表を作成する上での基本的な指針として策定された平成23年（2011年）産業連関表作成基本方針（平成22年12月27日産業連関部局長会議決定。以下「基本方針」という。第1部第1章を参照。）において掲げられた課題の検討状況及び前回表（平成17年表）との相違点について記載する。

- ① 今回作成する平成23年表は、平成21年4月に全面施行された新たな統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計」として指定された後、初めて作成するものであり、今後、この法改正により新たに設けられた手続に対応する必要がある。
- ② 同法に基づいて策定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定。以下「公的統計基本計画」という。）において、例えば、固定資本減耗の推計を簿価評価から時価評価に変更することや、生産構造及び中間投入構造の把握精度の向上などが検討課題として掲げられている。
- ③ 国際連合において、“System of National Accounts 2008”（以下「08SNA」という。）が採択され、例えば、FISIM（financial intermediation services indirectly measured／間接的に計測される金融仲介サービス）の導入など、93SNAも含め、対応が求められている。
- ④ 全産業の経理情報に関する全数調査として「経済センサス-活動調査」が初めて実施された（平成23年のデータを把握する調査として平成24年2月に実施）ことを受けて、同調査で得られたデータを、産業連関表作成上の重要かつ不可欠な基礎資料として利用するようになる。
- ⑤ 経済センサス-活動調査の実施時期が、当初の計画から繰り下げられたことに伴って、調査の把握対象期間が平成22年から平成23年に変更され、これを受けて、今回の産業連関表については、西暦の末尾が0又は5の年次を対象として5年ごとに作成してきた原則の例外として、平成23年（2011年）表^(注1-3-1)を作成することになるとともに、作成スケジュールが、従前に比べ、非常に厳しくなっている。
- ⑥ 日本標準産業分類が平成19年に改定されたことにより、平成23年表の部門分類の設定に当たり、それに整合する形で見直しが必要となった。

(注1-3-1) 産業連関表の作成対象年次を平成23年にしたことにより、結果として、東日本大震災が発生した年の経済構造の状況を統計化するものにもなっている。

1 産業連関表の基幹統計化

(1) 基幹統計としての指定

産業連関表は、国民経済計算の体系（以下「SNA」という。）の根幹をなす統計であり、国民経済計算（内閣府が作成する基幹統計）を始めとする各種経済指標の基準改定にとって不可欠な資料となっているほか、波及効果を含む各種経済分析のために必須のデータであるなど、政府の加工統計の中でも最も重要性の高いものの一つであるが、旧統計法（昭和22年法律第18号）下においては、「指定統計」（当時）の指定を受けていなかった。

これは、旧統計法が、専ら調査統計（統計調査により集められた情報を集計して作成する統計）を念頭においた法律であったことによる。

しかし、統計法の改正により、統計の作成方法の如何を問わず、特に重要な政府統計を「基幹統計」として指定することとされ、公的統計基本計画では、産業連関表についても「新たに基幹統計として整備する統計」の一つとして掲げられた（後記2⑦を参照）。

これらを踏まえ、総務大臣は、統計委員会への諮問・答申を経た上で、平成22年7月26日に「産業連関表」を基幹統計として指定し、同年9月24日にその旨を公示した（総務省告示第345号）。なお、基幹統計として指定された「産業連関表」とは、具体的には、取引基本表を指し、取引基本表から算術的に作成される各種係数表等については、基幹統計の範囲に含まれない。^(注1-3-2)

(注1-3-2) 取引基本表の作成過程においては、「産業連関構造調査」（後記4(2)を参照）が、基礎資料の収集を目的として実施される。しかし、その調査結果は、取引基本表を作成する際の参考資料（案分比率など）として利用されるものであり、そのまま取引基本表の一部として公表されるものではない。このような調査結果の利用形態を踏まえ、産業連関構造調査は、「基幹統計調査」としては扱われておらず、その調査結果についても、基幹統計の範囲には含まれない。

(2) 総務大臣に対する作成方法の通知

統計法の改正により、調査統計以外の統計（いわゆる加工統計及び業務統計）が基幹統計として指定された際の手続も設けられた。具体的には、統計法第26条に基づき、当該統計の作成方法について、「あらかじめ（注：具体的には、作成方法が決まり次第速やかに）、総務大臣に通知しなければならない」こととされている。

産業連関表についても、基幹統計化により、この手続が必要となるが、平成23年表の具体的な作成方法は、基本的に基本要綱の策定により定まる。したがって、総務大臣への通知は、この基本要綱の確定後速やかに行う予定である。

なお、統計法では、既に通知した作成方法を変更する場合にも総務大臣への通知を求めているが、産業連関表にあつては、作成の都度、部門分類の設定や推計資料・推計方法などについて実質的な見直しを行い、改善を図っている。したがって、次回表の作成以降においても、前回表の作成の際に通知した作成方法を変更するものとして、総務大臣への通知が必要となる。

2 産業連関表に関して公的統計基本計画に掲げられた事項

統計法の改正に伴い、政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計基本計画を定めることが義務付けられており、現在、平成21年3月13日に閣議決定された計画の推進途上にある。

公的統計基本計画の内容は多岐にわたるが、産業連関表に関しても、以下のような検討課題が掲げられている。各事項の詳細及び検討結果については、別表1のとおりである。

- ① 一次統計との連携
- ② 固定資本減耗の推計方法の変更
- ③ 公的部門の分類格付けの見直し
- ④ 詳細な供給・使用表とX表からなる体系への移行の検討
- ⑤ 生産構造及び中間投入構造の把握精度の向上
- ⑥ 基本価格表示による産業連関表作成の検討
- ⑦ 産業連関表の基幹統計化

3 産業連関表に関して公的統計基本計画に掲げられた事項以外のSNA関連事項

産業連関表は、SNAの一つであり、従前から、作成の都度、国際連合から示されたSNAの概念についても検討し、可能な範囲で取り入れてきている。

近年の産業連関表の作成においては、専ら1993年（平成5年）に勧告された「93SNA」で示された概念の導入について検討されてきたが、その後、2008年（平成20年）から2009年（平成21年）にかけて新たな概念（08SNA）が採択された。そこで、平成23年表においては、双方で示された概念の取扱いについて検討の対象となっている。

前記2の②～④及び⑥に掲げた事項についても、SNA関連事項であるが、平成23年表においては、このほか、以下に掲げるSNA関連事項についても検討を行った。各事項の詳細及び検討結果については、別表2のとおりである。

- ① F I S I M（間接的に計測される金融仲介サービス）の導入
- ② 自社開発ソフトウェアの固定資本形成への計上
- ③ 育成資産の推計方法の変更
- ④ 研究開発（R&D/research and development）の資本計上
- ⑤ 事業税及び政府手数料等の扱いの変更

4 推計基礎資料の収集・整備

(1) 経済センサス-活動調査によって得られた調査票情報の利用

産業連関表を作成するに当たり、従前、製造業部門については工業統計調査^(注1-3-3)のデータを、また、サービス部門についてはサービス業基本調査^(注1-3-4)のデータを重要な基礎資料の一つとして利用してきた。しかし、全産業を対象に、経理項目の把握を目的とする経済センサス-活動調査が、平成24年2月に実施（平成23年の状況を把握）されたことを受け、平成23年表においては、工業統計調査及びサービス業基本調査に代えて、経済センサス-活動調査のデータを利用する。また、他の部門においても、同調査のデータを基礎資料の一つとして利用する予定である^(注1-3-5)。具体的には、同調査で得られた調査票情報を、産業連関表で設ける部門分類に組み替える等して生産額等の推計に利用する。

なお、経済センサス-活動調査の調査票情報を用いた組替集計の具体的な集計内容については、平成24年度中に取りまとめることとしている。

(注1-3-3) 工業統計調査は、経済産業省が、製造業に属する事業所を対象に毎年実施する基幹統計調査。経済センサス-活動調査の実施年の前年については、両調査の把握期間が重なるため、工業統計調査は休止される（経済センサス-活動調査は、実施年の前年の状況を把握する調査であり、工業統計調査は、毎年12月31日現在で当該年の状況を把握する調査であるため）。

(注1-3-4) サービス業基本調査は、総務省が、サービス業（一部を除く。）に属する事業所を対象に5年周期で実施していた調査であるが、経済センサス-活動調査の開始に伴って、中止された（最終実施年は平成16年）。サービス業基本調査は、調査対象年次が産業連関表の作成対象年次と異なっていたことから、その利用に当たっては、同調査のデータを、産業連関表の作成対象年次のデータに変換する（延長する）必要があったが、経済センサス-活動調査のデータ利用にあつては、その必要性がない。

(注1-3-5) 製造業部門及びサービス部門以外の部門については、従前から、他の基礎資料に基づき推計を行っている。このため、平成23年表の作成に当たり、経済センサス-活動調査のデータを新たに基礎資料の一つとして加える部門がある一方で、経済センサス-活動調査のデータを用いない部門もある。

(2) 産業連関構造調査の改善

既存の統計調査結果や行政記録情報等では得られないデータを把握するために各府省庁が実施する産業連関表関連の各種統計調査（平成17年表の作成時までは「産業連関表作成のための

特別調査」と総称していたが、今回から「産業連関構造調査」と総称している。)については、調査事項と企業会計との親和性の向上を図るなど、より記入しやすい調査票にするとともに、精度向上の観点から可能な範囲で標本数を増やすなど改善・充実を図るよう努めた上で実施することとしている（平成23年度から25年度にかけて順次実施）。

改善・充実の詳細は、別表1の「④ 詳細な供給・使用表とX表からなる体系への移行の検討」及び「⑤ 生産構造及び中間投入構造の把握精度の向上」の「平成23年表での対応」欄の2を参照。

5 経済センサス-活動調査の実施時期の繰下げ（把握対象期間の平成22年から23年への繰下げ）に伴う産業連関表の作成対象年次及び作成スケジュールの変更等

(1) 産業連関表の作成対象年次の変更

ア 我が国の産業連関表は、経済審議庁（後の経済企画庁、現在の内閣府）、通商産業省（現在の経済産業省）等が、それぞれ独自に、昭和26年を対象年次とする試算表を作成した後、昭和30年を対象年次とするもの以降は、関係府省庁の共同事業として作成されているが、この昭和30年（1955年）表以来、西暦年の末尾が0又は5の年次を対象として5年ごとに作成することを原則としてきた。したがって、今回作成する産業連関表については、当初、平成22年（2010年）を対象として作成することが予定されていた。

しかし、今回から産業連関表の作成上、重要かつ不可欠な基礎資料の一つとして利用することとなる経済センサス-活動調査の実施時期が、当初の予定から繰り下げられ、それに伴い、調査の把握対象期間も平成22年から23年に繰り下げられた。そのため、産業連関表についても、作成対象年次をやむなく変更せざるを得ず、今回は、前記原則の例外として、平成23年（2011年）を作成対象年次とすることとし、その旨を基本方針で決定した。

イ 今回作成する産業連関表の作成対象年次を平成22年から23年に繰り下げることについては、前記アのとおり、基本方針（平成22年12月27日産業連関部局長会議決定）において既に定められていたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、平成23年を作成対象年次とすることについて、改めて検討を行った。

その結果、西暦年の末尾が0又は5の年次を対象として5年ごとに作成する原則に則り作成対象年次を平成22年に戻す場合、及び24年に更に繰り下げの場合それぞれについては、以下のような支障があると考えられた。

〔原則に則り、平成22年を戻す場合の支障〕

- ① 経済センサス-活動調査のデータが使えない上に、サービス部門に関する直近のデータが、平成16年サービス業基本調査のデータしか存在しない。
- ② 震災の影響を反映していない平成22年表がベンチマークとなることに伴い、その後の経済構造の変化を的確に加味しないと、平成23年以降の分析を行う上でミスリードする危険性があるなど、利活用が難しくなる。
- ③ 平成23年を作成対象年次とすることを念頭に組まれている作成スケジュールを再度見直す必要がある。

〔平成24年に更に繰り下げの場合の支障〕

- ① 平成23年の内容である経済センサス-活動調査のデータを延長して利用する必要がある。
- ② 前回の作成対象年次（平成17年）から7年の間隔があいてしまう。

これに対して、基本方針で決定したとおり、作成対象年次を平成23年のままとした場合、震災の影響を評価する面での難しさはあるが、以下のような観点から、産業連関表作成上の支障が最も小さいと考えられた。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 平成23年を対象に実施される経済センサス-活動調査のデータが活用できる。② 震災後の新たな生産構造は、ある程度の期間一定であると考えられ、これを反映した分析が可能である。③ 産業連関表の作成周期について、可能な限り5年に近い周期が維持できる。 |
|---|

以上から、今回作成する産業連関表については、基本方針で定めた方針どおり、平成23年を対象年次として作成することとした。

(2) 作成スケジュールの変更の可能性及び公表の早期化への努力

ア 産業連関表の作成に当たっては、経済センサス-活動調査で得られた調査票情報の提供を受け、産業連関表の部門（商品）別に組替集計を行う必要がある。

しかし、前記(1)記載のとおり、経済センサス-活動調査の実施時期が繰り下げられた（平成24年2月に実施）結果、同調査に係る調査票情報の提供を受けられる時期は、早くとも平成25年秋が予定されており、当該組替集計の完了についても、平成26年3月以降になると想定されている。

ただし、このスケジュールは、経済センサス-活動調査の調査票情報の提供及び組替集計が順調に進んだことを仮定したものであり、経済センサス-活動調査が初めて実施された調査であることも踏まえると、スケジュールの更なる修正（繰り下げ）もあり得る状況である。

イ しかし、産業連関表は、前記1(1)記載の重要性により、従前から、公表の早期化が求められており、基本方針4(1)エにおいても、「基礎資料の収集・整備、計数の推計、計数調整等各段階での作成作業の合理化・効率化を進め、一層の公表の早期化を図る」ことが、作成上の留意点として掲げられている。そこで、国内生産額の推計から計数調整に至るまでの作業全般について、課題を整理し、その改善について検討している。

その上で、平成23年表の公表については、経済センサス-活動調査のデータ利用に関するスケジュール上の制約を踏まえつつも、速報は平成26年末に、確報は27年6月に公表することを目途にしつつ（第1部第1章の別紙を参照）、更なる公表の早期化ができるよう努めていくこととする。

6 部門分類

(1) 部門分類の見直し

平成23年表における部門分類については、日本標準産業分類の第12回改定（平成19年11月改定）に対応するとともに、投入構造及び産出構造の類似性や、国内生産額の増減等を勘案し、見直しを行った。部門分類の設定等に関する主な変更の概要については、別表3のとおりである。

また、基本分類及び統合分類に関する平成17年表と平成23年表との相違については、別表4のとおりである。

(2) 部門分類数

前記(1)記載の部門分類の変更により、平成23年表の部門分類数（内生部門）は、基本分類について、行部門が518、列部門が397となっているほか、統合分類については、小分類が190、中分類が108、そして、大分類が37となっている。

これら分類数の時系列推移については、表1-3-1のとおりである。

また、平成17年表と平成23年表における基本分類及び統合分類の数を産業別（産業連関表の13部門）に比較すると、表1-3-2のとおりであり、基本分類で変動があったのは、農林水産業（列が2部門減）、鉱業（列が1部門減）、製造業（行が1部門減、列が6部門減）、運輸・郵便（行列とも1部門増）及び情報通信（行列とも2部門減）である。

表1-3-1 部門分類数^(注1-3-6)の推移（平成12年、17年、23年）

	平成12年表	平成17年表	平成23年表
(1) 基本分類	517	520	518
行	405	407	397
列			
(2) 統合小分類	188	190	190
(3) 統合一中分類	104	108	108
(4) 統合大分類	32	34	37

表1-3-2 産業別部門分類数^(注1-3-6)の推移（平成17年、23年）

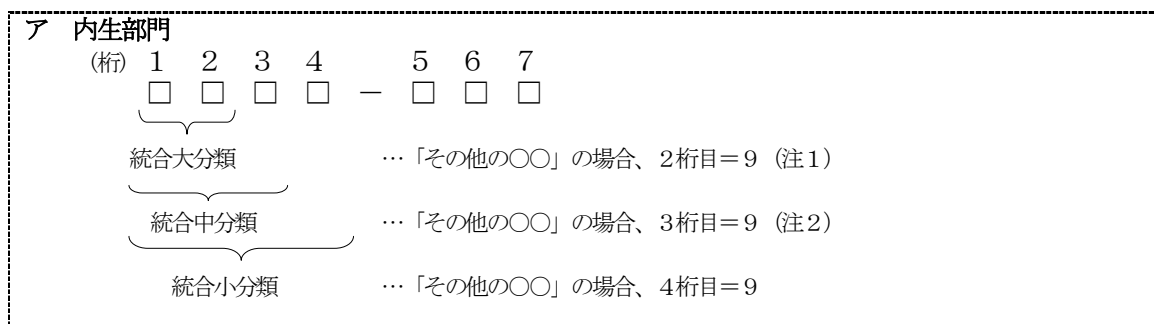
産業区分	平成17年表					平成23年表					
	基本分類 行	基本分類 列	統合 小分類	統合 中分類	統合 大分類	基本分類 行	基本分類 列	統合 小分類	統合 中分類	統合 大分類	
1 農林水産業	46	31	13	5	1	1 農林水産業	46	29	13	5	1
2 鉱業	10	6	5	3	1	2 鉱業	10	5	4	3	1
3 製造業	326	243	111	57	17	3 製造業	325	237	112	55	19
4 建設	12	12	5	4	1	4 建設	12	12	5	4	1
5 電力・ガス・水道	9	11	5	4	2	5 電力・ガス・水道	9	11	5	4	3
6 商業	2	2	2	1	1	6 商業	2	2	2	1	1
7 金融・保険	6	3	2	1	1	7 金融・保険	6	3	2	1	1
8 不動産	4	4	3	3	1	8 不動産	4	4	3	3	1
9 運輸	25	21	14	8	1	9 運輸・郵便	26	22	15	9	1
10 情報通信	15	14	7	5	1	10 情報通信	13	12	6	5	1
11 公務	2	2	2	1	1	11 公務	2	2	2	1	1
12 サービス	62	57	20	15	5	12 サービス	62	57	20	16	5
13 分類不明	1	1	1	1	1	13 分類不明	1	1	1	1	1
計	520	407	190	108	34	計	518	397	190	108	37

(注1-3-6) 表1-3-1及び表1-3-2とも、内生部門の部門数を計上している。

(3) 分類コードの再編

平成17年表までの分類コードについては、基本分類と統合小分類とは相互に整合性が図られていたが、統合一中分類及び統合大分類については、機械的に連番が付され、基本分類及び統合小分類との関連は考慮されていなかった。

そこで、平成23年表においては、前記(1)記載の部門分類の見直しのみならず、分類コードについても、以下の考え方により、全面的に見直し、基本分類から統合大分類まで、コード番号の対応関係が整合するようにした。



- ・修理部門の場合、5～6桁目＝10
- ・列部門「その他の〇〇」部門の場合、5～6桁目＝09
- ・行部門「その他の〇〇」部門の場合、7桁目＝9
- ・複数の列部門と対応する行部門の場合、5～6桁目＝00
それに対応する列部門は、5～6桁目＝01～

(注1) 統合大分類「その他の非営利団体サービス」は例外

(注2) 統合中分類「郵便・信書便」は例外

・統合大分類「その他の製造工業製品」は、3分野に分かれているため、大分類と中分類のコードの関連はない。

イ 最終需要部門、粗付加価値部門

(桁) 1 2 3 4 5 6 7
□ □ □ □ - □ □ □

統合大分類

統合中分類

統合小分類

- ・統合大分類「〇〇計」を構成する基本分類が複数の場合、
内生部門のコード構成と同じとする。
- ・統合大分類「〇〇計」を構成する基本分類が1つの場合、
3～4桁目＝00
- ・統合小分類を構成する基本分類が複数の場合、
列部門 5～6桁目＝01～、行部門 7桁目＝1～
- ・統合小分類を構成する基本分類が1つの場合、
列部門 5～6桁目＝00、行部門 5～7桁目＝000

7 産業連関表作成業務支援プログラムの全面的な見直し

ア 産業連関表は、約3,600品目の財・サービス相互の連関構造を統計表にまとめるものであることから、その作成に当たっては、膨大なデータ処理を必要とする。そのため、従前から、作成作業の段階に応じて、

- ① 貿易統計のデータを産業連関表の部門分類に合わせて行う組替集計や、各府省庁の推計に横断的に活用されるサービス産業・非営利団体等投入調査等の集計
- ② 部門ごとの国内生産額の集計
- ③ 投入データ（列方向からの推計値）及び産出データ（行方向からの推計値）の整合を図るための計数調整に使用するデータの作成
- ④ 取引基本表や各種係数表等の結果表の作成
- ⑤ 前回及び前々回の産業連関表の計数を、最新の産業連関表における部門分類に合わせて組み替えること等により、3回分の産業連関表を時系列比較できるようにした接続産業連関表の作成

などを行う「産業連関表作成業務支援プログラム」（以下「支援プログラム」という。）を利用してきた。

イ 平成17年表まで運用されてきた支援プログラムは、約30年前に設計されたものであり、その当時、現在のような高性能のパソコンが無かったことともあいまって、大型汎用コンピュータの利用を前提とするものであった。そのため、対応可能なCPUや機材が限定され、これらが提供可能な事業者以外の者には、プログラムの改修及び実行が困難であった。そこで、平成23年表では、近年のパソコンの性能向上を踏まえ、各種演算を総務省（政策統括官室）の執務室内のパソコンで随時行うことができる環境を整備することとし、支援プログラムの全面的な見直しを行い、迅速な調整作業の実現を図ることとした。

ウ 具体的には、平成22年度において支援プログラム全体の要件定義及び基本設計を行い、23年

度及び24年度においては、「貿易統計」の組替集計プログラムや、産業連関構造調査のうち、「サービス産業・非営利団体等投入調査」及び「企業の管理活動等に関する実態調査」の集計プログラムについて開発し、集計を実施する。そして、平成25年度以降については、産業連関表作成の本体作業を行うため、前記アの②以降のプログラムの開発を、順次行うこととしている。

なお、経済センサス-活動調査の組替集計については、同調査の本体集計を行い、同調査の情報の取扱いに関するノウハウを有している独立行政法人統計センターが行うこととなっている。

8 作業分担

平成23年表における各府省庁の分担については、第1部第1章で掲げた基本方針で示された〈各府省庁の主たる作成業務の分担〉のとおりであるが、前記6記載の部門分類の見直しの結果、府省庁別の担当部門数は、表1-3-3のとおりである。

なお、〈各府省庁の主たる作成業務の分担〉に掲げられた事項以外で、各府省庁に共通する以下の事項については、総務省（政策統括官室）が対応する。

- ① 平成23年産業連関構造調査のうち、「サービス産業・非営利団体等投入調査」、「企業の管理活動等に関する実態調査」（平成17年表までは「本社等の活動実態調査」として実施）及び「商品・サービス等の販売先に関する実態調査」（新規の試行調査）の実施・集計
- ② 「貿易統計」及び「経済センサス-活動調査」の組替集計

表1-3-3 基本分類の府省庁別担当部門数の推移（平成17年、23年）

	担当府省庁	平成17年表		平成23年表	
		行	列	行	列
内 生 部 門	総務省 ^(注1-3-7)	11	11	11	11
	内閣府	14	14	14	14
	金融庁	6	3	6	3
	財務省	8	7	8	7
	文部科学省	15	15	15	15
	厚生労働省	28	28	26	26
	農林水産省	93	68	93	65
	経済産業省	295	215	295	210
	国土交通省	48	44	48	44
	環境省	2	2	2	2
		小計	520	407	518
外 生 部 門	総務省		9		9
	内閣府	8	17	8	17
	厚生労働省	3		3	
	小計	11	26	11	26
	合計	531	433	529	423

(注1-3-7)「分類不明」は、総務省に含めて計上している。

【別表1】

産業連関表に関して公的統計基本計画に掲げられた事項の検討結果

事 項	公的統計基本計画の記述	平成23年表での対応
① 一次統計との連携	<p>○ 国民経済計算及び産業連関表（基本表）並びに一次統計の各作成部局の間で連携を図り、必要な検討・調整等を行う。第三者機関による検討としては、統計委員会国民経済計算部会の下に産業連関表に関する検討の場を設け、国民経済計算や他の一次統計に関する調査審議と連携しながら、産業連関表に関して基本計画に盛り込まれた事項をフォローアップするための調査審議を行う。</p>	<p>○ 経済センサス-活動調査実施部局に対し、平成21年11月24日付けで同調査に関する意見・要望書を提出し（当該意見・要望書の提出については、産業連関表の基幹統計化に関する審議を行った統計委員会第8回国民経済計算部会（平成22年6月11日開催）においても報告）、その後、平成22年7月29日開催の産業連関幹事会において、回答を聴取するとともに、中期的な事項については、検討の継続を要請した。</p> <p>[対応された事項の例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備投資について、有形固定資産と無形固定資産に欄を分割する。 ・ 工業統計調査と個票レベルでマッチングできる仕組みを作る。 <p>[中期的な要望事項の例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主産業については、商品別の売上まで把握できるが、従産業については、産業大分類ベースの金額しか得られない。したがって、従産業についても詳細に把握できるようお願いしたい。 ・ 費用の内訳区分の追加をお願いしたい。 <p>○ なお、次回産業連関表の作成に向け、同調査の次回実施に際しても、意見・要望を提出する予定（平成25年度末に提出予定）。</p>
② 固定資本減耗の推計方法の変更	<p>○ 固定資本減耗の時価評価（現在は簿価評価）について、改定される純資本ストックと整合性を保ちながら、少なくとも大分類、製造業は中分類程度での推計値を得る。産業連関表（基本表）においても、その推計値に基づき導入を行う。</p>	<p>○ 無形固定資産及び有形固定資産のうち社会資本以外の部分において簿価評価が残っていた国民経済計算が、平成17年基準改定により時価評価に統一されたことを受け、産業連関表においても時価評価を導入する。</p>
③ 公的部門の分類格付けの見直し	<p>○ 公的部門の分類について、総務省を始め関係府省等の協力を得て、93SNAの改定で示された判断基準に即して格付けを見直すとともに、統一化を図る。</p>	<p>○ 個々の事業・法人等の活動実態を踏まえつつ、93SNAで示された判断基準に即して格付けを見直した。</p> <p>詳細については、別表5を参照。</p>
④ 詳細な供給・使用表とX表からなる体系への移行の検討	<p>○ 国民経済計算及び産業連関表（基本表）について、詳細な供給・使用表とX表（商品×商品表）からなる体系（SUT（Supply-Use Tables）／IOT（Input-Output Tables））に移行することについて検討する。</p>	<p>○ ④の課題については、産業連関表の精度面での懸念に関連して生じたものと考えられ、産業連関表の精度がより一層向上すれば、当該体系で示されている供給・使用表も作成可能となり、この移行問題についても解決すると考えられた。そこで、⑤の課題と合わせて、現行の産業連関表の精度の検証及び精度が不十分な場合の改善方策について、次のような内容で検討した。</p> <p>1 内生部門の分類の設定方法の改善 産業連関幹事会及びその下に設けた部門分類等検討ワーキンググループにおいて、以下の事項を実</p>

事 項	公的統計基本計画の記述	平成 23 年表での対応
⑤ 生産構造及び中間投入構造の把握精度の向上	○ 生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法について検討し、把握に当たっては、報告者の負担が増大しないよう、米 国経済センサスも参考にしつつ、産業別に調査票を設計する。また、産業・商品（生産物）分類体系及び経済センサスとの連携の下で、産業連関表（基本表）及び供給・使用表の作表における精度向上を図る。	<p>施した。</p> <p>i) 生産額等が相当の規模を有する部門における生産物の種類、投入構造の類似性等の確認 ii) 当該確認結果に基づく独立した部門の設定の検討及びそれに必要な推計方法の検討</p> <p>2 産業連関表の基礎データの把握精度の向上</p> <p>i) 経済センサス-活動調査に関する意見・要望の提出については、「① 一次統計との連携」を参照。 ii) 平成 21 年度から 22 年度にかけて産業連関技術会議の下に設けた投入調査ワーキンググループの検討結果に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「サービス産業・非営利団体等投入調査」（総務省がサービス部門を対象に幅広く実施するもの） ・「企業の管理活動等に関する実態調査」（総務省が全産業の本社経費の内訳を把握するために実施するもの。平成 17 年表までは、「本社等の活動実態調査」として実施） <p>について、調査事項と企業会計との親和性の向上を図るとともに、調査票への記入が容易かつ円滑に行えるようにするため、調査票の設計を抜本的に見直した。また、これら調査の民間委託に際して、質の高い調査が行われるようにするため、総合評価落札方式を導入した。</p> <p>他府省が実施する産業連関構造調査についても、これら見直しを参考に、それぞれ検討を行った。</p> <p>iii) サービス部門を中心に、産出構造に関するデータの未整備分野が多いことを踏まえ、「商品・サービス等の販売先に関する実態調査」の新設について検討し、試行的に実施した。</p>
⑥ 基本価格表示による産業連関表作成の検討	○ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを再検討するとともに、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表（基本表）の作成に向けて検討する。	○ 基本価格表示による産業連関表を作成するために必要となる間接税や補助金に関する詳細なデータを得ることができない状況であり、公表に耐え得る精度の表の作成が極めて困難であること、また、平成 23 年表の作成において、重要かつ不可欠な資料として初めて利用する経済センサス-活動調査のデータの利用可能時期との関係で、公表までの作業スケジュールが非常に厳しいこと（前記 5 (2) を参照）から、平成 23 年表での対応は見送る。
⑦ 産業連関表の基幹統計化	総務省始め 10 府省庁の共同作業として作成されている産業連関表（基本表）は、我が国の経済構造を明らかにする基礎的な統計として、また生産波及効果等を分析する手段として、あるいは国民経済計算の基準改定や企業向けサービス価格指数等の基礎資料等として重要な役割を果たしている。	前記 1 (1) を参照。

【別表2】

産業連関表に関して公的統計基本計画に掲げられた事項以外のSNA関連事項の検討結果

事 項	平成17年表での扱い	課 題	平成23年表での対応
① F I S I M (間接的に計測される金融仲介サービス) の導入	金融サービスに伴って発生する金額 (受取利子-支払利子) の産出先 (つまりサービスの享受者) について、68SNAに基づき、「帰属計算」方式を採用しており、すべて産業部門 (内生部門) に産出している。	この方式では、預金者の存在が全く考慮されていないのみならず、産業部門 (産業連関表の内生部門) だけではなく、家計や政府も資金の借り手になっている経済の実態に沿っていない。 さらに、本来、家計や政府にも産出されるはずの金額も含めて内生部門で処理しているため、産業連関表上のバランス確保の結果として、平成17年表では、〔列〕分類不明と〔行〕営業余剰の交点にマイナス1兆円を超える金額が計上されている。	<u>93SNAに沿って、F I S I Mを導入する。</u> これにより、金額を預金者と借り手に配分するとともに、内生部門だけでなく、外生部門 (家計、政府) にも配分することができる。 なお、産業連関表の部門設定上は、部門が「金融 (帰属利子)」から「金融 (F I S I M)」に変更される。
② 自社開発ソフトウェアの固定資本形成への計上	自社内で開発されるソフトウェアに係る開発経費については、各列部門の投入構造の中に含めて計上している。	93SNAでは、自社内で開発されるソフトウェア (1年を超えて生産に使用することが予定されているもの) について、その開発費用を固定資本形成に計上することが提唱されている。	生産額を推計するためのデータがなく、仮に、各部門におけるソフトウェア開発従事者数に何らかの一人当たり経費を乗じて間接的に推計するとしても、当該人数及び経費の把握が困難である。 <u>したがって、平成23年表では対応しない。</u> ただし、次回の産業連関表作成に向けて、必要とされるデータのより一層の明確化と、その把握方法、また、それらデータが得られない場合の代替データの可能性及びその精度について、引き続き検討していく。
③ 育成資産の推計方法の変更	森林を構成する木々の成長分については、半製品・仕掛品在庫として扱っている。 具体的には、一次統計である「森林資源の現況」「国有林野事業統計書」を用いて、森林蓄積量の増減を推計している。	内閣府が作成する国民経済計算では、平成17年基準から実現在庫法 (R I M/Realized Inventory Method: 一定の仮定を設けて出荷量及び在庫量を産出し、その差し引きで成長分を推計する方法) を採用しており、I Oの推計方法との間で推計方法の相違が発生している。	R I Mによれば、産業連関表が作成されない中間年において、在庫が常にプラスになるという支障が回避されることから、国民経済計算 (年報) にとってはメリットがあるといえる。 しかし、R I Mでは、在庫に関する一次統計が利用されていないほか、森林の育成成長分は、伐採、出荷、災害、自然成長、植林など様々な要因の結果として発生するものであることから、R I Mで用いる単純化した仮定では、実態を正確に反映しないおそれがある。 一方で、産業連関表の作成については、一次統計が存在する場合、できる限りそれを用いて推計することが望ましいと考えられる。 <u>したがって、従前どおり、一次統計を利用した推計方法を継続する。</u>
④ 研究開発 (R&D) の資本計上	各種研究開発部門の投入構造の中に含めて計上している。	研究開発は、知識のストックを増すための創造的な活動であり、このような活動の成果は、経済成長の重要な源泉であるにも関わらず、これまで	内閣府が作成する国民経済計算においても、まだ検討途上の課題であること、また、仮に産業連関表に導入しようとする場合には、教育部門、各種研究機関、企業内研究開発など広範な部門について、大きな概念変更が必要とされること

事 項	平成17年表での扱い	課 題	平成23年表での対応
		<p>資本形成とはされていない。</p> <p>08SNAでは、このような観点から、R&Dの活動について資本形成として計上することが勧告されている。</p>	<p>から、<u>平成23年表での対応は見送り、次回表での検討課題として整理した。</u></p>
<p>⑤ 事業税及び政府手数料等の扱いの変更</p>	<p>事業税及び政府手数料等については、間接税に含めて計上している。</p>	<p>93SNAにおいては、事業税の扱いについての直接の記述はないものの、何に対して課税するかをより重視している。例えば、「所得に課される税」については、資産・土地または不動産の保有に課される税であっても、それが所得推計のための基礎として用いられる場合には、「資本に課される税」ではなく、「所得に課される税」になるとされている。</p> <p>また、93SNAにおいては、政府手数料等は「財貨・サービスの購入」に分類が変更されたため、内閣府が作成する国民経済計算においても政府手数料等を「財貨・サービスの購入」に分類している。</p>	<p>事業税の課税標準については、一部に事業収入や資本金、付加価値を採用しているものの、ほとんどが所得であること、また、OECDデータベース中のOECD Revenue Statistics においても、この種の税について、「1110; 1210 所得及び利潤に課される税」とされていることから、間接税の定義・範囲から除外する。この結果、事業税相当額は、平成23年表では、営業余剰に計上される。</p> <p>また、政府手数料等については、従前どおり間接税として計上することとし、今後の課題として引き続き検討する。</p>

[別表3]

平成23年(2011年)産業連関表における部門分類の設定等に関する主な変更の概要

1 変更事項

	関係部門		区分	変更の概要
	部門名	コード等		
1	海面漁業	0171-01	基本分類の統合・名称変更	国内生産額の推計基礎資料である漁業・養殖業生産統計年報の集計区分が見直されたことにより、漁業種類別（沿岸、沖合、遠洋）の生産額の把握ができなくなったため、平成23年表においては、「沿岸漁業」、「沖合漁業」及び「遠洋漁業」を統合し、名称を「海面漁業」とする。
2	その他の鉱物	0639-09	基本分類の統合・名称変更	平成17年表の「その他の非鉄金属鉱物」について、国内生産額が1,000億円を下回っていること、かつ、近年減少傾向であることを踏まえ、平成23年表の列部門は、「窯業原料鉱物」及び「その他の非鉄金属鉱物」を統合し、名称を「その他の鉱物」とする。ただし、行部門は、従前どおり、「石灰石」、「窯業原料鉱物（石灰石を除く。）」及び「他に分類されない鉱物」とする。
3	動植物油脂	1117-04	基本分類の統合・名称変更	日本標準産業分類の第12回改定により、従来の細分類「0981植物油脂製造業」と「0982動物油脂製造業」が統合され、「0981動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く）」となったこと、また、「動物油脂」の国内生産額が1,000億円を下回っていることを踏まえ、平成23年表の列部門は、「植物油脂」及び「動物油脂」を統合し、名称を「動植物油脂」とする。ただし、行部門は、従前どおり、「植物油脂」、「動物油脂」、「加工油脂」及び「植物原油かす」とし、平成17年表の「動物油脂」に含めていた精製ラードについては、「加工油脂」に含める。
4	その他の繊維工業製品	1519-09	基本分類の統合	平成17年表の「綱・網」について、国内生産額が1,000億円を下回っていること、かつ、近年減少傾向であることを踏まえ、平成23年表の列部門は、「綱・網」及び「その他の繊維工業製品」を統合し、名称を「その他の繊維工業製品」とする。ただし、「綱・網」は資本形成に産出される割合が比較的高く、従前どおり、行部門は統合せず、「綱・網」及び「他に分類されない繊維工業製品」とする。また、「その他の繊維工業製品」に含まれていた「細幅織物」は、日本標準産業分類の変更により、「その他の織物」に統合する。
5	その他の繊維既製品	1529-09	基本分類の統合	日本標準産業分類の第12回改定により、従来の細分類「1196繊維製衛生材料」と小分類「129その他の繊維製品製造業」が統合され、「119その他の繊維工業」となったこと、また、「繊維製衛生材料」の国内生産額が1,000億円を下回っていることを踏まえ、平成23年表の列部門は、「繊維製衛生材料」及び「その他の繊維既製品」を統合し、名称を「その他の繊維製既製品」とする。ただし、行部門は、従前どおり、「繊維製衛生材料」及び「他に分類されない繊維既製品」（名称変更）とする。
6	家具・装備品	(統合小分類) 1621	再編	日本標準産業分類との整合性を踏まえ、平成23年表においては、「木製家具・装備品」及び「金属製家具・装備品」を、「木製家具」、「金属製家具」及び「その他の家具・装備品」に再編する。

	関係部門		区分	変更の概要
	部門名	コード等		
7	油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤	2081-01	基本分類の統合・名称変更	平成17年表の「油脂加工製品」及び「石けん・合成洗剤・界面活性剤」について、いずれも国内生産額が1,000億円を下回っており、かつ、近年減少傾向であることを踏まえ、平成23年表の列部門は、「油脂加工製品」及び「石けん・合成洗剤・界面活性剤」を統合し、名称を「油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤」とする。 ただし、行部門は、従前どおり、統合せず「油脂加工製品」、「石けん・合成洗剤」及び「界面活性剤」とする。
8	ゴム製・プラスチック製履物	2229-01	基本分類の統合・名称変更	平成17年表の「ゴム製履物」及び「プラスチック製履物」について、いずれも国内生産額が1,000億円を下回っており、投入・産出構造も類似していることから、平成23年表においては、「ゴム製履物」及び「プラスチック製履物」を統合し、名称を「ゴム製・プラスチック製履物」とする。
9	その他のはん用機械	2919-09	再編	日本標準産業分類の第12回改定により、小分類「259その他のはん用機械・同部分品製造業」が新設された。これを踏まえ、平成23年表の列部門は、「その他の一般産業機械及び装置」に含まれていた「包装・荷造機械」以外の部分及び「その他の一般機械器具及び部品」を統合し、名称を「その他のはん用機械」とする。 ただし、行部門は、「動力伝導装置」の国内生産額が約1兆円の規模があることから特掲し、「動力伝導装置」及び「他に分類されないはん用機械」とする。
10	生活関連産業用機械	3014-01	再編	日本標準産業分類の第12回改定により、小分類「264生活関連産業用機械製造業」が新設された。これを踏まえ、平成23年表の列部門は、「食品機械・同装置」、「製材・木材加工・合板機械」、「パルプ装置・製紙機械」、「印刷・製本・紙加工機械」及び「その他の一般産業機械及び装置」に含まれていた「包装・荷造機械」を統合し、名称を「生活関連産業用機械」とする。 ただし、行部門は、従前どおり、「食品機械・同装置」、「木材加工機械」（名称変更）、「パルプ装置・製紙機械」、「印刷・製本・紙加工機械」とし、「包装・荷造機械」を新設する。
11	鑄造装置・プラスチック加工機械	3015-02	分割特掲	日本標準産業分類の第12回改定により、小分類「265基礎素材産業用機械製造業」が新設された。これを踏まえ、平成23年表の列部門は、「その他の特殊産業用機械」に含まれていた「鑄造装置」及び「プラスチック加工機械」を統合し、名称を「鑄造装置・プラスチック加工機械」とする。 ただし、行部門は、従前どおり、「鑄造装置」及び「プラスチック加工機械」とする。
12	その他の生産用機械	3019-09	再編	日本標準産業分類の第12回改定により、小分類269「その他の生産用機械・同部分品製造業」が新設された。これを踏まえ、平成23年表においては、「その他の特殊産業用機械」に含まれていた行部門「その他の特殊産業用機械（除別掲）」を分割し、行部門、列部門共に「その他の生産用機械」を新設した。
13	計測機器	3113-01	基本分類の統合・名称変更	日本標準産業分類の第12回改定により、従来の小分類「311計量器・測定器・分析機器・試験器製造業」、「312測量器械器具製造業」及び「314理化学機械器具製造業」が統合され、「273計量器・測定器・分析機器・試験器・測量器械器具・理化学機械器具製造業」が新設されたこと、また、「理化学機械器具」の国内生産額も比較的小さく、かつ、近年減少傾向であることを踏まえ、平成23年表においては、「理化学機械器具」及び「分析器・試験器・計量器・測定器」を統合し、名称を「計測機器」とする。

	関係部門		区分	変更の概要
	部門名	コード等		
14	光学機械・レンズ	3115-01	基本分類の統合・名称変更	日本標準産業分類の第12回改定により、従来の細分類「3152写真機・同附属品製造業」と「3153映画用機械・同附属品製造業」が統合され、「2752写真機・映画用機械・同附属品製造業」が新設されたこと、また、「カメラ」については、国内生産額も比較的小さく、かつ、近年減少傾向であることを踏まえ、平成23年表においては、「カメラ」と、「その他の光学機械」に含まれていた「眼鏡製造業（枠を含む）」以外とを統合し、名称を「光学機械・レンズ」とする。
15	電子回路	3299-02	分割特掲	平成17年表の「その他の電子部品」に含まれる「プリント回路」について、国内生産額が1兆円を上回っていることから、平成23年表においては、「その他の電子部品」から分割し特掲する。
16	その他の電子部品	3299-09	内容変更	前記「15」のとおり、平成23年表においては、「その他の電子部品」から「電子回路」を分割し特掲する。 また、日本標準産業分類の第12回改定の範囲に合わせ、これまで「その他の電気機械器具」に含まれていた「シリコンウエハ（表面研磨したもの）」を「その他の電子部品」に移動する。
17	トラック・バス・その他の自動車	3521-01	基本分類の統合	平成17年表の「自動車車体」について、乗用車及びバスのボディのみを製造する事業者はないこと、トラックの運転台及び荷台は、完成車として扱う方がより実態に近いことを踏まえ、平成23年表においては、「自動車車体」のうち、トラックの運転台及び荷台を「トラック・バス・その他の自動車」へ統合、従来の「自動車車体」を削除し、「トラック・バス・その他の自動車」とする。
18	その他の製造工業品	3919-09	内容変更	日本標準産業分類の第12回改定により、従来の中分類「31精密機械器具製造業」の中に含まれていた小分類「316眼鏡製造業（枠を含む）」が「329他に分類されない製造業」へ移設されたことを踏まえ、平成23年表においては、「その他の光学機械」に含まれていた「眼鏡製造業（枠を含む）」を本部門に統合する。
19	小売	5112-01	内容変更	日本標準産業分類の第12回改定により、従来の細分類「5795料理品小売業」の一部が中分類「77持ち帰り・配達飲食サービス業」として新設されたことを踏まえ、平成23年表においては、「持ち帰り・配達飲食サービス」に該当する部分を「飲食サービス」に移動する。
20	金融	5311-01	内容変更・行部門名称変更	平成17年表の「金融」においては、68SNAに基づき、すべて産業部門（内生部門）に産出する「帰属計算」方式を採用していたが、平成23年表においては、93SNAに沿って、「帰属利子」方式を改め、「FISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）」方式を導入する。これに伴い、行部門を「公的金融（FISIM）」及び「民間金融（FISIM）」とする。（詳細については別表2①を参照）
21	運輸・郵便	(統合大分類) 57	内容変更・名称変更	日本標準産業分類の第12回改定により、従来の小分類「371信書送達業」が「491郵便業」と改められた上で、大分類「情報通信業」から「運輸業」に移され、大分類の名称も「運輸業、郵便業」と改められた。これを踏まえ、平成17年表の統合大分類「情報通信」に含まれていた「郵便・信書便」を、統合大分類「運輸」に移し、統合大分類の名称も「運輸・郵便」とする。

	関係部門		区分	変更の概要
	部門名	コード等		
22	映像・音声・文字情報制作業	5951-01	再編	日本標準産業分類との整合性を踏まえ、「映像情報制作・配給業」、「ニュース供給・興信所」に含まれていた「ニュース供給業」、「その他の対事業所サービス」に含まれていた「音声情報制作業」及び「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」のうち音声・文字情報制作に係る活動及び「広告制作業」を統合し、名称を「映像・音声・文字情報制作業」とする。
23	医療	(統合小分類) 6411	再編	医療業部門は、平成2年表までは生産活動主体分類により、国公立（政府サービス生産者）、非営利（対家計民間非営利サービス生産者）、産業の3部門を設定していた。その後、平成7年表において93SNAを踏まえ医療部門をすべて産業扱いとしたが、部門分類は、時系列比較等を重視し、同様の部門構成としていた。しかし、平成23年表においては、アクティビティの類似性で部門設定を行うことを踏まえ、平成23年表においては、平成17年表の「医療（国公立）」、「医療（公益法人等）」及び「医療（医療法人等）」を、「医療（入院診療）」、「医療（入院外診療）」、「医療（歯科診療）」、「医療（調剤）」及び「医療（その他の医療サービス）」に再編する。
24	社会保険事業★★	6431-01	基本分類の統合・名称変更	平成17年表において、「社会保険事業」部門は、厚生年金、国民年金、国及び地方公共団体による活動を範囲とする「社会保険事業（国公立）★★」と、共済組合等、国及び地方公共団体以外の者が行う活動を範囲とする「社会保険事業（非営利）★」の2部門を設定していた。しかし、平成23年表では、公的部門の格付け基準の見直しにより、社会保険事業のほとんどは国民経済計算における「社会保障基金」に該当し、政府サービス生産者（★★）に整理されることとなった。このため、平成23年表では、「社会保険事業（国公立）★★」と「社会保険事業（非営利）★」を統合し、名称を「社会保険事業★★」とする。 なお、日本標準産業分類の第12回改定の小分類「851社会保険事業団体」には、国民年金基金等、国民経済計算における「社会保障基金」に該当しない活動も含まれているが、本部門では、これらの活動も含めることとしている。
25	警備業	6699-05	分割特掲	平成17年表の「その他の対事業所サービス」に含まれる「警備業」について、国内生産額が1兆円を上回っていることから、平成23年表においては、「その他の対事業所サービス」から分割し特掲する。
26	その他の対事業所サービス	6699-09	再編	前記「25」のとおり、平成23年表においては、「その他の対事業所サービス」から「警備業」を分割し特掲する。 また、日本標準産業分類との整合性を踏まえ、「ニュース供給・興信所」に含まれていた「興信所」を統合、また、本部門に含まれていた「音声情報制作業」及び「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」のうち音声・文字情報制作に係る活動及び「広告制作業」を「映像・音声・文字情報制作業」に統合する。
27	飲食サービス	6721-01	基本分類の統合・名称変更	日本標準産業分類の第12回改定により、従来の中分類「70一般飲食店」と「71遊興飲食店」が統合されて「76飲食店」となり、中分類「77持ち帰り・配達飲食サービス業」が新設されたこと、また、国内生産額の推計基礎資料である経済センサス-活動調査では、基本的に「飲食サービス事業」として一括したデータしか得られないことを踏まえ、平成17年表の「一般飲食店（除喫茶店）」、「喫茶店」、「遊興飲食店」を統合した上で、「小売」に含まれていた「持ち帰り・配達飲食サービス」についても当部門の範囲とし、名称を「飲食サービス」とする。 ただし、最終的に、複数の部門を設けるか否かについては、経済センサス-活動調査の結果を基に判断を行う。
28	調整項	7711-00	輸出計の範囲外に変更	「調整項」は、輸出品の国内における取引過程で課せられた消費税の還付分を計上するための部門であるが、従前、輸出に関する部門という観点から、「輸出計」に含めていた。しかし、あくまで国内取引に関する金額を計上する部門であるため、平成23年表においては、「輸出計」ではなく、「国内需要合計」に含まれる部門とする。

(注) 前記6(3)記載のとおり、今回、分類コードについて全面的に見直している。分類コードの変更の詳細については、別表4を参照。
また、基本分類における名称変更及び統合分類における名称変更や分割等の詳細についても、別表4を参照。

2 検討した結果、平成23年表には取り入れないこととしたもの

	事 項	検 討 の 要 旨
1	本社部門の取扱い	<p>本社部門とは、産業連関表の各部門から、本社における管理活動等に係る経費を分離し、独立した部門として設定するものである。本社部門は、主に以下の理由から、その必要性が高まっている。</p> <p>① 日本標準産業分類第12回改定において、主な中分類ごとに小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」が新設されたことを踏まえ、産業連関表における対応について検討が求められている。</p> <p>② 地域産業連関表においては、直接的な生産活動と本社における管理活動等の両方を含めた現行の表章形式では、両活動が別地域にある場合、生産活動の実態が適切に表章されないため、本社部門の設定により当該問題を改善することが期待されている。</p> <p>③ 近年における、管理部門の集約化、アウトソーシング化の進行とともに、国内に管理部門だけを残して、生産拠点を海外に移す事例の増加など、企業の管理活動等に関する環境は大きく変化しており、このような変化を適切に把握することが求められている。</p> <p>平成23年表における本社部門の取扱いについては、平成22年度に実施された「産業連関表の精度向上の方策に関する調査研究」における提言及び平成23年7月以降の産業連関幹事会での議論を踏まえ検討したが、その結果、十分な推計精度が確保できないことなどから、平成23年表において取引基本表に本社部門は設定することを見送る。</p> <p>なお、次回表以降の検討に資するため、確報公表後、参考表として「本社活動マトリックス」を作成し、国の産業連関表における本社部門の生産額等を試算する予定である。</p>
2	研究開発（R&D）の資本計上について	別表2を参照
3	自社開発ソフトウェアの固定資本形成への計上	別表2を参照
4	プラントエンジニアリング業の分割特掲	<p>プラントエンジニアリング業は、従前から「その他の対事業所サービス」に含まれているが、その産出が専ら固定資本形成になる点で、「その他の対事業所サービス」に含まれるプラントエンジニアリング以外の活動（専ら企業の間接投入として産出される。）とは、性格が大きく異なるものである。</p> <p>しかし、日本標準産業分類の第12回改定においても、機械、建設などの兼ね合いで分離が難しく、産業分類の新設がされなかったこと、また、生産額の把握が難しいことを踏まえ、「その他の対事業所サービス」からの特掲は見送る。</p>

	事 項	検 討 の 要 旨
5	次世代車の分割特掲	<p>次世代車（ハイブリッド車、電気自動車）は、従前から「自動車」に含まれているが、それを生産する企業それぞれに生産技術・構造に大きな違いがあること、ハイブリッドと電気自動車の定義設定に難しい面があること、現時点では参入社数が少なく部門として設定することに伴う統計の匿名性への疑義が生じる可能性が否定できないことから、平成23年表においては、「乗用車」からの特掲は見送る。</p>
6	「事業用電力」の定義、範囲の拡大等	<p>【再生可能エネルギーの扱い】 「再生可能エネルギー」とは、「太陽光」、「風力」、「水力」、「地熱」及び、「バイオマス」などを利用したものであり、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）により、その利用が促進されている。 このうち「太陽光」、「風力」、「水力」及び「地熱」による再生可能エネルギーは、従前は、「水力・その他の事業用発電」部門で捉えられているが、現時点の発電量は全体から見れば僅かであり、新たな部門を設定するほどではない。また「太陽光」、「風力」、「水力」、「地熱」以外については、現状では捉えられるデータがない。 そのため、平成23年表では新たな部門の設定は見送る。</p> <p>【家庭での太陽光発電の扱い】 家庭用太陽光発電装置の技術向上や自治体単位での導入取組の進展により、家庭での太陽光発電量は増加しているものと考えられる。 しかし、家庭での発電は、基本的に自宅の消費電力を賄う目的で行われるため、事業用電力の範疇には含まれないものであること、また、余剰電力を電力会社に売却しているケースについても、現状では捉えられる統計がない状況であることから、平成23年表において、定義・範囲に追加することは見送る。</p>

【別表4】

平成17年(2005年)産業連関表－平成23年(2011年)産業連関表部門分類対応表

(1) 基本分類

※平成23年表では、コード体系を見直したため、「0151-01、-011育林」以降の大部分は分類コードの変更がある。

平成17年(2005年)表			旧部門に対する変更内容	平成23年(2011年)表			新部門に対する変更内容	
列部門	行部門	部門名		列部門	行部門	部門名		
0111-01	0111-011 0111-012	米 米 稲わら		0111-01	0111-011 0111-012	米 米 稲わら		
0111-02	0111-021 0111-022 0111-023 0111-024	麦類 小麦(国産) 小麦(輸入) 大麦(国産) 大麦(輸入)		0111-02	0111-021 0111-022 0111-023 0111-024	麦類 小麦(国産) 小麦(輸入) 大麦(国産) 大麦(輸入)		
0112-01	0112-011 0112-012	いも類 かんしょ ばれいしょ		0112-01	0112-011 0112-012	いも類 かんしょ ばれいしょ		
0112-02	0112-021 0112-022 0112-029	豆類 大豆(国産) 大豆(輸入) その他の豆類		0112-02	0112-021 0112-022 0112-029	豆類 大豆(国産) 大豆(輸入) その他の豆類		
0113-01 0113-02	0113-001	野菜 野菜(露地) 野菜(施設)		0113-01 0113-02	0113-001	野菜 野菜(露地) 野菜(施設)		
0114-01	0114-011 0114-012 0114-019	果実 かんきつ りんご その他の果実		0114-01	0114-011 0114-012 0114-019	果実 かんきつ りんご その他の果実		
0115-01	0115-011	砂糖原料作物		0115-01	0115-011	砂糖原料作物		
0115-02	0115-021 0115-029	飲料用作物 コーヒー豆・カカオ豆(輸入) その他の飲料用作物		0115-02	0115-021 0115-029	飲料用作物 コーヒー豆・カカオ豆(輸入) その他の飲料用作物		
0115-09	0115-091 0115-092 0115-093	その他の食用耕種作物 雑穀 油糧作物 食用工芸作物(除別掲)		0115-09	0115-091 0115-092 0115-099	その他の食用耕種作物 雑穀 油糧作物 他に分類されない食用耕種作物		名称変更
0116-01	0116-011	飼料作物		0116-01	0116-011	飼料作物		
0116-02	0116-021	種苗		0116-02	0116-021	種苗		
0116-03	0116-031	花き・花木類		0116-03	0116-031	花き・花木類		
0116-09	0116-091 0116-092 0116-093 0116-099	その他の非食用耕種作物 葉たばこ 生ゴム(輸入) 綿花(輸入) その他の非食用耕種作物(除別掲)		0116-09	0116-091 0116-092 0116-093 0116-099	その他の非食用耕種作物 葉たばこ 生ゴム(輸入) 綿花(輸入) 他に分類されない非食用耕種作物		名称変更
0121-01	0121-011 0121-019	酪農 生乳 その他の酪農生産物		0121-01	0121-011 0121-019	酪農 生乳 その他の酪農生産物		
0121-02	0121-021	鶏卵		0121-02	0121-021	肉用牛		
0121-03	0121-031	肉鶏		0121-03	0121-031	豚		
0121-04	0121-041	豚		0121-04	0121-041	鶏卵		
0121-05	0121-051	肉用牛		0121-05	0121-051	肉鶏		
0121-09	0121-091 0121-099	その他の畜産 羊毛 その他の畜産		0121-09	0121-091 0121-099	その他の畜産 羊毛 他に分類されない畜産		名称変更
0131-01	0131-011	獣医学		0131-01	0131-011	獣医学		
0131-02	0131-021	農業サービス(除獣医学)		0131-02	0131-021	農業サービス(獣医学を除く。)		名称変更
0211-01	0211-011	育林		0151-01	0151-011	育林		
0212-01	0212-011 0212-012	素材 素材(国産) 素材(輸入)		0152-01	0152-011 0152-012	素材 素材(国産) 素材(輸入)		
0213-01	0213-011	特用林産物(含狩猟業)		0153-01	0153-011	特用林産物(狩猟業を含む。)		名称変更
0311-01 0311-02 0311-03	0311-001	海面漁業(国産) 沿岸漁業 沖合漁業 遠洋漁業		0171-01	0171-011 0171-012	海面漁業 海面漁業(国産) 海面漁業(輸入)		統合(旧0311-01～-03)、名称変更
0311-04	0311-002 0311-041	海面漁業(輸入) 海面養殖業		0171-02	0171-021	海面養殖業		
0312-01 0312-02	0312-001	内水面漁業・養殖業 内水面漁業 内水面養殖業		0172-01 0172-02	0172-001	内水面漁業・養殖業 内水面漁業 内水面養殖業		
0611-01	0611-011 0611-012	金属鉱物 鉄鉱石 非鉄金属鉱物		0611-01	0611-011 0611-012	金属鉱物 鉄鉱石 非鉄金属鉱物		
0621-01	0621-011 0621-019	窯業原料鉱物 石灰石 その他の窯業原料鉱物		0621-01	0621-011 0621-012 0621-013	石炭・原油・天然ガス 石炭 原油 天然ガス		
0622-01	0622-011	砂利・採石		0631-01	0631-011	砂利・採石		
0622-02	0622-021	碎石		0631-02	0631-021	碎石		
0629-09	0629-099	その他の非金属鉱物		0639-09	0639-091 0639-092 0639-099	その他の鉱物 石灰石 窯業原料鉱物(石灰石を除く。) 他に分類されない鉱物		統合(旧0621-01、旧0629-09)、名称変更 名称変更 名称変更
0711-01	0711-011 0711-012 0711-013	石炭・原油・天然ガス 石炭 原油 天然ガス		0639-09	0639-091 0639-092 0639-099	その他の鉱物 石灰石 窯業原料鉱物(石灰石を除く。) 他に分類されない鉱物		
1111-01	1111-011 1111-012 1111-013 1111-014 1111-015	と畜(含肉鶏処理) 牛肉(枝肉) 豚肉(枝肉) 鶏肉 その他の肉(枝肉) と畜副産物(含肉鶏処理副産物)		1111-01	1111-011 1111-012 1111-013 1111-014 1111-015	食肉 牛肉 豚肉 鶏肉 その他の食肉 と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)		内容変更(一部旧1119-09から)、名称変更 名称変更 名称変更 名称変更 名称変更
1112-01	1112-011	肉加工品		1112-01	1112-011	肉加工品		
1112-02	1112-021	畜産びん・かん詰		1112-02	1112-021	畜産びん・かん詰		
1112-03	1112-031 1112-032	酪農品 飲用牛乳 乳製品		1112-03	1112-031 1112-032	酪農品 飲用牛乳 乳製品		
1113-01	1113-011	冷凍魚介類		1113-01	1113-011	冷凍魚介類		
1113-02	1113-021	塩・干・くん製品		1113-02	1113-021	塩・干・くん製品		
1113-03	1113-031	水産びん・かん詰		1113-03	1113-031	水産びん・かん詰		
1113-04	1113-041	ねり製品		1113-04	1113-041	ねり製品		
1113-09	1113-099	その他の水産食品		1113-09	1113-099	その他の水産食品		
1114-01	1114-011 1114-019	精穀 精米 その他の精穀		1114-01	1114-011 1114-019	精穀 精米 その他の精穀		

平成17年(2005年)表			旧部門に対する変更内容	平成23年(2011年)表			新部門に対する変更内容	
列部門	行部門	部門名		列部門	行部門	部門名		
1114-02	1114-021 1114-029	製粉 小麦粉 その他の製粉		1114-02	1114-021 1114-029	製粉 小麦粉 その他の製粉		
1115-01	1115-011	めん類		1115-01	1115-011	めん類		
1115-02	1115-021	パン類		1115-02	1115-021	パン類		
1115-03	1115-031	菓子類		1115-03	1115-031	菓子類		
1116-01	1116-011	農産びん・かん詰		1116-01	1116-011	農産びん・かん詰		
1116-02	1116-021	農産保存食料品(除びん・かん詰)		1116-02	1116-021	農産保存食料品(びん・かん詰を除く。)		名称変更
1117-01	1117-011 1117-019	砂糖 精製糖 その他の砂糖・副産物		1117-01	1117-011 1117-019	砂糖 精製糖 その他の砂糖・副産物		統合(旧1117-04、旧1117-05)、名称変更
1117-02	1117-021	でん粉		1117-02	1117-021	でん粉		
1117-03	1117-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖		1117-03	1117-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖		
1117-04	1117-041 1117-042 1117-043	植物油脂 植物油脂 加工油脂 植物油かす		1117-04	1117-041 1117-042 1117-043	動植物油脂 植物油脂 動物油脂 加工油脂 植物油かす		
1117-05	1117-051	動物油脂		1117-05	1117-051	調味料		
1117-06	1117-061	調味料		1117-06	1117-061	調味料		
1119-01	1119-011	冷凍調理食品		1119-01	1119-011	冷凍調理食品		
1119-02	1119-021	レトルト食品		1119-02	1119-021	レトルト食品		
1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当		1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当		
1119-04	1119-041	学校給食(国公立)★★	1119-04	1119-041	学校給食(国公立)★★			
1119-05	1119-051	学校給食(私立)★	1119-05	1119-051	学校給食(私立)★			
1119-09	1119-099	その他の食料品	1119-09	1119-099	その他の食料品	内容変更		
1121-01	1121-011	清酒	1121-01	1121-011	清酒	名称変更 名称変更		
1121-02	1121-021	ビール	1121-02	1121-021	ビール類			
1121-03	1121-031	ウイスキー類	1121-03	1121-031	ウイスキー類			
1121-09	1121-099	その他の酒類	1121-09	1121-099	その他の酒類			
1129-01	1129-011	茶・コーヒー	1129-01	1129-011	茶・コーヒー			
1129-02	1129-021	清涼飲料	1129-02	1129-021	清涼飲料			
1129-03	1129-031	製氷	1129-03	1129-031	製氷			
1131-01	1131-011	飼料	1131-01	1131-011	飼料			
1131-02	1131-021	有機質肥料(除別掲)	1131-02	1131-021	有機質肥料(別掲を除く。)		名称変更	
1141-01	1141-011	たばこ	1141-01	1141-011	たばこ			
1511-01	1511-011	紡績糸	1511-01	1511-011	紡績糸		名称変更 名称変更 内容変更(一部旧1519-09から)、名称変更	
1512-01	1512-011	綿・スフ織物(含合繊短繊維織物)	1512-01	1512-011	綿・スフ織物(合繊短繊維織物を含む。)			
1512-02	1512-021	絹・人絹織物(含合繊長繊維織物)	1512-02	1512-021	絹・人絹織物(合繊長繊維織物を含む。)			
1512-03	1512-031	毛織物・麻織物・その他の織物	1512-09	1512-099	その他の織物			
1513-01	1513-011	ニット生地	1513-01	1513-011	ニット生地			
1514-01	1514-011	染色整理	1514-01	1514-011	染色整理			
1519-01	1519-011	綱・網	1519-09		その他の繊維工業製品	統合(旧1519-01、旧1519-09の一部)		
1519-02	1519-021	じゅうたん・床敷物	1519-091		綱・網	内容変更(一部旧1519-09から)、名称変更		
1519-03	1519-031	繊維製衛生材料	1519-099		他に分類されない繊維工業製品			
1519-09	1519-099	その他の繊維工業製品						
1521-01	1521-011	織物製衣服	1521-01	1521-011	織物製衣服	内容変更(一部旧1522-09から)		
1521-02	1521-021	ニット製衣服	1521-02	1521-021	ニット製衣服	内容変更 内容変更 統合(旧1519-03、旧1529-09) 名称変更 名称変更 内容変更(一部旧1829-09から) 内容変更(一部旧1829-09から) 名称変更 再編(一部旧1711-01から) 再編(一部旧1711-03から) 再編(一部旧1711-01、一部旧1711-03から) 内容変更 内容変更		
1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品	1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品			
1529-01	1529-011	寝具	1529-01	1529-011	寝具			
1529-09	1529-099	その他の繊維既製品	1529-02	1529-021	じゅうたん・床敷物			
			1529-09		その他の繊維既製品			
			1529-091		繊維製衛生材料			
			1529-099		他に分類されない繊維既製品			
1611-01	1611-011	製材	1611-01	1611-011	製材			
1611-02	1611-021	合板	1611-02	1611-021	合板・集成材			
1611-03	1611-031	木材チップ	1611-03	1611-031	木材チップ			
1619-09	1619-091 1619-099	その他の木製品 建設用木製品 その他の木製品(除別掲)	1619-09	1619-091 1619-099	その他の木製品 建設用木製品 他に分類されない木製品			
1711-01	1711-011	木製家具・装備品	1621-01	1621-011	木製家具			
1711-02	1711-021	木製建具	1621-02	1621-021	金属製家具			
1711-03	1711-031	金属製家具・装備品	1621-03	1621-031	木製建具			
			1621-09	1621-099	その他の家具・装備品			
1811-01	1811-011 1811-021P	バルブ 古紙	1631-01	1631-011 1631-021P	バルブ 古紙	再編(一部旧1829-09から) 再編(一部旧1829-09から) 名称変更 再編(一部旧1711-01から) 再編(一部旧1711-03から) 再編(一部旧1711-01、一部旧1711-03から) 内容変更 内容変更 内容変更(一部新1619-09へ) 内容変更 内容変更 内容変更 内容変更 内容変更 内容変更 内容変更 内容変更 内容変更 内容変更		
1812-01	1812-011	洋紙・和紙	1632-01	1632-011	洋紙・和紙			
1812-02	1812-021	板紙	1632-02	1632-021	板紙			
1813-01	1813-011	段ボール	1633-01	1633-011	段ボール			
1813-02	1813-021	塗工紙・建設用加工紙	1633-02	1633-021	塗工紙・建設用加工紙			
1821-01	1821-011	段ボール箱	1641-01	1641-011	段ボール箱			
1821-09	1821-099	その他の紙製容器	1641-09	1641-099	その他の紙製容器			
1829-01	1829-011	紙製衛生材料・用品	1649-01	1649-011	紙製衛生材料・用品			
1829-09	1829-099	その他のバルブ・紙・紙加工品	1649-09	1649-099	その他のバルブ・紙・紙加工品			
1911-01	1911-011	印刷・製版・製本	1911-01	1911-011	印刷・製版・製本			
2011-01	2011-011	化学肥料	2011-01	2011-011	化学肥料			
2021-01	2021-011 2021-012 2021-013 2021-019	ソーダ工業製品 ソーダ灰 か性ソーダ 液体塩素 その他のソーダ工業製品	2021-01	2021-011 2021-012 2021-013 2021-019	ソーダ工業製品 ソーダ灰 か性ソーダ 液体塩素 その他のソーダ工業製品			
2029-01	2029-011 2029-012 2029-019	無機顔料 酸化チタン カーボンブラック その他の無機顔料	2029-01	2029-011 2029-012 2029-019	無機顔料 酸化チタン カーボンブラック その他の無機顔料			
2029-02	2029-021	圧縮ガス・液化ガス	2029-02	2029-021	圧縮ガス・液化ガス			
2029-03	2029-031 2029-032	塩 原塩 塩	2029-03	2029-031 2029-032	塩 原塩 塩			
2029-09	2029-099	その他の無機化学工業製品	2029-09	2029-099	その他の無機化学工業製品			
2031-01	2031-011 2031-012 2031-019	石油化学基礎製品 エチレン プロピレン その他の石油化学基礎製品	2031-01	2031-011 2031-012 2031-019	石油化学基礎製品 エチレン プロピレン その他の石油化学基礎製品			
2031-02	2031-021 2031-022 2031-023 2031-029	石油化学系芳香族製品 純ベンゼン 純トルエン キシレン その他の石油化学系芳香族製品	2031-02	2031-021 2031-022 2031-023 2031-029	石油化学系芳香族製品 純ベンゼン 純トルエン キシレン その他の石油化学系芳香族製品			
2032-01	2032-011 2032-012 2032-013 2032-014 2032-015	脂肪族中間物 合成アルコール類 酢酸 二塩化エチレン アクリロニトリル エチレングリコール	2041-01	2041-011 2041-012 2041-013 2041-014 2041-015	脂肪族中間物 合成アルコール類 酢酸 二塩化エチレン アクリロニトリル エチレングリコール			

平成17年(2005年)表			旧部門に対する変更内容	平成23年(2011年)表			新部門に対する変更内容
列部門	行部門	部門名		列部門	行部門	部門名	
	2032-016	酢酸ビニルモノマー			2041-016	酢酸ビニルモノマー	
	2032-019	その他の脂肪族中間物			2041-019	その他の脂肪族中間物	
2032-02		環式中間物		2041-02		環式中間物	
	2032-021	スチレンモノマー			2041-021	スチレンモノマー	
	2032-022	合成石炭酸			2041-022	合成石炭酸	
	2032-023	テレフタル酸(高純度)			2041-023	テレフタル酸(高純度)	
	2032-024	カプロラクタム			2041-024	カプロラクタム	
	2032-029	その他の環式中間物			2041-029	その他の環式中間物	
					2041-03	合成染料・有機顔料	
2033-01	2033-011	合成ゴム		2042-01	2042-011	合成ゴム	
2039-01	2039-011	メタン誘導品	2049-01	2049-011	メタン誘導品	内容変更	
2039-02	2039-021	油脂加工製品	2049-02	2049-021	可塑剤		
2039-03	2039-031	可塑剤	2049-09	2049-099	その他の有機化学工業製品		
2039-04	2039-041	合成染料					
2039-09	2039-099	その他の有機化学工業製品					
2041-01	2041-011	熱硬化性樹脂	2051-01	2051-011	熱硬化性樹脂		
2041-02		熱可塑性樹脂	2051-02		熱可塑性樹脂		
	2041-021	ポリエチレン(低密度)		2051-021	ポリエチレン(低密度)		
	2041-022	ポリエチレン(高密度)		2051-022	ポリエチレン(高密度)		
	2041-023	ポリスチレン		2051-023	ポリスチレン		
	2041-024	ポリプロピレン		2051-024	ポリプロピレン		
	2041-025	塩化ビニル樹脂		2051-025	塩化ビニル樹脂		
2041-03	2041-031	高機能性樹脂	2051-03	2051-031	高機能性樹脂		
2041-09	2041-099	その他の合成樹脂	2051-09	2051-099	その他の合成樹脂		
2051-01	2051-011	レーヨン・アセテート	2061-01	2061-011	レーヨン・アセテート		
2051-02	2051-021	合成繊維	2061-02	2061-021	合成繊維		
2061-01	2061-011	医薬品	2071-01	2071-011	医薬品	統合(旧2039-02、旧2071-01)、名称変更	
2071-01		石けん・合成洗剤・界面活性剤	2081-01		油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤		
	2071-011	石けん・合成洗剤		2081-011	油脂加工製品		
	2071-012	界面活性剤		2081-012	石けん・合成洗剤		
				2081-013	界面活性剤		
2071-02	2071-021	化粧品・歯磨	2081-02	2081-021	化粧品・歯磨		
2072-01	2072-011	塗料	2082-01	2082-011	塗料		
2072-02	2072-021	印刷インキ	2082-02	2082-021	印刷インキ		
2073-01	2073-011	写真感光材料	2083-01	2083-011	写真感光材料		
2074-01	2074-011	農薬	2084-01	2084-011	農薬		
2079-01	2079-011	ゼラチン・接着剤	2089-01	2089-011	ゼラチン・接着剤		
2079-09		その他の化学最終製品	2089-09		その他の化学最終製品		
	2079-091	触媒		2089-091	触媒		
	2079-099	その他の化学最終製品(除別掲)		2089-099	他に分類されない化学最終製品	名称変更	
2111-01		石油製品	2111-01		石油製品		
	2111-011	ガソリン		2111-011	ガソリン		
	2111-012	ジェット燃料油		2111-012	ジェット燃料油		
	2111-013	灯油		2111-013	灯油		
	2111-014	軽油		2111-014	軽油		
	2111-015	A重油		2111-015	A重油		
	2111-016	B重油・C重油		2111-016	B重油・C重油		
	2111-017	ナフサ		2111-017	ナフサ		
	2111-018	液化石油ガス		2111-018	液化石油ガス		
	2111-019	その他の石油製品		2111-019	その他の石油製品		
2121-01		石炭製品	2121-01		石炭製品		
	2121-011	コークス		2121-011	コークス		
	2121-019	その他の石炭製品		2121-019	その他の石炭製品		
2121-02	2121-021	舗装材料	2121-02	2121-021	舗装材料		
2211-01		プラスチック製品	2211-01		プラスチック製品		
	2211-011	プラスチックフィルム・シート		2211-011	プラスチックフィルム・シート		
	2211-012	プラスチック板・管・棒		2211-012	プラスチック板・管・棒		
	2211-013	プラスチック発泡製品		2211-013	プラスチック発泡製品		
	2211-014	工業用プラスチック製品		2211-014	工業用プラスチック製品		
	2211-015	強化プラスチック製品		2211-015	強化プラスチック製品		
	2211-016	プラスチック製容器		2211-016	プラスチック製容器		
	2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品		2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品		
	2211-019	その他のプラスチック製品		2211-019	その他のプラスチック製品		
2311-01	2311-011	タイヤ・チューブ	2221-01	2221-011	タイヤ・チューブ	統合(旧2319-01、旧2319-02)、名称変更	
2319-01	2319-011	ゴム製履物	2229-01	2229-011	ゴム製・プラスチック製履物		
2319-02	2319-021	プラスチック製履物					
2319-09	2319-099	その他のゴム製品	2229-09	2229-099	その他のゴム製品		
2411-01	2411-011	革製履物	2311-01	2311-011	革製履物		
2412-01	2412-011	製革・毛皮	2312-01	2312-011	製革・毛皮		
2412-02	2412-021	かばん・袋物・その他の革製品	2312-02	2312-021	かばん・袋物・その他の革製品		
2511-01		板ガラス・安全ガラス	2511-01		板ガラス・安全ガラス		
	2511-011	板ガラス		2511-011	板ガラス		
	2511-012	安全ガラス・複層ガラス		2511-012	安全ガラス・複層ガラス		
2512-01	2512-011	ガラス繊維・同製品	2511-02	2511-021	ガラス繊維・同製品		
2519-09		その他のガラス製品	2511-09		その他のガラス製品		
	2519-091	ガラス製加工素材		2511-091	ガラス製加工素材		
	2519-099	その他のガラス製品(除別掲)		2511-099	他に分類されないガラス製品	名称変更	
2521-01	2521-011	セメント	2521-01	2521-011	セメント		
2522-01	2522-011	生コンクリート	2521-02	2521-021	生コンクリート		
2523-01	2523-011	セメント製品	2521-03	2521-031	セメント製品		
2531-01		陶磁器	2531-01		陶磁器		
	2531-011	建設用陶磁器		2531-011	建設用陶磁器		
	2531-012	工業用陶磁器		2531-012	工業用陶磁器		
	2531-013	日用陶磁器		2531-013	日用陶磁器		
2599-01	2599-011	耐火物	2591-01	2591-011	耐火物		
2599-02	2599-021	その他の建設用土石製品	2591-09	2591-099	その他の建設用土石製品		
2599-03	2599-031	炭素・黒鉛製品	2599-01	2599-011	炭素・黒鉛製品		
2599-04	2599-041	研磨材	2599-02	2599-021	研磨材		
2599-09	2599-099	その他の窯業・土石製品	2599-09	2599-099	その他の窯業・土石製品		
2611-01	2611-011	銑鉄	2611-01	2611-011	銑鉄		
2611-02	2611-021	フェロアロイ	2611-02	2611-021	フェロアロイ		
2611-03	2611-031	粗鋼(転炉)	2611-03	2611-031	粗鋼(転炉)		
2611-04	2611-041	粗鋼(電気炉)	2611-04	2611-041	粗鋼(電気炉)		
	2612-011P	鉄屑		2612-011P	鉄屑		
2621-01		熱間圧延鋼材	2621-01		熱間圧延鋼材		
	2621-011	普通鋼形鋼		2621-011	普通鋼形鋼		
	2621-012	普通鋼鋼板		2621-012	普通鋼鋼板		
	2621-013	普通鋼鋼帯		2621-013	普通鋼鋼帯		
	2621-014	普通鋼小棒		2621-014	普通鋼小棒		
	2621-015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材		2621-015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材		
	2621-016	特殊鋼熱間圧延鋼材		2621-016	特殊鋼熱間圧延鋼材		
2622-01		鋼管	2622-01		鋼管		
	2622-011	普通鋼鋼管		2622-011	普通鋼鋼管		
	2622-012	特殊鋼鋼管		2622-012	特殊鋼鋼管		
2623-01		冷間仕上鋼材	2623-01		冷間仕上鋼材		

平成17年(2005年)表			旧部門に対する変更内容	平成23年(2011年)表			新部門に対する変更内容
列部門	行部門	部門名		列部門	行部門	部門名	
	2623 -011	普通鋼冷間仕上鋼材			2623 -011	普通鋼冷間仕上鋼材	
	2623 -012	特殊鋼冷間仕上鋼材			2623 -012	特殊鋼冷間仕上鋼材	
2623 -02	2623 -021	めっき鋼材		2623 -02	2623 -021	めっき鋼材	
2631 -01		鍛鋼		2631 -01		鍛鋼	
	2631 -011	鍛鋼			2631 -011	鍛鋼	
	2631 -012	鍛鋼			2631 -012	鍛鋼	
2631 -02	2631 -021	鋳鉄管		2631 -02	2631 -021	鋳鉄管	
2631 -03		鋳鉄品及び鍛工品(鉄)		2631 -03		鋳鉄品及び鍛工品(鉄)	
	2631 -031	鋳鉄品			2631 -031	鋳鉄品	
	2631 -032	鍛工品(鉄)			2631 -032	鍛工品(鉄)	
2649 -01	2649 -011	鉄鋼シャースリット業		2699 -01	2699 -011	鉄鋼シャースリット業	
2649 -09	2649 -099	その他の鉄鋼製品		2699 -09	2699 -099	その他の鉄鋼製品	
2711 -01	2711 -011	銅		2711 -01	2711 -011	銅	
2711 -02	2711 -021	鉛・亜鉛(含再生)		2711 -02	2711 -021	鉛・亜鉛(再生を含む。)	
2711 -03	2711 -031	アルミニウム(含再生)		2711 -03	2711 -031	アルミニウム(再生を含む。)	
2711 -09	2711 -099	その他の非鉄金属地金		2711 -09	2711 -099	その他の非鉄金属地金	
	2712 -011P	非鉄金属屑			2712 -011P	非鉄金属屑	
2721 -01	2721 -011	電線・ケーブル		2721 -01	2721 -011	電線・ケーブル	
2721 -02	2721 -021	光ファイバケーブル		2721 -02	2721 -021	光ファイバケーブル	
2722 -01	2722 -011	伸銅品		2729 -01	2729 -011	伸銅品	
2722 -02	2722 -021	アルミ圧延製品		2729 -02	2729 -021	アルミ圧延製品	
2722 -03	2722 -031	非鉄金属素形材		2729 -03	2729 -031	非鉄金属素形材	
2722 -04	2722 -041	核燃料		2729 -04	2729 -041	核燃料	
2722 -09	2722 -099	その他の非鉄金属製品		2729 -09	2729 -099	その他の非鉄金属製品	
2811 -01	2811 -011	建設用金属製品		2811 -01	2811 -011	建設用金属製品	
2812 -01	2812 -011	建築用金属製品		2812 -01	2812 -011	建築用金属製品	
2891 -01	2891 -011	ガス・石油機器及び暖房機器		2891 -01	2891 -011	ガス・石油機器・暖房機器	
2899 -01	2899 -011	ボルト・ナット・リベット及びスプリング		2899 -01	2899 -011	ボルト・ナット・リベット・スプリング	
2899 -02	2899 -021	金属製容器及び製缶板金製品		2899 -02	2899 -021	金属製容器・製缶板金製品	
2899 -03		配管工事付属品・粉末や金製品・道具類		2899 -03		配管工事付属品・粉末や金製品・道具類	
	2899 -031	配管工事付属品			2899 -031	配管工事付属品	
	2899 -032	粉末や金製品			2899 -032	粉末や金製品	
	2899 -033	刃物及び道具類			2899 -033	刃物・道具類	
2899 -09		その他の金属製品		2899 -09		その他の金属製品	
	2899 -091	金属プレス製品			2899 -091	金属プレス製品	
	2899 -092	金属線製品			2899 -092	金属線製品	
	2899 -099	その他の金属製品(除別掲)			2899 -099	他に分類されない金属製品	
3011 -01	3011 -011	ボイラ		2911 -01	2911 -011	ボイラ	
3011 -02	3011 -021	タービン		2911 -02	2911 -021	タービン	
3011 -03	3011 -031	原動機		2911 -03	2911 -031	原動機	
				2912 -01	2912 -011	ポンプ・圧縮機	
3012 -01	3012 -011	運搬機械		2913 -01	2913 -011	運搬機械	
3013 -01	3013 -011	冷凍機・温湿調整装置		2914 -01	2914 -011	冷凍機・温湿調整装置	
				2919 -01	2919 -011	ベアリング	
3019 -01	3019 -011	ポンプ及び圧縮機	2919 -09		その他のはん用機械		
3019 -02	3019 -021	機械工具		2919 -091	動力伝導装置		
3019 -09	3019 -099	その他の一般産業機械及び装置		2919 -099	他に分類されないはん用機械		
3021 -01	3021 -011	建設・鉱山機械	3011 -01	3011 -011	農業用機械		
3022 -01	3022 -011	化学機械	3012 -01	3012 -011	建設・鉱山機械		
3023 -01	3023 -011	産業用ロボット	3013 -01	3013 -011	繊維機械		
3024 -01	3024 -011	金属工作機械	3014 -01		生活関連産業用機械		
3024 -02	3024 -021	金属加工機械		3014 -011	食品機械・同装置		
3029 -01	3029 -011	農業用機械		3014 -012	木材加工機械		
3029 -02	3029 -021	繊維機械		3014 -013	パルプ装置・製紙機械		
3029 -03	3029 -031	食品機械・同装置		3014 -014	印刷・製本・紙工機械		
3029 -04	3029 -041	半導体製造装置		3014 -015	包装・荷造機械		
3029 -05	3029 -051	真空装置・真空機器	3015 -01	3015 -011	化学機械		
3029 -09		その他の特殊産業用機械	3015 -02		鋳造装置・プラスチック加工機械		
	3029 -091	製材・木材加工・合板機械		3015 -021	鋳造装置		
	3029 -092	パルプ装置・製紙機械		3015 -022	プラスチック加工機械		
	3029 -093	印刷・製本・紙工機械	3016 -01	3016 -011	金属工作機械		
	3029 -094	鋳造装置	3016 -02	3016 -021	金属加工機械		
	3029 -095	プラスチック加工機械	3016 -03	3016 -031	機械工具		
	3029 -099	その他の特殊産業用機械(除別掲)	3017 -01	3017 -011	半導体製造装置		
3031 -01	3031 -011	金型	3019 -01	3019 -011	金型		
3031 -02	3031 -021	ベアリング	3019 -02	3019 -021	真空装置・真空機器		
3031 -09	3031 -099	その他の一般機械器具及び部品	3019 -03	3019 -031	ロボット		
			3019 -09	3019 -099	その他の生産用機械		
3111 -01	3111 -011	複写機	3111 -01	3111 -011	複写機		
3111 -09	3111 -099	その他の事務用機械	3111 -09	3111 -099	その他の事務用機械		
3112 -01		サービス用機器	3112 -01		サービス用機器		
	3112 -011	自動販売機		3112 -011	自動販売機		
	3112 -012	娯楽用機器		3112 -012	娯楽用機器		
	3112 -019	その他のサービス用機器		3112 -019	その他のサービス用機器		
3211 -01		回転電気機械	3113 -01	3113 -011	計測機器		
	3211 -011	発電機器	3114 -01	3114 -011	医療用機械器具		
	3211 -012	電動機	3115 -01	3115 -011	光学機械・レンズ		
3211 -02	3211 -021	変圧器・変成器	3116 -01	3116 -011	武器		
3211 -03	3211 -031	開閉制御装置及び配電盤	3211 -01	3211 -011	電子管		
3211 -04	3211 -041	配線器具	3211 -02	3211 -021	半導体素子		
3211 -05	3211 -051	内燃機関電装品	3211 -03	3211 -031	集積回路		
3211 -09	3211 -099	その他の産業用電気機器	3211 -04	3211 -041	液晶パネル		
3221 -01	3221 -011	電子応用装置	3299 -01	3299 -011	磁気テープ・磁気ディスク		
3231 -01	3231 -011	電気計測器	3299 -02	3299 -021	電子回路		
3241 -01	3241 -011	電球類	3299 -09	3299 -099	その他の電子部品		
3241 -02	3241 -021	電気照明器具	3311 -01		回転電気機械		
3241 -03	3241 -031	電池		3311 -011	発電機器		
3241 -09	3241 -099	その他の電気機械器具		3311 -012	電動機		
3251 -01	3251 -011	民生用エアコンディショナ	3311 -02	3311 -021	変圧器・変成器		
3251 -02	3251 -021	民生用電気機器(除エアコン)	3311 -03	3311 -031	開閉制御装置・配電盤		
3311 -01	3311 -011	ビデオ機器	3311 -04	3311 -041	配線器具		
3311 -02	3311 -021	電気音響機器	3311 -05	3311 -051	内燃機関電装品		
3311 -03	3311 -031	ラジオ・テレビ受信機	3311 -09	3311 -099	その他の産業用電気機器		
3321 -01	3321 -011	有線電気通信機器	3321 -01	3321 -011	民生用エアコンディショナ		
3321 -02	3321 -021	携帯電話機	3321 -02	3321 -021	民生用電気機器(エアコンを除く。)		
3321 -03	3321 -031	無線電気通信機器(除携帯電話機)	3331 -01	3331 -011	電子応用装置		
3321 -09	3321 -099	その他の電気通信機器	3332 -01	3332 -011	電気計測器		
3331 -01	3331 -011	パーソナルコンピュータ	3399 -01	3399 -011	電球類		
3331 -02	3331 -021	電子計算機本体(除パソコン)	3399 -02	3399 -021	電気照明器具		
3331 -03	3331 -031	電子計算機付属装置	3399 -03	3399 -031	電池		
3411 -01	3411 -011	半導体素子	3399 -09	3399 -099	その他の電気機械器具		
3411 -02	3411 -021	集積回路	3411 -01	3411 -011	ビデオ機器・デジタルカメラ		
3421 -01	3421 -011	電子管	3411 -02	3411 -021	電気音響機器		

平成17年(2005年)表			旧部門に対する変更内容	平成23年(2011年)表			新部門に対する変更内容
列部門	行部門	部 門 名		列部門	行部門	部 門 名	
3421-02	3421-021	液晶素子	内容変更(一部新3299-02へ)	3411-03	3411-031	ラジオ・テレビ受信機	名称変更
3421-03	3421-031	磁気テープ・磁気ディスク		3412-01	3412-011	有線電気通信機器	
3421-09	3421-099	その他の電子部品		3412-02	3412-021	携帯電話機	
				3412-03	3412-031	無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)	名称変更
				3412-09	3412-099	その他の電気通信機器	
				3421-01	3421-011	パーソナルコンピュータ	名称変更
				3421-02	3421-021	電子計算機本体(パソコンを除く。)	
				3421-03	3421-031	電子計算機附属装置	名称変更
				3511-01	3511-011	乗用車	
3511-01	3511-011	乗用車	統合(新3521-01)	3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車	統合(旧3521-01、旧3541-01)
3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車					
3531-01	3531-011	二輪自動車	統合(新3521-01)	3522-01	3522-011	二輪自動車	名称変更
3541-01	3541-011	自動車車体					
3541-02	3541-021	自動車用内燃機関・同部分品		3531-01	3531-011	自動車用内燃機関	名称変更
3541-03	3541-031	自動車部品		3531-02	3531-021	自動車部品	
3611-01	3611-011	鋼船		3541-01	3541-011	鋼船	
3611-02	3611-021	その他の船舶		3541-02	3541-021	その他の船舶	
3611-03	3611-031	船用内燃機関		3541-03	3541-031	船用内燃機関	
3611-10	3611-101	船舶修理		3541-10	3541-101	船舶修理	
3621-01	3621-011	鉄道車両		3591-01	3591-011	鉄道車両	
3621-10	3621-101	鉄道車両修理		3591-10	3591-101	鉄道車両修理	
3622-01	3622-011	航空機		3591-09	3591-099	その他の輸送機械	
3622-10	3622-101	航空機修理		3592-01	3592-011	航空機	名称変更
3629-01	3629-011	自転車		3592-10	3592-101	航空機修理	
3629-09	3629-099	その他の輸送機械		3599-01	3599-011	自転車	
	3629-091	産業用運搬車両		3599-09	3599-091	産業用運搬車両	名称変更
	3629-099	その他の輸送機械(除別掲)			3599-099	他に分類されない輸送機械	
3711-01	3711-011	カメラ	統合(新3115-01)				
3711-09	3711-099	その他の光学機械	統合(新3115-01)、内容変更(一部新3919-09へ)				
3712-01	3712-011	時計					
3719-01	3719-011	理化学機械器具	統合(新3113-01)				
3719-02	3719-021	分析器・試験機・計量器・測定器	統合(新3113-01)				
3719-03	3719-031	医療用機械器具					
3911-01	3911-011	がん具		3911-01	3911-011	がん具	
3911-02	3911-021	運動用品		3911-02	3911-021	運動用品	
3919-01	3919-011	楽器		3919-01	3919-011	身辺細貨品	
3919-02	3919-021	情報記録物	内容変更	3919-02	3919-021	時計	内容変更(一部旧3711-09から)
3919-03	3919-031	筆記具・文具		3919-02	3919-021	時計	
3919-04	3919-041	身辺細貨品		3919-03	3919-031	楽器	
3919-05	3919-051	畳・わら加工品		3919-04	3919-041	筆記具・文具	
3919-06	3919-061	武器		3919-05	3919-051	畳・わら加工品	
3919-09	3919-099	その他の製造工業製品		3919-06	3919-061	情報記録物	
3921-01	3921-011	再生資源回収・加工処理		3919-09	3919-099	その他の製造工業製品	
4111-01	4111-011	住宅建築(木造)		3921-01	3921-011	再生資源回収・加工処理	
4111-02	4111-021	住宅建築(非木造)		4111-01	4111-011	住宅建築(木造)	
4112-01	4112-011	非住宅建築(木造)		4111-02	4111-021	住宅建築(非木造)	
4112-02	4112-021	非住宅建築(非木造)		4112-01	4112-011	非住宅建築(木造)	
4121-01	4121-011	建設補修		4112-02	4112-021	非住宅建築(非木造)	
4131-01	4131-011	道路関係公共事業	4121-01	4121-011	建設補修		
4131-02	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業	4131-01	4131-011	道路関係公共事業		
4131-03	4131-031	農林関係公共事業	4131-02	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業		
4132-01	4132-011	鉄道軌道建設	4131-03	4131-031	農林関係公共事業		
4132-02	4132-021	電力施設建設	4191-01	4191-011	鉄道軌道建設		
4132-03	4132-031	電気通信施設建設	4191-02	4191-021	電力施設建設		
4132-09	4132-099	その他の土木建設	4191-02	4191-021	電力施設建設		
	5111-001	事業用電力	4191-03	4191-031	電気通信施設建設		
5111-01		事業用原子力発電	4191-09	4191-099	その他の土木建設		
5111-02		事業用火力発電		4611-001	事業用電力		
5111-03		水力・その他の事業用発電	4611-01		事業用原子力発電		
5111-04	5111-041	自家発電	4611-02		事業用火力発電		
5121-01	5121-011	都市ガス	4611-03		水力・その他の事業用発電		
5122-01	5122-011	熱供給業	4611-04	4611-041	自家発電		
5211-01	5211-011	上水道・簡易水道	4621-01	4621-011	都市ガス		
5211-02	5211-021	工業用水	4622-01	4622-011	熱供給業		
5211-03	5211-031	下水道★★	4711-01	4711-011	上水道・簡易水道		
5212-01	5212-011	廃棄物処理(公営)★★	4711-02	4711-021	工業用水		
5212-02	5212-021	廃棄物処理(産業)	4711-03	4711-031	下水道★★		
6111-01	6111-011	卸売	4811-01	4811-011	廃棄物処理(公営)★★		
6112-01	6112-011	小売	4811-02	4811-021	廃棄物処理(産業)		
6211-01		金融	5111-01	5111-011	卸売		
	6211-011	公的金融(帰属利子)	5112-01	5112-011	小売		
	6211-012	民間金融(帰属利子)	5311-01		金融		
	6211-013	公的金融(手数料)		5311-011	公的金融(FISIM)		
	6211-014	民間金融(手数料)		5311-012	民間金融(FISIM)		
6212-01	6212-011	生命保険		5311-013	公的金融(手数料)		
6212-02	6212-021	損害保険		5311-014	民間金融(手数料)		
6411-01	6411-011	不動産仲介・管理業	5312-01	5312-011	生命保険		
6411-02	6411-021	不動産賃貸業	5312-02	5312-021	損害保険		
6421-01	6421-011	住宅賃貸料	5511-01	5511-011	不動産仲介・管理業		
6422-01	6422-011	住宅賃貸料(帰属家賃)	5511-02	5511-021	不動産賃貸業		
7111-01	7111-011	鉄道旅客輸送	5521-01	5521-011	住宅賃貸料		
7112-01	7112-011	鉄道貨物輸送	5531-01	5531-011	住宅賃貸料(帰属家賃)		
7121-01	7121-011	バス	5711-01	5711-011	鉄道旅客輸送		
7121-02	7121-021	ハイヤー・タクシー	5712-01	5712-011	鉄道貨物輸送		
7122-01	7122-011	道路貨物輸送(除自家輸送)	5721-01	5721-011	バス		
7131-01P	7131-011P	自家輸送(旅客自動車)	5721-02	5721-021	ハイヤー・タクシー		
7132-01P	7132-011P	自家輸送(貨物自動車)	5722-01	5722-011	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)		
7141-01	7141-011	外洋輸送	5731-01P	5731-011P	自家輸送(旅客自動車)		
7142-01		沿海・内水面輸送	5732-01P	5732-011P	自家輸送(貨物自動車)		
	7142-011	沿海・内水面旅客輸送	5741-01	5741-011	外洋輸送		
	7142-012	沿海・内水面貨物輸送	5742-01		沿海・内水面輸送		
7143-01	7143-011	港湾運送		5742-011	沿海・内水面旅客輸送		
7151-01		航空輸送		5742-012	沿海・内水面貨物輸送		
	7151-011	国際航空輸送	5743-01	5743-011	港湾運送		
	7151-012	国内航空旅客輸送	5751-01		航空輸送		
	7151-013	国内航空貨物輸送		5751-011	国際航空輸送		
	7151-014	航空機使用事業		5751-012	国内航空旅客輸送		
7161-01	7161-011	貨物利用運送		5751-013	国内航空貨物輸送		
7171-01	7171-011	倉庫		5751-014	航空機使用事業		
7181-01	7181-011	こん包	5761-01	5761-011	貨物利用運送		
7189-01	7189-011	道路輸送施設提供	5771-01	5771-011	倉庫		
7189-02	7189-021	水運施設管理★★	5781-01	5781-011	こん包		
7189-03	7189-031	その他の水運付帯サービス	5789-01	5789-011	道路輸送施設提供		
7189-04	7189-041	航空施設管理(国公営)★★	5789-02	5789-021	水運施設管理★★		
7189-05	7189-051	航空施設管理(産業)	5789-03	5789-031	水運付帯サービス		
			5789-04	5789-041	航空施設管理(国公営)★★		
			5789-05	5789-051	航空施設管理(産業)		
						名称変更	

平成17年(2005年)表			旧部門に対する変更内容	平成23年(2011年)表			新部門に対する変更内容
列部門	行部門	部 門 名		列部門	行部門	部 門 名	
7189-06	7189-061	その他の航空付帯サービス	内容変更(一部新5722-01へ)	5789-06	5789-061	航空付帯サービス	名称変更
7189-09	7189-099	旅行・その他の運輸付帯サービス		5789-09	5789-099	旅行・その他の運輸付帯サービス	名称変更
7311-01	7311-011	郵便・信書便		5791-01	5791-011	郵便・信書便	内容変更
7312-01	7312-011	固定電気通信		5911-01	5911-011	固定電気通信	内容変更(一部旧7341-01から)
7312-02	7312-021	移動電気通信		5911-02	5911-021	移動電気通信	
7312-03	7312-031	その他の電気通信		5911-09	5911-099	その他の電気通信	
7319-09	7319-099	その他の通信サービス		5919-09	5919-099	その他の通信サービス	
7321-01	7321-011	公共放送		5921-01	5921-011	公共放送	
7321-02	7321-021	民間放送		5921-02	5921-021	民間放送	
7321-03	7321-031	有線放送	5921-03	5921-031	有線放送		
7331-01		情報サービス	5931-01		情報サービス		
	7331-011	ソフトウェア業		5931-011	ソフトウェア業		
	7331-012	情報処理・提供サービス		5931-012	情報処理・提供サービス		
7341-01	7341-011	インターネット附随サービス	内容変更(一部新5911-09へ)	5941-01	5941-011	インターネット附随サービス	内容変更
7351-01	7351-011	映像情報制作・配給業	再編(新5951-01)	5951-01	5951-011	映像・音声・文字情報制作業	再編(一部旧7351-04から、一部旧8519-09から)
7351-02	7351-021	新聞	再編(新5951-01、新6699-09へ)	5951-02	5951-021	新聞	
7351-03	7351-031	出版		5951-03	5951-031	出版	
7351-04	7351-041	ニュース供給・興信所					
8111-01	8111-011	公務(中央)★★					
8112-01	8112-011	公務(地方)★★		6111-01	6111-011	公務(中央)★★	
8211-01	8211-011	学校教育(国公立)★★		6112-01	6112-011	公務(地方)★★	
8211-02	8211-021	学校教育(私立)★		6311-01	6311-011	学校教育(国公立)★★	
8213-01	8213-011	社会教育(国公立)★★		6311-02	6311-021	学校教育(私立)★	
8213-02	8213-021	社会教育(非営利)★		6312-01	6312-011	社会教育(国公立)★★	
8213-03	8213-031	その他の教育訓練機関(国公立)★★		6312-02	6312-021	社会教育(非営利)★	
8213-04	8213-041	その他の教育訓練機関(産業)		6312-03	6312-031	その他の教育訓練機関(国公立)★★	
8221-01	8221-011	自然科学研究機関(国公立)★★		6312-04	6312-041	その他の教育訓練機関(産業)	
8221-02	8221-021	人文科学研究機関(国公立)★★		6321-01	6321-011	自然科学研究機関(国公立)★★	
8221-03	8221-031	自然科学研究機関(非営利)★		6321-02	6321-021	自然科学研究機関(国公立)★★	
8221-04	8221-041	自然科学研究機関(非営利)★		6321-03	6321-031	自然科学研究機関(非営利)★	
8221-05	8221-051	自然科学研究機関(産業)		6321-04	6321-041	自然科学研究機関(非営利)★	
8221-06	8221-061	人文科学研究機関(産業)		6321-05	6321-051	自然科学研究機関(産業)	
8222-01	8222-011	企業内研究開発		6321-06	6321-061	自然科学研究機関(産業)	
8311-01	8311-011	医療(国公立)	再編(新6411-01～05)	6322-01	6322-011	企業内研究開発	
8311-02	8311-021	医療(公益法人等)	再編(新6411-01～05)	6411-01	6411-011	医療(入院診療)	再編(旧8311-01～03)
8311-03	8311-031	医療(医療法人等)	再編(新6411-01～05)	6411-02	6411-021	医療(入院外診療)	再編(旧8311-01～03)
				6411-03	6411-031	医療(歯科診療)	再編(旧8311-01～03)
				6411-04	6411-041	医療(調剤)	再編(旧8311-01～03)
				6411-05	6411-051	医療(その他の医療サービス)	再編(旧8311-01～03)
8312-01	8312-011	保健衛生(国公立)★★		6421-01	6421-011	保健衛生(国公立)★★	
8312-02	8312-021	保健衛生(産業)		6421-02	6421-021	保健衛生(産業)	
8313-01	8313-011	社会保険事業(国公立)★★	統合(新6431-01)	6431-01	6431-011	社会保険事業★★	統合(旧8313-01、旧8313-02)、名称変更
8313-02	8313-021	社会保険事業(非営利)★	統合(新6431-01)				
8313-03	8313-031	社会福祉(国公立)★★		6431-02	6431-021	社会福祉(国公立)★★	
8313-04	8313-041	社会福祉(非営利)★		6431-03	6431-031	社会福祉(非営利)★	
8313-05	8313-051	社会福祉(産業)		6431-04	6431-041	社会福祉(産業)	
8314-01	8314-011	介護(居宅)		6441-01	6441-011	介護(施設サービス)	名称変更
8314-02	8314-021	介護(施設)		6441-02	6441-021	介護(施設サービスを除く。)	名称変更
8411-01	8411-011	対企業民間非営利団体		6599-01	6599-011	対企業民間非営利団体	
8411-02	8411-021	対家計民間非営利団体(除別掲)★		6599-02	6599-021	対家計民間非営利団体(別掲を除く。)★	名称変更
8511-01		広告		6611-01		物品貸貸業(貸自動車を除く。)	名称変更
	8511-011	テレビ・ラジオ広告			6611-011	産業用機械器具(建設機械器具を除く。)	名称変更
	8511-012	新聞・雑誌・その他の広告			6611-012	建設機械器具貸貸業	名称変更
8512-01		物品貸貸業(除貸自動車)			6611-013	電子計算機・同関連機器貸貸業	名称変更
	8512-011	産業用機械器具(除建設機械器具)貸貸業			6611-014	事務用機械器具(除電算機等)貸貸業	名称変更
	8512-012	建設機械器具貸貸業			6611-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品貸貸業	名称変更
	8512-013	電子計算機・同関連機器貸貸業					
	8512-014	事務用機械器具(除電算機等)貸貸業		6612-01	6612-011	貸自動車業	
	8512-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品貸貸業					
8513-01	8513-011	貸自動車業		6621-01		広告	
8514-10	8514-101	自動車修理			6621-011	テレビ・ラジオ広告	
8515-10	8515-101	機械修理			6621-012	新聞・雑誌・その他の広告	
8519-01	8519-011	建物サービス		6631-10	6631-101	自動車整備	名称変更
8519-02	8519-021	法務・財務・会計サービス		6632-10	6632-101	機械修理	
8519-03	8519-031	土木建築サービス		6699-01	6699-011	法務・財務・会計サービス	
8519-04	8519-041	労働者派遣サービス		6699-02	6699-021	土木建築サービス	
				6699-03	6699-031	労働者派遣サービス	
				6699-04	6699-041	建物サービス	
				6699-05	6699-051	警備業	分割特掲(旧8519-09から)
8519-09	8519-099	その他の対事業所サービス	再編(一部新5951-01へ、一部新6699-05へ)	6699-09	6699-099	その他の対事業所サービス	再編(一部旧7351-04から)
8611-01	8611-011	映画館		6711-01	6711-011	宿泊業	
8611-02	8611-021	興行場(除別掲)・興行団		6721-01	6721-011	飲食サービス	統合(旧8612-01～03、旧6112-01の一部)、名称変更
8611-03	8611-031	遊戯場					
8611-04	8611-041	競輪・競馬等の競走場・競技団		6731-01	6731-011	洗濯業	
8611-05	8611-051	スポーツ施設提供業・公園・遊園地	内容変更	6731-02	6731-021	理容業	
8611-09	8611-099	その他の娯楽		6731-03	6731-031	美容業	
8612-01	8612-011	一般飲食店(除喫茶店)	統合(新6721-01)	6731-04	6731-041	浴場業	内容変更
8612-02	8612-021	喫茶店	統合(新6721-01)	6731-09	6731-099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業	内容変更(一部旧8614-04から)
8612-03	8612-031	遊興飲食店	統合(新6721-01)	6741-01	6741-011	映画館	
8613-01	8613-011	宿泊業		6741-02	6741-021	興行場(映画館を除く。)	名称変更
8614-01	8614-011	洗濯業		6741-03	6741-031	競輪・競馬等の競走場・競技団	
8614-02	8614-021	理容業		6741-04	6741-041	スポーツ施設提供業・公園・遊園地	内容変更(一部旧8619-04から)
8614-03	8614-031	美容業	内容変更(一部新6731-09へ)	6741-05	6741-051	遊戯場	
8614-04	8614-041	浴場業	内容変更	6741-09	6741-099	その他の娯楽	
8614-09	8614-099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業	内容変更	6799-01	6799-011	写真業	
8619-01	8619-011	写真業		6799-02	6799-021	冠婚葬祭業	
8619-02	8619-021	冠婚葬祭業		6799-03	6799-031	個人教授業	内容変更
8619-03	8619-031	各種修理業(除別掲)		6799-04	6799-041	各種修理業(別掲を除く。)	名称変更
8619-04	8619-041	個人教授業	内容変更(一部新6741-04へ)	6799-09	6799-099	その他の対個人サービス	
8619-09	8619-099	その他の対個人サービス		8900-00P	8900-000P	事務用品	
8900-00P	8900-000P	事務用品		9000-00	9000-000	分類不明	
9000-00	9000-000	分類不明		9099-00	9099-000	内生部門計	
9099-00	9099-000	内生部門計		9110-00		家計外消費支出(列)	
9110-00		家計外消費支出(列)		9121-00		家計消費支出	
9121-00		家計消費支出		9122-00		対家計民間非営利団体消費支出	
9122-00		対家計民間非営利団体消費支出		9131-10		中央政府集会的消費支出	
9131-10		中央政府集会的消費支出		9131-20		地方政府集会的消費支出	
9131-20		地方政府集会的消費支出		9131-30		中央政府個別的消費支出	
9131-30		中央政府個別的消費支出		9131-40		地方政府個別的消費支出	
9131-40		地方政府個別的消費支出		9132-10		中央政府集会的消費支出(社会資本等減耗分)	
9132-10		中央政府集会的消費支出(社会資本等減耗分)		9132-20		地方政府集会的消費支出(社会資本等減耗分)	
9132-20		地方政府集会的消費支出(社会資本等減耗分)		9132-30		中央政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)	
9132-30		中央政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)		9132-40		地方政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)	
9132-40		地方政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)		9141-00		国内総固定資本形成(公的)	
9141-00		国内総固定資本形成(公的)		9142-00		国内総固定資本形成(民間)	
9142-00		国内総固定資本形成(民間)					

平成17年(2005年)表			旧部門に対する変更内容	平成23年(2011年)表			新部門に対する変更内容
列部門	行部門	部門名		列部門	行部門	部門名	
9150 -10		生産者製品在庫純増		7611 -01	生産者製品在庫純増	輸出の内訳から移動	
9150 -20		半製品・仕掛品在庫純増		7611 -02	半製品・仕掛品在庫純増		
9150 -30		流通在庫純増		7611 -03	流通在庫純増		
9150 -40		原材料在庫純増		7611 -04	原材料在庫純増		
				7711 -00	調整項		
9200 -00		国内最終需要計		7800 -00	国内最終需要計		
9210 -00		国内需要合計		7900 -00	国内需要合計		
9211 -10		輸出(普通貿易)		8011 -01	輸出(普通貿易)		
9211 -20		輸出(特殊貿易)		8011 -02	輸出(特殊貿易)		
9212 -00		輸出(直接購入)		8012 -00	輸出(直接購入)		
9213 -00		調整項					
9220 -00		輸出計		8100 -00	輸出計		
9300 -00		最終需要計		8200 -00	最終需要計		
9350 -00		需要合計		8300 -00	需要合計		
9411 -10		(控除)輸入(普通貿易)		8411 -01	(控除)輸入(普通貿易)		
9411 -20		(控除)輸入(特殊貿易)		8411 -02	(控除)輸入(特殊貿易)		
9412 -00		(控除)輸入(直接購入)		8412 -00	(控除)輸入(直接購入)		
9413 -00		(控除)関税		8511 -00	(控除)関税		
9414 -00		(控除)輸入品商品税		8611 -00	(控除)輸入品商品税		
9420 -00		(控除)輸入計		8700 -00	(控除)輸入計		
9500 -00		最終需要部門計		8800 -00	最終需要部門計		
9510 -00		商業マージン(卸売)		8911 -00	商業マージン(卸売)		
9520 -00		商業マージン(小売)		8912 -00	商業マージン(小売)		
9610 -00		貨物運賃(鉄道)		9011 -00	貨物運賃(鉄道)		
9620 -00		貨物運賃(道路)		9012 -00	貨物運賃(道路)		
9630 -10		貨物運賃(沿海内水面)		9013 -01	貨物運賃(沿海内水面)		
9630 -20		貨物運賃(港湾運送)		9013 -02	貨物運賃(港湾運送)		
9640 -00		貨物運賃(航空)		9014 -00	貨物運賃(航空)		
9650 -00		貨物運賃(運送取扱)		9015 -00	貨物運賃(利用運送)		
9660 -00		貨物運賃(倉庫)		9016 -00	貨物運賃(倉庫)		
9700 -00		国内生産額		9700 -00	国内生産額		
	9110 -010	宿泊・日当		7111 -001	宿泊・日当	名称変更	
	9110 -020	交際費		7111 -002	交際費		
	9110 -030	福利厚生費		7111 -003	福利厚生費		
	9311 -000	賃金・俸給		9111 -000	賃金・俸給		
	9312 -000	社会保険料(雇用主負担)		9112 -000	社会保険料(雇用主負担)		
	9313 -000	その他の給与及び手当		9113 -000	その他の給与及び手当		
	9401 -000	営業余剰		9211 -000	営業余剰		
	9402 -000	資本減耗引当		9311 -000	資本減耗引当		
	9403 -000	資本減耗引当(社会資本等減耗分)		9321 -000	資本減耗引当(社会資本等減耗分)		
	9404 -000	間接税(除関税・輸入品商品税)		9411 -000	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)		
	9405 -000	(控除)経常補助金		9511 -000	(控除)経常補助金		
	9500 -000	粗付加価値部門計		9600 -000	粗付加価値部門計		
	9700 -000	国内生産額		9700 -000	国内生産額		

(注1) 部門名称の「★」は、生産活動主体を次のように示す。 ★★:政府サービス生産者、★:対家計民間非営利サービス生産者、無印:産業

(注2) 部門コードにおける「P」は仮設部門を示す。

(注3) 「6721-01、-011飲食サービス」については、今後、経済センサス-活動調査の結果を踏まえ、部門分割が必要か再度検討を行うこととしている。

(2) 統合小分類

※平成23年表では、コード体系を見直したため、分類コードの変更が多数ある。

平成17年(2005年)表	対応関係	平成23年(2011年)表	変更内容
0111 穀類		0111 穀類	
0112 いも・豆類		0112 いも・豆類	
0113 野菜		0113 野菜	
0114 果実		0114 果実	
0115 その他の食用作物		0115 その他の食用作物	
0116 非食用作物		0116 非食用作物	
0121 畜産		0121 畜産	
0131 農業サービス		0131 農業サービス	
0211 育林		0151 育林	
0212 素材		0152 素材	
0213 特用林産物		0153 特用林産物	
0311 海面漁業		0171 海面漁業	
0312 内水面漁業		0172 内水面漁業	
0611 金属鉱物		0611 金属鉱物	
0621 窯業原料鉱物		0621 石炭・原油・天然ガス	
0622 砂利・碎石		0631 砂利・碎石	
0629 その他の非金属鉱物		0639 その他の鉱物	統合、名称変更
0711 石炭・原油・天然ガス			
1111 と畜		1111 食肉	内容変更、名称変更
1112 畜産食料品		1112 畜産食料品	
1113 水産食料品		1113 水産食料品	
1114 精穀・製粉		1114 精穀・製粉	
1115 めん・パン・菓子類		1115 めん・パン・菓子類	
1116 農産保存食料品		1116 農産保存食料品	
1117 砂糖・油脂・調味料類		1117 砂糖・油脂・調味料類	
1119 その他の食料品		1119 その他の食料品	内容変更
1121 酒類		1121 酒類	
1129 その他の飲料		1129 その他の飲料	
1131 飼料・有機質肥料(除別掲)		1131 飼料・有機質肥料(別掲を除く。)	名称変更
1141 たばこ		1141 たばこ	
1511 紡績		1511 紡績	
1512 織物		1512 織物	内容変更
1513 ニット生地		1513 ニット生地	
1514 染色整理		1514 染色整理	
1519 その他の繊維工業製品		1519 その他の繊維工業製品	内容変更
1521 衣服		1521 衣服	内容変更
1522 その他の衣服・身の回り品		1522 その他の衣服・身の回り品	内容変更
1529 その他の繊維既製品		1529 その他の繊維既製品	内容変更
1611 製材・合板・チップ		1611 木材	名称変更
1619 その他の木製品		1619 その他の木製品	内容変更
1711 家具・装備品		1621 家具・装備品	
1811 パルプ		1631 パルプ	
1812 紙・板紙		1632 紙・板紙	
1813 加工紙		1633 加工紙	
1821 紙製容器		1641 紙製容器	
1829 その他の紙加工品		1649 その他の紙加工品	内容変更
1911 印刷・製版・製本		1911 印刷・製版・製本	
2011 化学肥料		2011 化学肥料	
2021 ソーダ工業製品		2021 ソーダ工業製品	
2029 その他の無機化学工業製品		2029 その他の無機化学工業製品	
2031 石油化学基礎製品		2031 石油化学基礎製品	
2032 脂肪族中間物・環式中間物		2041 脂肪族中間物・環式中間物	内容変更
2033 合成ゴム		2042 合成ゴム	
2039 その他の有機化学工業製品		2049 その他の有機化学工業製品	内容変更
2041 合成樹脂		2051 合成樹脂	
2051 化学繊維		2061 化学繊維	
2061 医薬品		2071 医薬品	
2071 石けん・界面活性剤・化粧品		2081 油脂加工製品・石けん・界面活性剤・化粧品	内容変更、名称変更
2072 塗料・印刷インキ		2082 塗料・印刷インキ	
2073 写真感光材料		2083 写真感光材料	
2074 農薬		2084 農薬	
2079 その他の化学最終製品		2089 その他の化学最終製品	

平成17年(2005年)表	対応関係	平成23年(2011年)表	変更内容
2111 石油製品		2111 石油製品	
2121 石炭製品		2121 石炭製品	
2211 プラスチック製品		2211 プラスチック製品	
2311 タイヤ・チューブ		2221 タイヤ・チューブ	
2319 その他のゴム製品		2229 その他のゴム製品	
2411 革製履物		2311 革製履物	
2412 なめし革・毛皮・その他の革製品		2312 なめし革・毛皮・その他の革製品	
2511 板ガラス・安全ガラス	→	2511 ガラス・ガラス製品	統合、名称変更
2512 ガラス繊維・同製品	→		
2519 その他のガラス製品	→		
2521 セメント	→	2521 セメント・セメント製品	統合、名称変更
2522 生コンクリート	→		
2523 セメント製品	→		
2531 陶磁器		2531 陶磁器	
		2591 建設用土石製品	分割特掲
2599 その他の窯業・土石製品	→	2599 その他の窯業・土石製品	分割
2611 銑鉄・粗鋼		2611 銑鉄・粗鋼	
2612 鉄屑		2612 鉄屑	
2621 熱間圧延鋼材		2621 熱間圧延鋼材	
2622 鋼管		2622 鋼管	
2623 冷延・めっき鋼材		2623 冷延・めっき鋼材	
2631 鋳鍛造品		2631 鋳鍛造品	
2649 その他の鉄鋼製品		2699 その他の鉄鋼製品	
2711 非鉄金属製錬・精製		2711 非鉄金属製錬・精製	
2712 非鉄金属屑		2712 非鉄金属屑	
2721 電線・ケーブル		2721 電線・ケーブル	
2722 その他の非鉄金属製品		2729 その他の非鉄金属製品	
2811 建設用金属製品		2811 建設用金属製品	
2812 建築用金属製品		2812 建築用金属製品	
2891 ガス・石油機器及び暖厨房機器		2891 ガス・石油機器・暖厨房機器	名称変更
2899 その他の金属製品		2899 その他の金属製品	
		2911 ボイラ・原動機	名称変更
3011 原動機・ボイラ	→	2912 ポンプ・圧縮機	再編
3012 運搬機械	→	2913 運搬機械	
3013 冷凍機・温湿調整装置	→	2914 冷凍機・温湿調整装置	
3019 その他の一般産業機械	→	2919 その他のはん用機械	再編
3021 建設・鉱山機械	→	3011 農業用機械	再編
3022 化学機械	→	3012 建設・鉱山機械	
3023 産業用ロボット	→	3013 繊維機械	再編
3024 金属加工・工作機械	→	3014 生活関連産業用機械	再編
3029 その他の特殊産業用機械	→	3015 基礎素材産業用機械	再編
3031 その他の一般機械器具及び部品	→	3016 金属加工機械	再編
		3017 半導体製造装置	再編
		3019 その他の生産用機械	再編

平成17年(2005年)表	対応関係	平成23年(2011年)表	変更内容
3111 事務用機械		3111 事務用機械	
3112 サービス用機器		3112 サービス用機器	
		3113 計測機器	名称変更
		3114 医療用機械器具	分割特掲
		3115 光学機械・レンズ	名称変更
		3116 武器	分割特掲
3211 産業用電気機器		3211 電子デバイス	再編
3221 電子応用装置		3299 その他の電子部品	再編
3231 電機計測器		3311 産業用電気機器	内容変更
3241 その他の電気機器		3321 民生用電気機器	
3251 民生用電気機器		3331 電子応用装置	内容変更、名称変更
3311 民生用電子機器		3332 電気計測器	
3321 通信機械		3399 その他の電気機械	内容変更
3331 電子計算機・同附属装置		3411 民生用電子機器	
3411 半導体素子・集積回路		3412 通信機械	名称変更
3421 その他の電子製品		3421 電子計算機・同附属装置	
3511 乗用車		3511 乗用車	内容変更
3521トラック・バス・その他の自動車		3521トラック・バス・その他の自動車	
3531 二輪自動車		3522 二輪自動車	内容変更、名称変更
3541 自動車部品・同附属品		3531 自動車部品・同附属品	
3611 船舶・同修理		3541 船舶・同修理	
3621 鉄道車両・同修理		3591 鉄道車両・同修理	
3622 航空機・同修理		3592 航空機・同修理	
3629 その他の輸送機械		3599 その他の輸送機械	
3711 光学機械			
3712 時計			
3719 その他の精密機械			
3911 がん具・運動用品		3911 がん具・運動用品	再編
3919 その他の製造工業製品		3919 その他の製造工業製品	
3921 再生資源回収・加工処理		3921 再生資源回収・加工処理	
4111 住宅建築		4111 住宅建築	
4112 非住宅建築	4112 非住宅建築		
4121 建設補修	4121 建設補修		
4131 公共事業	4131 公共事業		
4132 その他の土木建設	4191 その他の土木建設		
5111 電力	4611 電力		
5121 都市ガス	4621 都市ガス		
5122 熱供給業	4622 熱供給業		
5211 水道	4711 水道		
5212 廃棄物処理	4811 廃棄物処理		
6111 卸売	5111 卸売	内容変更	
6112 小売	5112 小売		
6211 金融	5311 金融		
6212 保険	5312 保険		
6411 不動産仲介及び賃貸	5511 不動産仲介及び賃貸		
6421 住宅賃貸料	5521 住宅賃貸料		
6422 住宅賃貸料(帰属家賃)	5531 住宅賃貸料(帰属家賃)		

平成17年(2005年)表	対応関係	平成23年(2011年)表	変更内容	
7111 鉄道旅客輸送		5711 鉄道旅客輸送	内容変更、名称変更	
7112 鉄道貨物輸送		5712 鉄道貨物輸送		
7121 道路旅客輸送		5721 道路旅客輸送		
7122 道路貨物輸送(除自家輸送)	→	5722 道路貨物輸送(自家輸送を除く。)		
7131 自家輸送(旅客自動車)	→	5731 自家輸送(旅客自動車)		
7132 自家輸送(貨物自動車)	→	5732 自家輸送(貨物自動車)		
7141 外洋輸送		5741 外洋輸送		
7142 沿海・内水面輸送		5742 沿海・内水面輸送		
7143 港湾運送		5743 港湾運送		
7151 航空輸送		5751 航空輸送		
7161 貨物利用運送		5761 貨物利用運送		
7171 倉庫		5771 倉庫		
7181 こん包		5781 こん包		
7189 その他の運輸付帯サービス	→	5789 その他の運輸付帯サービス		名称変更
7311 郵便・信書便	→	5791 郵便・信書便		内容変更
7312 電気通信	→	5911 電気通信		内容変更
7319 その他の通信サービス	→	5919 その他の通信サービス		
7321 放送		5921 放送		
7331 情報サービス		5931 情報サービス		
7341 インターネット附随サービス	→	5941 インターネット附随サービス	内容変更	
7351 映像・文字情報制作	→	5951 映像・音声・文字情報制作	内容変更、名称変更	
8111 公務(中央)		6111 公務(中央)	名称変更	
8112 公務(地方)		6112 公務(地方)		
8211 学校教育		6311 学校教育		
8213 社会教育・その他の教育		6312 社会教育・その他の教育		
8221 学術研究機関		6321 学術研究機関		
8222 企業内研究開発		6322 企業内研究開発		
8311 医療		6411 医療		
8312 保健		6421 保健衛生		
8313 社会保障		6431 社会保険・社会福祉		
8314 介護		6441 介護		
8411 その他の公共サービス		6599 その他の非営利団体サービス		名称変更
8511 広告		6611 物品賃貸業(貸自動車業を除く。)		名称変更
8512 物品賃貸業(除貸自動車業)		6612 貸自動車業		
8513 貸自動車業		6621 広告		
8514 自動車修理		6631 自動車整備		名称変更
8515 機械修理		6632 機械修理		
8519 その他の対事業所サービス	→	6699 その他の対事業所サービス		内容変更
8611 娯楽サービス	一部旧6112から	6711 宿泊業		内容変更、名称変更
8612 飲食店	→	6721 飲食サービス		
8613 宿泊業	→	6731 洗濯・理容・美容・浴場業		
8614 洗濯・理容・美容・浴場業	→	6741 娯楽サービス		
8619 その他の対個人サービス	→	6799 その他の対個人サービス	内容変更	
8900 事務用品		6811 事務用品		
9000 分類不明		6911 分類不明		

(3) 統合中分類

※平成23年表では、コード体系を見直したため、分類コードの変更が多数ある。

平成17年(2005年)表		対応関係	平成23年(2011年)表		変更内容	
001	耕種農業		011	耕種農業		
002	畜産		012	畜産		
003	農業サービス		013	農業サービス		
004	林業		015	林業		
005	漁業		017	漁業		
006	金属鉱物		061	金属鉱物		
007	非金属鉱物		062	石炭・原油・天然ガス		
008	石炭・原油・天然ガス		063	非金属鉱物		
009	食料品		111	食料品	名称変更	
010	飲料		112	飲料		
011	飼料・有機質肥料(除別掲)		113	飼料・有機質肥料(別掲を除く。)		
012	たばこ		114	たばこ		
013	繊維工業製品	→	151	繊維工業製品	内容変更	
014	衣服・その他の繊維既製品		152	衣服・その他の繊維既製品		
015	製材・木製品	→	161	木材・木製品	内容変更、名称変更	
016	家具・装備品		162	家具・装備品		
017	パルプ・紙・板紙・加工紙		163	パルプ・紙・板紙・加工紙		
018	紙加工品		164	紙加工品		
019	印刷・製版・製本		191	印刷・製版・製本	内容変更	
020	化学肥料	201	化学肥料			
021	無機化学工業製品	202	無機化学工業製品			
022	石油化学基礎製品	203	石油化学基礎製品			
023	有機化学工業製品(除石油化学基礎製品)	→	204	有機化学工業製品(石油化学基礎製品を除く。)		内容変更、名称変更
024	合成樹脂	205	合成樹脂			
025	化学繊維	→	206	化学繊維		内容変更、名称変更
026	医薬品		207	医薬品		
027	化学最終製品(除医薬品)		208	化学最終製品(医薬品を除く。)		
028	石油製品		211	石油製品		内容変更
029	石炭製品	212	石炭製品			
030	プラスチック製品	221	プラスチック製品			
031	ゴム製品	222	ゴム製品			
032	なめし革・毛皮・同製品	231	なめし革・毛皮・同製品			
033	ガラス・ガラス製品	251	ガラス・ガラス製品			
034	セメント・セメント製品	252	セメント・セメント製品			
035	陶磁器	253	陶磁器			
036	その他の窯業・土石製品	259	その他の窯業・土石製品			
037	銑鉄・粗鋼	261	銑鉄・粗鋼	内容変更		
038	鋼材	262	鋼材			
039	鑄鍛造品	263	鑄鍛造品			
040	その他の鉄鋼製品	269	その他の鉄鋼製品			
041	非鉄金属製錬・精製	271	非鉄金属製錬・精製			
042	非鉄金属加工製品	272	非鉄金属加工製品			
043	建設・建築用金属製品	281	建設・建築用金属製品			
044	その他の金属製品	289	その他の金属製品			

平成17年(2005年)表		対応関係	平成23年(2011年)表		変更内容
045	一般産業機械		291	はん用機械	再編
046	特殊産業機械		301	生産用機械	再編
047	その他の一般機器及び部品		311	業務用機械	再編
048	事務用・サービス用機器		321	電子デバイス	再編
049	産業用電気機器		329	その他の電子部品	再編
050	電子応用装置・電気計測器		331	産業用電気機器	
051	その他の電気機器		332	民生用電気機器	
052	民生用電気機器		333	電子応用装置・電気計測器	内容変更
053	通信機械・同関連機器		339	その他の電気機械	内容変更、名称変更
054	電子計算機・同付属装置		341	通信機械・同関連機器	内容変更
055	半導体素子・集積回路		342	電子計算機・同付属装置	名称変更
056	その他の電子部品				
057	乗用車		351	乗用車	
058	その他の自動車		352	その他の自動車	内容変更
059	自動車部品・同付属品		353	自動車部品・同付属品	内容変更、名称変更
060	船舶・同修理		354	船舶・同修理	
061	その他の輸送機械・同修理		359	その他の輸送機械・同修理	
062	精密機械				
063	その他の製造工業製品		391	その他の製造工業製品	内容変更
064	再生資源回収・加工処理		392	再生資源回収・加工処理	
065	建築		411	建築	
066	建設補修		412	建設補修	
067	公共事業		413	公共事業	
068	その他の土木建設		419	その他の土木建設	
069	電力		461	電力	
070	ガス・熱供給		462	ガス・熱供給	
071	水道		471	水道	
072	廃棄物処理		481	廃棄物処理	
073	商業		511	商業	内容変更
074	金融・保険	一部新672へ	531	金融・保険	
075	不動産仲介及び賃貸		551	不動産仲介及び賃貸	
076	住宅賃貸料		552	住宅賃貸料	
077	住宅賃貸料(帰属家賃)		553	住宅賃貸料(帰属家賃)	
078	鉄道輸送		571	鉄道輸送	
079	道路輸送(除自家輸送)		572	道路輸送(自家輸送除く。)	内容変更、名称変更
080	自家輸送		573	自家輸送	
081	水運		574	水運	
082	航空輸送		575	航空輸送	
083	貨物利用運送		576	貨物利用運送	
084	倉庫		577	倉庫	
085	運輸付帯サービス		578	運輸付帯サービス	名称変更
			579	郵便・信書便	分割特掲
086	通信		591	通信	内容変更
087	放送		592	放送	
088	情報サービス		593	情報サービス	
089	インターネット附随サービス		594	インターネット附随サービス	内容変更
090	映像・文字情報制作		595	映像・音声・文字情報制作	内容変更、名称変更
091	公務	一部旧101から	611	公務	
092	教育	一部新669へ	631	教育	
093	研究		632	研究	
094	医療・保健		641	医療	分割
			642	保健衛生	分割
095	社会保障		643	社会保険・社会福祉	名称変更

平成17年(2005年)表	対応関係	平成23年(2011年)表	変更内容
096 介護		644 介護	名称変更
097 その他の公共サービス		659 その他の非営利団体サービス	
098 広告		661 物品賃貸サービス	名称変更 内容変更
099 物品賃貸サービス	一部旧090から	662 広告	
100 自動車・機械修理	一部新595へ	663 自動車整備・機械修理	
101 その他の対事業所サービス		669 その他の対事業所サービス	内容変更、名称変更
102 娯楽サービス	一部旧073から	671 宿泊業	
103 飲食店		672 飲食サービス	
104 宿泊業		673 洗濯・理容・美容・浴場業	
105 洗濯・理容・美容・浴場業		674 娯楽サービス	
106 その他の対個人サービス		679 その他の対個人サービス	
107 事務用品		681 事務用品	内容変更
108 分類不明		691 分類不明	

(4) 統合大分類

※平成23年表では、コード体系を見直したため、分類コードの変更が多数ある。

平成17年(2005年)表		対応関係	平成23年(2011年)表		変更内容
01	農林水産業		01	農林水産業	分割特掲 再編 再編 再編 内容変更 内容変更 内容変更 内容変更 分割 分割 内容変更 内容変更、名称変更 内容変更 名称変更 名称変更 内容変更 内容変更
02	鉱業		06	鉱業	
03	飲食料品		11	飲食料品	
04	繊維製品		15	繊維製品	
05	パルプ・紙・木製品		16	パルプ・紙・木製品	
06	化学製品		20	化学製品	
07	石油・石炭製品		21	石油・石炭製品	
			22	プラスチック・ゴム	
08	窯業・土石製品		25	窯業・土石製品	
09	鉄鋼		26	鉄鋼	
10	非鉄金属		27	非鉄金属	
11	金属製品		28	金属製品	
12	一般機械		29	はん用機械	
13	電気機械		30	生産用機械	
14	情報・通信機器		31	業務用機械	
15	電子部品		32	電子部品	
			33	電気機械	
16	輸送機械		34	情報・通信機器	
17	精密機械		35	輸送機械	
18	その他の製造工業製品		39	その他の製造工業製品	
19	建設		41	建設	
20	電力・ガス・熱供給	46	電力・ガス・熱供給		
21	水道・廃棄物処理	47	水道		
		48	廃棄物処理		
22	商業	51	商業		
23	金融・保険	53	金融・保険		
24	不動産	55	不動産		
25	運輸	57	運輸・郵便		
26	情報通信	59	情報通信		
27	公務	61	公務		
28	教育・研究	63	教育・研究		
29	医療・保健・社会保障・介護	64	医療・福祉		
30	その他の公共サービス	65	その他の非営利団体サービス		
31	対事業所サービス	66	対事業所サービス		
32	対個人サービス	67	対個人サービス		
33	事務用品	68	事務用品		
34	分類不明	69	分類不明		

(注) 対応関係の矢印の線種は、以下の観点から区別している。

実線 : 平成17年(2005年)表における分類の内容の大部分を引き継いでいる場合、再編された場合又は分割された場合

点線 : 平成17年(2005年)表における分類の内容の一部が移動した場合

〔別表5〕

平成23年(2011年)産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等の格付け及び平成17年表からの変更点等

1 格付けの意義

中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等（以下「政府及び独立行政法人等」という。）の格付けとは、当該機関（法人を含む。以下、本別表において同じ。）の活動を、「生産活動主体分類」別に、①政府サービス生産者（内訳として、公務、準公務及び社会保障基金の3区分）、②対家計民間非営利サービス生産者、又は③産業（内訳として、公的活動及び民間活動（対企業民間非営利サービス生産者を含む。）の2区分）に区分した上で、さらに基本分類への当てはめを行う作業（1機関＝1アクティビティとは限らない。）であり、以下に掲げる必要性から、不可欠な作業である。

- (1) 一次統計や産業を対象とする投入調査では、通常、政府及び独立行政法人等は対象とされないことが多い。そのため、政府及び独立行政法人等の格付けは、国内生産額を推計するに際して、これら機関の活動による生産額を、どの部門の生産額に含めるのかを明確にし、該当する部門の正確な国内生産額推計に資することとなる。
- (2) 「政府サービス生産者」と「対家計民間非営利サービス生産者」は、後記4記載のとおり、経費の積上げをもって国内生産額とするため営業余剰が存在せず、一方、「産業」は、売上高や収入を国内生産額としているため営業余剰が存在する。このように、両者の間には、国内生産額の推計方法や投入構造に大きな差異があり、政府及び独立行政法人等においても、それぞれの機関の性格により、それらを区分して扱う必要がある。
- (3) 格付けを行うことにより、その機関の資本形成が、公的資本形成なのか、民間資本形成なのか明確になり、公共投資による資本形成などの分析がよりの確なものとなる。また、固定資本マトリックスを作成するに当たり、その資本財がどの部門によって購入されたのかを明らかにする上でも、格付けは不可欠のものである。

2 格付けの対象とする範囲

格付けの対象とする政府及び独立行政法人等の範囲は、以下のとおりとする。

なお、政府サービス生産者及び産業（公的活動）に格付けられる機関は、別表において網羅されている。

(1) 中央政府が行う活動

国のすべての行政機関であり、その活動に伴う一般会計及びすべての特別会計に関する活動を含む。

(2) 地方政府が行う活動

地方公共団体の全ての行政機関であり、その活動に伴う一般会計、すべての事業

会計及びその他の会計（財産区、地方開発事業団、港務局に関するもの）に関する活動を含むとともに、地方公社（住宅、土地、道路に関するもの）に関する活動も含む。

(3) 独立行政法人、特殊法人及び認可法人等が行う活動

次のアからウまでに掲げるものとする。

具体的には、総務省が公表している「独立行政法人一覧」、「特殊法人一覧」及び行政改革大綱及び特殊法人等改革基本法に基づき平成13年12月に閣議決定した特殊法人等合理化計画で対象となっているものとする。

ア 独立行政法人

国民生活又は社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な業務であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には、必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう（国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本司法支援センター及び地方独立行政法人を含む。）。

イ 特殊法人

法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人をいう。（ただし、「民間法人化された特殊法人」を除く。）。

ウ 認可法人

特別の法律に基づき、数を限定して設立される法人で、民間等の関係者が発起人となって自主的に設立されるものであるが、その設立につき又は設立の際の定款等につき主務大臣の認可にかからしめている法人をいう（ただし、「民間法人化された認可法人」を除く。）。また、地方共同法人を含む。

(4) その他

別表5に掲げる機関で、前記(1)～(3)以外のもの。

3 格付けの基準

政府及び独立行政法人等の格付けは、原則として、国民経済計算における「政府諸機関の分類（格付け）」に準じた以下の基準に基づき行う。（「別表5（参考）政府及び独立行政法人等の格付けチャート表」を参照）

なお、格付けは、原則として、機関単位で行う。ただし、当該機関がアクティビティの異なる複数の事業を行い、当該事業が財務諸表上区分されている場合は、事業別に格付けを行う。また、特別会計等の法人組織以外の活動については、可能な範囲で法律に基づく勘定等まで分割する。

(1) 社会保障基金の区分

以下の基準を全て満たす社会保険事業を「社会保障基金」に格付ける。^(注1)

- ① 政府による賦課・支配
- ② 社会の全体又は特定の部分をカバー
- ③ 強制的加入・負担

(注1) ①～③の全ては満たさないものの、「社会保障基金」に格付けられる他の社会保険事業とアクティビティが類似しており、かつ、それら事業と区分して推計することが困難である年金基金等については、「社会保障基金」に格付ける（別表において「(注1)」を付している。）。

(2) 金融機関、非金融機関の区分

前記(1)において、「社会保障基金」とされなかった機関について、その売上高の50%以上が、金融仲介活動又は補助的金融活動に伴うものである場合には、「金融機関」とし、それ以外は「非金融機関」とする。(注2)

(3) 市場性の有無

前記(2)において、「非金融機関」とされた機関について、その売上高が生産費用の50%以上であれば、市場性があるものとして、「産業」に格付ける。(注2)

(注2) この基準を適用することにより、①当該機関の活動内容が適切に表せない場合、②産業連関表の作成上、当該機関に係る計数を適切に表章できない場合又は生産額等の推計が困難となる場合には、この基準によることなく、別途、金融機関への該当性及び市場性を判断する（別表において「(注2)」を付している。）。

(4) 政府による所有・支配の有無

次の①又は②を満たす場合には、政府による所有又は支配があるものとする。

- ① 政府が議決権の過半数を保有している。
- ② 取締役会等の統治機関を支配している（過半数の任命権を持つ）。

ア 前記(3)において、「産業」とされなかった機関のうち、政府による所有又は支配がないものは「民間非営利団体」とし、それ以外は「政府サービス生産者」とする。

イ 前記(2)において「金融機関」とされた機関及び(3)において「産業」に格付けされた機関のうち、政府による所有又は支配があるものは「産業」の内訳である「公的活動」に格付け、それ以外は「民間活動」に格付ける。

(5) 公務・準公務の区分

前記(4)アにおいて、「政府サービス生産者」に格付けられた機関のうち、「産業」部門に類似の活動が存在する場合は、原則として「準公務」に格付けし、それ以外は「公務」に格付ける。

(6) 民間非営利団体の区分

前記(4)アにおいて、「民間非営利団体」に格付けられた機関については、その活動が、「産業」部門を対象としている場合は、「産業（対企業民間非営利サービス生産者）」に格付けし、それ以外は「対家計民間非営利サービス生産者」に格付ける。

4 計数の取扱い等

政府及び独立行政法人等の活動は、「生産活動主体分類」によって、①政府サービス生産者、②対家計民間非営利サービス生産者、③産業に大別されるが、コスト構造や活動資金の源泉といった面で、一般の産業と大きく異なっているため、その計数について、以下のように取り扱っている。

(1) 「政府サービス生産者」のうちの「準公務」（政府研究機関及び地方政府研究機関を除く。）、「社会保障基金」及び「対家計民間非営利サービス生産者」

- ア 国内生産額は、経費の積上げをもって計測し、営業余剰は計上されない。
- イ 産出先は、当該部門のサービス活動に対して産業又は家計から支払われた料金相当額をその負担部門（つまり、料金を支払った産業又は家計）に計上し、残りの額を、当該部門の「中央政府個別的消費支出」、「地方政府個別的消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。

(2) 「政府サービス生産者」のうちの「公務」及び「準公務」（政府研究機関及び地方政府研究機関）

- ア 国内生産額は、経費の積上げをもって計測し、営業余剰は計上されない。
- イ 産出先は、ほとんどが「中央政府集合的消費支出」又は「地方政府集合的消費支出」となる。

(3) 「産業」のうちの「公的活動」

「公的活動」に格付けされたものについては、生産活動主体分類上、民間活動と同じ「産業」に該当するものであることから、その計数の取扱いにおいては、民間活動と同一に扱われる。

ただし、公的活動の行った固定資本形成は「国内総固定資本形成（公的）」に計上される。

(4) 建設に関する活動の取扱い

建設に関する政府サービス生産者の活動及び産業の公的活動については、計画及び管理等の活動のみを対象として当該機関の格付けを行う。

ただし、当該機関の主たる活動が、建設活動（発注者主体等の形態も含む。）である場合には、当該機関によって資本形成される建設工事の種類（産業連関表の行部門）が特定できるようにするため、該当する基本分類を「主たる建設活動」欄に示す。

1 中央政府が行う活動

平成23年12月末

生産活動主体分類 機関名	平成23年（2011年）表における格付け							平成17年表からの主体分類変更点等
	政府サービス生産者 （★★）			対家計民間非 営利サービス 生産者（★）	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
一般会計								
下記以外	○							
学校給食		学校給食（国公立）						
水路、灯台業務		水運施設管理						
社会教育		社会教育（国公立）						
教育訓練機関		その他の教育訓練機関（国公立）						
政府研究機関		自然科学研究機関（国公立） 人文科学研究機関（国公立）						
保健衛生		保健衛生（国公立）						
社会福祉		社会福祉（国公立）						
公務員住宅賃貸					住宅賃貸料			
特別会計								
（1 事業特別会計）								
国有林野事業特別会計	○						農林関係公共事業	平成18年4月「国有林野事業勘定」と「治山勘定」が統合
国有林野事業					育林・素材（注2）			
（2 保険特別会計）								
地震再保険特別会計					損害保険			
年金特別会計								平成19年4月「厚生保険特別会計」と「国民年金特別会計」が統合 新基準により「準公務」から「社会保障基金」に主体分類変更
基礎年金勘定			社会保険事業					
国民年金勘定			社会保険事業					
厚生年金勘定			社会保険事業					
福祉年金勘定			社会保険事業					
健康勘定			社会保険事業					
児童手当勘定			社会保険事業					
業務勘定			社会保険事業					
労働保険特別会計								平成22年1月「船員保険特別会計」が統合 新基準により「準公務」から「社会保障基金」に主体分類変更
労災勘定			社会保険事業					
雇用勘定			社会保険事業					
徴収勘定			社会保険事業					
農業共済再保険特別会計								
再保険金支払基金勘定					損害保険			
農業勘定					損害保険			

生産活動主体分類 機関名	平成23年（2011年）表における格付け							平成17年表からの主体分類変更点等
	政府サービス生産者 （★★）			対家計民間非 営利サービス 生産者（★）	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
家畜勘定					損害保険			
果樹勘定					損害保険			
園芸施設勘定					損害保険			
業務勘定					損害保険			
森林保険特別会計					損害保険			
漁船再保険及び漁業共済 保険特別会計								
漁船普通保険勘定					損害保険			
漁船特殊保険勘定					損害保険			
漁船乗組員給与保険勘定					損害保険			
漁業共済保険勘定					損害保険			
業務勘定					損害保険			
貿易再保険特別会計					損害保険			
（3 公共事業特別会計）								
社会資本整備事業特別会計								
道路整備勘定	○						道路関係公共 事業	
治水勘定	○						河川・下水 道・その他の 公共事業	
港湾勘定	○						河川・下水 道・その他の 公共事業	
空港整備勘定 整備	○ (注2)						河川・下水 道・その他の 公共事業	平成20年度「道路整備特別会計」、「治水特 別会計」、「港湾整備特別会計」、「空港整 備特別会計」及び「都市開発資金融通特別会 計」を統合
管理運営		航空施設管理 (国営)						
業務勘定	○							
都市開発資金融通 業務					金融			
（4 行政の事務特別会計）								
食料安定供給特別会計								
農業経営基盤強化勘定	○							
農業経営安定勘定	○							
米管理勘定	○							平成19年度「食糧管理特別会計」、「農業経 営基盤強化措置特別会計」を統合
麦管理勘定	○							「旧食糧管理特別会計」の「米管理勘定」及 び「麦管理勘定」は、「公的活動」から「公 務」に主体分類変更
国営土地改良事業勘定	○							
業務勘定	○							
調整勘定	○							
特許特別会計					その他の対事 業所サービス			新基準により「公務」から「公的企業」に主 体分類変更

生産活動主体分類 機関名	平成23年（2011年）表における格付け							平成17年表からの主体分類変更点等
	政府サービス生産者 （★★）			対家計民間非 営利サービス 生産者（★）	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
自動車安全特別会計 保障勘定					損害保険			平成20年度「自動車損害賠償補償事業特別会計」及び「自動車検査登録会計」を統合
自動車事故対策勘定					損害保険			
自動車検査登録勘定	○							
(5 資金運用管理特別会計)								
財政投融资特別会計 財政融資資金勘定					金融			平成20年度「財政融資資金特別会計」及び「産業投資特別会計」を統合
投資勘定					金融			
特定国有財産整備勘定	○							
外国為替資金特別会計	○							
(6 整理区分特別会計)								
交付税及び譲与税配付金 特別会計 交付税及び譲与税配 布金勘定	○							
交通安全対策特別交 付金勘定	○							
国債整理基金特別会計	○							
(7 その他)								
エネルギー対策特別会計 電源開発促進勘定	○							平成19年度「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」及び「電源開発促進対策特別会計」を統合 平成23年9月「原子力損害賠償支援勘定」設置
エネルギー需給勘定	○							
原子力損害賠償支援勘定	○							

2 地方政府が行う活動

平成23年12月末

生産活動主体分類 機関名	平成23年（2011年）表における格付け						主たる建設活動	平成17年表からの変更点等
	政府サービス生産者（★★）			対家計民間非営利サービス生産者（★）	産業			
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
普通会計								
下記以外	○							
学校給食		学校給食 (国公立)						
清掃事業		廃棄物処理 (公営)						
住宅事業					住宅賃貸料			
造林事業					育林・素材 (注2)			
学校教育		学校教育 (国公立)						
社会教育		社会教育 (国公立)						
教育訓練機関		その他の教育 訓練機関(国 公立)						
地方政府研究機関		自然科学研究機関 (国公立) 人文科学研究機関 (国公立)						
保健衛生		保健衛生 (国公立)						
社会福祉		社会福祉 (国公立)						
港湾管理		水運施設管理						
空港管理		航空施設管理 (国公営)						
失業者就労事業	○							
公務員住宅賃貸					住宅賃貸料			
一部事務組合	○							
公営事業会計								
(1 地方公営企業)								
上水道・簡易水道事業					上水道・簡易 水道			
工業用水道事業					工業用水			
交通事業					鉄道旅客輸送 バス			
電気事業					電力			
ガス事業					都市ガス			
病院事業					医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)			
下水道事業		下水道				河川・下水 道・その他の 公共事業		公共下水道事業から名称変更
港湾事業		水運施設管理 (注2)						「整備」と「管理運営」を統合し、名称変更
市場事業					卸売			
と畜場事業					食肉 (注2)			
観光施設事業					(各アクティビティ に含まれる。)			

生産活動主体分類 機関名	平成23年（2011年）表における格付け						主たる建設活動	平成17年表からの変更点等
	政府サービス生産者（★★）			対家計民間非 営利サービス 生産者（★）	産業			
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
宅地造成事業					不動産仲介・ 管理業		その他の土木 建設	
有料道路事業					道路輸送施設 提供		道路関係公共 事業	
駐車場整備事業					道路輸送施設 提供			駐車場事業から名称変更
介護サービス					介護（施設 サービスを除 く。）			居宅から名称変更
居宅サービス・地域密 着型サービス等					介護（施設 サービス）			施設から名称変更
施設サービス								
(2 その他の事業)								
競馬、競輪、小型自動車 競走、競艇					競輪・競馬等 の競走場・競 技団			
宝くじ					その他の対個 人サービス			
交通災害共済事業					損害保険			
農業共済事業					損害保険			
公立大学付属病院事業					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療）			
国民健康保険事業								
事業勘定			社会保険事業					保険給付から名称変更 新基準により「準公務」から「社会保障基 金」に主体分類変更
直診勘定					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療）			直営診療所から名称変更
老人保健医療事業			社会保険事業					新基準により「準公務」から「社会保障基 金」に主体分類変更
介護保険事業								
介護保険事務			社会保険事業					新基準により「準公務」から「社会保障基 金」に主体分類変更
居宅サービス・地域密 着型サービス等					介護（施設 サービスを除 く。）			居宅から名称変更
施設サービス					介護（施設 サービス）			施設から名称変更
後期高齢者医療事業			社会保険事業					平成20年4月制度施行
一部事務組合	○							
公社								
住宅供給公社					住宅賃貸料			
土地開発公社					不動産仲介・ 管理業		その他の土木 建設	
地方道路公社					道路輸送施設 提供		道路関係公共 事業	
その他の会計								
財産区	○							
地方開発事業団	○							
港務局							河川・下水 道・その他の 公共事業	
整備	○							
管理運営		水運施設管理						

3 独立行政法人が行う活動

平成23年12月末

生産活動主体分類 機関名	平成23年（2011年）表における格付け							平成17年表からの変更点等
	政府サービス生産者 （★★）			対家計民間非 営利サービス 生産者（★）	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
（内閣府）								
独立行政法人国立公文書館	○							
独立行政法人国民生活センター	○							
独立行政法人北方領土問題対策協会	○							
（総務省）								
独立行政法人情報通信研究機構		自然科学研究 機関（国公立）						「その他」を「研究」に統合し、法人全体で格付け
独立行政法人統計センター	○							
独立行政法人平和祈念事業特別基金	○							
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構					金融			平成19年10月設立
（外務省）								
独立行政法人国際協力機構 有償資金協力業務					金融			「有償資金協力業務」と「その他」に区分
その他	○							
独立行政法人国際交流基金	○							
（財務省）								
独立行政法人酒類総合研究所		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人造幣局 コイン					その他の金属 製品			
勲章					身近細貨品			
独立行政法人国立印刷局					印刷・製版・ 製本 洋紙・和紙			
独立行政法人日本万国博覧会 記念機構					スポーツ施設 提供業・公 園・遊園地			新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「公的活動」に主体分類変更
（文部科学省）								
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所		人文科学研究 機関（国公立）						平成19年4月名称変更
独立行政法人大学入試センター					その他の対事 業所サービス			新基準により「公務」から「公的活動」に主体分類変更
独立行政法人国立青少年教育振興機構		社会教育（国 公立）						平成18年4月「国立オリンピック記念青少年総合センター」、「国立青年の家」、「国立少年自然の家」が統合
独立行政法人国立女性教育会館		社会教育（国 公立）						
独立行政法人国立科学博物館		社会教育（国 公立）						
独立行政法人物質・材料研究機構		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人防災科学技術研究所		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人放射線医学総合研究所		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人国立美術館		社会教育（国 公立）						
独立行政法人国立文化財機構		社会教育（国 公立）						平成19年4月設立 「国立博物館」、「文化財研究所」が統合
独立行政法人教員研修センター		その他の教育 訓練機関（国 公立）						

生産活動主体分類 機関名	平成23年（2011年）表における格付け							平成17年表からの変更点等
	政府サービス生産者 （★★）			対家計民間非 営利サービス 生産者（★）	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
独立行政法人科学技術振興機構 一般勘定		自然科学研究 機関（国公立）						
文献情報提供勘定					情報サービス			
独立行政法人日本学術振興会	○							
独立行政法人理化学研究所		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人宇宙航空研究開発機構 宇宙開発	○							
宇宙科学研究及び航空宇宙 技術研究		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付勘定					損害保険			平成17年表では、「スポーツ振興」、「学校給食用物資供給」、「災害共済給付事業」の3つに区分されていたものを、「災害共済給付事業」、「免責特約勘定」、「投票勘定」、「一般勘定」の4つに区分に変更
免責特約勘定					損害保険			
投票勘定					その他の対個人サービス			
一般勘定					スポーツ施設提供業・公園・遊園地			
独立行政法人日本芸術文化振興会	○							「国立劇場・新国立劇場勘定」と「芸術文化振興（基金勘定）」を統合して「公務」に格付け
独立行政法人日本学生支援機構					金融			新基準により「公務」から「公的活動（金融）」に主体分類変更
独立行政法人海洋研究開発機構		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人国立高等専門学校機構		学校教育（国公立）						
独立行政法人大学評価・学位授与機構	○							
独立行政法人国立大学財務・経営センター					不動産賃貸業			新基準により「公務」から「公的活動」に主体分類変更
独立行政法人日本原子力研究開発機構 原子力研究		自然科学研究 機関（国公立）						
核燃料リサイクル開発	○							
（厚生労働省）								
独立行政法人国立健康・栄養研究所		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人労働安全衛生総合研究所		自然科学研究 機関（国公立）						平成18年4月設立 「独立行政法人産業安全研究所」と「独立行政法人産業医学総合研究所」が統合
独立行政法人勤労者退職金共済機構			社会保険事業 （注1）					新基準により「公務」から「社会保障基金」へ主体分類変更
独立行政法人福祉医療機構					金融			
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		社会福祉（国公立）						

生産活動主体分類 機関名	平成23年（2011年）表における格付け							平成17年表からの変更点等
	政府サービス生産者 （★★）			対家計民間非 営利サービス 生産者（★）	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
独立行政法人労働政策研究・ 研修機構		人文科学研究 機関（国公立）						
研究活動								
研修業務		その他の教育 訓練機関（国 公立）						
独立行政法人高齢・障害・求 職者雇用支援機構								
高齢・障害者雇用支援勘定	○							平成23年10月設立 独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止に 伴い、独立行政法人高齢・障害者雇用支援 機構がその業務の一部を引き継ぐとともに 名称変更
障害者雇用納付金勘定	○							
障害者職業能力開発勘定		その他の教育 訓練機関（国 公立）						
独立行政法人労働者健康福祉 機構					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療）			「医療業務」と「その他」を統合し、法人 全体で格付けを行う。
独立行政法人国立病院機構					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療）			
独立行政法人医薬品医療機器 総合機構					社会福祉（産 業）			新基準により「公務」から「公的活動」に 主体分類変更
独立行政法人医薬基盤研究所		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人年金・健康保険 福祉施設整理機構	○							
年金積立金管理運用独立行政法 人			社会保険事業					平成18年4月設立 年金資金運用基金から移行
独立行政法人国立がん研究セン ター					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療）			平成22年4月設立 国立高度専門医療センター特別会計から移 行
独立行政法人国立循環器病研究 センター					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療）			平成22年4月設立 国立高度専門医療センター特別会計から移 行
独立行政法人国立精神・神経医 療研究センター					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療）			平成22年4月設立 国立高度専門医療センター特別会計から移 行
独立行政法人国立国際医療研究 センター					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療）			平成22年4月設立 国立高度専門医療センター特別会計から移 行
独立行政法人国立成育医療研究 センター					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療）			平成22年4月設立 国立高度専門医療センター特別会計から移 行
独立行政法人国立長寿医療研究 センター					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療）			平成22年4月設立 国立高度専門医療センター特別会計から移 行
（農林水産省）								
独立行政法人農林水産消費安 全技術センター	○							平成19年4月設立 独立行政法人農林水産消費技術センター、 独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人 農薬検査所が統合
独立行政法人種苗管理セン ター	○							
独立行政法人家畜改良セン ター	○							
独立行政法人水産大学校		その他の教育 訓練機関（国 公立）						
独立行政法人農業・食品産業 技術総合研究機構		自然科学研究 機関（国公立）						平成18年4月 独立行政法人農業者大学校、独立行政法人 農業・生物系特定産業技術研究機構、独立 行政法人農業工学研究所、独立行政法人食 品総合研究所が統合
独立行政法人農業生物資源研 究所		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人農業環境技術研 究所		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人国際農林水産業 研究センター		自然科学研究 機関（国公立）						

生産活動主体分類 機関名	平成23年（2011年）表における格付け							平成17年表からの変更点等
	政府サービス生産者 （★★）			対家計民間非 営利サービス 生産者（★）	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
独立行政法人森林総合研究所		自然科学研究 機関(国公立)						平成19年4月独立行政法人材木育種センター が統合
独立行政法人水産総合研究セ ンター		自然科学研究 機関(国公立)						平成18年4月独立行政法人さけ・ます資源管 理センターが統合
独立行政法人農畜産業振興機 構	○							法人全体で格付けし、新基準により「公的 活動」から「公務」に主体分類変更
独立行政法人農業者年金基金								4つの勘定に分割した上で、それぞれの勘 定を新基準により格付け
特例付加年金勘定			社会保険事業 (注1)					
農業者老齢年金等勘定			社会保険事業 (注1)					
旧年金勘定			社会保険事業					
農地売買貸借等勘定	○							
独立行政法人農林漁業信用基 金					金融 損害保険			
(経済産業省)								
独立行政法人経済産業研究所		人文科学研究 機関(国公立)						
独立行政法人工業所有権情 報・研修館	○							
独立行政法人日本貿易保険					損害保険			
独立行政法人産業技術総合研 究所		自然科学研究 機関(国公立)						
独立行政法人製品評価技術基 盤機構	○							新基準により「公的活動」から「公務」に主 体分類変更
独立行政法人新エネルギー・ 産業技術総合開発機構	○							平成17年表では「旧；基盤技術研究促進セ ンター」、「(旧；新エネ機構)新エネル ギー開発産業技術総合開発」、「石炭鉱業 合理化」、「アルコール製造」の4つに区 分されていたものを統合
独立行政法人日本貿易振興機 構	○							新基準により「公的活動」から「公務」に主 体分類変更
独立行政法人原子力安全基盤 機構	○							
独立行政法人情報処理推進機 構	○							新基準により「公的活動」から「公務」に主 体分類変更
独立行政法人石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構								平成17年表では、「(旧石油公団)石油備 蓄事業」、「融資事業」、「鉱物探査事 業」、「(旧；金属鉱業事業団)鉱物探査 事業」、「その他」の5つに区分されてい たものを2区分に整理
資源備蓄事業					卸売			
その他					その他の対事 業所サービス			
独立行政法人中小企業基盤整 備機構								平成17年表では「(旧；中小企業総合事業 団)信用保険事業」、「融資事業」、「そ の他」の3区分であったものを、当該法人 の8つの勘定単位で区分
一般勘定	○							
産業基盤整備勘定					金融			
施設整備等勘定					不動産仲介・ 管理業、不動 産賃貸業			
小規模企業共済勘定			社会保険事業 (注1)					
中小企業倒産防止共済勘定					金融			
工業再配置等業務特別勘定					不動産仲介・ 管理業、不動 産賃貸業			
産炭地域経過業務特別勘定	○							

生産活動主体分類 機関名	平成23年（2011年）表における格付け							平成17年表からの変更点等
	政府サービス生産者 （★★）			対家計民間非 営利サービス 生産者（★）	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
出資承継勘定					金融			
（国土交通省）								
独立行政法人土木研究所		自然科学研究 機関（国公立）						平成18年4月独立行政法人北海道開発土木研究所が統合
独立行政法人建築研究所		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人交通安全環境研究所		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人海上技術安全研究所		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人港湾空港技術研究所		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人電子航法研究所		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人航海訓練所		その他の教育 訓練機関（国公立）						
独立行政法人海技教育機構		その他の教育 訓練機関（国公立）						平成18年4月独立行政法人海技大学校、独立行政法人海員学校が統合
独立行政法人航空大学校		その他の教育 訓練機関（国公立）						
自動車検査独立行政法人					自動車整備			新基準により「公務」から「公的活動」に主体分類変更
独立行政法人鉄道建設・運輸 施設整備支援機構								
鉄道助成					金融			
鉄道建設					鉄道輸送		鉄道軌道建設	
船舶の共用建造					沿海内水面輸送			
高度船舶技術支援					対企業民間非 営利団体			
国鉄清算事業					鉄道輸送			
独立行政法人国際観光振興機構	○							
独立行政法人水資源機構	○						河川・下水道・その他の公共事業 農林関係公共事業	
独立行政法人自動車事故対策機構	○							
独立行政法人空港周辺整備機構	○ (注2)							
独立行政法人海上災害防止センター					その他の水運 附帯サービス			新基準により「公務」から「公的活動」に主体分類変更
独立行政法人都市再生機構					不動産仲介・管理 業 不動産賃貸業住宅 賃貸料		住宅建築（非木 造） 非住宅建築（非木 造） その他の土木建築	
独立行政法人奄美群島振興開発基金					金融			
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	○							

生産活動主体分類 機関名	平成23年（2011年）表における格付け							平成17年表からの変更点等
	政府サービス生産者 （★★）			対家計民間非 営利サービス 生産者（★）	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
独立行政法人住宅金融支援機構					金融			平成19年4月設立 「住宅金融公庫」から移行
資金貸付					金融			
団体信用生命保険					生命保険			
住宅融資保険					損害保険			
証券化支援					金融			
（環境省）								
独立行政法人国立環境研究所		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人環境再生保全機構	○							
（防衛省）								
独立行政法人駐留軍等労働者 労務管理機構	○							
（その他）								
日本司法支援センター					法務・財務・ 会計サービス			平成18年4月設立
国立大学法人		学校教育（国 公立）						
附属病院					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療）			
大学共同利用機関法人		人文科学研究 機関（国公立）						
人間文化研究機構		自然科学研究 機関（国公立）						
その他の機構		自然科学研究 機関（国公立）						
地方独立行政法人		学校教育（国 公立）						平成16年4月に施行された地方独立行政法人 法に基づき都道府県及び市町村が設置する 法人。平成23年4月1日現在93法人設立
大学		学校教育（国 公立）						
病院					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療）			
試験研究機関		自然科学研究 機関（国公立）						

4 特殊法人及び認可法人等が行う活動

平成23年12月末

生産活動主体分類 機関名	平成23年(2011年)表における格付け						主たる建設活動	平成17年表からの変更点等
	政府サービス生産者(★★)			対家計民間非営利サービス生産者(★)	産業			
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
特殊法人								
(事業団)								
日本私立学校振興・共済事業団	○ (注2)							
助成事業								
宿泊事業						宿泊業		
その他共済関連事業			社会保険事業					新基準により「公的活動」から「社会保障基金」に主体分類変更
(公庫)								
株式会社日本政策金融公庫					金融			平成20年10月設立 「国民生活金融公庫」、「農林漁業金融公庫」、「中小企業金融公庫」及び「国際協力銀行」が統合
信用保険事業					損害保険			
沖縄振興開発金融公庫					金融			
(金庫・特殊銀行)								
株式会社日本政策投資銀行					金融			平成20年10月名称変更
株式会社商工組合中央金庫						金融		平成20年10月名称変更
(特殊会社)								
日本たばこ産業株式会社					たばこ			新基準により格付け対象となったため追加
日本電信電話株式会社					固定電気通信			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
東日本電信電話株式会社					固定電気通信			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
西日本電信電話株式会社					固定電気通信			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
北海道旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
四国旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
九州旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
日本貨物鉄道株式会社					鉄道貨物輸送			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
東京地下鉄株式会社					鉄道旅客輸送			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
関西国際空港株式会社					航空施設管理(産業)			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
成田国際空港株式会社					航空施設管理(産業)			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
東日本高速道路株式会社					道路輸送施設提供			
中日本高速道路株式会社					道路輸送施設提供			
西日本高速道路株式会社					道路輸送施設提供			
首都高速道路株式会社					道路輸送施設提供			
阪神高速道路株式会社					道路輸送施設提供			

生産活動主体分類 機関名	平成23年（2011年）表における格付け							平成17年表からの変更点等
	政府サービス生産者 （★★）			対家計民間非 営利サービス 生産者（★）	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
本州四国連絡高速道路株式会社					道路輸送施設提供			
日本環境安全事業株式会社					廃棄物処理			新基準により「公務」から「公的活動」に主体分類変更
日本郵政株式会社					郵便・信書便			平成19年10月設立
郵便事業株式会社					郵便・信書便			平成19年10月設立
郵便局株式会社					郵便・信書便			平成19年10月設立
株式会社ゆうちょ銀行					金融			平成19年10月設立
株式会社かんぽ生命保険					生命保険			平成19年10月設立
日本アルコール産業株式会社						その他の有機化学工業製品		平成18年4月設立 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（アルコール製造）から移行
輸出入・港湾関連情報処理センター					情報サービス			平成20年4月設立 独立行政法人通関情報処理センターから移行
（その他の特殊法人）								
<協会>								
日本放送協会					公共放送			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
<その他>								
沖縄科学技術大学院大学学園	○							平成23年11月設立 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構から移行
放送大学学園				学校教育（私立）				新基準により公的部門格付け対象となったため追加
日本中央競馬会					競輪・競馬等の競走場・競技団			
日本年金機構			社会保険事業					平成22年1月設立 社会保険庁から移行
原子力損害賠償支援機構	○							平成23年9月設立
認可法人								
（銀行）								
日本銀行					金融			
（地方共同法人）								
日本下水道事業団		下水道					河川・下水道・その他の公共事業	
地方公務員災害補償基金			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更
地方公共団体金融機構					金融			平成20年10月設立 公営企業金融公庫より
地方競馬全国協会					対企業民間非営利団体			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
（機構）								
預金保険機構					金融			新基準により「公務」から「公的活動」に主体分類変更
農水産業協同組合貯金保険機構					金融			新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「公的活動」に主体分類変更
（共済組合等）								
国家公務員共済組合・同連合会			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更
宿泊事業						宿泊業		

生産活動主体分類 機関名	平成23年（2011年）表における格付け						主たる建設活動	平成17年表からの変更点等
	政府サービス生産者 （★★）			対家計民間非 営利サービス 生産者（★）	産業			
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
地方公務員共済組合（同連合会，地方職員共済組合を除く）			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更
宿泊事業						宿泊業		
地方公務員共済組合連合会			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更
地方職員共済組合			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更
宿泊事業						宿泊業		
警察共済組合			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更
宿泊事業						宿泊業		
公立学校共済組合			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更
宿泊事業						宿泊業		
都道府県議会議員共済会，市議会議員共済会，町村議会議員共済会			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更
日本たばこ産業共済組合			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更
日本鉄道共済組合			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更
日本製鉄八幡共済組合			社会保険事業					新基準により公的部門格付け対象となったため追加
消防団員等公務災害補償等共済基金			社会保険事業					新基準により公的部門格付け対象となったため追加
石炭鉱業年金基金			社会保険事業					新基準により公的部門格付け対象となったため追加
農林漁業団体職員共済組合			社会保険事業					新基準により公的部門格付け対象となったため追加
エヌティティ企業年金基金 旧年金経理			社会保険事業					新基準により公的部門格付け対象となったため追加
社会保険診療報酬支払基金			社会保険事業					新基準により公的部門格付け対象となったため追加
（その他）								
日本赤十字社								
一般				社会福祉 （非営利）				
医療施設						医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療）		日本赤十字社の一般会計と3つの事業に係る特別会計（医療施設、血液事業、社会福祉施設）の構成に従い、区分を細分化した
血液事業						医薬品		
社会福祉施設				社会福祉 （非営利）				名称変更
介護（居宅サービス等）						介護（施設 サービスを除く。）		「介護（居宅）」から名称変更
介護（施設サービス）						介護（施設 サービス）		「介護（施設）」から名称変更

生産活動主体分類 機関名	平成23年（2011年）表における格付け						主たる建設活動	平成17年表からの変更点等
	政府サービス生産者（★★）			対家計民間非営利サービス生産者（★）	産業			
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
その他								
健康保険組合・同連合会			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更
宿泊事業						宿泊業		
国民健康保険組合・同連合会・同中央会			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更
宿泊事業						宿泊業		
全国健康保険協会								
健康保険勘定			社会保険事業					平成20年10月設立 社会保険庁（政府管掌健康保険）から移行
船員保険勘定			社会保険事業					
株式会社産業革新機構						金融		平成21年7月設立
株式会社企業再生支援機構						金融		平成21年10月設立

（注1） 格付け基準「(1)社会保障基金の区分」の①～③の全ては満たさないものの、「社会保障基金」に格付けられる他の社会保険事業とアクティビティが類似しており、かつ、それら事業と区分して推計することが困難であると判断し、「社会保障基金」に格付けた機関（法人）。

（注2） 格付け基準「(3)市場性の有無」を適用することにより、①当該機関（法人）の活動内容が適切に表せない場合、②産業連関表の作表上、当該機関（法人）に係る計数を適切に表章できない場合又は生産額等の推計が困難となる場合に該当すると判断し、別途、金融機関への該当性及び市場性を判断して格付けを行った機関（法人）。

（注3） 平成17年表に登載されていたが、民間法人化、廃止等され、平成23年表に登載しない法人は以下のとおり。

独立行政法人

独立行政法人消防研究所
独立行政法人メディア教育開発センター
独立行政法人緑資源機構
独立行政法人雇用・能力開発機構

特殊法人

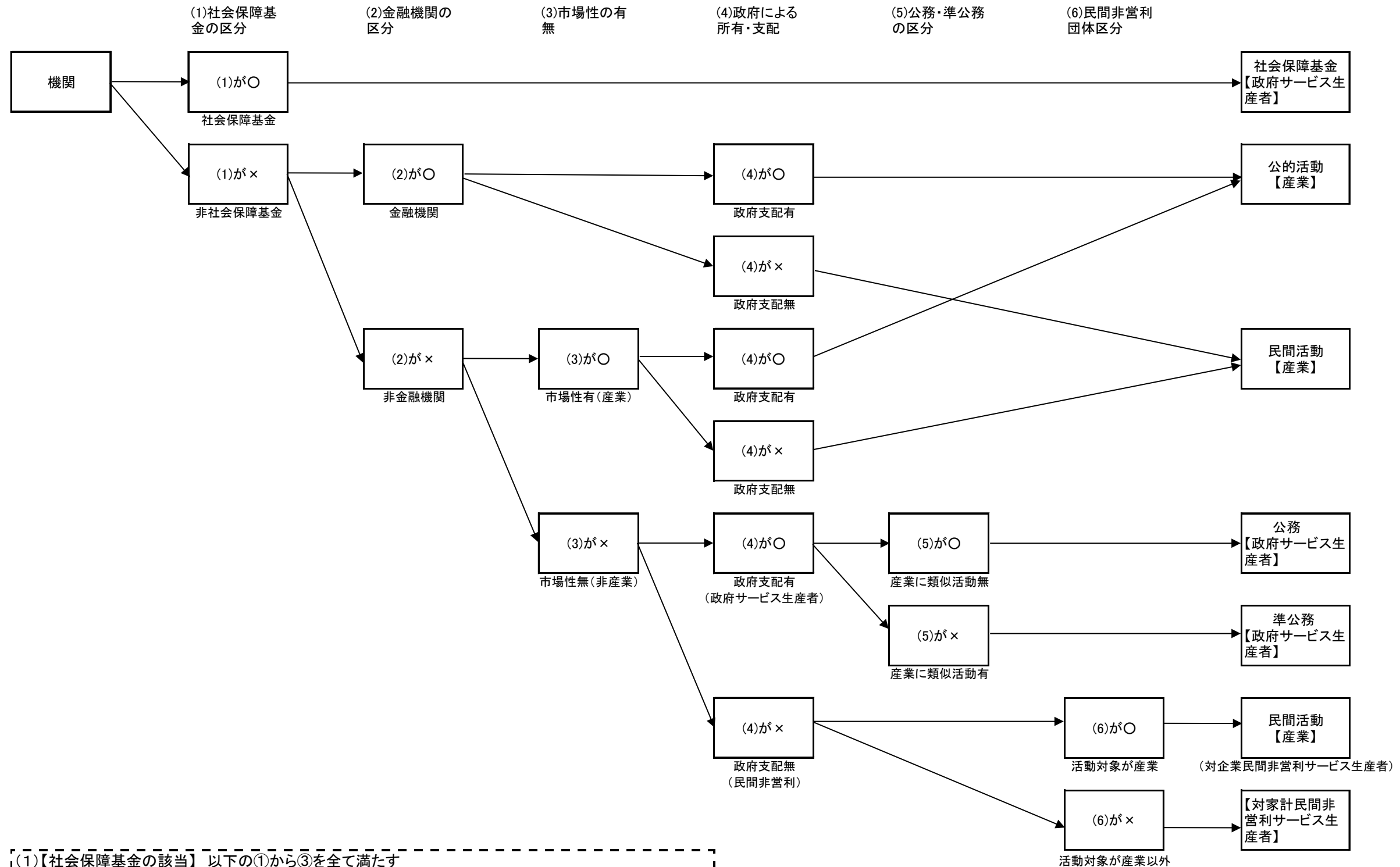
東海旅客鉄道株式会社
日本自転車振興会
日本小型自動車振興会
日本船舶振興会

認可法人

総合研究開発機構

政府及び独立行政法人等の格付けチャート表

別表5(参考)



- (1)【社会保障基金の該当】以下の①から③を全て満たす
 ①政府による賦課・支配、②社会の全体又は特定の部分をカバー、③強制的加入・負担
- (2)【金融機関の該当】売上高の50%以上が金融仲介活動等による
- (3)【市場性の有無】売上高が生産費用の50%以上
- (4)【政府による所有・支配】以下の①又は②を満たす
 ① 政府が議決権の過半数を保有
 ② 取締役会等の統治機関を支配(過半数の任命権を持つ)
- (5)【公務・準公務の区分】「産業」部門に類似の活動が存在しない
- (6)【民間非営利団体の区分】活動対象が「産業」部門を対象

第 2 部

平成 23 年（2011 年）産業連関表の作成手順及び作業内容

(注) 第2部では、平成23年表を作成するに当たっての作成手順及び作業内容について、その概要を段階ごとに記載する。ただし、記載内容は、平成24年12月時点で想定しているものであることから、25年以降に行う作業については、実際の作業を行うに当たり、修正を加える場合がある。

1 産業連関表の作成手順及び作業内容の概要

産業連関表の作成作業は、以下の①～⑧に示す手順（表2-1を参照。作成過程において、複数の手順が並行する場合もある。なお、事業年度別、事項別のスケジュール及び作業分担の詳細については、第2部末尾の別表を参照）で行う。

- ① 基本方針の決定
- ② 基本要綱（部門分類の設定を含む。）の決定
- ③ 推計を行うための基礎資料の収集・整備
- ④ 計数の推計・調整
- ⑤ 各種係数表の作成
- ⑥ 各種付帯表の作成
- ⑦ 推計結果の公表
- ⑧ 接続産業連関表の作成・公表

また、産業連関表として作成する様々な統計表のうち、最も基本となる「取引基本表」については、図2-1に示す手順により、「商品×アクティビティ（商品）」の表を作成する（第1部第1章3(1)及び付録第1章6(1)を参照）。

産業連関表の作成に当たっては、推計に用いる資料が膨大であり、また、作業内容が広範多岐にわたるため、従前から、関係府省庁（現在は10府省庁）の共同事業として実施するとともに、事業期間については、通常、作成対象年次を起算年度とした5か年度にわたっている。

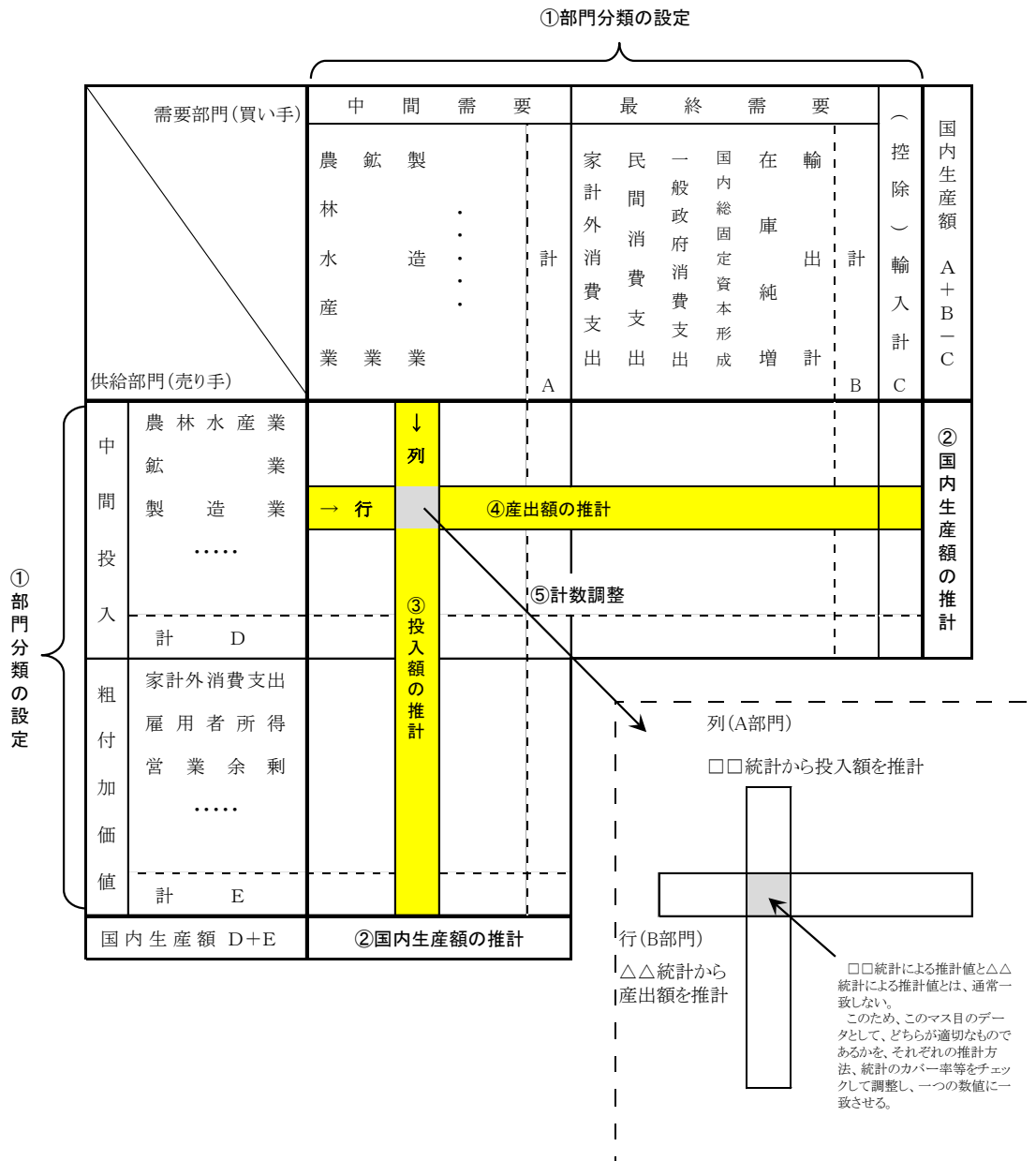
ただし、平成23年表については、平成22年度からの7か年度としている（第1部第1章2(1)を参照）。今回の事業期間が、通常よりも長期にわたっているのは、作成対象年次の1年繰下げ（第1部第3章5(1)を参照）に伴い、作成作業の一部を作成対象年次の前年度から行う形になっており、それも事業年数に含んでいること、そして、推計作業を取り巻く不確実な状況を踏まえて公表までのスケジュールを現実的なものに見直した（第1部第1章別紙の注1-1-1を参照）ことによる結果であり、今回限りのイレギュラーなものである。

表 2-1 産業連関表の作成作業の流れ

作業区分	作業の主な内容	おおよその作業時期
I 作成フレーム の検討、 準備作業 (注2-1)	① 基本方針の決定	事業の実施体制、作成上の留意点、主な検討事項及び作成スケジュール等、産業連関表作成上の基本的な設計を定める。
	② 基本要綱の決定	基本方針で示された基本的な設計を受け、次に掲げる事項について、整理・詳細化 ・作成の基本的な枠組み ・前回表からの変更点 ・作成手順、作業内容 ・部門分類の設定、各部門の概念・定義・範囲
	③ 基礎資料の収集・整備	基本要綱の決定を受け、総務大臣に対して、統計法第26条に基づく作成方法の通知 ・既存統計の収集・整備 ・行政記録情報の収集・整備 ・組替集計の実施 ・産業連関構造調査の実施 ・業界資料の収集・整備 等
II 産業連関表 作成の 本体作業	④ 計数の推計・調整	国内生産額の推計 投入額及び産出額の推計 投入額と産出額の計数調整
	⑤ 各種係数表の作成	投入係数表 逆行列係数表 生産誘発係数表 粗付加価値誘発係数表 輸入誘発係数表 等
	⑥ 各種付帯表の作成	物量表 屑・副産物発生及び投入表 雇用表(生産活動部門別従業者内訳表) 雇用マトリックス(生産活動部門別職業別雇用者数表) 固定資本マトリックス 産業別商品産出表(V表) 自家輸送マトリックス
	⑦ 推計結果の公表	結果の公表(インターネット及び印刷物) 閣議に資料配布(速報の要旨)
III 接続産業 連関表の 作成作業	⑧ 接続産業連関表の作成・公表	接続産業連関表に用いる部門分類の設定 時価評価による接続産業連関表(名目表)の作成 インフレータの作成 固定価格評価による接続産業連関表(実質表)の作成 結果の公表(インターネット及び印刷物)

(注2-1)平成23年表においては、基本方針の策定や部門分類の検討の一部について、作成対象年次の前年度である平成22年度に行った。

図2-1 産業連関表（取引基本表）の作成手順の概要



作成の手順

- ① 部門分類の設定

作成の基礎資料となる各種データは、それぞれ異なった分類により作成されていることが多い。そこで、我が国の経済活動を、一つの表の上に統一的に記録するため、部門分類を設定するとともに、各部門の概念・定義・範囲について明確にする。

②以下の作業は、この部門分類に従って行う。
- ② 国内生産額の推計

基礎資料により、部門別の国内生産額を推計する。
- ③ 投入額の推計

生産費調査、産業連関構造調査(投入調査)等により、各列部門について、国内生産額の内訳(原材料や粗付加価値に関する費用の内訳)を推計し、投入表を作成する。
- ④ 産出額の推計

製品需給調査等により、各行部門について、国内生産額の内訳(販売先の内訳)を推計し、産出表を作成する。
- ⑤ 投入額と産出額の計数調整

投入額と産出額の計数は、それぞれ別々の統計から推計したものである。そのため、産業連関表上の同じマス目であっても、投入側からの金額と産出側からの金額は、一般的には異なっている。そこで、両者について、どちらがより適切なものであるかを比較・調整し、一つの数値に一致させる。

2 基本方針の決定

基本方針とは、産業連関表の作成作業を開始するに当たり、どのような内容の産業連関表を、どのような作業体制及び手順で、いつまでに作成するのか、また、その際の重要な検討事項は何かといった基本的な設計を定めるものである。

(1) 基本方針の必要性

我が国の産業連関表は、昭和30年（1955年）表以来、関係府省庁による共同事業として5年ごとに作成してきているが^(注2-2、注2-3)、作成周期や作業体制などについて、法令に規定されているものではない。しかし、関係府省庁の共同事業として5か年をかけて行う大規模な事業であることから、作業を計画的かつ合理的に行うためには、産業連関表の形式、作業の分担及びスケジュールについて、あらかじめ枠組みを作っておく必要がある。また、産業連関表が、SNAの中に位置付けられているとともに、部門の設定において日本標準産業分類及び国際標準産業分類などとの整合を図る必要があることなどから、その作成過程における検討課題の整理も必要となる。

基本方針は、このような要請に応えるため、産業連関表の作成作業を開始するに当たり、基本的な設計を示すものとして、産業連関部局長会議において決定している。

なお、基本方針で示された内容を詳細化し、実際の作成作業に当たってのマニュアルとなるのが、後記3に記載する基本要綱である。

(注2-2) 平成23年（2011年）産業連関表が、5年周期の例外であることについては、第1部第1章1を参照。

(注2-3) 政府の統一的な産業連関表を各府省庁の共同事業方式で作成することとなった契機については、昭和30年6月30日付けの統計審議会答申（「政府が行う産業連関表の作成について」）に求めることができる（付録第3章2(2)を参照）。

(2) 基本方針の構成

基本方針は、おおむね、次の事項で構成している。

- ① 作成目的
- ② 事業の実施体制
- ③ 事業の内容
- ④ 作成上の留意点及び主な検討事項等
- ⑤ 作業スケジュール

(3) 平成23年表に係る基本方針の検討及び概要

ア 平成23年表に係る基本方針は、平成22年4月から「次回産業連関表作成の課題」を整理する形で準備的な検討を開始した。

その後、同年11月から本格的な検討・調整を行い、同年12月16日開催の産業連関主管課長会議での了解を受け、その後、各府省庁の持ち回り決裁（了解）により、同年12月27日付けで産業連関部局長会議決定を行った。

イ 基本方針の全文については、第1部第1章に掲載しているが、具体的な内容としては、まず、平成23年表を作成する上での基本認識として、

- ① 平成21年4月から全面施行された新たな統計法（平成19年法律第53号）に基づき、産業連関表が「基幹統計」として指定されたこと、

- ② 平成17年表の作成以降において、
- i) 統計法に基づく公的統計基本計画の策定
 - ii) 08 SNAの採択、日本標準産業分類の平成19年改定
 - iii) 経済センサス-活動調査の実施による基礎データの変更
- といった大きな環境変化が生じていること、
- ③ 平成23年表が、経済センサス-活動調査の調査対象年次の変更を受け、西暦年の末尾が0又は5の年を対象年次として作成する産業連関表に係る原則の例外になっていることを明確にしている。

その上で、主な検討課題として、

- ① 公的統計基本計画の課題への対応
- ② 08 SNAの採択、日本標準産業分類の改定、経済センサス-活動調査の実施等に伴う課題への対応

を掲げている。これら課題の検討結果の詳細については、第1部第3章記載のとおりである。

なお、事業の実施体制については、前回は踏襲することとしている（ただし、「産業連関技術委員会」は「産業連関技術会議」に改称）。

ウ 基本方針を決定した平成22年12月時点においては、基本方針の別紙として添付している作成スケジュールの中で、速報は平成26年11月、確報は27年3月、接続産業連関表は28年3月に、それぞれ公表することを想定していた。しかし、①平成23年度後半になり、組替集計を行う経済センサス-活動調査に係る調査票情報の利用可能時期が、早くとも25年秋であること、②過去の表における作業実績と改めて比較・検討した結果、22年12月時点で作成したスケジュールでは、対応困難な部分が少なくないこと（例えば、速報公表から確報公表まで通常7か月を要するところ、これを4か月に短縮することは困難である等）が明らかになってきた。

そこで、これらの事情を踏まえ、基本要綱の第1部の決定（産業連関部局長決定）に合わせて、本スケジュールについても改正し、速報を平成26年12月、確報を27年6月、接続産業連関表を28年6月に、それぞれ公表することを目途とすることにした（第1部第1章の別紙を参照）。

3 基本要綱の決定

基本要綱とは、基本方針で示された産業連関表作成上の基本的な設計を詳細化し、以後の作成作業に当たっての基本的なマニュアルとして取りまとめるものである。

この中で、より具体的な作業手順や、部門の設定及び各部門の概念・定義・範囲についても明らかにする。

また、基本要綱の決定後、統計法第26条に基づき、総務大臣に対して、産業連関表の作成方法についての通知を行う。

(1) 基本要綱の必要性

前記2で記載した基本方針は、産業連関表の作成作業を開始するに当たっての大きな方向性や検討課題を示すものであるが、産業連関表は、国内におけるあらゆる経済活動を対象とし、その中で行われた財・サービスを巡る取引活動の一つ一つを、投入及び産出という側面から各種統計その他の資料を用いて推計し、その結果を一覧表にまとめるものである。このため、産業連関表の具体的な作成作業を行うためには、どのような範囲の取引活動を、どのような概念に基づき、どのように把握するのか、また、どのような推計方法を採用し、結果として、どのような統計表を作成するのかなどの詳細を、あらかじめ定めておく必要がある。

基本要綱は、このような必要性に基づき、産業連関表の基本的な枠組み、作業内容、部門の設定及びその概念・定義・範囲など、産業連関表作成上のいわば「詳細設計」を定めるものであり、以後の作業を進めるに当たっての基本的なマニュアルとなるものである。

なお、基本要綱で記載する作業内容に関しては、今後数年をかけて行う内容について、過去の実績も参考にしつつ、「予定」として記載する部分が少なくない。特に、平成23年表については、重要かつ不可欠な基礎資料として、初めて行われた経済センサス活動調査のデータを用いることとしているが、その利活用については、スケジュールも含めて、不透明な部分が少なくない。また、支援プログラムについても、今回、全面的に見直すこととしており（第1部第3章7を参照）、推計作業の流れについて変更が予想される。そのため、実際に作業を進める過程においては、新たな状況の発生等により、基本要綱に記載した内容について修正を加えて対応することが必要になる場合がある。第2部冒頭の注意書きは、このようなことを踏まえて記載しているものである。

(2) 基本要綱の構成

基本要綱は、次のような構成により編集しており^(注2-4)、おおむね、作成対象年次から数えて2年度目の年度末までに取りまとめるべく検討を行う。

- ① 作成の基本的な枠組み及び前回表からの変更点
- ② 作成手順及び作業内容
- ③ 部門分類の設定及び各部門の概念・定義・範囲
- ④ 産業連関表の基礎理論

(注2-4) 平成17年表に係る基本要綱までは、①④②③の順で編集していた。しかし、基本要綱が、対象年次の産業連関表に関する詳細設計を定めるものであり、①～③がそれに該当すること、また、④については、産業連関表に関する基本的な見方・考え方を示す部分という性格上、年次ごとに大きな変更がない部分であることから、平成23年表に係る基本要綱では、記載順を①②③④に改めるとともに、④については、「付録」として扱い、後記(3)の決定の対象から除外することとした。なお、④に記載していた内容のうち、産業連関表の作成目的や利活用など最も基本的な事項については、産業連関表の作成業務に携わるに当たっ

ての導入的な内容であることを踏まえ、④から分離し「序文」として基本要綱の冒頭に置くこととした。

(3) 基本要綱の決定

基本要綱の案は、産業連関幹事会において基本的な検討を行いつつ、技術的・専門的な見地から特に検討を要する事項については、随時、産業連関技術会議の助言を得ながら作成する。その後、産業連関主管課長会議において審議し、産業連関部局長会議により決定する。

なお、平成7年表に係る基本要綱作成時から、産業連関表作成に係る基本的・総括的事項（前記(2)①）及びそれ以外の実務的・技術的事項に分けて段階的に編集することとし、前者については、その重要性を踏まえて、産業連関部局長会議において直接決定する一方、後者については、産業連関部局長会議の委任を受けて、手続上、産業連関主管課長会議で決定する簡易な扱いとしている（手続を簡素化しただけで、基本要綱全体として、産業連関部局長会議決定である位置付けに変更はない。）。平成23年表の基本要綱については、第1部（前記(2)①）について、平成24年9月19日開催の産業連関主管課長会議での了解を受け、その後、各府省庁の持ち回り決裁（了解）により、同年9月28日付けで産業連関部局長会議の決定とした。また、第2部及び第3部（前記(2)②③）については、各府省庁の持ち回り決裁（了解）により、平成24年12月28日付けで産業連関主管課長会議の決定とした。

(4) 部門分類の設定及び各部門の概念・定義・範囲の検討

ア 部門分類の設定及び各部門の概念・定義・範囲の明確化の必要性

産業連関表作成の基礎資料となる各種統計は、それぞれ異なった分類により作成されていることが多い。これらを、産業連関表という一つの統計表に記録するためには、統一的な考え方にに基づき、分類を行うことが必要であり、国内生産額や投入額等の推計、計数調整等の作業は、この部門分類に従って行う。このため、基本要綱の作成に当たっては、部門分類の設定及び各部門の概念・定義・範囲（前記(2)③）の明確化が大きな柱となっているが、部門が多数にわたることから、産業連関表作成の都度、検討に多くの時間を要している。

イ 平成23年表における部門分類の基準

産業連関表の部門分類の設定は、生産活動単位（いわゆるアクティビティベース）による分類を原則とし（第1部第2章4(1)を参照）、平成17年表に準じて、次に掲げる基準を総合的に勘案して行った。

- (ア) 投入構造の類似性
- (イ) 産出構造の類似性
- (ロ) 国内生産額又は総需要額の大きさ
 - a 列の国内生産額及び行の総需要額が増加して、1兆円以上となった場合には新設の対象とするが、1兆円未満であっても将来的に著しく増加することが予想される場合には新設の対象とする。
 - b 当該部門の列の国内生産額及び行の総需要額が増加し、5兆円以上になった場合には、原則として分割の対象とする。
 - c 既に設けられている部門について、列の国内生産額及び行の総需要額が減少して、各々1000億円未満となった場合には、原則として類似の既存部門に統合する。
- (ハ) 日本標準産業分類及び国際標準産業分類との整合性
- (ニ) 93SNA及び08SNAへの対応に関する検討状況
- (ホ) 細品目分類（いわゆる10桁品目。付録第1章5(4)ウの注4-1-8を参照）での単価の類似性
- (ヘ) 時系列性
- (コ) 推計基礎資料の整備状況

ウ 平成23年表における検討の実際

(ア) 部門分類等検討ワーキンググループにおける検討

公的統計基本計画において、産業連関表の精度向上が検討課題として掲げられた（第1部第3章の別表1④⑤を参照）。これを受け、平成23年表に関する部門の検討については、通常行う個別検討（後記ウ）を参照）に先立ち、平成22年9月から、産業連関幹事会の下に「部門分類等検討ワーキンググループ」を設け、国内生産額が特に大きい部門や、最近の経済活動の変化への対応が必要な部門など、特に検討を要する部門について、前記イ記載の基準を踏まえた検討を行うとともに（平成24年3月まで）、必要に応じて、産業連関技術会議にも付議し、審議を行った。

(イ) 分類コードの再編

平成23年12月から24年3月にかけて、産業連関幹事会において、部門の分類コードの見直しを行った（第1部第3章6(3)を参照）。

(ウ) 部門設定の個別検討

部門分類等検討ワーキンググループにおける検討が終盤に差し掛かった平成23年12月から24年1月にかけて、産業連関幹事会において、部門設定の個別検討を効率的に行うため、各府省庁が作成する部門ごとの検討資料の様式を定めた。

その後、平成24年3月から7月にかけて、産業連関幹事会において、当該様式に基づき、府省庁ごとに、担当する全ての部門について、概念・定義・範囲等の妥当性等の検討を行った。

(5) 公的統計基本計画関連事項及びSNA関連事項の検討

平成23年表においては、第1部第3章の2及び3に記載したとおり、公的統計基本計画関連事項及びSNA関連事項についても、多くの課題について検討が求められた。それぞれの課題の検討結果は、第1部第3章の別表1及び別表2のとおりであるが、これら課題の検討については、産業連関技術会議及び産業連関幹事会において、産業連関表の作成目的等も踏まえつつ行うほか、平成23年6月には、産業連関幹事会の下に「基本計画・SNA課題対応ワーキンググループ」を設け、それ以後の検討については、基本的に、このワーキンググループにおいて行った。

(6) 統計法第26条に基づく作成方法の通知

平成21年に全面施行された新たな統計法により、調査統計以外の統計（いわゆる加工統計及び業務統計）が「基幹統計」として指定された際の手続も設けられた。具体的には、統計法第26条^(註2-5)に基づき、当該統計の作成方法について、「あらかじめ」（具体的には、作成方法が決まり次第速やかに）総務大臣に通知しなければならないこととされている。

産業連関表についても、基幹統計化により、この手続が必要となるが、平成23年表の具体的な作成方法は、基本的に基本要綱の策定により定まる。したがって、総務大臣への通知は、この基本要綱の確定後、平成24年度中に行う予定である。

なお、統計法では、既に通知した作成方法を変更する場合にも総務大臣への通知を求めているが、産業連関表にあつては、作成の都度、部門分類の設定や推計資料、推計方法などについて実質的な見直しを行い、改善を図っている。したがって、次回表の作成以降においても、前回表の作成に際して通知した作成方法を変更するものとして、総務大臣への通知が必要となる。^(註2-6)

(注2-5) 統計法(平成19年法律第53号)(抄)

(基幹統計の作成方法の通知等)

第二十六条 行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合には、その作成の方法について、あらかじめ、総務大臣に通知しなければならない。当該作成の方法を変更しようとするとき(政令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。)も、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定による通知があった基幹統計の作成の方法を改善する必要があると認めるときは、当該行政機関の長に意見を述べることができる。

3 総務大臣は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

(注2-6) 統計法第26条では、「政令で定める軽微な変更」の場合には、総務大臣に通知する必要がない旨が規定されている。この「政令で定める軽微な変更」については、統計法施行令(平成20年政令第334号)第9条において、以下の内容のものが規定されているが、これらは、専ら形式的・他律的なものであり、産業連関表作成の都度行う部門分類の設定や、推計資料及び推計方法などの見直しは、これらには該当しないと考えられる。

- ① 基幹統計で使用する用語の変更であって、法令の制定又は改廃に伴うもの
- ② 統計基準の変更に伴い当然必要とされる作成の方法の変更
- ③ 災害の発生に伴う基幹統計の作成周期の変更
- ④ 前三号に掲げるもののほか、作成する基幹統計の実質的な内容に影響を及ぼさない作成の方法の変更

4 基礎資料の収集・整備

産業連関表は、国内の全産業で1年間に行われたすべての生産活動及び取引を対象にして作成する加工統計であることから、精度の高い推計を行うためには、幅広い分野から資料を体系的に収集・整備し、推計作業に利用できるようにしておくことが重要である。

基礎資料の収集・整備は、おおまかには、次のように区分される。

- ① 既存資料（既存の統計調査結果、行政記録情報、業界資料）の収集・整備
- ② 産業連関構造調査（投入調査等）の実施
- ③ 業界団体や個々の事業者に対するヒアリング

(1) 総論

産業連関表の推計に必要とされる基礎資料の収集・整備については、収集すべき資料の種類と範囲、利用上の問題点などの検討を、部門の概念・定義・範囲及び推計方法の検討と並行して行うとともに、資料が不備な分野については、その対応方策を検討する必要がある。

我が国の産業連関表の作成に当たっては、各府省庁が行っている既存の統計調査の結果はもとより、許認可等の手続に伴って得られる行政記録情報や業界資料など、利用可能なあらゆる資料の収集を行う。このほか、これら既存の資料では情報が不足する分野については、「産業連関構造調査」^(注2-7)（投入調査等）を行うほか、必要に応じて、業界団体や個々の事業者に対するヒアリングなども行う。

このうち、「産業連関構造調査」については、予算^(注2-8)や実施体制面の整備が必要になるほか、統計法に基づき、事前に総務大臣の承認が必要とされる。したがって、その実施に当たっては、早期に検討を始めなければならない。

基礎資料の収集・整備は、各府省庁が、それぞれの担当部門について独自に行うことを基本とするが、平成23年表においては、次の①及び②に掲げる府省庁横断的な事項について、総務省（政策統括官室。以下、特段の記載をしない場合は同様とする。）が行う。

- ① 既存資料の収集・整備の一環として、「貿易統計」及び「経済センサス-活動調査」に関する組替集計を実施
- ② 産業連関構造調査のうち、「サービス産業・非営利団体等投入調査」、「企業の管理活動等に関する実態調査」（平成17年表の作成時までは「本社等の活動実態調査」）を実施^(注2-9)

(注2-7) 平成17年表の作成時までは、「産業連関表作成のための特別調査」と総称していたが、今回から「産業連関構造調査」と総称している。

(注2-8) 産業連関構造調査を実施するためには、実施年度の前年度に予算要求関係事務が必要となる。具体的には、調査を実施する府省庁は、5月～6月にかけて、総務省に要求額を提示し、総務省は、それらを取りまとめ、一括して、財務省に要求を行う（後記10(1)を参照）。

(注2-9) これら2調査のほか、新規の試行調査として、「商品・サービス等の販売先に関する実態調査」も、総務省において実施した。

(2) 既存資料の収集・整備

ア 既存資料の収集・整備は、各府省庁とも、基本的に、作成対象年次から起算して3年度目までに順次行う。収集する資料は広範多岐にわたるが、主なものとしては、今回から利用する経済センサス-活動調査の結果のほか、「平成17年（2005年）産業連関表総合解説編」第2部第3章第3節の「第3-3表 平成17年表において収集された主な資料一覧」に掲げられているも

のが挙げられる。

これら基礎資料を扱う際には、次の点に留意する必要がある。

- ① 産業連関表の作成対象期間は暦年（1月～12月）であるが、既存資料の中には年度（4月～翌年3月）のものも多く、この場合、暦年のデータに換算する必要がある。
- ② 既存資料の中には、調査の実施周期等の関係から、産業連関表の作成対象年次のデータが得られないものがあり、この場合、作成対象年次のデータに換算する必要がある。

イ 既存資料の組替集計

既存資料が得られたとしても、その中で用いられている分類が、産業連関表の部門分類と一致しない場合が少なくない。このため、既存資料のデータを産業連関表の推計に利用するためには、「部門別概念・定義・範囲」を参照しながら、産業連関表の部門分類に一致するように組み替える必要がある。

(ア) 総務省が実施するもの

総務省では、従前、各府省庁の推計に共通的に利用されるものとして、サービス業基本調査及び工業統計調査の結果並びに貿易統計について組替集計を行っていた。

しかし、平成23年表においては、貿易統計の組替集計（関税に関する組替集計についても、この中で一括して行う。）を引き続き行う一方、サービス業基本調査及び工業統計調査に代わって、経済センサス活動調査のデータ（以下「経済センサスデータ」という。）を用いた組替集計を行う（第1部第3章4(1)を参照）。これら組替集計の大まかな流れは、以下の表のとおりである。

なお、経済センサスデータの組替集計については、独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）が行う予定である（第1部第3章7ウを参照）。

〔貿易統計の組替集計の流れ〕

作業内容	実施時期
財務省から、貿易統計のデータを入手	平成24年3月
公益財団法人日本関税協会から、「日本貿易月表商品ネームデータ」を購入	
平成17年表の基本分類と平成23年表の基本分類とのコンバータを作成	平成24年10月～11月
経済産業省から、平成23年簡易延長表（平成17年基準）に係る基本分類と平成23年貿易統計品目分類のコンバータを入手	平成24年10月
平成23年表の基本分類と平成23年貿易統計品目分類のコンバータを作成	同年12月～25年1月
組替集計の実施（民間委託）、結果の受領	平成25年1～2月
報告書の作成	同年3月

〔経済センサスデータの組替集計の流れ〕

統計センターに対する作業内容	経済センサス活動調査実施部局に対する作業内容	実施時期 ^(注2-10)
組替集計の仕様作成		平成23年12月～25年3月
同仕様の統計センターへの説明		平成25年1月～3月
	統計法第33条第1号に基づき、経済センサスデータの提供について申出 (注2-11) (注2-12)	平成25年4月
統計センターにおいて組替集計のプログラムを開発		同年4～9月
	経済センサスデータを入手	同年9月以降
統計センターにおいて組替集計の実施		経済センサスデータが利用可能になり次第、速やかに開始

組替集計結果の受領		平成25年10月～26年3月にかけて順次受領
報告書の作成		平成26年4～6月

(注2-10) 経済センサスデータの入手以降のスケジュールについては、手続及び作業が順調に進んだことを想定したものを記載している。そのため、手続や作業の進捗に伴い、組替集計結果の受領及び報告書の作成の時期が変更になる可能性がある。

(注2-11) 経済センサスデータの組替集計のための利用は、統計法第33条第1号に該当するものであることから、調査票情報の提供について調査実施機関に対して申出を行い、その承諾を受けた上で利用が可能になる。また、その利用に当たっては、統計法第42条第1項第1号及び第2項により適正管理義務が課されるほか、第43条第1項において守秘義務が、また、同条第2項において提供を受けた際の目的以外の利用禁止が規定されている。

(注2-12) 今回、工業統計調査単独での組替集計は行わなくなるが、在庫の推計に当たっては、経済センサスデータから得られる平成23年末の在庫額と、22年の工業統計調査のデータから得られる22年末の在庫額を用いることとしている。したがって、平成25年4月に予定している経済センサスデータに係る提供の申出に合わせ、経済産業省に対して、工業統計調査の調査票情報(在庫関連)の提供について申し出る必要がある。

(イ) 各府省庁がそれぞれに実施するもの

各府省庁が独自に行う組替集計についても、①コンバータの作成、②データの入手、③組替集計の実施といった作業内容は同様であるが、入手するデータが国の統計調査の場合、経済センサスデータを利用する場合と同様、調査実施機関に対する手続が必要となるので、作業スケジュールについては、十分な余裕が必要である。

(3) 産業連関構造調査の実施

ア 我が国は、世界でも有数の統計が良く整備された国とされているが、それでも、すべての財・サービスの取引を網羅する産業連関表を作成するためには、既存資料だけでは不十分な場合が少なくない。特に、産業連関表を作成する上で極めて重要となる商品ごとの費用構成(投入)及び販路構成(産出)のデータが少ない。そこで、各府省庁は、それぞれ担当する部門を中心に「産業連関構造調査」を実施し、これらに関する情報を収集・補完している。

産業連関構造調査は、基本的に産業連関表の作成対象年次(1～12月)のデータを把握するものとして、作成対象年次の年度又はその翌年度に行われることが一般的であるが、平成23年表に関する産業連関構造調査については、経済センサス-活動調査が平成24年2月に行われたことに対する実査上の配慮から、作成対象年次(平成23年度)に実施した調査は少なく、多くの調査が平成24年度に実施された。また、多くの調査が平成24年度に集中したことに伴う予算要求上の配慮から、一部の調査については、平成25年度前半に実施する予定である。

平成23年表作成のための産業連関構造調査は、表2-2のとおりである。

イ 平成21年4月に全面施行された新たな統計法(平成19年法律第53号)により、国の行政機関が行う「統計調査」(統計法第2条第5項)については、「基幹統計調査」と「一般統計調査」のいずれかに区分されることとなったが、産業連関構造調査については、すべて、一般統計調査として扱われる。一般統計調査は、基幹統計調査のように、調査の実施に先立って行われる総務省による審査の過程で、統計委員会に対して諮問する必要はないが、総務大臣の承認を得なければならないことは、基幹統計調査と同様である。また、その実施に当たり、予算等の手当も必要になる。産業連関構造調査の実施に関する事務の大まかな流れは、以下の表のとおりである。

なお、「基幹統計」として指定されている「産業連関表」を作成する一環として行う産業連関構造調査が「基幹統計調査」ではなく、「一般統計調査」として扱われているのは、産業連

関構造調査の結果が、産業連関表の一部としてそのまま集計・公表されるわけではなく、産業連関表を作成する上での参考資料（案分比率など）として利用されるにとどまることに基づくものである（第1部第3章1の注1-3-2を参照）。

〔産業連関構造調査の実施に関する事務の流れ〕

事 務 内 容
① 前年度における準備作業 i) 調査計画の大枠の作成 ii) 予算要求（後記10(1)を参照） iii) 関係機関への事前連絡（地方公共団体を対象とする調査の場合など）
② 調査計画の詳細（調査票、調査方法、集計内容等）についての検討
③ 統計法に基づく承認手続（2～3か月を要する。）
④ 調査の実施準備 i) 民間委託する場合には、入札手続等（調査実施の4か月前には手続を開始する必要がある。） ii) 調査対象名簿の作成、調査対象者の選定等 iii) 調査票等関係書類の印刷
⑤ 調査の実施 i) 調査票の発送、回収、督促、疑義照会 ii) 調査対象者からの照会対応
⑥ 調査票の審査・集計

(4) 業界団体や個々の事業者に対するヒアリング

既存資料が得られないデータについて、産業連関構造調査を実施するよりも、効率的かつ代表的な情報が得られるような場合には、業界団体や個々の事業者へのヒアリングすることで、データ不足を補う場合がある。

表2-2 産業連関構造調査一覧（平成23年表）

実施府省庁名	調査の名称	調査対象数	調査の方法		実施時期
			直轄調査	民間委託調査 (注2-13)	
総務省 (政策統括官室) (注2-14)	サービス産業・非営利団体等投入調査	約8,100企業		●	平成24年6月～7月
	企業の管理活動等に関する実態調査	約11,000企業		●	平成24年8月～9月
総務省 (統計局)	通信業・放送業・インターネット附随サービス業投入調査	約600企業		●	平成24年8月～9月
内閣府	地方公共団体投入調査	15地方公共団体	○		平成24年8月～12月
財務省	酒類製造業投入調査	37企業	○		平成24年10月～11月
厚生労働省	医療業・社会福祉事業等投入調査	(医療業以外) 1500事業所 (医療業) 900事業所		●	(医療業以外) 平成24年7月 (医療業) 平成25年度前半
農林水産省	農業サービス業投入調査	約180事業所		●	平成24年10～11月
	種苗業(農業)投入調査	約90事業所		●	平成24年10～11月
	花き・花木生産業投入調査	約80事業所		●	平成24年10～11月
	民有林事業投入調査	約150事業所		●	平成24年10～11月
	海面・内水面養殖業投入調査	約120事業所		●	平成24年10～11月
	食品工業投入調査	約400事業所		●	平成24年10～11月
	飼料・有機質肥料製造業投入調査	約35事業所		●	平成24年10～11月
	木材加工業投入調査	約80事業所		●	平成24年10～11月
	農業土木事業投入調査	55(地方農政局、都道府県)	○		平成24年10～11月
	林野公共事業投入調査	45(地方森林管理局、都道府県)	○		平成24年10～11月
経済産業省	鉱工業投入調査	約15,000事業所		●	平成23年7月～10月
	資本財販売先調査	約1,600企業		●	平成24年9月～10月
	商業マージン調査	約500企業		●	平成25年7月～9月
	輸入品需要先調査	約500企業		●	平成25年7月～9月
国土交通省 (運輸)	内航船舶品目別運賃収入調査	約200事業者	○		平成23年9月～12月
	有料駐車場に関する投入調査	300事業所	○		平成24年5月～7月
	こん包業に関する投入調査	1300事業所	○		平成24年5月～7月
	地方公共団体運輸関連施設投入調査	都道府県全数、 市区町村約140	○		平成24年5月～7月
	運輸関連事業投入調査	1,643事業所	○		平成24年9月～11月
国土交通省 (建設)	公共事業工事費投入調査における予備調査	101(地方整備局、地方公共団体等)	○		平成24年4月～5月
	公共事業工事費投入調査	101(地方整備局、地方公共団体等)	○		平成24年8月～11月
	土木工事間接工事費投入調査	147事業所	○		平成24年9月～11月
	土木工事費投入調査	土木工事2,000件の受注元 請け建設業者		●	平成24年12月 ～平成25年1月
	独立行政法人等土木工事費投入調査	13独立行政法人等	○		平成24年8月～10月
	建築工事費投入調査	[非木造用] 建築工事2,500件の受注元 請け建設業者 [木造用] 建築工事500件の受注元請 け建設業者		●	平成25年1月～2月
	不動産業投入調査	約3,000企業		●	平成25年1月～2月

(注2-13) この表において「民間委託調査」とは、調査票の配布、回収、督促、審査又は疑義照会といった、いわゆる「実査」に関する業務の全部又は一部を民間事業者に委託している場合をいう。調査票の印刷、データエントリー又は集計といった業務のみを民間委託し、実査については各府省が直接行っている場合には、「直轄調査」に区分している。

(注2-14) 総務省(政策統括官室)においては、上記調査以外に、「商品・サービス等の販売先に関する実態調査」(新規の試行調査、約1600企業を対象に、平成24年8月から9月にかけて民間委託により実施)についても実施した。

5 計数の推計・調整

前記4までに記載した内容は、産業連関表を作成するための準備作業であり、本項目で説明する内容が、産業連関表の中心となる取引基本表を作成するための、いわば本体作業に該当する。

(1) 推計作業の手順

産業連関表として作成する様々な統計表のうち、最も基本となる「取引基本表」の作成手順の概要については、図2-1でも示したとおりであるが、国内生産額の推計から、取引基本表の完成に至るまでの流れを改めて整理すると、以下のような手順が必要になる（図2-2を参照）。

① 国内生産額の推計

細品目分類別の国内生産額を推計し、それを積み上げることにより、基本分類別の国内生産額を推計する。これにより、取引基本表の右端（行部門の国内生産額）及び下端（列部門の国内生産額）の金額を確定させる。

② 投入額及び産出額の推計

①で推計した国内生産額を基に、列方向にみた各セル（「セル」とは、取引基本表の各マス目のこと。以下同じ。）の取引額、すなわち、投入額（費用構成）と、行方向にみた各セルの取引額、すなわち、産出額（販路構成）を推計する。

③ 投入額の生産者価格^(注2-15)への変換

投入額は、各種投入調査（産業連関構造調査の一部）等から得られた投入比率を用いて推計するが、投入調査等は、商品の購入者に対して行う調査であり、その結果として得られる各商品の購入額は、流通経費である商業マージンや国内貨物運賃を含んでいる。そのため、これら調査から得られた投入比率を参考にして推計した各商品の投入額（第一次推計値）も、商業マージンや国内貨物運賃を含んだ購入者価格^(注2-15)になっている。そこで、④に記載する生産者価格調整に対応するため、購入者価格になっている投入額（第一次推計値）から商業マージン及び国内貨物運賃に相当する金額を控除し（実務上「皮ハギ」という。以下同じ。）、生産者価格に変換する。

なお、産出額の推計については、商品の生産者に対する調査等を基礎にしていることから、推計の結果として得られる金額は、当初から生産者価格になっており、投入額のように皮ハギを行う必要ない。

(注2-15)「生産者価格」とは、いわゆる「蔵出し価格」であり、出荷後の流通経費である商業マージン及び国内貨物運賃を含まない。これに対して「購入者価格」とは、生産者価格に、出荷後の商業マージン及び国内貨物運賃を加えたものをいう。我が国の取引基本表においては、それぞれの価格による表として、「生産者価格評価表」及び「購入者価格評価表」を作成している（第1部第2章5(2)ア及び付録第1章6(2)ア・イを参照）

④ 生産者価格調整

②及び③により推計した生産者価格による投入額及び産出額は、それぞれ異なる資料により推計したものである。そのため、取引基本表上の同じセルであっても、投入額として推計した取引額と、産出額として推計した取引額には、一般的に差異が生じる。そこで、両者の取引額について、どちらがより適切なものであるかを比較・調整し、一致させる。

⑤ 購入者価格調整

生産者価格調整の終了後、各行部門の産出構造を参考に、商業マージン及び国内貨物運賃を、

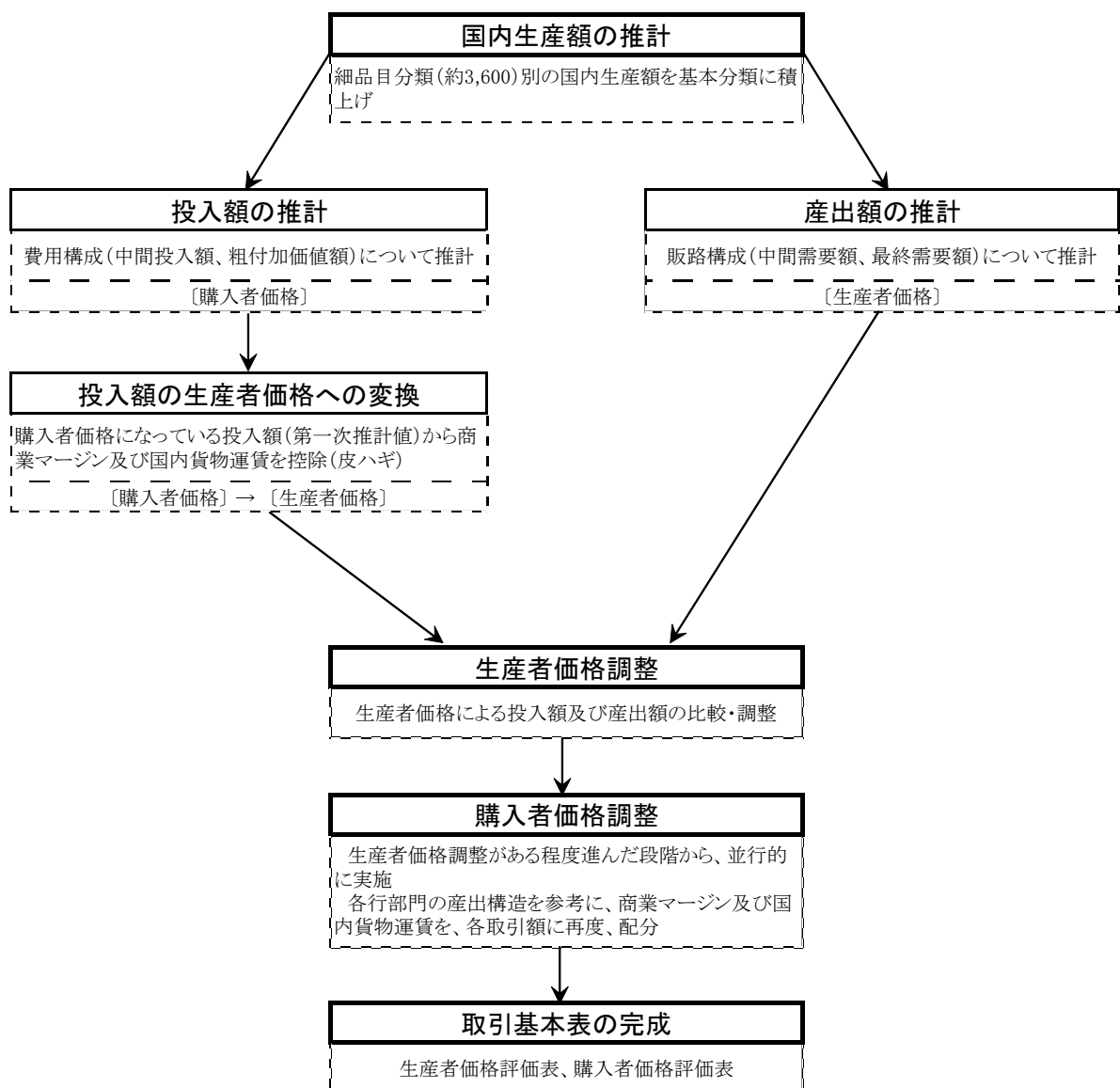
各取引額に再度、配分する。

なお、購入者価格調整は、本来、生産者価格調整後に行うものであるが、昭和60年表作成時から、生産者価格調整がある程度進んだ段階から購入者価格調整についても並行的に進めることとしている。したがって、生産者価格を購入者価格調整の段階で変更することもあり得る。

⑥ 取引基本表の完成

生産者価格調整及び購入者価格調整を経て、産業連関表の中核となる取引基本表（「生産者価格評価表」及び「購入者価格評価表」）が完成する。

図2-2 推計作業の手順



(2) 国内生産額の推計

ア 総論

部門別の国内生産額の推計に当たっては、各部門に含まれる財・サービスについて、できる限り細かく分割し、把握した方が、産業連関表の精度向上につながる。そこで、約3,600の細品目分類（いわゆる10桁品目）ごとに推計を行い、これを積み上げて、基本分類の行部門別及

び列部門別の国内生産額を推計する。

なお、細品目分類から基本分類までの国内生産額の推計結果については、「部門別品目別国内生産額表」として、取引基本表とは別に、取りまとめ、公表する。

イ 各論

具体的な部門種別ごとの国内生産額推計についての考え方は、次のとおりである。

なお、平成17年表における各部門の国内生産額の推計方法及び推計基礎資料の詳細については、「平成17年（2005年）産業連関表総合解説編」第4部第10章に記載している。

(ア) 財

財については、原則として、細品目分類ごとに「生産数量×単価」の形で国内生産額を推計する。その際、製造業の製品については、いわゆる工場出荷価格を単価とする。

また、例えば、林業、漁業、砂利採取業のように事業所の区域が明確にならない産業の生産物については、生産地に最も近い市場における価格で評価する。生産地から市場までの運賃は、「コスト運賃」として、国内生産額に上乘せする。

(イ) 製造小売業

製造活動と小売活動を分離し、それぞれの金額を該当する部門の国内生産額に計上する。

(ウ) 中古品

中古品の価額は国内生産額に計上せず、取引マージンのみを「コスト商業」として商業部門の国内生産額に計上する。^(注2-16)

(注2-16) 中古船舶（「鋼船」の一部）については、従前、中古品としては例外的に、貿易統計から推計される取引額自体を輸出部門に計上した上で、同額を国内総固定資本形成にマイナス計上し（屑・副産物のマイナス投入方式と同様の表章方法）、更に、「屑・副産物発生及び投入表」にも計上していた。この取扱いが、かつて、中古船舶の取引額が大きかったことに由来すると考えられる。しかし、平成17年表の段階で190億円にまで縮小していることや、中古車等の中古品についても貿易統計に計上されているものの中古船舶のような扱いをしていないことから、平成23年表においては、中古船舶の例外的な取扱いを取りやめる（「屑・副産物発生及び投入表」への計上も取りやめる。）

(エ) 中古の建築物

中古の建築物の価額は国内生産額に計上せず、取引手数料のみを不動産部門の国内生産額に計上する。

なお、中古の建築物を補修して販売する場合には、さらに補修費を「建設補修」の国内生産額に計上する。

(オ) サービス

サービスについては、数量単位を持たないものが多いため、細品目分類ごとの国内生産額を直接推計する。その際、基本的には、サービスの提供を受ける者が負担する価格で評価する。なお、サービスは、生産者から最終消費者に直接提供され、商業マージン及び国内貨物運賃が発生しない場合が多いことから、サービス関係の多くの部門については、生産者価格と購入者価格は等しくなる。^(注2-17)

(注2-17) サービス関連の部門であっても、「映像・音声・文字情報製作業」（活動内容に映像・音声等のソフトウェアの販売を含むため、その部分については、商業マージン及び国内貨物運賃の対象となる。）など、一部の部門においては、生産者価格と購入者価格が等しくならないものがある。

(カ) 商業

商業部門の国内生産額は、そのほとんどが「販売額－売上原価」により求められる商業

マージン額であるが、このほか、「コスト商業」（付録第1章10(2)アを参照）に相当する額も含まれる。

(キ) 金融（F I S I M）

金融（F I S I M）の国内生産額は、次の式により推計する。

〔国内生産額 = 借り手側F I S I M + 貸し手側F I S I M〕

借り手側F I S I M = 貸出残高総額 × （運用利率 - 参照利率）

貸し手側F I S I M = 預金残高総額 × （参照利率 - 調達利率）

運用利率 = 貸出金受取利息総額 / 貸出残高総額

調達利率 = 預金支払利息総額 / 預金残高総額

参照利率 = 参照利率算出用利息総額 / 参照利率算出用残高総額

(ク) 生命保険及び損害保険

「生命保険」及び「損害保険」は、次の式で計算される帰属保険サービスを生産しているものとして扱う。

〔帰属保険サービス = (受取保険料 + 資産運用益) - (支払保険金 + 準備金純増)〕

(ケ) 住宅賃貸料（帰属家賃）

持家、給与住宅及び寮等（以下「持家等」という。）の居住に係るサービスを擬制的に計上する「住宅賃貸料（帰属家賃）」（付録第1章10(4)ウを参照）については、市中の粗賃貸料で評価する。

(コ) 非営利活動（政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の活動）

商品は、市場において生産コストに見合う価格で取引が行われるのが通常の姿であるが、実際の経済活動の中では、政府サービス生産者や対家計民間非営利サービス生産者が提供するサービスのように、無償又は著しくコストに見合わない価格で提供されるものも存在する。

取引基本表では、このような政府サービス生産者や対家計民間非営利サービス生産者の活動も記録の対象としており、その国内生産額は、原則として、必要な経費の総額によるものとする（第1部第3章別表5の4(1)及び(2)並びに付録第1章10(7)を参照）。

(サ) 社会資本に係る資本減耗引当

社会資本に係る資本減耗引当は、一般政府等が所有する社会資本のうち、13の分野（道路、港湾、航空、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業（灌漑施設）、林業（林道）、漁業、学校施設等、社会教育施設等）の各々の「新設改良費」、「災害復旧費」の事業費を累計し、定額法により減価償却して算出する。

(シ) 自家生産・自家消費品

生産工程内の中間製品であり、その全てが当該部門内で自己消費されるいわゆる自家生産・自家消費品は、原則として、国内生産額として計上しない（経済センサス-活動調査などのように、出荷ベースの統計によって細目分類ごとの国内生産額を推計する場合には、自家生産・自家消費品の国内生産額を把握する方法がない（出荷されないことから統計に計上されないためである。）。）。

しかし、鉄鋼の生産工程における銑鉄と粗鋼のように、直ちに次の生産工程で消費されるものであっても、投入・産出構造が異なる場合には、それぞれの商品ごとに分離し、国内生産額を計上する。計上する際には、市中の製品価格を基準とする。

また、家計における自家生産・自家消費品については、農林漁家の自家消費分のみを「産

業」として扱うことから（付録第1章5(3)オ(イ)②を参照）、これに該当する部分のみを計上する。

(ヌ) 委託生産の扱い

取引基本表では、各部門の生産物について、自主的な生産はもとより、他部門からの受託に基づく生産であっても、当該生産物の部門に金額を計上するのが原則である。しかし、国内生産額を推計する基礎資料の一つである経済センサス-活動調査では、受託生産分に係る金額については、「加工賃収入」しか把握されていない。そのため、同調査を利用して国内生産額を推計する部門では、受託生産に係る原材料等の金額が把握できない。

一方、受託生産の委託者が非製造業の場合にあっては、商社や百貨店などの商業部門である場合が多いが、これら商業部門の国内生産額は、基本的に「販売額 - 売上原価 = 商業マージン額」（商業部門の国内生産額には、このほか、コスト商業に相当する金額も含まれる。）で計算されるため、委託生産のための材料購入費が発生していたとしても、商業部門には計上されない。

その結果、何も処理を行わないとすれば、原材料を生産した部門では、商業部門に販売した委託生産用原材料の産出先がなくなる一方で、受託生産を行った部門では、国内生産額が過小評価になるとともに、付加価値率が過大評価になる。

そこで、非製造業からの委託を受けて生産する分については、次に掲げる式により、加工賃収入額に付加価値率の逆数を乗ずることにより、原材料費等を含んだ国内生産額に還元している（いわゆる「膨らまし」を行う。）。

$$\text{国内生産額} = \text{加工賃収入額} \times \frac{\text{製品価額}}{\text{製品価額} - \text{原材料費}}$$

この取扱いについては、概念上、製造業一般に言えることであるが、実際には、繊維製品に関して特に該当する。これを踏まえ、第3部第2章第1節「15 繊維製品」中の織物や衣服に関する部門の「注意点」には、「国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。」と記載している。

なお、海外から生産を委託された場合にも、非製造業からの委託を受けて生産するのと同様の国内生産額の過小評価が発生するため、経済センサス-活動調査のデータを使用して推計する際には留意が必要である。

(セ) 屑・副産物

原則として、「マイナス投入方式」によって処理する。「マイナス投入方式」を採用した屑・副産物の発生額は、国内生産額としては計上しない。なお、「再生資源回収・加工処理」については、屑・副産物を投入せず、回収・加工に係る経費のみを計上する（付録第1章10(3)イ(イ)を参照）。

(ソ) プラントエンジニアリング業

「その他の対事業所サービス」に含まれるプラントエンジニアリング業の国内生産額については、工事原価を含まないエンジニアリングサービスに関する金額のみを計上する。

(タ) 半製品・仕掛品の在庫増減

原則として、年初と年末の平均価格によって評価する。

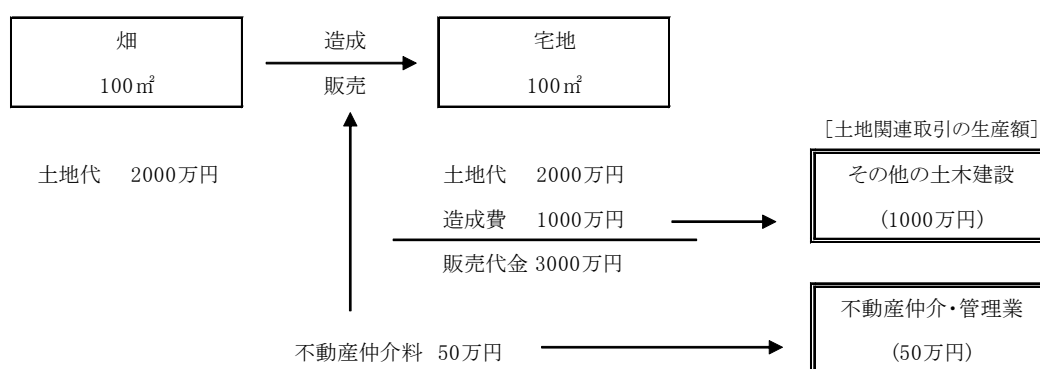
(チ) 間接税

間接税のうち、財の生産段階で課せられる税は、直接の納税者である生産部門の国内生産額に含める一方、流通段階で課せられる税は、商業部門の国内生産額に含む（ただし、軽油引取税については、同一工程で生産される他の石油製品との関係を考慮し、特にこれを生産段階での課税として処理する。）ことを原則とするが、消費税については、個々の取引の価格評価に含める（第1部第2章5(2)ウを参照）。

(ツ) 土地の取引

土地取得の費用は計上せず、仲介手数料及び造成・改良費のみを該当部門の国内生産額に計上する（図2-3を参照）。

図2-3 土地の取引に係る国内生産額の計算イメージ



ウ 国内生産額推計上の留意点

部門別の国内生産額は、取引基本表の推計作業を行うに当たり、まず初めに行うものであり、投入額及び産出額は、国内生産額を確定させた上で、その内訳として推計する（図2-1を参照）。このため、国内生産額に誤りがあると、自部門の投入額及び産出額の推計をやり直す必要が生じるだけでなく、他部門の投入額及び産出額にまで影響し、結果として、取引基本表の推計作業が遅延することはもとより、取引基本表全体の精度も左右することになる。取引基本表が、行については約500の部門、列については約400の部門にも上る詳細な表であることを鑑みれば、国内生産額の中途変更が、どれほどの影響を与えるかは、容易に想像できる。

このように、国内生産額は、取引基本表の行部門及び列部門両面の「制御値」として極めて重要なもの（このような位置付けから、コントロール・トータルズ (control totals)、略して「CT」と呼ばれることが多い。）であることから、後記(6)以降に記載する計数調整を開始して以降の変更は、原則として行うべきではない。

そのため、国内生産額の推計作業は慎重に行う必要があり、国内生産額の取りまとめ段階においては、次の観点からチェックを行い、その精度を確保する必要がある。

- ① 1次統計の産業別伸び率や構成比との比較
- ② 前回表及び同年次簡易延長産業連関表の国内生産額との比較
- ③ 同年次の国民経済計算の産出額との比較

エ 国内生産額推計の作業手順

(ア) 入力ファイルのデータレイアウト

各府省庁が、国内生産額推計の際に用いる入力ファイルのデータレイアウトは、表2-3

のとおりである（推計値を修正する過程においても、同じ様式を用いる。）。

表2-3 国内生産額入力ファイルのデータレイアウト

省庁 コード	分類コード	数量	単価	生産額	単位	名称
-----------	-------	----	----	-----	----	----

(注)「分類コード」欄は、列部門の場合は6桁、行部門の場合は7桁、統合品目（付録第1章5(4)の注4-1-6を参照）の場合は8桁、細品目分類の場合は10桁を入力する。

(イ) 作業手順

- ① 各府省庁が、担当する部門について、細品目分類の「数量」及び「単価」（数量や単価のない場合には、「生産額」）の入力を行う。
- ② 総務省が、各府省庁が作成したデータを集約し、国内生産額表を作成・出力する。
- ③ 国内生産額表のチェック・検討の結果、修正の必要がある場合は、該当するデータを修正する。

(3) 投入額推計

ア 投入額推計の基本的な方法

投入額推計とは、列部門（取引基本表のタテ）の国内生産額について、費用構成（粗付加価値構成も含む。）の内訳を推計することをいう。

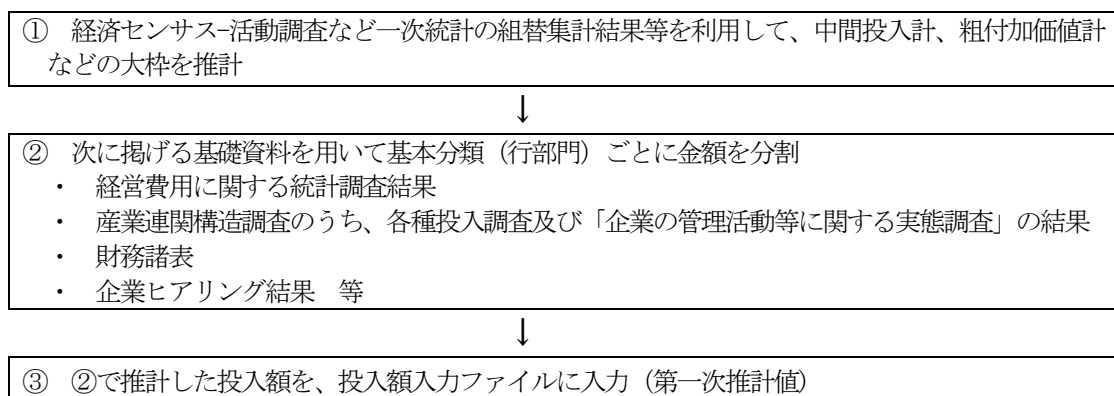
推計作業のおおまかな手順としては、原材料、燃料等の中間投入及び雇用者所得等の粗付加価値の大枠を推計した上で、細目の推計を行う。

例えば、工業製品の大部分については、まず、経済センサス-活動調査の組替集計結果から、主要原材料使用額、燃料使用額、現金給与額、減価償却額、内国消費税額などを大枠として把握する。次に、原材料統計、生産技術に関する資料や、別途実施した産業連関構造調査等の結果を利用し、細部にわたる経費内訳を推計する。

なお、投入額の第一次推計値については、購入者価格になっていることから、後記(7)記載の生産者価格調整に対応するため、後記(4)記載の商業マージン及び国内貨物運賃の皮ハギを行い、生産者価格に変換する必要がある。

投入額推計の流れは、おおむね、図2-4のとおりである。

図2-4 投入額推計の流れ





④ 投入表を作成(第一次)
 (注) 投入額(第一次推計値)は、購入者サイドからの推計であるため、投入表は、購入者価格ベースの表になっている。



⑤ 商業マージン・国内貨物運賃の皮ハギにより、生産者価格に変換(後記(4)で記載)

イ 投入額推計の作業手順

(ア) 総務省が、平成17年表の取引基本表のデータを平成23年表の部門分類で組み替えた上で、列部門ごとに、平成17年表において投入があった財・サービス(行部門)の分類コード(「行コード」：7桁)、「行部門名称」及び「投入額」(初期値として0円を入力)を入力したデータを各府省庁に配布する。

その際に用いる投入額入力ファイルのデータレイアウトは、表2-4のとおりである(第一次推計値を修正する過程においても、同じ様式を用いる。)

(イ) 各府省庁において、担当する列部門について、投入した財・サービス(行部門)の追加、削除を行った上で、投入額の入力を行う。なお、投入額の第一次推計値は購入者価格で入力し、商業マージン及び国内貨物運賃の皮ハギ後は、生産者価格で入力する。

表2-4 投入額入力ファイルのデータレイアウト

種別	省庁コード	列コード	列部門名称	行コード	特殊符号	行部門名称	修正区分	投入額	推計方法
----	-------	------	-------	------	------	-------	------	-----	------

(注1) 「修正区分」欄は、「1」は削除、「2」は追加・新規、「3」は修正とする。

(注2) 「推計方法」欄は、今回(平成23年表作成時)から追加を予定している項目であり、投入額が、どのような方法によって推計されたのかをあらかじめ明示することにより、計数調整会議(後記(7)ウを参照)の第1回において行う部門別推計方法の説明を簡素化し、調整作業の効率化に資することを目的としている。

ウ 投入額推計で特殊な扱いをする部門

(ア) 「商業マージン」及び「国内貨物運賃」

投入額推計に当たっての重要な基礎資料である各種投入調査(産業連関構造調査の一部)は、商品を需要(購入)した側に対する調査として行う。したがって、その結果等を基礎にして推計する投入額の第一次推計値は、購入者価格となっており、商業マージン及び国内貨物運賃は、いわゆる流通経費として、各商品の投入額に含まれている。つまり、この段階において、各列部門の商業マージン及び国内貨物運賃は、個別には推計されていない。

各列部門の商業マージン及び国内貨物運賃の投入額については、後記(4)で記載する商業マージン及び国内貨物運賃の皮ハギを行うことで、暫定的に推計する。

「暫定的」としているのは、皮ハギをした金額を、平成23年表における商業マージン及び国内貨物運賃の額として扱うわけではなく、後記(8)ウに記載する方法により推計した金額をもって、最終的な商業マージン及び国内貨物運賃の額として、置き換えるためである。

(イ) 「コスト商業」及び「コスト運賃」(付録第1章10(2)を参照)

各列部門の「コスト商業」及び「コスト運賃」に係る投入額は、生産者価格評価表、購入者価格評価表を問わず、各列部門と〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門の交点に計上する。

(ウ) 金融部門、自家輸送部門、広告部門等

金融部門、自家輸送部門、広告部門などのように、多くの列部門への産出がなされる行部門に係る投入額については、計数調整の段階では、基本的には、産出側から推計した値を優先する。

(エ) 各列部門における粗付加価値の推計

各列部門における粗付加価値の推計については、投入側からも推計を行うが、基本的には、産出側の担当府省庁が列部門ごとに行う推計額を基礎にして、両者の調整によって決定する。

(4) 投入額の生産者価格への変換（商業マージン及び国内貨物運賃の皮ハギ）

ア 皮ハギの概要

前記(3)の作業で作成した投入表（第一次）は、購入者価格ベースの表となっており、各商品の投入額（第一次推計値）には、いわゆる流通経費である商業マージン及び国内貨物運賃が含まれている。つまり、この段階において、各列部門の商業マージン及び国内貨物運賃は、個別には推計されておらず、〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門には、それぞれコスト商業及びコスト運賃のみが計上されている。しかし、取引基本表は、生産者価格で評価することを基本としており（第1部第2章6(1)を参照）、産出表は、第一次の段階から、生産者価格ベースの表になっている（後記(5)イ(イ)を参照）。したがって、次の段階の作業である生産者価格調整において、投入額と産出額の双方を生産者価格ベースで比較・調整するためには、投入額を生産者価格に変換しておく必要がある。

そこで、投入表の各取引額から商業マージン及び国内貨物運賃に相当する金額を機械的に控除する。この作業を、実務上「皮ハギ」と称している。「皮」とは、商品そのものの金額を取引のいわば「本体」と考えたとき、それが流通する過程で付加される商業マージンや国内貨物運賃が、商品を覆う「皮」に相当すると考えられることに由来する用語であり、「皮ハギ」とは、購入者価格ベースになっている投入表（第一次）から、「皮」に相当する流通経費を、いわば「はぎ取る」ことで、当該投入表を生産者価格ベースの表に変換することを表現したものである。

なお、皮ハギは、投入表の各セルについて行い、各投入額から皮ハギした商業マージン（卸売と小売の2区分）及び国内貨物運賃（鉄道貨物輸送など7区分）については、その列の〔行〕商業部門又は〔行〕運輸部門との交点において、それぞれ「6付き」又は「7付き」のコードの金額として計上する（図2-5中の【皮ハギ後】の図を参照。また、「6付き」「7付き」という表現とその意味については、付録第1章5(4)エを参照）。

イ 皮ハギの実際

皮ハギの具体的手順については、図2-5のとおりである。なお、図2-5中の手順3（④及び⑤）については、平成23年表の作成に当たり、皮ハギ額の適正化のために新たに加える予定の手順である。

図2-5 投入額（第一次推計値）に関する皮ハギの手順

ここでは、列部門（需要部門）Aと行部門（商品）Bの交点における投入額を例に、皮ハギの手順を説明する。なお、金額は一例として示したものである。

【手順1】前回表（平成17年表）の購入者価格と、商業マージン額（2区分）及び国内貨物運賃額（7区分）から、前回表ベースの商業マージン率及び国内貨物運賃率を計算する。

【① 前回表の投入表】

列コード・名称 行コード・名称	商業マージン		国内貨物運賃							購入者価格	
	卸売	小売	鉄道	道路	沿海	港運	航空	利用運送	倉庫		
xxxx-xx 需要部門A											
yyyy-yyy 商品B	13,851	5,266	6	825	0	26	7	35	60	51,468	

【② 前回表ベースの商業マージン率・国内貨物運賃率】（前回表の商業マージン額及び国内貨物運賃額を、前回表の購入者価格で除したもの）

列コード・名称 行コード・名称	商業マージン		国内貨物運賃						
	卸売	小売	鉄道	道路	沿海	港運	航空	利用運送	倉庫
xxxx-xx 需要部門A									
yyyy-yyy 商品B	0.269119	0.102316	0.000117	0.016029	0.000000	0.000505	0.000136	0.000680	0.001166

【手順2】今回（平成23年表）推計した投入額の第一次推計値（購入者価格）に、②で計算した各区分の率を乗じて、暫定の商業マージン額及び国内貨物運賃額を計算する。

【③ 今回表における商業マージン・国内貨物運賃の暫定額】（第一次推計値である購入者価格が60,000の場合）

列コード・名称 行コード・名称	商業マージン		国内貨物運賃							購入者価格 （第一次推計値）
	卸売	小売	鉄道	道路	沿海	港運	航空	利用運送	倉庫	
xxxx-xx 需要部門A										
yyyy-yyy 商品B	16,147	6,139	7	962	0	30	8	41	70	60,000

【手順3】③で計算した商業マージン額及び国内貨物運賃額は、前回表における購入者価格と、商業マージン額及び国内貨物運賃額との比率を基礎としている。そこで、前回表における各区分の国内生産額と、今回表における各区分の国内生産額の比率（伸び率）により、③で計算した金額を補正する。

【④ 前回表及び今回表における商業マージン及び国内貨物運賃の各区分の国内生産額】

	商業マージン		国内貨物運賃						
	卸売	小売	鉄道	道路	沿海	港運	航空	利用運送	倉庫
平成17年国内生産額	卸CT17	小CT17	鉄CT17	道CT17	沿CT17	港CT17	航CT17	利CT17	倉CT17
平成23年国内生産額	卸CT23	小CT23	鉄CT23	道CT23	沿CT23	港CT23	航CT23	利CT23	倉CT23

（注1）「卸CT17」とは、前回表における「卸売」のCT（コスト商業に相当する額を除く。）を意味する。「小売」においても、同様の意味である。

（注2）「鉄CT17」とは、前回表における「鉄道貨物輸送」のCT（コスト運賃に相当する額を除く。）を意味する。他の国内貨物運賃の区分においても、それぞれ同様の意味である。

【⑤ 各区分ごとに、③で計算した金額に、前回表における国内生産額に対する今回表における国内生産額の比率を乗じる。これにより、皮ハギの金額を確定する。】

	皮ハギする金額				皮ハギした金額の計上先		
商業マージン	卸売	16,147	×	卸CT23 / 卸CT17	=	a	→ 需要部門A列の「卸売」の6付きコードに計上
	小売	6,139	×	小CT23 / 小CT17	=	b	→ " 「小売」の6付きコードに計上
国内貨物運賃	鉄道	7	×	鉄CT23 / 鉄CT17	=	c	→ " 「鉄道貨物輸送」の7付きコードに計上
	道路	962	×	道CT23 / 道CT17	=	d	→ " 「道路貨物輸送」の7付きコードに計上
	沿海	0	×	沿CT23 / 沿CT17	=	e	→ " 「沿海・内水面貨物輸送」の7付きコードに計上
	港運	30	×	港CT23 / 港CT17	=	f	→ " 「港湾輸送」の7付きコードに計上
	航空	8	×	航CT23 / 航CT17	=	g	→ " 「国内航空貨物輸送」の7付きコードに計上
	利用運送	41	×	利CT23 / 利CT17	=	h	→ " 「貨物利用運送」の7付きコードに計上
	倉庫	70	×	倉CT23 / 倉CT17	=	i	→ " 「倉庫」の7付きコードに計上

【⑥ 結論】 60,000 - (a+b) - (c+d+e+f+g+h+i) = x
 購入者価格 商業マージン 国内貨物運賃 生産者価格

以上の手順について、皮ハギの前後を表の形式で表すと、次のようになっている(実際には、この作業を、投入表の各セルについて行う。)

【皮ハギ前】(投入表・第一次)		【皮ハギ後】	
	XXXX-XX 需要部門A		XXXX-XX 需要部門A
yyyy-yyy 商品B	60000 (購入者価格)	yyyy-yyy 商品B	x (生産者価格)
	↓	5111-011-6 卸売	a
	↓	5112-011-6 小売	b
	↓	5712-011-7 鉄道貨物輸送	c
	↓	5722-011-7 道路貨物輸送	d
	↓	5742-012-7 沿海・内水面貨物輸送	e
	↓	5743-011-7 港湾輸送	f
	↓	5751-013-7 国内航空貨物輸送	g
	↓	5761-011-7 貨物利用運送	h
	↓	5771-011-7 倉庫	i
9700-000 国内生産額	60,000	9700-000 国内生産額	60,000

(5) 産出額推計

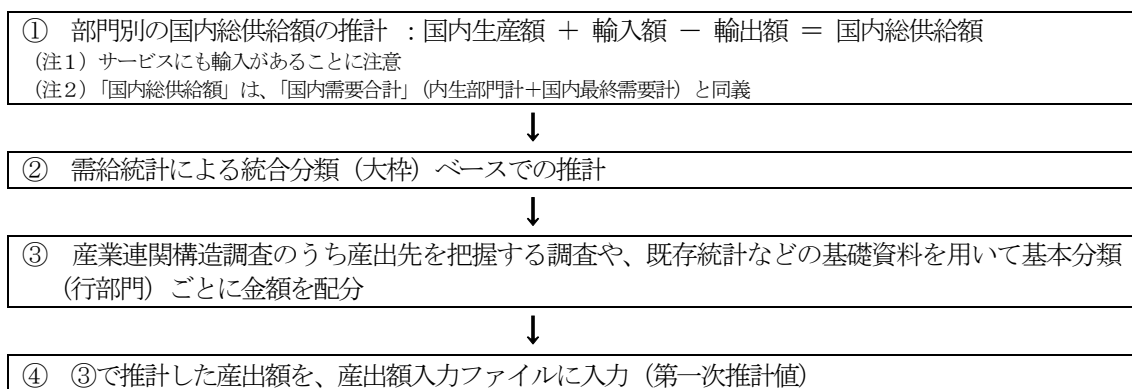
ア 産出額推計の基本的な方法

産出額推計とは、行部門(取引基本表のヨコ)別の国内生産額について、どの中間需要部門又は最終需要部門に対して販売されたのかといった販路構成の内訳額を推計することをいう。

推計作業のおおまかな手順としては、まず、部門別の国内生産額に輸入額を加えたものを「総供給額」とし、これから輸出額を差し引いたものを「国内総供給額」とする(ただし、輸出入の金額を詳細に把握できるのは、専ら、財についてであり、サービスについては、詳細なデータが不足している)。この国内総供給額を、細品目分類ごとの商品特性に応じて、各種の需給統計を利用して、各需要部門に配分していく。

産出額推計の流れは、おおむね、図2-6のとおりである。

図2-6 産出額推計の流れ





⑤ 産出表を作成(第一次)

(注) 産出表は、当初から生産者価格ベースの表になっているため、投入表(第一次)のように皮ハギの必要はない。

イ 産出額推計の作業手順

(ア) 総務省が、平成17年表の取引基本表のデータを平成23年表の部門分類で組み替えた上で、行部門ごとに、平成17年表において産出があった部門(列部門)の分類コード(「列コード」：6桁)、「列部門名称」及び「産出額」(初期値として0円を入力)を入力したデータを各府省庁に配布する。

その際に用いる産出額入力ファイルのデータレイアウトは、表2-5のとおりである(第一次推計値を修正する過程においても、同じ様式を用いる。)

表2-5 産出額入力ファイルのデータレイアウト

種別	省庁コード	行コード	特殊符号	行部門名称	列コード	列部門名称	修正区分	産出額	推計方法
----	-------	------	------	-------	------	-------	------	-----	------

(注1) 「修正区分」欄は、「1」は削除、「2」は追加・新規、「3」は修正とする。

(注2) 「推計方法」欄は、今回(平成23年表作成時)から追加を予定している項目であり、産出額が、どのような方法によって推計されたのかをあらかじめ明示することにより、計数調整会議(後記(7)ウを参照)の第1回において行う部門別推計方法の説明を簡素化し、調整作業の効率化に資することを目的としている。

(イ) 各府省庁において、担当する行部門について、産出した財・サービス(列部門)の追加、削除を行った上で、産出額の入力を行う。なお、産出額は、商品の生産者に対する調査等を基礎にして推計することから、推計の結果として得られる金額は、当初から、生産者価格になっており、投入額のように皮ハギを行う必要はない。

ウ 産出額推計で特殊な扱いをする事項

(ア) 金融のF I S I M

平成17年表までの金融の「帰属利子」は、68SNA(国際連合が1968年(昭和43年)に採択した国民経済計算の体系をいう。以下同じ。)に基づき、貸出残高に応じて内生部門にのみ配分し(家計との取引については、住宅ローンを「住宅賃貸料(帰属家賃)」に配分)、本来、最終需要に産出すべき金額については、「分類不明」との交点に計上していた。しかし、今回のF I S I Mの導入により、内生部門のほか、「家計消費支出」や「一般政府消費支出」に対しても産出する(第1部第3章別表2①及び付録第1章10(4)の注4-1-19を参照)。

(イ) 生命保険及び損害保険

「生命保険」については、その全てを「家計消費支出」に産出する。「損害保険」については、「家計消費支出」のほか、内生部門に対しても産出する。

(ウ) 住宅賃貸料(帰属家賃)

持家等に係る「住宅賃貸料(帰属家賃)」の産出先は、ほぼ全額が家計消費支出であるが、介護保険を利用した住宅改修費の介護保険給付分のみは、「中央政府個別的消費支出」に産出する(付録第1章10(4)ウを参照)。

(エ) 広告料金収入

「民間放送」、「新聞」及び「出版」等における広告料金収入は、屑・副産物ではないものの、「トランスファー方式」により、それを一旦、主生産物部門である「広告」へ産出した後、「広告」から各需要部門へ産出する（付録第1章10(3)の注4-1-18を参照）。

(オ) 屑・副産物（付録第1章10(3)を参照）

① 屑・副産物は、原則として「マイナス投入方式（ストーン方式）」により表章することから、競合部門（付録第1章5(4)ア(エ)を参照）と当該屑・副産物が発生する列部門との交点はマイナス値で、当該屑・副産物を投入する列部門との交点はプラス値で計上する。また、平成17年表以降では、[列]「再生資源回収・加工処理」には、回収・加工に係る経費のみを計上することとしたことから、[行]「再生資源回収・加工処理」は、屑・副産物が投入される列部門との交点に産出する。

② 農産物及び食料品部門は、「一括方式」により、本来の生産物と屑・副産物として発生する生産物とを区別せず、一括して各需要部門に産出する。

(カ) 非営利活動（政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の活動）

産業又は家計から支払われた個別の料金相当額は、その負担部門（中間需要部門又は家計消費支出部門）に計上し、残りの額を、一般政府消費支出部門又は対家計民間非営利団体消費支出部門に計上する。

中央及び地方政府の一般的な行政活動を内容とする「公務」の産出先は、ほとんどが中央又は地方政府の集会的消費支出となる（第1部第3章別表5の4(1)及び(2)を参照）

(キ) 普通貿易

普通貿易については、輸出入とも貿易統計の組替集計の結果を採用する（輸入については、後記(8)エを参照）。

ただし、輸出については、FOB価格（本船渡し金額）のため、国内の生産地から輸出港（又は空港）に到達するまでの商業マージン及び国内貨物運賃を含んでいる。そこで、FOB価格から、商業マージン及び国内貨物運賃の皮ハギを行い、生産者価格に変換する必要がある。一方、輸入については、CIF価格であり、国内に流通する前段階の金額であることから、生産者価格に相当するものであり、輸出の場合のような変換処理は必要ない。

なお、取引額は、一般的に、まず、生産者価格を推計し、その後、商業マージン及び国内貨物運賃の金額を推計して購入者価格を求めるが、普通貿易の取引額については、購入者価格が貿易統計の組替集計と一致する必要があるため、一般的な取扱いとは逆に、まず、購入者価格を推計した上で、商業マージン及び国内貨物運賃の金額を推計して生産者価格を求める。

(ク) 輸出入以外の最終需要の推計

家計消費部門や在庫純増部門、国内総固定資本形成部門など、輸出入以外の最終需要部門については、産出側からも推計を行うが、基本的には、投入側からの推計額を基礎にして、両者の調整によって決定する。

(ケ) 社会資本に係る資本減耗引当

資本減耗引当の計上は、所有者主義に基づいて計上することとしていることから、社会資本に係る資本減耗引当については、原則として「公務」などの政府サービス生産者（★★）に産出する。

(6) 計数調整作業（その1：総論）

ア 計数調整作業の概要

投入額と産出額は、それぞれ別々の基礎資料を用い、推計方法も異なる。そのため、同じセルであっても、投入側から推計した金額と産出側から推計した金額は、当初は一般的に異なっている。計数調整作業は、取引基本表のセルの一つ一つについて、列方向から推計した担当者と行方向から推計した担当者が、それぞれの推計した投入額及び産出額について、推計方法の妥当性等の観点から協議し、より妥当性が高いと考えられる金額に一致させていく作業であり^(注2-18)、これにより、最終的には、投入と産出のバランスがとれた一つの取引基本表が完成する。

計数調整作業には、大きく分けて、併記リストによる「生産者価格調整」と、調整リストによる「購入者価格調整」の二つがあり、このうち「生産者価格調整」にあっては、計数調整のための大規模な会議（以下「計数調整会議」という。）を開催する。なお、取引基本表と各種付帯表との間の計数調整も別途行う。

計数調整作業のおおまかな流れについては、**図2-7**のとおりである。

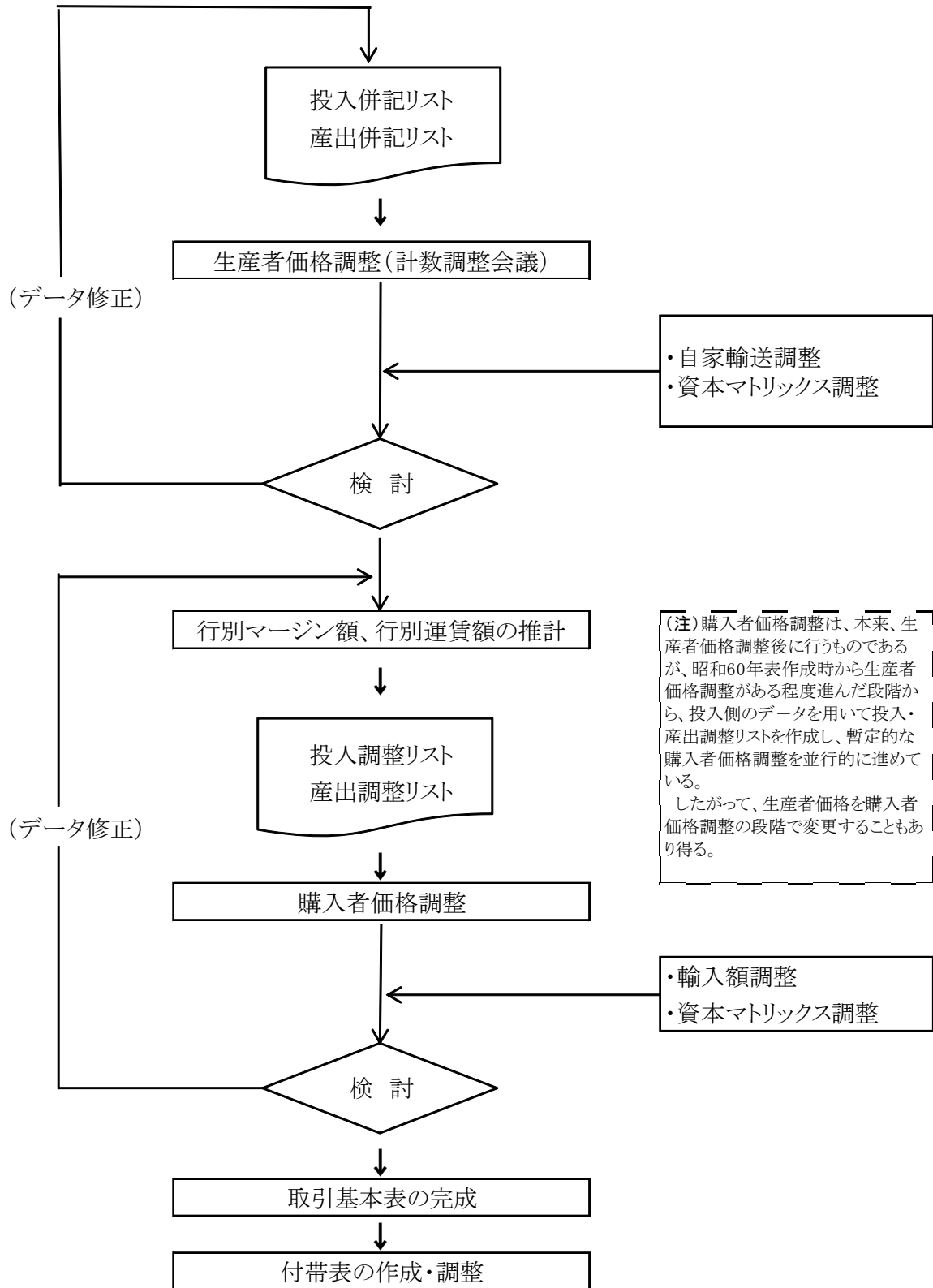
(注2-18) 前記(2)ウに記載したとおり、投入額及び産出額は、国内生産額を確定させた上で、その内訳として推計するものである。したがって、計数調整の開始後に国内生産額を変更すると、当該部門の投入額及び産出額の推計をやり直す必要が生じるだけでなく、他部門の投入額及び産出額にまで影響し、結果として、取引基本表の推計作業が遅延することはもとより、取引基本表全体の精度も左右することになる。したがって、計数調整作業の開始後における国内生産額の変更は、原則として行うべきではない。

イ 基礎統計の信頼度

計数調整作業の際には、推計の基礎となった統計の信頼度が問題になるが、一般的には、情報のカテゴリー別に、次のような順でデータの優先順位を考えている。なお、ここで「一般的」としているのは、資料を個別に見た場合に、業務統計であっても、貿易統計や自動車登録台数、電力需要のように、優先順位の高い情報があるからである（以下の②及び④については、標本数だけでなく、精度設計についても信頼度を測る目安になると考えられる。）。

- ① 定期的に行われる統計調査（全数調査）の結果
- ② 定期的に行われる統計調査（大規模標本調査）の結果
- ③ 産業関連構造調査の結果
- ④ 定期的に行われる統計調査（①②以外の調査）の結果
- ⑤ 業務統計、業務資料（政府・独立行政法人・特殊法人等）
- ⑥ 不定期に行われる統計調査の結果
- ⑦ 業務統計、業務資料（民間）
- ⑧ ヒアリング結果その他の情報

図2-7 計数調整作業の流れ



(7) 計数調整作業（その2：生産者価格調整）

ア 個々のセルについて、投入額と産出額（いずれも生産者価格）を併記したリストを作成し、両者が一致するまで繰り返し調整作業を行う。(注2-19)

一般的には、投入額推計のためのデータに比べ、産出額推計のためのデータが乏しいなど推計基礎資料の制約が見られることから、生産者価格調整においては、主として、投入額のデータに計数調整の際の主導的な役割を与えることが多い（前記(3)ウ(ウ)及び(エ)のように、産出側から推計した金額を優先する、又は、基礎にする部門もある。）。

(注2-19) 調整の最終段階で残っている誤差について、機械的にバランス調整を図る手法（以下「機械調整」という。）も考えられる。過去においては、平成12年表の速報段階でのみ用いられたことがあるが、平成23年表では、その際の経験等も踏まえ、次の理由などから、採用しない方向である。

- ① 機械調整を行うに当たっては、全部門一律に機械調整の対象とするわけではなく、機械調整の対象にしない部分（計数調整会議により調整した取引額を最終値とする部分）の設定も必要になるが、この設定基準の作成が難しい。
- ② 人手による調整の場合、変動させた金額とその理由を確認しながら進めることができるが、機械調整の場合、文字通り、機械的に一括処理してしまうため、どのセルがどのように変動したのかが分かりにくく、また、変動理由が説明できない。
- ③ 機械調整を行う前提として、相当部分の調整を終えていることから、最後まで人手で行っても、作業量としてそれほどの差が認められない。

イ 併記リストは、次の2種類のものを用意する。平成23年表の推計に当たって用いる予定の様式イメージについては、図2-8を参照。

① 投入併記リスト

列部門ごとに、当該列部門担当者（当方）が推計した投入額推計値と、各行部門担当者（相手方）が推計した当該列部門への産出額推計値とを併記したもの。

② 産出併記リスト

行部門ごとに、当該行部門担当者（当方）が推計した産出額推計値と、各列部門担当者（相手方）が推計した当該行部門の投入額推計値とを併記したもの。

図2-8 併記リストの様式イメージ

① 投入併記リスト

*** 投入併記リスト *** yyyy/mm/dd page=1

府省庁 府省庁	列コード 行コード	列部門名称 行部門名称	投入部門の推計			産出部門の推計			差額		差率		（参考情報）						
			金額 ①	投入 係数	推計 方法	金額 ②	投入 係数	推計 方法	①-②	①/②	金額	投入 係数	マージン	運賃	産出部門 CT- TOTAL				
XX	XXXX-XX	〇〇〇〇																	
	YY	aaaa-aaa																	
	YY	bbbb-bbb																	
	YY	cccc-ccc																	
	ZZ	dddd-ddd																	
	XX	eeee-eee																	
		...																	
		5111-011-6																	
		5712-011-7																	
		.																	
	99	9700-000																	
	99	9995-000																	
	99	9998-000																	

- ・国内生産額は、列部門のものを表章
- ・TOTAL=Σ投入部門推計値 又はΣ産出部門の推計値、又はΣ試算値
- ・CT-TOTAL=国内生産額-TOTAL
- ・差額=自分の推計値-相手の推計値
- ・差率=自分の推計値/相手の推計値（小数第6位まで表章）
- ・産出部門CT-TOTALは、相手の部門のCT-TOTAL（現状）
- ・投入係数=各部門の投入額/国内生産額（小数第6位まで表章）
- ・表例は、府省庁コード>行部門コードの順
- ・1（列）部門1シート、1府省庁1ファイル
- ・ページはファイル内通し番号

(注1) 「参考試算値」欄の「金額」とは、前回表における各部門の投入構造及び産出構造が、今回表（平成23年表）でも全く変化がないと仮定した場合の金額を計上する。しかし、最新の投入構造及び産出構造が反映されていないため、あくまで「参考」として扱うべきものである。

(注2)「ハガシ額」とは、前記(4)により皮ハギをした金額をいう。具体的には、各項目とも、「マージン」欄は、図2-5のaとbの金額、「運賃」欄は、同じ図2-5のcからiまでの金額を計上する。

② 産出併記リスト

*** 産出併記リスト ***

yyyy/mm/dd page=1

府省庁	行コード	行部門名称	産出部門の推計			投入部門の推計			差額	差率	(参考情報)		
			金額 ①	産出 係数	推計 方法	金額 ②	産出 係数	推計 方法			参考試算値 金額	産出 係数	投入部門 CT-TOTAL
XX	xxxx-xxx	○○○○											
YY	AAAA-AA	○○○○											
YY	BBBB-BB	○○○○											
YY	CCCC-CC	○○○○											
ZZ	DDDD-DD	○○○○											
XX	EEEE-EE	○○○○											
	.												
	.												
	.												
99	9700-00	国内生産額											
99	9995-00	TOTAL											
99	9998-00	CT-TOTAL											

- ・国内生産額は、行部門のものを表章
- ・TOTAL=Σ産出部門の推計値 又はΣ投入部門の推計値、又は試算値
- ・CT-TOTAL=国内生産額-TOTAL
- ・差額=自分の推計値-相手の推計値
- ・差率=自分の推計値/相手の推計値 (小数第6位まで表章)
- ・投入部門CT-TOTALは、相手の部門のCT-TOTAL(現状)
- ・産出係数=各部門の産出額/国内生産額(小数第6位まで表章)
- ・表例は、府省庁コード>列部門コードの順
- ・1(行)部門1シート、1府省庁1ファイル
- ・ページはファイル内通し番号

ウ 計数調整会議の実施

生産者価格調整の過程で行う計数調整会議は、関係府省庁の作業担当者が一堂に会する大規模な会議であり、列方向の担当者で行方向の担当者が相対し、投入併記リスト及び産出併記リストを用いて、一つ一つのセルについて、それぞれ推計した金額を、推計方法の妥当性等の観点から審査・協議し、より妥当性の高いと考えられる金額に一致させていく。

平成17年表における計数調整会議の開催実績は表2-6のとおりであるが、計数調整会議の実施回数及び時間は限られているので、効率的に作業を行う必要がある。そこで、一般的には、各府省庁作業担当者を20前後のグループに分けた総当たり方式とし、10組前後の協議が同時並行するように行う。

また、計数調整会議の結果、投入額又は産出額に変更が生じた場合は、それぞれの修正データを作成し、期限内に総務省へ提出する。その際には、投入額の修正の場合には表2-4、産出額の修正の場合には表2-5に示した各入力ファイルに入力して、総務省に提出する。

表2-6 平成17年表における計数調整会議の実績

回次	期 間	日数
1	平成20年 2月12日(火)～15日(金)	4
2	3月10日(月)～13日(木)	4
3	4月7日(月)～10日(木)	4
4	5月13日(火)～16日(金)	4
5	6月3日(火)～5日(木)	3
6	6月19日(木)～20日(金)	2

(注) 計数調整会議は、通常5回を想定しているが、その時々調整状況によって回数が増減がある。

(8) 計数調整作業（その3：購入者価格調整）

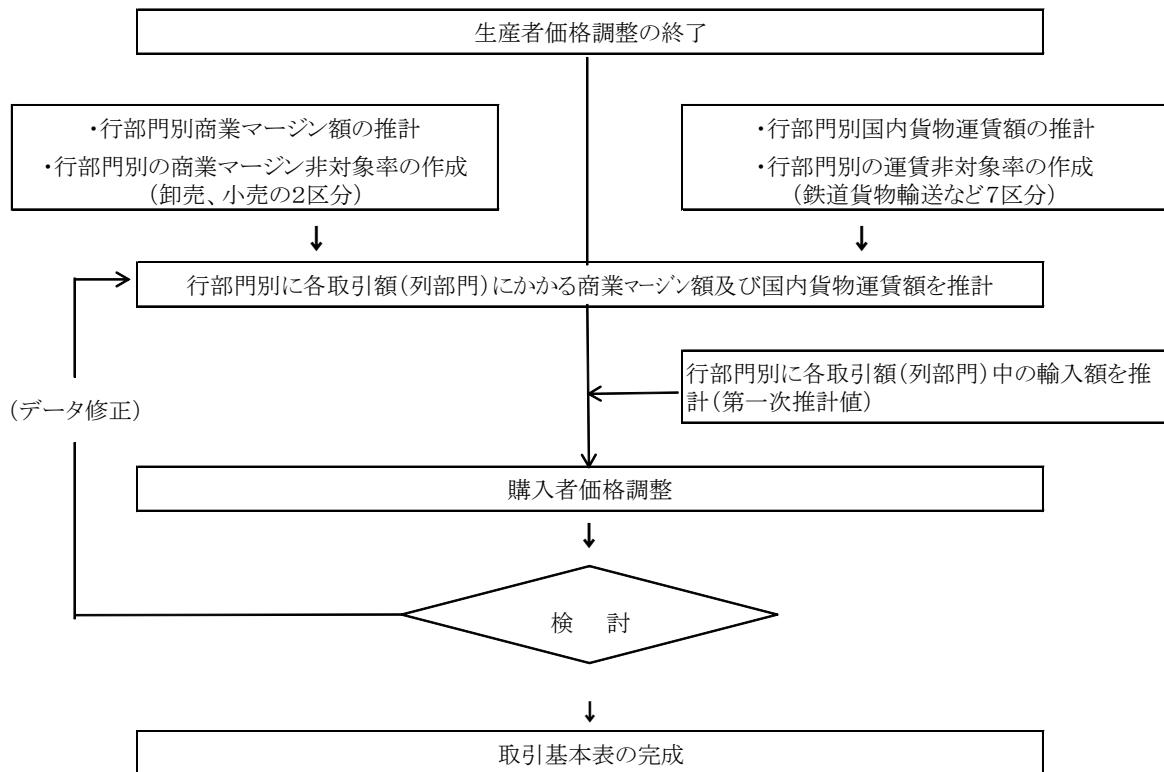
ア 購入者価格調整は、生産者価格調整によって決定した各セルの取引額に、商業マージン額及び国内貨物運賃額を再度、配分して、購入者価格を決定する作業である。また、購入者価格調整に並行して、生産者価格の内数である輸入額の推計（輸入品の需要先推計）を行う。

具体的には、図2-10に示す調整リストを作成し、各セルにおける輸入額（生産者価格の内数）、商業マージン額、国内貨物運賃額及び購入者価格について調整がとれるまで（つまり、取引額、輸入額、商業マージン額及び国内貨物運賃額のそれぞれについて、投入額と産出額が一致し、かつ、各国内生産額と一致するまで）、繰り返し調整作業を行う。購入者価格調整の流れは、おおむね図2-9のとおりである。

また、生産者価格調整は、行部門及び列部門の担当者が相対して、各セルの取引額を一致させる計数調整会議により行うが、購入者価格調整は、主たる内容が、商業マージン額及び国内貨物運賃額の配分作業であることから、生産者価格調整の際のような大規模な会議の形式はとらない。

なお、購入者価格調整は、本来、生産者価格調整後に行うものであるが、昭和60年表作成時から生産者価格調整がある程度進んだ段階から、投入側のデータを用いて投入・産出調整リストを作成し、暫定的な購入者価格調整を並行的に進めている。したがって、生産者価格を購入者価格調整の段階で変更することもあり得る。

図2-9 購入者価格調整の流れ



イ 調整リストは、次の2種類のものを用意する。平成23年表の推計に当たって用いる予定の様式イメージについては、図2-10を参照。

① 投入調整リスト

列部門ごとに、投入品目別（つまり行部門別）の生産者価格、輸入額（生産者価格の内数）、商業マージン額（2区分）、国内貨物運賃額（7区分）及び購入者価格を表示したもの。

② 産出調整リスト

行部門ごとに、産出先別（つまり列部門別）の生産者価格、輸入額（生産者価格の内数）、商業マージン額（2区分）、国内貨物運賃額（7区分）及び購入者価格を表示したもの。

図2-10 調整リストの様式イメージ

① 投入調整リスト

投入調整リスト ### yyyy/mm/dd page=1

府省庁 府省庁	列コード 行コード	列部門名称 行部門名称	生産者価格 輸入 (内数)	商業		国内貨物運賃							購入者 価格					
				卸	小売	鉄道	道路	沿海	港湾	航空	利用運 送	倉庫		計				
XX	XXXX-XX	〇〇〇〇																
YY	aaaa-aaa	〇〇〇〇																
YY	bbbb-bbb	〇〇〇〇																
YY	cccc-ccc	〇〇〇〇																
ZZ	dddd-ddd	〇〇〇〇																
XX	eeee-eee	〇〇〇〇																
	...																	
	5111-011-6	卸売			マイナス表章													
	5712-011-7	鉄道貨物輸送				マイナス表章												
	.																	
99	9700-000	国内生産額																
99	9995-000	TOTAL																
99	9998-000	CT-TOTAL																

- ・国内生産額は、列部門のものを表章
- ・TOTAL=各項目の合計値
- ・CT-TOTAL=国内生産額-TOTAL
- ・表例は、府省庁コード>行部門コードの順
- ・1(列)部門1シート、1府省庁1ファイル
- ・ページはファイル内通し番号

② 産出調整リスト

産出調整リスト ### yyyy/mm/dd page=1

府省庁 府省庁	行コード 列コード	行部門名称 列部門名称	生産者価格 輸入 (内数)	商業		国内貨物運賃							購入者 価格					
				卸	小売	鉄道	道路	沿海	港湾	航空	利用運 送	倉庫		計				
XX	xxxx~xxx	〇〇〇〇																
YY	AAAA-AA	〇〇〇〇																
YY	BBBB-BB	〇〇〇〇																
YY	CCCC-CC	〇〇〇〇																
ZZ	DDDD-DD	〇〇〇〇																
XX	EEEE-EE	〇〇〇〇																
	.																	
	.																	
	.																	
99	9700-00	国内生産額																
99	9995-00	TOTAL																
99	9998-00	CT-TOTAL																

- ・国内生産額は、行部門のものを表章
- ・TOTAL=各項目の合計値
- ・CT-TOTAL=国内生産額-TOTAL
- ・表例は、府省庁コード>列部門コードの順
- ・1(行)部門1シート、1府省庁1ファイル
- ・ページはファイル内通し番号

ウ 商業マージン額及び国内貨物運賃額の推計

購入者価格調整では、行部門ごとに推計した商業マージン額及び国内貨物運賃額を、生産者価格となっている各セルに、配分・上乘せする。そのため、ここで推計した商業マージン額及び国内貨物運賃額が、生産者価格調整の前段階において暫定的に皮ハギした商業マージン額及び国内貨物運賃額（前記(4)を参照）と大きく異なる場合には、計数調整の影響を与える場合がある。

なお、基本分類及び統合小分類ベースの取引基本表では、商業マージン額については2区分（卸売、小売）、国内貨物運賃額については7区分（鉄道貨物輸送など。後記(イ)①を参照）で表章するが、これら商業マージン額及び国内貨物運賃額について、それぞれ合算して、統合中分類ベースで行列表にしたものが「商業マージン表」及び「国内貨物運賃表」である（注2-20）。これにより、個々の取引に伴う（取引基本表上の個々のセルにおける）流通経費が、どれだけ必要であったのかを一覧で読み取ることができる（取引基本表と商業マージン表・国内貨物運賃表との関係については、図2-11を参照）。

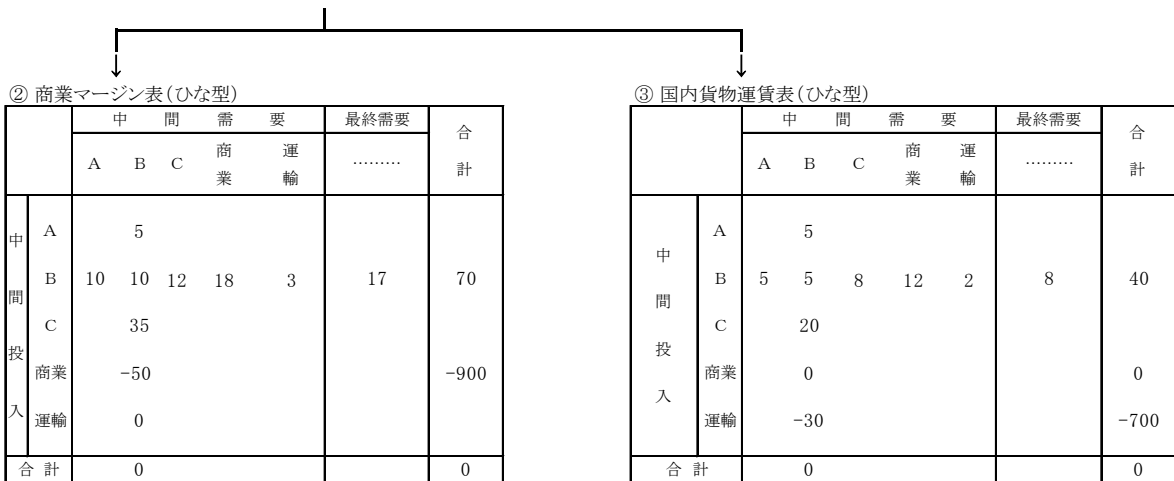
（注2-20）「商業マージン表」及び「国内貨物運賃表」は、平成17年表まで、付帯表の一つとして位置付けられていたが、取引基本表（基本分類及び統合小分類）で表章する金額を、単に統合中分類に集計したものであることから、平成23年表からは、付帯表ではなく、統合中分類表の一つとして位置付けを改める。この位置付けの変更は、後記エで記載する「輸入表」についても同様である。

図2-11 取引基本表と商業マージン表・国内貨物運賃表との関係

① 購入者価格評価表(ひな型)

	中間需要					最終需要	需要合計	控除		国内生産額	
	A	B	C	商業	運輸			マージン	国内貨物運賃		
中間投入	A	30 (5+5)					125 (17+8)	410	-70	-40	300
	B	55 (10+5)	55 (10+5)	90 (12+8)	70 (18+12)	15 (3+2)					
	C	165 (35+20)									
	商業	0									
運輸	0					0	900	0	900		
租					0	0	700	700	
賃									
付									
加	50									
値									
国内生産額	300										

(注) ()内は、(商業マージン+国内貨物運賃)であり、購入者価格の内数である。これらを抜き出して統合中分類で一覧表にしたのが、「商業マージン表」及び「国内貨物運賃表」である。



(ア) 商業マージン額の推計（計算方法のイメージについては、図2-12を参照）

① 卸売・小売別商業マージン総額の推計

経済産業省が、経済センサス-活動調査及び法人企業統計調査（マージン率）の結果から、「卸売」及び「小売」の商業マージン総額を推計する（図2-12の手順1）。（注2-21）

（注2-21）商業部門が負担した支払貨物運賃は、商業マージンには含めず、国内貨物運賃の国内生産額として処理する。

図2-12 商業マージン額の計算イメージ（医薬品に関する小売マージンを想定した簡易な例）

【手順1】商業マージン総額の推計

【手順2】商業マージン総額を行部門別に分解（行別マージン額を求める。）

行部門	小売マージン
AAA	xxxx
BBB	yyyy
...	
医薬品	300 ...A
...	
...	
CT	

《取引基本表（購入者価格調整前の生産者価格評価表）》

	中間需要				最終需要	輸出	CT
	医薬品	病院	薬局	学校	家計		
AAA							
BBB							
...							
医薬品	310	300	300	10	70	10	1000
商業	5	80	160	5	45	0	295
...							
CT	1000						

← B

一皮ハギで求めた商業マージンの暫定的な推計値

【手順3】医薬品について、マージンがかからない取引の割合(%) (=商業マージン非対象率)の作成

中間需要					最終需要
医薬品	病院	薬局	学校	家計	
95%	50%	20%	10%	0%	...C

0% = すべての取引にマージンがかかる。
100% = すべての取引にマージンがかからない。

【手順4】取引基本表の金額(B)に、「1-商業マージン非対象率(C)」を乗じて、取引額ごとに、マージンがかかる取引額(D)を求め、それを行部門で合算する(E)。

中間需要					最終需要	計
医薬品	病院	薬局	学校	家計		
16	150	240	9	70		485 ...E

→

D

【手順5】DのEに対する比率で医薬品のマージン額(300...A)を案分する。

中間需要					最終需要	計
医薬品	病院	薬局	学校	家計		
10	93	148	6	43		300

【手順6】手順5で推計した金額を取引基本表の医薬品の各取引額に上乘せする。

《取引基本表（購入者価格評価表）》

	中間需要				最終需要	輸出	(控除) マージン	CT
	医薬品	病院	薬局	学校	家計			
AAA								
BBB								
...								
医薬品	320	393	448	16	113	10	-300	
商業	0	0	0	0	0	0	300	
...								
CT	1000							

《取引基本表（最終的な生産者価格評価表）》

	中間需要				最終需要	輸出	CT
	医薬品	病院	薬局	学校	家計		
AAA							
BBB							
...							
医薬品	310	300	300	10	70	10	1000
商業	10	93	148	6	43	0	300
...							
CT	1000						

② 行部門別商業マージン額の推計

①と同様の資料により、「卸売」「小売」それぞれの商業マージン総額を、まず、大まかな商品群別に分割し、順次、小さな商品群について分割を進め、最終的に、「行部門別商業マージン額」（以下「行別マージン額」という。）を推計する（図2-12の手順2）。

③ 商業マージン非対象率の作成

商品の取引について、そのすべてに商業マージンがかかるとは限らないし、また、どの取引においてもマージン率が一定であるとも限らない。そこで、各商品の担当府省庁において、経済センサス-活動調査の結果や各種の資料・情報等に基づいて、各商品（行部門）の各取引額（列部門別産出額）について、それぞれどの程度の取引が、商業マージンのかからない取引であるのかを推計し、「商業マージン非対象率」（商業マージンのかからない取引の比率をいう。例えば、商業マージンが全くかからない場合が100パーセント、すべての取引に商業マージンがかかる場合には0パーセント）を作成する（図2-12の手順3）。

取引先によって商業マージン非対象率に差異が生ずる要因としては、次のようなものが考えられる。

- a 自工場消費
- b 自社他工場消費
- c 他社直売・卸売についての小売直売
- d 割引マージン率の有無
- e リベートの有無
- f 流通系統の違い
- g 多段階流通（1次卸、2次卸、3次卸等）の有無

④ 各商品（行部門）の各取引額に「1-商業マージン非対象率」を乗じて、各取引額のうち商業マージンがかかる金額（i）（図2-12の手順4のD）を計算する。これを行部門別に合計し、「行部門別商業マージン対象取引額」（ii）（図2-12の手順4のE）を求める。

⑤ ④で計算した（i）の（ii）に対する比率で、②の行別マージン額を案分し、各商品（行部門）の取引別商業マージン額（第一次推計値）を推計する（図2-12の手順5）。

⑥ ⑤で計算した各商品（行部門）の取引別商業マージン額（第一次推計値）は、購入者価格調整の一環として計数調整を行うが、購入者価格調整が終了した各商品（行部門）の取引別商業マージン額を、統合中分類で集計したものが「商業マージン表」である。

(イ) 国内貨物運賃額の推計（計算方法のイメージについては、図2-12で示した商業マージンの場合とおおむね同様である。）

① 運輸部門の国内生産額の推計

国土交通省が、次に掲げる7区分別に貨物運賃総額（生産者価格評価表における運輸部門の国内生産額。コスト運賃を含む。）を推計する。

- i) 鉄道貨物輸送
- ii) 道路貨物輸送
- iii) 沿海・内水面貨物輸送

- iv) 港湾運送
 - v) 国内航空貨物輸送
 - vi) 貨物利用運送
 - vii) 倉庫
- ② 行部門（輸送する商品）別貨物運賃額の推計
- どのような商品がどのような輸送機関によって輸送されたかを勘案しながら、7区分の貨物運賃総額のそれぞれについて、まず、大きく商品群別に分割し、順次、小さな商品群について分割を進め、最終的に、行部門別の貨物運賃総額を推計する。
- ③ コスト運賃額の分離
- 行部門別の貨物運賃総額から、別途推計した行部門別のコスト運賃額を控除し、「行部門別国内貨物運賃額」（以下「行別運賃額」という。）を推計する（注2-22）。
- （注2-22）貨物運賃総額からコスト運賃額を控除した国内貨物運賃額が、特殊符号（第1部第2章4（4）及び付録第1章5（4）エを参照）の「7」が付される「国内貨物運賃」である。なお、商業部門が負担した支払貨物運賃は、商業マージンには含めず、国内貨物運賃の国内生産額として処理する。
- ④ 運賃非対象率の作成
- 商品の取引について、そのすべてに運賃がかかるとは限らないし、また、どの取引においても運賃率が一定であるとも限らない。そこで、各商品の担当府省庁において、各商品（行部門）の各取引額（列部門別産出額）について、それぞれどの程度の取引が、運賃のかからない取引であるのかを推計し、「運賃非対象率」（運賃のかからない取引の比率をいう。例えば、運賃が全くかからない場合が100パーセント、すべての取引に運賃がかかる場合には0パーセント）を作成する（図2-12の手順3に相当）。
- 取引先によって運賃非対象率に差異が生ずる要因としては、次のようなものが考えられる。
- a 自工場消費分の有無とその割合
 - b 自家輸送分の割合
 - c パイプライン輸送の有無
 - d 輸送距離の長短
 - e 割引運賃の適用の有無
- ⑤ 各商品（行部門）の各取引額に「1-運賃非対象率」を乗じて、各取引額のうち運賃がかかる金額（i）（図2-12の手順4のDに相当）を計算する。これを行部門別に合計し、「行部門別運賃対象取引額」（ii）（図2-12の手順4のEに相当）を求める。
- ⑥ ⑤で計算した（i）の（ii）に対する比率で、③の行別運賃額を案分し、各商品（行部門）の取引別国内貨物運賃額（第一次推計値）を推計する（図2-12の手順5に相当）。
- ⑦ ⑥で計算した各商品（行部門）の取引別国内貨物運賃額（第一次推計値）は、購入者価格調整の一環として計数調整を行うが、購入者価格調整が終了した各商品（行部門）の取引別国内貨物運賃額を、統合中分類で集計したものが「国内貨物運賃表」である。

エ 輸入品の需要先推計

(ア) 概要

生産者価格調整は、国産品と輸入品とを区分することなく、行部門ごとに両者の合計で行う。しかし、購入者価格調整では、商品（行部門）別の輸入額（図2-13の「(控除) 輸入」の絶対値である「35」に相当）を、需要先（列部門）別に配分することで、各取引額の内数である輸入額（図2-13の〔行〕Bの各取引額に含まれる「(5)」「(15)」「(10)」及び「(5)」に相当）を推計する。推計は、「普通貿易」、「特殊貿易」、「直接購入」、「関税」及び「輸入品商品税」のそれぞれについて、各行部門別に行う。具体的な作成方法は、後記(イ)記載のとおりである。

なお、輸入額は、基本分類及び統合小分類ベースの取引基本表では、各取引額の内数として、普通貿易、特殊貿易、直接購入、関税及び輸入品商品税の合計額を表章するが、これのみを抜き出して、統集中分類ベースで行列表にしたものが「輸入表」である^(注2-23)。これにより、どのような輸入品が、どの部門で、どれだけ需要されているのかを一覧で読み取ることができる（取引基本表と輸入表との関係については、図2-13を参照）。

図2-13 取引基本表と輸入表との関係

① 生産者価格評価表(ひな型)

	中間需要				最終需要				国内生産額
	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	
中間投入									
A		55 (10)							
B	20 (5)	10 (0)	50 (15)	10 (0)	20 (10)	15 (5)	10 (0)	-35 (-)	100 (35)
C		10 (5)							
D		5 (0)							
粗付加価値		20			(注) ()内は、輸入額であり、内数である。これを抜き出して統集中分類で一覧表にしたのが、「輸入表」である。				
国内生産額		100 (15)							



② 輸入表

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	計
A		10						
B	5	0	15	0	10	5	0	35
C		5						
D		0						
国内生産額		15						

(注2-23)「輸入表」は、平成17年表まで、付帯表の一つとして位置付けられていたが、取引基本表（基本分類及び統合小分類）に表章する金額を、単に統合中分類に集計したものであることから、平成23年表からは、付帯表ではなく、統合中分類表の一つとして位置付けを改める。この位置付けの変更は、前記ウで記載した「商業マージン表」及び「国内貨物運賃表」と同様である。

(イ) 推計方法（図2-14を参照）

① 普通貿易

まず、貿易統計を組替集計することにより取引基本表の行部門別の輸入額を計算する。次いで、この行部門別の輸入額が、どの列部門に、どれだけの需要があったのかを推計する。推計は各行部門に属する個々の輸入品ごとに、その商品特性及び「輸入品需要先調査」の結果等に基づいて行うが、需要部門の特定が困難な輸入品については、その商品の属する行部門の輸入係数（輸入計の絶対値／国内総供給額＝輸入計の絶対値／国内需要合計）を用いて計算する。

また、当該年次の速報から得られた産出係数を用いて計算した金額も参考とする。

② 特殊貿易

特殊貿易については、個々の財・サービスの商品特性に応じて需要部門を特定することにより推計するが、推計資料が不備な行部門については、当該行部門の輸入係数を用いて計算する。

③ 直接購入

直接購入については、その定義・範囲から、全額を「家計消費支出」に配分する。

④ 関税

関税については、普通貿易に係る行部門別輸入額の需要先別比率に応じて配分する。

⑤ 輸入品商品税

輸入品商品税については、課税対象となった輸入財の需要先部門を特定し、当該部門の取引額比率に応じて配分する。

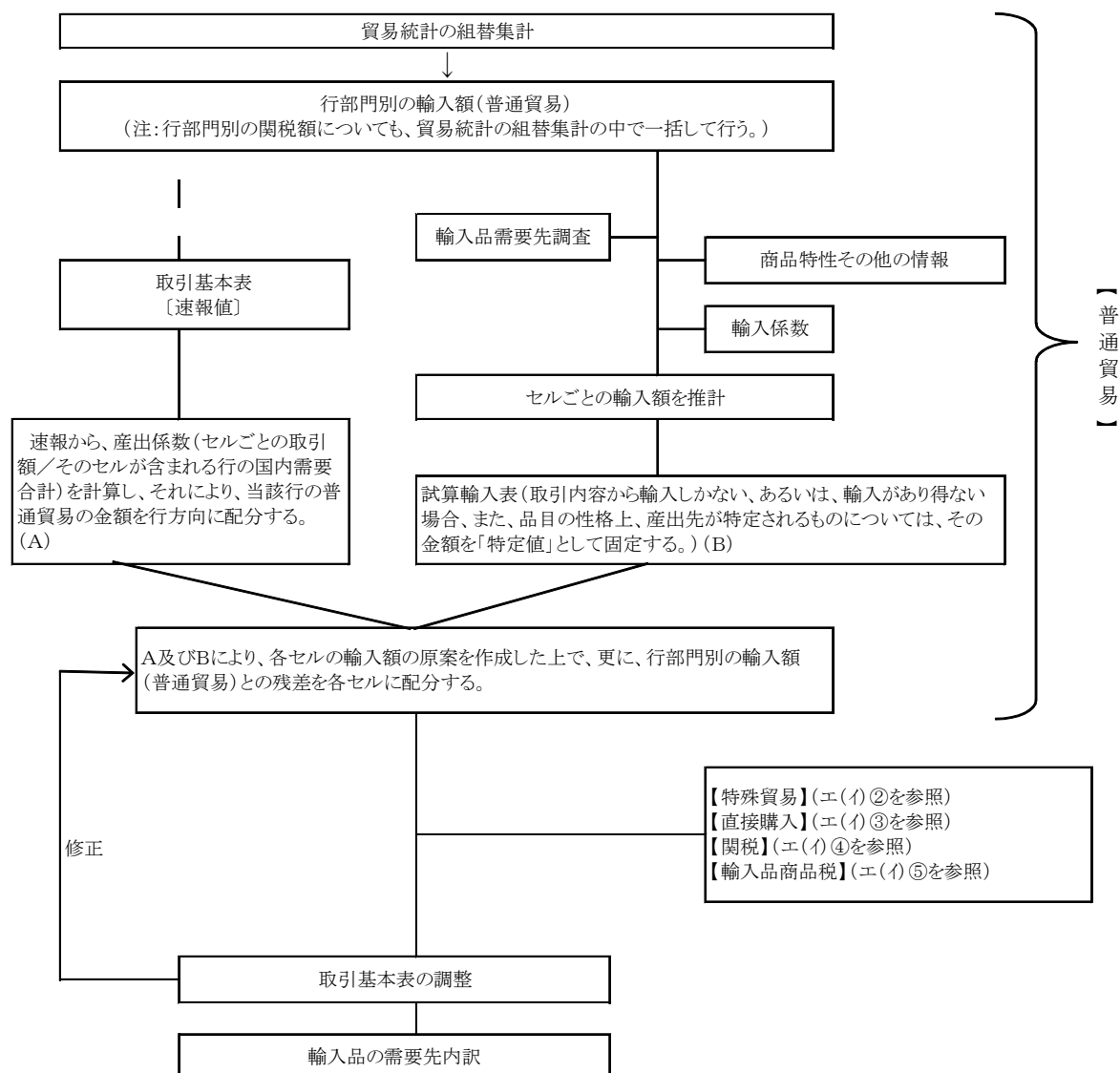
(ウ) 輸入の金額に関する留意点

取引基本表では、輸入額を各取引額の内数として計上することから、少なくとも「取引額≧輸入額」となるよう計数調整を図る必要がある。^(注2-24)

(注2-24) 輸入のうち、「(控除) 輸入(直接購入)」は、居住者家計による海外市場での財・サービスの直接取引（例えば、海外旅行での土産品の購入）であり、概念上、家計消費支出の内数である「輸入額」の一部である。したがって、「(家計消費支出の取引額) ≧ (内数である輸入額) ≧ (対応する項目の輸入(直接購入)の絶対値)」という関係にもあることに留意しなければならない。

(エ) 前記(イ)により計算した各項目の金額は、購入者価格調整の一環として計数調整を行うが、調整が終了した各商品（行部門）の需要先別輸入額を、統合中分類で集計したものが「輸入表」である。

図2-14 輸入品の需要先推計の流れ



(9) 計数調整作業(その4:その他留意事項)

ア 「分類不明」による調整

(ア) 各部門の分類不明の調整

「分類不明」は、他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動を範囲とするほか、他の列及び行部門の推計上の誤差の集積部分としての役割もあるが、各行・列部門ともに、分類不明の金額をできるだけ小さく抑えるよう計数調整を行う。

平成17年表では、各部門の分類不明を国内生産額の2パーセント未満にすることに加え、当該部門中における最大値のセルにならないことを目標に調整した。平成23年表においても同様の目標の下、調整する。

(イ) 二面等価の調整

取引基本表では、最終需要部門計と粗付加価値部門計の金額が一致(すなわち「二面等価」が成立)しなければならないが、国民経済計算のように「統計上の不突合」を調整する

分類項目がないため、全体的な誤差は「分類不明」によって調整する。

具体的には、〔行〕「分類不明」の合計額を「分類不明」の国内生産額とし、〔列〕「分類不明」の合計額と〔行〕「分類不明」の国内生産額との差額を、〔行〕「営業余剰」と〔列〕「分類不明」の交点で調整することにより、全体の二面等価を成立させる。

イ 取引基本表と各種付帯表との計数調整

取引基本表の取引額が、別途作成する各種の付帯表の計数と密接な関係を有する場合があります。このような付帯表の計数については、取引基本表の計数調整段階（又は投入額・産出額の推計段階）において、ある程度の調整を図っておかないと、取引基本表の金額が確定してしまった後では、計数調整が困難となる場合があります。

取引基本表との計数調整が事前に必要なものとして、次のようなものが挙げられる。

(ア) 自家輸送マトリックス

自家輸送マトリックスは、各産業が自家輸送活動のために、どのような財・サービスを投入したのかに係る内訳を明らかにするものである。投入額を推計する立場からは、自家輸送に関する金額を個別に推計することが難しい場合が多いため、自家輸送マトリックスで明らかにされる列部門別の自家輸送取引合計額（図2-15②のa、b及びcに相当）を、各列部門が投入する形で推計することが効率的であり、かつ、推計精度自体も高いと考えられる。こうしたことから、生産者価格調整の初期段階で、自家輸送マトリックスと各列部門の自家輸送の投入額とを調整する必要がある。取引基本表と自家輸送マトリックスとの関係については、図2-15を参照。

図2-15 取引基本表と自家輸送マトリックスとの関係

①取引基本表(自家輸送部門あり)

	A	B	C	自家輸送	CT
...					
ガソリン	T11	T12	T13	L	
タイヤ	T21	T22	T23	M	
自家輸送	a	b	c	0	自家輸送CT
自動車整備	T41	T42	T43	N	
...					
CT				自家輸送CT	

②自家輸送マトリックス

	A	B	C	CT
ガソリン	J11	J12	J13	L
タイヤ	J21	J22	J23	M
自動車整備	J41	J42	J43	N
合計	a	b	c	自家輸送CT

③取引基本表(自家輸送部門なし)

	A	B	C	CT
...				
ガソリン	T11+J11	T12+J12	T13+J13	
タイヤ	T21+J21	T22+J22	T23+J23	
自動車整備	T41+J41	T42+J42	T43+J43	
...				
CT				

a、b、cを早期に調整しないと、自家輸送CTも決まらず、L、M、Nの調整もできない。

(イ) 固定資本マトリックス

固定資本マトリックスは、「国内総固定資本形成（公的）」及び「国内総固定資本形成（民間）」の列部門として計上された資本財が、公的、民間の投資主体別にどの産業部門（「資本形成部門」という。）で資本形成されたのかを明らかにするものである。「国内総固定資本形成（公的）」及び「国内総固定資本形成（民間）」の列部門の金額は、いわば固定資本マトリックスのコントロール・トータルズに当たる。

このため、取引基本表の金額を確定させるまでに、公的、民間の各列部門の各金額と、固定資本マトリックスの公的の資本財別合計値、民間の資本財別合計値との調整を図っておく必要がある。

6 各種係数表等の作成

取引基本表の作成を受けて、各種分析において必要となる投入係数表や逆行列係数表などの係数表等を作成する。

(1) 各種係数表等の作成

産業連関表の作成の過程では、基本分類による取引基本表のほかに、利用目的に応じて、統合分類（第1部第2章4(2)ウを参照）による取引基本表を作成する。これら取引基本表は、それ自体、対象年次の経済構造を表わしており、表を読み取るだけでも十分に有用な情報を得ることができる。しかし、利用面から見れば、それは、いわば原表の利用にとどまるものであり、実際の産業連関表の利用においては、経済波及効果の分析などを通じた政策効果の測定や需要予測等が主である。

そこで、取引基本表の作成に受けて、各種分析において必要となる投入係数表や逆行列係数表などの係数表等を作成し、併せて公表する。平成23年表において作成する統計及びその公表形態の一覧については、第1部第2章の表1-2-1のとおりである。また、各種係数の概要については、付録第2章を参照。

(2) 前回表・前々回表の組替データの作成

産業連関表の公表に併せて作成している概要説明の中では、今回表の計数だけでなく、前回表及び前々回表の計数も併記している。

これは、時系列比較上の参考とするために、単純な組替処理のみで得られるデータであり、別途作成する接続産業連関表のように、基本分類ベースで、今回表と前回表又は前々回表との変更箇所等について、正確な概念・定義・範囲の調整を行ったものではなく、いわば、暫定的なものに過ぎない。平成17年表までは、組替表そのものについても併せて公表していたが、別途作成する接続産業連関表との間での疑義を生じないようにするため、平成23年表の公表時には、概要説明中で必要とされる計数のみを用いることとする。

7 各種付帯表の作成

多様な産業連関分析に対応するために取引基本表の作成と並行して、各種付帯表を作成する。

(1) 概要

ア 多様な産業連関分析に対応するためには、取引基本表から得られる情報だけでなく、関連する付帯情報も必要になる場合がある。そこで、産業連関表作成の一環として、各種付帯表を作成する。

平成23年表において作成する付帯表は、次のとおりである。

- ① 物量表
- ② 屑・副産物発生及び投入表
- ③ 雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）
- ④ 雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）
- ⑤ 固定資本マトリックス
- ⑥ 産業別商品産出表（以下「V表」という。）
- ⑦ 自家輸送マトリックス

これら付帯表については、自家輸送マトリックスを除いて、取引基本表の作成後に作成するものであり（ただし、取引基本表の作成に合わせて計数の調整を行うものがある。）、それらの作成方法の詳細については、別途検討するが、(2)以下では、各付帯表の概要について説明する。なお、平成17年表における付帯表の作成方法については、「平成17年（2005年）産業連関表総合解説編」第2部第7章を参照。

イ 「商業マージン表」「国内貨物運賃表」及び「輸入表」については、従前、付帯表の一部として位置付けていたが、取引基本表中の該当する金額を統合中分類ごとに集計することとどまるものであることから、付帯表ではなく、統合中分類表の一部として位置付けを改める。なお、商業マージン額、国内貨物運賃額及び輸入額については、取引基本表の購入者価格調整の中で、一体的に処理するものであることから、詳細については、前記5(8)の中で記載している。

(2) 物量表

ア 物量表の概要

「物量表」とは、取引基本表に記述された個々の取引のうち、可能なものについて物量で表示した表である。

産業連関分析を行う際には、投入係数の安定性という観点から、部門間取引を実物量でとらえた取引基本表が理想的である。しかし、実際には、列部門については多種多様な投入原材料等があり、統一の数量単位で大きさを計測することが不可能であるため、金額でとらえた取引基本表を作成している。

物量表を作成することは、エネルギー需給見通しや環境負荷等の分析を、金額ではなく物量で行うことを可能にするとともに、より安定的な投入係数に基づく産業連関分析を行う手助けとなり、有用な情報を与えるものである。

ただし、以下の理由により、全部門について完全な物量表を作成することができない点に注意を要する。

- (ア) 物量表を作成するためには、各商品の取引額が「数量×単価」で把握できることが前提であるが、行部門のうち、数量単位の計測が極めて困難なサービス等の部門数が半数以上を占めていること。
- (イ) 財関係部門であっても、同一の部門に単位が異なる商品が含まれている場合があり、これらの部門では、行部門における統一単位での数量把握ができないこと。
- (ウ) 「その他の〇〇」といった部門や加工組立型産業の部門は、単価の異なる多種の商品が集合している部門が多くあり、これらの部門では行部門単位での物量を把握することが困難であること。
- (エ) 産出先別の数量情報が極めて不十分であること。

イ 物量表の作成手順の概要

財担当の府省庁が主体となって、物量表の採用部門を選定し、その採用部門について推計を行う。

(ア) 採用部門の選定

原則として、以下の基準により、物量表に採用する部門を選定する。

- ① 部門内の細品目分類（10 桁品目）の全て（半製品・仕掛品を除く。）の数量が把握可能なものを選定する。
- ② 部門内の細品目分類（10 桁品目）の数量単位がすべて同一のもので構成されるものを選定する。
- ③ 同一の単位であっても、極端に単価が異なるものを含む場合は対象としない。

(イ) 推計方法

a 一次推計値の作成

- ① 輸入品と国産品を区分して、産出先別取引数量を推計する。
- ② 輸入品は、普通貿易については貿易統計の数量を採用し、特殊貿易及び直接購入については金額を普通貿易の平均単価で除して数量をそれぞれ求め、輸入（普通貿易、特殊貿易及び直接購入）の数量の合計を行別の輸入数量とする。次に、輸入数量を産出側の輸入品投入割合に基づき、各列部門に配分する。
- ③ 国産品については、まず、輸出品のうち普通貿易は、貿易統計の数量を採用する。また、特殊貿易及び直接購入については、金額を国産品の平均単価で除して数量をそれぞれ求める。次に、輸出（普通貿易、特殊貿易及び直接購入）の合計値を部門別・品目別国内生産額表から求めた行部門別国内生産数量から差し引くことによって、国内生産品の行部門別国内供給数量を推計する。最後に、国内生産数量を産出表の国産品投入割合に基づき、各列部門に配分する。

b 一次推計値の補正

一次統計により、原材料投入数量等が把握できる取引については、それを利用して可能な限り一次推計値を補正する。

c 表の完成

補正済みの国産、輸入数量を合算して物量表を完成させる。

(3) 屑・副産物発生及び投入表

ア 屑・副産物発生及び投入表の概要

(ア) 屑・副産物の範囲

一般的に生産活動を行う際に、ある一つの財の生産に当たって、生産技術上、目的とした財のほかにも別の財が一定量だけ生産される場合がある。その財を主たる生産物として生産する部門が他にある場合にはこれを「副産物」といい、ない場合には「屑」という。屑・副産物は、残存価格を残している有価財と、ゴミとして廃棄・焼却される無価財（あるいは、処理経費がかかる「負価財」）に分けられる。対象とするものは有価財であり、統計資料等により把握可能なものである。

なお、従前、中古船舶（「鋼船」の一部）についても、「屑・副産物発生及び投入表」に計上していたが、平成23年表では、この取扱いを取りやめることとしている。これについては、前記5(2)の注2-16を参照。

(イ) 取引基本表における屑・副産物の計上方法

産業連関表は、アクティビティベースの分類により作成していることから、原則として一つの部門には一つの生産物を対応させている。そのため、屑・副産物については特殊な取扱いが必要となる。屑・副産物の取扱いに関してはいくつか方式があり、我が国では原則として「マイナス投入方式」（ストーン方式）を採用している（付録第1章10(3)③を参照）。「マイナス投入方式」による従来の取引基本表の表章方法では、屑・副産物の発生額が発生部門（列）と競合部門（行）（競合部門については、付録第1章5(4)ア(エ)を参照）との交点にマイナス値で、投入額が需要部門（列）と競合部門（行）との交点にプラス値で計上され、相殺されてゼロになる。

平成12年表では、近年の環境に対する関心の高まりを踏まえて「再生資源回収・加工処理」部門を新設したことにより、基本的にマイナス投入方式を踏襲するものの、取引基本表上、発生した屑・副産物（マイナス計上）はすべて同部門へ産出（プラス計上）され、同部門を迂回して各投入部門へ産出されることになった。なお、屑・副産物に関する輸出入は、輸入係数の安定性及び分析の整合性を確保することから「再生資源回収・加工処理」部門で一括計上することとした（図2-16①を参照）。しかし、この表章方法では、すべての屑・副産物が「再生資源回収・加工処理」部門という単一部門から産出されることになり、具体的な財の特定やその投入額を把握することができないといった問題が生じた。

平成17年表以降では、「再生資源回収・加工処理」部門は、屑・副産物の投入は行わず経費のみ計上することとし、屑・副産物の発生及び投入は、平成7年表以前と同様にマイナス投入方式を採用した。その結果、屑・副産物の種類別にその発生部門、発生額、投入部門、投入額、それらに係る経費等が、取引基本表にそれぞれ別々に計上される（図2-16②を参照）。

(ウ) 屑・副産物発生及び投入表の計上方法

「屑・副産物発生及び投入表」は、屑・副産物の発生額及び投入額を図2-16③のようにまとめることにより、屑・副産物の発生及び投入状況を明らかにしたものである。具体的には、屑・副産物の競合部門（行）別、種類別に、発生部門（列）及び発生額（マイナス計上）、投入部門（列）及び投入額（プラス計上）等を一覧表にまとめたものである。なお、屑・副産物の競合部門（行）別、種類別に、発生額合計と投入額合計は相殺されてゼロになる。

図2-16 取引基本表と屑・副産物発生及び投入表との関係

①生産者価格評価表（ひな型）（平成12年表）

	A	B	C	D	再生資源	最終需要	輸入	国内生産額
A		65	5	...	5 (5)	25 (△5)		100 (0)
B	45	20	△10 (△30)	50	35 (35)	60 (△5)		200 (0)
C	...	40	10 (0)
D	18 (△5)	30	5 (5)
再生資源	18 (15)	18 (15)	...	34 (20)	△5 (△5)	65 (45)
粗付加価値	19	27	10			
国内生産額	100	200	65			

(注1) 「再生資源」は「再生資源回収・加工処理」部門を表す(②の表についても同じ)。

(注2) ()内は、マイナス値(△で表示)は屑・副産物の発生額、プラス値は回収・加工経費が付加される前の投入額(いずれも内数)。

(注3) 発生した屑・副産物は、「再生資源」を経由して、各部門に投入される。

②生産者価格評価表（ひな型）（平成17年表以降）

	A	B	C	D	再生資源	最終需要	輸入	国内生産額
A		70 (5)	5		0	25 (△5)		100 (0)
B	60 (15)	20	△10 (△30)	70 (20)	0	60 (△5)		200 (0)
C	...	40	10
D	18 (△5)	40 (10)	0	...	△5 (△5)	...
再生資源	3	3	...	14		20
粗付加価値	19	27	10			
国内生産額	100	200	20			

(注1) 発生した屑・副産物は、「再生資源」を経由せず直接投入される。

(注2) 「再生資源」には、回収・加工経費のみ計上される。

③屑・副産物発生及び投入表（ひな型）（平成17年表以降）

競合部門	発生部門	発生額	投入部門	投入額
A	最終需要	△ 5	B	5
B	C 最終需要 計	△ 30 △ 5 △ 35	A D 計	15 20 35
C
D	A 輸入 計	△ 5 △ 5 △ 10	B 計	10 10

(注) 屑・副産物は「再生資源」を迂回しないことから「再生品投入額」欄を外した。

イ 屑・副産物発生及び投入表の作成手順の概要

屑・副産物に関しては、取引基本表を作成する際に、分類コードの末尾に、それぞれ次のような特殊符号を付すことにより、他の取引と区別できるようになっている。

特殊符号	特殊符号の内容
2	屑 投 入
3	屑 発 生
4	副産物投入
5	副産物発生

実際に、どの列部門が、どのような屑・副産物を発生させ、又は投入しているのかの推計は、次のとおり行う。

- ① 屑・副産物の消費量を各種生産動態統計年報等から求めて金額換算する。発生額は、生産技術構造から明確な列部門に対応させて推計している。
- ② 屑のうち鉄屑及び非鉄金属屑については、鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計年報等により、各列部門別消費量を把握する。発生額については、経済センサス-活動調査の屑出荷額や各産業部門における鉄材等の投入額などを参考に、部門別の発生額を推計する。
- ③ 古紙は、紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計年報等により、消費量から消費額を推計する。

(4) 雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）及び雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）

ア 雇用表及び雇用マトリックスの概要

① 雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）

雇用表とは、取引基本表の雇用者所得推計の基礎となった有給役員及び雇用者数並びに個人業主及び家族従業者数を取引基本表の列部門ごとに年平均で示したものである。雇用表からは、投入係数、生産誘発係数等に対応する労働投入係数、労働誘発係数等が計算され、これらを用いることにより、各部門の最終需要の変化がもたらす雇用への波及効果分析等を行うことが可能となる。

雇用表の表側の部門は、取引基本表の列部門であり、ここでは基本分類、統合小分類、統合中分類の中で、雇用者所得への投入が存在する内生部門を抽出して表示している。表頭は、従業者の従業上の地位別内訳であり、これに参考として、1人当たり有給役員・雇用者の雇用者所得及び1人当たり常用雇用者賃金額を掲載している。

② 雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）

雇用マトリックスは、雇用表に掲げられた統合中分類別の雇用者（有給役員を含む。）について、これをさらに職業別に示し、「職業」という観点からアクティビティを特徴付けるものである。雇用マトリックスからは、職業別の雇用者数を、生産活動との関係において総合的に読み取ることができる。さらに、職業誘発係数を計算することにより、最終需要が変化した場合に各部門において必要とされる職業別雇用者数がどのように変化するかを予測することが可能となる。

イ 雇用表及び雇用マトリックスの作成作業

雇用表及び雇用マトリックスの作成作業は、第一次推計を厚生労働省が担当し、それを列部

門担当各府省庁との間で調整するという方法により進める。作成の手順は、以下のとおりである。

- ① 国勢調査、就業構造基本調査、経済センサス（基礎調査及び活動調査）及び労働力調査を用いて、産業分類ベース（必ずしもアクティビティとは一致しない。）の従業者数を推計する。これで雇用表の従業者総数を把握する。
- ② 毎月勤労統計調査、賃金構造基本調査等を用いて、産業分類ベースで賃金単価を推計する。
- ③ 産業別の雇用者所得を、従業者数（①）に賃金単価（②）を乗じて算出する。
- ④ 算出した雇用者所得を積み上げて、雇用者所得の国内生産額とする。
- ⑤ 産業分類ベースの雇用者所得、従業者数を基本分類ベースに組み替える。（雇用表の第一次推計値の算出）
- ⑥ 列部門担当府省庁との計数調整の過程で、雇用者所得及び雇用表を調整する。
- ⑦ 算出した産業別従業者数と国勢調査の産業×職業クロス表から、職業別雇用者数を推計する。
- ⑧ 国勢調査の産業×職業クロス表を、アクティビティ×職業クロス表に変換する。
- ⑨ 雇用者所得、雇用表との整合性、列部門担当府省庁との職業とアクティビティの整合性等を検証し、計数の調整を行う。
- ⑩ 雇用表、雇用マトリックスの最終的な計数を確定させる。

(5) 固定資本マトリックス

ア 固定資本マトリックスの概要

固定資本マトリックスは、投資主体（公的・民間）別に、どの列部門（「資本形成部門」という。）が、どのような資本財を、どれだけ購入（資本形成）したのかを明らかにするものである。

取引基本表においては、固定資本形成の取扱いに関して、最終需要部門の「国内総固定資本形成（公的）」及び「国内総固定資本形成（民間）」として、資本財別の総額を計上しているだけであり、どの部門でどれだけ資本形成が行われたかは示していない。固定資本マトリックスは、「国内総固定資本形成（公的）」及び「国内総固定資本形成（民間）」に計上されている資本財別の総額を資本形成部門別に展開してマトリックス形式にしたものである。

イ 固定資本マトリックスの作成方法

固定資本マトリックスは、公的資本及び民間資本のそれぞれについて、資本財販売先調査、経済センサス-活動調査、建築着工統計調査及び細品目の国内生産額などの資料に基づき、各資本財の担当府省庁が、資本財ごとに産出先（資本形成部門）の内訳を推計し、これを資本形成部門（列部門）担当府省庁との間で調整するという方法により進める。

(6) V表

ア V表の概要

V表は、各産業（事業所）が、屑及び副産物を含めてどのような財・サービスをどれだけ生産したかを示すものであり、いわば、各事業所（産業）のプロダクト・ミックスの実態を表したものである。V表は、表側（行）が産業、表頭（列）が商品の「産業×商品」のマトリックス表示となっており、その分類は、取引基本表の統合中分類にほぼ準じて作成する。内容的には、SNAで提唱されている供給・使用表（Supply and Use Tables、SUT表）中の供給表に

相当する。

取引基本表が「〔行〕商品×〔列〕アクティビティ（商品）」となっており、同一事業所の生産活動であってもそれぞれの財・サービスの種類に応じて、該当する複数の部門に格付けされていることから、V表は、事業所ベースのデータを補う意味から作成している。

イ V表の作成方法

経済センサス活動調査のデータ（製造業部門については、産業別・品目別製造品出荷額、サービス業部門については、産業別・事業収入内訳）をV表の部門分類に合わせて組替集計を行うことによって必要な金額を求める。その他の部門についても可能な限り各種の統計資料を利用して推計する。

なお、取引基本表では、マイナス投入方式を採用している屑及び副産物は原則として国内生産額に計上していないが、V表ではこれらを含めて作成する。この結果、商品別の合計値（商品別産出額＝V表の各列和（計））は、取引基本表の「国内生産額＋屑・副産物発生（内生部門発生分）」の計と一致する（最終需要部門で発生した屑・副産物については、V表の概念から外れるため、金額は計上されない）。

(7) 自家輸送マトリックス

ア 自家輸送マトリックスの概要

自家輸送マトリックスは、自家活動を表章する仮設部門である「自家輸送（旅客自動車）」及び「自家輸送（貨物自動車）」について、当該自家輸送活動に要した財・サービスの内訳を取引基本表の各産業（列部門）ごとに示した表である。

取引基本表において、各列部門が自家輸送活動を行うために投入した、燃料、損害保険、自動車修理等の額は、それぞれの列部門と財・サービスの行の交点に直接計上するのではなく、旅客・貨物それぞれの自家輸送活動に要した費用の合計を一括して「自家輸送（旅客自動車）」及び「自家輸送（貨物自動車）」を投入したものとして計上することとなる。このため、取引基本表からは、列部門ごとに自家輸送活動に要した経費の内訳を読み取ることができない。

自家輸送マトリックスは、これを補う付帯表として作成されるもので、列部門ごとの自家輸送活動に要した財・サービスの投入構造と、自家輸送に要した財・サービスそれぞれの各列部門への産出の状況が明らかになる。

なお、自家輸送部門は仮設部門のため、付加価値は計上されない。

イ 自家輸送マトリックスの作成手順の概要

(ア) 自家輸送部門の投入額推計

自家輸送部門の投入額推計は、各列部門に投入された財・サービスのうち、旅客又は貨物の自家輸送に要した燃料や自動車修理等の経費を自動車燃料消費量統計や自動車分解整備業実態調査結果等から推計し、これらの積み上げから、「自家輸送（旅客自動車）」及び「自家輸送（貨物自動車）」部門の投入額を推計している。その後、計数調整会議において他の部門との調整後、金額を決定する。

(イ) 自家輸送部門の産出額推計

自家輸送部門の産出額推計は、投入額推計と並行して、「自家輸送（旅客自動車）」及び「自家輸送（貨物自動車）」の両部門について、経済センサス活動調査の組替集計結果から得られる産業別の自家用自動車の保有台数のデータ等を用いて、産業（列部門）ごとの産出

額を推計する。その後、計数調整会議において他の部門との調整後、金額を決定する。

(ウ) 自家輸送マトリックス購入者価格推計

- ① 平成17年自家輸送マトリックスを平成23年表の部門分類（コード統合・分割）に合わせた組替集計を行う。
- ② 平成17年投入表における購入者価格シェア（購入者価格／国内生産額）を平成23年投入表における同シェアで除し比率を求め、これに、平成17年自家輸送マトリックスにおける購入者価格シェア（購入者価格／国内生産額）を乗じ、平成23年自家輸送マトリックスにおける同シェアにあたる暫定投入係数を推計する。
- ③ 前記②で算出した暫定投入係数に、各列部門が自家輸送部門へ投入した国内生産額を乗じ、平成23年自家輸送マトリックスにおける購入者価格を推計する。

(エ) 自家輸送マトリックス運賃・マージン推計

運賃・マージンは、平成23年の取引基本表における自家輸送投入表の構成比により配分する。

例えば、平成23年自家輸送マトリックスにおける、獣医業（列部門）からガソリン（行部門）への投入額に含まれる卸売マージンを推計する場合、平成23年取引基本表の自家輸送（列部門）における卸売等の金額を当該部門の国内生産額（購入者価格ベース）で除して算出された比率に、平成23年自家輸送マトリックスの獣医業（列部門）の国内生産額（購入者価格ベース）を乗じて推計する。

(オ) 自家輸送マトリックス残差調整

平成23年取引基本表における自家輸送（産出表）の「列部門が自家輸送活動に要した費用の合計」が、平成23年自家輸送マトリックスにおける「列部門の自家輸送マトリックスの合計」と一致するよう残差調整を行う。本調整は、国土交通省（運輸）が行い、必要に応じて関係省庁との協議を経て、合計金額を決定する。

(カ) 自家輸送マトリックス輸入額推計

平成23年輸入表における各行部門と自家輸送（列部門）との交点の金額を平成23年自家輸送マトリックスにおける当該各行部門の国内生産額（生産者価格ベース）で除して算出された比率を、平成23年自家輸送マトリックスにおける当該各行部門と各列部門との交点の金額に乘じることにより、自家輸送マトリックスにおける当該各列部門の輸入額を推計する。

8 推計結果の公表

推計作業の進捗を踏まえ、推計結果を順次公表する。公表は、速報と確報に分けて行う。速報においては、統合中分類ベースの取引基本表及び各種係数表を公表する。速報の公表後、更に詳細な調整を行い、確報においては、基本分類ベースの取引基本表や統合小分類ベースの各種係数表のほか、各種付帯表についても公表する。

(1) 速報の公表

ア 推計作業の進捗を踏まえ、推計結果を順次公表する。すべての推計作業が完了した段階で、最終的な推計結果報告として「確報」を取りまとめて公表するが、データの早期利用に対応するため、購入者価格調整がほぼ完了した時点で、推計結果の一部を「速報」として公表する。速報については、従前から、公表日に、閣議への資料配布を行っている(平成17年表の場合、平成20年8月26日に閣議に資料配布するとともに、同日付けで公表)。平成23年表においても、速報の要旨について、閣議に資料配布することを予定している。

イ 速報の公表は、インターネット及び印刷物により行うが、データの早期利用の観点から、印刷物の完成を待たずに、インターネットにより先行して公表する。

ウ 速報時点の計数は、商業マージン額、国内貨物運賃額や輸入額及び雇用表などの付帯表との計数調整がまだ終了していないため、確報までの間に変更があり得るものである。そこで、速報では、統合中分類、統合大分類及びひな型といった大くくりな分類による生産者価格ベースの表(取引基本表、投入係数表、逆行列係数表など)を公表することとどまる(公表する表の詳細については、第1部第2章の表1-2-1を参照)。

したがって、「確報」は、単に速報の詳細を公表するという性格のものではなく、速報の計数に更に調整を行った結果を公表するものであり、「速報」と「確報」の計数は、必ずしも一致しない。

エ 公表までの事務手続は、おおむね図2-17のとおりであり、総務省が公表に関する事務を行う。公表資料の内容確定から公表までは、おおむね約3週間程度の期間を要すると想定される。

(2) 確報の公表

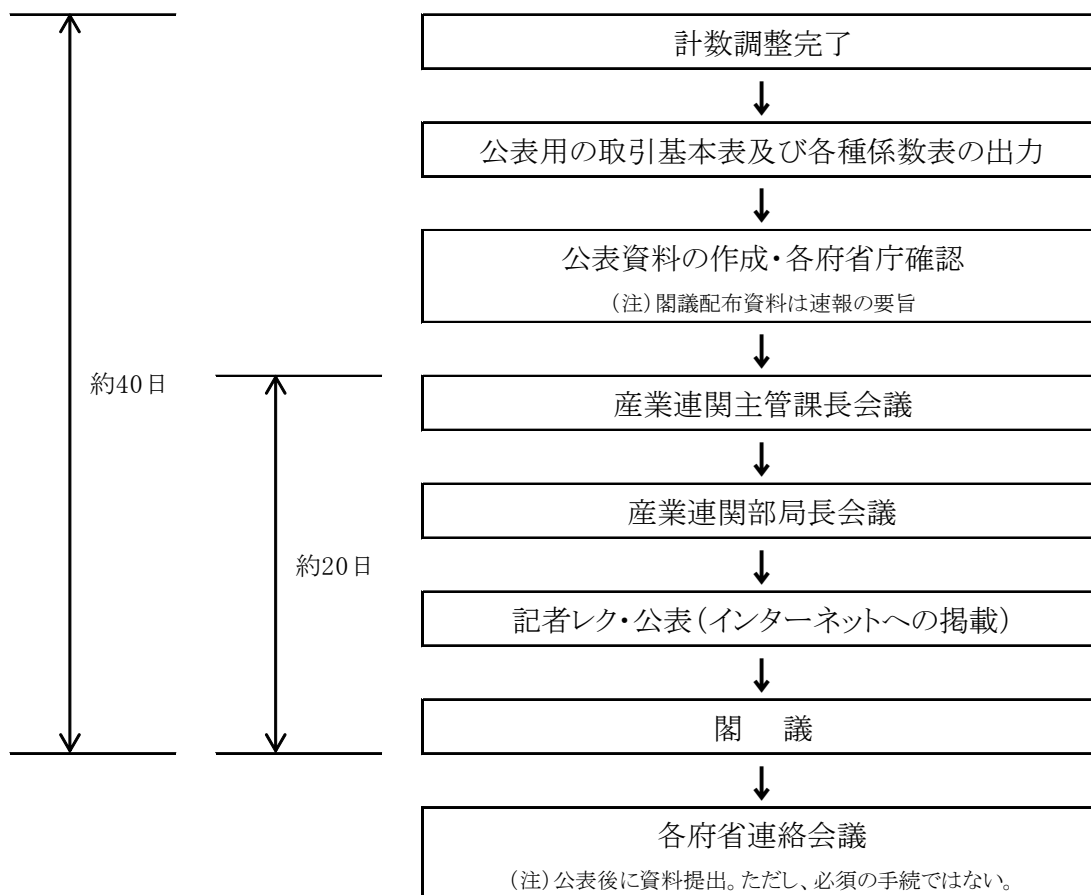
ア 確報は、速報の公表後、更に詳細な調整を行い、最終的な推計結果報告として公表するものであり、基本分類ベースの取引基本表や統合小分類ベースの各種係数表のほか、各種付帯表などについても公表する。

イ 確報の公表についても、インターネット及び印刷物により行い、速報と同様、データの早期利用の観点から、印刷物の完成を待たずに、インターネットにより先行して公表する。

ウ 印刷物においては、インターネットで先行して公表している統計表に加え、10府省庁の分担執筆により、解説部分を追加する。報告書の印刷・発行の事務は、総務省が担当する。

なお、平成17年表では、従前と同様、総合解説編、計数編(1)及び計数編(2)の3分冊の構成とし、平成21年3月に刊行した。他に、英文の報告書を「2005 Input-Output Tables for Japan」として、平成22年6月に刊行した。

図2-17 速報公表までの事務手続（想定）



9 接続産業連関表の作成・公表

産業連関表の時系列比較を可能とするため、確報の公表後、今回、前回及び前々回の産業連関表を同一の部門概念で推計し直し、接続産業連関表を作成する。

(1) 接続産業連関表の作成目的

5年ごとに作成されている各年次の産業連関表は、作成の都度、部門の設定や各部門の概念・定義・範囲について相当程度の変更が行われており、そのままでは比較することが困難である。

このため、各年次の産業連関表を時系列比較し、その間の経済構造の変化等を分析しようとするためには、相互の部門設定や概念等を統一した上で、改めて計数を推計し直す必要がある。

このような観点から、最新時点の産業連関表の部門分類に合わせて、過去の産業連関表を組み替え、異時点間の比較をできるようにしたものが「接続産業連関表」である。

(2) 接続産業連関表の種類

接続産業連関表には、価格評価の方法によって、二種類の表がある。一つは、それぞれの年次時点の価格で評価したものであり、「時価評価による接続産業連関表」（以下「名目表」という。また、名目表の中の計数を「名目値」という。）という。これに対し、最新年次の価格を基準として過去の取引額等を再評価し（この作業を、「実質化」という。以下同じ。）、実質的な時系列比較ができるようにしたものを「固定価格評価による接続産業連関表」（以下「実質表」という。また、実質表の中の計数を「実質値」という。）という。

接続産業連関表の作成手順の概要については、**図2-18**のとおりであるが、まず、名目表を作成した上で、これを基に、実質表を作成する（前回作成した平成7-12-17年接続産業連関表の作成手順については、「平成7-12-17年接続産業連関表総合解説編」第2部第1章第2節を参照）。

(3) 名目表の作成

ア 接続産業連関表で用いる部門分類、概念・定義・範囲の検討

接続産業連関表は、今回、前回及び前々回の産業連関表の計数を組み替え、過去10年間の時系列比較ができるようにしたものである。その作成に当たっては、まず、接続産業連関表において、どのような部門分類を採用するか、その部門の概念・定義・範囲をどのように決めるかを検討する。

基本的には、最新年次の部門分類に合わせることを原則とする。また、自家輸送（旅客自動車及び貨物自動車）については、特掲しない。

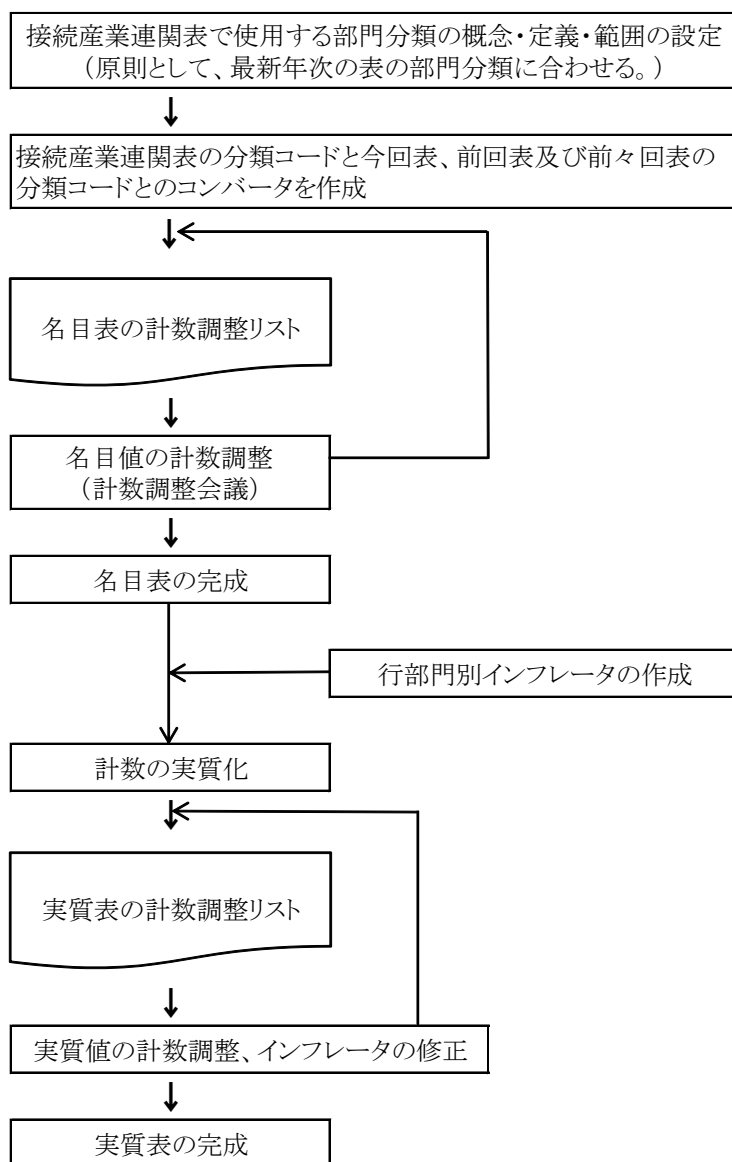
イ 今回表、前回表及び前々回表の組替集計

接続産業連関表で使用する部門分類を設定した後、各年次の表の計数を組み替えるための部門分類対応表（コードコンバータ）を作成する。コードコンバータは、接続産業連関表と各年次（今回表、前回表及び前々回表）の分類コードをそれぞれ行部門及び列部門ごとに対応させたものである。これに基づいて、各年次の産業連関表を組替集計すると、まず、接続産業連関表の部門分類で統一された各年次の名目値の初期データが得られる。

ウ 名目値の計数調整

前記イで得られた名目値の初期データは、コードコンバータにより機械的に処理したものであるが、部門の中には、その結果から、更に、概念調整が必要な場合がある。そこで、各年次の投入額・産出額について、投入側推計担当者と産出側推計担当者による計数調整会議を開催するほか、関係府省庁間で個別に調整を繰り返すことにより、名目表を完成させる。

図2-18 接続産業連関表の作成手順の概要



(4) 実質表の作成

ア 名目値の実質化の概要

我が国の産業連関表は、各取引を実際の価格で評価する、いわゆる「実際価格」(付録第1章6(2)アを参照)によって個々の取引を記録している。そのため、実質表を作成するための名目値の実質化は、名目値に、基準年次(最新の年次)に対する比較年次(過去の年次)の価格変化率を表す係数(インフレーター^(註2-25))を乗じることによって行っている。ここで、価格をP、

数量をQ、基準年次を0、各比較年次をtとすれば、インフレータによる実質化は、以下のよう
に表すことができる。

$$\Sigma P_0 Q_t = \Sigma P_t Q_t \times \frac{\Sigma P_0 Q_t}{\Sigma P_t Q_t}$$

このとき、 $\Sigma P_t Q_t$ が名目値であり、これにインフレータ ($\Sigma P_0 Q_t / \Sigma P_t Q_t$) を乗じること
によって、実質値 $\Sigma P_0 Q_t$ を求めることができる。

(注2-25) インフレータとは、「名目値」を「実質値」に変換するための係数であり、今回表の価格を「1」とした場合の前回表
及び前々回表の価格の比率を表すものである。モノの価格が時間とともに上昇しているという前提に立った場合、過去の数量に
現在の価格を乗じると、過去の国内生産額を大きく (inflate) することが一般的であるため、インフレータと呼ばれる。
これに対して、過去の価格で現在の数量を評価する場合に用いる係数のことを「デフレーター」と呼ぶ。

イ 行部門別インフレータの作成

インフレータは、実質化を行う前提として、各行部門ごとに、国産品と輸入品のそれぞれに
ついて作成する。列部門ではなく、行部門ごとに作成する理由は、列部門が生産技術に着目し
たアクティビティベースの分類であるのに対し、行部門が商品分類 (第1部第2章4(1)アを参
照) であり、インフレータも商品の価格に関する変化率をとらえるものだからである。

インフレータは、すべての行部門について同一の方法により作成することが望ましいが、資
料の制約等を考慮し、従前から、品目ごとに、以下の①から④に掲げる方法のうち、最適な方
法を選択して作成している。また、インフレータの計算は、名目表調整と並行して行い、SN
Aデフレーター (内閣府) や企業物価指数 (日本銀行) も参考にしつつ、数次にわたる修正を経
て確定する。

① 単価法 (A法)

この方法は、インフレータ作成の最も基本的な方法であり、一つの行部門に含まれる品目
の全部又は大部分の国内生産額 (輸入品の場合、輸入額。以下、「イ 行部門別インフレータ
の作成」の部分において同じ。) が「単価×数量」の形で推計されている部門に適用する。

$$A = \frac{\Sigma P_0 Q_t}{\Sigma P_t Q_t}$$

ただし、次の点に留意する必要があるが、この方法の適用が適切ではない場合には、B法以
降の方法により、インフレータを作成する。

- i) 行部門を構成する細品目のすべてについて、単価及び数量が得られるとは限らないので、
インフレータは、単価及び数量が得られる品目のみによって作成する。そのため、単価
及び数量が得られる品目の範囲が、当該行部門に含まれる細品目の全体に対して十分な
代表性を持っていなければ、この方法は、有効ではない。
- ii) 単価及び数量が十分に把握できる場合であっても、品質変化等により単価を直接比較す
ることが適当でないと思われる場合には、A法を適用しない。

② 物価指数法 (B法)

この方法は、主としてサービス関係の部門のように、その部門を構成する品目の国内生産
額を「単価×数量」の形で推計できない部門に適用する。また、品目の国内生産額が「単価

×数量」の形で計測できたとしても、品目が多種多様な製品の集合であったり、技術変化が著しく、金額の変化率／単価の変化率が、必ずしも数量の変化率を表さないと思われる加工組立型機械や機械部品にも、この方法を適用する。

$$B = \frac{\sum I^P x_t}{\sum x_t}$$

ここで、 x は、行部門を構成する細品目別の国内生産額である。また、 $I^P = P_0 / P_t$ であるが、 I^P については、企業向けサービス価格指数や第3次産業活動指数などの物価指数を参考にする場合がある。

ただし、この方法は、物価指数の変化率を、国内生産額ウェイトにより加重平均してインフレータを作成する方法である。そのため、適切な物価指数（価格の変化率）が得られない、又は、得られたものだけでは当該行部門の代表性が十分ではないと思われる場合は適用せず、C法又はD法により、インフレータを作成する。

③ 数量指数法（C法）

この方法は、単価を計算することができないためA法及びB法が適用できないもののうち、何らかの形で数量の変化率が計測できる部門について、国内生産額の変化率と数量の変化率からインフレータを逆算する方法であり、例えば、倉庫（入庫量）、貸自動車（台数）、運輸（旅客数、貨物トン数）、金融・保険（貸付件数、契約件数）等の部門に適用する。

$$C = \frac{X_0}{X_t} \times \frac{\sum I^Q x_0}{\sum x_0}$$

ここで、 X は、当該行部門の国内生産額である。また、 I^Q は各種物量統計から得られた数量の変化率あるいは輸送指数などの数量指数であり、 $I^Q = Q_t / Q_0$ である。

ただし、適切な数量指数（数量の変化率）が得られない、又は、得られたものだけでは当該行部門の代表性が十分ではないと思われる場合は、この方法を適用せず、D法により、インフレータを作成する。

④ 投入コスト法（D法）

この方法は、前記①から③までのいずれの方法も適用できない部門について、投入側データからインフレータを作成する方法である。すなわち、当該部門に対応する列部門の物価指数等を、当該部門の投入額で加重平均して求める方法であり、例えば、航空附帯サービス、下水道、学校教育及び公務等の部門に適用する。

$$D = \frac{\sum i^P x_t}{\sum x_t}$$

x は、当該品目を生産するために購入された財・サービスや人件費などの投入コストであり、 i^P は、それぞれの投入物に対応する物価指数等である。

政府サービス生産者や対家計民間非営利サービス生産者が生産するサービスについては、市場価格が存在しないため、生産額自体も売り上げではなく投入コストでとらえている。このことから、インフレータについても投入コスト法（D法）で作成している。

ウ 取引額の実質化

行部門ごとに国産品と輸入品のインフレータを作成した後、国内生産額、輸入額、輸出額、国内需要額及び粗付加価値額の実質化を行う。

① 国内生産額

名目生産額 $X_i^{(00)}$ に、A～D法によって作成した国産品インフレータ I_i^d を乗じて実質化する。

$$\begin{array}{ccccccc} \hat{X}_i^{(00)} & = & X_i^{(00)} & \times & I_i^d & & \left[\begin{array}{l} \hat{X}_i^{(00)} \dots 2011\text{年価格で評価した}2000\text{年生産額} \\ X_i^{(00)} \dots 2000\text{年名目生産額} \\ I_i^d \dots 2011/2000\text{国産品インフレータ} \end{array} \right] \\ \downarrow & & \downarrow & & \downarrow & & \\ \text{実質生産額} & & \text{名目生産額} & & \text{国産品インフレータ} & & \end{array}$$

② 輸入額

名目輸入額 $M_i^{(00)}$ に、A～D法によって作成した輸入品インフレータ I_i^M を乗じて実質化する。

$$\begin{array}{ccccccc} \hat{M}_i^{(00)} & = & M_i^{(00)} & \times & I_i^M & & [M = \text{輸入額}] \\ \downarrow & & \downarrow & & \downarrow & & \\ \text{実質輸入額} & & \text{名目輸入額} & & \text{輸入品インフレータ} & & \end{array}$$

③ 輸出額

国内生産の全部又は一部が輸出されていると考えられることから、従前から、次式のよ
うに、国産品のインフレータを用いて実質化を行っている。

$$\begin{array}{ccccccc} \hat{E}_i^{(00)} & = & E_i^{(00)} & \times & I_i^E & & [E = \text{輸出額}, I_i^E = I_i^d] \\ \downarrow & & \downarrow & & \downarrow & & \\ \text{実質輸出額} & & \text{名目輸出額} & & \text{国産品インフレータ} & & \end{array}$$

しかし、輸出品に係る部門内の品目構成や価格設定が、国産品に係るそれらと異なる場合
があると考えられることなどを踏まえ、輸出品独自のインフレータ（輸出インフレータ）の
作成及び導入の可否について、今回の接続産業連関表の作成前に検討を行うこととしている。

④ 国内需要額

中間需要及び国内最終需要について、次の式から求められるインフレータ D によって実質
化を行う。

$$\begin{array}{ccccccc} D_i & = & (\hat{X}_i & - & \hat{E}_i & + & \hat{M}_i) & / & (X_i & - & E_i & + & M_i) \\ \downarrow & & \downarrow & & \downarrow & & \downarrow & & \downarrow & & \downarrow & & \downarrow \\ \text{インフレータ} & & \text{実質} & & \text{実質} & & \text{実質} & & \text{名目} & & \text{名目} & & \text{名目} \\ & & \text{国内生産額} & & \text{輸出額} & & \text{輸入額} & & \text{国内生産額} & & \text{輸出額} & & \text{輸入額} \end{array}$$

< 中間需要額 >

$$\hat{x}_{ij} = x_{ij} \times D_i \quad (\hat{x}_{ij} \text{ は } i \text{ 行、 } j \text{ 列の実質化後の中間需要額である。})$$

< 国内最終需要額 >

$$\hat{F}_i^d = F_i^d \times D_i \quad (\hat{F}_i^d \text{ は第 } i \text{ 部門実質化後の国内最終需要額である。})$$

⑤ 粗付加価値額

粗付加価値額については、各項目別の実質化は行わず、各列部門について、国内生産額と個々の中間投入額を別々に実質化し、その差額（実質国内生産額－実質中間投入額）をもって実質粗付加価値額とする、いわゆる「ダブルインフレーション方式」を採用している。

そして、表章上は、粗付加価値部門を構成する項目については、名目値のまま表章した上で、名目値と実質値の差額を「ダブルインフレーション調整項」として一括して計上している。これは、粗付加価値部門を構成する項目が、概念として実質化にそぐわない性格のものであることのほか、資料の制約等により評価が困難であること、また、粗付加価値部門の実質値がマイナスになる場合があることを踏まえたものである。

$$\begin{array}{ccccccc} \hat{X}_i & = & \sum_j \hat{x}_{ij} & + & V_i & + & DI_i \\ \downarrow & & \downarrow & & \downarrow & & \downarrow \\ \text{実質国内生産額} & & \text{実質中間投入額} & & \text{名目付加価値額} & & \text{ダブルインフレーション調整項} \end{array}$$

エ 実質表の計数調整

取引額の実質化は、行部門ごとに行い、列部門の国内生産額の実質化は、これと対応する行部門の国内生産額（実質値）から求める。このため、列部門の国内生産額（実質値）と列部門の投入額（実質値）の合計値が一致しない場合には、差額をダブルインフレーション調整項に計上し、実質表を完成する。

(5) 接続産業連関表の付帯表の作成

接続産業連関表の付帯表としては、従前、厚生労働省を担当省として、雇用表と雇用マトリックスの2種類を作成しており、今回も、それを踏襲する予定である。

(6) 接続産業連関表の公表

接続産業連関表の公表は、名目値、実質値及び付帯表の計数調整が完了した段階で行う。

公表は、インターネット及び印刷物により行い、速報と同様、データの早期利用の観点から、印刷物の完成を待たずに、インターネットにより先行して公表する。

印刷物については、インターネットで先行して公表している統計表に加え、10府省庁の分担執筆により、解説部分を追加する。報告書の印刷・発行の事務は総務省が担当する。

なお、平成7年（1995年）－12年（2000年）－17年（2005年）接続産業連関表は、従前と同様、総合解説編、計数編(1)及び計数編(2)の3分冊構成とし、平成23年3月に刊行した。

10 その他

(1) 予算

産業連関表の作成に係る予算措置（産業連関表作成費）については、基本方針（第1部第1章）2(3)記載のとおり、各年度の必要経費（職員の人件費を除く。）を総務省に一括して計上し、これを作業内容に応じて各府省庁に配分する（昭和30年表からこの方式を採用している。付録第3章1(2)を参照）。予算要求から執行までの一般的な事務の流れは、表2-7のとおりである。

表2-7 産業連関表作成費に関する予算関連事務の一般的な流れ

事 務 内 容	時 期
次年度の予算要求額を総務省に提示（各府省庁）	5月～6月
各府省庁の要求の取りまとめ、必要に応じて、各府省庁からヒアリング（総務省）	6月～8月
概算要求書を財務省に提出（総務省）	8月末
政府案の決定	12月末
次年度における各府省庁の産業連関表作成費の配分（案）を検討・決定（総務省）	1～2月
各府省庁に対する産業連関表作成費の支出委任（総務省 → 各府省庁）	4月頃
予算執行（各府省庁）	支出委任後～3月
執行状況報告（各府省庁 → 総務省）	（上半期分）10月、（年度全体）4月

(2) 作成作業報告書

産業連関表の作成作業が長期にわたり、その間に作成される関係資料が広範多岐にわたることから、作成作業の段階ごとに、一定の資料がまとまり次第、作成作業の記録として、随時、作成作業報告書を作成する。作成期間中に担当者が交代することも多いことから、作成作業報告書は、担当者の引継資料としての意味も有している。このような性格から、作成作業報告書は、各府省庁、都道府県等産業連関表作成関係者に配布するなど、担当者用の部内資料として扱う。

別表 平成23年表の事業年度別、事項別スケジュール及び作業分担

[平成22年(2010年)度]No.1

(平成24年12月時点)

事 項	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			作業分担	備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1 会議													各府省庁	
(1)-1 平成17年表産業連関幹事会														<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度に引き続き、「平成17年表産業連関幹事会」として開催 ・第94回～第131回(原則隔週開催) ・基本方針の確定により、1月以降、「平成23年表産業連関幹事会」として開催 ・第1回～第7回(原則隔週開催) ・平成21年度に引き続き、「平成17年表産業連関技術委員会」として開催 ・第18回～第22回 ・基本方針の確定を受け、2.10付けの幹事会申し合わせにより設置。 ・従前の「産業連関技術委員会」を「産業連関技術会議」に改称 ・2月～3月にかけて委員承諾手続き ・第1回 ・基本方針を了承 ・産業連関主管課長会議後、各府省庁の持ち回りにより、12月27日付けで産業連関部局長決定
(1)-2 平成23年表産業連関幹事会														
(2)-1 平成17年表産業連関技術委員会	◎			◎			◎	◎	◎					
(2)-2 平成23年表産業連関技術会議	4.26			7.30			10.22	11.16	12.14				◎	
(3) 産業連関主管課長会議													◎12.16(第1回)	
(4) 産業連関部局長会議													◎ (12.27「基本方針」決定)	
2 統計法施行状況報告対応													総務省	
(1) 報告案作成・調整														
(2) 統計委員会対応														
3 基本方針の作成													各府省庁	<ul style="list-style-type: none"> ・産業連関幹事会及び産業連関技術委員会で検討 ・12.16産業連関主管課長会議了承 ・12.27産業連関部局長会議決定
(1) 次回産業連関表作成上の課題整理													各府省庁	
(2) 基本方針作成に当たっての検討事項の聴取、整理													各府省庁	
(3) 学識経験委員等からの意見聴取													総務省	
(4) 幹事会等の検討													各府省庁	
4 公的統計基本計画への対応													総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・「公的統計の整備等に関する基本的な計画」(H21.3.13閣議決定)において掲げられた検討事項への対応 ・産業連関幹事会において、平成21年11月に提示した意見・要望に対する回答を聴取するとともに、中期的な事項については、検討の継続を要請 ・産業連関幹事会の下に設置 ・消費税の試算方法、基本価格表に係る今後の課題を検討 ・第1回～第7回 ・産業連関幹事会の下に設置 ・CTの大きな部門、平成23年表において大幅な変更が見込まれる部門を中心に、部門の設定方法及び推計資料について検討 ・JSICの改定を踏まえた検討、JSIC改定以降の産業構造の変化を踏まえた検討 ・第1回～第7回 ・産業連関技術会議の下に設置(三菱総合研究所に委託) ・次の3調査について改善方策を検討 1) サービス産業・非営利団体等投入調査 2) 企業の管理活動等に関する実態調査 3) 商品・サービスの販売先に関する実態調査 ・第1回～第5回
(1) 基幹統計への指定														
① 指定に当たっての各府省庁協議														
② 統計委員会への付議														
③ 国民経済計算部会での審議														
④ 総務大臣の指定														
⑤ 公示														
(2) 経済センサス-活動調査実施部局への意見・要望													各府省庁	
(3) 基本価格表示ワーキンググループ													各府省庁	
(4) 部門分類等検討ワーキンググループ													各府省庁	
(5) 投入調査ワーキング・グループ													各府省庁	
														委託手続き

事 項	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			作業分担	備考	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
5 産業連関構造調査の企画 (平成23年度実施分) (1) 産業連関幹事会において説明 (2) 全国研究会議において参考説明 (3) 総務省への承認申請等													◎ 1.27	調査実施省	・各調査間の整合性の確保 ・鉱工業投入調査について、経済産業省から説明 ・今回から、総務省政策統括官室の経済統計担当統計審査官室が審査を実施
6 産業連関表作成業務支援プログラム 要件定義及び基本設計の作成														総務省	・(株)エヌデーデーに委託
7 組替集計 経済センサス-活動調査組替集計の検討														各府省庁	・産業連関幹事会において、組替の手法及び調査票別集計事項について検討
8 産業連関表作成予算 (1) 各府省庁概算要求 (2) 総務省概算要求 (3) 統計調査計画等審査 (4) 各府省庁配分														各府省庁 総務省 総務省 総務省	・総務省政策統括官室に要求書を提出 ・各府省庁分も含め、産業連関表作成費として一括して財務省に要求 ・各府省庁調査計画について、経済統計担当統計審査官室がヒアリングを実施
9 各種情報収集 (1) 都道府県等における産業連関分析 実施状況調査 (2) 平成17年都道府県等産業連関表の 作成状況調査														総務省	
10 全国研究会議、ブロック会議 (1) 全国研究会議 (2) ブロック会議														総務省 各府省庁	・平成23年度実施の産業連関構造調査については、調査実施省から説明 ・自治体主催の会議。依頼を受けて、各府省庁から職員が出席

(注1) 産業連関表の作成対象年次を平成23年にすることについては、平成21年1月～3月にかけて検討

(注2) 表中の矢印については、始期と終期の間を結んでいる。

なお、前年度から引き続き行われている事項については、左端に矢印を付していない。また、次年度も引き続き行われる事項については、右端に矢印を付していない。

ただし、通年で行われているものについては、左端・右端ともに矢印を付している。

事 項	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			作業分担	備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
5 産業連関構造調査の企画、実施 (平成23年度実施分) (1) 産業連関幹事会において説明 (2) 総務省への承認申請等 (3) 調査の民間委託手続 (必要な場合のみ) (4) 標本抽出、調査関係書類の印刷等 (5) 調査の実施 (調査票の送付、回収、督促) (6) 調査票の審査 (7) データ入力、集計 (8) 結果報告書の作成													調査実施省	・各調査間の整合性の確保 ・内航船舶品目別運賃収入調査について、国土交通省から説明 ・今回から、総務省政策統括官室の経済統計担当統計審査官室が審査を実施
6 産業連関構造調査の企画、実施 (平成24年度実施分) (1) 調査の企画・立案 (2) 全国研究会議において参考説明 (3) 総務省への承認申請等 (4) 調査の民間委託手続 (必要な場合のみ) (5) 標本抽出、調査関係書類の印刷等 (6) いわゆる「本社部門」の扱いについての検討													調査実施省	・産業連関幹事会においても、各調査について、調査実施府省庁から説明 ・総務省政策統括官室が実施する次の3調査については、各府省において横断的に利用されることから、産業連関技術会議においても検討 ①サービス産業・非営利団体等投入調査 ②企業の管理活動等に関する実態調査 ③商品・サービスの販売先に関する実態調査
(2) 全国研究会議において参考説明 (3) 総務省への承認申請等 (4) 調査の民間委託手続 (必要な場合のみ) (5) 標本抽出、調査関係書類の印刷等 (6) いわゆる「本社部門」の扱いについての検討													調査実施省	・特に地方自治体から要望の強かった調査に絞って調査実施省庁から説明
(3) 総務省への承認申請等 (4) 調査の民間委託手続 (必要な場合のみ) (5) 標本抽出、調査関係書類の印刷等													調査実施省	・今回から経済統計担当統計審査官室が審査を実施
(4) 調査の民間委託手続 (必要な場合のみ) (5) 標本抽出、調査関係書類の印刷等													調査実施省	
(5) 標本抽出、調査関係書類の印刷等 (6) いわゆる「本社部門」の扱いについての検討													総務省	・企業の管理活動等に関する実態調査関連
7 基本方針で定めた作成スケジュールの修正													各府省庁	・①経済センサス-活動調査に係る調査票情報の利用可能時期、②過去表における作業実績を踏まえ、スケジュールを修正し、基本要綱第1部の決定の中で改正
8 基本要綱の検討 (1) 編集方針の策定 (2) 公的部門の格付けの検討 (第1部関連) (3) 部門別概念・定義・範囲関係 ① 検討作業の進め方(方針) ② 部門別概念・定義・範囲等の個別検討													総務省	
(2) 公的部門の格付けの検討 (第1部関連) (3) 部門別概念・定義・範囲関係													各府省庁	・基本計画・SNA課題対応WGで検討
① 検討作業の進め方(方針)													各府省庁	
② 部門別概念・定義・範囲等の個別検討													各府省庁	・部門分類等検討WGの終了を受けて、産業連関幹事会において、各部門の内容、前回表からの変更点及び検討課題等について、担当府省庁から説明

事 項	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			作業分担	備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
9 組替集計 (1) 経済センサス-活動調査 ① 組替集計プログラムの開発・組替集計の事前調整 ② 集計表の検討 (2) 貿易統計 ① 集計表の検討 ② 委託手続 ③ 組替集計プログラムの開発 ④ 貿易統計の磁気媒体の入手 ⑤ HSコード・名称ファイルの入手 (3) サービス産業・非営利団体等投入調査 ① 集計表の検討 ② 委託手続 ③ 集計プログラムの開発													総務省	・(独)統計センターに委託することで調整完了。平成25年度に集計プログラムの開発及び組替集計を実施する予定。 ・北電情報システムサービス株式会社に委託 ・財務省関税局調査課からデータを入手 ・財団法人日本関税協会からデータを購入 ・北電情報システムサービス株式会社に委託
10 産業連関表作成予算 (1) 各府省庁概算要求 (2) 総務省概算要求 (3) 統計調査計画等審査 (4) 各府省庁配分													各府省庁 総務省 総務省 総務省	・総務省政策統括官室に要求書を提出 ・各府省庁分も含め、産業連関表作成費として一括して財務省に要求 ・各府省庁調査計画について、経済統計担当統計審査官室がヒアリングを実施 ◎ 政府案決定
11 各種情報収集 都道府県等における産業連関分析実施状況調査													総務省	実施・取りまとめ
12 全国研究会議、ブロック会議 (1) 全国研究会議 (2) ブロック会議													総務省 各府省庁	・七十七銀行担当者から「東日本大震災に関する産業連関分析」について講演 ・平成24年度実施の産業連関構造調査については、調査実施省から説明 ・自治体主催の会議。依頼を受けて、各府省庁から職員が出席 ◎ 10.28 ◎ 11.16 九州・沖縄 ◎ 2.14・15 北海道・東北

事項	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			作業分担	備考	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
7 作成基本要綱の検討															
(1) 編集方針の策定			→											総務省	
(2) 部門別概念・定義・範囲関係 部門別概念・定義・範囲等の 個別検討						→								各府省庁	・正式には基本要綱で決定 ・部門分類等検討WGの終了を受けて、産業連 関幹事会において、各部門の内容、前回表から の変更点及び検討課題等について、担当府省 庁から説明
(3) 基本要綱第1部														各府省庁	・原案は基本的に総務省が作成 ・産業連関幹事会で検討 ・9.19産業連関主管課長会議了承
① 第1部(公的部門の格付けを除く。)の 原案作成・検討	←					→								各府省庁	・公的部門の格付けについては、基本計画・SN A課題対応WGで検討
② 公的部門の格付けの検討						→								各府省庁	・産業連関主管課長会議後、各府省庁の持ち回 りにより、9月28日付けで産業連関部局長決定。 その後、各自治体に情報提供。
③ 産業連関部局長会議決定														各府省庁	◎ (9.28「基本要綱第1部」決定)
(4) 第2部以降の原案作成・検討														各府省庁	・第3部第2章(部門別概念・定義・範囲)は、各 府省庁が原案作成。それ以外は、総務省が原案 作成 ・12月の産業連関幹事会で了承。 ・産業連関幹事会終了後、各府省庁の持ち回 りにより、12月28日付けで産業連関主管課長決定
(5) 印刷、配布													◎	総務省	
(6) 全国研究会議において参考説明														総務省	◎ 3.1 ・基本要綱の全体版について説明
8 東日本大震災関連 大震災に伴う事案の概念上の整理						→								各府省庁	・東日本大震災に伴って発生している事案につ いて、産業連関表上、どのように取り扱うかにつ いての概念上の整理(産業連関幹事会で検討) ・基本要綱第3部の参考資料として掲載
9 推計作業の改善に関する検討	←													各府省庁	・国内生産額推計から計数調整に至る推計作業 全般について、作業手順、使用する帳票類の様 式等の改善を検討 ・産業連関幹事会で検討
10 組替集計														総務省	
(1) 経済センサス-活動調査															
① 組替集計プログラムの開発・組替 集計の依頼													↔		・平成23年度内に、(独)統計センターに委託す ることで調整完了済。平成25年度に集計プログ ラムの開発及び組替集計を実施する予定。 ・総務省統計局首席情報官室を経由して依頼す る25年度の(独)統計センター業務計画に登載す る。 ・消費税の集計方法については、基本計画・SN A課題対応WGにおいて検討
② 集計表及び集計方法の検討	←														・平成25年度に実施予定の経済センサス-活動 調査及び平成22年工業統計調査の調査票情報 の利用申請について、調査実施部局へ打診
③ 経済センサス-活動調査及び 平成22年工業統計調査の調査票 情報の利用申請に係る打診															
(2) 貿易統計															
① 委託手続	←														
② 組替集計プログラムの修正															・昨年度に引き続き、北電情報システムサービ ス株式会社に委託 ・①昨年度に開発した集計プログラムに係る申し 送り事項、②集計プログラムの運用において発 生する不具合について修正を行う。
③ IO-HSコンバータの作成															・経済産業省が作成した17年IO-23年HSコン バータと統計審査官室が作成した17年IO-23年 IO部門分類対応表を基に、23年IO-23年HSコン バータを作成
④ 集計表出力															↔
⑤ 報告書の作成・印刷															↔
⑥ 都道府県等への提供															↔

事項	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			作業分担	備考			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
11 推計基礎資料の収集・整備、推計方法の検討 (1) 基礎資料の収集・整備 ① 前回推計資料のチェック ② 資料の入手 ③ 各種統計組替作業 ④ 産業関連構造調査の組替 (2) サービス産業・非営利団体等投入調査の集計 ① 委託手続 ② 集計プログラムの修正 ③ IO-調査項目コンバータの作成 ④ 集計表出力 ⑤ 報告書の作成・印刷 ⑥ 都道府県等への提供 (3) 企業の管理活動等に関する実態調査 ① 委託手続 ② 集計表の検討 ③ 集計プログラムの開発 ④ 各種コンバータの作成 ⑤ 集計表出力 ⑥ 報告書の作成・印刷 ⑦ 都道府県等への提供	←→												各府省庁 各府省庁 各府省庁 各府省庁 各府省庁 総務省	各府省庁で個別対応 ・調査の実施については、項目4を参照。 ・昨年度に引き続き、北電情報システムサービス株式会社に委託 ・①昨年度に開発した集計プログラムに係る申し送り事項、②集計プログラムの運用において発生する不具合について修正を行う。			
12 作成作業報告書 部門分類及び概念・定義・範囲 (原稿整理・印刷)	←→												総務省				
13 産業関連表作成予算 (1) 各府省庁概算要求 (2) 総務省概算要求 (3) 統計調査計画等審査 (4) 各府省庁配分	←→			←→						←→			各府省庁 総務省 総務省 総務省	・総務省政策統括官室に要求書を提出 ・各府省庁分も含め、産業関連表作成費として一括して財務省に要求 ・各府省庁調査計画について、経済統計担当統計審査官室がヒアリングを実施			
14 各種情報収集 都道府県等における産業関連分析 実施状況調査	←→ 実施・取りまとめ															総務省	
15 全国研究会議、ブロック会議 (1) 全国研究会議 (2) ブロック会議													総務省 各府省庁	◎ 3.1 ◎ 3.14 11.14九州・沖縄 北海道・東北	・自治体主催の会議。依頼を受けて、各府省庁から職員が出席		

事 項	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			作業分担	備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1 会議 (1) 産業連関幹事会 (2) 産業連関技術会議 (3) 産業連関主管課長会議 (4) 産業連関部局長会議	←												各府省庁	・原則隔週開催 ・必要に応じて随時開催 ・〔開催予定なし〕 ・〔開催予定なし〕
2 統計法施行状況報告対応 (1) 報告案作成・調整 (2) 統計委員会対応	←												総務省	
3 公的統計基本計画への対応 (次期基本計画への対応を含む。) (・産業連関幹事会 ・基本計画・SNA課題対応ワーキング グループ)	←												各府省庁	・「公的統計の整備等に関する基本的な計画」 (H21.3.13閣議決定)において掲げられた検討 事項への対応 ・平成26年度を始期とする次期基本計画につ いても対応 ・平成23年表については、基本的に基本要綱 の決定までに検討を終了しているが、推計作 業と並行して議論する必要がある課題や、次 回表に向けた課題について随時検討
4 産業連関構造調査の企画、実施 (平成25年度実施分) (1) 総務省への承認申請等 (2) 調査の民間委託手続 (必要な場合のみ) (3) 標本抽出、調査関係書類の印刷等 (4) 調査の実施 (調査票の送付、回収、督促) (5) 調査票の審査 (6) データ入力、集計 (7) 結果報告書の作成	→												調査実施省	・今回から経済統計担当統計審査官室が審査 を実施
5 推計作業の改善に関する検討	→												各府省庁	・国内生産額推計から計数調整に至る推計作 業全般について、作業手順、使用する帳票類 の様式等の改善を検討 ・産業連関幹事会で検討
6 経済センサス-活動調査組替集計 (1) 集計表及び集計方法の検討 (2) 経済センサス-活動調査及び 平成22年工業統計調査の調査票 情報の利用申請 (3) 組替集計プログラムの開発、 組替集計の実施、集計表出力	←												総務省	・消費税の集計方法については、基本計画・S NA課題対応WGにおいて検討 ・統計法第33条に基づき、経済センサス-活動 調査及び平成22年工業統計調査の調査票情 報の提供依頼を行う。 ・(独)統計センターにおいて実施

事 項	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			作業分担	備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
7 推計基礎資料の収集・整備、推計方法の検討 (1) 前回推計資料のチェック (2) 資料の入手 (3) 各種統計組替作業 (4) 産業連関構造調査の組替													各府省庁 各府省庁 各府省庁 各府省庁	各府省庁で個別対応
8 国内生産額の推計 (1) 推計作業の実施 (2) 推計結果のチェック・調整作業 (3) 生産額表の印刷 (4) 生産額表の提供													各府省庁 各府省庁 総務省 総務省	・各種統計その他の基礎資料を利用し、担当部門の国内生産額を推計 ・国、都道府県等に提供
9 参考試算値の推計 (1) 推計作業の実施 (2) 推計結果のチェック・調整作業													各府省庁	・平成17年取引基本表や延長表デフレータ等を利用し、参考試算値を推計
10 投入額・産出額推計 (1) 投入額推計 ① 各種統計などによる大枠の推計 ② 列部門ごとの推計 ③ 入力データ作成(磁気媒体) ④ 投入表(第1次、購入者価格)作成 (2) 産出額推計 ① 各種統計などによる大枠の推計 ② 入力データ作成(磁気媒体) ③ 産出表(第1次、生産者価格)作成													各府省庁 各府省庁 各府省庁 総務省 各府省庁 各府省庁 総務省	・基本分類での推計
11 産業連関表作成業務支援プログラム (1) 委託手続 (2) 本体集計プログラムの開発 ① 部門別品目別国内生産額表作成プログラム ② 参考試算表作成プログラム ③ 生産者価格調整プログラム ④ 購入者価格調整プログラム ⑤ 基本表・統合表等作成プログラム ⑥ 付帯表作成プログラム													総務省	・①～④については25年度、⑤及び⑥については25～26年度に開発
12 次回経済センサス-活動調査に対する要望整理													各府省庁	・産業連関幹事会において、次回経済センサス-活動調査に対する要望を整理し、26年早々に、調査実施部局へ提示する。

事項	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			作業分担	備考			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
13 接続産業連関表の固定価格評価表のあり方の検討	←→												各府省庁				
14 産業連関表作成予算													各府省庁	・総務省政策統括官室に要求書を提出 ・各府省庁分も含め、産業連関表作成費として一括して財務省に要求 ・各府省庁調査計画について、経済統計担当統計審査官室がヒアリングを実施			
(1) 各府省庁概算要求	←→															総務省	
(2) 総務省概算要求	←→						→						総務省				
(3) 統計調査計画等審査	←→						←→						総務省				
(4) 各府省庁配分	◎ ←→												総務省				
◎ 政府案決定																	
15 各種情報収集													総務省				
都道府県等における産業連関分析実施状況調査	←→			実施・取りまとめ													
16 全国研究会議、ブロック会議													総務省				
(1) 全国研究会議	◎												各府省庁	・自治体主催の会議。依頼を受けて、各府省庁から職員が出席			
(2) ブロック会議	北海道・東北 ◎ 九州・沖縄 ◎																

(注)平成25年度以降の推計作業については、前回までと比べ、大幅に変更が見込まれるため、事項及びスケジュールともにおおまかに記載している。

事 項	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			作業分担	備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1 会議 (1) 産業連関幹事会 (2) 産業連関技術会議 (3) 産業連関主管課長会議 (4) 産業連関部局長会議	←												各府省庁	・原則隔週開催 ・必要に応じて随時開催 ・速報公表(案)を了承 ・産業連関主管課長会議後、各府省庁の持ち回りにより、産業連関部局長決定
2 統計法施行状況報告対応 (1) 報告案作成・調整 (2) 統計委員会対応	←			→									総務省	
3 公的統計基本計画への対応 (産業連関幹事会 ・基本計画・SNA課題対応ワーキンググループ)	←												各府省庁	・第Ⅱ期基本計画において掲げられた検討事項への対応 ・平成23年表については、基本的に基本要綱の決定までに検討を終了しているが、推計作業と並行して議論する必要がある課題や、次回表に向けた課題について随時検討
4 経済センサス-活動調査組替集計 (1) 報告書の作成・印刷 (2) 都道府県等への提供	←			→									総務省	
5 国内生産額の推計	→												各府省庁	
6 参考試算値の推計	→												各府省庁	
7 投入額・産出額推計	→												各府省庁	
8 計数調整				←			→						各府省庁	・生産者価格調整及び購入者価格調整を行う
9 速報の公表 (1) 公表資料作成 (2) 閣議配布資料各府省庁協議 (3) 大臣等決裁 (4) 閣議・記者レク (5) 速報の関係機関への送付										←			総務省 各府省庁 総務省 総務省 総務省	・12月に速報の公表を実施 ・閣議で資料配布後、公表
10 速報後の措置 (1) 全国研究会議の開催 ① 速報の内容 ② 各部門の推計結果 ③ 各速報データの提供 (2) 各府省庁関係雑誌での紹介 (3) 各府省庁版速報の作成										←			総務省 総務省 各府省庁 総務省 各府省庁 各府省庁	・分析結果等の紹介

[平成27年(2015年)度]No.2

事 項	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			作業分担	備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
9 接続表の作成 (1) 接続表の作成方法の検討 (2) 部門分類の設定 (3) 初期値の作成 (4) 時価評価計数調整 (5) インフレータの作成 (6) 固定評価計数調整 (7) 接続表・統合表等の作成・編集 (8) 付帯表の検討・作成				←									各府省庁	
10 各種報告書の作成 (1) 確報報告書 (2) 作成作業報告書 (3) 報告書英文編 (4) 接続報告書	←			→									総務省	・総括編、推計作業編
11 産業連関表作成業務支援プログラムに係る本体集計プログラムの開発 接続表作成プログラム	←												総務省	・26～27年度に開発
【平成27年表関連】														
12 次回表に係る基本方針の作成	←			→									各府省庁	・平成27年(2015年)産業連関表作成基本方針の作成
13 次回表に係る基本要綱の検討				←									各府省庁	・平成27年(2015年)産業連関表作成基本要綱の検討
14 産業連関構造調査の企画、実施 (平成27年度実施分)	←												調査実施省	
15 次期産業連関表作成業務支援プログラムの検討								←					総務省	・基本的に、平成23年表において開発したプログラムを改修し、平成27年表に対応させる。

事項	第1四半期			第2四半期			作業分担	備考
	4	5	6	7	8	9		
【共通】								
1 会議							各府省庁	
(1) 産業連関幹事会	←-----→							<ul style="list-style-type: none"> ・原則隔週開催 ・接続表公表(案)を了承 ・次回表に係る基本方針の確定により、「平成27年表産業連関幹事会」として開催予定 ・必要に応じて随時開催 ・次回表に係る基本方針の確定により、「平成27年表産業連関技術会議」として開催予定 ・5月、接続表公表について、産業連関幹事会后、各府省庁の持ち回りにより、産業連関主管課長会議決定 ・〔開催予定なし〕
(2) 産業連関技術会議	←-----→							
(3) 産業連関主管課長会議		◎						
(4) 産業連関部局長会議	←-----→							
2 統計法施行状況報告対応							総務省	
(1) 報告案作成・調整	←-----→							<ul style="list-style-type: none"> ・第Ⅱ期基本計画において掲げられた検討事項への対応 ・平成23年表については、基本的に基本要綱の決定までに検討を終了しているが、推計作業と並行して議論する必要がある課題や、次回表に向けた課題について随時検討
(2) 統計委員会対応				←-----→				
3 公的統計基本計画への対応							各府省庁	
(産業連関幹事会 ・基本計画・SNA課題対応ワーキンググループ)	←-----→							
4 産業連関表作成予算							各府省庁	
(1) 各府省庁概算要求		←-----→					各府省庁	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省政策統括官室に要求書を提出 ・各府省庁分も含め、産業連関表作成費として一括して財務省に要求 ・各府省庁調査計画について、経済統計担当統計審査官室がヒアリングを実施
(2) 総務省概算要求							総務省	
(3) 統計調査計画等審査							総務省	
(4) 各府省庁配分							総務省	
5 各種情報収集							総務省	
都道府県等における産業連関分析実施状況調査		←-----→						実施・取りまとめ
【平成23年表関連】								
6 接続表の作成		→					各府省庁	
7 接続表の公表			←-----→				各府省庁	<ul style="list-style-type: none"> ・6月に接続表の公表を実施 ・公表の事務については、総務省が行う。
8 接続報告書の作成				→			総務省	

[平成28年(2016年)度]No.2

事 項	第1四半期			第2四半期			作業分担	備考
	4	5	6	7	8	9		
【平成27年表関連】								
9 次回表に係る基本要綱の検討	←						各府省庁	・平成27年(2015年)産業連関表作成基本要綱の検討
10 産業連関構造調査の企画、実施 (平成27年度実施分)			→				調査実施省	
11 産業連関構造調査の企画、実施 (平成28年度実施分)	←						調査実施省	
12 次期産業連関表作成業務支援 プログラムの改修	←						総務省	・基本的に、平成23年表において開発したプログラムを改修し、平成27年表に対応させる。

(注)平成28年度のスケジュールについては、第2四半期まで記載している。

第 3 部

平成 23 年（2011 年）産業連関表における部門分類

第1章 部門分類表

1 内生部門

基本分類 (行518×列397)		統合小分類 (190部門)		統合中分類 (108部門)		統合大分類 (37部門)		
分類コード		部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名
列部門	行部門							
0111 -01	0111 -011 0111 -012	米 米 稲わら	0111	穀類	011	耕種農業	01	農林水産業
0111 -02	0111 -021 0111 -022 0111 -023 0111 -024	麦類 小麦(国産) 小麦(輸入) 大麦(国産) 大麦(輸入)						
0112 -01	0112 -011 0112 -012	いも類 かんしょ ばれいしょ						
0112 -02	0112 -021 0112 -022 0112 -029	豆類 大豆(国産) 大豆(輸入) その他の豆類						
0113 -01 0113 -02	0113 -001	野菜 野菜(露地) 野菜(施設)	0113	野菜				
0114 -01	0114 -011 0114 -012 0114 -019	果実 かんきつ りんご その他の果実	0114	果実				
0115 -01 0115 -02	0115 -011 0115 -021 0115 -029	砂糖原料作物 飲料用作物 コーヒー豆・カカオ豆(輸入) その他の飲料用作物	0115	その他の食用作物				
0115 -09	0115 -091 0115 -092 0115 -099	その他の食用耕種作物 雑穀 油糧作物 他に分類されない食用耕種作物						
0116 -01 0116 -02 0116 -03 0116 -09	0116 -011 0116 -021 0116 -031 0116 -091 0116 -092 0116 -093 0116 -099	飼料作物 種苗 花き・花木類 その他の非食用耕種作物 葉たばこ 生ゴム(輸入) 綿花(輸入) 他に分類されない非食用耕種作物						
0121 -01	0121 -011 0121 -019	酪農 生乳 その他の酪農生産物	0121	畜産	012	畜産		
0121 -02	0121 -021	肉用牛						
0121 -03	0121 -031	豚						
0121 -04	0121 -041	鶏卵						
0121 -05	0121 -051	肉鶏						
0121 -09	0121 -091 0121 -099	その他の畜産 羊毛 他に分類されない畜産						
0131 -01 0131 -02	0131 -011 0131 -021	獣医業 農業サービス(獣医業を除く。)	0131	農業サービス	013	農業サービス		
0151 -01 0152 -01	0151 -011 0152 -011 0152 -012	育林 素材 素材(国産) 素材(輸入)	0151 0152	育林 素材	015	林業		
0153 -01	0153 -011	特用林産物(狩猟業を含む。)	0153	特用林産物				
0171 -01 0171 -02	0171 -011 0171 -012 0171 -021	海面漁業 海面漁業(国産) 海面漁業(輸入) 海面養殖業	0171	海面漁業	017	漁業		
0172 -01 0172 -02	0172 -001	内水面漁業・養殖業 内水面漁業 内水面養殖業	0172	内水面漁業				
0611 -01	0611 -011 0611 -012	金属鉱物 鉄鉱石 非鉄金属鉱物	0611	金属鉱物	061	金属鉱物	06	鉱業
0621 -01	0621 -011 0621 -012 0621 -013	石炭・原油・天然ガス 石炭 原油 天然ガス	0621	石炭・原油・天然ガス	062	石炭・原油・天然ガス		
0631 -01 0631 -02	0631 -011 0631 -021	砂利・採石 砕石	0631	砂利・砕石	063	非金属鉱物		

基本分類（行518×列397）			統合小分類（190部門）		統合中分類（108部門）		統合大分類（37部門）			
分類コード		部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名		
列部門	行部門									
0639 -09	0639 -091 0639 -092 0639 -099	その他の鉱物 石灰石 窯業原料鉱物(石灰石を除く。) 他に分類されない鉱物	0639	その他の鉱物		(続き)非金属鉱物		(続き)鉱業		
1111 -01	1111 -011 1111 -012 1111 -013 1111 -014 1111 -015	食肉 牛肉 豚肉 鶏肉 その他の食肉 と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)	1111	食肉	111	食料品	11	飲食料品		
1112 -01	1112 -011	肉加工品	1112	畜産食料品						
1112 -02	1112 -021	畜産びん・かん詰								
1112 -03	1112 -031 1112 -032	酪農品 飲用牛乳 乳製品								
1113 -01	1113 -011	冷凍魚介類	1113	水産食料品						
1113 -02	1113 -021	塩・干・くん製品								
1113 -03	1113 -031	水産びん・かん詰								
1113 -04	1113 -041	ねり製品								
1113 -09	1113 -099	その他の水産食品								
1114 -01	1114 -011 1114 -019	精穀 精米 その他の精穀	1114	精穀・製粉						
1114 -02	1114 -021 1114 -029	製粉 小麦粉 その他の製粉								
1115 -01	1115 -011	めん類	1115	めん・パン・菓子類						
1115 -02	1115 -021	パン類								
1115 -03	1115 -031	菓子類								
1116 -01	1116 -011	農産びん・かん詰	1116	農産保存食料品						
1116 -02	1116 -021	農産保存食料品(びん・かん詰を除く。)								
1117 -01	1117 -011 1117 -019	砂糖 精製糖 その他の砂糖・副産物	1117	砂糖・油脂・調味料類						
1117 -02	1117 -021	でん粉								
1117 -03	1117 -031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖								
1117 -04	1117 -041 1117 -042 1117 -043 1117 -044	動植物油脂 植物油脂 動物油脂 加工油脂 植物原油かす								
1117 -05	1117 -051	調味料								
1119 -01	1119 -011	冷凍調理食品	1119	その他の食料品						
1119 -02	1119 -021	レトルト食品								
1119 -03	1119 -031	そう菜・すし・弁当								
1119 -04	1119 -041	学校給食(国公立)★★								
1119 -05	1119 -051	学校給食(私立)★								
1119 -09	1119 -099	その他の食料品								
1121 -01	1121 -011	清酒	1121	酒類	112	飲料				
1121 -02	1121 -021	ビール類								
1121 -03	1121 -031	ウイスキー類								
1121 -09	1121 -099	その他の酒類								
1129 -01	1129 -011	茶・コーヒー	1129	その他の飲料						
1129 -02	1129 -021	清涼飲料								
1129 -03	1129 -031	製氷								
1131 -01	1131 -011	飼料	1131	飼料・有機質肥料(別掲を除く。)	113	飼料・有機質肥料(別掲を除く。)				
1131 -02	1131 -021	有機質肥料(別掲を除く。)								
1141 -01	1141 -011	たばこ	1141	たばこ	114	たばこ				
1511 -01	1511 -011	紡績糸	1511	紡績	151	繊維工業製品	15	繊維製品		
1512 -01	1512 -011	綿・スフ織物(合繊短繊維織物を含む。)	1512	織物						
1512 -02	1512 -021	絹・人絹織物(合繊長繊維織物を含む。)								
1512 -09	1512 -099	その他の織物								
1513 -01	1513 -011	ニット生地	1513	ニット生地						
1514 -01	1514 -011	染色整理	1514	染色整理						
1519 -09	1519 -091 1519 -099	その他の繊維工業製品 綱・網 他に分類されない繊維工業製品	1519	その他の繊維工業製品						
1521 -01	1521 -011	織物製衣服	1521	衣服					152	衣服・その他の繊維既製品
1521 -02	1521 -021	ニット製衣服								
1522 -09	1522 -099	その他の衣服・身の回り品	1522	その他の衣服・身の回り品						
1529 -01	1529 -011	寝具	1529	その他の繊維既製品						
1529 -02	1529 -021	じゅうたん・床敷物								
1529 -09	1529 -091	その他の繊維既製品								
	1529 -099	繊維製衛生材料 他に分類されない繊維既製品								
1611 -01	1611 -011	製材	1611	木材	161	木材・木製品	16	パルプ・紙・木製品		
1611 -02	1611 -021	合板・集成材								

基本分類 (行518×列397)			統合小分類 (190部門)		統合中分類 (108部門)		統合大分類 (37部門)	
分類コード		部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名
列部門	行部門							
1611 -03	1611 -031	木材チップ						
1619 -09	1619 -091	その他の木製品	1619	その他の木製品				
	1619 -099	建設用木製品						
	1619 -099	他に分類されない木製品						
1621 -01	1621 -011	木製家具	1621	家具・装備品	162	家具・装備品		
1621 -02	1621 -021	金属製家具						
1621 -03	1621 -031	木製建具						
1621 -09	1621 -099	その他の家具・装備品						
1631 -01	1631 -011	パルプ	1631	パルプ	163	パルプ・紙・板紙・加工紙		
	1631 -021P	古紙						
1632 -01	1632 -011	洋紙・和紙	1632	紙・板紙				
1632 -02	1632 -021	板紙						
1633 -01	1633 -011	段ボール	1633	加工紙				
1633 -02	1633 -021	塗工紙・建設用加工紙						
1641 -01	1641 -011	段ボール箱	1641	紙製容器	164	紙加工品		
1641 -09	1641 -099	その他の紙製容器						
1649 -01	1649 -011	紙製衛生材料・用品	1649	その他の紙加工品				
1649 -09	1649 -099	その他のパルプ・紙・紙加工品						
1911 -01	1911 -011	印刷・製版・製本	1911	印刷・製版・製本	191	印刷・製版・製本	39	その他の製造工業製品(1/3)
2011 -01	2011 -011	化学肥料	2011	化学肥料	201	化学肥料	20	化学製品
2021 -01		ソーダ工業製品	2021	ソーダ工業製品	202	無機化学工業製品		
	2021 -011	ソーダ灰						
	2021 -012	か性ソーダ						
	2021 -013	液体塩素						
	2021 -019	その他のソーダ工業製品						
2029 -01		無機顔料	2029	その他の無機化学工業製品				
	2029 -011	酸化チタン						
	2029 -012	カーボンブラック						
	2029 -019	その他の無機顔料						
2029 -02	2029 -021	圧縮ガス・液化ガス						
2029 -03		塩						
	2029 -031	原塩						
	2029 -032	塩						
2029 -09	2029 -099	その他の無機化学工業製品						
2031 -01		石油化学基礎製品	2031	石油化学基礎製品	203	石油化学基礎製品		
	2031 -011	エチレン						
	2031 -012	プロピレン						
	2031 -019	その他の石油化学基礎製品						
2031 -02		石油化学系芳香族製品						
	2031 -021	純ベンゼン						
	2031 -022	純トルエン						
	2031 -023	キシレン						
	2031 -029	その他の石油化学系芳香族製品						
2041 -01		脂肪族中間物	2041	脂肪族中間物・環式中間物	204	有機化学工業製品(石油化学基礎製品を除く。)		
	2041 -011	合成アルコール類						
	2041 -012	酢酸						
	2041 -013	二塩化エチレン						
	2041 -014	アクリロニトリル						
	2041 -015	エチレングリコール						
	2041 -016	酢酸ビニルモノマー						
	2041 -019	その他の脂肪族中間物						
2041 -02		環式中間物						
	2041 -021	スチレンモノマー						
	2041 -022	合成石炭酸						
	2041 -023	テレフタル酸(高純度)						
	2041 -024	カプロラクタム						
	2041 -029	その他の環式中間物						
2041 -03	2041 -031	合成染料・有機顔料						
2042 -01	2042 -011	合成ゴム	2042	合成ゴム				
2049 -01	2049 -011	メタン誘導品	2049	その他の有機化学工業製品				
2049 -02	2049 -021	可塑剤						
2049 -09	2049 -099	その他の有機化学工業製品						
2051 -01	2051 -011	熱硬化性樹脂	2051	合成樹脂	205	合成樹脂		
2051 -02		熱可塑性樹脂						
	2051 -021	ポリエチレン(低密度)						
	2051 -022	ポリエチレン(高密度)						
	2051 -023	ポリスチレン						
	2051 -024	ポリプロピレン						
	2051 -025	塩化ビニル樹脂						
2051 -03	2051 -031	高機能性樹脂						
2051 -09	2051 -099	その他の合成樹脂						
2061 -01	2061 -011	レーヨン・アセテート	2061	化学繊維	206	化学繊維		
2061 -02	2061 -021	合成繊維						
2071 -01	2071 -011	医薬品	2071	医薬品	207	医薬品		
2081 -01		油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤	2081	油脂加工製品・石けん・界面活性剤・化粧品	208	化学最終製品(医薬品を除く。)		(続き)化学製品
	2081 -011	油脂加工製品						
	2081 -012	石けん・合成洗剤						

基本分類 (行518×列397)			統合小分類 (190部門)		統合中分類 (108部門)		統合大分類 (37部門)	
分類コード		部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名
列部門	行部門							
	2081 -013	界面活性剤						
2081 -02	2081 -021	化粧品・歯磨						
2082 -01	2082 -011	塗料	2082	塗料・印刷インキ				
2082 -02	2082 -021	印刷インキ						
2083 -01	2083 -011	写真感光材料	2083	写真感光材料				
2084 -01	2084 -011	農薬	2084	農薬				
2089 -01	2089 -011	ゼラチン・接着剤	2089	その他の化学最終製品				
2089 -09	2089 -091	その他の化学最終製品						
	2089 -099	触媒						
	2089 -099	他に分類されない化学最終製品						
2111 -01	2111 -011	石油製品	2111	石油製品	211	石油製品	21	石油・石炭製品
	2111 -012	ガソリン						
	2111 -013	ジェット燃料油						
	2111 -014	灯油						
	2111 -015	軽油						
	2111 -016	A重油						
	2111 -017	B重油・C重油						
	2111 -018	ナフサ						
	2111 -019	液化石油ガス						
	2111 -019	その他の石油製品						
2121 -01	2121 -011	石炭製品	2121	石炭製品	212	石炭製品		
	2121 -019	コークス						
	2121 -019	その他の石炭製品						
2121 -02	2121 -021	舗装材料						
2211 -01	2211 -011	プラスチック製品	2211	プラスチック製品	221	プラスチック製品	22	プラスチック・ゴム
	2211 -012	プラスチックフィルム・シート						
	2211 -013	プラスチック板・管・棒						
	2211 -014	プラスチック発泡製品						
	2211 -015	工業用プラスチック製品						
	2211 -016	強化プラスチック製品						
	2211 -017	プラスチック製容器						
	2211 -018	プラスチック製日用雑貨・食卓用品						
	2211 -019	その他のプラスチック製品						
2221 -01	2221 -011	タイヤ・チューブ	2221	タイヤ・チューブ	222	ゴム製品		
2229 -01	2229 -011	ゴム製・プラスチック製履物	2229	その他のゴム製品				
2229 -09	2229 -099	その他のゴム製品						
2311 -01	2311 -011	革製履物	2311	革製履物	231	なめし革・毛皮・同製品	39	その他の製造工業製品(2/3)
2312 -01	2312 -011	製革・毛皮	2312	なめし革・毛皮・その他の革製品				
2312 -02	2312 -021	かばん・袋物・その他の革製品						
2511 -01	2511 -011	板ガラス・安全ガラス	2511	ガラス・ガラス製品	251	ガラス・ガラス製品	25	窯業・土石製品
	2511 -012	板ガラス						
	2511 -012	安全ガラス・複層ガラス						
2511 -02	2511 -021	ガラス繊維・同製品						
2511 -09	2511 -091	その他のガラス製品						
	2511 -099	ガラス製加工素材						
	2511 -099	他に分類されないガラス製品						
2521 -01	2521 -011	セメント	2521	セメント・セメント製品	252	セメント・セメント製品		
2521 -02	2521 -021	生コンクリート						
2521 -03	2521 -031	セメント製品						
2531 -01	2531 -011	陶磁器	2531	陶磁器	253	陶磁器		
	2531 -012	建設用陶磁器						
	2531 -013	工業用陶磁器						
	2531 -013	日用陶磁器						
2591 -01	2591 -011	耐火物	2591	建設用土石製品	259	その他の窯業・土石製品		
2591 -09	2591 -099	その他の建設用土石製品						
2599 -01	2599 -011	炭素・黒鉛製品	2599	その他の窯業・土石製品				
2599 -02	2599 -021	研磨材						
2599 -09	2599 -099	その他の窯業・土石製品						
2611 -01	2611 -011	銑鉄	2611	銑鉄・粗鋼	261	銑鉄・粗鋼	26	鉄鋼
2611 -02	2611 -021	フェロアロイ						
2611 -03	2611 -031	粗鋼(転炉)						
2611 -04	2611 -041	粗鋼(電気炉)						
	2612 -011P	鉄屑	2612	鉄屑				
2621 -01	2621 -011	熱間圧延鋼材	2621	熱間圧延鋼材	262	鋼材		
	2621 -012	普通鋼形鋼						
	2621 -013	普通鋼鋼板						
	2621 -014	普通鋼鋼帯						
	2621 -015	普通鋼小棒						
	2621 -016	その他の普通鋼熱間圧延鋼材						
	2621 -016	特殊鋼熱間圧延鋼材						

基本分類 (行518×列397)			統合小分類 (190部門)		統合中分類 (108部門)		統合大分類 (37部門)	
分類コード		部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名
列部門	行部門							
2622 -01	2622 -011 2622 -012	鋼管 普通鋼鋼管 特殊鋼鋼管	2622	鋼管		(続き)鋼材		(続き)鉄鋼
2623 -01	2623 -011 2623 -012	冷間仕上鋼材 普通鋼冷間仕上鋼材 特殊鋼冷間仕上鋼材	2623	冷延・めっき鋼材				
2623 -02	2623 -021	めっき鋼材						
2631 -01	2631 -011 2631 -012	鍛鋼 鍛鋼 鍛鋼	2631	鍛造品	263	鍛造品		
2631 -02	2631 -021	鍛鋼管						
2631 -03	2631 -031 2631 -032	鍛鋼品及び鍛工品(鉄) 鍛鋼品 鍛工品(鉄)						
2699 -01	2699 -011	鉄鋼シャースリット業	2699	その他の鉄鋼製品	269	その他の鉄鋼製品		
2699 -09	2699 -099	その他の鉄鋼製品						
2711 -01	2711 -011	銅	2711	非鉄金属製錬・精製	271	非鉄金属製錬・精製	27	非鉄金属
2711 -02	2711 -021	鉛・亜鉛(再生を含む。)						
2711 -03	2711 -031	アルミニウム(再生を含む。)						
2711 -09	2711 -099	その他の非鉄金属地金						
	2712 -011P	非鉄金属屑	2712	非鉄金属屑				
2721 -01	2721 -011	電線・ケーブル	2721	電線・ケーブル	272	非鉄金属加工製品		
2721 -02	2721 -021	光ファイバケーブル						
2729 -01	2729 -011	伸銅品	2729	その他の非鉄金属製品				
2729 -02	2729 -021	アルミ圧延製品						
2729 -03	2729 -031	非鉄金属素形材						
2729 -04	2729 -041	核燃料						
2729 -09	2729 -099	その他の非鉄金属製品						
2811 -01	2811 -011	建設用金属製品	2811	建設用金属製品	281	建設・建築用金属製品	28	金属製品
2812 -01	2812 -011	建築用金属製品	2812	建築用金属製品				
2891 -01	2891 -011	ガス・石油機器・暖厨房機器	2891	ガス・石油機器・暖厨房機器	289	その他の金属製品		
2899 -01	2899 -011	ボルト・ナット・リベット・スプリング	2899	その他の金属製品				
2899 -02	2899 -021	金属製容器・製缶板金製品						
2899 -03	2899 -031 2899 -032 2899 -033	配管工事附属品・粉末や金製品・道具類 配管工事附属品 粉末や金製品 刃物・道具類						
2899 -09	2899 -091 2899 -092 2899 -099	その他の金属製品 金属プレス製品 金属線製品 他に分類されない金属製品						
2911 -01	2911 -011	ボイラ	2911	ボイラ・原動機	291	はん用機械	29	はん用機械
2911 -02	2911 -021	タービン						
2911 -03	2911 -031	原動機						
2912 -01	2912 -011	ポンプ・圧縮機	2912	ポンプ・圧縮機				
2913 -01	2913 -011	運搬機械	2913	運搬機械				
2914 -01	2914 -011	冷凍機・温湿調整装置	2914	冷凍機・温湿調整装置				
2919 -01	2919 -011	ベアリング	2919	その他のはん用機械				
2919 -09	2919 -091 2919 -099	その他のはん用機械 動力伝導装置 他に分類されないはん用機械						
3011 -01	3011 -011	農業用機械	3011	農業用機械	301	生産用機械	30	生産用機械
3012 -01	3012 -011	建設・鉱山機械	3012	建設・鉱山機械				
3013 -01	3013 -011	繊維機械	3013	繊維機械				
3014 -01	3014 -011 3014 -012 3014 -013 3014 -014 3014 -015	生活関連産業用機械 食品機械・同装置 木材加工機械 パルプ装置・製紙機械 印刷・製本・紙工機械 包装・荷造機械	3014	生活関連産業用機械				
3015 -01	3015 -011	化学機械	3015	基礎素材産業用機械				
3015 -02	3015 -021 3015 -022	鍛造装置・プラスチック加工機械 鍛造装置 プラスチック加工機械						
3016 -01	3016 -011	金属工作機械	3016	金属加工機械				
3016 -02	3016 -021	金属加工機械						
3016 -03	3016 -031	機械工具						
3017 -01	3017 -011	半導体製造装置	3017	半導体製造装置				
3019 -01	3019 -011	金型	3019	その他の生産用機械				
3019 -02	3019 -021	真空装置・真空機器						
3019 -03	3019 -031	ロボット						
3019 -09	3019 -099	その他の生産用機械						
3111 -01	3111 -011	複写機	3111	事務用機械	311	業務用機械	31	業務用機械
3111 -09	3111 -099	その他の事務用機械						

基本分類 (行518×列397)			統合小分類 (190部門)		統合中分類 (108部門)		統合大分類 (37部門)	
分類コード		部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名
列部門	行部門							
3112 -01	3112 -011 3112 -012 3112 -019	サービス用機器 自動販売機 娯楽用機器 その他のサービス用機器	3112	サービス用機器		(続き)業務用機械		(続き)業務用機械
3113 -01	3113 -011	計測機器	3113	計測機器				
3114 -01	3114 -011	医療用機械器具	3114	医療用機械器具				
3115 -01	3115 -011	光学機械・レンズ	3115	光学機械・レンズ				
3116 -01	3116 -011	武器	3116	武器				
3211 -01	3211 -011	電子管	3211	電子デバイス	321	電子デバイス	32	電子部品
3211 -02	3211 -021	半導体素子						
3211 -03	3211 -031	集積回路						
3211 -04	3211 -041	液晶パネル						
3299 -01	3299 -011	磁気テープ・磁気ディスク	3299	その他の電子部品	329	その他の電子部品		
3299 -02	3299 -021	電子回路						
3299 -09	3299 -099	その他の電子部品						
3311 -01	3311 -011 3311 -012	回転電気機械 発電機器 電動機	3311	産業用電気機器	331	産業用電気機器	33	電気機械
3311 -02	3311 -021	変圧器・変成器						
3311 -03	3311 -031	開閉制御装置・配電盤						
3311 -04	3311 -041	配線器具						
3311 -05	3311 -051	内燃機関電装品						
3311 -09	3311 -099	その他の産業用電気機器						
3321 -01	3321 -011	民生用エアコンディショナ	3321	民生用電気機器	332	民生用電気機器		
3321 -02	3321 -021	民生用電気機器(エアコンを除く。)						
3331 -01	3331 -011	電子応用装置	3331	電子応用装置	333	電子応用装置・電気計測器		
3332 -01	3332 -011	電気計測器	3332	電気計測器				
3399 -01	3399 -011	電球類	3399	その他の電気機械	339	その他の電気機械		
3399 -02	3399 -021	電気照明器具						
3399 -03	3399 -031	電池						
3399 -09	3399 -099	その他の電気機械器具						
3411 -01	3411 -011	ビデオ機器・デジタルカメラ	3411	民生用電子機器	341	通信機械・同関連機器	34	情報・通信機器
3411 -02	3411 -021	電気音響機器						
3411 -03	3411 -031	ラジオ・テレビ受信機						
3412 -01	3412 -011	有線電気通信機器	3412	通信機械				
3412 -02	3412 -021	携帯電話機						
3412 -03	3412 -031	無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)						
3412 -09	3412 -099	その他の電気通信機器						
3421 -01	3421 -011	パーソナルコンピュータ	3421	電子計算機・同附属装置	342	電子計算機・同附属装置		
3421 -02	3421 -021	電子計算機本体(パソコンを除く。)						
3421 -03	3421 -031	電子計算機附属装置						
3511 -01	3511 -011	乗用車	3511	乗用車	351	乗用車	35	輸送機械
3521 -01	3521 -011	トラック・バス・その他の自動車	3521	トラック・バス・その他の自動車				
3522 -01	3522 -011	二輪自動車	3522	二輪自動車				
3531 -01	3531 -011	自動車用内燃機関	3531	自動車部品・同附属品	353	自動車部品・同附属品		
3531 -02	3531 -021	自動車部品						
3541 -01	3541 -011	鋼船	3541	船舶・同修理	354	船舶・同修理		
3541 -02	3541 -021	その他の船舶						
3541 -03	3541 -031	船用内燃機関						
3541 -10	3541 -101	船舶修理						
3591 -01	3591 -011	鉄道車両	3591	鉄道車両・同修理	359	その他の輸送機械・同修理		
3591 -10	3591 -101	鉄道車両修理						
3592 -01	3592 -011	航空機	3592	航空機・同修理				
3592 -10	3592 -101	航空機修理						
3599 -01	3599 -011	自転車	3599	その他の輸送機械				
3599 -09	3599 -091	その他の輸送機械						
3599 -099	3599 -099	産業用運搬車両 他に分類されない輸送機械						
3911 -01	3911 -011	がん具	3911	がん具・運動用品	391	その他の製造工業製品	39	その他の製造工業製品(3/3)
3911 -02	3911 -021	運動用品						
3919 -01	3919 -011	身近細貨品	3919	その他の製造工業製品				
3919 -02	3919 -021	時計						
3919 -03	3919 -031	楽器						
3919 -04	3919 -041	筆記具・文具						
3919 -05	3919 -051	畳・わら加工品						
3919 -06	3919 -061	情報記録物						
3919 -09	3919 -099	その他の製造工業製品						
3921 -01	3921 -011	再生資源回収・加工処理						
4111 -01	4111 -011	住宅建築(木造)	4111	住宅建築	411	建築	41	建設
4111 -02	4111 -021	住宅建築(非木造)						
4112 -01	4112 -011	非住宅建築(木造)	4112	非住宅建築				
4112 -02	4112 -021	非住宅建築(非木造)						
4121 -01	4121 -011	建設補修	4121	建設補修	412	建設補修		

基本分類 (行518×列397)			統合小分類 (190部門)		統合中分類 (108部門)		統合大分類 (37部門)					
分類コード		部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名				
列部門	行部門											
4131 -01	4131 -011	道路関係公共事業	4131	公共事業	413	公共事業		(続き)建設				
4131 -02	4131 -021	河川・下水道・その他の公共事業										
4131 -03	4131 -031	農林関係公共事業										
4191 -01	4191 -011	鉄道軌道建設	4191	その他の土木建設	419	その他の土木建設						
4191 -02	4191 -021	電力施設建設										
4191 -03	4191 -031	電気通信施設建設										
4191 -09	4191 -099	その他の土木建設										
4611 -01	4611 -001	事業用電力	4611	電力	461	電力	46	電力・ガス・熱供給				
4611 -02		事業用原子力発電										
4611 -03		事業用火力発電										
4611 -04		4611 -041							自家発電			
4621 -01	4621 -011	都市ガス	4621	都市ガス	462	ガス・熱供給						
4622 -01	4622 -011	熱供給業	4622	熱供給業								
4711 -01	4711 -011	上水道・簡易水道	4711	水道	471	水道	47	水道				
4711 -02	4711 -021	工業用水										
4711 -03	4711 -031	下水道★★										
4811 -01	4811 -011	廃棄物処理(公営)★★	4811	廃棄物処理	481	廃棄物処理	48	廃棄物処理				
4811 -02	4811 -021	廃棄物処理(産業)										
5111 -01	5111 -011	卸売	5111	卸売	511	商業	51	商業				
5112 -01	5112 -011	小売	5112	小売								
5311 -01	5311 -011 5311 -012 5311 -013 5311 -014	金融	5311	金融	531	金融・保険	53	金融・保険				
5312 -01		5312 -011							生命保険	5312	保険	
5312 -02		5312 -021							損害保険			
5511 -01		5511 -011							不動産仲介・管理業	5511	不動産仲介及び賃貸	551
5511 -02	5511 -021	不動産賃貸業										
5521 -01	5521 -011	住宅賃貸料	5521	住宅賃貸料	552	住宅賃貸料						
5531 -01	5531 -011	住宅賃貸料(帰属家賃)	5531	住宅賃貸料(帰属家賃)	553	住宅賃貸料(帰属家賃)						
5711 -01	5711 -011	鉄道旅客輸送	5711	鉄道旅客輸送	571	鉄道輸送			57	運輸・郵便		
5712 -01	5712 -011	鉄道貨物輸送	5712	鉄道貨物輸送								
5721 -01	5721 -011	バス	5721	道路旅客輸送	572	道路輸送(自家輸送を除く。)						
5721 -02	5721 -021	ハイヤー・タクシー										
5722 -01	5722 -011	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)	5722	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)	573	自家輸送						
5731 -01P	5731 -011P	自家輸送(旅客自動車)	5731	自家輸送(旅客自動車)								
5732 -01P	5732 -011P	自家輸送(貨物自動車)	5732	自家輸送(貨物自動車)	574	水運						
5741 -01	5741 -011	外洋輸送	5741	外洋輸送								
5742 -01	5742 -011 5742 -012	沿海・内水面輸送	5742	沿海・内水面輸送								
		沿海・内水面旅客輸送										
		沿海・内水面貨物輸送										
5743 -01	5743 -011	港湾運送	5743	港湾運送	575	航空輸送						
5751 -01	5751 -011 5751 -012 5751 -013 5751 -014	航空輸送	5751	航空輸送								
		国際航空輸送										
		国内航空旅客輸送										
		国内航空貨物輸送										
5761 -01	5761 -011	貨物利用運送	5761	貨物利用運送	576	貨物利用運送						
5771 -01	5771 -011	倉庫	5771	倉庫	577	倉庫						
5781 -01	5781 -011	こん包	5781	こん包	578	運輸附帯サービス						
5789 -01	5789 -011	道路輸送施設提供	5789	その他の運輸附帯サービス								
5789 -02	5789 -021	水運施設管理★★										
5789 -03	5789 -031	水運附帯サービス										
5789 -04	5789 -041	航空施設管理(国公営)★★										
5789 -05	5789 -051	航空施設管理(産業)										
5789 -06	5789 -061	航空附帯サービス										
5789 -09	5789 -099	旅行・その他の運輸附帯サービス										
5791 -01	5791 -011	郵便・信書便			5791	郵便・信書便	579	郵便・信書便				
5911 -01	5911 -011	固定電気通信			5911	電気通信	591	通信			59	情報通信
5911 -02	5911 -021	移動電気通信										
5911 -09	5911 -099	その他の電気通信										
5919 -09	5919 -099	その他の通信サービス	5919	その他の通信サービス	592	放送						
5921 -01	5921 -011	公共放送	5921	放送								
5921 -02	5921 -021	民間放送										
5921 -03	5921 -031	有線放送										
5931 -01	5931 -011 5931 -012	情報サービス	5931	情報サービス	593	情報サービス						
		ソフトウェア業										
	5931 -012	情報処理・提供サービス	5941	インターネット附随サービス	594	インターネット附随サービス						
5941 -01	5941 -011	インターネット附随サービス										
5951 -01	5951 -011	映像・音声・文字情報制作業							5951	映像・音声・文字情報制作	595	映像・音声・文字情報制作
5951 -02	5951 -021	新聞										
5951 -03	5951 -031	出版										

基本分類 (行518×列397)			統合小分類 (190部門)		統合中分類 (108部門)		統合大分類 (37部門)	
分類コード		部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名
列部門	行部門							
6111-01	6111-011	公務(中央)★★	6111	公務(中央)	611	公務	61	公務
6112-01	6112-011	公務(地方)★★	6112	公務(地方)				
6311-01	6311-011	学校教育(国公立)★★	6311	学校教育	631	教育	63	教育・研究
6311-02	6311-021	学校教育(私立)★						
6312-01	6312-011	社会教育(国公立)★★						
6312-02	6312-021	社会教育(非営利)★						
6312-03	6312-031	その他の教育訓練機関(国公立)固★	6312	社会教育・その他の教育				
6312-04	6312-041	その他の教育訓練機関(産業)						
6321-01	6321-011	自然科学研究機関(国公立)★★						
6321-02	6321-021	人文科学研究機関(国公立)★★						
6321-03	6321-031	自然科学研究機関(非営利)★						
6321-04	6321-041	人文科学研究機関(非営利)★						
6321-05	6321-051	自然科学研究機関(産業)	6321	学術研究機関	632	研究		
6321-06	6321-061	人文科学研究機関(産業)						
6322-01	6322-011	企業内研究開発	6322	企業内研究開発				
6411-01	6411-011	医療(入院診療)	6411	医療	641	医療	64	医療・福祉
6411-02	6411-021	医療(入院外診療)						
6411-03	6411-031	医療(歯科診療)						
6411-04	6411-041	医療(調剤)						
6411-05	6411-051	医療(その他の医療サービス)						
6421-01	6421-011	保健衛生(国公立)★★	6421	保健衛生	642	保健衛生		
6421-02	6421-021	保健衛生(産業)						
6431-01	6431-011	社会保険事業★★	6431	社会保険・社会福祉	643	社会保険・社会福祉		
6431-02	6431-021	社会福祉(国公立)★★						
6431-03	6431-031	社会福祉(非営利)★						
6431-04	6431-041	社会福祉(産業)						
6441-01	6441-011	介護(施設サービス)	6441	介護	644	介護		
6441-02	6441-021	介護(施設サービスを除く。)						
6599-01	6599-011	対企業民間非営利団体	6599	その他の非営利団体サービス	659	その他の非営利団体サービス	65	その他の非営利団体サービス
6599-02	6599-021	対家計民間非営利団体(別掲を除く。)*						
6611-01		物品賃貸業(貸自動車を除く。)	6611	物品賃貸業(貸自動車を除く。)	661	物品賃貸サービス	66	対事業所サービス
	6611-011	産業用機械器具(建設機械器具を除く。)賃貸業						
	6611-012	建設機械器具賃貸業						
	6611-013	電子計算機・同関連機器賃貸業						
	6611-014	事務用機械器具(電算機等を除く。)賃貸業						
	6611-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業						
6612-01	6612-011	貸自動車業	6612	貸自動車業				
6621-01		広告	6621	広告	662	広告		
	6621-011	テレビ・ラジオ広告						
	6621-012	新聞・雑誌・その他の広告						
6631-10	6631-101	自動車整備	6631	自動車整備	663	自動車整備・機械修理		
6632-10	6632-101	機械修理	6632	機械修理				
6699-01	6699-011	法務・財務・会計サービス	6699	その他の対事業所サービス	669	その他の対事業所サービス		
6699-02	6699-021	土木建築サービス						
6699-03	6699-031	労働者派遣サービス						
6699-04	6699-041	建物サービス						
6699-05	6699-051	警備業						
6699-09	6699-099	その他の対事業所サービス						
6711-01	6711-011	宿泊業						
6721-01	6721-011	飲食サービス	6721	飲食サービス	672	飲食サービス		
6731-01	6731-011	洗濯業	6731	洗濯・理容・美容・浴場業	673	洗濯・理容・美容・浴場業		
6731-02	6731-021	理容業						
6731-03	6731-031	美容業						
6731-04	6731-041	浴場業						
6731-09	6731-099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業						
6741-01	6741-011	映画館	6741	娯楽サービス	674	娯楽サービス		
6741-02	6741-021	興行場(映画館を除く。)*興行団						
6741-03	6741-031	競輪・競馬等の競走場・競技団						
6741-04	6741-041	スポーツ施設提供業・公園・遊園地						
6741-05	6741-051	遊戯場						
6741-09	6741-099	その他の娯楽						
6799-01	6799-011	写真業	6799	その他の対個人サービス	679	その他の対個人サービス		
6799-02	6799-021	冠婚葬祭業						
6799-03	6799-031	個人教授業						
6799-04	6799-041	各種修理業(別掲を除く。)						
6799-09	6799-099	その他の対個人サービス						
6811-00P	6811-000P	事務用品	6811	事務用品	681	事務用品	68	事務用品
6911-00	6911-000	分類不明	6911	分類不明	691	分類不明	69	分類不明
7000-00	7000-000	内生部門計	7000	内生部門計	700	内生部門計	70	内生部門計

2 最終需要部門

基本分類		統合小分類		統合中分類		統合大分類		
分類コード		部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名
列部門	行部門							
7111	-00	家計外消費支出(列)	7111	家計外消費支出(列)	711	家計外消費支出(列)	71	家計外消費支出(列)
7211	-00	家計消費支出	7211	家計消費支出	721	民間消費支出	72	民間消費支出
7212	-00	対家計民間非営利団体消費支出	7212	対家計民間非営利団体消費支出				
7311	-01	中央政府集合の消費支出	7311	一般政府消費支出	731	一般政府消費支出	73	一般政府消費支出
7311	-02	地方政府集合の消費支出						
7311	-03	中央政府個別の消費支出						
7311	-04	地方政府個別の消費支出						
7321	-01	中央政府集合の消費支出(社会資本等減耗分)	7321	一般政府消費支出(社会資本等減耗分)	732	一般政府消費支出(社会資本等減耗分)	73	一般政府消費支出
7321	-02	地方政府集合の消費支出(社会資本等減耗分)						
7321	-03	中央政府個別の消費支出(社会資本等減耗分)						
7321	-04	地方政府個別の消費支出(社会資本等減耗分)						
7411	-00	国内総固定資本形成(公的)	7411	国内総固定資本形成(公的)	741	国内総固定資本形成(公的)	74	国内総固定資本形成(公的)
7511	-00	国内総固定資本形成(民間)	7511	国内総固定資本形成(民間)	751	国内総固定資本形成(民間)	75	国内総固定資本形成(民間)
7611	-01	生産者製品在庫純増	7611	在庫純増	761	在庫純増	76	在庫純増
7611	-02	半製品・仕掛品在庫純増						
7611	-03	流通在庫純増						
7611	-04	原材料在庫純増						
7711	-00	調整項	7711	調整項	771	調整項	77	調整項
7800	-00	国内最終需要計	7800	国内最終需要計	780	国内最終需要計	78	国内最終需要計
7900	-00	国内需要合計	7900	国内需要合計	790	国内需要合計	79	国内需要合計
8011	-01	輸出(普通貿易)	8011	輸出	801	輸出	80	輸出
8011	-02	輸出(特殊貿易)						
8012	-00	輸出(直接購入)						
8100	-00	輸出計	8100	輸出計	810	輸出計	81	輸出計
8200	-00	最終需要計	8200	最終需要計	820	最終需要計	82	最終需要計
8300	-00	需要合計	8300	需要合計	830	需要合計	83	需要合計
8411	-01	(控除)輸入(普通貿易)	8411	(控除)輸入	841	(控除)輸入	84	(控除)輸入
8411	-02	(控除)輸入(特殊貿易)						
8412	-00	(控除)輸入(直接購入)						
8511	-00	(控除)関税	8511	(控除)関税	851	(控除)関税	85	(控除)関税
8611	-00	(控除)輸入品商品税	8611	(控除)輸入品商品税	861	(控除)輸入品商品税	86	(控除)輸入品商品税
8700	-00	(控除)輸入計	8700	(控除)輸入計	870	(控除)輸入計	87	(控除)輸入計
8800	-00	最終需要部門計	8800	最終需要部門計	880	最終需要部門計	88	最終需要部門計
8911	-00	商業マージン(卸売)	8911	商業マージン(卸売)	891	商業マージン	89	商業マージン
8912	-00	商業マージン(小売)						
9011	-00	貨物運賃(鉄道)	9011	貨物運賃(鉄道)	901	貨物運賃	90	貨物運賃
9012	-00	貨物運賃(道路)						
9013	-01	貨物運賃(沿海内水面)						
9013	-02	貨物運賃(港湾運送)						
9014	-00	貨物運賃(航空)						
9015	-00	貨物運賃(利用運送)						
9016	-00	貨物運賃(倉庫)						
9700	-00	国内生産額						

3 粗付加価値部門

基本分類		統合小分類		統合中分類		統合大分類		
分類コード		部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名
列部門	行部門							
	7111 -001	宿泊・日当	7111	家計外消費支出(行)	711	家計外消費支出(行)	71	家計外消費支出(行)
	7111 -002	交際費						
	7111 -003	福利厚生費						
	9111 -000	賃金・俸給	9111	賃金・俸給	911	雇用者所得	91	雇用者所得
	9112 -000	社会保険料(雇用主負担)	9112	社会保険料(雇用主負担)				
	9113 -000	その他の給与及び手当	9113	その他の給与及び手当				
	9211 -000	営業余剰	9211	営業余剰	921	営業余剰	92	営業余剰
	9311 -000	資本減耗引当	9311	資本減耗引当	931	資本減耗引当	93	資本減耗引当
	9321 -000	資本減耗引当(社会資本等減耗分)	9321	資本減耗引当(社会資本等減耗分)	932	資本減耗引当(社会資本等減耗分)		
	9411 -000	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)	9411	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)	941	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)	94	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)
	9511 -000	(控除)経常補助金	9511	(控除)経常補助金	951	(控除)経常補助金	95	(控除)経常補助金
	9600 -000	粗付加価値部門計	9600	粗付加価値部門計	960	粗付加価値部門計	96	粗付加価値部門計
	9700 -000	国内生産額	9700	国内生産額	970	国内生産額	97	国内生産額

4 ひな型（内生13部門）と統合大分類の対応

統合大分類		ひな型	
分類コード	部門名	分類コード	部門名
01	農林水産業	01	農林水産業
06	鉱業	02	鉱業
11	飲食料品	03	製造業
15	繊維製品		
16	パルプ・紙・木製品		
20	化学製品		
21	石油・石炭製品		
22	プラスチック・ゴム		
25	窯業・土石製品		
26	鉄鋼		
27	非鉄金属		
28	金属製品		
29	はん用機械		
30	生産用機械		
31	業務用機械		
32	電子部品		
33	電気機械		
34	情報・通信機器		
35	輸送機械		
39	その他の製造工業製品		
68	事務用品		
41	建設	04	建設
46	電力・ガス・熱供給	05	電力・ガス・水道
47	水道		
51	商業	06	商業
53	金融・保険	07	金融・保険
55	不動産	08	不動産
57	運輸・郵便	09	運輸・郵便
59	情報通信	10	情報通信
61	公務	11	公務
48	廃棄物処理	12	サービス
63	教育・研究		
64	医療・福祉		
65	その他の非営利団体サービス		
66	対事業所サービス		
67	対個人サービス		
69	分類不明	13	分類不明
70	内生部門計	70	内生部門計
71	家計外消費支出(列)	71	家計外消費支出(列)
72	民間消費支出	72	民間消費支出
73	一般政府消費支出	73	一般政府消費支出
74	国内総固定資本形成(公的)	74	国内総固定資本形成
75	国内総固定資本形成(民間)		
76	在庫純増	76	在庫純増
77	調整項	77	調整項
78	国内最終需要計	78	国内最終需要計
79	国内需要合計	79	国内需要合計
80	輸出		
81	輸出計	81	輸出計
82	最終需要計	82	最終需要計
83	需要合計	83	需要合計
84	(控除)輸入	84	(控除)輸入
85	(控除)関税	85	(控除)関税
86	(控除)輸入品商品税	86	(控除)輸入品商品税
87	(控除)輸入計	87	(控除)輸入計
88	最終需要部門計	88	最終需要部門計
89	商業マージン	89	商業マージン
90	貨物運賃	90	貨物運賃
97	国内生産額	97	国内生産額
71	家計外消費支出(行)	71	家計外消費支出(行)
91	雇用者所得	91	雇用者所得
92	営業余剰	92	営業余剰
93	資本減耗引当	93	資本減耗引当
94	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)	94	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)
95	(控除)経常補助金	95	(控除)経常補助金
96	粗付加価値部門計	96	粗付加価値部門計
97	国内生産額	97	国内生産額

※ 内生13部門の分類コードは、01～13を機械的に付番している。

第2章 部門別概念・定義・範囲

第1節 内生部門

01 農林水産業

本章は、平成23年表の基本分類の各部門について、その概念・定義・範囲を規定したものである。平成23年表の部門分類は、平成19年11月に行われた日本標準産業分類の第12回改定等を受けて、大幅に変更されている。それらは、部門ごとに変更内容を記載しているほか、第1部第3章の[別表4]として、新旧対照表を示している。

なお、日本標準産業分類の第12回改定により、産業中分類ごとに小分類として「管理的、補助的経済活動を行う事業所」が設定された。しかし、平成23年表では、これら管理的、補助的経済活動は部門として設けておらず、概念上は、各部門に含まれているが、これについては、逐一記載していない。また、日本標準産業分類の細分類7282「純粋持株会社」についても、本業を持たず、他社の経営戦略・人事戦略・意思決定等に専念していることから「管理的、補助的経済活動を行う事業所」と同様の活動と考えられるため、同様に、産業連関表上、対応する部門はない。

部門の概念・定義・範囲は、おおむね、次のような構成で記載している。

(列・行コード、部門名称)

コード順に整理している。ただし、統合大分類「その他の製造工業製品」に係る部門については、複数の区分にまたがる部門があるため、一部コード順になっていない部分がある。

(担当府省庁)

当該部門の担当府省庁名を記載している。

(定義・範囲)

当該部門のアクティビティの範囲を規定している。

なお、日本標準産業分類の分類名を引用している部分については、名称の正確な引用とするため、読点には「,」を用いている。

(品目例示)

当該部門の活動により産出される主な財又はサービスを行部門ごとに例示したものである。

ただし、行部門名から産出される主な財又はサービスが明らかな場合には、例示を省略している場合がある。

(平成17年表からの変更点)

平成23年表において、平成17年表の概念・定義・範囲を変更したものと等について記載している。

(注 意 点)

概念・定義・範囲に関する留意点、平成12年表から平成17年表における変更点について記載している。

(注) 1 基本分類の部門名称欄の★印は、次の区分により生産活動主体分類を示したものである。

- ★★・・・政府サービス生産者
- ★・・・対家計民間非営利サービス生産者
- 無印・・・産業

2 Pは仮設部門を示す。

列コード	行コード	部門名称
0111-01		米
	0111-011	米
	0111-012	稲わら

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0111「米作農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 米、稲わら

列コード	行コード	部門名称
0111-02		麦類
	0111-021	小麦(国産)
	0111-022	小麦(輸入)
	0111-023	大麦(国産)
	0111-024	大麦(輸入)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0112「米作以外の穀作農業」のうち麦類の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 小麦、大麦(二条、六条)、裸麦

(注 意 点) 国内生産額に含めていた奨励補助金の制度変更に伴い、その扱いを変更したため、平成17年表までの国内生産額の水準と一致しない。

列コード	行コード	部門名称
0112-01		いも類
	0112-011	かんしょ
	0112-012	ばれいしょ

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0117「ばれいしょ・かんしょ作農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かんしょ、ばれいしょ

(注 意 点) ① さといも、やまのいも等は列部門「0113-01 野菜(露地)」及び行部門「0113-001 野菜」に含める。

② 国内生産額に含めていた奨励補助金の制度変更に伴い、その扱いを変更したため、平成17年表までの国内生産額の水準と一致しない。

列コード	行コード	部門名称
0112-02		豆類
	0112-021	大豆(国産)
	0112-022	大豆(輸入)
	0112-029	その他の豆類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0112「米作以外の穀作農業」のうち豆類の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 大豆(国産)、大豆(輸入)、その他の豆類(えんどう、そらまめ、いんげん豆、小豆、ささげ、らっかせい、その他の豆類)

(注 意 点) ① 未成熟の大豆、えんどう、そらまめ、いんげん豆は列部門「0113-01 野菜(露地)」及び行部門「0113-001 野菜」に含める。
② 国内生産額に含めていた奨励補助金の制度変更に伴い、その扱いを変更したため、平成17年表までの国内生産額の水準と一致しない。

列コード	行コード	部門名称
0113-01 0113-02	0113-001	野菜 野菜(露地) 野菜(施設)

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0113「野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)」のうち野菜の生産活動を範囲とする。

なお、野菜(施設)の範囲は、ガラス室(ガラスで被覆された施設で、その中で普通の姿勢で作業ができるもの)及びハウス(ガラス以外のもので被覆された施設で、その中で普通の姿勢で作業ができるもの)による野菜の生産活動とし、野菜(露地)の範囲は、それ以外の方法による野菜の生産活動とする。

(品目例示) 果菜類(露地):かぼちや、ピーマン、きゅうり、露地メロン、すいか、なす、トマト、さやえんどう(未成熟えんどう)、未成熟とうもろこし、えだまめ(未成熟大豆)、さやいんげん(未成熟いんげん)

葉茎菜類(露地):キャベツ、はくさい、その他の漬菜、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、にら、みつば、しゅんぎく、にんにく、レタス、セルリー、カリフラワー、ブロッコリー、アスパラガス、たけのこ

根菜類:だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、れんこん、しょうが

果菜類(施設):かぼちや、ピーマン、きゅうり、温室メロン、すいか、なす、トマト、いちご

葉茎菜類(施設):レタス、もやし

(平成17年表からの変更点)

平成17年表において、トンネルでの生産を「野菜(施設)」としていたものを、「野菜(露地)」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表で「1119-09、-099 その他の食料品」に含まれていたもやしを本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
0114-01	0114-011 0114-012 0114-019	果実 かんきつ りんご その他の果実

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0114「果樹作農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かんきつ:みかん、夏みかん、ネーブルオレンジ、はっさく、伊予柑、グレープフルーツ(輸入)、かんきつ類の植物成長
りんご:りんご、りんごの植物成長
その他の果実:ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、すもも、おうとう、うめ、びわ、かき、くり、キウイフルーツ、パイナップル、バナナ(輸入)、その他の果実の植物成長

列コード	行コード	部門名称
0115-01	0115-011	砂糖原料作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0116「工芸農作物農業」のうち砂糖原料作物の生産活動を範囲とする。

(品目例示) さとうきび、てんさい

(注 意 点) 国内生産額に含めていた奨励補助金の制度変更に伴い、その扱いを変更したため、平成17年表までの国内生産額の水準と一致しない。

列コード	行コード	部門名称
0115-02	0115-021 0115-029	飲料用作物 コーヒー豆・カカオ豆(輸入) その他の飲料用作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0116「工芸農作物農業」のうち飲料用作物の生産活動を範囲とする。

(品目例示) コーヒー豆(輸入)、カカオ豆(輸入)、茶(生葉)、ホップ、茶の植物成長

列コード	行コード	部門名称
0115-09	0115-091 0115-092 0115-099	その他の食用耕種作物 雑穀 油糧作物 他に分類されない食用耕種作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0112「米作以外の耕作農業」及び0116「工芸農作物農業」のうち他に分類されない食用耕種作物の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 雑穀：そば、えん麦、とうもろこし、あ
わ、きび、ひえ、グリーンソルガム（輸入）
油糧作物：なたね、ごま、オリーブ
他に分類されない食用耕種作物：こんに
ゃくいも、香辛料作物（輸入）、カッサバ芋
（輸入）

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「0115-093 食用工芸作物
（除別掲）」を「0115-099 他に分類されな
い食用耕種作物」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
0116-01	0116-011	飼料作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0119「その
他の耕種農業」のうち飼肥料作物の生産活動
を範囲とする。

(品目例示) 牧草、青刈とうもろこし、ソルゴー

列コード	行コード	部門名称
0116-02	0116-021	種苗

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0115「花き作
農業」のうち球根の生産活動及び細分類
0119「その他の耕種農業」のうち種苗の生
産活動を範囲とする。

なお、生産物を直接自部門投入して生産
活動を行うものを除く。

(品目例示) 農産物（畜産物、蚕を除く）の種子、球
根類、苗木類（山行き苗木を除く）、苗木類
の植物成長

(注 意 点) 花き苗は、「0116-03、-031 花き・花木類」
に含める。

列コード	行コード	部門名称
0116-03	0116-031	花き・花木類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0115「花き作
農業」のうち球根を除く生産活動を範囲と
する。

(品目例示) 切り花類、鉢物類、花木（成木）、花壇用
苗もの類、芝類、地被植物類、花木（成木）
の植物成長

列コード	行コード	部門名称
0116-09	0116-091 0116-092 0116-093 0116-099	その他の非食用耕種作物 葉たばこ 生ゴム（輸入） 綿花（輸入） 他に分類されない非食用耕 種作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0116「工芸農
作物農業」のうち他に分類されない非食用耕
種作物の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物（落綿）
は「0116-093 綿花（輸入）」を競合部門とす
る。

(品目例示) 葉たばこ、生ゴム（輸入）、綿花（輸入）、
薬用作物（おたね人参、とうき等）、製紙原
料作物（こうぞ、みつまた等）、敷物原料作
物（い草等）

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「0116-099 その他の非食用
工芸作物（除別掲）」を「他に分類されない
非食用耕種作物」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
0121-01	0121-011 0121-019	酪農 生乳 その他の酪農生産物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0121「酪農業」
の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 生乳、乳子牛（と畜向け、肉用肥育向け）、
乳子牛の成長増加、乳廃牛、きゅう肥

列コード	行コード	部門名称
0121-02	0121-021	肉用牛

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0122「肉用牛
生産業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) と畜向け（成牛換算飼養頭数の増減を含
む。）、肥育向け子畜、きゅう肥

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「0121-05、-051」
を「0121-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0121-03	0121-031	豚

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0123「養豚業」
の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 豚（成豚換算飼養頭数の増減を含む。）、
きゅう肥

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「0121-04、-041」
を「0121-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0121-04	0121-041	鶏卵

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0124「養鶏業」
のうち鶏卵の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鶏卵、成鶏(成鶏換算飼養羽数の増減を含む。)、不正常卵、鶏ふん
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「0121-02、-021」を「0121-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0121-05	0121-051	肉鶏

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0124「養鶏業」のうち肉鶏の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) ブロイラー、鶏ふん
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「0121-03、-031」を「0121-05、-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0121-09	0121-091 0121-099	その他の畜産 羊毛 他に分類されない畜産

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0125「畜産類似業」、0126「養蚕農業」及び0129「その他の畜産農業」の生産活動を範囲とする。
 なお、他部門で発生する屑・副産物(毛屑等)は本部門を競合部門とする。
 (品目例示) 羊毛、馬(軽種馬を含む。)、やぎ、めん羊、毛皮用動物(ミンク、うさぎ等の飼育及びその毛、毛皮等)、食用鳥類(鶏を除く。)、その他の食用畜産物(やぎ乳、はちみつ、うずらの卵)、愛がん動物(昆虫類を含む。)、実験用動物(マウス、モルモット)、きゅう肥、養蚕
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表の「0121-099 その他の畜産」を「他に分類されない畜産」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
0131-01	0131-011	獣医学

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類7411「獣医学」の活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
0131-02	0131-021	農業サービス(獣医学を除く。)

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類013「農業サービス業(園芸サービス業を除く。)」の活動を範囲とする。
 (品目例示) カントリーエレベーター、ライスセンター、稲作共同育苗事業、土地改良区、青果物共同選果場、航空防除、稚蚕共同飼育事

業、種付業、ふ卵業
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表の「0131-02、-021 農業サービス(除獣医学)」を「農業サービス(獣医学を除く。)」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
0151-01	0151-011	育林

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0211「育林業」、0241「育林サービス業」及び0243「山林種苗生産サービス業」の活動を範囲とする。
 (品目例示) 苗木、立木の成長
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「0211-01、-011」を「0151-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 造林用苗木は中間生産物であるが、この部門の生産物に含める。
 ② 日本標準産業分類の細分類0241「育林サービス業」及び0243「山林種苗生産サービス業」は、本部門の範囲とするが、同業に係る費用の受払はすべて自部門取引となるので国内生産額には計上しない。

列コード	行コード	部門名称
0152-01	0152-011 0152-012	素材 素材(国産) 素材(輸入)

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0221「素材生産業」及び0242「素材生産サービス業」の活動を範囲とする。
 (品目例示) 丸太(そま角、大割材等を含む。)
 (平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「0212-01、-011～-012」を「0152-01、-011～-012」に変更。
 (注 意 点) 日本標準産業分類の細分類0242「素材生産サービス業」は、本部門の範囲とするが、同業に係る費用の受払はすべて自部門取引となるので国内生産額には計上しない。

列コード	行コード	部門名称
0153-01	0153-011	特用林産物(狩猟業を含む。)

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0113「野菜作農業(きのこ類の栽培を含む。)」のうち栽培きのこの生産活動、0231「製薪炭業」、0239「その他の特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く。)」、0249「その他の林業サービス業」及び0299「その他の林業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) きのこ類(まつたけ、しいたけ、えのき

たけ等)、種実(くり、くるみ)、ねまがりたけ、生うるし、木ろう、竹材、薪、木炭、狩猟による動物原皮

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「0213-01、-011 特用林産物(含狩猟業)」を「0153-01、-011 特用林産物(狩猟業を含む。)」にコード及び名称変更。

(注 意 点) ① 種実のうち栽培したものは列部門「0114-01 果実」及び行部門「0114-019 その他の果実」に含める。

② 日本標準産業分類の細分類 0249「その他の林業サービス業」は、本部門の範囲とするが、同業に係る費用の受払はすべて自部門取引となるので国内生産額には計上しない。

(品目例示) 内水面漁業: さけ・ます類、わかさぎ、あゆ、しらうお、こい、ふな、うなぎ、しじみ、えび類

内水面養殖業: ます類、あゆ、こい、ふな、うなぎ、淡水真珠、鑑賞用魚

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「0312-01~-02、-001」を「0172-01~-02、-001」に変更。

(注 意 点) 平成17年表まで内水面漁業に含めていた遊漁者の採捕による国内生産額は含めていない。

列コード	行コード	部門名称
0171-01		海面漁業
	0171-011	海面漁業(国産)
	0171-012	海面漁業(輸入)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 031「海面漁業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 魚類、えび類、かに類、いか類、たこ類、うに類、なまこ類、貝類、海藻類、鯨類

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「0311-01 沿岸漁業」、「0311-02 沖合漁業」及び「0311-03 遠洋漁業」を統合して「0171-01 海面漁業」とし、平成17年表のコード「0311-001~-002」を「0171-011~-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0171-02	0171-021	海面養殖業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 041「海面養殖業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) まあじ、ぶり類、たい類、くるまえび、ほや類、はたてがい、かき類、こんぶ類、わかめ類、のり類、真珠

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「0311-04、-041」を「0171-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0172-01 0172-02	0172-001	内水面漁業・養殖業
		内水面漁業
		内水面養殖業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 032「内水面漁業」及び 042「内水面養殖業」の生産活動を範囲とする。

06 鉱業

列コード	行コード	部門名称
0611-01		金属鉱物
	0611-011	鉄鉱石
	0611-012	非鉄金属鉱物

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 051「金属鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。
 (品目例示) 非鉄金属鉱物：銅鉱、鉛・亜鉛鉱、金鉱、銀鉱、すず鉱、タングステン鉱、硫化鉄鉱

列コード	行コード	部門名称
0621-01		石炭・原油・天然ガス
	0621-011	石炭
	0621-012	原油
	0621-013	天然ガス

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 052「石炭・亜炭鉱業」及び053「原油・天然ガス鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。
 (品目例示) 原料炭、一般炭、無煙炭、亜炭、雑炭、原油、天然ガス、液化天然ガス、圧縮ガス
 (平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「0711-01、-011～-013」を「0621-01、-011～-013」に変更。
 (注 意 点) 平成17年表において、平成12年表の列部門「0711-01 石炭」と「0721-01 原油・天然ガス」を統合し、「0711-01 石炭・原油・天然ガス」とした。また、平成12年表のコード「0721-011～012」を「0711-012～013」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0631-01	0631-011	砂利・採石

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類054「採石業、砂・砂利・玉石採取業」の掘採、採石及び選鉱活動を範囲とする。
 (品目例示) 砂利、砂、かんらん岩(精鉱)
 (平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「0622-01、-011」を「0631-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0631-02	0631-021	砕石

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2181「砕石製造業」の生産活動を範囲とする。
 なお、他部門で発生する屑・副産物(鉱さい(鉱滓))は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 砕石、石材
 (平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「0622-02、-021」を「0631-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0639-09		その他の鉱物
	0639-091	石灰石
	0639-092	窯業原料鉱物(石灰石を除く。)
	0639-099	他に分類されない鉱物

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 055「窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)」及び059「その他の鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。
 なお、他部門で発生する屑・副産物(石こう、化学石こう、水滓、高炉ガス灰、フライアッシュ、ガラス屑、ガラスびん、硫黄)は本部門を競合部門とする。
 (品目例示) 窯業原料鉱物(石灰石を除く。): けい石、けい砂、ドロマイト、ろう石、粘土、長石、陶石、カオリン
 他に分類されない鉱物: 重晶石、ベントナイト・けいそう土等の粘土、オリビンサンド
 (平成17年表からの変更点)

平成17年表の列部門「0621-01 窯業原料鉱物」と「0629-09 その他の非金属鉱物」を統合し、「0639-09 その他の鉱物」とする。また、平成17年表の行部門「0621-011 石灰石」、「0621-019 その他の窯業原料鉱物」及び「0629-099 その他の非金属鉱物」をそれぞれ「0639-091 石灰石」、「0639-092 窯業原料鉱物(石灰石を除く。)」及び「0639-099 他に分類されない鉱物」とする。

11 飲食料品

(カレーかん詰、ミートソース類かん詰等)

列コード	行コード	部門名称
1111-01		食肉
	1111-011	牛肉
	1111-012	豚肉
	1111-013	鶏肉
	1111-014	その他の食肉
	1111-015	と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0911「部分肉・冷凍肉製造業」、0919「その他の畜産食料品製造業」のうち食鳥処理加工及び9521「と畜場」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 牛肉、豚肉、鶏肉、その他の食肉(馬肉、羊肉、山羊肉)、と畜副産物(原皮、内臓及び肉鶏処理副産物)

(平成17年表からの変更点)

- 平成17年表の「1111-01 と畜(含肉鶏処理)」を「食肉」に、「1111-011 牛肉(枝肉)」を「牛肉」に、「1111-012 豚肉(枝肉)」を「豚肉」に、「1111-014 その他の肉(枝肉)」を「その他の食肉」に、「1111-015 と畜副産物(含肉鶏処理副産物)」を「と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)」に名称変更。
- 平成17年表において「1119-09、-099 その他の食料品」に含まれていた冷凍肉(鶏肉を含む。)を本部門に統合。

(注意点) 食肉処理加工以外のその他の畜産食料品は、「1119-09、-099 その他の食料品」に含まれる。

列コード	行コード	部門名称
1112-01	1112-011	肉加工品

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0912「肉加工品製造業」のうちハム、ベーコン、ソーセージ等の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) ハム、ベーコン、ソーセージ、ハンバーグ(冷蔵品)、焼豚

列コード	行コード	部門名称
1112-02	1112-021	畜産びん・かん詰

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0912「肉加工品製造業」及び0919「その他の畜産食料品製造業」のうち、びん・かん詰の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 食肉びん・かん詰(コンビーフかん詰、うずら卵水煮かん詰等)、調理特殊かん詰

列コード	行コード	部門名称
1112-03		酪農品
	1112-031	飲用牛乳
	1112-032	乳製品

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0913「処理牛乳・乳飲料製造業」及び0914「乳製品製造業(処理牛乳、乳飲料を除く)」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 飲用牛乳:牛乳、加工乳
 乳製品:乳飲料、粉乳、れん乳、バター、チーズ、アイスクリーム、ミックスパウダー、クリーム、発酵乳、乳酸菌飲料

列コード	行コード	部門名称
1113-01	1113-011	冷凍魚介類

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0925「冷凍水産物製造業」及び0926「冷凍水産食品製造業」の生産活動を範囲とする。船上冷凍も含める。
 (品目例示) 冷凍魚介類、冷凍魚介調理品(丸又は三枚おろし、刺身等の処理をし、凍結したもの)、冷凍すり身、副産物の「魚のあら」
 (注意点) 船上冷凍魚は、「0171-011 海面漁業(国産)」から本部門に生鮮魚を産出。

列コード	行コード	部門名称
1113-02	1113-021	塩・干・くん製品

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0924「塩干・塩蔵品製造業」及び0929「その他の水産食料品製造業」のうち干・くん製品の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 煮干し品、素干し品、塩干品、くん製品、副産物の「魚のあら」
 (注意点) さくら干し、みりん干しは、「1113-09、-099 その他の水産食品」に含まれる。

列コード	行コード	部門名称
1113-03	1113-031	水産びん・かん詰

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0921「水産缶詰・瓶詰製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) かに、さけ、まぐろ・かつお、さば、いわし、その他の水産びん・かん詰、副産物の「魚のあら」
 (注意点) 水産物つくだ煮は、その容器を問わず、「1113-09、-099 その他の水産食品」に含まれる。

列コード	行コード	部門名称
1113-04	1113-041	ねり製品

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0923「水産練製品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 焼きちくわ、かまぼこ、魚肉ハム・ソーセージ、副産物の「魚のあら」

列コード	行コード	部門名称
1113-09	1113-099	その他の水産食品

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0922「海藻加工業」及び0929「その他の水産食料品製造業」のうち干・くん製品を除く生産活動を範囲とする。
(品目例示) 節類、水産物つくだ煮、寒天、焼・味付けのり、さくら干し、みりん干し

列コード	行コード	部門名称
1114-01		精穀
	1114-011	精米
	1114-019	その他の精穀

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0961「精米・精麦業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 精米、くず米、米ぬか、精麦、麦ぬか

列コード	行コード	部門名称
1114-02		製粉
	1114-021	小麦粉
	1114-029	その他の製粉

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0962「小麦粉製造業」及び0969「その他の精穀・製粉業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 小麦粉、米穀粉、ふすま、そば粉、こんにゃく粉

列コード	行コード	部門名称
1115-01	1115-011	めん類

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0992「めん類製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 乾めん、即席めん、マカロニ・スパゲッティ、生めん

列コード	行コード	部門名称
1115-02	1115-021	パン類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0971「パン製造業」、0997「すし・弁当・調理パン製造業」のうち調理パン及びサンドイッチの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 食パン、学校給食パン、菓子パン、調理パン、サンドイッチ

列コード	行コード	部門名称
1115-03	1115-031	菓子類

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0972「生菓子製造業」、0973「ビスケット類・干菓子製造業」、0974「米菓製造業」、0979「その他のパン・菓子製造業」及び0999「他に分類されない食料品製造業」のうち即席ココアの生産活動を範囲とする。

(品目例示) キャラメル、ドロップ、キャンデー、チョコレート、チューインガム、焼菓子、ビスケット、米菓、和生菓子、洋生菓子、スナック菓子、油菓子、ココア

列コード	行コード	部門名称
1116-01	1116-011	農産びん・かん詰

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0931「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く）」のうちびん・かん詰及びジュース原液の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 野菜びん・かん詰、果実びん・かん詰、ジャム（びん・かん詰）、野菜ジュース、原料濃縮果汁

(注 意 点) ① 原料濃縮果汁以外の果実飲料は、「1129-02、-021 清涼飲料」に、菓子・かん詰は、「1115-03、-031 菓子類」に含める。
② たれ、つゆ類及びジュースを除くトマト加工品（ケチャップ・ピューレ等）のびん・かん詰は、「1117-05、-051 調味料」に含める。
③ 野菜ジュース、原料濃縮果汁については、その容器を問わない。

列コード	行コード	部門名称
1116-02	1116-021	農産保存食料品（びん・かん詰を除く。）

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0931「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く）」のうちびん・かん詰及びジュース原液を除く生産活動及び0932「野菜漬物製造業（缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 乾燥野菜、冷凍野菜、漬物、カップジャ

ム、かんぴょう、切干だいこん、マッシュポテト、干しがき

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「1116-02、-021 農産保存食料品(除びん・かん詰)」を「農産保存食料品(びん・かん詰を除く。)」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1117-01	1117-011	砂糖
	1117-019	精製糖
		その他の砂糖・副産物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0951「砂糖製造業(砂糖精製業を除く)」及び0952「砂糖精製業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 精製糖(てんさい糖、甘しゅ糖)、含みつ糖、副産物(糖みつ、ビートパルプ)

(注 意 点) 本部門には、国産さとうきびからの粗糖生産活動及びこの粗糖からの精製糖生産活動を含めるが、当過程での自部門投入は含まない。

列コード	行コード	部門名称
1117-02	1117-021	でん粉

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0991「でんぷん製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かんしょでん粉、ばれいしょでん粉、小麦でん粉、コーンスターチ、でん粉かす

列コード	行コード	部門名称
1117-03	1117-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0953「ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ぶどう糖(無水結晶ぶどう糖・含水結晶ぶどう糖、全糖ぶどう糖、液状ぶどう糖)、水あめ(水あめ、粉あめ)、異性化糖

列コード	行コード	部門名称
1117-04	1117-041	動植物油脂
	1117-042	植物油脂
	1117-043	動物油脂
	1117-044	加工油脂
		植物原油かす

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類098「動植物油脂製造業」及び細分類1641「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち硬化油(食用)の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(果汁

搾りかす、野菜屑等)は、植物原油かすを競合部門とする。

(品目例示)

植物油脂:食用なたね油、食用大豆油、非食用向け植物原油(あまに油、ひまし油)

動物油脂:動物油脂(牛脂、豚脂等)、魚油

加工油脂:マーガリン、ショートニング、精製ラード

植物原油かす:なたね油かす、大豆油かす、米ぬか油かす

(平成17年表からの変更点)

① 平成17年表の列部門「1117-04 植物油脂」と「1117-05 動物油脂」を統合して「1117-04 動植物油脂」とし、平成17年表のコード「1117-051」を「1117-042」に、「1117-042～043」を「1117-043～044」に変更。

② 平成17年表において「1117-051 動物油脂」に含まれていた精製ラードを「1117-043 加工油脂」に統合。

列コード	行コード	部門名称
1117-05	1117-051	調味料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類094「調味料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) みそ、しょうゆ、食用アミノ酸、ソース、マヨネーズ、トマトケチャップ、トマトピューレ、食酢、即席カレー、グルタミン酸ソーダ、香辛料、洋風スープ、発酵調味料、風味調味料、たれ類、めんつゆ類、お茶漬け・ふりかけ類、即席みそ汁・お吸いもの、マヨネーズ副産物(卵白)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「1117-06、-061」を「1117-05、-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1119-01	1119-011	冷凍調理食品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0995「冷凍調理食品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 冷凍フライ(コロッケ、カツ、魚フライ等)、冷凍米飯類、冷凍ハンバーグ、冷凍シューマイ

列コード	行コード	部門名称
1119-02	1119-021	レトルト食品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0998「レトルト食品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) レトルト食品(カレー、マーボー豆腐の

素、ミートソース類、スープ類等)

列コード	行コード	部門名称
1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0996「そう(惣菜製造業)」、0997「すし・弁当・調理パン製造業」のうちすし・弁当及び5895「料理品小売業」のうち製造小売分の生産活動を範囲とする。

(品目例示) そう菜、すし、弁当
 (注 意 点) ① 小売店の店舗内で製造・小売されるものの製造分の生産活動を含む。
 ② 調理パン及びサンドイッチは「1115-02、-021 パン類」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1119-04	1119-041	学校給食(国公立)★★

(担当府省庁) 文部科学省
 (定義・範囲) 「学校給食法」(昭和29年法律第160号)に基づき、国公立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動を範囲とする。

(注 意 点) 学校給食は本来、教育機関が実施するものであるが、実態としては当該機関が直接行う場合と給食センター等の外部機関に委託して実施する場合がある。それぞれ、実際にサービスを行う機関で分類すると混同を起すことから、本来実施すべき機関(教育機関)の主体分類に基づいて、「国公立」と「私立」に区分する。

列コード	行コード	部門名称
1119-05	1119-051	学校給食(私立)★

(担当府省庁) 文部科学省
 (定義・範囲) 「学校給食法」(昭和29年法律第160号)に基づき、私立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動を範囲とする。

(注 意 点) 「1119-04、-041 学校給食(国公立)★★」に同じ。

列コード	行コード	部門名称
1119-09	1119-099	その他の食料品

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0919「その他の畜産食料品製造業」のうち食鳥処理加工及びびん・かん詰を除くその他の畜産食料品、0993「豆腐・油揚げ製造業」、0994「あん類製造業」、0999「他に分類されない食料品製造業」のうち豆乳、即席ココアを除く生

産活動を範囲とする。

(品目例示) とうふ、油揚げ、生揚げ、がんもどき、生あん、こんにゃく、納豆、麦茶、バナナ熟成加工、粉末ジュース、もち

(平成17年表からの変更点)

平成17年表において本部門に含まれていた冷凍肉(鶏肉を含む。)を「1111-01 食肉」に統合。

(注 意 点) ① 平成17年表において、平成12年表で本部門に含まれていたもやしを列部門「0113-02 野菜(施設)」及び行部門「0113-001 野菜」に統合。

② 食鳥処理加工は列部門「1111-01 食肉」及び行部門「1111-013 鶏肉」に、畜産びん・かん詰は「1112-02、-021 畜産びん・かん詰」に、豆乳は「1129-02、-021 清涼飲料」に、即席ココアは「1115-03、-031 菓子類」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1121-01	1121-011	清酒

(担当府省庁) 財務省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1023「清酒製造業」及び1024「蒸留酒・混成酒製造業」のうち味りんの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 清酒、味りん、清酒かす、味りんかす

列コード	行コード	部門名称
1121-02	1121-021	ビール類

(担当府省庁) 財務省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1022「ビール類製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ビール、麦芽根、ビール粕、乾燥酵母、生酵母、発泡酒

(17年表からの変更点)

平成17年表の「1121-02、-021 ビール」を「ビール類」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1121-03	1121-031	ウイスキー類

(担当府省庁) 財務省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1024「蒸留酒・混成酒製造業」のうちウイスキー、ブランデーの生産活動を範囲とする。

(17年表からの変更点)

平成17年表の「1121-03、-031 ウイスキー類」を「ウイスキー類」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1121-09	1121-099	その他の酒類

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1021「果実酒製造業」及び1024「蒸留酒・混成酒製造業」のうちウイスキー、ブランデー、味りんを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 果実酒類、合成清酒、しょうちゅう、スピリッツ、リキュール、その他の醸造酒、雑酒、添加用アルコール

列コード	行コード	部門名称
1129-01	1129-011	茶・コーヒー

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 103「茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 緑茶、紅茶、ウーロン茶、コーヒー

(注意点) 緑茶飲料、紅茶飲料、ウーロン茶飲料、コーヒー飲料、麦茶飲料は「1129-02、-021 清涼飲料」に、麦茶は「1119-09、-099 その他の食料品」に、ココアは「1115-03、-031 菓子類」に、それぞれ含める。

列コード	行コード	部門名称
1129-02	1129-021	清涼飲料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 101「清涼飲料製造業」の生産活動及び細分類 0999「他に分類されない食料品製造業」のうち豆乳の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 炭酸飲料、果実飲料、緑茶飲料、紅茶飲料、ウーロン茶飲料、コーヒー飲料、麦茶飲料、豆乳、ミネラルウォーター、スポーツドリンク

(注意点) 発酵乳及び乳酸菌飲料は列部門「1112-03 酪農品」及び行部門「1112-032 乳製品」に、野菜ジュース、濃縮果汁及び天然果汁は「1116-01、-011 農産びん・かん詰」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1129-03	1129-031	製氷

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 104「製氷業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 販売用氷

列コード	行コード	部門名称
1131-01	1131-011	飼料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1061「配合飼料製造業」及び1062「単体飼料製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(屑肉、副産蛹、くず繭)は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 家畜・家きん用飼料、養魚用飼料、ペットフード、魚かす

列コード	行コード	部門名称
1131-02	1131-021	有機質肥料(別掲を除く。)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1063「有機質肥料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 動物性有機質肥料(魚かす粉末、肉骨粉、加工家きんふん肥料等)、植物性有機質肥料(なたね油かす、米ぬか油かす、わたみ油かす等)、その他(たい肥)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「1131-02、-021 有機質肥料(除別掲)」を「有機質肥料(別掲を除く。)」に名称変更。

(注意点) 別掲とは、列部門「0121-01 酪農」及び行部門「0121-019 その他の酪農生産物」、「0121-02、-021 肉用牛」、「0121-03、-031 豚」、「0121-04、-041 鶏卵」、「0121-05、-051 肉鶏」、列部門「0121-09 その他の畜産」及び行部門「0121-099 他に分類されない畜産」に含まれるきゅう肥、鶏ふんである。

列コード	行コード	部門名称
1141-01	1141-011	たばこ

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 105「たばこ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 紙巻たばこ、葉巻たばこ、きざみたばこ、パイプたばこ

15 繊維製品

列コード	行コード	部門名称
1511-01	1511-011	紡績糸

- (担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 111「製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業」のうち細分類 1112「化学繊維製造業」、1113「炭素繊維製造業」を除く生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 製糸：生糸、副蚕糸
 綿糸：純綿糸、混紡綿糸
 化学繊維紡績糸：ビスコース・スフ糸、キュプラ・スフ糸、アセテート紡績糸、ビニロン紡績糸、ナイロン紡績糸、アクリル紡績糸、ポリエステル紡績糸、ポリプロピレン紡績糸
 毛糸：そ毛糸、紡績糸
 その他の紡績糸：絹紡糸、さく紡糸、絹紡ちゅう糸、麻紡績糸、和紡糸、ねん糸、かさ高加工糸

列コード	行コード	部門名称
1512-01	1512-011	綿・スフ織物（合繊短繊維織物を含む。）

- (担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1121「綿・スフ織物業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 綿織物、ビスコース・スフ織物、化学繊維紡績糸織物、綿・スフ・合成繊維毛布地
 (平成 17 年表からの変更点) 平成 17 年表の「1512-01、-011 綿・スフ織物（合繊短繊維織物）」を「綿・スフ織物（合繊短繊維織物を含む。）」に名称変更。
 (注 意 点) ① 幅 13.0 cm未満の織物については、使用される糸の種類にかかわらず、「1512-09、-099 その他の織物」のうち細幅織物に含める。
 ② 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。

列コード	行コード	部門名称
1512-02	1512-021	絹・人絹織物（合繊長繊維織物を含む。）

- (担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1122「絹・人絹織物業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 絹織物、絹紡織物、人絹織物、合成繊維長繊維織物、化学繊維タイヤコード
 (平成 17 年表からの変更点) 平成 17 年表の「1512-02、-021 絹・人

絹織物（合繊長繊維織物）」を「絹・人絹織物（合繊長繊維織物を含む。）」に名称変更。

- (注 意 点) ① 幅 13.0 cm未満の織物については、使用される糸の種類にかかわらず、「1512-09、-099 その他の織物」のうち細幅織物に含める。
 ② 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。

列コード	行コード	部門名称
1512-09	1512-099	その他の織物

- (担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1123「毛織物業」、1124「麻織物業」、1125「細幅織物業」及び 1129「その他の織物業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 毛織物：そ毛洋服地、その他のそ毛織物、紡毛洋服地、その他の紡毛織物、その他の毛織物
 麻織物：繊維ホース、麻風合成繊維織物
 その他の織物：モケット
 (平成 17 年表からの変更点)

日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表において「1519-09、-099 その他の繊維工業製品」に含まれていた細幅織物を本部門に統合し、「1512-03、-031 毛織物・麻織物・その他の織物」を「1512-09、-099 その他の織物」にコード及び名称変更。

- (注 意 点) ① 幅 13.0 cm未満の織物については、使用される糸の種類にかかわらず、本部門の細幅織物に含める。
 ② 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。

列コード	行コード	部門名称
1513-01	1513-011	ニット生地

- (担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 113「ニット生地製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 丸編ニット生地、たて編ニット生地、横編ニット生地

列コード	行コード	部門名称
1514-01	1514-011	染色整理

- (担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 114「染色整理業」の活動を範囲とする。
 (注 意 点) 国内生産額は、「販売分（原材料購入分）」及び「賃加工分（原材料支給分）」に分けられる。しかし、染色整理は、原反等を購入しない染色活動の部分のみと定義している。

このため、「販売分（原材料購入分）」については、販売額から原材料の購入分を差し引いて推計。

列コード	行コード	部門名称
1519-09		その他の繊維工業製品
	1519-091	網・網
	1519-099	他に分類されない繊維工業製品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 115「網・網・レース・繊維粗製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 網・網：ロープ、コード、トワイン、漁網、漁網以外の網地

他に分類されない繊維工業製品：レース生地、組ひも、その他の繊維雑品（リリヤン、モール、ふさ等）、洗上羊毛、トップ、ふとん綿、製綿、プレスフェルト、不織布（乾式）、上塗り・防水織物

(平成 17 年表からの変更点)

- ① 平成 17 年表の列部門「1519-01 網・網」と「1519-09 その他の繊維工業製品」を統合し、「1519-09 その他の繊維工業製品」とする。また、平成 17 年表の行部門「1519-011 網・網」、「1519-099 その他の繊維工業製品」をそれぞれ「1519-091 網・網」、「1519-099 他に分類されない繊維工業製品」とする。
- ② 日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表において「1519-09、-099 その他の繊維工業製品」に含まれていた細幅織物を「1512-09、-099 その他の織物」に統合。

列コード	行コード	部門名称
1521-01	1521-011	織物製衣服

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1161「織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む）」、1162「織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む）」、1163「織物製乳幼児服製造業（不織布製及びレース製を含む）」、1164「織物製シャツ製造業（不織布製及びレース製を含む、下着を除く）」、1165「織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業（不織布製及びレース製を含む）」、1171「織物製下着製造業」、1173「織物製・ニット製寝着類製造業」のうち織物製のもの及び1181「和装製品製造業（足袋を含む）」の生産活動を範囲とする。また、洋服製造小売業のうち製造に係る活動を含む。

(品目例示) 男子・少年用服、婦人・少女用服、乳幼

児用服、作業用衣服、スポーツ用衣服、学校服、ワイシャツ、織物製下着・寝着類、既製和服・帯、ショール、足袋類等の和装製品

(平成 17 年表からの変更点)

日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表において「1522-09、-099 その他の衣服・身の回り品」に含まれていた足袋類を本部門に統合。

(注 意 点) 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。

列コード	行コード	部門名称
1521-02	1521-021	ニット製衣服

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1166「ニット製外衣製造業（アウターシャツ類、セーター類などを除く）」、1167「ニット製アウターシャツ類製造業」、1168「セーター類製造業」、1169「その他の外衣・シャツ製造業」、1172「ニット製下着製造業」、1173「織物製・ニット製寝着類製造業」のうちニット製のもの及び1174「補整着製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ニット製男子・少年用服、ニット製婦人・少女用服、ニット製スポーツ用服、ニット製海水着、ニット製乳幼児用服、ニット製下着、ニット寝着類、補整着

(注 意 点) 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。

列コード	行コード	部門名称
1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1182「ネクタイ製造業」、1183「スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業」、1184「靴下製造業」、1185「手袋製造業」、1186「帽子製造業（帽体を含む）」及び1189「他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 帽子、毛皮製衣服・身の回り品、ネクタイ、スカーフ、ネックチーフ、ハンカチーフ、なめし革製衣服、繊維製履物

(平成 17 年表からの変更点)

日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表において本部門に含まれていた足袋類を「1521-01、-011 織物製衣服」に統合。

列コード	行コード	部門名称
1529-01	1529-011	寝具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1191「寝具製造業」及び1192「毛布製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ふとん、羽毛ふとん、寝具用カバー、シーツ、タオルケット、まくら、クッション、毛布

列コード	行コード	部門名称
1529-02	1529-021	じゅうたん・床敷物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1193「じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) じゅうたん、だん通、タフテッドカーペット、しゅろマット、床マット等の繊維製床敷物

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「1519-02、-021」を「1529-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1529-09	1529-091 1529-099	その他の繊維既製品 繊維製衛生材料 他に分類されない繊維既製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1194「帆布製品製造業」、1195「繊維製袋製造業」、1196「刺しゅう業」、1197「タオル製造業」、1198「繊維製衛生材料製造業」及び1199「他に分類されない繊維製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 繊維製衛生材料：医療用ガーゼ、包帯、脱脂綿、ばんそうこう、綿棒
他に分類されない繊維既製品：帆布製品（シート、テント、日よけ等）、繊維製袋（麻袋、綿袋、合成繊維袋等）、刺しゅう製品、タオル、カーテン、テーブルクロス

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の列部門「1519-03 繊維製衛生材料」と「1529-09 その他の繊維既製品」を統合し、「1529-09 その他の繊維既製品」とする。また、平成17年表の行部門「1519-031 繊維製衛生材料」、「1529-099 その他の繊維既製品」をそれぞれ「1529-091 繊維製衛生材料」、「1529-099 他に分類されない繊維既製品」とする。

16 パルプ・紙・木製品

列コード	行コード	部門名称
1611-01	1611-011	製材

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1211「一般製材業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 板材、ひき割、ひき角、残材

列コード	行コード	部門名称
1611-02	1611-021	合板・集成材

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1212「単板（ベニヤ）製造業」、1213「床板製造業」、1222「合板製造業」及び1223「集成材製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 単板、床板、普通合板、特殊合板、集成材

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「1611-02、-021 合板」を「合板・集成材」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1611-03	1611-031	木材チップ

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1214「木材チップ製造業」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
1619-09	1619-091 1619-099	その他の木製品 建設用木製品 他に分類されない木製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1219「その他の特殊製材業」、1221「造作材製造業（建具を除く）」、1224「建築用木製組立材料製造業」、1225「パーティクルボード製造業」、1226「繊維板製造業」、1227「銘木製造業」、小分類 123「木製容器製造業（竹、とうを含む）」及び129「その他の木製品製造業（竹、とうを含む）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 建設用木製品：造作材、建築用木製組立材料、パーティクルボード、繊維板、銘板、銘木、床柱

他に分類されない木製品：経木、木毛、たる・おけ材、竹・とう・きりゅう等容器、折箱、木箱、取枠・巻枠、和たる、洋たる、おけ類、薬品処理木材、靴型、はし、その他の木・竹・とう・きりゅう等の製品、コルク製品

(平成 17 年表からの変更点)

- ① 日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表において「1829-09、-099 その他のパルプ・紙・紙加工品」に含まれていた繊維板は本部門に統合。
- ② 平成 17 年表の「1619-099 その他の木製品 (除別掲)」を「他に分類されない木製品」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1621-01	1621-011	木製家具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1311「木製家具製造業 (漆塗りを除く)」の生産活動を範囲とする。また、製造小売業のうち製造に係る活動を含む。

(品目例示) 机、テーブル、いす、流し台、調理台、ガス台、たんす、棚、戸棚、音響機器用キャビネット、ベッド等の木製家具

(平成 17 年表からの変更点)

日本標準産業分類との整合性を踏まえ、平成 17 年表において本部門に含まれていた装備品や一部の木製以外の家具 (土石製家具、プラスチック製家具、ガラス製家具、陶磁器製家具等) を「1621-09、-099 その他の家具・装備品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1621-02	1621-021	金属製家具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1312「金属製家具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 机、いす、テーブル、ベッド、流し台、調理台、ガス台、棚、戸棚等の金属製家具

(平成 17 年表からの変更点)

日本標準産業分類との整合性を踏まえ、平成 17 年表において本部門に含まれていた装備品を「1621-09、-099 その他の家具・装備品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1621-03	1621-031	木製建具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 133「建具製造業」の生産活動を範囲とする。また、製造小売業のうち製造に係る活動を含む。

(品目例示) 雨戸、格子、障子、ふすま

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「1711-02、-021」を「1621-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1621-09	1621-099	その他の家具・装備品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1313「マットレス・組スプリング製造業」、小分類 132「宗教用具製造業」及び 139「その他の家具・装備品製造業」の生産活動を範囲とする。また、製造小売業のうち製造に係る活動を含む。

(品目例示) ベッド用マットレス、組スプリング、宗教用具、日本びょうぶ、衣こう、すだれ、鏡縁、額縁、ついでて、陳列台、アコーディオンカーテン等の事務所用・店舗用装備品、ブラインド等の窓用・雇用日よけ

(平成 17 年表からの変更点)

日本標準産業分類との整合性を踏まえ、平成 17 年表において「1711-01、-011 木製家具・装備品」及び「1711-03、-031 金属製家具・装備品」に含まれていた日本標準産業分類の細分類 1313「マットレス・組スプリング製造業」、小分類 132「宗教用具製造業」及び 139「その他の家具・装備品製造業」を範囲とし、本部門を新設。

列コード	行コード	部門名称
1631-01	1631-011	パルプ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 141「パルプ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 溶解パルプ、製紙パルプ

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「1811-01、-011」を「1631-01、-011」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表の行部門「1811-012P 古紙」を、他の屑仮設部門と表現を合わせるため本部門から分割し、行部門は「1811-011 パルプ」のみに変更。

列コード	行コード	部門名称
	1631-021P	古紙

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 本部門は、製造業及び小売業の生産活動及び最終需要部門で発生する古紙の競合部門である。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「1811-021P」を「1631-021P」に変更。

(注 意 点) ① 本部門については、古紙を主生産物とする部門 (競合部門) が無いため、行部門のみを仮設部門として設けている。

② 平成 17 年表において、他の屑仮設部門と表現を合わせるため、平成 12 年表の

「1811-01 パルプ」から行部門「1811-012P 古紙」を分割し、単独の屑仮設部門とするとともに、コードを「1811-021P」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1632-01	1632-011	洋紙・和紙

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1421「洋紙製造業」、1423「機械すき和紙製造業」、1424「手すき和紙製造業」及び独立行政法人国立印刷局が行う紙幣用和紙の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 新聞巻取紙、印刷・情報用紙、包装用紙、衛生用紙、雑種紙、手すき和紙、紙幣用和紙

(平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「1812-01、-011」を「1632-01、-011」に変更。

(注 意 点) 本部門に含める衛生用紙とは、原紙のことであり、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の製品は「1649-01、-011 紙製衛生材料・用品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1632-02	1632-021	板紙

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1422「板紙製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 段ボール原紙、白板紙、色板紙、建材原紙、その他の板紙

(平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「1812-02、-021」を「1632-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1633-01	1633-011	段ボール

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1432「段ボール製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 段ボール (シート)

(平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「1813-01、-011」を「1633-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1633-02	1633-021	塗工紙・建設用加工紙

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1431「塗工紙製造業 (印刷用紙を除く)」及び 1433「壁紙・ふすま紙製造業」の生産活動を範囲とする。

する。

(品目例示) 絶縁紙、絶縁テープ、アスファルト塗工紙、その他の塗工紙・加工紙、壁紙、ふすま紙、ブックバイディングクロス
 (平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「1813-02、-021」を「1633-02、-021」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、日本標準産業分類の改定により、平成 12 年表で「1829-09、-099 その他のパルプ・紙・紙加工品」に含まれていたブックバイディングクロスを本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
1641-01	1641-011	段ボール箱

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1453「段ボール箱製造業」の生産活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「1821-01、-011」を「1641-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1641-09	1641-099	その他の紙製容器

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1451「重包装紙袋製造業」、1452「角底紙袋製造業」及び 1454「紙器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) セメント袋、米麦袋等の重包装紙袋、ショッピングバッグ、手提紙袋等の角底紙袋、折たたみ箱、機械箱、張り合わせ箱等の紙箱、紙筒、紙コップ、紙皿等のその他の紙器

(平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「1821-09、-099」を「1641-09、-099」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、日本標準産業分類の改定により、平成 12 年表で本部門に含まれていたソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品を「1829-09、-099 その他のパルプ・紙・紙加工品」に統合。

列コード	行コード	部門名称
1649-01	1649-011	紙製衛生材料・用品

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 149「その他のパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生材料及び紙製衛生用品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 衛生用紙綿、衛生用綿状パルプ等の紙製衛生材料、紙タオル、紙ナプキン、紙おむ

つ、生理用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の紙製衛生用品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「1829-01、-011」を「1649-01、-011」に変更

列コード	行コード	部門名称
1649-09	1649-099	その他のパルプ・紙・紙加工品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類144「紙製品製造業」、149「その他のパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生材料、紙製衛生用品を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 事務用紙製品、学用紙製品、日用紙製品、セロファン、紙管、紙ひも、紙テープ、ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品

(平成17年表からの変更点)

① 日本標準産業分類の改定により、平成17年表において本部門に含まれていた繊維板を列部門「1619-09 その他の木製品」及び行部門「1619-091 建設用木製品」に統合。

② 平成17年表のコード「1829-09、-099」を「1649-09、-099」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、日本標準産業分類の改定により、平成12年表で本部門に含まれていたブックバイディングクロスを「1813-02、-021 塗工紙・建設用加工紙」に統合し、「1821-09、-099 その他の紙製容器」に含まれていたソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品を本部門に統合。

20 化学製品

列コード	行コード	部門名称
2011-01	2011-011	化学肥料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1611「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち硝酸、硝酸ナトリウム及び亜硝酸ナトリウムを除いたもの、1612「複合肥料製造業」、1619「その他の化学肥料製造業」及び1621「ソーダ工業」のうち塩化アンモニウムの生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(硫酸、塩安、けい酸石灰等)は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 窒素質・りん酸質肥料: アンモニア、アンモニア水、尿素、硝酸アンモニウム、石灰窒素、過りん酸石灰、熔成りん肥、重過りん酸石灰、重焼りん

複合肥料: りん酸アンモニウム(肥料用)、高度化成肥料、普通化成肥料、配合肥料

列コード	行コード	部門名称
2021-01	2021-011	ソーダ工業製品
	2021-012	ソーダ灰
	2021-013	か性ソーダ
	2021-019	液体塩素
		その他のソーダ工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1621「ソーダ工業」のうち塩化アンモニウムを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) その他のソーダ工業製品: 塩素ガス、塩酸ガス、塩酸高度さらし粉、さらし液、塩素酸ナトリウム

列コード	行コード	部門名称
2029-01	2029-011	無機顔料
	2029-012	酸化チタン
	2029-019	カーボンブラック
		その他の無機顔料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1622「無機顔料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) その他の無機顔料: 亜鉛華、酸化第二鉄、黄鉛、鉛丹、リサーチ、カドミウム顔料、銀朱

列コード	行コード	部門名称
2029-02	2029-021	圧縮ガス・液化ガス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1623「圧縮ガス・液化ガス製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 酸素ガス、窒素、アルゴン、水素、溶解アセチレン、炭酸ガス

列コード	行コード	部門名称
2029-03		塩
	2029-031	原塩
	2029-032	塩

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1624「塩製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 塩、食卓塩、かん水、にがり

(注 意 点) 岩塩は、列部門「0639-09 その他の鉱物」及び行部門「0639-099 他に分類されない鉱物」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2029-09	2029-099	その他の無機化学工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1611「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち硝酸、硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム、並びに 1629「その他の無機化学工業製品製造業」のうち触媒を除いたものの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 亜硫酸塩、硫化物、ふっ化物、りん化合物、カリウム塩、バリウム塩、活性炭

列コード	行コード	部門名称
2031-01		石油化学基礎製品
	2031-011	エチレン
	2031-012	プロピレン
	2031-019	その他の石油化学基礎製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1631「石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」のうちナフサを分解して得られる石油化学の第一次製品であるエチレン、プロピレン、ブタン、ブチレン、ブタジエン、ノルマルパラフィン、分解ガソリン、オフガスの生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2031-02		石油化学系芳香族製品
	2031-021	純ベンゼン
	2031-022	純トルエン
	2031-023	キシレン
	2031-029	その他の石油化学系芳香族製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1631「石油化

学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」のうち改質生成油及び分解ガソリンからつくられる純ベンゼン、純トルエン、キシレン（o-キシレン（精製のもの）、m-キシレン（精製のもの）、p-キシレン（精製のもの）を含む）、芳香族剤の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2041-01		脂肪族中間物
	2041-011	合成アルコール類
	2041-012	酢酸
	2041-013	二塩化エチレン
	2041-014	アクリロニトリル
	2041-015	エチレングリコール
	2041-016	酢酸ビニルモノマー
	2041-019	その他の脂肪族中間物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1632「脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）」の生産活動を範囲とし、その生産物は、エチレン、プロピレン、ブチレン等のオレフィンからの誘導品とする。

(品目例示) 合成アルコール類：エチルアルコール、合成高級アルコール（C9以上のもの）、イソプロピルアルコール、合成オクタノール、合成ブタノール

その他の脂肪族中間物：酸化エチレン、塩化ビニル（モノマー）

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2032-01、-011～-016、-019」を「2041-01、-011～-016、-019」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2041-02		環式中間物
	2041-021	スチレンモノマー
	2041-022	合成石炭酸
	2041-023	テレフタル酸（高純度）
	2041-024	カプロラクタム
	2041-029	その他の環式中間物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1634「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうち環式中間物の生産活動を範囲とし、その生産物は、ベンゼン、トルエン、キシレンからの誘導品である。

(品目例示) その他の環式中間物：無水フタル酸、トルイレンジイソシアネート、ジフェニルメタンジイソシアネート、シクロヘキサノール、アニリン、ニトロベンゼン・クロルベンゼン

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2032-02、-021～-024、-029」を「2041-02、-021～-024、

-029」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2041-03	2041-031	合成染料・有機顔料

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1634「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうち合成染料及び有機顔料の生産活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表において「2039-09、-091 その他の有機化学工業製品」に含まれていたアゾ顔料及びレーキを本部門に統合し、平成 17 年表の「2039-04、-041 合成染料」を「2041-03、-031 合成染料・有機顔料」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2042-01	2042-011	合成ゴム

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1636「合成ゴム製造業」の生産活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2033-01、-011」を「2042-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2049-01	2049-011	メタン誘導品

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1639「その他の有機化学工業製品製造業」のうちメタン誘導品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 精製メタノール、ホルマリン、塩化メチル、フロンガス

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2039-01、-011」を「2049-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2049-02	2049-021	可塑剤

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1639「その他の有機化学工業製品製造業」のうち可塑剤の生産活動を範囲とする。

(品目例示) フタル酸系可塑剤、脂肪酸系可塑剤、りん酸系可塑剤、アジピン系可塑剤、ポリエステル系可塑剤、エポキシ系可塑剤

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2039-03、-031」を「2049-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2049-09	2049-099	その他の有機化学工業製品

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1633「発酵工業」、1639「その他の有機化学工業製品製造業」のうち可塑剤とメタン誘導品を除く生産活動及び、日本アルコール産業株式会社の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 純ベンゼン(非石油系)、クレオソート油、ピッチ、ナフタリン、エチルアルコール、ゴム加硫促進剤、ゴム老化防止剤、高級アルコール(油脂製品)

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表において本部門に含まれていたアゾ顔料及びレーキを「2041-03、-031 合成染料・有機顔料」に統合。

列コード	行コード	部門名称
2051-01	2051-011	熱硬化性樹脂

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1635「プラスチック製造業」のうちフェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、アルキド樹脂、エポキシ樹脂、けい素樹脂の生産活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2041-01、-011」を「2051-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2051-02		熱可塑性樹脂
	2051-021	ポリエチレン(低密度)
	2051-022	ポリエチレン(高密度)
	2051-023	ポリスチレン
	2051-024	ポリプロピレン
	2051-025	塩化ビニル樹脂

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1635「プラスチック製造業」のうちポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂の生産活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2041-02、-021～-025」を「2051-02、-021～-025」に変更。

(注 意 点) EVA(エチレン・酢酸ビニルコポリマー)は、「2051-021 ポリエチレン(低密度)」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2051-03	2051-031	高機能性樹脂

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1635「プラス

チック製造業」のうちポリアミド系樹脂、ポリカーボネート、ポリアセタール、ポリエチレンテレフタレート（繊維用を除く）、ポリブチレンテレフタレート、変成ポリフェニレンエーテルの生産活動を範囲とする。

(品目例示) ポリアミド系樹脂、ポリカーボネート、ポリアセタール、ポリエチレンテレフタレート（繊維用を除く）、ポリブチレンテレフタレート、変成ポリフェニレンエーテル
(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2041-03、-031」を「2051-03、-031」に変更。

(注 意 点) ポリエチレンテレフタレート（繊維用）は「2051-09、-099 その他の合成樹脂」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2051-09	2051-099	その他の合成樹脂

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1635「プラスチック製造業」のうち石油系樹脂、メタクリル樹脂、ポリビニルアルコール、塩化ビニリデン樹脂、ふっ素樹脂、アセチルセルロース、ポリエチレンテレフタレート（繊維用）など他に分類されない合成樹脂の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 石油系樹脂（ポリブテン、石油樹脂）、メタクリル樹脂（成形材料、板状等材料）、ポリビニルアルコール、塩化ビニリデン、ふっ素樹脂、ポリエチレンテレフタレート（繊維用）

(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2041-09、-099」を「2051-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2061-01	2061-011	レーヨン・アセテート

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1112「化学繊維製造業」のうちレーヨン・アセテートの生産活動を範囲とする。

(品目例示) ビスコース長繊維糸・短繊維、キュプラ長繊維糸・短繊維、アセテート長繊維糸・短繊維

(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2051-01、-011」を「2061-01、-011」に変更

列コード	行コード	部門名称
2061-02	2061-021	合成繊維

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1112「化学繊維製造業」のうち合成繊維の生産活動を範囲とする。

維製造業」のうち合成繊維の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ナイロン長繊維糸・短繊維、ポリエステル長繊維糸・短繊維、アクリル長繊維糸・短繊維、ビニロン長繊維糸・短繊維、ポリプロピレン長繊維糸・短繊維

(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2051-02、-021」を「2061-01、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2071-01	2071-011	医薬品

(担当府省庁) 厚生労働省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 165「医薬品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 医薬品製品（循環器用医薬品、抗生物質製剤等）、医薬部外品（清涼剤、てんか粉剤、腋臭防止剤、防虫剤、殺そ剤、外用消毒剤、軟膏剤、ビタミン剤、カルシウム剤）、動物用医薬品・医薬部外品

(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2061-01、-011」を「2071-01、-011」に変更。

(注 意 点) 化粧品・歯磨は「2081-02、-021 化粧品・歯磨」に、農薬は「2084-01、-011 農薬」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2081-01		油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤
	2081-011	油脂加工製品
	2081-012	石けん・合成洗剤
	2081-013	界面活性剤

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1641「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち硬化油（食用）を除く生産活動、1642「石けん・合成洗剤製造業」及び 1643「界面活性剤製造業（石けん、合成洗剤を除く）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 油脂加工製品：硬化油（工業用）、脂肪酸、グリセリン
界面活性剤：陰イオン・陽イオン・両性イオン・非イオン界面活性剤、柔軟仕上げ剤

(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表の列部門「2039-02 油脂加工製品」と「2071-01 石けん・合成洗剤・界面活性剤」を統合し、「2081-01 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤」とする。また、平成 17 年表の行部門「2039-021 油脂加工製品」、「2071-011 石けん・合成洗剤」、「2071-012 界面活性剤」をそれぞれ「2081-011 油脂加工製品」、

「2081-012 石けん・合成洗剤」、「2081-013 界面活性剤」とする。

列コード	行コード	部門名称
2081-02	2081-021	化粧品・歯磨

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 166「化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 香水、オーデコロン、頭髪用化粧品(シャンプー、ヘヤーリンス、養毛剤、整髪料等)、皮膚用化粧品(クリーム、乳液、化粧水、パック等)、仕上用化粧品(ファンデーション、おしろい、口紅、ほほ紅、アイメークアップ等)、特殊用途化粧品(日やけ止め・ひげそり用化粧品等)、歯磨
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「2071-02、-021」を「2081-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2082-01	2082-011	塗料

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1644「塗料製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 油性塗料、ラッカー、電気絶縁塗料、合成樹脂塗料、シンナー類
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「2072-01、-011」を「2082-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2082-02	2082-021	印刷インキ

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1645「印刷インキ製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 一般インキ、新聞インキ、補助剤、印刷用ワニス
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「2072-02、-021」を「2082-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2083-01	2083-011	写真感光材料

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1695「写真感光材料製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) フィルム、印画紙、感光紙、写真用化学薬品
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「2073-01、-011」

を「2083-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2084-01	2084-011	農薬

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1692「農薬製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺そ(鼠)剤、植物成長調整剤、補助剤
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「2074-01、-011」を「2084-01、-011」に変更。
 (注意点) 殺虫、殺そ(鼠)剤(農薬を除く。)及び殺菌・消毒剤(農薬を除く。)の活動は、「2071-01、-011 医薬品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2089-01	2089-011	ゼラチン・接着剤

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1694「ゼラチン・接着剤製造業」の生産活動を範囲とする。
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「2079-01、-011」を「2089-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2089-09		その他の化学最終製品
	2089-091	触媒
	2089-099	他に分類されない化学最終製品

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1629「その他の無機化学工業製品製造業」のうち触媒、1646「洗剤・磨用剤製造業」、1647「ろうそく製造業」、1691「火薬類製造業」、1693「香料製造業」、1696「天然樹脂製品・木材化学製品製造業」、1697「試薬製造業」及び1699「他に分類されない化学工業製品製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 無煙火薬(除武器用)、電気雷管、クレンザー、ワックス、靴クリーム、ろうそく、天然香料、合成香料、調合香料、デキストリン(含可溶性でんぷん)、修正液
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「2079-09、-091」を「2089-09、-091」に変更し、「2079-099 その他の化学最終製品(除別掲)」を「2089-099 他に分類されない化学最終製品」にコード及び名称変更。

21 石油・石炭製品

列コード	行コード	部門名称
2111-01	2111-011	石油製品 ガソリン
	2111-012	ジェット燃料油
	2111-013	灯油
	2111-014	軽油
	2111-015	A重油
	2111-016	B重油・C重油
	2111-017	ナフサ
	2111-018	液化石油ガス
	2111-019	その他の石油製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 171「石油精製業」、172「潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）」及び細分類 1799「その他の石油製品・石炭製品製造業」のうち練炭・豆炭を除く生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生するプラスチック層の一部は、「2111-017 ナフサ」を競合部門とする。また、「2031-01 石油化学基礎製品」で副産物として発生する液化石油ガスは、「2111-018 液化石油ガス」を競合部門とする。

(品目例示) その他の石油製品：グリース、潤滑油、パラフィン、アスファルト、精製・混合用原料油、石油ガス、オイルコークス

列コード	行コード	部門名称
2121-01	2121-011	石炭製品 コークス
	2121-019	その他の石炭製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 173「コークス製造業」及び細分類 1799「その他の石油製品・石炭製品製造業」のうち練炭・豆炭の生産活動を範囲とする。また、石炭ガスを冷却する過程で得られるコールタール及びコールタールと石炭ガスから直接抽出される粗ベンゾールが含まれる。

なお、他部門で発生するプラスチック層の一部は、「2121-011 コークス」及び「2121-019 その他の石炭製品」を競合部門とする。また、他部門で副産物として発生する高炉ガス、転炉ガス、電気炉ガスは、「2121-019 その他の石炭製品」を競合部門とする。

(品目例示) その他の石炭製品：練炭、豆炭、粗ベンゾール、コールタール、コークス炉ガス

列コード	行コード	部門名称
2121-02	2121-021	舗装材料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 174「舗装材料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アスファルト舗装混合材、タール舗装混合材

22 プラスチック・ゴム

列コード	行コード	部門名称
2211-01		プラスチック製品
	2211-011	プラスチックフィルム・シート
	2211-012	プラスチック板・管・棒
	2211-013	プラスチック発泡製品
	2211-014	工業用プラスチック製品
	2211-015	強化プラスチック製品
	2211-016	プラスチック製容器
	2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品
	2211-019	その他のプラスチック製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の 181「プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業」、182「プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業」、183「工業用プラスチック製品製造業」、184「発泡・強化プラスチック製品製造業」、185「プラスチック成形材料製造業(廃プラスチックを含む)」、189「その他のプラスチック製品製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生するプラスチック屑の一部は、「2211-019 その他のプラスチック製品」を競合部門とする。

(品目例示) プラスチックフィルム・シート：プラスチックフィルム、プラスチックシート、プラスチック床材、合成皮革、プラスチックフィルム・シート・床材加工品、合成皮革加工品

プラスチック板・管・棒：プラスチック製平板・波板・積層品・化粧板・棒、プラスチック硬質管、プラスチックホース、プラスチック継手、雨どい、その他のプラスチック異形押出製品、プラスチック板・管・棒・継手・異形押出製品の加工品

プラスチック発泡製品：ポリウレタンフォーム、ポリエチレンフォーム、塩化ビニルフォーム、ポリスチレンフォーム、ポリスチレンペーパー、板状発泡製品、発泡プラスチック製品の加工品

工業用プラスチック製品：輸送機械用プラスチック製品(バンパー、ダッシュボード、ホイールキャップ等)、電気機械器具用プラスチック製品(TVキャビネット、掃除機ボデー、冷蔵庫内装品等)、その他の工業用プラスチック製品、工業用プラスチック製品の加工品

強化プラスチック製品：強化プラスチック製板・棒・管・継手、強化プラスチック製容器・浴槽・浄化槽、強化プラスチック製保安帽・がい子・橋脚・コンテナ等、強化プラスチック製品の加工品

プラスチック製容器：プラスチック製灯油缶、工業用薬品缶、洗剤・シャンプー用容器、ビールコンテナ、農林水産用コンテナ、ごみ箱

プラスチック製日用雑貨・食卓用品：プラスチック製のまな板、ボール、食器、盆等の台所・食卓用品、雑貨、浴室用品

その他のプラスチック製品：プラスチック成形材料、廃プラスチック製品(くい、棚、漁礁等)、結束テープ、プラスチック製の絶縁テープ、時計ガラス、止水板、人工芝、プラスチック製品の加工品(他に分類されないもの)

列コード	行コード	部門名称
2221-01	2221-011	タイヤ・チューブ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 191「タイヤ・チューブ製造業」及び細分類 1994「更生タイヤ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 自動車用タイヤ・チューブ、航空機用タイヤ・チューブ、自転車用タイヤ・チューブ、運搬車用タイヤ・チューブ、ソリッドタイヤ、更生タイヤ

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2311-01、-011」を「2221-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2229-01	2229-011	ゴム製・プラスチック製履物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 192「ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ゴム製：地下足袋、ゴム底布靴、総ゴム靴、ゴム草履・スリッパ(スポンジ製のものを含む)、ゴム製の履物用品(ゴム底、ゴムかかと、草履底、甲など)

プラスチック製：プラスチック製靴(合成皮革製靴、プラスチック成形靴など)、プラスチック製サンダル・スリッパ・草履、プラスチック製運動靴、プラスチック製の履物附属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「2319-01、-011 ゴム製履物」と「2319-02、-021 プラスチック製履物」を統合し、「2229-01、-011 ゴム製・プラスチック製履物」とする。

列コード	行コード	部門名称
2229-09	2229-099	その他のゴム製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 193「ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業」、細分類 1991「ゴム引布・同製品製造業」、1992「医療・衛生用ゴム製品製造業」、1993「ゴム練生地製造業」、1995「再生ゴム製造業」及び1999「他に分類されないゴム製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) コンベアゴムベルト、平ベルト、Vベルト(ファンベルトを含む)、ゴムホース、工業用ゴム製品(防振ゴム、ゴム製パッキン等)、ゴム引布、ゴム引布製品(エアーマットレス等)、医療・衛生用ゴム製品(乳首、水まくら、氷のう、手術用手袋、避妊用具等)、ゴム練生地、再生ゴム、その他のゴム製品(フォームラバー、ゴム手袋(医療用を除く)、消しゴム、ゴムバンド)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2319-09、-099」を「2229-09、-099」に変更。

25 窯業・土石製品

列コード	行コード	部門名称
2511-01		板ガラス・安全ガラス
	2511-011	板ガラス
	2511-012	安全ガラス・複層ガラス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2111「板ガラス製造業」及び2112「板ガラス加工業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通板ガラス、変り板ガラス、みがき板ガラス、合わせガラス、強化ガラス、複層ガラス、すりガラス、曲げガラス、鏡

列コード	行コード	部門名称
2511-02	2511-021	ガラス繊維・同製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2117「ガラス繊維・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ガラス短繊維フェルト、ガラス短繊維ボード、ガラス短繊維筒、ガラス長繊維ローピング、ガラス長繊維チョップドストランド、ガラス長繊維糸、ガラス長繊維布、ガラス長繊維マット、光ファイバ(素線)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2512-01、-011」を「2511-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2511-09		その他のガラス製品
	2511-091	ガラス製加工素材
	2511-099	他に分類されないガラス製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2113「ガラス製加工素材製造業」、2114「ガラス容器製造業」、2115「理化学用・医療用ガラス器具製造業」、2116「卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業」及び2119「その他のガラス・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(ガラスびん)は本部門を競合部門とする。

(品目例示) ガラス製加工素材: 光学ガラス素地(眼鏡用を含む)、電球類用ガラスバルブ、電子管用ガラスバルブ、ガラス管・棒・球(電気用を除く)、電子機器用基盤ガラス

他に分類されないガラス製品: ガラス容器(飲料用容器、食料用・調味料用容器、化粧品瓶、インキ瓶等)、理化学用・医療用ガラス器具(フラスコ、ビーカー、試験管、アンプル、薬瓶等)、卓上用ガラス器具、ガラス製台所用品・食卓用品、その他のガラ

ス製品（魔法瓶用ガラス製中瓶、照明・信号用ガラス製品、ガラスブロック、ガラスタイル等）

（平成 17 年表からの変更点）

平成 17 年表のコード「2519-09、-091」を「2511-09、-091」に変更し、「2519-099 その他のガラス製品（除別掲）」を「2511-099 他に分類されないガラス製品」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2521-01	2521-011	セメント

（担当府省庁） 経済産業省
 （定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類 2121「セメント製造業」の生産活動を範囲とする。
 なお、セメントクリンカは半製品扱いとする。
 （品目例示） ポルトランドセメント、フライアッシュセメント、高炉セメント、白色ポルトランドセメント

列コード	行コード	部門名称
2521-02	2521-021	生コンクリート

（担当府省庁） 経済産業省
 （定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類 2122「生コンクリート製造業」の生産活動を範囲とする。
 （平成 17 年表からの変更点）
 平成 17 年表のコード「2522-01、-011」を「2521-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2521-03	2521-031	セメント製品

（担当府省庁） 経済産業省
 （定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類 2123「コンクリート製品製造業」及び 2129「その他のセメント製品製造業」の生産活動を範囲とする。
 （品目例示） コンクリート系パネル、遠心力鉄筋コンクリート管・柱・くい、普通コンクリート管、空洞コンクリートブロック、土木用コンクリートブロック、道路用コンクリート製品、プレストレストコンクリート製品、テラゾー製品、石綿セメント板、波形石綿スレート、その他のセメント製品（セメント瓦、厚形スレート、木材セメント製品、気泡コンクリート製品等）
 （平成 17 年表からの変更点）
 平成 17 年表のコード「2523-01、-011」を「2521-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2531-01	2531-011	陶磁器
	2531-012	建設用陶磁器
	2531-013	工業用陶磁器
	2531-013	日用陶磁器

（担当府省庁） 経済産業省
 （定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類 214「陶磁器・同関連製品製造業」の生産活動を範囲とする。
 （品目例示） 建設用陶磁器：衛生陶器（浴槽、洗面手洗器、便器等）、タイル（モザイクタイル、内装タイル）
 工業用陶磁器：電気用陶磁器（がい子、がい管、電気用特殊陶磁器、ファインセラミックス製 IC 基板・パッケージ（焼結し放しのもの）等）、理化学・工業用陶磁器、理化学・工業用ファインセラミックス（焼結し放しのもの）
 日用陶磁器：陶磁器製和・洋飲食器、陶磁器製台所・調理用品、陶磁器製置物、陶磁器絵付品、陶磁器用はい土

列コード	行コード	部門名称
2591-01	2591-011	耐火物

（担当府省庁） 経済産業省
 （定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類 215「耐火物製造業」の生産活動を範囲とする。
 （品目例示） 耐火れんが、不定形耐火物（耐火モルタル、キャストブル耐火物等）、人造耐火材（マグネシアクリンカー、合成ムライト等）、その他の耐火物（粘土質るつぽを含む）
 （平成 17 年表からの変更点）
 平成 17 年表のコード「2599-01、-011」を「2591-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2591-09	2591-099	その他の建設用土石製品

（担当府省庁） 経済産業省
 （定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類 213「建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）」及び細分類 2192「石こう（膏）製品製造業」の生産活動を範囲とする。
 （品目例示） 石膏ボード、化粧石膏ボード、ラスボード、シーリング石膏ボード、強化石膏ボード、石膏プラスタ、焼石こう、粘土瓦（いぶしかわら、うわ葉かわら、塩焼かわら）、普通れんが、陶管
 （平成 17 年表からの変更点）
 平成 17 年表のコード「2599-02、-021」を「2591-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2599-01	2599-011	炭素・黒鉛製品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1113「炭素繊維製造業」、2161「炭素質電極製造業」及び 2169「その他の炭素・黒鉛製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電極(人造黒鉛電極、電解板、炭素電極、連続自焼式電極ペースト)、炭素繊維、炭素棒(ガウジング用、電池用等)、ブラシ(人造黒鉛質、金属黒鉛質等)、黒鉛るつぼ、特殊炭素製品

(平成17年表からの変更点)
平成17年表のコード「2599-03、-031」を「2599-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2599-02	2599-021	研磨材

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 217「研磨材・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 天然研磨材、人造研磨材、研削と石、研磨布紙

(平成17年表からの変更点)
平成17年表のコード「2599-04、-041」を「2599-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2599-09	2599-099	その他の窯業・土石製品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2182「再生骨材製造業」、2183「人工骨材製造業」、2184「石工品製造業」、2185「けいそう土・同製品製造業」、2186「鉱物・土石粉碎等処理業」、2191「ロックウール・同製品製造業」、2193「石灰製造業」、2194「鋳型製造業(中子を含む)」及び2199「他に分類されない窯業・土石製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ジョイント・シート、プレーキライニング、ほうろう鉄器(台所・食卓用ほうろう鉄器、ほうろう製衛生用品等・食卓用ほうろう鉄器、ほうろう製衛生用品等)、石灰(生石灰、消石灰、軽質炭酸カルシウム等)、その他の土石製品(再生骨材、人工骨材、石工品、けいそう土・同製品、鉱物・土石粉碎・その他の処理品)、七宝製品、人造宝石、ロックウール・同製品、鋳型、その他の窯業・土石製品(うわ薬、雲母板等)

(平成17年表からの変更点)
日本標準産業分類の改定により新設された細分類 2182「再生骨材製造業」を本部門に含める。

26 鉄鋼

列コード	行コード	部門名称
2611-01	2611-011	銑鉄

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 22「鉄鋼業」(小分類 220「管理、補助的経済活動を行う事業所(22 鉄鋼業)」を除く。)のうち、高炉銑及び高炉によらない銑鉄の生産活動を範囲とし、原鉄、純鉄、ベースメタルを範囲に含める。

(品目例示) 高炉銑、電気炉銑

列コード	行コード	部門名称
2611-02	2611-021	フェロアロイ

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2213「フェロアロイ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) フェロニッケル、フェロクロム、フェロマンガ、フェロモリブデン、フェロバナジウム

列コード	行コード	部門名称
2611-03	2611-031	粗鋼(転炉)

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 22「鉄鋼業」(小分類 220「管理、補助的経済活動を行う事業所(22 鉄鋼業)」を除く。)のうち、転炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼粗鋼、特殊鋼粗鋼

列コード	行コード	部門名称
2611-04	2611-041	粗鋼(電気炉)

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 22「鉄鋼業」(小分類 220「管理、補助的経済活動を行う事業所(22 鉄鋼業)」を除く。)のうち、電気炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼粗鋼、特殊鋼粗鋼

列コード	行コード	部門名称
	2612-011P	鉄屑

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 本部門は、各部門の生産活動及び最終需要部門で発生する鉄屑の競合部門である。

(注 意 点) 本部門については、鉄屑を主生産物とする部門(競合部門)がないため、行部門のみを仮設部門として設けている。

列コード	行コード	部門名称
2621-01		熱間圧延鋼材
	2621-011	普通鋼形鋼
	2621-012	普通鋼鋼板
	2621-013	普通鋼鋼帯
	2621-014	普通鋼小棒
	2621-015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材
	2621-016	特殊鋼熱間圧延鋼材

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 22「鉄鋼業」(小分類 220「管理, 補助的経済活動を行う事業所(22 鉄鋼業)」を除く。)のうち、軌条、形鋼、棒鋼、線材、鋼板、管材、鋼帯、外輪、工具鋼、構造用鋼、特殊用途鋼、鋼半製品の生産活動を範囲とする。

なお、鋼半製品は中間製品扱いとする。
(品目例示) 普通鋼形鋼: 鋼欠板、H形鋼、大形・中形・小形形鋼
普通鋼鋼板: 厚板、中板、薄板
普通鋼鋼帯: 冷延用鋼帯、その他用鋼帯
普通鋼小棒: 小形鉄筋用丸棒・異形棒、その他の小形棒鋼
その他の普通鋼熱間圧延鋼材: 軌条、大形・中形棒鋼、管材、バーインコイル、線材、外輪
特殊鋼熱間圧延鋼材: 工具鋼、構造用鋼、ばね鋼、軸受鋼、ステンレス鋼、耐熱鋼、快削鋼、ピアノ線材、高抗張力鋼、高マンガ鋼、合わせ鋼材

列コード	行コード	部門名称
2622-01		鋼管
	2622-011	普通鋼鋼管
	2622-012	特殊鋼鋼管

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 22「鉄鋼業」(小分類 220「管理, 補助的経済活動を行う事業所(22 鉄鋼業)」を除く。)のうち、熱間鋼管、冷間鋼管、めっき鋼管の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼鋼管: 普通鋼熱間鋼管(継目無鋼管、電縫鋼管、電弧溶接鋼管等)、普通鋼冷間鋼管、普通鋼めっき鋼管
特殊鋼鋼管: 特殊鋼熱間鋼管(継目無鋼管、電縫鋼管、電弧溶接鋼管等)、特殊鋼冷間鋼管

列コード	行コード	部門名称
2623-01		冷間仕上鋼材
	2623-011	普通鋼冷間仕上鋼材
	2623-012	特殊鋼冷間仕上鋼材

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 22「鉄鋼業」(小分類 220「管理, 補助的経済活動を行

う事業所(22 鉄鋼業)」を除く。)のうち、冷間ロール成型形鋼、磨帯鋼、磨棒鋼、冷延鋼板、冷延広幅帯鋼、冷延電気鋼帯、鉄線、冷間圧造用炭素鋼線、硬鋼線、溶接棒心線、PC鋼線、ピアノ線、ステンレス鋼線、その他の特殊鋼線の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼冷間仕上鋼材: 磨帯鋼、冷延広幅帯鋼、冷延鋼板、冷延電気鋼帯、磨棒鋼、鉄線、冷間圧造用炭素鋼線、硬鋼線、溶接棒心線、簡易鋼欠板、軽量形鋼
特殊鋼冷間仕上鋼材: 磨帯鋼、冷延広幅帯鋼、冷延鋼板、磨棒鋼、PC鋼線、ピアノ線、ステンレス鋼線、冷間圧造用炭素鋼線、その他の特殊鋼線

列コード	行コード	部門名称
2623-02	2623-021	めっき鋼材

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 224「表面処理鋼材製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 亜鉛めっき鋼板、針金、亜鉛めっき硬鋼線、アルミめっき鋼板、ブリキ、ティンフリースチール

列コード	行コード	部門名称
2631-01		鍛鋼
	2631-011	鍛鋼
	2631-012	鍛鋼

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2253「鍛鋼製造業」及び2255「鍛鋼製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 鍛鋼: 普通鋼・特殊鋼鍛鋼品(打放)
鍛鋼: 普通鋼・特殊鋼鍛鋼品(打放)

列コード	行コード	部門名称
2631-02	2631-021	鍛鋼管

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2293「鍛鋼管製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 直管(普通・強じん鍛鋼)、異形管(普通・強じん鍛鋼)

列コード	行コード	部門名称
2631-03		鍛鋼品及び鍛工品(鉄)
	2631-031	鍛鋼品
	2631-032	鍛工品(鉄)

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2251「鍛鋼物製造業(鍛鋼管, 可鍛鍛鋼を除く)」、2252「可鍛鍛鋼製造業」及び2254「鍛工品製造

業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鋳鉄品：鋳鉄铸件、球状黒鉛鋳鉄、合金鋳鉄、可鍛鋳鉄、精密鋳造品、可鍛鋳鉄製鉄管継手
鍛工品(鉄)：鍛工品(自動車用、産業機械器具用等)

列コード	行コード	部門名称
2699-01	2699-011	鉄鋼シャースリット業

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2291「鉄鋼シャースリット業」の生産活動を範囲とする。
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2649-01、-011」を「2699-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2699-09	2699-099	その他の鉄鋼製品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2299「他に分類されない鉄鋼業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 鉄粉、純鉄圧延、ペレット
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2649-09、-099」を「2699-09、-099」に変更。

27 非鉄金属

列コード	行コード	部門名称
2711-01	2711-011	銅

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2311「銅第 1 次製錬・精製業」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2711-02	2711-021	鉛・亜鉛(再生を含む。)

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2312「亜鉛第 1 次製錬・精製業」、2319「その他の非鉄金属第 1 次製錬・精製業」のうち鉛第 1 次製錬・精製業、2321「鉛第 2 次製錬・精製業(鉛合金製造業を含む。)」及び 2329「その他の非鉄金属第 2 次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む。)」のうち亜鉛再生業、亜鉛合金製造業の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鉛、再生鉛、減摩合金、はんだ、亜鉛、再生亜鉛、亜鉛合金

(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表の「2711-02、-021 鉛・亜鉛(含再生)」を「鉛・亜鉛(再生を含む。)」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2711-03	2711-031	アルミニウム(再生を含む。)

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2319「その他の非鉄金属第 1 次製錬・精製業」のうちアルミニウム製錬・精製業、アルミナ精製業及び 2322「アルミニウム第 2 次製錬・精製業(アルミニウム合金製造業を含む。)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アルミニウム地金、アルミナ、水酸化アルミ、アルミニウム再生地金、アルミニウム合金

(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表の「2711-03、-031 アルミニウム(含再生)」を「アルミニウム(再生を含む。)」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2711-09	2711-099	その他の非鉄金属地金

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2319「その他の非鉄金属第 1 次製錬・精製業」のうちアルミニウム製錬・精製業、アルミナ製錬業、鉛第 1 次製錬・精製業を除く生産活動及び

2329「その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）」のうち亜鉛再生業、亜鉛合金製造業を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 金地金、銀地金、チタン、タングステン、すず、アンチモン、金再生地金、金合金、銀再生地金、銀合金、銅再生地金、銅合金

列コード	行コード	部門名称
	2712-011P	非鉄金属屑

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 本部門は、各部門の生産活動及び最終需要部門で発生する非鉄金属屑の競合部門である。
(注意点) 本部門については、非鉄金属屑を主生産物とする部門（競合部門）がないため、行部門のみを仮設部門として設けている。

列コード	行コード	部門名称
2721-01	2721-011	電線・ケーブル

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2341「電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 通信用電線・ケーブル、電力用電線・ケーブル

列コード	行コード	部門名称
2721-02	2721-021	光ファイバケーブル

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細部門 2342「光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2729-01	2729-011	伸銅品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2331「伸銅品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 銅、黄銅、青銅等の伸銅品
(平成17年表からの変更点)
平成17年表のコード「2722-01、-011」を「2729-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2729-02	2729-021	アルミ圧延製品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2332「アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アルミニウム板、アルミニウム円板、アルミニウム条、アルミニウム管、アルミニウム棒、アルミニウム型材、アルミニウム線、アルミニウムはく

(平成17年表からの変更点)
平成17年表のコード「2722-02、-021」を「2729-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2729-03	2729-031	非鉄金属素形材

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 235「非鉄金属素形材製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 銅合金鋳物、軽合金鋳物、亜鉛・銅・アルミニウムダイカスト、精密鋳造品、鍛工品（アルミニウム）
(平成17年表からの変更点)
平成17年表のコード「2722-03、-031」を「2729-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2729-04	2729-041	核燃料

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2391「核燃料製造業」の生産活動を範囲とする。
(平成17年表からの変更点)
平成17年表のコード「2722-04、-041」を「2729-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2729-09	2729-099	その他の非鉄金属製品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2339「その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）」及び 2399「他に分類されない非鉄金属製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 鉛管、鉛板、鉛合金伸線、亜鉛製品、金・銀・白金・ニッケル等の展伸材、非鉄金属合金粉
(平成17年表からの変更点)
平成17年表のコード「2722-09、-099」を「2729-09、-099」に変更。

28 金属製品

列コード	行コード	部門名称
2811-01	2811-011	建設用金属製品

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2441「鉄骨製造業」及び2442「建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 鉄骨、軽量鉄骨、橋りょう、鉄塔、水門、はしご

列コード	行コード	部門名称
2812-01	2812-011	建築用金属製品

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2443「金属製サッシ・ドア製造業」、2444「鉄骨系プレハブ住宅製造業」及び2445「建築用金属製品製造業(サッシ、ドア、建築用金物を除く)」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) アルミニウム製サッシ・ドア、その他の金属製サッシ・ドア、シャッター、メタルラス、鉄骨系プレハブ住宅、ユニットハウス、建築用板金製品

列コード	行コード	部門名称
2891-01	2891-011	ガス・石油機器・暖厨房機器

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2432「ガス機器・石油機器製造業」、2433「温風・温水平暖房装置製造業」及び2439「その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く)」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) ガスこんろ・風呂釜・湯沸器等のガス機器、石油ストーブ等の石油機器、温風暖房器、温水ボイラ等の暖房機器、暖房用・調理用器具、太陽熱利用機器
 (平成17年表からの変更点)

平成17年表の「2891-01、-011 ガス・石油機器及び暖厨房機器」を「ガス・石油機器・暖厨房機器」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2899-01	2899-011	ボルト・ナット・リベット・スプリング

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 248「ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業」及び細分類 2492「金属製スプリング製造業」の生産活動を範囲とする。
 (平成17年表からの変更点)

平成17年表の「2899-01、-011 ボルト・

ナット・リベット及びスプリング」を「ボルト・ナット・リベット・スプリング」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2899-02	2899-021	金属製容器・製缶板金製品

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 241「ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業」及び細分類 2446「製缶板金業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) ドラム缶、18リットル缶、食缶(缶詰用缶)、一般缶、コンテナ、板金製タンク、高圧容器(ポンペ)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「2899-02、-021 金属製容器及び製缶板金製品」を「金属製容器・製缶板金製品」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2899-03		配管工事附属品・粉末や金製品・道具類
	2899-031	配管工事附属品
	2899-032	粉末や金製品
	2899-033	刃物・道具類

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2422「機械刃物製造業」、2423「利器工匠具・手道具製造業(やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く)」、2424「作業工具製造業」、2425「手引のこぎり・のこ刃製造業」、2426「農業用器具製造業(農業用機械を除く)」、2431「配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)」及び2453「粉末や金製品製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 配管工事附属品：金属製管継手、金属製衛生器具、ノズル、噴水口、排水管、止め栓
 粉末や金製品：機械部分品(粉末や金によるもの)、超硬チップ、超硬工具(粉末や金によるもの)
 刃物・道具類：機械刃物、利器工匠具・手道具(ほう丁、ナイフ類、はさみ、理髪用刃物、つるはし、ハンマ、ショベル、スコップ等)、やすり、作業工具(手引のこぎり、のこ刃、スパナ、ペンチ、ドライバ等)、農業用器具(すき、くわ、かま等)、農業用器具部分品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「2899-03 配管工事附属品・粉末や金製品・道具類」を「配管工事附属品・粉末や金製品・道具類」に、「2899-031 配管工事附属品」を「配管工事附属品」に、「2899-033 刃物及び道具類」

を「刃物・道具類」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2899-09		その他の金属製品
	2899-091	金属プレス製品
	2899-092	金属線製品
	2899-099	他に分類されない金属製品

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2421「洋食器製造業」、2429「その他の金物類製造業」、2451「アルミニウム・同合金プレス製品製造業」、2452「金属プレス製品製造業(アルミニウム・同合金を除く)」、小分類 246「金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く)」、247「金属線製品製造業(ねじ類を除く)」、細分類 2491「金庫製造業」及び 2499「他に分類されない金属製品製造業」、独立行政法人造幣局の行うコインの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 金属プレス製品：アルミニウム製機械部分品、アルミニウム製台所・食卓用品、アルミニウム製飲料用缶、その他の金属プレス製品(打抜・プレス機械部分品、王冠等)
 金属線製品：くぎ、金属製金網、PC鋼より線、鋼索、電気溶接棒
 他に分類されない金属製品：金属洋食器、金物(かぎ、錠、建築用金物、架線金物等)、金属彫刻品、金属熱処理品、金庫、硬貨、金属製パッキン・ガスケット、金属板ネームプレート、金属製押し出しチューブ、金庫の部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表の「2899-099 その他の金属製品(除別掲)」を「他に分類されない金属製品」に名称変更。

29 はん用機械

列コード	行コード	部門名称
2911-01	2911-011	ボイラ

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2511「ボイラ製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 煙管ボイラ、水管ボイラ、ボイラの部分品・取付具・附属品
 (平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「3011-01、-011」を「2911-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2911-02	2911-021	タービン

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2512「蒸気機関・タービン・水力タービン製造業(船用を除く)」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 蒸気タービン、水力タービン、ガスタービン、蒸気機関・タービン・水力タービンの部分品・取付具・附属品
 (平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「3011-02、-021」を「2911-02、-021」に変更。
 (注意点) 航空機用のタービンは、「3592-01、-011 航空機」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2911-03	2911-031	原動機

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2513「はん用内燃機関製造業」及び 2519「その他の原動機製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) はん用ガソリン機関、はん用石油機関、はん用ディーゼル機関、原子動力炉、水車(水力タービンを除く)、風力機関、圧縮空気機関、はん用内燃機関・原子動力炉・その他の原動機の部分品・取付具・附属品
 (平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「3011-03、-031」を「2911-03、-031」に変更。
 (注意点) ① 本部門は、船用、航空機用、自動車用、二輪自動車用の内燃機関を含めない。
 ② 内燃機関の電装品は、「3311-05、-051 内燃機関電装品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2912-01	2912-011	ポンプ・圧縮機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2521「ポンプ・同装置製造業」、2522「空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業」及び2523「油圧・空圧機器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 単段式うず巻ポンプ、多段式うず巻ポンプ、耐しょく性ポンプ、家庭用電気ポンプ、手動ポンプ、往復圧縮機、回転圧縮機、遠心圧縮機、軸流圧縮機、油圧ポンプ、油圧モータ、油圧シリンダ、油圧バルブ、空気圧縮機、ポンプ（真空ポンプを除く）・圧縮機の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「3019-01、-011 ポンプ及び圧縮機」を「2912-01、-011 ポンプ・圧縮機」にコード及び名称変更。

(注 意 点) ① 平成17年表において、平成12年表の「3019-01、-011 ポンプ及び圧縮機」のうち真空装置・真空機器については、「3029-05、-051 真空装置・真空機器」に分割特掲。

② 本部門は、消防用ポンプ、船用ポンプを含み、自動車用燃料ポンプは「3531-01、-011 自動車用内燃機関」、航空機の原動機用ポンプは「3592-01、-011 航空機」、計量ポンプは「3113-01、-011 計測機器」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2913-01	2913-011	運搬機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2532「エレベータ・エスカレータ製造業」及び2533「物流運搬設備製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) エレベータ（家庭用エレベータも含む）、エスカレータ、クレーン、巻上機、コンベヤ、運搬機械の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3012-01、-011」を「2913-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2914-01	2914-011	冷凍機・温湿調整装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2535「冷凍機・温湿調整装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 冷凍機、冷凍・冷蔵用ショーケース（冷凍陳列棚を含む）、パッケージ形エアコンディショナ、ウォータークーラ、冷却塔、冷蔵装置、凍結装置、製氷装置、除湿機（民生用を除く）、冷凍機・温湿調整装置の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3013-01、-011」を「2914-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2919-01	2919-011	ベアリング

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2594「玉軸受・ころ軸受製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 玉軸受、ころ軸受、軸受ユニット、ベアリングの部分品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3031-02、-021」を「2919-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2919-09	2919-091 2919-099	その他のはん用機械 動力伝導装置 他に分類されないはん用機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2531「動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）」、2534「工業窯炉製造業」、2591「消火器具・消火装置製造業」、2592「弁・同附属品製造業」、2593「パイプ加工・パイプ附属品加工業」、2595「ピストンリング製造業」、2596「他に分類されないはん用機械・装置製造業」及び2599「各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 動力伝導装置：変速機、歯車（プラスチック製を含む）、ローラチェーン

他に分類されないはん用機械：工業窯炉（真空のものを除く）、重油・ガス燃焼装置、機械式駐車装置、消火器具、消防自動車のぎ装品、高温・高圧バルブ、自動調整バルブ、給排水用バルブ・コック、一般用バルブ・コック、切断・屈曲・ねじ切等パイプ加工品、ピストンリング、他に分類されないはん用機械の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

① 平成17年表の列部門「3019-09 その他の一般産業機械及び装置」（包装・荷造機械を除く。）と「3031-09 その他の一般機械器具及び部品」を統合し、「2919-09 その他のはん用機械」とする。また、平成17年表の行部門「3019-099 その他の一般産業機械及び装置」と「3031-099 その他の一般機械器具及び部品」を統合して「2919-099 他に分類されないはん用機械」とし、このうち「2919-091 動力伝導装置」を分割し特掲。

- ② 平成17年表において「3019-09、-099 その他の一般産業機械及び装置」に含まれていた包装・荷造機械を分割特掲し、行部門「3014-015 包装・荷造機械」を新設。

- (注 意 点) ① 平成17年表において、平成12年表の「3019-09、-099 その他の一般産業機械及び装置」のうち真空装置・真空機器については「3029-05、-051 真空装置・真空機器」に分割特掲。
- ② 平成17年表において、平成12年表で「3031-09、-099 その他の一般機械器具及び部品」に含まれていた毛糸手編機械を「3029-02、-021 繊維機械」に統合。

30 生産用機械

列コード	行コード	部門名称
3011-01	3011-011	農業用機械

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 261「農業用機械製造業(農業用器具を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 動力耕うん機、農業用トラクタ、歩行用トラクタ、噴霧機、散粉機、田植機、脱穀機、粃すり機、農業用乾燥機、コンバイン、稲麦刈取機、飼料機器、農業用機械の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「3029-01、-011」を「3011-01、-011」に変更。

- (注 意 点) ① 農業用手道具は列部門「2899-03 配管工事附属品・粉末や金製品・道具類」及び行部門「2899-033 刃物・道具類」に含める。
- ② 平成17年表において、平成12年表で「3021-01、-011 建設・鉱山機械」に含まれていた農業用トラクタ及び同部分品・取付具・附属品を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
3012-01	3012-011	建設・鉱山機械

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 262「建設機械・鉱山機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 掘さく機、建設用クレーン、整地機械、アスファルト舗装機械、コンクリート機械、基礎工事用機械、せん孔機、さく岩機、鉄柱、破砕機、摩砕機、選別機、建設用トラクタ、建設用ショベルトラック、建設・鉱山機械の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「3021-01、-011」を「3012-01、-011」に変更。

- (注 意 点) ① 平成17年表において、平成12年表で本部門に含まれていた農業用トラクタ及び同部分品・取付具・附属品を「3029-01、-011 農業用機械」に統合。
- ② 平成17年表において、平成12年表の列部門「3629-09 その他の輸送機械」及び行部門「3629-091 産業用運搬車両」に含まれていた建設用ショベルトラックを本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
3013-01	3013-011	繊維機械

- (担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 263「繊維機械製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 化学繊維機械、紡績機械、製織機械、編組機械、染色整理仕上機械、縫製機械(家庭用ミシン、工業用ミシン)、毛糸手編機械、繊維機械の部分品・取付具・附属品
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「3029-02、-021」を「3013-01、-011」に変更。
(注意点) 平成17年表において、平成12年表で「3031-09、-099 その他の一般機械器具及び部品」に含まれていた毛糸手編機械を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
3014-01		生活関連産業用機械
	3014-011	食品機械・同装置
	3014-012	木材加工機械
	3014-013	パルプ装置・製紙機械
	3014-014	印刷・製本・紙工機械
	3014-015	包装・荷造機械

- (担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2641「食品機械・同装置製造業」、2642「木材加工機械製造業」、2643「パルプ装置・製紙機械製造業」、2644「印刷・製本・紙工機械製造業」及び2645「包装・荷造機械製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 食品機械・同装置：穀物処理機械・同装置、製パン・製菓機械・同装置、醸造用機械、牛乳加工・乳製品製造機械・同装置、肉製品・水産製品製造機械、食品機械・同装置の部分品・取付具・附属品
木材加工機械：製材機械(帯のこ盤、丸のこ盤等)、木材加工機械(かんな盤、のこ盤、くぎ打機械等)、合板機械(ベニヤレーズ、プレス、スライサ等)、製材・木材加工・合板機械の部分品・取付具・附属品
パルプ装置・製紙機械：パルプ製造機械・同装置(割木機、砕木機、リファイナー等)、抄紙機(長網式・丸網式・短網式・コンビネーション式抄紙機等)、断裁機、巻取機、コーティングマシン等、パルプ装置・製紙機械の部分品・取付具・附属品
印刷・製本・紙工機械：印刷機械(とつ版印刷機械、平版印刷機(B3版以上)、特殊印刷機械、おう版印刷機等)、製本機械(断裁機、紙締機、紙折機等)、紙工機械(製箱機械、段ボール製造機械、袋・封筒製造機械、紙コップ製造機等)、製版機械(活字製造機、写真植字機等)、印刷・製本・紙工機

械の部分品・取付具・附属品
包装・荷造機械：個装・内装機械、外装・荷造機械、包装・荷造機械の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

- 平成17年表の「3029-03、-031 食品機械・同装置」を本部門に統合し、行部門「3014-011 食品機械・同装置」とする。
 - 平成17年表において「3019-09、-099 その他の一般産業機械及び装置」に含まれていた包装・荷造機械を本部門に統合し、行部門「3014-015 包装・荷造機械」を新設。
 - 平成17年表の行部門「3029-094 鑄造装置」と「3029-095 プラスチック加工機械」を統合して列部門「3015-02 鑄造装置・プラスチック加工機械」とし、行部門を「3015-021 鑄造装置」、「3015-022 プラスチック加工機械」とする。
 - 平成17年表の行部門「3029-099 その他の特殊産業用機械(除別掲)」を分割特掲し、「3019-09、-099 その他の生産用機械」を新設。
 - 平成17年表の行部門「3029-091 製材・木材加工・合板機械」を「3014-012 木材加工機械」にコード及び名称変更。
 - 平成17年表の列部門「3029-09 その他の特殊産業用機械」を「3014-01 生活関連産業用機械」にコード及び名称変更。
- (注意点) ① 平成17年表において、平成12年表の「3029-091 製材・木工・合板機械」を「製材・木材加工・合板機械」に名称変更。
② 平成17年表において、平成12年表の「3029-09、-099 その他の特殊産業用機械(除別掲)」のうち真空装置・真空機器については、「3029-05、-051 真空装置・真空機器」に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
3015-01	3015-011	化学機械

- (担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2652「化学機械・同装置製造業」の生産活動を範囲とする。

- (品目例示) 熱交換器(分縮機、熱換器を含む)、焼成機、圧搾機器、ろ過機器、分離機器、混合機、かくはん機、ねつ和機、溶解機、造粒機、乳化機、粉碎機、反応機、発生炉、乾留炉、電解槽、蒸発機器、蒸留機器、蒸餾機器、晶出機器、乾燥機器、焙焼機、焼結機器、集じん機器、化学装置用タンク(固定式、浮屋根式、球形、その他)、化学機械の部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3022-01、-011」を「3015-01、-011」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表の「3022-01、-011 化学機械」のうち真空装置・真空機器については、「3029-05、-051 真空装置・真空機器」に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
3015-02	3015-021	鋳造装置・プラスチック加工機械 鋳造装置
	3015-022	プラスチック加工機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2651「鋳造装置製造業」及び 2653「プラスチック加工機械・同附属装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鋳造装置：ダイカストマシン、その他の鋳造装置（造型機、型込機、中子整形機、特殊造型機等）、鋳型・鋳型定盤（製鉄、製鋼用に限る）、鋳造装置の部分品・取付具・附属品

プラスチック加工機械：射出成形機、押出成形機、その他のプラスチック加工機械（圧縮成形機、中空成形機、真空成形機等）、プラスチック加工機械・同附属装置の部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)

日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表の行部門「3029-094 鋳造装置」と「3029-095 プラスチック加工機械」を統合して列部門「3015-02 鋳造装置・プラスチック加工機械」とし、行部門「3015-021 鋳造装置」、「3015-022 プラスチック加工機械」とする。

列コード	行コード	部門名称
3016-01	3016-011	金属工作機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2661「金属工作機械製造業」及び 2663「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）」のうち金属工作機械用部分品・附属品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削盤、ブローチ盤、研削盤、歯切り盤、歯車仕上機械、マシニングセンタ、専用機、形削盤、ホーニング盤、ラップ盤、金切のこ盤、金属工作機械の部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3024-01、-011」を「3016-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3016-02	3016-021	金属加工機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2662「金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）」及び 2663「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）」のうち金属加工機械用部分品・附属品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 圧延機械、精整仕上装置、ベンディングマシン、液圧プレス、機械プレス、せん断機、鍛造機械、ワイヤフォーミングマシン、ガス溶接・溶断機、金属圧延用ロール、金属加工機械の部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3024-02、-021」を「3016-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3016-03	3016-031	機械工具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2664「機械工具製造業（粉末や金業を除く）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 特殊鋼切削工具、超硬工具（粉末や金製品を除く）、空気動工具、電動工具、ダイヤモンド工具、治具・金属加工用附属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3019-02、-021」を「3016-03、-031」に変更。

(注 意 点) 超硬工具（粉末や金製品）は、列部門「2899-03 配管工事附属品・粉末や金製品・道具類」及び行部門「2899-032 粉末や金製品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3017-01	3017-011	半導体製造装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2671「半導体製造装置製造業」及び 2672「フラットパネルディスプレイ製造装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ウェーハプロセス（電子回路形成）用処理装置、組立用装置、フラットパネルディスプレイ製造装置、半導体製造装置の部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3029-04、-041」を「3017-01、-011」に変更。

(注 意 点) 半導体製造装置用以外のイオン注入装置については、「3019-02、-021 真空装置・真空機器」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3019-01	3019-011	金型

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2691「金属用金型・同部分品・附属品製造業」及び 2692「非金属用金型・同部分品・附属品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) プレス用金型、鍛造用金型、鋳造用金型(ダイカスト用を含む)、プラスチック用金型、ゴム用金型、ガラス用金型、金型の部分品・附属品
(平成 17 年表からの変更点) 平成 17 年表のコード「3031-01、-011」を「3019-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3019-02	3019-021	真空装置・真空機器

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2693「真空装置・真空機器製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 真空ポンプ、真空や金装置、真空化学装置、真空蒸着装置、真空成膜装置、スパッタリング装置、ドライエッチング装置、CVD装置、イオン注入装置(半導体製造装置用は除く)、真空装置・真空機器の部分品・取付具・附属品
(平成 17 年表からの変更点) 平成 17 年表のコード「3029-05、-051」を「3019-02、-021」に変更。
(注 意 点) 平成 17 年表において、日本標準産業分類の改定に伴い本部門を新設。平成 12 年表の「3019-01、-011 ポンプ及び圧縮機」、「3019-09、-099 その他の一般産業機械及び装置」、「3022-01、-011 化学機械」及び「3029-09、-099 その他の特殊産業用機械(除別掲)」のうち真空装置・真空機器について本部門に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
3019-03	3019-031	ロボット

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2694「ロボット製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) マニュアル・マニピュレータ、固定シーケンスロボット、可変シーケンスロボット、プレイバックロボット、サービス用ロボット、数値制御ロボット、ロボットの部分品・取付具・附属品
(平成 17 年表からの変更点) 日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表の「3023-01、-011 産業用ロボット」

を「3019-03、-031 ロボット」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3019-09	3019-099	その他の生産用機械

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2699「他に分類されない生産用機械・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) ゴム工業用機械器具、ガラス工業用特殊機械、その他の生産用機械(たばこ製造機械、化学薬品・医薬品製造用特殊機械、帽子製造機械、皮革処理機械、製靴機械等)、その他の生産用機械の部分品・取付具・附属品
(平成 17 年表からの変更点) 平成 17 年表の行部門「3029-099 その他の特殊産業用機械(除別掲)」を分割特掲し、列・行部門を新設。
(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表の「3029-09、-099 その他の特殊産業用機械(除別掲)」のうち真空装置・真空機器については、「3029-05、-051 真空装置・真空機器」に分割特掲。

31 業務用機械

列コード	行コード	部門名称
3111-01	3111-011	複写機

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2711「複写機製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 静電間接式複写機、デジタル式複写機、フルカラー複写機、複写機の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3111-09	3111-099	その他の事務用機械

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2719「その他の事務用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 計算機械、ワードプロセッサ、金銭登録機(レジスタ)、タイプライタ、タイムレコーダ、タイムスタンプ、謄写機、あて名印刷機、マイクロ写真機、オフセット印刷機(B3版未満)、硬貨計算機、シュレツダ、事務用機械(複写機を除く)の部分品・取付具・附属品
 (注 意 点) 電子計算機は、「3421-01、-011 パーソナルコンピュータ」又は「3421-02、-021 電子計算機本体(パソコンを除く。)」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3112-01		サービス用機器
	3112-011	自動販売機
	3112-012	娯楽用機器
	3112-019	その他のサービス用機器

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2721「サービス用機械器具製造業」、2722「娯楽用機械製造業」、2723「自動販売機製造業」及び 2729「その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 自動販売機：食料・食品自動販売機、たばこ自動販売機、きつぷ自動販売機、自動販売機の部分品・取付具・附属品
 娯楽用機器：パチンコ・スロットマシン(パチンコ台、パチンコ玉自動補給装置、スロットマシン台等)、ゲームセンター用娯楽機器(アーケードゲーム機、クレーンゲーム機、業務用テレビゲーム機等)、遊園地用娯楽機器(ジェットコースター、メリーゴーランド、コーヒーカップ等)、娯楽用機器の部分品・取付具・附属品
 その他のサービス用機器：業務用洗濯装

置、自動車整備・サービス機器、その他のサービス用・民生用機械器具(両替機、自動改札機、自動入場機、コインロッカー等)、その他のサービス用機器の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) 家庭用エレベータは、「2913-01、-011 運搬機械」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3113-01	3113-011	計測機器

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 273「計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 一般長さ計、積算体積計(オイルメータ、ガスメータ、水量メータ等)、その他の体積計(ます、化学用体積計、メスフラスコ等)、はかり(台はかり、ばね式はかり、電子はかり等)、温度計(ガラス製のもの)、圧力計、金属温度計、流量計、液面計、精密測定器、工業用長さ計、光分析装置、その他の分析装置、材料試験機、その他の試験機、光度計、光束計、照度計、屈折度計、公害計測器、密度計、比重計、騒音計、波数計、速さ計、地震計、測量機械器具(ジャイロ計器、磁気コンパス、測角測量機、水準測量機等)、分析器・試験機・計量器・測定器の部分品・取付具・附属品、研究用機器(化学機器、物理学機器、気象観測機器等)、教育用機器(物理・化学・博物実験機器、数学機器等)、地球物理学機器(重量計、磁力計等)、天文機器、理化学機械器具の部分品・取付具・附属品
 (平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「3719-01、-011 理化学機械器具」と「3719-02、-021 分析器・試験機・計量器・測定器」を統合し、「3113-01、-011 計測機器」とする。

列コード	行コード	部門名称
3114-01	3114-011	医療用機械器具

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 274「医療用機械器具・医療用品製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 医療用機械器具・装置、病院用器具・装置、歯科用機械器具・装置、動物用医療機械器具、医療用品、歯科材料、医療用機械器具の部分品・取付具・附属品
 (平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「3719-03、-031」を「3114-01、-011」に変更。
 (注 意 点) 医療用の X 線装置、電子応用装置及びレ

ーザ応用装置は「3331-01、-011 電子応用装置」に含める。

32 電子部品

列コード	行コード	部門名称
3115-01	3115-011	光学機械・レンズ

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 275「光学機械器具・レンズ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 35 ミリカメラ (フォーカルプレキシヤッタ式、レンズシャッタ式、ハーフサイズカメラ)、35 ミリ以外のカメラ (二眼レフカメラ、小型カメラ、業務用カメラ)、写真装置・同関連器具 (引伸機、現像・焼付・仕上用器具、写真乾燥機、リーダー、ビューア)、カメラの写真装置の部分品・取付具・附属品 (フィルタ、フード、三脚、雲台、セルフタイマ、距離計、露出計、シャッタ、ボディ、じゃ腹、近接撮影・望遠撮影用アタッチメント、ストロボ等)、望遠鏡、双眼鏡、顕微鏡、拡大鏡、映画用撮影機、映写機、スライド映写機、映画現像装置、映画焼付機、映写スクリーン、カメラ用レンズ、カメラ用交換レンズ、光学レンズ、プリズム、その他の光学機械の部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「3711-01、-011 カメラ」と「3711-09、-099 その他の光学機械」(眼鏡(枠を含む)を除く。)を統合し、「3115-01、-011 光学機械・レンズ」とする。

なお、平成 17 年表の「3711-09、-099 その他の光学機械」に含まれていた眼鏡(枠を含む)を「3919-09、-099 その他の製造工業製品」に統合。

列コード	行コード	部門名称
3116-01	3116-011	武器

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 276「武器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 銃、砲、爆発物投射機、戦闘車両、銃弾、砲弾、爆発物、指揮装置、武器の部分品・附属品、武器修理

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3919-06、-061」を「3116-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3211-01	3211-011	電子管

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2811「電子管製造業」及び 2815「液晶パネル・フラットパネル製造業」のうちプラズマパネルの生産活動を範囲とする。

(品目例示) マイクロ波管、陰極線管 (ブラウン管)、表示管、X線管、プラズマディスプレイパネル、プラズマディスプレイモジュール(パネルの生産から一貫して行っているもの)

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3421-01、-011」を「3211-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 日本標準産業分類の細分類 2815「液晶パネル・フラットパネル製造業」の新設に伴い、本部門から PDP モジュールが分割されることとなるが、平成 17 年表と同様にプラズマディスプレイパネル、プラズマディスプレイモジュール(パネルの生産から一貫して行っているもの)は本部門に含める。

② 電子管の部品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3211-02	3211-021	半導体素子

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2812「光電変換素子製造業」及び 2813「半導体素子製造業(光電変換素子を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) シリコンダイオード、整流素子、シリコントランジスタ、トランジスタ、サーミスタ、バリスタ、サイリスタ、光電変換素子(発光ダイオード、レーザダイオード、カプラ・インタラプタ、太陽電池セル)

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3411-01、-011」を「3211-02、-021」に変更。

(注 意 点) ① 半導体素子の部品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

② 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3341-01、-011」を「3411-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3211-03	3211-031	集積回路

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2814「集積回路製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) バイポーラ型 I C、モス型 I C、線形回路、混成集積回路(薄膜、厚膜)、実装していない集積回路(輸出分)
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「3411-02、-021」を「3211-03、-031」に変更。
(注 意 点) ① 集積回路の部品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。
② 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3341-02、-021」を「3411-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3211-04	3211-041	液晶パネル

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2815「液晶パネル・フラットパネル製造業」のうち液晶パネル及び液晶素子の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 液晶パネル:アクティブ型(TFT型)、パッシブ型、液晶モジュール(パネルの生産から一貫して行っているもの)
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表の「3421-02、-021 液晶素子」を「3211-04、-041 液晶パネル」にコード及び名称変更。
(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3359-02、-021」を「3421-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3299-01	3299-011	磁気テープ・磁気ディスク

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2832「光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 磁気テープ(生のもの)(録音用・録画用・電算機用)、磁気ディスク(生のもの)(フレキシブルディスク、光磁気ディスク、光ディスク)
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「3421-03、-031」を「3299-01、-011」に変更。
(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3359-03、-031」を「3421-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3299-02	3299-021	電子回路

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 284「電子回路製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) リジットプリント配線板、フレキシブルプリント配線板、モジュール基板、プリント配線実装基板、モジュール実装基板
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表の「3421-09、-099 その他の電子部品」からプリント回路を分割し特掲。
(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3359-09、-099」を「3421-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3299-09	3299-099	その他の電子部品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2821「抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業」、2822「音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業」、2823「コネクタ・スイッチ・リレー製造業」、2831「半導体メモリメディア製造業」、2851「電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業」、2859「その他のユニット部品製造業」及び2899「その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 抵抗器、固定コンデンサ、コンデンサ、トランス、スイッチ、コネクタ、リレー、音響部品、磁気ヘッド、小型モータ(3W未満のもの)、スイッチング電源、TV用チューナ、コントロールユニット、磁性材部品(粉末や金によるもの)、シリコンウエハ(表面研磨したもの)
(平成 17 年表からの変更点)
① 平成 17 年表において本部門に含まれていたプリント回路を分割特掲し、「3299-02、-021 電子回路」を新設。
② 平成 17 年表のコード「3421-09、-099」を「3299-09、-099」に変更。
③ 平成 17 年表において「3241-09、-099 その他の電気機械器具」に含まれていたシリコンウエハ(表面研磨したもの)を本部門に統合。
(注 意 点) ① 超小形電動機(3W未満)は本部門に含める。
② 電子管、半導体素子、集積回路の部品は、本部門に含める。
③ ラジオ・テレビ受信機、有線電気通信機器の部分品・附属品は、本部門に含める。
④ 平成 17 年表において、平成 12 年表の

コード「3359-09、-099」を「3421-09、-099」に変更。

33 電気機械

列コード	行コード	部門名称
3311-01		回転電気機械
	3311-011	発電機器
	3311-012	電動機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2911「発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) タービン発電機、エンジン発電機、直流電動機、単相誘導電動機、三相誘導電動機、その他の交流電動機（同期電動機、整流子電動機等）、直流・交流小形電動機、その他の小形電動機（シンクロ電機、ステッピングモータ等）、その他の発電機（直流発電機、水車発電機、電動発電機等）、回転電機機械の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3211-01、-011～-012」を「3311-01、-011～-012」に変更。

(注 意 点) ① 超小形電動機（3W未満）は「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。
② 平成17年表において、平成12年表のコード「3411-01、-011～-012」を「3211-01、-011～-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3311-02	3311-021	変圧器・変成器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2912「変圧器類製造業（電子機器用を除く）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 標準変圧器、非標準変圧器、特殊用途変圧器、計器用変成器、誘導電圧調整器、リアクトル、変圧器類の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3211-02、-021」を「3311-02、-021」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「3411-03、-031」を「3211-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3311-03	3311-031	開閉制御装置・配電盤

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2913「電力開閉装置製造業」及び2914「配電盤・電力制御装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 配電盤、監視制御装置、分電盤、継電器、遮断機、開閉器、プログラマブルコントロ

ーラ、開閉装置・配電盤・電力制御装置の
部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「3211-03、-031 開閉制
御装置及び配電盤」を「3311-03、-031 開
閉制御装置・配電盤」にコード及び名称変
更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコー
ド「3411-02、-021」を「3211-03、-031」
に変更。

列コード	行コード	部門名称
3311-04	3311-041	配線器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2915「配線器
具・配線附属品製造業」の生産活動を範囲
とする。

(品目例示) 小形開閉器、点滅器、接続器、電球保持
器、パネルボード、小形配線箱、ヒューズ、
配線附属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3211-04、-041」
を「3311-04、-041」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコー
ド「3421-04、-041」を「3211-04、-041」
に変更。

列コード	行コード	部門名称
3311-05	3311-051	内燃機関電装品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2922「内燃機
関電装品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 充電発動機、始動電動機、磁石発動機、
点火用コイル、ディストリビュータ、点火
せん、内燃機関電装品の部分品・取付具・附
属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3211-05、-051」
を「3311-05、-051」に変更。

(注 意 点) ① 自動車用・航空機用などの内燃機関電
装品も本部門に含める。

② 平成 17 年表において、平成 12 年表の
コード「3421-05、-051」を「3211-05、
-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3311-09	3311-099	その他の産業用電気機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2921「電気溶
接機製造業」及び 2929「その他の産業用電
気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)」
の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アーク溶接機、抵抗溶接機、コンデンサ、
電気炉、産業用電熱装置、電力変換装置、
シリコン・セレン整流器、その他の産業用
電気機器の部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3211-09、-099」
を「3311-09、-099」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表の
「3411-09、-099 その他の産業用重電機器」
を「3211-09、-099 その他の産業用電気機
器」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3321-01	3321-011	民生用エアコンディショナ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2932「空調・
住宅関連機器製造業」のうち民生用エア
コンディショナの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 民生用エアコンディショナ(ウインド形、
セパレート形)、民生用エアコンディショナ
の部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3251-01、-011」
を「3321-01、-011」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコー
ド「3212-01、-011」を「3251-01、-011」
に変更。

列コード	行コード	部門名称
3321-02	3321-021	民生用電気機器(エアコンを 除く。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 293「民生用
電気機械器具製造業」のうち民生用エア
コンディショナを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) ちゅう房機器：電子レンジ(オープンレ
ンジ、スチームレンジを含む)、電気がま、
ジャーポット、電気冷蔵庫、食器洗い乾燥
機、電磁調理器(クッキングヒーター)

空調・住宅関連機器：扇風機、換気扇、
電気温水器、除湿器、加湿器、空気清浄機
衣料衛生関連機器：電気アイロン、電気
掃除機、電気洗濯機(洗濯乾燥機を含む)、
洗濯物乾燥機、電気温水洗浄便座

その他の民生用電気機械：電気かみそり、
電気ストーブ、電気カーペット、電気マッ
サー器具、民生用電気機械器具(民生用
エアコンディショナを除く)の部分品・取付
具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「3251-02、-021 民生用
電気機器(除エアコン)」を「3321-02、-021
民生用電気機器(エアコンを除く。)」にコ
ード及び名称変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3212-02、-021」を「3251-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3331-01	3331-011	電子応用装置

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 296「電子応用装置製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 医療用X線装置、産業用X線装置、医療用電子応用装置、超音波応用装置、高周波電力応用装置、電子顕微鏡、数値制御装置、ガイガー計数器、レーザー装置、磁気応用探知装置、電子応用装置の部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)
 ① 日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表において本部門に含まれていた産業用磁気録画再生装置（放送用を除く。）を「3411-01、-011 ビデオ機器・デジタルカメラ」に統合。
 ② 平成 17 年表のコード「3221-01、-011」を「3331-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3332-01	3332-011	電気計測器

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 297「電気計測器製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 電気計器（積算電力計、電流計、電圧計等）、電気測定器（電圧標準計、電流標準計、回路計等）、半導体・IC測定器、工業計器、医療用計測器、電気計測器の部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「3231-01、-011」を「3332-01、-011」に変更。
 (注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3332-01、-011」を「3231-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3399-01	3399-011	電球類

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2941「電球製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 一般照明用電球、自動車用電球、ハロゲン電球、蛍光灯、HIDランプ、豆電球、クリスマスツリー用電球、赤外線電球、写真用せん光電球、パイロット電球、水銀灯、紫外線灯、殺菌灯、ネオン灯、アーク灯

(平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「3241-01、-011」を「3399-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 電球類の部品は、「3399-09、-099 その他の電気機械器具」に含める。
 ② 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3421-03、-031」を「3241-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3399-02	3399-021	電気照明器具

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2942「電気照明器具製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 白熱電灯器具、蛍光灯器具、水銀灯器具、発光ランプ、携帯電灯、殺菌灯器具、懐中電灯、ナトリウム灯器具、電気照明器具の部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「3241-02、-021」を「3399-02、-021」に変更。
 (注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3421-01、-011」を「3241-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3399-03	3399-031	電池

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 295「電池製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) マンガン乾電池、アルカリマンガン乾電池、酸化銀電池、リチウムイオン電池、鉛蓄電池、アルカリ蓄電池、リチウムイオン蓄電池、電池の部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「3241-03、-031」を「3399-03、-031」に変更。
 (注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3421-02、-021」を「3241-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3399-09	3399-099	その他の電気機械器具

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2999「その他の電気機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 導入線、電球口金、電球・電子用タンクステン、モリブデン製品、永久磁石、電気接点、太陽電池モジュール、リードフレーム等

(平成 17 年表からの変更点)

- ① 平成 17 年表において本部門に含まれていたシリコンウエハ（表面研磨したもの）を、「3299-09、-099 その他の電子部品」に統合。
- ② 電球類の部品は、本部門に含める。
- ③ 平成 17 年表のコード「3241-09、-099」を「3399-09、-099」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3421-09、-099」を「3241-09、-099」に変更。

34 情報・通信機器

列コード	行コード	部門名称
3411-01	3411-011	ビデオ機器・デジタルカメラ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3021「ビデオ機器製造業」及び 3022「デジタルカメラ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) DVD-ビデオ、ビデオカメラ、デジタルカメラ、ビデオ機器・デジタルカメラの部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)

- ① 日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表において「3221-01、-011 電子応用装置」に含まれていた産業用磁気録画再生装置（放送用を除く。）を本部門に統合。
- ② 平成 17 年表の「3311-01、-011 ビデオ機器」を「3411-01、-011 ビデオ機器・デジタルカメラ」にコード及び名称変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3211-03、-031」を「3311-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3411-02	3411-021	電気音響機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3023「電気音響機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ステレオセット、カーステレオ、テープレコーダ、デジタルオーディオディスクプレーヤ、ハイファイ用アンプ、ハイファイ用・自動車用スピーカシステム、補聴器、スピーカ、マイクロホン、イヤホン、電気音響機器の部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3311-02、-021」を「3411-02、-021」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3211-01、-011」を「3311-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3411-03	3411-031	ラジオ・テレビ受信機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3014「ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ラジオ受信機、テレビ受信機（ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、

プロジェクションテレビ（受信機一体型）
（平成17年表からの変更点）

平成17年表のコード「3311-03、-031」を「3411-03、-031」に変更。

- （注 意 点）① ラジオ・テレビ受信機の部分品・附属品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。
② 平成17年表において、平成12年表のコード「3211-02、-021」を「3311-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3412-01	3412-011	有線電気通信機器

（担当府省庁） 経済産業省
（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類3011「有線通信機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 電話機、電話応用装置、ファクシミリ、交換機、搬送装置（デジタル伝送装置、変復調装置（モデム））

（平成17年表からの変更点）
平成17年表のコード「3321-01、-011」を「3412-01、-011」に変更。

- （注 意 点）① 有線電気通信機器の部分品・附属品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。
② 携帯電話及び簡易型携帯電話（PHS）は、「3412-02、-021 携帯電話機」に含める。ただし、電話機、ファクシミリの子機が外部では簡易型携帯電話（PHS）として利用できるものは本部門に含める。また、本来PHSであって、家庭内では電話機の子機として利用できるものは「3412-02、-021 携帯電話機」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3412-02	3412-021	携帯電話機

（担当府省庁） 経済産業省
（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類3012「携帯電話・PHS電話機製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 携帯電話機、簡易型携帯電話（PHS）
（平成17年表からの変更点）

平成17年表のコード「3321-02、-021」を「3412-02、-021」に変更。

- （注 意 点） 平成17年表において、平成12年表で本部門に含まれていた自動車電話を「3321-03、-031 無線電機通信機器（除携帯電話機）」に統合。

列コード	行コード	部門名称
3412-03	3412-031	無線電気通信機器（携帯電話機を除く。）

（担当府省庁） 経済産業省
（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類3013「無線通信機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） ラジオ・テレビジョン放送装置、固定局通信装置、移動局通信装置（携帯電話機及び簡易型携帯電話（PHS）を除く）、携帯用無線通信装置、無線応用装置（カーナビゲーションシステムを含む）、その他の無線通信装置

（平成17年表からの変更点）
平成17年表の「3321-03、-031 無線電気通信機器（除携帯電話機）」を「3412-03、-031 無線電気通信機器（携帯電話機を除く。）」にコード及び名称変更。

- （注 意 点） 平成17年表において、平成12年表で「3321-02、-021 携帯電話機」に含まれていた自動車電話を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
3412-09	3412-099	その他の電気通信機器

（担当府省庁） 経済産業省
（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類3015「交通信号保安装置製造業」及び3019「その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 交通信号保安装置（電気信号機、機械信号機、電気転てつ器、機械転てつ機等）、火災報知設備、防犯警報装置、発光信号装置、通報信号装置、交通信号保安装置の部分品・取付具・附属品

（平成17年表からの変更点）
平成17年表のコード「3321-09、-099」を「3412-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3421-01	3421-011	パーソナルコンピュータ

（担当府省庁） 経済産業省
（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類3032「パーソナルコンピュータ製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） デスクトップ型パーソナルコンピュータ、ノートブック型パーソナルコンピュータ、サーバ用パーソナルコンピュータ

（平成17年表からの変更点）
平成17年表のコード「3331-01、-011」を「3421-01、-011」に変更。

- （注 意 点） 平成17年表において、平成12年表のコード「3311-01、-011」を「3331-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3421-02	3421-021	電子計算機本体（パソコンを除く。）

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3031「電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 汎用コンピュータ、ミッドレンジコンピュータ（ミニコンピュータ、オフィスコンピュータ、ワークステーション、サーバ（サーバ用パーソナルコンピュータを除く））、電子計算機本体の部分品・取付具・附属品
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表の「3331-02、-021 電子計算機本体（除パソコン）」を「3421-02、-021 電子計算機本体（パソコンを除く。）」にコード及び名称変更。
(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3311-02、-021」を「3331-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3421-03	3421-031	電子計算機附属装置

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3033「外部記憶装置製造業」、3034「印刷装置製造業」、3035「表示装置製造業」、3039「その他の附属装置製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 外部記憶装置：磁気ディスク装置、光ディスク装置、フレキシブルディスク装置
印刷装置：シリアルプリンタ、ラインプリンタ、作図装置（プロッター）
表示装置：ディスプレイ（電子計算機用）
その他の附属装置：金融用端末装置、その他の端末装置
電子計算機附属装置の部分品・取付具・附属品
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表の「3331-03、-031 電子計算機附属装置」を「3421-03、-031 電子計算機附属装置」にコード及び名称変更。
(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3311-03、-031」を「3331-03、-031」に変更。

35 輸送機械

列コード	行コード	部門名称
3511-01	3511-011	乗用車

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3111「自動車製造業（二輪自動車を含む）」のうち乗用車の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 軽乗用車、小型乗用車、普通乗用車
(注 意 点) シャシーのみのもの及びKD車両（未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品（FOB価格）の60%以上のもの）は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3111「自動車製造業（二輪自動車を含む）」のうち乗用車、二輪自動車を除く生産活動及び3112「自動車車体・附属車製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 小型バス、大型バス、軽トラック、小型トラック（ガソリン車、ディーゼル車）、普通トラック（ガソリン車、ディーゼル車）、けん引車、特別用途車、トレーラ、小型トラックボデー、普通トラックボデー、特別用途車ボデー
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表の「3521-01、-011 トラック・バス・その他の自動車」と「3541-01、-011 自動車車体」のうちトラックの運転台及び荷台を統合し、「3521-01、-011 トラック・バス・その他の自動車」とする。

列コード	行コード	部門名称
3522-01	3522-011	二輪自動車

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3111「自動車製造業（二輪自動車を含む）」のうち二輪自動車の生産活動を範囲とする。
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「3531-01、-011」を「3522-01、-011」に変更。
(注 意 点) 原動機付自転車、モータスクータ、側車付のもの及びKD車両（未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品（FOB価格）の60%以上のもの）は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3531-01	3531-011	自動車用内燃機関

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3113「自動車部分品・附属品製造業」のうち自動車用内燃機関及び同部分品の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 自動車用ガソリン機関、自動車用ディーゼル機関、二輪自動車・モータスクータ用内燃機関、自動車用内燃機関の部分品・取付具・附属品(ラジエータ、オイルストレーナ、オイルフィルタ、ピストン、吸気弁、排気弁、シリンダーライナ、キャブレタ、空気清浄器、燃料噴射装置等)
(平成17年表からの変更点) 平成17年表の「3541-02、-021 自動車用内燃機関・同部分品」を「3531-01、-011 自動車用内燃機関」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3531-02	3531-021	自動車部品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3113「自動車部分品・附属品製造業」のうち自動車用内燃機関及び同部分品を除く生産活動を範囲とする。
(品目例示) 駆動・伝導・操縦装置部品、懸架・制動装置部品、シャシー部品・車体部品、カーエアコン、カーヒータ、座席、KDセット(乗用車、バス、トラック、二輪自動車)
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「3541-03、-031」を「3531-02、-021」に変更。
(注意点) KDセットは、未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分(FOB価格)の60%未満のものは本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3541-01	3541-011	鋼船

(担当府省庁) 国土交通省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3131「船舶製造・修理業」のうち鋼船の製造に係る活動及び3132「船体ブロック製造業」の活動を範囲とする。
(品目例示) 貨物船、貨客船、客船、自動車航送船、油送船、漁船等の鋼船
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「3611-01、-011」を「3541-01、-011」に変更。
(注意点) ① 船体ブロック製造業については、全額自部門取引となるので、原則として国内

生産額には計上せず、鋼船製造の一工程としてとらえる。
② 鋼船の改造は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3541-02	3541-021	その他の船舶

(担当府省庁) 国土交通省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3131「船舶製造・修理業」のうち木船の製造に係る活動及び3133「舟艇製造・修理業」のうち舟艇製造に係る活動を範囲とする。
(品目例示) 木造船舶、木製舟艇、プラスチック製舟艇、金属製(鋼船を除く)舟艇(20総トン数未満)
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「3611-02、-021」を「3541-02、-021」に変更。
(注意点) ① 強化プラスチック、アルミ等を主材料とした舟艇(20総トン数未満)は本部門に含める。
② 鋼船以外の船舶の改造は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3541-03	3541-031	船用内燃機関

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3134「船用機関製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 船用ディーゼル機関、船用焼玉機関、船用電気点火機関、船用蒸気機関、船用ガスタービン、船用蒸気タービン、船用機関の部分品・取付具・附属品
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「3611-03、-031」を「3541-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3541-10	3541-101	船舶修理

(担当府省庁) 国土交通省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3131「船舶製造・修理業」及び3133「舟艇製造・修理業」のうち、修理に係る活動を範囲とする。
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「3611-10、-101」を「3541-10、-101」に変更。
(注意点) ① 船舶使用者の行う自家修理・整備は本部門に含める。
② 改造は本部門に含めず、「3541-01、-011 鋼船」又は「3541-02、-021 その他の船舶」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3591-01	3591-011	鉄道車両

(担当府省庁) 国土交通省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 312「鉄道車両・同部分品製造業」のうち製造及び改造に係る活動を範囲とする。
(品目例示) 鉄道・軌道用の機関車、旅客車、貨物車特殊車、同部品
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「3621-01、-011」を「3591-01、-011」に変更。
(注 意 点) ① 鉄道業の行う製造及び改造は本部門に含める。
② 信号保安装置は本部門に含めず、「3412-09、-099 その他の電気通信機器」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3591-10	3591-101	鉄道車両修理

(担当府省庁) 国土交通省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3121「鉄道車両製造業」のうち鉄道車両の修理に係る活動を範囲とする。
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「3621-10、-101」を「3591-10、-101」に変更。
(注 意 点) ① 鉄道車両の改造は本部門に含めず、「3591-01、-011 鉄道車両」に含める。
② 鉄道業の行う修理は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3592-01	3592-011	航空機

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 314「航空機・同附属品製造業」のうち修理業を除く生産活動を範囲とする。
(品目例示) ピストン機、ターボジェット機、ターボプロップ機、ヘリコプタ、グライダー、機体部品・附属装置、発動機(ピストン発動機、ターボジェット発動機、ターボプロップ発動機、ターボシャフト発動機等)、その他の航空機部分品・補助装置(プロペラ、回転翼、補機、航空計器、操縦訓練用設備、保命装置等)
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「3622-01、-011」を「3592-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3592-10	3592-101	航空機修理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 314「航空機・同附属品製造業」のうち修理の活動及び小分類 901「機械修理業(電気機械器具を除く)」のうち空港等で行われる航空機整備を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「3622-10、-101」を「3592-10、-101」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3599-01	3599-011	自転車

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3191「自転車・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 完成自転車(軽快車、子供車、幼児車、ミニサイクル、マウンテンバイク、電動アシスト車、特殊車)、車いす(手動式)、自転車用フレーム、自転車の部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「3629-01、-011」を「3599-01、-011」に変更。
(注 意 点) 車いす(電動式)は別部門「3599-09 その他の輸送機械」及び行部門「3599-099 他に分類されない輸送機械」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3599-09	3599-091	その他の輸送機械
	3599-099	産業用運搬車両 他に分類されない輸送機械

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 315「産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業」及び細分類 3199「他に分類されない輸送用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 産業用運搬車両: 構内運搬車(蓄電池運搬車、内燃機関運搬車、動力付運搬車)、フォークリフトトラック、ショベルトラック(建設用を除く)、産業用トレーラ、産業用機関車、産業用貨車、ストラドルキャリア、パレットトラック、産業用運搬車両の部分品・取付具・附属品

他に分類されない輸送機械: 飛しょう体(ロケット、人工衛星、宇宙船)、飛しょう体の部分品・附属品、他に分類されない輸送用機械器具(荷車、手押車、ショッピングカー、ゴルフカー、ゴルフカート等、車いす(電動式))、他に分類されない輸送用機械器具の部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「3629-09、-091」を「3599-09、-091」に変更し、「3629-099 その他の輸送機械(除別掲)」を「3599-099

他に分類されない「輸送機械」にコード及び名称変更。

- (注 意 点) ① 車いす(手動式)は「3599-01、-011 自転車」に含める。
 ② 平成17年表において、平成12年表の列部門「3629-09 その他の輸送機械」及び行部門「3629-091 産業用運搬車両」に含まれていた建設用ショベルトラックを「3021-01、-011 建設・鉱山機械」に統合。

39 その他の製造工業製品

列コード	行コード	部門名称
1911-01	1911-011	印刷・製版・製本

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類151「印刷業」、152「製版業」、153「製本業、印刷物加工業」、159「印刷関連サービス業」及び独立行政法人国立印刷局の印刷・製版・製本活動の生産活動を範囲とする。

なお、国内生産額には独立行政法人国立印刷局の広告料収入を含める。

(品目例示) 凸版印刷物(活版)、平版印刷物(オフセット)、凹版印刷物(グラビア)、特殊印刷物、製版、官報印刷、紙幣印刷

- (注 意 点) ① 一般印刷の加工賃収入分は、ほとんど同業者からの委託とみなし、国内生産額には含めない。
 ② 平成17年表において、平成12年表のコード「1911-02、-021」を「1911-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2311-01	2311-011	革製履物

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類203「革製履物用材料・同附属品製造業」及び204「革製履物製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 紳士用革靴(23cm以上)、婦人用・子供用革靴、運動用革靴(登山靴、スケート靴、ゴルフ靴等)、作業用革靴(保安靴、帯電靴等)、革製草履・スリッパ・サンダル、革製の履物用材料・同附属品(甲、靴底、かかと)

(平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「2411-01、-011」を「2311-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2312-01	2312-011	製革・毛皮

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類201「なめし革製造業」及び208「毛皮製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 成牛甲革、中小牛甲革、牛底革、牛ぬめ革、その他の牛革、馬革、豚革、山羊・めん羊革、その他のなめし革(わに革、とかげ革、へび革等)、毛皮(調整済で完成品でないもの)

(平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「2412-01、-011」

を「2312-01、-011」に変更。

(注 意 点) 毛皮製衣服、なめし革製衣服及び毛皮製身の回り品(コート、えり巻、毛皮装飾品等)は、「1522-09、-099 その他の衣服・身の回り品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2312-02	2312-021	かばん・袋物・その他の革製品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 202「工業用革製品製造業(手袋を除く)」、205「革製手袋製造業」、206「かばん製造業」、207「袋物製造業」及び 209「その他のなめし革製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 工業用革製品(工業用革ベルト、革製パッキン、ガスカート)、革製手袋(合成皮革製を含む)(衣服用、作業用、スポーツ用)、かばん(材料のいかんを問わない)(なめし革製旅行かばん、なめし革製書類入れかばん・学生かばん・ランドセル、プラスチック製かばん、合成皮革製ケース等)、袋物(札入れ、財布、ショッピングバッグ等)、ハンドバッグ(材料のいかんを問わない)、その他の革製品(服装用革ベルト、馬具、むち、腕時計用革バンド等)

(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「2412-02、-021」を「2312-02、-021」に変更。

(注 意 点) 革製の運動用具(グローブ等)は、「3911-02、-021 運動用品」に、なめし革衣服は、「1522-09、-099 その他の衣服・身の回り品」にそれぞれ含める。

列コード	行コード	部門名称
3911-01	3911-011	がん具

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3251「娯楽用具・がん具製造業(人形を除く)」及び 3252「人形製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) トランプ、花札、囲碁、将棋、麻雀ばい、家庭用テレビゲーム、電子応用がん具、金属製がん具、モデルキット、空気入りビニルがん具、縫いぐるみ、木製がん具、プラスチック製がん具、日本人形、節句人形、ひな人形、西洋人形、児童乗物(歩行補助機、乳母車、三輪車)、がん具の部分品・附属品

(注 意 点) ① ゲームソフト記録物(CD、DVD、カセット等)は「3919-06、-061 情報記録物」に含める。
② 平成17年表において、平成12年表の「3911-01、-011 玩具」を「がん具」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3911-02	3911-021	運動用品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3253「運動用具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 野球用具、ソフトボール用具、バスケットボール用具、バレーボール用具、ラグビー用具、サッカー用具、テニス用具、卓球用具、バドミントン用具、ゴルフ用具、ホッケー用具、スキー用具、水上スキー用具、スケート用具、トラック・フィールド用具、体操用具、釣道具・同附属品、ぶらんこ、すべり台、空気銃、猟銃、剣道用具、ハンググライダー、運動用品の部分品・附属品

(注 意 点) 帽子、ユニフォーム、靴、ベルト等は、本部門ではなく、それぞれの部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3919-01	3919-011	身辺細貨品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 321「貴金属・宝石製品製造業」及び 322「装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)」の生産活動を範囲とする。

なお、独立行政法人造幣局の勲章も本部門の生産活動の範囲とする。

(品目例示) 首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、ロケット、カフスポタン、コンパクト、バッチ、バックル、メダル、くし、宝石箱、小物箱、天然・養殖・人造真珠身辺細貨品(首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、カフスポタン、タイピン等)、すず・アンチモン製品、ボタン、縫針、ミシン針、スライドファスナー、スナップホック、かつら、かもじ、勲章、身辺細貨品の部分品・附属品

(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「3919-04、-041」を「3919-01、-011」に変更。

(注 意 点) うちわ、扇子、提灯、洋傘、和傘及び喫煙用品は「3919-09、-099 その他の製造工業製品」に含める。また、造花、装飾用羽毛、針、ピン、ホック、ファスナーなどは本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3919-02	3919-021	時計

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 323「時計・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ウォッチ(ムーブメントを含む)(ぜんま

い時計、電池時計)、クロック(ムーブメントを含む)(機械時計、置時計、目覚時計、掛時計、計器板時計)、その他の時計(ストップウォッチ、タイマー時計、メトロノーム等)、時計の部分品(文字板、ぜんまい、歯車、ねじ)、時計側

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3712-01、-011」を「3919-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3919-03	3919-031	楽器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類324「楽器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ピアノ、ギター、電気ギター、電子楽器(エレクトーン、キーボードシンセサイザー、電子キーボード、電子ピアノ)、オルガン、アコーディオン、打楽器、管楽器、弦楽器、三味線、琴、尺八、ハーモニカ、オルゴールのムーブメント、シンセサイザー、楽器の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3919-01、-011」を「3919-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3919-04	3919-041	筆記具・文具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類326「ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 万年筆、シャープペンシル、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、シャープペンシルの芯、水彩絵具、クレヨン、パステル、スケッチボックス、毛筆、画筆、油絵具、カンバス、画板、画布、ポスターカラー、印章、印肉、スタンプ、スタンプ台、定規、コンパス、製図板、そろばん、事務用・工業用のり、ステープラ、筆箱、穴あけ器、鉛筆削器、筆記具・文具の部分品・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3919-03、-031」を「3919-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3919-05	3919-051	畳・わら加工品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3281「麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業」及び3282「畳製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 畳、畳床、畳表、ござ、むしろ、花むし

る、かます、わら、なわ、麦わら帽子、さなだ帽子

列コード	行コード	部門名称
3919-06	3919-061	情報記録物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3296「情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) オーディオディスクレコード、オーディオテープレコード、ビデオディスクレコード、ビデオテープレコード、ゲームソフト記録物(CD、DVD、カセット)、コンピュータソフト記録物(CD、DVD等)、プリペイドカード

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3919-02、-021」を「3919-06、-061」に変更。

(注 意 点) ビデオソフト、プリペイドカード、テレビゲーム記録物(CD、DVD、カセット等)は本部門に含まれ、生の記録媒体物(磁気テープ、磁気ディスク等)は「3299-01、-011 磁気テープ・磁気ディスク」に含める。

なお、ゲームソフト記録物、映像ソフト及び音楽ソフトについては、全額それぞれ列部門「5931-01 情報サービス」及び行部門「5931-011 ソフトウェア業」、並びに「5951-01、-011 映像・音声・文字情報制作業」の生産活動とし、これらの情報記録物の生産に伴う加工賃のみを本部門に計上する。

列コード	行コード	部門名称
3919-09	3919-099	その他の製造工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類327「漆器製造業」、細分類3283「うちわ・扇子・ちょうちん製造業」、3284「ほうき・ブラシ製造業」、3285「喫煙用具製造業(貴金属・宝石製を除く)」、3289「その他の生活雑貨製品製造業」、3291「煙火製造業」、3292「看板・標識機製造業」、3293「パレット製造業」、3294「モデル・模型製造業」、3295「工業用模型製造業」、3297「眼鏡製造業(枠を含む)」及び3299「他に分類されないその他の製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 漆器製家具、漆器製台所・食卓用品、その他の漆器製品、うちわ、扇子、ちょうちん、歯ブラシ、化粧用ブラシ、その他のブラシ、ほうき、はたき、モップ、その他の清掃用品、洋傘、和傘、マッチ、たばこ用ライター、煙火(がん具を含む)、看板、標識、展示装置、マネキン人形、人台、その他のモデル、模型(地球儀、食品模型)、工

業用模型(木型を含む)、魔法瓶、パレット、繊維壁材、線香類、人体安全保護具、救命用具、ユニット住宅、ルームユニット、ランプかさ、葬儀用品、眼鏡、眼鏡わく、眼鏡レンズ(コンタクトレンズを含む)

(平成17年表からの変更点)

日本標準産業分類の改定により、平成17年表において「3711-09、-099 その他の光学機械」に含まれていた眼鏡(枠を含む)を本部門に統合。

(注 意 点) プリペイドカードは「3919-06、-061 情報記録物」に、造花、装飾用羽毛、針、ピン、ホック、ファスナーは「3919-01、-011 身近細貨品」に、麦わら帽子・さなだ帽子は「3919-05、-051 畳・わら加工品」にそれぞれ含める。また、うちわ、扇子、ちょうちん、洋傘、和傘及びたばこ用ライター等喫煙用具は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3921-01	3921-011	再生資源回収・加工処理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 社会経済活動のなかで、不用となった屑等を再利用するための回収及び加工処理する活動を範囲とする。また、屑の他、副産物についても本部門を仲介部門とする。このうち、鉄屑、非鉄金属屑、プラスチック屑、ガラスびん及び古紙は加工処理活動についても取扱うものとする。

(品目例示) 鉄屑、非鉄金属屑、プラスチック屑、ガラスびん、古紙、落綿、毛屑、粗獣毛、石膏、高炉ガス灰、フライアッシュ、鋳さい(鋳滓)、硫黄、副産蛹、果汁搾りかす、屑肉、野菜屑、醤油搾りかす、コーヒーかす、硫安、硫酸石灰、LPG、炭田ガス、高炉ガス、転炉ガス等

(注 意 点) 平成12年表においては、発生した屑・副産物は、本部門に投入し本部門の国内生産額に含めていたが、平成17年表以降は、本部門を迂回せず直接投入部門に産出され、本部門には経費のみ計上される。「5111-01、-011 卸売」の活動のうち、再生資源卸売業の活動は回収活動であるため、本部門に含める。

なお、屑・副産物の扱いで「一括方式」及び「トランスファー方式」を適用しているものについては、本部門の対象外である。

41 建設

列コード	行コード	部門名称
4111-01	4111-011	住宅建築(木造)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 主要構造部(「建築基準法」第2条で規定する「主要構造部」をいう。以下同じ。)が木造の建築物(「建築基準法」第2条で規定する「建築物」をいう。以下同じ。)のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物(うち居住の用に供せられる部分)の新築・増築・改築工事を範囲とする。

(品目例示) 専用住宅(木造)、産業併用住宅のうち居住の用に供せられる部分(木造)

(注 意 点) ① 住宅建築(木造)における設計管理活動は、発注者自身が行う場合、設計管理業者に委託する場合、建築工事の請負業者に施工とともに担当させる場合など種々の場合があるが、設計管理業者に委託する場合は、一括「6699-02、-021 土木建築サービス」からの投入とする。

この扱いは、統合大分類「41 建設」中の「4111-01、-011 住宅建築(木造)」以外の各部門についても同様とする。

② 新築:既存の建築物のない新たな敷地に建築物を建てる工事をいう。

増築:既存の建築物のある敷地内において床面積の合計が増加する工事をいう。

改築:建築物の全部又は一部を除却し、又はこれらが災害等によって滅失した後、これらと用途、規模、構造の著しく異なる建築物を建てる工事をいう。

③ 建築物(住宅及び非住宅)に関する経常的補修工事は、「4121-01、-011 建設補修」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4111-02	4111-021	住宅建築(非木造)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 主要構造部が非木造の建築物のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物(うち居住の用に供せられる部分)の新築・増築・改築工事を範囲とする。

(品目例示) 専用住宅(非木造)、産業併用住宅のうち居住の用に供せられる部分(非木造)

(注 意 点) 非木造の建築物の構造分類は、次のとおりである。

鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造):主要構造部(「建築基準法」第2条第5号の定義による。以下同じ。)が鉄骨と鉄筋コンクリートを一体化した構造のもの。

鉄筋コンクリート造(RC造):主要構造

部が型わくの中に鉄筋を組みコンクリートを打ち込んで一体化した構造のもの。

鉄骨造(S造)：主要な骨組が鉄骨造又はその他の金属で造られたもの(鉄骨をリブラスしてあるもの、軽量鉄骨造も含む)。

コンクリートブロック造(CB造)：鉄骨で補強されたコンクリートブロック造のもの(外壁ブロック造も含む)。

その他：無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、石造、れんが造、その他、他の分類に該当しない構造のもの。

列コード	行コード	部門名称
4112-01	4112-011	非住宅建築(木造)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 木造の建築物のうち、「4111-01、-011 住宅建築(木造)」以外の建築物の新築・増築・改築工事を範囲とする。

(品目例示) 工場・倉庫、事務所

列コード	行コード	部門名称
4112-02	4112-021	非住宅建築(非木造)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 非木造の建築物のうち、「4111-02、-021 住宅建築(非木造)」以外の建築物の新築・増築・改築工事を範囲とする。

(品目例示) 工場・倉庫、事務所、学校、病院・店舗

(注意点) 「非木造」の建築物の構造分類は、「4111-02、-021 住宅建築(非木造)」に同じ。

列コード	行コード	部門名称
4121-01	4121-011	建設補修

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) ① 建築物(住宅及び非住宅)及び土木建設物(鉄道軌道、電力、電気通信、上・工業用水道、ガスタンク、駐車場及びゴルフ場等の施設)に関する経常的補修工事を範囲とし、その生産物は、建築補修及び土木補修である。

② ただし、1) 本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修、2) 公共事業に関する維持・補修工事、災害復旧工事、及び3) 鉄道軌道の線路、電力・信号設備、電力の送配電設備、電気通信の線路設備の取替補修工事によるものは、本部門の活動とせず、それぞれの部門に含める。

(注意点) 住宅に係る建設補修の国内生産額については、家計負担分は建設補修→住宅賃貸料又は住宅賃貸料(帰属家賃)→家計消費支出という経路で産出され、介護保険給付分は、建設補修→住宅賃貸料(帰属家賃)→

中央政府個別消費支出という経路で産出される。

列コード	行コード	部門名称
4131-01	4131-011	道路関係公共事業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほかに維持・補修工事を含む。

① 国及び地方公共団体の行う道路、街路事業

② 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方公共団体等の行う有料道路事業など

(品目例示) 道路、街路、有料道路、区画整理

(注意点) ① 道路、街路等の小規模な維持・補修工事については経常的支出として「4121-01、-011 建設補修」に含めることも考えられるが、時系列の観点から、従来通り公共工事(資本形成)の扱いとする(68SNAにおいては、公共事業の維持・補修は資本形成として扱われており、93SNAにおいても同様の取扱いとなっている)。

② なお、「4131-01、-011 道路関係公共事業」、「4131-02、-021 河川・下水道・その他の公共事業」及び「4131-03、-031 農林関係公共事業」については、アクティビティベースというよりも、むしろ事業所ベースに近い。例えば、道路建設というアクティビティは、すべて本部門に含めるのではなく、国、地方公共団体等、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社の行う事業に限られ、それ以外は「4191-09、-099 その他の土木建設」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4131-02	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほかに維持・補修工事を含む。

① 河川：国及び地方公共団体の行う河川、砂防、海岸事業並びに独立行政法人水資源機構の行う事業

② 都市計画：国及び地方公共団体の行う下水道、公園及び廃棄物処理施設

③ 港湾・漁港：国及び地方公共団体の行う港湾及び漁港事業

- ④ 空港：国及び地方公共団体、成田国際空港株式会社、関西国際空港株式会社及び中部国際空港株式会社の行う空港事業
- ⑤ 災害復旧：国及び地方公共団体の行う上記①から④まで並びに「4131-01、-011 道路関係公共事業」の各施設に関する災害復旧、災害関連、鉱害復旧及び都市災害復旧事業
- ⑥ 沿岸漁場整備等：国及び地方公共団体の行う沿岸漁場整備事業等

(品目例示) 河川改修、河川総合開発、砂防、海岸、下水道、廃棄物処理施設、公園、港湾、漁港、空港、災害復旧

(注 意 点) 小規模な維持・補修工事については経常的支出として「4121-01、-011 建設補修」に含めることも考えられるが、時系列の観点から従来通り公共工事（資本形成）の扱いとする（68SNAにおいては公共事業の維持・補修は資本形成として扱われており、93SNAにおいても同様の取扱いとなっている。）。

列コード	行コード	部門名称
4131-03	4131-031	農林関係公共事業

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持・補修工事を含む。
① 農業土木：国、地方公共団体及び土地改良区その他の団体の行う農業基盤整備事業並びに独立行政法人森林総合研究所の行う事業
② 林道：国及び地方公共団体の行う林道事業
③ 治山：国及び地方公共団体の行う治山事業
④ 災害復旧：国及び地方公共団体の行う上記①から③までの各施設の災害復旧事業
(品目例示) 土地改良、林道、治山、災害復旧

列コード	行コード	部門名称
4191-01	4191-011	鉄道軌道建設

(担当府省庁) 国土交通省
(定義・範囲) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、公営鉄道、JR、東京地下鉄株式会社及び私鉄の行う鉄道軌道に関する構築物の新設工事を範囲とする。
なお、本部門には、線路、電力・信号設備等の取替補修工事も含める。
(品目例示) 鉄道軌道に関する構築物
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「4132-01、-011」を「4191-01、-011」に変更。
(注 意 点) 「4191-01、-011 鉄道軌道建設」、「4191-02、

-021 電力施設建設」、「4191-03、-031 電気通信施設建設」及び「4191-09、-099 その他の土木建設」についても「公共事業」部門と同様、厳密に言えばアクティビティベースというよりも、むしろ事業所ベースの考え方に近い。すなわち、「建築」部門においては生産物（建築物）の観点から定義がなされているのに対して、「土木」部門では投資主体の観点から定義がなされている。

定義された投資主体以外の事業所が行った土木工事は、「4191-09、-099 その他の土木建設」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4191-02	4191-021	電力施設建設

(担当府省庁) 国土交通省
(定義・範囲) 地方公営企業、電力株式会社及び電源開発株式会社の行う電気事業並びにその他電気事業者及び日本原子力発電株式会社の行う発・送・配電施設に関する構築物の建設工事を範囲とする。

なお、本部門には、取替補修工事も含める。また、自家発電については、設置許可（500kw以上）を受けているもののみを本部門に含む。

(品目例示) 発・送・配電施設に関する構築物
(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「4132-02、-021」を「4191-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
4191-03	4191-031	電気通信施設建設

(担当府省庁) 国土交通省
(定義・範囲) 電気通信事業者、放送事業者の行う電気通信線路施設等に関する構築物の建設工事を範囲とする。

なお、本部門には、取替補修工事も含める。

(品目例示) 電気通信線路施設に関する構築物
(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「4132-03、-031」を「4191-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
4191-09	4191-099	その他の土木建設

(担当府省庁) 国土交通省
(定義・範囲) 他の部門に分類されない、次に掲げる民間土木建設工事及び政府の行う公共事業以外の土木建設工事を範囲とする。

- ① 上・工業用水道：地方公営企業等の行う上水道、簡易水道及び工業用水道に関する構築物の建設工事
- ② 土地造成：地方公共団体、独立行政法

大都市再生機構及び民間の行う土地造成
工事

- ③ その他土木：地方公営企業及び民間の
行うガス工事、地方公共団体の行う失業
者就労事業のうち建設投資的工事、政府
の行う駐車場整備工事並びにその他上記
以外の民間土木建設

(品目例示) 上・工業用水道等に関する構築物、埋立・
土地造成等の工事、ガスタンク・駐車場・
ゴルフ場・球技場・遊園地・パイプライン
等の建設工事及び民間の行う団地内区画道
路・さん橋・堤防等の道路、河川等建設工
事など

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「4132-09、-099」
を「4191-09、-099」に変更。

46 電気・ガス・熱供給

列コード	行コード	部門名称
4611-01	4611-001	事業用電力
4611-02		事業用原子力発電
4611-03		事業用火力発電 水力・その他の事業用発電

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類331「電気業」
のうち自家用発電を除く活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「5111-01～-03、
-001」を「4611-01～-03、-001」に変更。

列コード	行コード	部門名称
4611-04	4611-041	自家発電

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類331「電気業」
のうち自家用発電を範囲とする。ただし、
「鉱工業」部門などにおいて最大出力
500kW以上の発電設備を有し、常時発電を
しており、電力を販売することを主たる目
的としない活動を対象とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「5111-04、-041」
を「4611-04、-041」に変更。

(注 意 点) 本部門は、「自家発電」という名称にかか
わらず、自家部門としてではなく、独立し
たアクティビティとして部門を設定してい
る。

列コード	行コード	部門名称
4621-01	4621-011	都市ガス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類341「ガス業」
の活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「5121-01、-011」
を「4621-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
4622-01	4622-011	熱供給業

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類351「熱供給
業」の活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「5122-01、-011」
を「4622-01、-011」に変更。

47 水道

じんかい、汚物などの処理を行う地方公共団体の活動は、「4811-01、-011 廃棄物処理（公営）★★」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4711-01	4711-011	上水道・簡易水道

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 361「上水道業」のうち船舶給水業を除く活動を範囲とする。

(品目例示) 水道局(部)、水道事務所、浄水場、配水場、ポンプ場等の活動

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「5211-01、-011」を「4711-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 本部門は、使用目的の如何を問わず、飲用に適する水の供給を行う活動（「水道法」に基づく水道用水供給事業、上水道事業及び簡易水道事業）が該当する。
② 船舶給水業については「5789-02、-021 水運施設管理★★」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4711-02	4711-021	工業用水

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 362「工業用水道業」のうち「工業用水道事業法」に基づき工業用水の供給を行う活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「5211-02、-021」を「4711-02、-021」に変更。

(注 意 点) 「水道法」に基づき地方公共団体が行う上水道事業及び簡易水道事業は「4711-01、-011 上水道・簡易水道」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4711-03	4711-031	下水道★★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 363「下水道業」すなわち、下水道局(部)、下水処理場、下水出張所、下水ポンプ場の活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「5211-03、-031」を「4711-03、-031」に変更。

(注 意 点) 本部門は、汚水、雨水などの排水、終末処理を行う施設の経営活動とし、地方公共団体の行う公共下水道事業の範囲とする。したがって、この部門の行う活動は、汚水・雨水の流通目的で設置された排水管、排水路及びその他の附属装置（浄化施設など）をもって土地の清潔を保持することであり、

48 廃棄物処理

列コード	行コード	部門名称
4811-01	4811-011	廃棄物処理（公営）★★

(担当府省庁) 環境省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 881「一般廃棄物処理業」、882「産業廃棄物処理業」及び 889「その他の廃棄物処理業」のうち、地方公共団体による活動を範囲とする。

(品目例示) し尿収集・処理、ごみ収集・処理、産業廃棄物収集・処理等の活動

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「5212-01、-011」を「4811-01、-011」に変更。

(注 意 点) 産業分類や法令上での扱い等を勘案すると、「一般廃棄物処理（し尿処理を含む。）」及び「産業廃棄物処理」に再編した方が望ましいと考えられるが、一般廃棄物及び産業廃棄物のそれぞれに産業と公営が混在しており、推計上、厳密に区分できないことから、現状の部門を維持している。

列コード	行コード	部門名称
4811-02	4811-021	廃棄物処理（産業）

(担当府省庁) 環境省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 881「一般廃棄物処理業」、882「産業廃棄物処理業」及び 889「その他の廃棄物処理業」のうち、民営事業所による活動の範囲とする。

なお、地方公共団体の委託事業を含み、自家処理分は除く。

(品目例示) し尿収集・処理、ごみ収集・処理、産業廃棄物収集・処理等の活動

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「5212-02、-021」を「4811-02、-021」に変更。

(注 意 点) 「4811-01、-011 廃棄物処理（公営）★」と同じ。

51 商業

列コード	行コード	部門名称
5111-01	5111-011	卸売

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 501、511～513、521～522、531～535、541～549、551～559 の「卸売業」の活動を範囲とし、その国内生産額は、卸売マージン額である。

なお、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う販売事業分、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び森林組合連合会の行う販売・購買事業分、中央卸売市場、地方卸売市場、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の行う資源備蓄事業の活動を範囲に含む。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「6111-01、-011」を「5111-01、-011」に変更。

(注 意 点) 日本標準産業分類の小分類 536「再生資源卸売業」の活動は「3921-01、-011 再生資源回収・加工処理」に含める。独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の資源備蓄事業を除く活動は、「6699-09、-099 その他の対事業所サービス」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5112-01	5112-011	小売

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 561～569、571～579、581～589、591～593、601～609、611～619 の「小売業」及び 642「質屋」の活動を範囲とし、その国内生産額は、小売マージン額である。

なお、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う購買事業分並びに構内売店、生活協同組合購買会の活動を含み、製造小売業のうちの製造活動部分は本部門の活動に含めずそれぞれの「製造業」部門に含める。

(品目例示) 製造小売の例：男子服小売、菓子小売、パン小売、豆腐・かまぼこ等加工食品小売、料理品小売、家具小売、建具小売、畳小売、宗教用具小売

(平成 17 年表からの変更点)

① 日本標準産業分類の改定により、料理品小売業に含まれていた持ち帰り・配達飲食サービスを「6721-01、-011 飲食サービス」に統合。

② 日本標準産業分類の小分類 642「質屋」の活動を本部門に含める。

③ 平成 17 年表のコード「6112-01、-011」

を「5112-01、-011」に変更。

(注 意 点) 調剤薬局の活動のうち、医師又は歯科医師の処方箋に基づく薬局の調剤を除く。

53 金融・保険

列コード	行コード	部門名称
5311-01		金融
	5311-011	公的金融 (F I S I M)
	5311-012	民間金融 (F I S I M)
	5311-013	公的金融 (手数料)
	5311-014	民間金融 (手数料)

(担当府省庁) 金融庁

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 621「中央銀行」、622「銀行(中央銀行を除く)」、631「中小企業等金融業」、632「農林水産金融業」、641「貸金業」、643「クレジットカード業、割賦金融業」、649「その他の非預金信用機関」、651「金融商品取引業」、652「商品先物取引業、商品投資業」、661「補助的金融業、金融附帯業」、662「信託業」及び663「金融代理業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 都市銀行、地方銀行(第二地銀を含む)、信託銀行、インターネット専業銀行、在日外国銀行支店、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合(信用事業)、漁業協同組合(信用事業)、信用金庫、信金中央金庫、信用協同組合、全国信用協同組合連合会、商工組合中央金庫、労働金庫、労働金庫連合会、短資会社、証券金融会社、証券会社、投資運用会社、証券投資顧問会社、証券取引所、郵便局株式会社(銀行代理業務)及び「別表5」平成23年(2011年)産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等の格付け及び平成17年表からの変更点等」において「公的活動」の「金融」に格付けされるもの

(17年表からの変更点)

① 93SNAに沿って、F I S I Mを導入することに伴い、平成17年の行部門「6211-011 公的金融(帰属利子)」を「5311-011 公的金融(F I S I M)」に、「6211-012 民間金融(帰属利子)」を「5311-012 民間金融(F I S I M)」にコード及び名称変更。

なお、帰属利子からF I S I Mへの変更については、「付録 第1章 10(4) (注 4-1-19)」を参照のこと。

② 平成17年表のコード「6211-01、-013～-014」を「5311-01、-013～-014」に変更。

(注 意 点) ① 公的金融機関とは、「別表5」平成23年(2011年)産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等の格付け及び平成17年表からの変更点等」において、「公的活動」の「金融」に格付けされるもの及び郵便局株式

会社（銀行代理業務）である。それ以外の金融機関はすべて民間金融機関である。

- ② 生命保険業、損害保険業が行う資金運用活動は本部門に含めず、「5312-01、-011 生命保険」及び「5312-02、-021 損害保険」に含める。
- ③ 行部門を「公的」と「民間」に分割しているのは、SNAの所得支出及び資本調達勘定の制度部門分割に整合させると共に、産出構造の差異を明瞭にするためである。

列コード	行コード	部門名称
5312-01	5312-011	生命保険

(担当府省庁) 金融庁

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 671「生命保険業」及び細分類 6741「生命保険媒介業」、並びに小分類 673「共済事業・少額短期保険業」及び細分類 6759「その他の保険サービス業」に含まれる事業のうち、生命保険事業の活動を範囲とする。

(品目例示) 生命保険、保険年金、生命保険再保険、生命保険代理店、農協共済（生命保険共済等）の再共済

(17年表からの変更点)

平成17年表のコード「6212-01、-011」を「5312-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 本部門には、住宅金融公庫の団体信用生命保険、外国保険会社のうち「保険業法」に定める免許を受けた者が本邦で営む生命保険事業を含める。

② 生命保険会社は純保険的サービスの生産と同時に、結合生産物として金融の帰属サービスをも生み出すと考えられるので、昭和60年表において行部門に帰属利子の行を設けることを検討したが、68SNAの解釈上設けないことになった（93SNAの解釈も68SNAの解釈から変更されていない。）。

列コード	行コード	部門名称
5312-02	5312-021	損害保険

(担当府省庁) 金融庁

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 672「損害保険業」、細分類 6742「損害保険代理業」、6743「共済事業媒介代理業・少額短期保険代理業」、6751「保険料率算出団体」、6752「損害査定業」、並びに小分類 673「共済事業・少額短期保険業」及び細分類 6759「その他の保険サービス業」に含まれる事業のうち、損害保険事業の活動を範囲とする。

(品目例示) 火災保険、地震保険、海上保険、自動車保険（自賠責、任意）、盗難保険、運送保険、

損害保険再保険、貿易保険、損害保険代理店、農協共済（火災保険、自動車共済等）の再保険・再々共済

(17年表からの変更点)

平成17年表のコード「6212-02、-021」を「5312-02、-021」に変更。

(注 意 点) 本部門には、政府の保険及び再保険特別会計、住宅金融支援機構（住宅融資保険）、日本政策金融公庫（信用保険事業）、独立行政法人農林漁業信用基金が行う保険事業、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付を含めるほか、外国保険会社のうち「保険業法」に定める免許を受けた者が本邦で営む損害保険事業を含める。

55 不動産

列コード	行コード	部門名称
5511-01	5511-011	不動産仲介・管理業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 681「建物売買業、土地売買業」、682「不動産代理業・仲介業」、693「駐車場業」のうち所有者の委託を受けて行う自動車の保管を目的とする駐車場の管理運営及び 694「不動産管理業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 不動産の売買・貸借・交換の代理・仲介手数料、不動産管理手数料

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「6411-01、-011」を「5511-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 建物売買業における建設活動は、本部門に含めず、「建設」部門に含める。

② 土地売買業の活動は、取引上の代理・仲介等の手数料のみを国内生産額に計上し、土地造成等に要する費用は「建設」部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
5511-02	5511-021	不動産賃貸業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 691「不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く)」のうち細分類 6912「土地賃貸業」を除く活動及び小分類 693「駐車場業」のうち自動車の保管を目的とする駐車場業の活動(所有者の委託を受けて行う駐車場の管理運営の活動を除く。)を範囲とする。

(品目例示) 不動産賃貸料(貸店舗(店舗併用住宅の場合は貸店舗部分のみ)、貸ビル、貸倉庫等)

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「6411-02、-021」を「5511-02、-021」に変更。

(注 意 点) 店舗併用住宅の住宅部分の賃貸料は、「5521-01、-011 住宅賃貸料」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5521-01	5521-011	住宅賃貸料

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 692「貸家業、貸間業」の活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「6421-01、-011」を「5521-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5531-01	5531-011	住宅賃貸料(帰属家賃)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 持家に居住する者が、自らに対して住宅賃貸業を営んでいるとみなした活動であり、家賃の受払を伴わない持家等の使用によって生ずるサービスを範囲とする。

なお、企業が所有する給与住宅・寮等についても、市場価格と実際に支払われた家賃の差額分を本部門に含める。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「6422-01、-011」を「5531-01、-011」に変更。

57 運輸・郵便

列コード	行コード	部門名称
5711-01	5711-011	鉄道旅客輸送

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 421「鉄道業」のうち鉄道旅客輸送の活動及び細分類 4851「鉄道施設提供業」の活動を範囲とする。
 なお、鉄道業の行う鉄道輸送以外の事業及び車両修理兼業部門は、アクティビティに従って、それぞれの部門に格付けされる。
 (品目例示) JR、公・民営の鉄道・軌道(普通鉄道、軌道、地下鉄道、モノレール鉄道、案内軌条式鉄道、鋼索鉄道、索道及び無軌条電車)の旅客輸送
 (平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7111-01、-011」を「5711-01、-011」に変更。
 (注 意 点) ① 鉄道業の車両・駅構内等における広告料及び物品販売、公衆電話、自動ロッカー等の営業料は、本部門の国内生産額に含めない。
 ② 「バス」等その他の輸送機関における車内及び構内営業等も同様の扱いとする。

列コード	行コード	部門名称
5712-01	5712-011	鉄道貨物輸送

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 421「鉄道業」のうち鉄道貨物輸送の活動を範囲とする。
 (品目例示) JR、民営鉄道の貨物輸送
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「7112-01、-011」を「5712-01、-011」に変更。
 (注 意 点) 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5721-01	5721-011	バス

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 431「一般乗合旅客自動車運送業」、433「一般貸切旅客自動車運送業」及び細分類 4391「特定旅客自動車運送業」の活動を範囲とする。
 (品目例示) 乗合バス業、貸切バス業、特定旅客自動車運送業の旅客輸送
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「7121-01、-011」を「5721-01、-011」に変更。
 (注 意 点) バス事業の車両等における広告料は、本

部門の国内生産額に含めない。

列コード	行コード	部門名称
5721-02	5721-021	ハイヤー・タクシー

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 432「一般乗用旅客自動車運送業」及び細分類 4399「他に分類されない道路旅客運送業」の活動を範囲とする。
 (品目例示) ハイヤー・タクシー業、軽車両による旅客輸送
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「7121-02、-021」を「5721-02、-021」に変更。
 (注 意 点) 自動車運転代行業は「6799-09、-099 その他の対個人サービス」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5722-01	5722-011	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 441「一般貨物自動車運送業」、442「特定貨物自動車運送業」、443「貨物軽自動車運送業」及び449「その他の道路貨物運送業」の活動を範囲とする。
 (品目例示) トラック運送業(一般貨物(特別積合せ貨物含む。)、特定貨物、貨物軽自動車)、軽車両などによる貨物輸送
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表の「7122-01、-011 道路貨物輸送(除自家輸送)」を「5722-01、-011 道路貨物輸送(自家輸送を除く。)」にコード及び名称変更。
 (注 意 点) ① 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」に含める。
 ② 「郵便法」の改正により、平成17年表において「7311-01、-011 郵便・信書便」に含まれていた小包郵便物を本部門に統合。
 ③ 本部門の定義・範囲は前記とするが、用車料の受払はすべて自部門取引となるので国内生産額には計上しない。
 ④ 平成17年表において、平成12年表の「7122-01、-011 道路貨物輸送」を「道路貨物輸送(除自家輸送)」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
5731-01P	5731-011P	自家輸送(旅客自動車)

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して人の輸送(マイカー輸送を除く。)を

行う活動を範囲とする。

なお、貨物車を使用した旅客輸送も本部門に含める。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7131-01P、-011P」を「5731-01P、-011P」に変更。

(注 意 点) ① 国内生産額は、自家用自動車輸送に要した財・サービスに係る経費の積み上げにより計算する。

ただし、自家輸送に係る人件費が「9111-000 賃金・俸給」等の部門、車検・登録・車庫証明費用が「9411-000 間接税(関税・輸入品商品税を除く。)」の範囲に含まれる等、粗付加価値部門に格付けられる経費は、付加価値を計上しない仮設部門である「自家輸送」部門に含めず、各列部門が、直接それぞれの粗付加価値部門に計上する。

② 各産業部門が自家輸送活動に要した経費の内訳を財・サービスにマトリックスで示した「自家輸送マトリックス」(旅客及び貨物)を付帯表として作成する。

列コード	行コード	部門名称
5732-01P	5732-011P	自家輸送(貨物自動車)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して貨物の輸送(マイカーを除く。)を行う活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7132-01P、-011P」を「5732-01P、-011P」に変更。

(注 意 点) 「5731-01P、-011P 自家輸送(旅客自動車)」に同じ。

列コード	行コード	部門名称
5741-01	5741-011	外洋輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 451「外航海運業」及び細分類 4541「船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く)」の活動を範囲とする。

(品目例示) 外国航路運輸業の旅客・貨物輸送

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7141-01、-011」を「5741-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 日本標準産業分類の細分類 4541「船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く)」は本部門の範囲とするが、用船料の受払はすべて自部門取引となるので国内生産額には計上しない。ただし、外国の「海洋運送業」又は「船舶貸渡業」との間の用船は、国際収支のバランスからこれを計上し、そのうち、輸入(用船料支払)分は、自部門交点に計上するものとする。

② 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5742-01	5742-011	沿海・内水面旅客輸送
	5742-012	沿海・内水面貨物輸送
		沿海・内水面輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 452「沿海海運業」、453「内陸水運業」及び細分類 4542「内航船舶貸渡業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 沿海旅客海運業(旅客定員 12 人以下の船舶によるものも含む。)の旅客輸送、沿海貨物海運業の貨物輸送、港湾旅客海運業の旅客輸送、河川水運業及び湖沼水運業の旅客・貨物輸送

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7142-01、-011～-012」を「5742-01、-011～-012」に変更。

(注 意 点) ① 日本標準産業分類の細分類 4542「内航船舶貸渡業」は本部門の範囲とするが、用船料の受払はすべて自部門取引となるので、国内生産額には計上しない。

② 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5743-01	5743-011	港湾運送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 481「港湾運送業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 一般港湾運送業、港湾荷役業、はしけ運送業、いかだ運送業

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7143-01、-011」を「5743-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5751-01	5751-011	国際航空輸送
	5751-012	国内航空旅客輸送
	5751-013	国内航空貨物輸送
	5751-014	航空機使用事業
		航空輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 461「航空運送業」及び 462「航空機使用業(航空運送業を除く)」の活動を範囲とする。

(品目例示) 航空運送業による国際・国内の旅客・貨物輸送、航空機使用事業(薬剤散布、航空写真撮影等)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7151-01、-011～-014」を「5751-01、-011～-014」に変更。

(注 意 点) ① 日本標準産業分類の小分類461「航空運送業」は本部門の範囲とするが、国際航空輸送における用機料の受払はすべて自部門取引となるので国内生産額には計上しない。ただし、外国の「航空運送業」等との間の用機(旅客チャーター及び貨物チャーター)は、国際収支のバランスからこれを計上し、そのうち、輸入(用機料支払)分は、自部門交点に計上するものとする。

② 利用運送業及び運送取扱業の行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5761-01	5761-011	貨物利用運送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類444「集配利用運送業」及び小分類482「貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)」の活動を範囲とする。

(品目例示) 利用運送業(第一種利用運送業)、集配利用運送業(第二種利用運送業)、運送取扱業(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7161-01、-011」を「5761-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 本部門の国内生産額は、他部門との貨物運賃の重複計上を避けるため、運賃・料金収入から実運送機関への支払い運賃・料金を控除したものとする。

② 平成17年表において、平成12年表の「7161-01、-011 貨物運送取扱」を「貨物利用運送」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
5771-01	5771-011	倉庫

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類471「倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)」、472「冷蔵倉庫業」及び協同組合倉庫の活動を範囲とする。

(品目例示) 普通倉庫業(野積倉庫、サイロ倉庫、タンク倉庫、危険品倉庫、トランクルームを含む)、冷蔵倉庫業、水面木材倉庫業、農業協同組合倉庫、水産業協同組合倉庫、森林組合倉庫、中小企業等協同組合倉庫等の物品の保管・荷役

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7171-01、-011」を「5771-01、-011」に変更。

(注 意 点) 自家用の倉庫は各産業の活動に含めるが、協同組合倉庫については営業倉庫と同様の

料金徴収が行われていることから、本部門の活動範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
5781-01	5781-011	こん包

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類484「こん包業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 荷造業、貨物こん包業、組立こん包業、工業製品組立こん包業、輸出こん包業

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7181-01、-011」を「5781-01、-011」に変更。

(注 意 点) 自家こん包活動については、各部門におけるこん包(包装)資材の投入として扱い、本部門には含めない。

列コード	行コード	部門名称
5789-01	5789-011	道路輸送施設提供

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4852「道路運送固定施設業」、4853「自動車ターミナル業」及び4854「貨物荷扱固定施設業」のうち道路輸送に係るもの、並びに小分類693「駐車場業」のうち自動車の保管を目的とする駐車場及び路面上に設置される駐車場を除いた活動を範囲とする。

(品目例示) 自動車道業、有料道路、有料橋、有料トンネル、自動車ターミナル、日本標準産業分類の細分類4854「貨物荷扱固定施設業」のうち道路輸送に係るもの、有料駐車場

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7189-01、-011」を「5789-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① レンタカー及びリースカーは「6612-01、-011 貸自動車業」に含める。

② 駐車場のうち路上駐車場は必要な量の路外駐車場の整備がなされるまでの暫定的な措置とされていること、公安委員会が設置するパーキングメータ及びチケットは道路を有効に使用するための駐車時間規制を目的としていることから、本部門に含めず、「6112-01、-011 公務(地方)★★」の範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
5789-02	5789-021	水運施設管理★★

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4854「貨物荷扱固定施設業」のうち荷役棧橋設備等の港湾関係分、4855「棧橋泊きょ業」、小分類361「上水道業」のうち船舶給水業及び細分

類 4899「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」のうち海上保安部、航路標識事務所、海上交通センター等による水路情報提供活動を範囲とする。

(品目例示) 港湾・漁港の管理、水路情報の提供
(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7189-02、-021」を「5789-02、-021」に変更。

(注 意 点) ① 埠頭公社等が港湾区域内で行う一部施設の管理活動も本部門の範囲とする。

② とん税及び特別とん税については、本来、入港外航船の船長又は運航者が直接、税関に納付するものであるが、外洋輸送部門が港湾施設を使用する際のコストであるため、同部門から本部門に投入するものとし、本部門の経費として間接税に計上することで、国内生産額に含める。

また、運河通行税及び灯台税についても、本部門の範囲とするが、輸入のみである。

列コード	行コード	部門名称
5789-03	5789-031	水運附帯サービス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 4899「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」のうち検数業、検量業、運輸鑑定業、水先案内業、サルベージ業、海難救助業、綱取業、曳引船業の活動を範囲とする。

(品目例示) 水先、検数、検量、鑑定、サルベージ
(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「7189-03、-031 その他の水運付帯サービス」を「5789-03、-031 水運付帯サービス」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
5789-04	5789-041	航空施設管理(国営)★★

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 4856「飛行場業」に相当する範囲のうち国及び地方公共団体の行う空港(第一種、第二種及び第三種)、公共用ヘリポートの管理活動及び4899「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」のうち航空無線標識所等の航空交通管制活動を範囲とする。

(品目例示) 空港管理、航空交通管制
(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7189-04、-041」を「5789-04、-041」に変更。

(注 意 点) 輸入(外国の航空施設利用に係る支払い)は、「5789-05、-051 航空施設管理(産業)」に計上する。

列コード	行コード	部門名称
5789-05	5789-051	航空施設管理(産業)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 4856「飛行場業」に相当する範囲のうち国及び地方公共団体以外を行う活動を範囲とする。

(品目例示) 空港管理

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7189-05、-051」を「5789-05、-051」に変更。

(注 意 点) 輸入(外国の航空施設利用に係る支払い)は、すべて本部門に計上する。

列コード	行コード	部門名称
5789-06	5789-061	航空附帯サービス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 4899「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」のうち航空交通管制活動以外の航空輸送に附帯する活動(機内飲食物売上、運航サービス、乗客の乗降及び積み卸しに係る空港内の活動、航空燃料の管理及び給油手数料、その他航空に附帯した役務等)を範囲とする。

(品目例示) 航空機給油施設提供、利便施設提供、供給施設提供

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「7189-06、-061 その他の航空付帯サービス」を「5789-06、-061 航空附帯サービス」にコード及び名称変更。

(注 意 点) 空港ターミナルビル等は「5511-02、-021 不動産賃貸業」に、空港外にわたる送迎バスは「5721-01、-011 バス」に、給油(燃料販売)は「商業」に、航空機整備は「3592-10、-101 航空機修理」にそれぞれ含める。

列コード	行コード	部門名称
5789-09	5789-099	旅行・その他の運輸附帯サービス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 791「旅行業」、483「運送代理店」、細分類 4891「海運仲立業」及び4899「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」のうち観光協会等を行う活動を範囲とする。

(品目例示) 旅行業、運送代理店、海運仲立業等の取扱

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「7189-09、-099 旅行・その他の運輸付帯サービス」を「5789-09、-099 旅行・その他の運輸附帯サービス」にコード及び名称変更。

(注 意 点) 本部門は、運輸業のうち他の部門に属さ

ない産業を含む。

列コード	行コード	部門名称
5791-01	5791-011	郵便・信書便

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 491「郵便業(信書便事業を含む)」の活動及び861「郵便局」のうち郵便に係る活動を範囲とする。

(品目例示) 通常郵便物、信書便

(平成17年表からの変更点)

- ① 平成17年表のコード「7311-01、-011」を「5791-01、-011」に変更。
- ② 「郵便法」の改正により、平成17年表において本部門に含まれていた小包郵便物を、「5722-01、-011 道路貨物輸送(自家輸送を除く。)」に統合。

(注 意 点) ① 郵便物の輸送委託は、「5712-011 鉄道貨物輸送」、「5742-012 沿海・内水面貨物輸送」、「5751-011 国際航空輸送」及び「5751-013 国内航空貨物輸送」との交点に計上する。

- ② 平成17年表において、民間事業者による信書送達の活動を追加し、平成12年表の「7311-01、-011 郵便」を「郵便・信書便」に名称変更。

59 情報通信

列コード	行コード	部門名称
5911-01	5911-011	固定電気通信

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 371「固定電気通信業」(細分類3713「有線放送電話業」を除く。)の活動のうち自ら電気通信回線設備を設置して、電気通信サービスを提供する活動を範囲とする。

(品目例示) 電話、電信、電報、専用等

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7312-01、-011」を「5911-01、-011」に変更。

(注 意 点) 官公庁、電力、鉄道、航空、船舶等の自営の電信、電話等は本部門に含めない。

列コード	行コード	部門名称
5911-02	5911-021	移動電気通信

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 372「移動電気通信業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 携帯電話、PHS、衛星携帯電話、無線呼出し、船舶電話等

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7312-02、-021」を「5911-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5911-09	5911-099	その他の電気通信

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 371「固定電気通信業」(細分類3713「有線放送電話業」を除く。)の活動のうち自らは電気通信回線設備を設置しないで回線を借りる形で、電気通信サービスを提供する活動を範囲とする。

(品目例示) ISP(インターネット・サービス・プロバイダ)、IX(インターネット・エクスチェンジ)業、IDC(インターネット・データ・センター)業、インターネット接続サービス、音声蓄積サービス、ファックス蓄積サービス等

(平成17年表からの変更点)

- ① 平成17年表のコード「7312-03、-031」を「5911-09、-099」に変更。
- ② 平成17年表において「7341-01、-011 インターネット附随サービス」に含まれていたサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを本部門に統合。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表の「7312-03、-031 その他の電気通信」のうちサーバ・ホスティング・サービスについては、「7341-01、-011 インターネット附随サービス」に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
5919-09	5919-099	その他の通信サービス

(担当府省庁) 総務省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3713「有線放送電話業」、小分類 373「電気通信に付随するサービス業」及び 862「郵便局受託業」の活動を範囲とする。
 (品目例示) 有線放送電話、電気通信受託業務、船舶電話受託業務、空港無線電話受託業務、移動無線センター、簡易郵便局の郵便事業、郵便切手類販売所(手数料)等
 (平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「7319-09、-099」を「5919-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5921-01	5921-011	公共放送

(担当府省庁) 総務省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 381「公共放送業(有線放送業を除く)」及び細分類 3823「衛星放送業」のうち公共放送の活動を範囲とする。
 (品目例示) 日本放送協会によるテレビジョン・ラジオ・衛星放送
 (平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「7321-01、-011」を「5921-01、-011」に変更。
 (注 意 点) 日本放送協会所属の放送技術研究所及び放送文化研究所も本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
5921-02	5921-021	民間放送

(担当府省庁) 総務省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 382「民間放送業(有線放送業を除く)」の活動(ただし、細分類 3823「衛星放送業」のうち公共放送の活動を除く。)を範囲とする。
 なお、国内生産額には広告料収入を含める。
 (品目例示) 有料放送収入によるテレビジョン・ラジオ・衛星放送
 (平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「7321-02、-021」を「5921-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5921-03	5921-031	有線放送

(担当府省庁) 総務省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 383「有線放送業」の活動を範囲とする。
 なお、国内生産額には広告料収入を含める。
 (品目例示) 有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送
 (平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「7321-03、-031」を「5921-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5931-01	5931-011 5931-012	情報サービス ソフトウェア業 情報処理・提供サービス

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 391「ソフトウェア業」及び 392「情報処理・提供サービス業」、独立行政法人科学技術振興機構の文献情報提供勘定、輸出入・港湾関連情報処理センターの活動を範囲とする。
 (品目例示) ソフトウェア業:受注ソフトウェア開発、業務用パッケージ、ゲームソフト、その他のソフトウェア
 情報処理・提供サービス業: 受託計算サービス、計算センター、マシンタイムサービス、データ入力サービス、経済情報提供サービス、不動産情報提供サービス、気象情報提供サービス、交通運輸情報提供サービス、市場調査、世論調査
 (平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「7331-01、-011～-012」を「5931-01、-011～-012」に変更。
 (注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「8512-01、-011～-012」を「7331-01、-011～-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5941-01	5941-011	インターネット附随サービス

(担当府省庁) 総務省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 401「インターネット附随サービス業」の活動を範囲とする。
 なお、国内生産額には広告料収入を含める。
 (品目例示) ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)、電子認証、情報ネットワーク・セキュリティ・サービス、ポータルサイト運営等
 (平成 17 年表からの変更点)
 ① 平成 17 年表のコード「7341-01、-011」を「5941-01、-011」に変更。

- ② 平成 17 年表において本部門に含まれていたサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを「5911-09、-099 その他の電気通信」に統合。

(注 意 点) 平成 17 年表において、日本標準産業分類の改定に伴い本部門を新設。平成 12 年表の「7312-03、-031 その他の電気通信」のうちサーバ・ホスティング・サービスについて本部門に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
5951-01	5951-011	映像・音声・文字情報制作業

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 411「映像情報制作・配給業」、412「音声情報制作業」、415「広告制作業」及び416「映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 映画・ビデオ制作、テレビ番組制作、テレビコマーシャル制作、映画配給、映画出演者あつせん、映画フィルム現像、タイトル書き、貸スタジオ、レコード制作業（音楽出版）、ラジオ番組制作業、広告制作業（印刷物にかかるもの）、共同通信社、時事通信社、新聞社支局（印刷発行を行わないもの）、民間放送支局（放送設備のないもの）

(平成 17 年表からの変更点)

- ① 平成 17 年表において「8519-09、-099 その他の事業所サービス」に含まれていた音声情報制作業、その他の映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業のうち音声・文字情報制作に係る活動及び広告制作業、並びに「7351-04、-041 ニュース供給・興信所」に含まれていたニュース供給を本部門に統合。
- ② 平成 17 年表の「7351-01、-011 映像情報制作・配給業」を「5951-01、-011 映像・音声・文字情報制作業」にコード及び名称変更。

(注 意 点) ① DVD等の生産活動は、「3919-06、-061 情報記録物」に含める。

- ② 日本標準産業分類の細分類 7091「映画・演劇用品賃貸業」は、列部門「6611-01 物品賃貸業（貸自動車を除く。）」及び行部門「6611-015 スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5951-02	5951-021	新聞

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 413「新聞業」の生産活動を範囲とする。

なお、国内生産額には広告料収入を含め

る。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7351-02、-021」を「5951-02、-021」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「1911-01、-011」を「7351-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5951-03	5951-031	出版

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 414「出版業」の活動を範囲とする。

なお、国内生産額には広告料収入を含める。

(品目例示) 書籍、雑誌、定期刊行物、その他の出版

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7351-03、-031」

を「5951-03、-031」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「1911-03、-031」を「7351-03、-031」に変更。

61 公務

列コード	行コード	部門名称
6111-01	6111-011	公務（中央）★★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) おおむね日本標準産業分類の中分類 97「国家公務」の活動であり、中央政府の一般会計及び特別会計並びに政府関係機関のうち、政府サービス生産者として分類される中央政府関係の政府サービス生産者から「準公務」及び「社会保障基金」に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。

(品目例示) 「別表5」平成23年(2011年)産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等の格付け及び平成17年表からの変更点等の「公務」の項を参照のこと。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8111-01、-011」を「6111-01、-011」に変更。

(注 意 点) 自衛隊の活動も本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
6112-01	6112-011	公務（地方）★★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) おおむね日本標準産業分類の中分類 98「地方公務」の活動であり、普通地方公共団体及び特別地方公共団体のうち、政府サービス生産者として分類される地方政府関係の政府サービス生産者から「準公務」及び「社会保障基金」に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。

(品目例示) 「別表5」平成23年(2011年)産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等の格付け及び平成17年表からの変更点等の「公務」の項を参照のこと。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8112-01、-011」を「6112-01、-011」に変更。

63 教育・研究

列コード	行コード	部門名称
6311-01	6311-011	学校教育（国公立）★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 811「幼稚園」、812「小学校」、813「中学校」、814「高等学校」、中等教育学校、815「特別支援学校」、816「高等教育機関」及び 817「専修学校、各種学校」のうち、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人が設置する学校の活動を範囲とする。

(品目例示) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校、各種学校

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8211-01、-011」を「6311-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 学校に附属する図書館は本部門に含めるが、学校に附属する病院及び研究機関はそれぞれ「医療」、「研究機関」に含める。

② 平成17年表において、平成12年表で本部門に含まれていた放送大学学園の活動を「8211-02、-021 学校教育（私立）★」に統合。

列コード	行コード	部門名称
6311-02	6311-021	学校教育（私立）★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 811「幼稚園」、812「小学校」、813「中学校」、814「高等学校」、中等教育学校、815「特別支援学校」、816「高等教育機関」及び 817「専修学校、各種学校」のうち、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人以外の者が設置する学校の活動を範囲とする。

(品目例示) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校、各種学校

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8211-02、-021」を「6311-02、-021」に変更。

(注 意 点) ① 学校に附属する図書館は本部門に含めるが、学校に附属する病院及び研究機関はそれぞれ「医療」、「研究機関」に含める。

② 平成17年表において、平成12年表で「8211-01、-011 学校教育（国公立）★」に含まれていた放送大学学園の活動を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
6312-01	6312-011	社会教育（国公立）★★

(担当府省庁) 文部科学省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 821「社会教育」のうち国・地方公共団体及び独立行政法人が設置する社会教育施設の活動を範囲とする。具体的には、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動である。
(品目例示) 公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、青少年教育施設（青年の家、少年自然の家等）、社会通信教育、女性教育会館等
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「8213-01、-011」を「6312-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6312-04	6312-041	その他の教育訓練機関（産業）

(担当府省庁) 文部科学省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 8221「職員教育施設・支援業」のうち国・地方公共団体及び独立行政法人以外の者が設置する職員訓練施設並びに8299「他に分類されない教育、学習支援業」の活動を範囲とする。
(品目例示) 社員教育受託業、歯科衛生士養成所（専修学校、各種学校でないもの）、料理学校（専修学校、各種学校でないもの）、洋裁学校（専修学校、各種学校でないもの）、自動車教習所（専修学校、各種学校でないもの）等
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「8213-04、-041」を「6312-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6312-02	6312-021	社会教育（非営利）★

(担当府省庁) 文部科学省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 821「社会教育」のうち国・地方公共団体及び独立行政法人以外の者が設置する社会教育施設の活動を範囲とする。具体的には、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動である。
(品目例示) 公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、青少年教育施設（青年の家、少年自然の家等）、社会通信教育、女性教育会館等
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「8213-02、-021」を「6312-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-01	6321-011	自然科学研究機関（国公立）★★

(担当府省庁) 文部科学省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 711「自然科学研究所」の活動のうち国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人等が設置する研究機関が行う自然科学に関する実験、試験、研究等の活動を範囲とする。
(品目例示) 独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人医薬基盤研究所、理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所等
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「8221-01、-011」を「6321-01、-011」に変更。
(注意点) 国公立学校に附属して設置されている研究機関の活動は、本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
6312-03	6312-031	その他の教育訓練機関（国公立）★★

(担当府省庁) 文部科学省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 8221「職員教育施設・支援業」のうち国・地方公共団体及び独立行政法人が設置する職員訓練施設並びに8222「職業訓練施設」の活動を範囲とする。
(品目例示) 航空保安大学校、防衛大学校、警察大学校、自治大学校、気象大学校、消防大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人航海訓練所等
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「8213-03、-031」を「6312-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-02	6321-021	人文科学研究機関（国公立）★★

(担当府省庁) 文部科学省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 712「人文・社会科学研究所」の活動のうち国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人等が設置する研究機関が行う人文科学に関する実験、試験、研究等の活動を範囲とする。
(品目例示) 国立教育政策研究所、国立国語研究所、国立社会保障・人口問題研究所、独立行政法人労働政策研究・研修機構等
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「8221-02、-021」を「6321-02、-021」に変更。
(注意点) 国公立学校に附属して設置されている研究機関の活動は、本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
6321-03	6321-031	自然科学研究機関（非営利）★

(担当府省庁) 文部科学省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類711「自然科学研究所」の活動のうち私立学校に附属して設置されている研究機関などの非営利の民間法人が設置する研究機関が行う自然科学に関する実験、試験、研究等の活動を範囲とする。
(品目例示) 理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所等
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「8221-03、-031」を「6321-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-04	6321-041	人文科学研究機関（非営利）★

(担当府省庁) 文部科学省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類712「人文・社会科学研究所」の活動のうち私立学校に附属して設置されている研究機関などの非営利の民間法人が設置する研究機関が行う人文科学に関する実験、試験、研究等の活動を範囲とする。
(品目例示) 東洋文化研究所、社会科学研究所等
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「8221-04、-041」を「6321-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-05	6321-051	自然科学研究機関（産業）

(担当府省庁) 文部科学省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類711「自然科学研究所」の活動のうち下記①、②を除く機関の自然科学に関する実験、試験、研究等を範囲とする。
① 国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人が設置する研究機関（国公立学校に附属して設置されている研究機関を含む。）
② 私立学校に附属して設置されている研究機関などの非営利の民間法人が設置する研究機関
(品目例示) 理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所等
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「8221-05、-051」を「6321-05、-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-06	6321-061	人文科学研究機関（産業）

(担当府省庁) 文部科学省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類712「人文・社会科学研究所」の活動のうち下記①、②を除く機関の人文科学に関する調査、研究等を範囲とする。
① 国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人が設置する研究機関（国公立学校に附属して設置されている研究機関を含む。）
② 私立学校に附属して設置されている研究機関などの非営利の民間法人が設置する研究機関
(品目例示) 人文科学研究所、社会科学研究所等
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「8221-06、-061」を「6321-06、-061」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6322-01	6322-011	企業内研究開発

(担当府省庁) 文部科学省
(定義・範囲) 企業が、事物・機能・現象などについて新しい知識を得るために、あるいは、既存の知識の新しい活用の道を開くために行う創造的な努力及び探求の活動を範囲とする。
なお、企業が製品（商品）の生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために行う研究開発の活動も含む。
(品目例示) ① 企業の研究所・研究部などで行われる本来的な活動研究に必要な思索、考案、情報・資料の収集、試作、実験、検査、分析、報告などをいう。したがって、研究の実施に必要な機械、器具、装置などの工作、動植物の育成、文献調査などの活動を含む。
② 企業の研究所以外、例えば、生産現場である工場などでは、上記①の活動及びパイロットプラント、プロトタイプモデルの設計・製作及びそれによる試験の活動
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「8222-01、-011」を「6322-01、-011」に変更。
(注 意 点) 科学技術研究調査の「会社等」の研究活動のうち、特殊法人が行う活動を除いたものを範囲とする。

64 医療・福祉

列コード	行コード	部門名称
6411-01	6411-011	医療（入院診療）

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 831「病院」及び細分類 8321「有床診療所」における一般診療のうち入院診療の活動を範囲とする。
 なお、病院及び一般診療所内での歯科診療は「医療（歯科診療）」に含める。また、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

(品目例示) 一般診療（入院診療（歯科診療は除く。））
 （平成17年表からの変更点）

平成17年表の「8311-01、-011 医療（国公立）」、「8311-02、-021 医療（公益法人等）」、「8311-03、-031 医療（医療法人等）」を再編。

(注 意 点) 93SNAへの対応として、平成7年表において、活動主体分類を見直すとともに、「消費概念の2元化」への対応として、従来家計が帰属的に消費支出する扱いとしていた政府及び医療保険の医療給付分等を、政府の消費支出へ移した。

列コード	行コード	部門名称
6411-02	6411-021	医療（入院外診療）

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 831「病院」及び 832「一般診療所」における一般診療のうち、入院外診療、保健予防活動及び医療相談等の活動を範囲とする。
 なお、病院及び一般診療所内での歯科診療は「医療（歯科診療）」に含める。また、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

(品目例示) 一般診療（入院外診療（歯科診療は除く。））
 （平成17年表からの変更点）

平成17年表の「8311-01、-011 医療（国公立）」、「8311-02、-021 医療（公益法人等）」、「8311-03、-031 医療（医療法人等）」を再編。

(注 意 点) 93SNAへの対応として、平成7年表において、活動主体分類を見直すとともに、「消費概念の2元化」への対応として、従来家計が帰属的に消費支出する扱いとしていた政府及び医療保険の医療給付分等を、政府の消費支出へ移した。

列コード	行コード	部門名称
6411-03	6411-031	医療（歯科診療）

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 831「病院」及び 833「歯科診療所」における歯科診療及び各種歯科検診等の活動を範囲とする。
 なお、介護保険によるサービスは、「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

(品目例示) 歯科診療の活動の範囲
 （平成17年表からの変更点）

平成17年表の「8311-01、-011 医療（国公立）」、「8311-02、-021 医療（公益法人等）」、「8311-03、-031 医療（医療法人等）」を再編。

(注 意 点) 93SNAへの対応として、平成7年表において、活動主体分類を見直すとともに、「消費概念の2元化」への対応として、従来家計が帰属的に消費支出する扱いとしていた政府及び医療保険の医療給付分等を、政府の消費支出へ移した。

列コード	行コード	部門名称
6411-04	6411-041	医療（調剤）

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 6033「調剤薬局」における調剤の活動を範囲とする。
 なお、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

(品目例示) 薬局、調剤薬局及びファーマシーでの調剤行為
 （平成17年表からの変更点）

平成17年表の「8311-01、-011 医療（国公立）」、「8311-02、-021 医療（公益法人等）」、「8311-03、-031 医療（医療法人等）」を再編。

(注 意 点) 93SNAへの対応として、平成7年表において、活動主体分類を見直すとともに、「消費概念の2元化」への対応として、従来家計が帰属的に消費支出する扱いとしていた政府及び医療保険の医療給付分等を、政府の消費支出へ移した。

列コード	行コード	部門名称
6411-05	6411-051	医療（その他の医療サービス）

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 834「助産・看護業」、835「療術業」及び 836「医療に附帯するサービス業」の活動を範囲とする。また、病院及び一般診療所が行う訪問看護サービスは本部門に含む。

なお、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

(品目例示) 助産所、訪問看護ステーション、施術所、アイバンク、骨髄バンク、衛生検査所、滅菌業（医療用器財）、臨床検査業等
(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「8311-01、-011 医療（国公立）」、「8311-02、-021 医療（公益法人等）」、「8311-03、-031 医療（医療法人等）」を再編。

(注 意 点) 93SNAへの対応として、平成7年表において、活動主体分類を見直すとともに、「消費概念の2元化」への対応として、従来家計が帰属的に消費支出する扱いとしていた政府及び医療保険の医療給付分等を、政府の消費支出へ移した。

列コード	行コード	部門名称
6421-01	6421-011	保健衛生（国公立）★★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類841「保健所」、842「健康相談施設」及び849「その他の保健衛生」のうち、国及び地方公共団体による活動を範囲とする。

(品目例示) 保健所、健康相談所、検疫所（動、植物を除く）、検査業（寄生虫卵、水質）、食肉衛生検査所、犬管理所、犬管理事務所
(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8312-01、-011」を「6421-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6421-02	6421-021	保健衛生（産業）

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類842「健康相談施設」及び849「その他の保健衛生」のうち、国及び地方公共団体以外の者が行う活動を範囲とする。

(品目例示) 健康相談施設、検査業（寄生虫卵、水質）、食肉衛生検査業、消毒業（物品、電話機）、犬管理所、犬管理事務所
(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8312-02、-021」を「6421-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6431-01	6431-011	社会保険事業★★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類851「社会保険事業団体」による活動を範囲とする。

(品目例示) 国民年金、厚生年金、共済年金、健康保

険、介護保険、労働保険、国民年金基金・連合会、厚生年金基金、企業年金基金・連合会等の社会保険事務

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「8313-01、-011 社会保険事業（国公立）★★」と「8313-02、-021 社会保険事業（非営利）★」を統合し、「6431-01、-011 社会保険事業★」とする。

(注 意 点) ① 以下の社会保障基金に該当しないものを含む。

国民年金基金、国民年金基金連合会、厚生年金基金、企業年金基金、企業年金連合会、農業者年金基金（旧年金を除く。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構（小規模企業共済勘定）、独立行政法人勤労者退職金共済機構

② 社会保険事業団体が被保険者及びその家族のために行う保養所、宿泊施設等の活動は、「6711-01、-011 宿泊業」に含める。

列コード	行コード	部門名称
6431-02	6431-021	社会福祉（国公立）★★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類8229「その他の職業・教育支援施設」のうち児童自立支援施設、小分類852「福祉事務所」、853「児童福祉事業」、854「老人福祉・介護事業」、855「障害者福祉事業」、859「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、国・地方公共団体等による社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。

なお、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

(品目例示) 社会福祉事務所、保育所、児童相談所、児童厚生施設（児童館）、児童養護施設、児童自立支援施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、障害者支援施設、自立訓練事業所
(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8313-03、-031」を「6431-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6431-03	6431-031	社会福祉（非営利）★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類8229「その他の職業・教育支援施設」のうち児童自立支援施設、小分類853「児童福祉事業」、854「老人福祉・介護事業」、855「障害者福祉事業」、859「その他の社会保険・社会福祉・

介護事業」のうち、社会福祉法人等の社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。

なお、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

(品目例示) 保育所、児童厚生施設（児童館）、児童養護施設、児童自立支援施設、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、障害者支援施設、自立訓練事業所、更生保護施設

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8313-04、-041」を「6431-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6431-04	6431-041	社会福祉（産業）

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 853「児童福祉事業」、854「老人福祉・介護事業」、855「障害者福祉事業」、859「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、会社、個人等による社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。

なお、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

(品目例示) 保育所、有料老人ホーム、ケアハウス、障害者支援施設

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8313-05、-051」を「6431-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6441-01	6441-011	介護（施設サービス）

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 831「病院」、832「一般診療所」、833「歯科診療所」、細分類 8342「看護業」、小分類 835「療術業」及び 854「老人福祉・介護事業」のうち、介護保険による施設サービスの活動を範囲とする。

(品目例示) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「8314-02、-021 介護（施設）」を「6441-01、-011 介護（施設サービス）」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6441-02	6441-021	介護（施設サービスを除く。）」

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 831「病院」、832「一般診療所」、833「歯科診療所」、細分類 8342「看護業」、小分類 835「療術業」及び 854「老人福祉・介護事業」のうち、介護保険による施設サービス以外の活動を範囲とする。

(品目例示) 居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「8314-01、-011 介護（居宅）」を「6441-02、-021 介護（施設サービスを除く。）」にコード及び名称変更。

(注 意 点) 「居宅サービス」は、訪問介護、訪問看護、通所介護、短期入所サービス等、「地域密着型サービス」は、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型共同生活介護等、「介護予防サービス」は、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリ、介護予防訪問介護等、「地域密着型介護予防サービス」は、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護等を含む。

65 その他の非営利団体サービス

列コード	行コード	部門名称
6599-01	6599-011	対企業民間非営利団体

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 871「農林水産業協同組合（他に分類されないもの）」、872「事業協同組合（他に分類されないもの）」、931「経済団体」の活動の範囲のうち、それが促進しようとしている利益に関連した企業の団体によって設立された民間非営利団体の活動を範囲とする。

なお、日本標準産業分類の小分類 871「農林水産業協同組合（他に分類されないもの）」及び 872「事業協同組合（他に分類されないもの）」の活動のうち、購買・販売等の営利目的の活動は卸売業・小売業等の活動部門に含め、本部門には含めない。

(品目例示) 織物協同組合、商工会議所、経済団体連合会、生命保険協会、全国銀行協会、日本税理士会連合会、全国中小企業団体中央会、全国農業会議所等

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8411-01、-011」を「6599-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6599-02	6599-021	対家計民間非営利団体（別掲を除く。）★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 94「宗教」、小分類 932「労働団体」、933「学術・文化団体」、934「政治団体」、939「他に分類されない非営利的団体」及び 951「集会場」の活動を範囲とし、家計に対して無償、または経済的に意味のない価格でサービスを提供する民間非営利団体の活動を含む。

(品目例示) 宗教団体、労働団体、学術団体、文化団体、政治団体、学士会、囲碁連盟、県民会館、文化会館

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「8411-02、-021 対家計民間非営利団体（除別掲）★」を「6599-02、-021 対家計民間非営利団体（別掲を除く。）★」にコード及び名称変更。

(注 意 点) 対家計民間非営利サービス生産者（★）として個別に設定されている部門の範囲を除く。

66 対事業所サービス

列コード	行コード	部門名称
6611-01	6611-011	物品賃貸業（貸自動車を除く。） 産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業
	6611-012	建設機械器具賃貸業
	6611-013	電子計算機・同関連機器賃貸業
	6611-014	事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業
	6611-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 701「各種物品賃貸業」、702「産業用機械器具賃貸業」、703「事務用機械器具賃貸業」、705「スポーツ・娯楽用品賃貸業」及び 709「その他の物品賃貸業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業：農業機械器具賃貸業、通信機械器具賃貸業、電話交換機賃貸業、医療機械器具賃貸業、鉱山機械器具賃貸業、金属工作機械賃貸業、金属加工機械賃貸業、プラスチック成形加工機械賃貸業、電動機賃貸業、計測器賃貸業、自動販売機（コインオペレータ）賃貸業、陳列棚賃貸業、荷役運搬機械設備賃貸業、コンテナ賃貸業、パレット賃貸業、ボウリング機械設備賃貸業

建設機械器具賃貸業：建設機械器具賃貸業、土木機械器具賃貸業、パワーショベル賃貸業、建設用クレーン賃貸業

電子計算機・同関連機器賃貸業：電子計算機賃貸業、電子計算機関連機器賃貸業

事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業：事務用機械器具賃貸業、電子式複写機賃貸業、会計機械賃貸業、金銭登録機賃貸業、ファイリングシステム用器具賃貸業

スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業：スポーツ用品賃貸業、スキー用品賃貸業、スケート靴賃貸業、貸自転車業、運動会用具賃貸業、貸テント業、貸ヨット業、貸モータボート業、映画用諸道具賃貸業、演劇用諸道具賃貸業、映写機賃貸業、映画フィルム賃貸業、貸衣しょう業、貸ビデオ業、貸本屋、貸楽器業、貸美術品業、貸ふとん業、貸植木業、貸花環業、医療・福祉用具賃貸業

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「8512-01 物品賃貸業（除貸自動車）」を「6611-01 物品賃貸業（貸自動車を除く。）」に、「8512-011 産業用機械器具（除建設機械器具）賃貸業」を「6611-011 産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業」に、「8512-014 事務

用機械器具（除電算機等）賃貸業」を「6611-014 事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業」にコード及び名称変更。また、平成17年のコード「8512-012～-013、-015」を「6611-012～-013、-015」に変更。

(注 意 点) ① 日本標準産業分類の小分類 701「各種物品賃貸業」の活動は、賃貸物品ごとにそれぞれの物品賃貸業の活動に分割して含める。

なお、介護保険による福祉用具貸与は、本部門から「6441-02 介護（施設サービスを除く。）」を迂回して産出される。

② 平成17年表において、平成12年表のコード「8513-01、-011～-015」を「8512-01、-011～-015」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6612-01	6612-011	貸自動車業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 704「自動車賃貸業」の活動を範囲とする。

(品目例示) レンタカー業、自動車リース業
(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8513-01、-011」を「6612-01、-011」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「8514-01、-011」を「8513-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6621-01	6621-011 6621-012	広告 テレビ・ラジオ広告 新聞・雑誌・その他の広告

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 731「広告業」の活動を範囲とする。

なお、広告媒体を提供する他の産業部門（民間放送、新聞、出版等）の広告活動も本部門の範囲とする。

(品目例示) 新聞・雑誌・その他の広告：新聞広告、雑誌広告、DM広告、屋外広告、交通広告、インターネット広告、折込み広告

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8511-01、-011～-012」を「6621-01、-011～-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6631-10	6631-101	自動車整備

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 891「自動車整備業」の整備・修理・再生の活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

① 平成17年表の「8514-10、-101 自動車修理」を「6631-10、-101 自動車整備」にコード及び名称変更。

② 自動車検査独立行政法人の行う自動車検査業務は本部門に含める。

(注 意 点) ① 二輪自動車及び三輪自動車の整備は本部門に含める。

② 自動車タイヤの再生業及び更正業は、「2221-01、-011 タイヤ・チューブ」に含める。

③ 平成17年表において、平成12年表のコード「8515-10、-101」を「8514-10、-101」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6632-10	6632-101	機械修理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 901「機械修理業（電気機械器具を除く）」のうち空港等で行われる航空機整備を除く活動及び 902「電気機械器具修理業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 一般機械修理、建設・鉱山機械整備・修理、電気機械修理、産業用運搬車両修理、光学機械修理

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8515-10、-101」を「6632-10、-101」に変更。

(注 意 点) ① 平成17年表において、平成12年表のコード「8516-10、-101」を「8515-10、-101」に変更。

② 空港等で行われる航空機整備の活動は、「3592-10、-101 航空機修理」に含める。

列コード	行コード	部門名称
6699-01	6699-011	法務・財務・会計サービス

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 721「法律事務所、特許事務所」、細分類 7221「公証人役場、司法書士事務所」及び小分類 724「公認会計士事務所、税理士事務所」の活動を範囲とする。

(品目例示) 法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所

(17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8519-02、-021」を「6699-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6699-02	6699-021	土木建築サービス

(担当府省庁) 国土交通省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 742「土木建築サービス業」の活動を範囲とする。
(品目例示) 設計監督業、建物設計製図業、建設コンサルタント業、測量業、地質調査業
(平成17年表からの変更点)
平成17年表のコード「8519-03、-031」を「6699-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6699-03	6699-031	労働者派遣サービス

(担当府省庁) 厚生労働省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 912「労働者派遣業」の活動を範囲とする。
(平成17年表からの変更点)
平成17年表のコード「8519-04、-041」を「6699-03、-031」に変更。
(注 意 点) (1) 平成17年表から、「労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律」等の改正(平成16年3月1日施行)のため、労働者派遣サービスの対象業務の範囲が拡大された。
(2) 次の業務については労働者派遣サービスの提供を行うことが出来ない。①港湾運送業務、②建設業務、③警備業務、④病院等における医療関連の業務(一部を除く。)など
なお、産業連関表では本社等の管理、補助的経済活動を各部門に含めて計上しているため、上記①～④と密接に関わる部門においても、事務等の業務で労働者派遣サービスを投入することはあり得る。

列コード	行コード	部門名称
6699-04	6699-041	建物サービス

(担当府省庁) 厚生労働省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 922「建物サービス業」の活動を範囲とする。
(品目例示) ビルメンテナンス業、ビルサービス業、床磨き業、ガラスふき業、煙突掃除業、住宅消毒業、害虫駆除業、ビル清掃業、建築物飲料水管理業、建築物清掃業、建築物排水管清掃業
(平成17年表からの変更点)
平成17年表のコード「8519-01、-011」を「6699-04、-041」に変更。
(注 意 点) 鉄道、船舶に関する消毒活動を本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
6699-05	6699-051	警備業

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 923「警備業」の活動を範囲とする。
(品目例示) 施設警備:施設警備業務、巡回警備業務、保安警備業務、空港保安警備業務、機械警備業務
雑踏警備:交通誘導警備業務、雑踏警備業務
運搬警備:貴重品運搬警備業務、核燃料物質等危険物運搬警備業務
身辺警備業務
(平成17年表からの変更点)
平成17年表の「8519-09、-099 その他の対事業所サービス」から分割し特掲。

列コード	行コード	部門名称
6699-09	6699-099	その他の対事業所サービス

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 7222「土地家屋調査士事務所」、小分類 723「行政書士事務所」、725「社会保険労務士事務所」、726「デザイン業」、細分類 7281「経営コンサルタント業」、小分類 729「その他の専門サービス業」、743「機械設計業」、744「商品・非破壊検査業」、745「計量証明業」、749「その他の技術サービス業」、911「職業紹介業」、921「速記・ワープロ入力・複写業」、929「他に分類されない事業サービス業」、特許特別会計、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の資源備蓄事業を除く活動を範囲とする。
(品目例示) 速記業、あて名書き業、複写業、マイクロ写真業、商品検査業、生糸検査所、質量計量証明業、環境測定分析業、金属・鉱物分析業、民営職業紹介業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、プラントエンジニアリング業、パーティ請負業、レッカー車業、LPG充てん業、温泉供給業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、行政書士業、不動産鑑定業、土地家屋調査士、司会業、通訳業、興信所、信用調査所
(平成17年表からの変更点)
① 平成17年表において「7351-04、-041 ニュース供給・興信所」に含まれていた興信所を本部門に統合。
② 平成17年表において本部門に含まれていた音声情報制作業、その他の映像・音声・文字情報制作に付帯するサービスのうち音声・文字情報制作に係る活動及び広告制作業の活動を「5951-01、-011 映

像・音声・文字情報制作業」に統合。

③ 平成 17 年表において本部門に含まれていた警備業を分割特掲し、「6699-05、-051 警備業」を新設。

④ 平成 17 年表のコード「8519-09、-099」を「6699-09、-099」に変更。

(注 意 点) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の行う資源備蓄事業は、「5111-01、-011 卸売」に含める。

67 対個人サービス

列コード	行コード	部門名称
6711-01	6711-011	宿泊業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 751「旅館、ホテル」、752「簡易宿所」、753「下宿業」及び 759「その他の宿泊業」のうち会社の寄宿舍、学生寮等を除いた宿泊所の活動を範囲とする。

(品目例示) ホテル、旅館、国民宿舎、モーテル、簡易宿泊所、ベッドハウス、山小屋、下宿屋、会員宿泊所、共済組合宿泊所、保養所、ユースホステル、リゾートクラブ、合宿所

(平成 17 年表からの変更点)

① 日本標準産業分類の細分類 7592「リゾートクラブ」を本部門に含める。

② 平成 17 年表のコード「8613-01、-011」を「6711-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 旅館、ホテルの土産物販売は、本部門に含めず、「5112-01、-011 小売」に含める。

② 日本標準産業分類の細分類 7599「他に分類されない宿泊業」のうち会社の寄宿舍、会社の独身寮、学生寮の活動は、「5531-01、-011 住宅賃貸料(帰属家賃)」に含める。

③ 宿泊サービスに含まれて提供される飲食サービスは本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
6721-01	6721-011	飲食サービス

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 76「飲食店」(小分類 760「管理、補助的経済活動を行う事業所(76 飲食店)」を除く。)及び 77「持ち帰り・配達飲食サービス業」(小分類 770「管理、補助的経済活動を行う事業所(77 持ち帰り・配達飲食サービス業)」を除く。)の活動を範囲とする。

(品目例示) 食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、ハンバーガー店、持ち帰り飲食サービス、配達飲食サービス

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「8612-01、-011 一般飲食店(除喫茶店)」、「8612-02、-021 喫茶店」、「8612-03、-031 遊興飲食店」を統合した上で、「6112-01、-011 小売」に含まれていた持ち帰り・配達飲食サービスについても本部門の範囲とし、「6721-01、-011 飲食サービス」とする。

列コード	行コード	部門名称
6731-01	6731-011	洗濯業

(担当府省庁) 厚生労働省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類781「洗濯業」の活動を範囲とする。
(品目例示) 洗濯業、クリーニング業、ランドリー業、クリーニング工場、洗濯物取次所、クリーニング取次所、リネンサプライ業、貸おむつ業、貸おしぼり業、貸ぞうきん業、貸モップ業
(平成17年表からの変更点)
平成17年表のコード「8614-01、-011」を「6731-01、-011」に変更。
(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表の「8619-01、-011 洗濯・洗張・染物業」のうち洗張・染物業については、「8614-09、-099 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
6731-02	6731-021	理容業

(担当府省庁) 厚生労働省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類782「理容業」の活動を範囲とする。
(品目例示) 理容店、理髪店、パーバー、床屋
(平成17年表からの変更点)
平成17年表のコード「8614-02、-021」を「6731-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6731-03	6731-031	美容業

(担当府省庁) 厚生労働省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類783「美容業」の活動を範囲とする。
(品目例示) 美容室、美容院、ビューティーサロン
(平成17年表からの変更点)
平成17年表のコード「8614-03、-031」を「6731-03、-031」に変更。
(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表の「8619-03、-031 美容業」のうち美顔術業、マニキュア業、ペディキュア業、ビューティードックについては、「8614-09、-099 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
6731-04	6731-041	浴場業

(担当府省庁) 厚生労働省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類784「一般公衆浴場業」及び785「その他の公衆浴場業」の活動を範囲とする。
(品目例示) 銭湯業、温泉浴場業、蒸し風呂業、砂湯

業、サウナ風呂業、スパ業、鉱泉浴場業、健康ランド、スーパー銭湯
(平成17年表からの変更点)

- ① 日本標準産業分類の改定により、平成17年表において本部門に含まれていたソーブランド業を「6731-09、-099 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」に統合。
- ② 平成17年表のコード「8614-04、-041」を「6731-04、-041」に変更。

(注 意 点) ヘルスセンターは「6741-09、-099 その他の娯楽」に含める。

列コード	行コード	部門名称
6731-09	6731-099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業

(担当府省庁) 厚生労働省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類789「その他の洗濯・理容・美容・浴場業」の活動を範囲とする。
(品目例示) 洗張業、染物業、エステティックサロン、コインシャワー業、コインランドリー業、ネイルサロン、ソーブランド業
(平成17年表からの変更点)

- ① 日本標準産業分類の改定により、平成17年表において「8614-04、-041 浴場業」に含まれていたソーブランド業を本部門に統合。
- ② 平成17年表のコード「8614-09、-099」を「6731-09、-099」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、日本標準産業分類の改定に伴い本部門を新設。平成12年表の「8619-01、-011 洗濯・洗張・染物業」のうち洗張・染物業について、及び「8619-03、-031 美容業」のうち美顔術業、マニキュア業、ペディキュア業、ビューティードックについて本部門に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
6741-01	6741-011	映画館

(担当府省庁) 厚生労働省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類801「映画館」の活動を範囲とする。
(品目例示) 映画館、映画劇場、野外映画劇場、映画館賃貸業、ミニ・シアター、ビデオ・シアター
(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8611-01、-011」を「6741-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6741-02	6741-021	興行場(映画館を除く。)・興行団

(担当府省庁) 内閣府
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類802「興行場

(別掲を除く)、興行団」の活動を範囲とし、契約により出演又は自ら公演し、演劇、演芸、音楽、見世物、興行的スポーツなどの娯楽を提供する活動を含む。

(品目例示) 劇場、劇場附属オーケストラ・歌劇団・ダンシングチーム、寄席、相撲興行場、ボクシング場、野球場(プロ野球興行用)、劇団、芸能プロダクション、楽団、プロ野球団、プロレス協会

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「8611-02、-021 興行場(除別掲)・興行団」から「6741-02、-021 興行場(映画館を除く)・興行団」にコード及び名称変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表の「8611-03、-031 劇場・興行場」と「8611-07、-071 興行団」を統合し、「8611-02、-021 興行場(除別掲)・興行団」とした。

列コード	行コード	部門名称
6741-03	6741-031	競輪・競馬等の競走場・競技団

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 803「競輪・競馬等の競走場、競技団」の活動を範囲とする。

(品目例示) 競輪場、競馬場、モータボート競走場、小型自動車競走場、競輪競技団、競馬競技団等

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8611-04、-041」を「6741-03、-031」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「8611-05、-051」を「8611-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6741-04	6741-041	スポーツ施設提供業・公園・遊園地

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 804「スポーツ施設提供業」及び805「公園、遊園地」の活動を範囲とする。

(品目例示) スポーツ施設提供業(別掲を除く)、体育館、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニスコート、バッティング・テニス練習場、フィットネスクラブ、プール、アイススケート場、公園、遊園地、テーマパーク

(平成17年表からの変更点)

① 平成17年表のコード「8611-05、-051」を「6741-04、-041」に変更。

② 日本標準産業分類の改定により、平成17年表において「8619-04、-041 個人教授業」に含まれていたフィットネスクラ

ブを本部門に統合。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「8611-06、-061」を「8611-05、-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6741-05	6741-051	遊戯場

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 806「遊戯場」の活動を範囲とし、一般大衆に娯楽を提供する活動を含む。

(品目例示) ビリヤード場、囲碁・将棋所、マージャンクラブ、パチンコホール、ゲームセンター、スロットマシン場、ビンゴゲーム場、射的場

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8611-03、-031」を「6741-05、-051」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「8611-04、-041」を「8611-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6741-09	6741-099	その他の娯楽

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 809「その他の娯楽業」及び727「著述・芸術家業」の活動を範囲とし、プレイガイドなど他に分類されない娯楽に付随するサービスを行う活動及び個人で文芸作品の創作などを行う活動を含む。

(品目例示) ダンスホール、マリーナ業、遊漁船業、芸き業、カラオケボックス業、プレイガイド、場外馬券売場、場外車券売場、釣堀業、著述家業、芸術家業

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8611-09、-099」を「6741-09、-099」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表で本部門に含まれていた宝くじ売りさばき業を「8619-09、-099 その他の対個人サービス」に統合。

列コード	行コード	部門名称
6799-01	6799-011	写真業

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 746「写真業」の活動を範囲とする。

なお、広告、出版等他産業部門の活動に付随して行われる写真活動も本部門の活動の範囲とする。

(品目例示) 写真撮影業、写真館、商業写真業

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8619-01、-011」を「6799-01、-011」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「8619-05、-051」を「8619-01、-011」に変更。また、平成 12 年表で本部門に含まれていた写真現像・焼付業を「8619-09、-099 その他の対個人サービス」に統合。

列コード	行コード	部門名称
6799-02	6799-021	冠婚葬祭業

(担当府省庁) 厚生労働省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 795「火葬・墓地管理業」及び 796「冠婚葬祭業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 葬儀屋、斎場、火葬場、墓地管理業、冠婚葬祭互助会、結婚式場

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8619-02、-021」を「6799-02、-021」に変更。

(注 意 点) 霊きゅう自動車で死体を運搬する活動は、「5722-01、-011 道路貨物輸送(自家輸送を除く。)」に含める。

列コード	行コード	部門名称
6799-03	6799-031	個人教授業

(担当府省庁) 内閣府
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 823「学習塾」及び 824「教養・技能教授業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 学習塾(各種学校でないもの)、音楽教授業、書道教授業、生花・茶道教授業、そろばん教授業、外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、その他の教養・技能教授業

(平成 17 年表からの変更点)

① 平成 17 年表のコード「8619-04、-041」を「6799-03、-031」に変更。

② 日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表において本部門に含まれていたフィットネスクラブを「6741-04、-041 スポーツ施設提供業・公園・遊園地」に統合。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表の「8619-08、-081 個人教授所」を「8619-04、-041 個人教授業」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6799-04	6799-041	各種修理業(別掲を除く。)

(担当府省庁) 内閣府
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 903「表具業」及び 909「その他の修理業」の活動を範囲とする。主として最終需要向けのもので、

家具修理などの修理活動及びかじ業などの活動を含む。

(品目例示) 表具業、家具修理業、時計修理業、履物修理業、かじ業、楽器修理業、自転車修理業

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「8619-03、-031 各種修理業(別掲)」を「6799-04、-041 各種修理業(別掲を除く。)」にコード及び名称変更。

(注 意 点) (1) 別掲とは、以下の①～③である。

① 産業用の機械、船舶、鉄道車両、航空機の修理は、それぞれの部門に含める。

② 自動車修理業及び自動車タイヤ修理業は、「6631-10、-101 自動車整備」に含める。

③ 衣服の修理は、「6799-09、-099 その他の対個人サービス」に含める。

(2) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「8619-07、-071」を「8619-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6799-09	6799-099	その他の対個人サービス

(担当府省庁) 内閣府
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 014「園芸サービス業」、792「家事サービス業」、793「衣服裁縫修理業」、794「物品預り業」及び 799「他に分類されない生活関連サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 造園業、植木業、家政婦、衣服修理業、手荷物預り業、自転車預り業、食品質加工業、古綿打直し業、結婚相談業、写真現像・焼付業、観光案内業(ガイド)、宝くじ売りさばき業

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8619-09、-099」を「6799-09、-099」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表で「8619-05、-051 写真業」に含まれていた写真現像・焼付業及び「8611-09、-099 その他の娯楽」に含まれていた宝くじ売りさばき業を本部門に統合。

68 事務用品

列コード	行コード	部門名称
6811-00P	6811-000P	事務用品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 事務用品については、該当品目数が多く生産活動毎にその構成が大きく変化するものではないことから、分析面を考慮して、本部門を仮設部門として一括計上している。事務用品部門の範囲は、各産業部門が一般的かつ平均的に事務用品として投入するものであり、日本標準商品分類の中分類 93 「文具、紙製品、事務用具及び写真用品」が含まれるものである（ただし、部分品を除く。）。

なお、電子式卓上計算機（プログラム式は除く。）、印刷用紙及びはさみは商品分類 93 には含まれていないが、「事務用品」としてはこれを含むこととする。

(品目例示) とじひも、コピー用紙、連続伝票用紙、板紙、カーボン紙、帳簿類、伝票類、封筒、事務用紙、とじこみ用品、写真フィルム、印画紙、事務用のり、テープ、ひも、消しごむ、白墨、はさみ、電子式卓上計算機、筆記具、スタンプ台、朱肉、ステープラ、穴あけ、クリップ

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8900-00P、-000P」を「6811-00P、-000P」に変更。

69 分類不明

列コード	行コード	部門名称
6911-00	6911-000	分類不明

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動を範囲とする。

なお、本部門は他の列及び行部門の推計上の誤差の集積部分としての役割もある。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9000-00、-000」を「6911-00、-000」に変更。

(注 意 点) 行及び列部門の推計上の残差には、内生部門の残差と外生部門の残差の両方が含まれる。我が国の産業連関表では本部門を内生部門として位置付け、本部門の行計と列計の不一致、つまり最終的な全体の誤差を「9211-000 営業余剰」と「6911-00 分類不明」の交点で調整しており、二面等価調整の役割もある。

第2節 最終需要部門

列コード	行コード	部門名称
7111-00		家計外消費支出 (列)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出である。

詳細は、粗付加価値部門の「7111-001 宿泊・日当」、「7111-002 交際費」及び「7111-003 福利厚生費」を参照のこと。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「9110-00」を「7111-00」に変更。

(注 意 点) 本部門には、「7111-001 宿泊・日当」、「7111-002 交際費」及び「7111-003 福利厚生費」の支出に関する財・サービスの内容が示されている。

列コード	行コード	部門名称
7211-00		家計消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) ① 家計の財及びサービスに対する消費支出額から、同種の販売額(中古品と屑)を控除し、海外から受取った現物贈与の純増を加算し、さらに居住者の海外消費を加算したものである。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対する全ての支出をさし、使用せずに残ったものを含めた財の購入額のすべてを消費支出として計上する。

② 国民経済計算における家計消費支出には、「国内市場における居住者家計並びに非居住者家計の消費」(国内概念)と「国内市場及び海外における居住者家計の消費」(国民概念)という2つの概念がある。産業連関表においては、本部門を「国民概念」で表章した上で、居住者家計の海外市場における消費を「8412-00 (控除) 輸入(直接購入)」として、非居住者家計の国内市場における消費を「8012-00 輸出(直接購入)」としてそれぞれ別掲している。

この表章形式により以下の利点がある。

- 1) 国民経済計算における両方の家計消費概念が利用できる。
- 2) 産業連関表全体としての「国内概念」への転換が可能となる。

なお、「国内概念」への転換については、「8412-00 (控除) 輸入(直接購入)」、「8012-00 輸出(直接購入)」を参照のこと。

③ 海外現物贈与(個人が外国から受ける

贈与)と海外消費支出(居住者の外国における財及びサービスの消費)については、輸入欄にいったん計上し、その需要先である家計消費支出欄に計上する。

④ 中古品取引については、それが家計部門内相互間の取引である場合と、資本形成や政府サービス生産者などの他部門との間の取引である場合とに分けられる。前者の場合には中古品の販売額は相殺され、その取引に伴う商業マージンと運賃のみが計上されるが、後者の場合には、家計からの販売額はマイナスの家計消費支出となり、逆に家計が他部門から購入した中古品は、購入額が家計消費支出となり、販売した部門では、販売額をマイナスの支出として計上することとしている。

⑤ 医療及び介護については、家計の負担分のみ計上する。

⑥ 現物給付(通勤手当等)については、家計消費支出に含める。したがって、企業(企業負担部分、社員自己負担部分とも)、自衛隊における給食についても、直接家計消費されるものとする。

なお、刑務所における給食は、飲食材料の政府消費とし、家計消費には含まない。

⑦ 飲食店、旅館、娯楽業、病院等で飲食物が提供される場合、このための飲食材料費は直接には家計消費せず、すべて産業の経費に計上し、産業の産出を通じた家計消費支出にするものとする。

⑧ 家計における住宅にかかる補修や維持費は、すべて住宅賃貸料を迂回して家計が購入するものとする。ただし、介護保険の適用を受けた住宅改修については、家計の負担分のみ計上する。

(平成17年表からの変更点)

① 平成17年表のコード「9121-00」を「7211-00」に変更。

② 平成23年表において、「金融」部門でF I S I M(間接的に計測される金融仲介サービス)が導入されたことにより、家計が購入したF I S I Mを計上する。

列コード	行コード	部門名称
7212-00		対家計民間非営利団体消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 対家計民間非営利サービス団体が経済的に意味のない価格で提供する財、サービスに関する支出のうち、対家計民間非営利団体自身が負担した費用である。すなわち、供給されるサービスの生産額(生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引

いたものに等しい。したがって、対家計民間非営利サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9122-00」を「7212-00」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7311-01		中央政府集合的消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する集合的なサービス(外交・防衛など社会全体に対するサービス)に関する支出のうち、中央政府自身が負担した費用である。すなわち、中央政府に分類される政府サービス生産者により供給される集合的サービスの生産額(集合的サービスの生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの、つまり、中央政府の集合的サービスの自己消費額に等しい。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9131-10」を「7311-01」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7311-02		地方政府集合的消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する集合的なサービス(議会・警察などの社会全体に対するサービス)に関する支出のうち、地方政府自身が負担した費用である。すなわち、地方政府に分類される政府サービス生産者により供給される集合的サービスの生産額(集合的サービスの生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの、つまり地方政府の集合的サービスの自己消費額に等しい。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9131-20」を「7311-02」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7311-03		中央政府個別的消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス(教育・保健衛生などの個人に対する財・サービス)に関する支出のうち、中央政府自身が負担した費用である。すなわち、中央政府に分類される政府サービス生産者により供給され

る個別的サービスの生産額(個別サービスの生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの(中央政府の個別的サービスの自己消費額)に家計への教科書用図書の現物給付、医療の保険給付等を加えたものに等しい。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9131-30」を「7311-03」に変更。

(注 意 点) 介護保険給付費は、本部門に計上する。

列コード	行コード	部門名称
7311-04		地方政府個別的消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス(教育、保健衛生などの個人に対する財・サービス)に関する支出のうち、地方政府自身が負担した費用である。すなわち、地方政府に分類される政府サービス生産者により供給される個別的サービスの生産額(個別的サービスの生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの、つまり地方政府の個別的サービスの自己消費額に等しい。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9131-40」を「7311-04」に変更。

(注 意 点) 介護保険給付費のうち市町村特別給付分は、本部門に計上する。

列コード	行コード	部門名称
7321-01		中央政府集合的消費支出 (社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する集合的なサービス(「7311-01 中央政府集合的消費支出」の範囲)に係る固定資本減耗分を範囲とする。本部門の対象となる固定資本の範囲は、「道路、港湾、空港、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業(灌漑施設)、林業(林道)、漁業」である。

(平成 17 年表からの変更点)

- ① 平成 17 年表のコード「9132-10」を「7321-01」に変更。
- ② 時価評価の導入。

列コード	行コード	部門名称
7321-02		地方政府集合的消費支出 (社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する集合的なサービス(「7311-02 地方政府集合的消費支出」の範囲)に係る固定資本減耗分を範囲とする。本部門の対象となる固定資本の範囲は、「道路、港湾、空港、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業(灌漑施設)、林業(林道)、漁業」である。

(平成17年表からの変更点)

- ① 平成17年表のコード「9132-20」を「7321-02」に変更。
- ② 時価評価の導入。

列コード	行コード	部門名称
7321-03		中央政府個別的消費支出 (社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス(「7311-03 中央政府個別的消費支出」の範囲)に係る固定資本減耗分を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

- ① 平成17年表のコード「9132-30」を「7321-03」に変更。
- ② 時価評価の導入。

列コード	行コード	部門名称
7321-04		地方政府個別的消費支出 (社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス(「7311-04 地方政府個別的消費支出」の範囲)に係る固定資本減耗分を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

- ① 平成17年表のコード「9132-40」を「7321-04」に変更。
- ② 時価評価の導入。

列コード	行コード	部門名称
7411-00		国内総固定資本形成(公的)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) ① 政府サービス生産者及び公的企業による国内における建設物、機械、装置など固定資産の取得(購入、固定資産の振替)からなり、資産の取得に要した資本の本体費用、据付工事費、運賃マージン、中古資産の取引マージン等直接費用を含む。

生産過程から産出された資産に限定されるため、特許権、のれん代などの非生産資産は含まない。土地は、非生産資産であるため、固定資本形成には含まな

いが、土地の購入価格を除いた造成・改良費は計上される。

② 固定資産として規定する資本財の範囲は、耐用年数が1年以上で購入者価格の単価が10万円以上のものとする。ただし、1品目では10万円に達しない場合でも、開業当初や業務拡張のために資産として一括購入した場合は、固定資本形成として計上し、その後補充的に購入した場合は経常取引とし、固定資本形成とはしない。

③ 通常の資産の維持・修理等は資本形成とはしない。しかし、資産の耐用年数を延長する場合、偶発的に対応する大補修、大改造は原則として資本形成に計上する。また、鉄道・軌道業の線路、送配電設備、信号設備や通信業のケーブル設備及び電力業の送配電設備等の取替工事は資本形成として計上する。

④ 生産が長期にわたる資産(長期生産物)は、使用者が所有権を得たとみなされる時点まで在庫に計上される。自己勘定(自家用に用いる資本の生産)については、使用者が所有権を得ているため、仕掛品であっても進捗量を資本形成として計上する。ただし、建設の仕掛品の場合は、所有権の移転がなくても工事進捗量を資本形成に計上する。

家畜のうち役畜用、種付用、乳用、競争用、羊毛用その他資本用役を提供するものについては、成畜でなくとも成長増加分を資本形成に計上する。ただし、育成を専門に行っている生産者が所有する販売前の家畜の成長増加分は在庫に計上する。果樹、桑、茶木等資本用役を提供する植物の自己勘定は成長増加分を資本形成に計上する。

⑤ 建設、船舶の建造(以下「建設等」という。)に付帯して設備される財を直接に資本形成とするか、建設等を迂回して資本形成とするかについては、その財に対する支払を建設等の業者が行い、その国内生産額にコストとして含まれているものは建設等を迂回した資本形成とする。支払形態が明らかでない場合は、単独でもその機能を発揮できる財は直接資本形成とし、その財が建設等と結合しない限り機能を発揮できないものは建設等迂回の資本形成とする。

⑥ 主として軍事目的のために使用される固定資産の取得に要する支出は総固定資本形成に含めず、中間消費として「6111-01 公務(中央)★★」に計上する。しかし、民間の使用者でも生産目的の取得が可能で、軍の使用形態が民間と同様である固定資産(空港、ドック、道

路、病院等の構築物や事務機械等)であって、軍事目的のものとは区別できるものは、総固定資本形成として計上する。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9141-00」を「7411-00」に変更。

(注 意 点) 本部門の対象となる政府サービス生産者及び公的企業の範囲については、「別表 5」平成 23 年(2011 年)産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等の格付け及び平成 17 年表からの変更点等を参照のこと。

列コード	行コード	部門名称
7511-00		国内総固定資本形成(民間)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 国内における建設物、機械、装置などの固定資産の取得(購入、固定資産の振替)であり、「国内総固定資本形成(民間)」の範囲は、「7411-00 国内総固定資本形成(公的)」と同じである。資本形成を行う主体は、産業(公的企業を除く。)及び対家計民間非営利サービス生産者並びに家計である。

なお、家計が行う資本形成は、建物、構築物の取得及び土地の造成・改良費のみである。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9142-00」を「7511-00」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7611-01		生産者製品在庫純増

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 財を生産する産業における販売又は出荷待ちの商品(建設物は除外する。)と定義される生産者製品在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9150-10」を「7611-01」に変更。

(注 意 点) ① と畜用の家畜や材木用の育林など、生産期間が 1 年を超えるもので 1 回だけ産出物を生産する動植物の育成期間中の成長増加分は、「7611-02 半製品・仕掛品在庫純増」に含める。
② 東日本大震災によって、滅失した在庫を含む。ただし、滅失額は、一定の条件の下に推計したものである。

列コード	行コード	部門名称
7611-02		半製品・仕掛品在庫純増

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 財を生産する産業が一部加工、組み立て、育成途中のもので、通常さらに手を加えることなしには、他の事業所に対して販売、出荷、引き渡しされないもの(ただし、自己勘定によるものと建設仕掛工事は除外する。)と定義される仕掛品の物量的増減を年間平均の想定市中価格で評価したもの。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9150-20」を「7611-02」に変更。

(注 意 点) ① と畜用の家畜や材木用の育林など、生産期間が 1 年を超えるもので 1 回だけ産出物を生産する動植物の成長増加分、及び専門的生産者(育成を業として行い、育成された財を自己使用せずに出荷する生産者)が所有する財の成長増加分は、本部門に含める。

② 東日本大震災によって、滅失した在庫を含む。ただし、滅失額は、一定の条件の下に推計したものである。

列コード	行コード	部門名称
7611-03		流通在庫純増

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 卸売業・小売業に分類される生産者によって取得された財であって、販売のためのものの物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9150-30」を「7611-03」に変更。

(注 意 点) ① 本部門は、卸売業・小売業に分類される事業所以外からは産出されないが、石油天然ガス・金属鉱物資源機構の行う石油の国家備蓄については、例外的に流通在庫純増として扱う。

② 東日本大震災によって、滅失した在庫を含む。ただし、滅失額は、一定の条件の下に推計したものである。

列コード	行コード	部門名称
7611-04		原材料在庫純増

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 原材料等の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。原材料等とは以下のいずれかのものとする。

- ① 商品を採取し、加工し、製造し、組み立て、修理する等のため、又は建設工事のために取得するすべての原材料、物資、部品及び貯蔵品
- ② 消費するために購入した石炭、石油その他の燃料
- ③ 農業生産者の肥料、農薬、種子、飼料及びこれらに類する財

- ④ 購入した非耐久性コンテナ、こん包工場での包装物、事務用品及びその他の貯蔵品
- ⑤ その他

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9150-40」を「7611-04」に変更。

- (注 意 点) ① 政府サービス生産者の国内生産額は、その活動に要した経費の積み上げによることとしているが、中間投入費用については、経常勘定における新たな財・サービスの購入から同種の中古財及び屑の純販売を引いたものを全て中間消費として計上し、国内生産額を推計している。その産出先は、他の部門に対する販売額（例えば、国公立学校の授業料等）を差し引いた金額を、中央または地方の政府消費支出に産出している。したがって、産業との対比で政府サービス生産者の原材料在庫にあたると思われる計数は、実際には中央政府消費支出及び地方政府消費支出に計上されており、原材料在庫純増には含まれていない。
- ② 対家計民間非営利サービス生産者についても、政府サービス生産者と同様の扱いをしている。
- ③ 東日本大震災によって、滅失した在庫を含む。ただし、滅失額は、一定の条件の下に推計したものである。

列コード	行コード	部門名称
7711-00		調整項

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 輸出業者を経由する、輸出品の国内取引に係る消費税を計上する。輸出品については、消費税は免税であるが、輸出品の国内における取引過程で、消費税は課されているため、輸出業者は輸出品の国内における取引過程で課された消費税の還付を受ける仕組みとなっている。当該商品の国内生産額は、このような還付分を含んで計上しているが、輸出額は還付分を控除した形で計上されており、本部門で還付分を計上する。

(平成 17 年表からの変更点)

- ① 平成 17 年表のコード「9213-00」を「7711-00」に変更。
- ② 「輸出計」の内訳から外し、「国内需要」の 1 部門として位置付けを変更。

列コード	行コード	部門名称
8011-01		輸出 (普通貿易)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者と非居住者間における財の取引」と規定し、財務省が作成する貿易統計に計

上される財の範囲とする。

ただし、純輸出額を計上するという観点から、再輸出入品を控除するとともに、書画 (肉筆のもの)、こつとう (製作後 100 年を超えたもの)、中古タイヤ、中古自動車等については国内品と同様、マージン相当額のみ計上する。

なお、①少額貨物 (1 件当たり 20 万円以下)、②見本品及び寄贈品、③駐留軍及び国連軍関係貨物、④博覧会、見本市等への出品貨物、⑤特殊統計上貨物等は普通貿易統計の統計外貨物であり、資料上把握できないため、範囲に含まない。

本部門は、FOB 価格 (船積価格) で評価する。

(品目例示) 貿易統計で扱われる品目 (一部を除く。)
(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9211-10」を「8011-01」に変更。

(注 意 点) 輸出 (普通貿易) は、FOB 価格で評価されるため、生産者価格評価表で輸出品を記録する場合には、FOB 価格から、別途工場から本船までの間にかかった商業マージン及び国内貨物運賃を差し引いた価格を計上することになる。

列コード	行コード	部門名称
8011-02		輸出 (特殊貿易)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支表のうち、居住者と非居住者間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から以下の①、②を控除したものにはほぼ一致する。

- ① 「輸出 (直接購入)」の推計範囲 (観光旅行、外交団員等の個人消費、在日外国駐留軍の隊員等の個人消費等)
- ② 建物サービス等

貨物運賃及び貨物保険については、本邦運輸 (保険) 業者の活動 (すなわち、その受け取った貨物運賃 (ネット保険料) 収入) を、対象となる貨物が輸出品、輸入品であるかの別及び支払者が居住者、非居住者であるかの如何を問わず、すべて貨物運賃、貨物保険の輸出として、本部門に計上する。

なお、国際収支表と産業連関表の対応については、「8411-02 (控除) 輸入 (特殊貿易)」に記載の表のとおり。

(品目例示) 貨物運賃、旅客運賃、港湾経費、業務旅行による財・サービスの消費、国際電信電話等料金、貨物保険、代理店手数料、広告宣伝費、フィルム・テープ賃貸料、その他の民間部門のサービス関係取引

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9211-20」を「8011-02」に変更。

(注 意 点) ① 産業連関表における輸出 (普通貿易) は F O B 価格で評価、輸入 (普通貿易) は C I F 価格で評価されるため、海上等における運賃保険料は国内のサービス取引とみなされない。したがって、貨物運賃・保険に関しては、本邦 (保険) 業者の受け取った貨物運賃 (ネット保険料) 収入をすべて貨物運賃、貨物保険の輸出に計上する。

② 観光旅行による財・サービスの消費は、「8012-00 輸出 (直接購入)」に含める。

列コード	行コード	部門名称
8012-00		輸出 (直接購入)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「非居住者家計による国内市場の財とサービスの直接取引」を範囲とする。「7211-00 家計消費支出」以外の最終需要部門は、国内概念によって記述されているが、家計消費支出は、国民概念に基づき定義されているため、これを産業連関表の作成概念である国内概念に転換整理のための部門が必要となる。そこで、国民概念の家計消費支出から国内概念の家計消費支出に転換できる部門を設定しておけば、最終需要計は国内総支出と等しくなり、産業連関表全体の国内概念の原則が保持できる。本部門は、この役割を果たす重要な部門である。

(品 目 例 示) 観光旅行者の消費、親戚・知人訪問等旅行者の消費、外交団団員等の個人消費、在日外国駐留軍の隊員等の個人消費

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9212-00」を「8012-00」に変更。

(注 意 点) 「7211-00 家計消費支出」を国内概念に転換する式

家計消費支出 (国内概念) = 家計消費支出 (国民概念) + 輸出 (直接購入) - 輸入 (直接購入)

列コード	行コード	部門名称
8411-01		(控除) 輸入 (普通貿易)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者と非居住者間における財の取引」と規定し、財務省が作成する貿易統計に計上される財の範囲とする。

ただし、純輸入額を計上するという観点から、再輸出入品を控除し、また、書画 (肉筆のもの)、こっとう (製作後 100 年を超えたもの)、中古タイヤ、中古自動車等についても控除するとともに、その国内取引に係るマージンをコスト商業に計上する。

なお、①少額貨物 (1 件当たり 20 万円以下)、②見本品及び寄贈品、③駐留軍及び国連軍関係貨物、④博覧会、見本市等への出品貨物、⑤特殊統計計上貨物等は普通貿易統計の統計外貨物であり、資料上把握できないため、範囲に含まない。

本部門は、C I F 価格で評価する。

(品 目 例 示) 貿易統計で扱われる品目 (一部を除く。)
(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9411-10」を「8411-01」に変更。

列コード	行コード	部門名称
8411-02		(控除) 輸入 (特殊貿易)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支表のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から以下の①、②を控除したものにほぼ一致する。

① 「輸入 (直接購入)」の推計範囲 (観光旅行、外交団団員等の個人消費、防衛省関係の隊員等の個人消費等)

② 建物サービス等

貨物運賃及び貨物保険については、本邦運輸 (保険) 業者の活動 (すなわち、その受け取った貨物運賃 (ネット保険料) 収入) を、対象となる貨物が輸出品、輸入品であるかの別及び支払者が居住者、非居住者であるかの如何を問わず、すべて貨物運賃、貨物保険の輸出として、「8011-02 輸出 (特殊貿易)」に計上する。

なお、国際収支表と産業連関表の対応については、次表のとおり。

	国際収支表				産業連関表	
	貨物運賃		貨物保険		運賃・保険	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
本邦運輸 (保険) 業者の活動						
輸出に係るもの						
輸出者 (居住者) の支払	○		○		○	
輸入者 (非居住者) の支払	○		○		○	
輸入に係るもの						
輸出者 (居住者) の支払					○	
輸入者 (非居住者) の支払					○	
三国間輸送	○		○			
外国運輸 (保険) 業者の活動						
輸出に係るもの						
輸出者 (居住者) の支払						
輸入者 (非居住者) の支払						
輸入に係るもの						
輸出者 (居住者) の支払			○		○	
輸入者 (非居住者) の支払			○		○	

(品 目 例 示) 貨物運賃、旅客運賃、港湾経費、業務旅行による財・サービスの消費、国際電信電話等料金、貨物保険、代理店手数料、広告宣伝費、フィルム・テープ賃貸料、その他の民間部門のサービス関係取引

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9411-20」を

「8411-02」に変更。

- (注 意 点) ① 産業連関表における輸入（普通貿易）はC I F 価格で評価するため、特殊貿易において貨物運賃、保険の輸入を計上するとその分が重複することとなる。このため、上記の表において、産業連関表の運賃・保険の輸入（特殊貿易）はありえない。
- ② 観光旅行による財・サービスの消費は、「8412-00（控除）輸入（直接購入）」に含める。

扱う。映画フィルムについても、フィルム・テープ賃貸借料はサービスとして特殊貿易に計上されているので、普通貿易からは控除することになり、関税がかからなかったものとして扱う。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9413-00」を「8511-00」に変更。

- (注 意 点) 産業連関表における輸入品の各部門における取引価格は、当該商品の「普通貿易＋関税＋輸入品商品税」の額を計上する。

列コード	行コード	部門名称
8412-00		(控除) 輸入 (直接購入)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者家計による海外市場の財とサービスの直接取引」を範囲とする。「7211-00 家計消費支出」以外の最終需要部門は、国内概念によって記述されているが、家計消費支出は、国民概念に基づき定義されているため、これを産業連関表の作成概念である国内概念に転換整理のための部門が必要となる。そこで、国民概念の家計消費支出から国内概念の家計消費支出に転換できる部門を設定しておけば、最終需要計は国内総支出と等しくなり、産業連関表全体の国内概念の原則が保持できる。本部門は、この役割を果たす重要な部門である。

(品目例示) 観光旅行者の消費、親戚・知人訪問等旅行者の消費、外交団団員等の個人消費

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9412-00」を「8412-00」に変更。

(注 意 点) 「7211-00 家計消費支出」を国内概念に転換する式

$$\text{家計消費支出 (国内概念)} = \text{家計消費支出 (国民概念)} + \text{輸出 (直接購入)} - \text{輸入 (直接購入)}$$

列コード	行コード	部門名称
8611-00		(控除) 輸入品商品税

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 輸入品には、税関通過の際に、関税のほか、国産品の場合と同様に内国消費税として消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税(以下、「輸入品商品税」という。)が課税される。輸入品商品税については、輸入品と国産品の価格と同一水準で評価するとともに、各需要部門における取引価格を明らかにするために、「8511-00（控除）関税」と同様、列部門として本部門を設けた。

(品目例示) 酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税及び輸入品に係る消費税

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9414-00」を「8611-00」に変更。

列コード	行コード	部門名称
8511-00		(控除) 関税

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 輸入品は、貿易政策上の配慮によって関税定率表に基づいて関税がかけられる。これは、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価することにより、安い輸入品と高い国産品の価格の差を縮小させる働きを持っている。また、「輸入」欄と並行して「関税」欄を設けて記録することにより、各需要部門における取引価格が明らかにされている。

なお、関税還付金は関税総額に計上し、還付を受けた部門の経常補助金として扱う。再輸入の船舶については、普通貿易での輸入の取り消しとして扱われるため、関税についても関税がかからなかったものとして

第3節 粗付加価値部門

列コード	行コード	部門名称
	7111-001	宿泊・日当
	7111-002	交際費
	7111-003	福利厚生費

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出であり、福利厚生費（他の粗付加価値部門に計上されるものを除く。）、交際費及び接待費並びに出張費から実際に支払った運賃を除いた分（主として、宿泊と日当）を範囲とする。

① 宿泊・日当…役員又は従業員が事業の管理、販売等のための出張、赴任等のための旅行に要した費用のうちの日当、宿泊部分並びに赴任等のための支度金、赴任手当、看護手当等である。

② 交際費…得意先、仕入先、その他事業に関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答、その他これらに類する行為のために支出する費用で、従業員の慰安のための費用は含まない。

ただし、例外として、役員又は部長等等の忘年会及び新年会の費用、経理課員等の慰労のための費用、部内の会議後における宴会費用等は交際費に含める。

③ 福利厚生費…福利施設負担額（食堂給食施設を除く福利厚生のための施設にかかる費用）等、保健衛生医療費（従業員の診療などのために要する費用で、その施設運営に要する財・サービス費用等）、娯楽・スポーツ費（従業員及び家族のレクリエーション及びこれら施設に関する費用）等から成っている。

なお、福利厚生施設の運営のために企業等が直接雇用する者に係る人件費や、同施設に伴う減価償却費及び間接税は、本部門ではなく、それぞれ「9111-000～9113-000 雇用者所得」部門、「9311-000 資本減耗引当」及び「9411-000 間接税（関税・輸入品商品税を除く。）」に含める。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「9110-010～030」を「7111-001～003」に変更。

(注 意 点) ① 福利厚生費に関し、企業が社員のために設ける宿泊所、保養所等の活動は「6711-01 宿泊業」に含まれ、同じく、企業の寄宿舎、独身寮、学生寮の活動は、「5531-01 住宅賃貸料（帰属家賃）」に含める。

また、社員食堂に要する経費のうち、食材購入または外部委託に係る経費補填のために企業が支出した費用は、「現物給与」の一種として、雇用者所得（「9113-000 その他の給与及び手当」）に含める。したがって、列側では、社員の自己負担分に加え、企業負担分も、「7211-00 家計消費支出」が、個々の食材または「飲食サービス」等を投入することとして扱う。

② 「7111-00 家計外消費支出（列）」（列部門の国内生産額）と、「7111-001 宿泊・日当」、「7111-002 交際費」及び「7111-003 福利厚生費」の合計（行部門の国内生産額の合計）は一致する。

列コード	行コード	部門名称
	9111-000	賃金・俸給
	9112-000	社会保険料（雇用主負担）
	9113-000	その他の給与及び手当

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲)

(1) 雇用者所得の範囲

雇用者所得とは、国内の民間及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物のいっさいの所得である。ここでいう所得とは、雇用主の支払いベースであり、雇用者の受け取りベースではない。また、所得の発生をその対応期間において正しく把握するために、賃金・俸給の遅・欠配があったとしても、その分は当該期間の雇用者所得に含めるものとする（発生主義）。さらに、雇用者所得も国内概念として把握されるために、居住者、非居住者を問わず国内で発生した雇用者の所得をもって雇用者所得としている。

雇用者所得は、従業者のうち有給役員、常用労働者、臨時・日雇労働者に対応する所得（賃金・俸給、社会保険料（雇用主負担）及びその他の給与及び手当）を範囲とし、自営業主の所得は営業余剰に含める。

(2) 雇用者所得の項目

雇用者所得には、雇用者の労働の対価として考えられるものを入れるという立場をとり、さらに、国民経済計算を考慮して、以下の項目により構成されるものとする。

① 賃金・俸給

a 常用労働者賃金、臨時・日雇労働者賃金

税金・社会保険料雇用者負担分などを控除する前の雇用主の支払額である。また、この中には、就業規則、労働協約で支払いが義務付けられている慶弔費や、さらには雇用主が一括し

て再配分するチップが含まれている。慶弔費は、就業規則、労働協約に支払が明記されている場合、賃金・俸給に含めている。「慶弔費」と考えられるものは以下の項目である。

- (a) 結婚祝金
- (b) 出産祝金
- (c) 入学祝金
- (d) 死亡弔慰金
- (e) 傷病見舞金
- (f) 災害見舞金

「チップ」については、イ) 客が直接雇用者に手渡すもの、ロ) 客からのチップが雇用主を通じて雇用者に再配分されるものの二つが考えられる。本来、賃金・俸給に含めるべきチップは客から規定料金の他に雇用者に手渡される現金で、かつ、それが雇用者にとって恒常的な収入源になるものをいい、したがって、イ) もロ) もそれに該当すると考えられるが、統計技術上の制約から、産業連関表の枠組みの中でイ) を正確に把握することは事実上不可能なので、これを客から雇用者への所得移転とみなして賃金・俸給に含めず、ロ) のみを賃金・俸給に含めている。

なお、国会議員及び地方議員の俸給（議員歳費）は、常用労働者賃金として扱う。

b 役員俸給

企業のコストとして役員に支払った額であり、利益金を処分して支払った役員賞与は含めない。

② 社会保険料（雇用主負担）

以下の雇用主負担の社会保険料である。

- a 全国健康保険協会管掌健康保険（日雇特例被保険者を含む。）
- b 組合管掌健康保険
- c 厚生年金保険
- d 厚生年金基金等
- e 船員保険
- f 日本私立学校振興・共済事業団
- g 雇用保険
- h 労働者災害補償保険
- i 子ども手当
- j 国家公務員共済組合・同連合会
- k 地方公務員等共済組合・同連合会
- l 国家公務員災害補償基金
- m 地方公務員等災害補償基金

なお、健康保険制度には医療分と介護分の保険料が含まれている。

さらに、「労働基準法」に基づく災害補償及び中央・地方の公務員等に対する公務災害補償はその給付額を社会保険料（雇用主負担）に加える。

また、d 厚生年金基金等の社会保険料（雇用主負担）には、上乗せ給付に係る掛金は含めない。

③ その他の給与及び手当

a 退職年金等の掛金及び支給額、退職一時金の支給額

退職年金等の掛金及び支給額とは、厚生年金基金の上乗せ給付にかかる掛金、中小企業退職金共済制度等への掛金、確定給付企業年金及び確定拠出年金（企業型）、確定年金積立（掛金）額（雇用主負担分）、企業独自年金支給額をいう。

退職一時金の支給額とは、退職金共済契約等による積立制度への雇用主の積立額と、積立制度以外で雇用主が実際に支払った退職金をいう。

b 現物給与

現物給与とは、現物支給の食事、通勤定期券及び自社製品を支給した場合の雇用主のコストを計上する。

c 給与住宅差額家賃

雇用者が市場よりも安い価格で給与住宅に入居している場合、市中価格から雇用者の支払分を控除した額。

d 社会保険に関する上積給付金

社会保険の給付について雇用主が雇用者のために法定給付に上積みして支給する雇用主の費用である。例として、労災保険、健康保険などが挙げられる。

e 財産形成に関する費用

雇用主が雇用者のために支出する以下の費用をいう。

- (a) 私的保険制度への拠出金
- (b) 持家援助に関する費用
- (c) 財産形成貯蓄奨励金及び給付金

（平成 17 年表からの変更点）

平成 17 年表のコード「9311-000」を「9111-000」に、「9312-000」を「9112-000」に、「9313-000」を「9113-000」に変更。

列コード	行コード	部門名称
	9211-000	営業余剰

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲）① 粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税（間接税一補助金）を控除したものを範囲とする。

営業余剰の内容は、企業会計上の営業利益に補助金を加算したものにほぼ該当する。

② 個人業主や無給の家族従業者等の所得は雇用者所得ではなく、営業余剰に含める。

- ③ 政府サービス生産者(★★)及び対家計民間非営利サービス生産者(★)の国内生産額は生産コスト(経費総額)に等しいと定義されているため、その営業余剰は、発生しない。営業余剰は産業のみに発生する。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「9401-000」を「9211-000」に変更。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表まで「9404-000 間接税(除関税・輸入品商品税)」に含まれていた事業税を本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
	9311-000	資本減耗引当

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 固定資本の価値は生産過程において消耗されていくが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損を範囲とする。減価償却費は、固定資本の通常の磨耗と損傷に対するものであり、資本偶発損は、火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものである。ただし、東日本大震災のような稀な大災害に対する損失は、産業連関表の対象としていない。

資本減耗引当の対象となる固定資本の範囲は、「国内総固定資本形成」の固定資本の範囲と同じである。

(平成17年表からの変更点)

- 平成17年表のコード「9402-000」を「9311-000」に変更。
- 時価評価の導入。

列コード	行コード	部門名称
	9321-000	資本減耗引当 (社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 一般政府の保有する道路、ダム及び防波堤のような建物、構築物等の資産(社会資本)について、その固定資本の価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用であり、「9311-000 資本減耗引当」と同様に減価償却費と資本偶発損を範囲とする。本部門の対象となる固定資本の範囲は、「政府建物等」に加え、「道路、港湾、空港、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業(灌漑施設)、林業(林道)、漁業、学校施設、社会教育施設等」を対象としている。

(平成17年表からの変更点)

- 平成17年表のコード「9403-000」を「9321-000」に変更。
- 時価評価の導入。

列コード	行コード	部門名称
	9411-000	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) ① 間接税は、財、サービスの生産、販売、購入、又は使用に関して課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものである。また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含める。ただし、「関税」と「輸入品商品税」は粗付加価値部門の間接税に含めず、最終需要の控除項目として計上する。

② 国税では、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、自動車重量税等が、地方税では地方たばこ税、固定資産税等が、税外負担では、各種手数料等が、間接税に相当する。

③ 固定資産税は、工場用地や償却資産に課されるだけでなく家屋や住宅用地にも課されるが、これらに課税される固定資産税については、全額を間接税として扱う。

すなわち、国民経済計算及び産業連関表では、住宅は全て産業によって供給されるものとし、自己所有の住宅に住んでも「5531-01 住宅賃貸料(帰属家賃)」という列部門から借りて住んでいるかのようにして帰属家賃を計上することになっているので、自己所有の住宅等に課された固定資産税も企業に課された場合と同様に間接税とする。不動産取得税や都市計画税が全額間接税とされるのも同じ理由による。

④ 自動車関係の税や各種手数料は家計が負担している部分があるので、それを便宜的に半分とみて、税額の残り2分の1を、産業負担分として間接税に含める。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「9404-000 間接税(除関税・輸入品商品税)」を「9411-000 間接税(関税・輸入品商品税を除く。)」にコード及び名称変更。

(注 意 点) ① 平成23年表において、事業税は、間接税から除き、「9211-000 営業余剰」に含める。

② 特別地方消費税は平成12年3月31日付で廃止されたが、その後納等が存在している。これらについては、平成12年及び17年表と同様に、遊興、飲食、宿泊等の費用は税額込みで最終消費支出に

含め、旅館・飲食店業等では税額込みの売上高を計上し、特別地方消費税は全額を列部門の負担する間接税とする。

列コード	行コード	部門名称
	9511-000	(控除) 経常補助金

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) ① 経常補助金は、産業振興を図る、あるいは製品の市場価格を低める等の政府の政策目的によって、政府サービス生産者から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金である。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰入れも経常補助金に含める。国民経済計算の補助金と同じ範囲とする。

なお、対家計民間非営利サービス生産者及び政府サービス生産者が経常補助金を受取ることはない。

② 経常補助金は、法令上又は予算上、常に補助金と呼ばれるとは限らず、補給金、負担金、奨励金、交付金、助成金、給付金等の名称のものもある。なお、食料安定供給特別会計の一般会計からの繰り入れ等は経常補助金とみなす。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9405-000」を「9511-000」に変更。

[参考1]

基本分類の五十音順一覧

列コード	行コード	部門名
<あ>		
	2041 -014	アクリロニトリル
2029 -02	2029 -021	圧縮ガス・液化ガス
2729 -02	2729 -021	アルミ圧延製品
2711 -03	2711 -031	アルミニウム(再生を含む。)
	2511 -012	安全ガラス・複層ガラス
<い>		
0151 -01	0151 -011	育林
1632 -02	1632 -021	板紙
	2511 -011	板ガラス
2511 -01		板ガラス・安全ガラス
5911 -02	5911 -021	移動電気通信
	0111 -012	稲わら
1522 -09	1522 -099	その他の衣服・身の回り品
0112 -01		いも類
2071 -01	2071 -011	医薬品
6411 -03	6411 -031	医療(歯科診療)
6411 -05	6411 -051	医療(その他の医療サービス)
6411 -04	6411 -041	医療(調剤)
6411 -02	6411 -021	医療(入院外診療)
6411 -01	6411 -011	医療(入院診療)
3114 -01	3114 -011	医療用機械器具
1911 -01	1911 -011	印刷・製版・製本
	3014 -014	印刷・製本・紙工機械
2082 -02	2082 -021	印刷インキ
6721 -01	6721 -011	飲食サービス
5941 -01	5941 -011	インターネット附随サービス
	1112 -031	飲用牛乳
0115 -02		飲料用作物
	0115 -029	その他の飲料用作物
<う>		
1121 -03	1121 -031	ウイスキー類
3911 -02	3911 -021	運動用品
2913 -01	2913 -011	運搬機械
<え>		
6741 -01	6741 -011	映画館
	9211 -000	営業余剰
5951 -01	5951 -011	映像・音声・文字情報制作業
	2111 -015	A重油
	2111 -018	液化石油ガス
3211 -04	3211 -041	液晶パネル
	2021 -013	液体塩素
	2031 -011	エチレン
	2041 -015	エチレングリコール
1113 -02	1113 -021	塩・干・くん製品
	5742 -012	沿海・内水面貨物輸送
5742 -01		沿海・内水面輸送
	5742 -011	沿海・内水面旅客輸送
	2051 -025	塩化ビニル樹脂
<お>		
	0111 -023	大麦(国産)
	0111 -024	大麦(輸入)
1512 -09	1512 -099	その他の織物
1521 -01	1521 -011	織物製衣服
5111 -01	5111 -011	卸売
<か>		
	2029 -012	カーボンブラック
6441 -01	6441 -011	介護(施設サービス)
6441 -02	6441 -021	介護(施設サービスを除く。)
3311 -01		回転電気機械
3311 -03	3311 -031	開閉制御装置・配電盤
	2081 -013	界面活性剤
0171 -01		海面漁業
	0171 -011	海面漁業(国産)
	0171 -012	海面漁業(輸入)
0171 -02	0171 -021	海面養殖業
5741 -01	5741 -011	外洋輸送

列コード	行コード	部門名
3015 -01	3015 -011	化学機械
2089 -09		その他の化学最終製品
	2089 -099	他に分類されない化学最終製品
2011 -01	2011 -011	化学肥料
0116 -03	0116 -031	花き・花木類
1621 -09	1621 -099	その他の家具・装備品
6799 -04	6799 -041	各種修理業(別掲を除く。)
2729 -04	2729 -041	核燃料
7111 -00		家計外消費支出(列)
7211 -00		家計消費支出
	1117 -043	加工油脂
6612 -01	6612 -011	貸自動車業
0114 -01		果実
	0114 -019	その他の果実
1115 -03	1115 -031	菓子類
2891 -01	2891 -011	ガス・石油機器・暖房機器
	2021 -012	か性ソーダ
4131 -02	4131 -021	河川・下水道・その他の公共事業
2049 -02	2049 -021	可塑剤
	2111 -011	ガソリン
3919 -03	3919 -031	楽器
1119 -04	1119 -041	学校給食(国公立)★★
1119 -05	1119 -051	学校給食(私立)★
6311 -01	6311 -011	学校教育(国公立)★★
6311 -02	6311 -021	学校教育(私立)★
3019 -01	3019 -011	金型
2312 -02	2312 -021	かばん・袋物・その他の革製品
	2041 -024	カプロラクタム
1649 -01	1649 -011	紙製衛生材料・用品
1641 -09	1641 -099	その他の紙製容器
9013 -01		貨物運賃(沿海内水面)
9014 -00		貨物運賃(航空)
9013 -02		貨物運賃(港湾運送)
9016 -00		貨物運賃(倉庫)
9011 -00		貨物運賃(鉄道)
9012 -00		貨物運賃(道路)
9015 -00		貨物運賃(利用運送)
5761 -01	5761 -011	貨物利用運送
	2511 -091	ガラス製加工素材
2511 -09		その他のガラス製品
	2511 -099	他に分類されないガラス製品
2511 -02	2511 -021	ガラス繊維・同製品
2311 -01	2311 -011	革製履物
	0114 -011	かんきつ
3911 -01	3911 -011	がん具
6799 -02	6799 -021	冠婚葬祭業
2041 -02		環式中間物
	2041 -029	その他の環式中間物
	0112 -011	かんしょ
8511 -00		(控除)関税
	9411 -000	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)
<き>		
3016 -03	3016 -031	機械工具
6632 -10	6632 -101	機械修理
6322 -01	6322 -011	企業内研究開発
	2031 -023	キシレン
1512 -02	1512 -021	絹・人絹織物(合繊長繊維織物を含む。)
	1111 -011	牛肉
	9113 -000	その他の給与及び手当
6312 -03	6312 -031	その他の教育訓練機関(国公立)★★
6312 -04	6312 -041	その他の教育訓練機関(産業)
	2211 -015	強化プラスチック製品
3016 -02	3016 -021	金属加工機械
3016 -01	3016 -011	金属工作機械
0611 -01		金属鉱物
1621 -02	1621 -021	金属製家具
2899 -09		その他の金属製品

列コード	行コード	部門名
2899 -02	2899 -099	他に分類されない金属製品
	2899 -021	金属製容器・製缶板金製品
	2899 -092	金属線製品
	2899 -091	金属プレス製品
5311 -01		金融
<け>		
3113 -01 3412 -02 6699 -05 0121 -04 6741 -03 2081 -02 4711 -03 7611 -04 3012 -01 4121 -01 2811 -01 2591 -09 2812 -01 2911 -03 2599 -02	9511 -000	(控除)経常補助金
	3113 -011	計測機器
	3412 -021	携帯電話機
	6699 -051	警備業
	2111 -014	軽油
	0121 -041	鶏卵
	6741 -031	競輪・競馬等の競走場・競技団
	2081 -021	化粧品・歯磨
	4711 -031	下水道★★
	2029 -031	原塩
	7611 -04	原材料在庫純増
	3012 -011	建設・鉱山機械
	6611 -012	建設機械器具賃貸業
	4121 -011	建設補修
	2811 -011	建設用金属製品
	2531 -011	建設用陶磁器
	2591 -099	その他の建設用土石製品
	1619 -091	建設用木製品
	2812 -011	建築用金属製品
	2911 -031	原動機
2599 -021	研磨材	
0621 -012	原油	
<こ>		
3115 -01 2622 -01 2051 -03 6741 -02 5921 -01 4711 -02 3592 -01 3592 -10 5789 -04 5789 -05 5789 -06 5751 -01 6621 -01 2042 -01 2051 -09 2061 -02 2041 -03 3541 -01 1611 -02 0639 -09 6112 -01 6111 -01 5112 -01 5743 -01	3115 -011	光学機械・レンズ
		鋼管
	2051 -031	高機能性樹脂
	6741 -021	興行場(映画館を除く。)・興行団
	5921 -011	公共放送
	4711 -021	工業用水
	2531 -012	工業用陶磁器
	2211 -014	工業用プラスチック製品
	3592 -011	航空機
	3592 -101	航空機修理
	5751 -014	航空機使用事業
	5789 -041	航空施設管理(国営)★★
	5789 -051	航空施設管理(産業)
	5789 -061	航空附帯サービス
	5751 -01	航空輸送
	6621 -01	広告
	7111 -002	交際費
	2041 -011	合成アルコール類
	2042 -011	合成ゴム
	2051 -099	その他の合成樹脂
	2041 -022	合成石炭酸
	2061 -021	合成繊維
	2041 -031	合成染料・有機顔料
	3541 -011	鋼船
	5311 -013	公的金融(手数料)
	5311 -011	公的金融(FISIM)
	1611 -021	合板・集成材
	0639 -09	その他の鉱物
	0639 -099	他に分類されない鉱物
	6112 -011	公務(地方)★★
	6111 -011	公務(中央)★★
	5112 -011	小売
	5743 -011	港湾運送
	2121 -011	コークス
	0115 -021	コーヒー豆・カカオ豆(輸入)
	5751 -011	国際航空輸送
	5751 -013	国内航空貨物輸送
	5751 -012	国内航空旅客輸送
	7800 -00	国内最終需要計
	7900 -00	国内需要合計
	9700 -00	国内生産額
	9700 -000	国内生産額

列コード	行コード	部門名
7411 -00		国内総固定資本形成(公的)
7511 -00		国内総固定資本形成(民間)
	1631 -021P	古紙
6799 -03	6799 -031	個人教授業
5911 -01	5911 -011	固定電気通信
	0111 -021	小麦(国産)
	0111 -022	小麦(輸入)
	1114 -021	小麦粉
2229 -01	2229 -011	ゴム製・プラスチック製履物
2229 -09	2229 -099	その他のゴム製品
0111 -01		米
	0111 -011	米
6741 -09	6741 -099	その他の娯楽
	3112 -012	娯楽用機器
5781 -01	5781 -011	こん包
<さ>		
3112 -01		サービス用機器
	3112 -019	その他のサービス用機器
8200 -00		最終需要計
8800 -00		最終需要部門計
3921 -01	3921 -011	再生資源回収・加工処理
0631 -02	0631 -021	砕石
	2041 -012	酢酸
	2041 -016	酢酸ビニルモノマー
1121 -09	1121 -099	その他の酒類
	0115 -091	雑穀
1117 -01		砂糖
	1117 -019	その他の砂糖・副産物
0115 -01	0115 -011	砂糖原料作物
	2029 -011	酸化チタン
	3599 -091	産業用運搬車両
	6611 -011	産業用機械器具(建設機械器具を除く。)賃貸業
3311 -09	3311 -099	その他の産業用電気機器
<し>		
	2111 -012	ジェット燃料油
2029 -03		塩
	2029 -032	塩
4611 -04	4611 -041	自家発電
5732 -01P	5732 -011P	自家輸送(貨物自動車)
5731 -01P	5731 -011P	自家輸送(旅客自動車)
3299 -01	3299 -011	磁気テープ・磁気ディスク
4611 -02		事業用火力発電
4611 -01		事業用原子力発電
	4611 -001	事業用電力
6321 -01	6321 -011	自然科学研究機関(国公立)★★
6321 -05	6321 -051	自然科学研究機関(産業)
6321 -03	6321 -031	自然科学研究機関(非営利)★
3599 -01	3599 -011	自転車
6631 -10	6631 -101	自動車整備
3531 -02	3531 -021	自動車部品
3531 -01	3531 -011	自動車用内燃機関
	3112 -011	自動販売機
2041 -01		脂肪族中間物
	2041 -019	その他の脂肪族中間物
	9311 -000	資本減耗引当
	9321 -000	資本減耗引当(社会資本等減耗分)
3111 -09	3111 -099	その他の事務用機械
	6611 -014	事務用機械器具(電算機等を除く。)賃貸業
6811 -00P	6811 -000P	事務用品
6312 -01	6312 -011	社会教育(国公立)★★
6312 -02	6312 -021	社会教育(非営利)★
6431 -02	6431 -021	社会福祉(国公立)★★
6431 -04	6431 -041	社会福祉(産業)
6431 -03	6431 -031	社会福祉(非営利)★
6431 -01	6431 -011	社会保険事業★★
	9112 -000	社会保険料(雇用主負担)
2083 -01	2083 -011	写真感光材料
6799 -01	6799 -011	写真業
0631 -01	0631 -011	砂利・採石
0131 -01	0131 -011	獣医業
3211 -03	3211 -031	集積回路

列コード	行コード	部門名
4111 -02	4111 -021	住宅建築(非木造)
4111 -01	4111 -011	住宅建築(木造)
5521 -01	5521 -011	住宅賃貸料
5531 -01	5531 -011	住宅賃貸料(帰属家賃)
1529 -02	1529 -021	じゅうたん・床敷物
	7111 -001	宿泊・日当
6711 -01	6711 -011	宿泊業
5951 -03	5951 -031	出版
0116 -02	0116 -021	種苗
8300 -00		需要合計
	2031 -022	純トルエン
	2031 -021	純ベンゼン
8911 -00		商業マージン(卸売)
8912 -00		商業マージン(小売)
4711 -01	4711 -011	上水道・簡易水道
3919 -06	3919 -061	情報記録物
5931 -01		情報サービス
	5931 -012	情報処理・提供サービス
3511 -01	3511 -011	乗用車
1111 -01		食肉
	1111 -014	その他の食肉
	2089 -091	触媒
	3014 -011	食品機械・同装置
	1117 -044	植物原油かす
	1117 -041	植物油脂
0115 -09		その他の食用耕種作物
	0115 -099	他に分類されない食用耕種作物
1119 -09	1119 -099	その他の食料品
1131 -01	1131 -011	飼料
0116 -01	0116 -011	飼料作物
3019 -02	3019 -021	真空装置・真空機器
1529 -01	1529 -011	寝具
2729 -01	2729 -011	伸銅品
5951 -02	5951 -021	新聞
	6621 -012	新聞・雑誌・その他の広告
6321 -02	6321 -021	人文科学研究機関(国公立)★★
6321 -06	6321 -061	人文科学研究機関(産業)
6321 -04	6321 -041	人文科学研究機関(非営利)★
3919 -01	3919 -011	身辺細貨品
<す>		
5789 -02	5789 -021	水運施設管理★★
5789 -03	5789 -031	水運附帯サービス
1113 -09	1113 -099	その他の水産食品
1113 -03	1113 -031	水産びん・かん詰
4611 -03		水力・その他の事業用発電
	2041 -021	スチレンモノマー
	6611 -015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業
6741 -04	6741 -041	スポーツ施設提供業・公園・遊園地
<せ>		
2312 -01	2312 -011	製革・毛皮
3014 -01		生活関連産業用機械
1114 -01		精穀
	1114 -019	その他の精穀
1611 -01	1611 -011	製材
7611 -01		生産者製品在庫純増
3019 -09	3019 -099	その他の生産用機械
1121 -01	1121 -011	清酒
	1117 -011	精製糖
3919 -09	3919 -099	その他の製造工業製品
	0121 -011	生乳
1129 -03	1129 -031	製氷
1114 -02		製粉
	1114 -029	その他の製粉
	1114 -011	精米
5312 -01	5312 -011	生命保険
1129 -02	1129 -021	清涼飲料
	0621 -011	石炭
0621 -01		石炭・原油・天然ガス
2121 -01		石炭製品
	2121 -019	その他の石炭製品
2031 -01		石油化学基礎製品

列コード	行コード	部門名
	2031 -019	その他の石油化学基礎製品
2031 -02		石油化学系芳香族製品
	2031 -029	その他の石油化学系芳香族製品
2111 -01		石油製品
	2111 -019	その他の石油製品
	0639 -091	石灰石
	2081 -012	石けん・合成洗剤
2521 -01	2521 -011	セメント
2521 -03	2521 -031	セメント製品
2089 -01	2089 -011	ゼラチン・接着剤
3013 -01	3013 -011	繊維機械
1529 -09		その他の繊維既製品
	1529 -099	他に分類されない繊維既製品
1519 -09		その他の繊維工業製品
	1519 -099	他に分類されない繊維工業製品
	1529 -091	繊維製衛生材料
1514 -01	1514 -011	染色整理
6731 -01	6731 -011	洗濯業
6731 -09	6731 -099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業
2611 -01	2611 -011	銃鉄
3541 -02	3541 -021	その他の船舶
3541 -10	3541 -101	船舶修理
<そ>		
5771 -01	5771 -011	倉庫
1119 -03	1119 -031	そう菜・すし・弁当
2021 -01		ソーダ工業製品
	2021 -019	その他のソーダ工業製品
	2021 -011	ソーダ灰
2611 -04	2611 -041	粗鋼(電気炉)
2611 -03	2611 -031	粗鋼(転炉)
0152 -01		素材
	0152 -011	素材(国産)
	0152 -012	素材(輸入)
	9600 -000	粗付加価値部門計
	5931 -011	ソフトウェア業
5312 -02	5312 -021	損害保険
<た>		
2911 -02	2911 -021	タービン
6599 -02	6599 -021	対家計民間非営利団体(別掲を除く。)★
7212 -00		対家計民間非営利団体消費支出
2591 -01	2591 -011	耐火物
6599 -01	6599 -011	対企業民間非営利団体
6799 -09	6799 -099	その他の対個人サービス
6699 -09	6699 -099	その他の対事業所サービス
	0112 -021	大豆(国産)
	0112 -022	大豆(輸入)
2221 -01	2221 -011	タイヤ・チューブ
3919 -05	3919 -051	畳・わら加工品
6699 -04	6699 -041	建物サービス
1141 -01	1141 -011	たばこ
	2631 -011	鍛鋼
	2631 -032	鍛工品(鉄)
2599 -01	2599 -011	炭素・黒鉛製品
1633 -01	1633 -011	段ボール
1641 -01	1641 -011	段ボール箱
<ち>		
0121 -09		その他の畜産
	0121 -099	他に分類されない畜産
1112 -02	1112 -021	畜産びん・かん詰
7311 -04		地方政府個別的消費支出
7321 -04		地方政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)
7311 -02		地方政府集合的消費支出
7321 -02		地方政府集合的消費支出(社会資本等減耗分)
1129 -01	1129 -011	茶・コーヒー
7311 -03		中央政府個別的消費支出
7321 -03		中央政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)
7311 -01		中央政府集合的消費支出
7321 -01		中央政府集合的消費支出(社会資本等減耗分)
	2631 -012	鋳鋼
	3015 -021	鋳造装置
3015 -02		鋳造装置・プラスチック加工機械

列コード	行コード	部門名
2631 -01		鋳鍛鋼
2631 -02	2631 -021	鋳鉄管
	2631 -031	鋳鉄品
2631 -03		鋳鉄品及び鍛工品(鉄)
7711 -00		調整項
1117 -05	1117 -051	調味料
	9111 -000	賃金・俸給
<つ>		
5919 -09	5919 -099	その他の通信サービス
	1519 -091	網・網
<て>		
	2612 -011P	鉄屑
2699 -01	2699 -011	鉄鋼シャースリット業
2699 -09	2699 -099	その他の鉄鋼製品
	0611 -011	鉄鉱石
5712 -01	5712 -011	鉄道貨物輸送
4191 -01	4191 -011	鉄道軌道建設
3591 -01	3591 -011	鉄道車両
3591 -10	3591 -101	鉄道車両修理
5711 -01	5711 -011	鉄道旅客輸送
	6621 -011	テレビ・ラジオ広告
	2041 -023	テレフタル酸(高純度)
3411 -02	3411 -021	電気音響機器
3399 -09	3399 -099	その他の電気機械器具
3332 -01	3332 -011	電気計測器
3399 -02	3399 -021	電気照明器具
5911 -09	5911 -099	その他の電気通信
3412 -09	3412 -099	その他の電気通信機器
4191 -03	4191 -031	電気通信施設建設
3399 -01	3399 -011	電球類
3331 -01	3331 -011	電子応用装置
3299 -02	3299 -021	電子回路
3211 -01	3211 -011	電子管
	6611 -013	電子計算機・同関連機器賃貸業
3421 -03	3421 -031	電子計算機附属装置
3421 -02	3421 -021	電子計算機本体(パソコンを除く。)
3299 -09	3299 -099	その他の電子部品
2721 -01	2721 -011	電線・ケーブル
3399 -03	3399 -031	電池
	3311 -012	電動機
	0621 -013	天然ガス
1117 -02	1117 -021	でん粉
4191 -02	4191 -021	電力施設建設
<と>		
2711 -01	2711 -011	銅
2531 -01		陶磁器
1117 -04		動植物油脂
	1117 -042	動物油脂
	2111 -013	灯油
	2919 -091	動力伝導装置
5722 -01	5722 -011	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)
4131 -01	4131 -011	道路関係公共事業
5789 -01	5789 -011	道路輸送施設提供
	2622 -012	特殊鋼鋼管
	2621 -016	特殊鋼熱間圧延鋼材
	2623 -012	特殊鋼冷間仕上鋼材
0153 -01	0153 -011	特用林産物(狩猟業を含む。)
3919 -02	3919 -021	時計
1633 -02	1633 -021	塗工紙・建設用加工紙
4621 -01	4621 -011	都市ガス
	1111 -015	と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)
4191 -09	4191 -099	その他の土木建設
6699 -02	6699 -021	土木建築サービス
3521 -01	3521 -011	トラック・バス・その他の自動車
	1111 -013	鶏肉
2082 -01	2082 -011	塗料
<な>		
0172 -01		内水面漁業
	0172 -001	内水面漁業・養殖業
0172 -02		内水面養殖業
7000 -00	7000 -000	内生部門計

列コード	行コード	部門名
3311 -05	3311 -051	内燃機関電装品
	2111 -017	ナフサ
	0116 -092	生ゴム(輸入)
2521 -02	2521 -021	生コンクリート
2711 -02	2711 -021	鉛・亜鉛(再生を含む。)
<に>		
1112 -01	1112 -011	肉加工品
0121 -05	0121 -051	肉鶏
0121 -02	0121 -021	肉用牛
	2041 -013	二塩化エチレン
	2531 -013	日用陶磁器
1513 -01	1513 -011	ニット生地
1521 -02	1521 -021	ニット製衣服
	1112 -032	乳製品
3522 -01	3522 -011	二輪自動車
<ね>		
2051 -02		熱可塑性樹脂
2621 -01		熱間圧延鋼材
4622 -01	4622 -011	熱供給業
2051 -01	2051 -011	熱硬化性樹脂
1113 -04	1113 -041	ねり製品
<の>		
0131 -02	0131 -021	農業サービス(獣医業を除く。)
3011 -01	3011 -011	農業用機械
1116 -01	1116 -011	農産びん・かん詰
1116 -02	1116 -021	農産保存食料品(びん・かん詰を除く。)
2084 -01	2084 -011	農薬
4131 -03	4131 -031	農林関係公共事業
<は>		
3421 -01	3421 -011	パーソナルコンピュータ
	2899 -031	配管工事附属品
2899 -03		配管工事附属品・粉末や金製品・道具類
4811 -01	4811 -011	廃棄物処理(公営)★★
4811 -02	4811 -021	廃棄物処理(産業)
3311 -04	3311 -041	配線器具
5721 -02	5721 -021	ハイヤー・タクシー
3541 -03	3541 -031	船用内燃機関
5721 -01	5721 -011	バス
	0116 -091	葉たばこ
	3311 -011	発電機器
	2899 -033	刃物・道具類
1631 -01	1631 -011	パルプ
1649 -09	1649 -099	その他のパルプ・紙・紙加工品
	3014 -013	パルプ装置・製紙機械
	0112 -012	ばれいしょ
7611 -02		半製品・仕掛品在庫純増
3017 -01	3017 -011	半導体製造装置
3211 -02	3211 -021	半導体素子
2919 -09		その他のはん用機械
	2919 -099	他に分類されないはん用機械
1115 -02	1115 -021	パン類
<ひ>		
	2111 -016	B重油・C重油
1121 -02	1121 -021	ビール類
2721 -02	2721 -021	光ファイバケーブル
4112 -02	4112 -021	非住宅建築(非木造)
4112 -01	4112 -011	非住宅建築(木造)
0116 -09		その他の非食用耕種作物
	0116 -099	他に分類されない非食用耕種作物
3919 -04	3919 -041	筆記具・文具
3411 -01	3411 -011	ビデオ機器・デジタルカメラ
	2712 -011P	非鉄金属屑
	0611 -012	非鉄金属鉱物
2711 -09	2711 -099	その他の非鉄金属地金
2729 -09	2729 -099	その他の非鉄金属製品
2729 -03	2729 -031	非鉄金属素形材
6731 -03	6731 -031	美容業
<ふ>		
2611 -02	2611 -021	フェロアロイ
3116 -01	3116 -011	武器
3111 -01	3111 -011	複写機

列コード	行コード	部門名
0121 -03	7111 -003	福利厚生費
	0121 -031	豚
	1111 -012	豚肉
	2621 -011	普通鋼形鋼
	2622 -011	普通鋼鋼管
	2621 -013	普通鋼鋼帯
	2621 -012	普通鋼鋼板
	2621 -014	普通鋼小棒
	2621 -015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材
	2623 -011	普通鋼冷間仕上鋼材
	6611 -01	物品賃貸業(貸自動車を除く。)
	5511 -01	5511 -011 不動産仲介・管理業
	5511 -02	5511 -021 不動産賃貸業
1117 -03	1117 -031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖
	2211 -012	プラスチック板・管・棒
	3015 -022	プラスチック加工機械
2211 -01	2211 -017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品
		プラスチック製品
	2211 -019	その他のプラスチック製品
	2211 -016	プラスチック製容器
	2211 -013	プラスチック発泡製品
	2211 -011	プラスチックフィルム・シート
	2031 -012	プロピレン
2899 -032	粉末や金製品	
6911 -00	6911 -000	分類不明
<へ>		
2919 -01	2919 -011	ベアリング
3311 -02	3311 -021	変圧器・変成器
<ほ>		
2911 -01	2911 -011	ボイラ
1511 -01	1511 -011	紡績糸
	3014 -015	包装・荷造機械
6699 -01	6699 -011	法務・財務・会計サービス
6421 -01	6421 -011	保健衛生(国公立)★★
6421 -02	6421 -021	保健衛生(産業)
2121 -02	2121 -021	舗装材料
	2051 -022	ポリエチレン(高密度)
	2051 -021	ポリエチレン(低密度)
	2051 -023	ポリスチレン
	2051 -024	ポリプロピレン
2899 -01	2899 -011	ボルト・ナット・リベット・スプリング
2912 -01	2912 -011	ポンプ・圧縮機
<ま>		
0112 -02		豆類
	0112 -029	その他の豆類
<み>		
	5311 -014	民間金融(手数料)
	5311 -012	民間金融(FISIM)
5921 -02	5921 -021	民間放送
3321 -01	3321 -011	民生用エアコンディショナ
3321 -02	3321 -021	民生用電気機器(エアコンを除く。)
<む>		
2029 -09	2029 -099	その他の無機化学工業製品
2029 -01		無機顔料
	2029 -019	その他の無機顔料
0111 -02		麦類
3412 -03	3412 -031	無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)
<め>		
2049 -01	2049 -011	メタン誘導品
2623 -02	2623 -021	めっき鋼材
1512 -01	1512 -011	綿・スフ織物(合繊短繊維織物を含む。)
	0116 -093	綿花(輸入)
1115 -01	1115 -011	めん類
<も>		
	3014 -012	木材加工機械
1611 -03	1611 -031	木材チップ
1621 -01	1621 -011	木製家具
1621 -03	1621 -031	木製建具
1619 -09		その他の木製品
	1619 -099	他に分類されない木製品

列コード	行コード	部門名
<や>		
0113 -02	0113 -001	野菜
		野菜(施設)
		野菜(露地)
<ゆ>		
2049 -09	2049 -099	その他の有機化学工業製品
1131 -02	1131 -021	有機質肥料(別掲を除く。)
6741 -05	6741 -051	遊戯場
3412 -01	3412 -011	有線電気通信機器
5921 -03	5921 -031	有線放送
5791 -01	5791 -011	郵便・信書便
	2081 -011	油脂加工製品
2081 -01		油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤
8012 -00		輸出(直接購入)
8011 -02		輸出(特殊貿易)
8011 -01		輸出(普通貿易)
8100 -00		輸出計
3599 -09		その他の輸送機械
	3599 -099	他に分類されない輸送機械
8412 -00		(控除)輸入(直接購入)
8411 -02		(控除)輸入(特殊貿易)
8411 -01		(控除)輸入(普通貿易)
8700 -00		(控除)輸入計
8611 -00		(控除)輸入品商品税
	0115 -092	油糧作物
<よ>		
2599 -09	2599 -099	その他の窯業・土石製品
	0639 -092	窯業原料鉱物(石灰石を除く。)
1632 -01	1632 -011	洋紙・和紙
	0121 -091	羊毛
6731 -04	6731 -041	浴場業
<ら>		
0121 -01		酪農
	0121 -019	その他の酪農生産物
1112 -03		酪農品
3411 -03	3411 -031	ラジオ・テレビ受信機
<り>		
7611 -03		流通在庫純増
6731 -02	6731 -021	理容業
5789 -09	5789 -099	旅行・その他の運輸附帯サービス
	0114 -012	りんご
<れ>		
2623 -01		冷間仕上鋼材
2914 -01	2914 -011	冷凍機・温湿調整装置
1113 -01	1113 -011	冷凍魚介類
1119 -01	1119 -011	冷凍調理食品
2061 -01	2061 -011	レーヨン・アセテート
1119 -02	1119 -021	レトルト食品
<ろ>		
6699 -03	6699 -031	労働者派遣サービス
3019 -03	3019 -031	ロボット

(注) 部門名が「その他の・・・」、「他に分類されない・・・」及び「(控除)・・・」であるものについては、それぞれ「その他の」、「他に分類されない」、「(控除)」以下に続く名称で配列した。

[参考2]

部門分類(統合大分類)と各種合計欄の対応関係

取引基本表の表章上、様々な合計欄を設けているが、その対象範囲は、それぞれ異なる。そこで、本表では、生産者価格評価表における部門分類(統合大分類)と各種合計欄の対応関係を示す(表中の2桁の数値は、統合大分類の分類コードである。)

統合大分類	各種合計欄とその範囲					
01 農林水産業 ・ ・ 69 分類不明	70 内生部門計	79 国内需要合計	70 内生部門計	83 需要合計	70 内生部門計	97 国内生産額
71 家計外消費支出 72 民間消費支出 73 一般政府消費支出 74 国内総固定資本形成(公的) 75 国内総固定資本形成(民間) 76 在庫純増 77 調整項	78 国内最終需要計		82 最終需要計		88 最終需要部門計	
80 輸出	81 輸出計					
84 (控除)輸入 85 (控除)関税 86 (控除)輸入品商品税	87 (控除)輸入計					

(注) 「調整項」は、輸出品の国内における取引過程で課せられた消費税の還付分を計上するための部門であるが、平成17年表までは、輸出に関する部門という観点から、「輸出計」に含めていた。しかし、あくまで国内取引に関する金額を計上する部門であることを踏まえ、平成23年表においては、「国内需要合計」に含むこととした(第1部第3章別表3の項目28を参照)。

【参考3】

東日本大震災に伴う事案の平成23年表上の取扱いについて

東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害をいう。以下「震災」という。)に伴い、様々な事案が発生したが、それらが、平成23年表上、どのような取扱いになるのかについて、概念上の整理をまとめたのが本資料である。

詳細は、以下の表のとおりであるが、各事案の取扱いについては、おおむね、次のような区分が可能である。

- ① 通常の推計方法どおりに取扱い、特別の処理が不要と考えられるもの
- ② 概念上の整理はできるものの、データが存在しないなどの制約により、推計が困難であるもの
- ③ 概念上の整理はできるものの、推計に用いるデータの中に、震災に起因する活動とそうでない活動が混在し、分離することが困難であるため、結果として、一括して推計されると考えられるもの
- ④ 産業連関表の対象とならないもの

ただし、以下の表に示す取扱いは、実際の推計作業を開始する前段階における概念上の整理であり、今後、推計を行う段階で修正が加わる場合があり得る。したがって、本資料は、震災により発生した事案の産業連関表上の取扱いに関する一つの考え方と理解していただきたい。

事 案		平成23年表における概念上の整理	留意事項
被災者に対する物的支援	義援金	【1】義援金については、国内で集められたものか、海外で集められたものかを問わず、「移転」として扱われ、産業連関表には計上しない。	
	国内で生産された財の提供	政府(中央・地方)が購入した財を被災世帯に提供した活動	左のとおり、概念上は整理できるとしても、被災世帯に提供した物資の購入と、通常の物資の購入とは、データとして一つになっており、分離して推計することは困難と考えられる。 したがって、実際の推計に当たっては、「事案」欄記載の活動に係る金額を個別に推計して上乗せするのではなく、通常の推計の中に、これらの金額も含まれていると考えられる。
		対家計民間非営利団体が購入した財を被災世帯に提供した活動	
		世帯が購入した財を被災世帯に提供した活動	【3】については、各財の行部門から直接、[列]対家計民間非営利団体消費支出の交点に計上する選択肢もあると思われるが、従前の[列]対家計民間非営利団体消費支出には、学校給食(私立)を除き、財の産出が見られない。
		企業が自ら生産した財を被災世帯に提供した活動	【4】当該世帯が購入した時点において、各財の行部門と[列]家計消費支出との交点に計上する。 【5】実際の取引はないものの、産業連関表上、在庫の移動について計上する必要性から、各財の行と[列]家計消費支出との交点に計上する。
	海外で生産された財の提供	【6】例えば、在日米軍などの外国の機関が、海外で生産された物資を被災世帯に直接提供した場合については、取引の結果として、日本国内に持ち込まれたものではないことから、産業連関表には計上しない。 【7】国内企業が通常の手続で輸入した物資を被災地に提供した場合については、貿易統計でカウントされていることから「普通貿易(輸入)」に計上するとともに、上記【5】と同様、家計消費支出にも計上する。	【7】について、被災地に提供することを目的とした輸入と、通常の輸入とは、ともに貿易統計の中に混在しており、分離して推計することは困難と考えられる。また、輸入した企業から被災世帯への産出についても、【5】と同様、實際上、推計することは困難と考えられる。
災害救助活動	自衛隊や警察、消防等による災害救助活動	【8】「公務」に関する一般的な取扱いと同様とする。 具体的には、当該活動に要した費用を[列]公務に計上した上で、集積的消費支出に産出する。	
	海外のレスキュー隊による災害救助活動	【9】レスキュー隊については、外国の軍隊や外国の在日公館のように「国外」とは扱われないことから、国内で食事や給油などの消費活動が行われた場合、概念上は「輸出」と考えられる。さらに、個人消費ではなく、業務上の消費であることから、「輸出(特殊貿易)」に該当すると考えられる。	どのような財・サービスの購入があったのかデータがないと考えられ、實際上、推計は困難と考えられる。

事 案		平成23年表における概念上の整理	留意事項
自己負担を猶予又は免除された医療費		<p>【10】「医療」に関する一般的な取扱いと同様、医療制度上の負担金額に従って推計する。「医療制度上の負担」とは、医療保険制度及び公費負担医療の範囲の負担をさすものとする。したがって、災害救助法に基づく医療支援関連の経費は、「医療制度上の負担」としては扱わず、保険外診療として、〔行〕医療と家計消費支出との交点に計上する(実際の政府負担分は、移転として扱い、産業連関表には計上しない。)</p>	<p>災害関連の政府支出について、基本的に集会的消費支出という整理に当てはめれば、〔行〕医療と〔列〕公務との交点に計上した上で、当該金額を〔行〕公務から集会的消費支出に産出するという選択肢もあると考えられるが、医療関連の政府負担について個別的支出として扱われていることなどを踏まえ、現時点では、左欄のように考えているところ。</p> <p>被災者の医療費の一部負担金の猶予、免除について、「国民健康保険法第44条第1項第2号の規定に基づき行う」旨の通知(注)が出されているが、このように国民健康保険法の規定に基づき、一部負担金の支払いを免除している場合は、「医療制度上」の範囲に含むこととし、制度上の負担金額に従って計上する。</p> <p>(注)平成23年6月21日付け保国発0621第1号、厚生労働省保険局国民健康保険課長発、都道府県民生主管部(局)長及び国民健康保険主管課(部)長あて『『東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて』の一部改正について』</p>
埋葬費の扱いについて (埋葬費については、家計が支出した後、申出により政府が補填する場合(→【11】)と、政府が直接支出する場合(→【12】)がある。)		<p>【11】家計が、事業者を支払った金額を、〔行〕冠婚葬祭業と〔列〕家計消費支出との交点に計上する。 なお、その後、政府が補填した分は、移転として産業連関表には計上しない。</p> <p>【12】政府が、事業者に直接支出した分については、〔行〕冠婚葬祭業と〔列〕公務との交点に計上した上で、当該金額を、〔行〕公務から集会的消費支出に産出する。</p>	<p>埋葬費は、健康保険の「葬祭費」等の既存の例があるとおり、制度として政府の負担とされているものではなく、申請に基づき、家計の支払いに対して補助しているだけなので、【11】において、政府から家計に補填されるものは、移転として処理し、産業連関表には計上しない。</p>
公費による借り上げ	ホテル	【13】政府が借り上げた金額を、〔行〕宿泊業と〔列〕公務との交点に計上した上で、当該金額を、〔行〕公務から集会的消費支出に産出する。	<p>従前、〔行〕宿泊業や〔行〕住宅賃貸料から〔列〕公務への産出はなく、集会的支出に産出するためには、公務を経由する必要があると考えられる。</p>
	民間賃貸住宅	【14】政府が借り上げた金額を、〔行〕住宅賃貸料と〔列〕公務との交点に計上した上で、当該金額を、〔行〕公務から集会的消費支出に産出する。	
低利融資について	<p>政府の利子補給などを前提として金融機関が金利を引き下げの場合</p> <p>被災地の地元の地方銀行などが、自発的に金利を引き下げの場合</p> <p>低利での調達を前提として、金融機関が金利を引き下げの場合</p>	【15】「金融」に関する一般的な取扱いと同様とする。	<p>年の途中における利率変動や、売買における「値下げ」について、産業連関表上、特別な取扱いをしないことと同様、引き下げられた金利分を擬制的に上積みするなどの対応を行う必要はないと考えられる。</p>
仮設住宅や仮庁舎の建設		<p>【16】「仮設」という位置付けであっても、実態として1年を超えて利用できるものであることから、建設に関する一般的な取扱いと同様とする。 したがって、統合中分類「建築」内の各列部門に費用を計上した上で、全額を国内総固定資本形成に産出する。</p>	
市町村外に移転している市役所の機能		【17】庁舎が、当該市町村域外に移転している場合であっても、本来の市町村域内に所在しているものとして取り扱う。	<p>地方公共団体において出先機関(東京事務所等)を地域外に設置している事例があるが、現行の地域表において公務部門の移出入は計上されていない。 これは、全国表において、「国内概念」の下、在外公館も国内扱いとされていることと同様、「域内概念」により整理できると考えられる。</p>
インフラ関連	ライフライン(道路、鉄道、電力・ガス・水道、通信網等)復旧に向けた需要の増加	<p>【18】当該活動のきっかけは震災であるが、活動内容としては、一般的なライフライン敷設と同様であると考えられる。 したがって、建設の各列部門に費用を計上した上で、全額を国内総固定資本形成に産出する。</p>	
	電力の供給制約に伴う工場稼働率の低下による生産規模の縮小等	<p>【19】一般的な取扱いと同様とする。 つまり、工場稼働率の低下によって生産されなかったもの(震災がなければ生産されたはずのもの)について、別途推計し、調整(上乘せ)することはしない。</p>	<p>産業連関表は、1年間に実際に行われた生産活動や取引金額を計上するものであり、生産規模の縮小による生産額の減少分について、仮想的な推計をして上乘せする必要はないと考えられる。</p>

事 案	平成23年表における概念上の整理	留意事項
津波被災農地の復旧	【20】当該活動のきっかけは震災であるが、活動内容としては、一般的な農地改良と同様であると 考えられる。 したがって、復旧に要した費用を〔列〕農林関係公共事業に計上した上で、全額を国内総固定 資本形成に産出する。	
港湾、漁港の復旧	【21】当該活動のきっかけは震災であるが、活動内容としては、一般的な港湾・漁港の復旧と同 様であると考えられる。 したがって、復旧に要した費用を〔列〕河川・下水道・その他の公共事業に計上した上で、全額 を国内総固定資本形成に産出する。	
インフラ整備の進捗状況に応じて発生 する新たな住宅・建築物需要	【22】一般的な住宅・建築需要の増加と同じ取扱いとする。	
震災に伴うストック(建築物や社会基盤 施設など)の被害による資産減少	【23】粗付加価値部門の「資本減耗引当」には、資本偶発損に関する費用も計上されている。し かし、これは、統計的に一定の頻度で予測される事故や災害に伴う損失に対するものであり、震 災のような稀な大災害に対する損失は、産業連関表の対象となっていない。 (国民経済計算においても、フローではなく、ストックの調整勘定中で「その他の資産量変動」とし て計上されている。	
生産物(農畜産物、工業 生産物等)が受けた被害	【24】既存の在庫部門に、概念上、「事案」欄に掲げるものについても含まれ得るものとする。 主に放射能汚染に伴って出荷後、自 主回収された農畜産物等 出荷停止措置又は風評被害により、出 荷もされないままに自主廃棄された農 畜産物等 被災した工場の生産物のうち、原材料 を投入して生産は行ったものの、出荷 前に破損・流出してしまったもの	「所在不明在庫」等の部門を設け、震災を原因とする生産物の減失等 を明確にすることを検討したが、震災によって失われた又は流通しな かった生産物の数量・金額について把握できる統計がほとんどない状況 から単独の部門を設けることは見送ることとした。 そのため、左記のとおり、概念上、既存の在庫部門に含まれるものと思 えるが、多くの仮定の元に推計せざるをえない。特に、農畜産物等のう ち、従来在庫を計上していないものについては、実際の推計は困難であ る。
被災地域における一時的 な人の出入りに伴う影響	【25】実際に報酬が発生していないことから、産業連関表には計上しない。	
復旧作業に参加したボランティア活動 (無償労働)の評価と取扱い	【26】復旧作業に参加したボランティアによって、被災地での消費が一次的に増加する一方、当 該ボランティアの本来の居住地での消費は、その分、減少すると考えられるが、当該ボランティア は基本的に国内居住者と考えられる。 したがって、被災地で消費されるか、本来の居住地(国内の他地域)で消費されるかの違いに 過ぎず、全国表においては、特段の調整は必要ないと考えられる。	被災地における一時的な消費の増加について、地域表において疑義 が生じることが想定される。 しかし、取引の実態を表章する産業連関表にあつて、被災地の消費が 増加していれば、その実態を表章すべきであり、ボランティアがもたら したと考えられる消費増について、他の消費と別異に扱う必要はないと考 える。 一方で、特定の地域の人だけが大量して被災地に赴くわけではないと 考えられることから、被災地に赴いたボランティアそれぞれの居住地の消 費減は、特段の取扱いを考えるほどの大きさにはならないのではないかと 考えられる。
一時避難によって域外に人が流出した ことによる消費減	【27】人口流出した地域で消費の減少が発生する一方で、人口流入した地域の消費は増加して いると考えられるが、移転先は、基本的に国内と考えられる。 したがって、被災地で消費されるか、避難先(国内の他地域)で消費されるかの違いに過ぎず、 全国表においては、特段の調整は必要ないと考えられる。	県外避難による被災地の消費の減少について、地域表において疑義 が生じることが想定される。 しかし、取引の実態を表章する産業連関表にあつて、域外への人口流 出に伴い消費が減少していれば、その実態を表章すべきであり、震災に より失われた消費について増額調整など、特別な扱いを行う必要はない と考えられる。 これは、域外避難により当該地域の雇用も失われ、雇用者報酬等の粗 付加価値部分も縮んでいることとのバランスを確保する観点からもいえ る。
住宅サービス	【28】倒壊した住宅(持ち家)については、住宅サービスを提供することができないため、帰属家 賃は計上しない。	
立入禁止区域に所在する住宅に関す る住宅サービス	【29】立入禁止区域に所在する住宅(持ち家)は、住宅サービスを提供することができないため、 帰属家賃を計上しない。	

事 案	平成23年表における概念上の整理	留意事項
仮設住宅の住宅サービス	<p>【30】仮設住宅については、家賃0円の賃貸住宅と考え、提供するサービスについては、概念上、「住宅賃貸料」に含まれるものとする(賃貸住宅として扱うことから、帰属家賃の対象とはならない。)</p> <p>ただし、賃料が0円であること、建設間もないことから建築補修も考えにくいことから、実際には金額は計上されないものと考えられる。</p> <p>なお、資本減耗引当分については、資本減耗引当の推計の基礎となる国民経済計算の固定資本減耗において、恒久棚卸法により推計されるストック統計と整合的な形で推計されることとなっている。そのため、平成23年中に生じた仮設住宅などの新設投資についての減耗分は、23年ではなく、24年以降の固定資本減耗に反映されることとなる。このような取扱い上の結果として、平成23年表にも計上されない予定である。</p>	
がれきの撤去作業	<p>【31】がれきの撤去に要した経費を、〔行〕廃棄物処理と〔列〕公務との交点に計上した上で、当該金額を、〔行〕公務から集会的消費支出に産出する。</p>	左のとおり、概念上は整理できるとしても、廃棄物処理や建物サービスを行う企業・事業所の活動として得られるデータの中には、震災に起因するものとそうでないものが混在し、分離して推計することは困難であると
除染活動	<p>【32】政府が民間事業者に委託した場合には、〔行〕廃棄物処理又は〔行〕建物サービス業と〔列〕公務との交点に計上した上で、当該金額を、〔行〕公務から集会的消費支出に産出</p> <p>【33】家計が独自に発注した場合には、家計が支払った金額を、〔行〕廃棄物処理(産業)又は〔行〕建物サービス業と家計消費支出の交点に計上する。</p>	考えられる。 したがって、実際の推計に当たっては、「事案」欄記載の活動に係る金額を個別に推計して上乗せするのではなく、通常の推計の中に、これらの金額も含まれていると考えられる。
放射線量の測定	<p>【34】政府が民間事業者に委託した場合には、〔行〕その他の対事業所サービス(産業分類上は、環境計量証明業)と〔列〕公務との交点に計上した上で、当該金額を、〔行〕公務から集会的消費支出に産出する。</p> <p>【35】家計が独自に発注した場合には、家計が支払った金額を、〔行〕その他の対事業所サービスと家計消費支出の交点に計上する。</p>	
放射線量計測機器の購入	<p>【36】政府が購入した場合には、政府が支払った金額を〔行〕電気計測器と国内総固定資本形成(公的)との交点に計上する。</p> <p>【37】家計が独自に購入した場合には、家計が支払った金額を、〔行〕電気計測器と家計消費支出との交点に計上する。</p>	国内総固定資本形成(公的)については、集会的消費支出と異なり、従前から、★が付かない部門から直接産出されていることから、公務を経由することなく、直接産出する。
保険の生産額推計	<p>【38】通常どおり、次の式により国内生産額を推計する。 〔国内生産額＝(受取保険料＋資産運用益)－(支払保険金＋準備金純増)〕</p>	
損害保険の支払い	<p>【39】東日本大震災に伴い、地震保険等で多額の保険金支払があったところであるが、各保険者は、再保険及び異常危険準備金の取崩し等により、保険金の支払いを賄っている。 そのため、 〔国内生産額＝(受取保険料＋資産運用益)－(支払保険金＋準備金純増)〕 (ただし、再保険及び異常危険準備金の取崩しを含む。) として、国内生産額を推計する。</p>	〔参考:国民経済計算での取扱い〕 震災に伴う地震保険金(各種特約等も含む)については、その額が多額となっており、各保険者は、再保険及び自己資本(異常危険準備金)の取崩し等により、保険金の支払いを賄っている。こうした大災害に伴う多額の保険金については、国民経済計算の新たな国際基準(2008SNA)では資本移転として記録することとされており、その考え方を取り入れ、震災による地震保険金については、その額を金融機関の支払保険金(支払準備金を含む)から控除し、同額を金融機関から保険契約者たる各制度部門への資本移転として記録する。なお、当該資本移転の受払いの記録時点については、発生主義に基づき、平成22年度とする。
政府や東電等による各種補償	<p>【40】各種補償は、「移転」と考えられることから、産業連関表では計上しない。</p>	

付 録

第1章 取引基本表の基礎理論

我が国の産業連関表は、各府省庁の共同事業として作成された2回目の産業連関表である昭和35年表において、国民所得統計との整合性や日本標準産業分類及び国際標準産業分類に準拠した部門分類の採用などが図られ、これにより、我が国における産業連関表の枠組みが形成された。その後は、付録第3章「我が国における産業連関表作成事業の沿革」に記載したとおり、それぞれの作成時点における生産活動の実態や経済状況を踏まえつつ、SNAや最新の産業分類との整合性等も勘案しながら、逐次、改善が進められている。

今回作成する平成23年表の作成基本フレーム及び基本方針で示された課題の検討結果については、それぞれ第1部第2章及び第3章に記載したとおりであるが、本章では、産業連関表として作成する各種統計表の中核であり、かつ、統計法上の「基幹統計」としての指定範囲である「取引基本表」に関する基礎的な理論について、第1部第2章の構成に沿って、その詳細を説明する。したがって、以下の説明においても、特に「産業連関表」という表記が必要な場合を除き、「取引基本表」と表記する。

1 対象期間

取引基本表に記録する生産活動や取引の対象期間は、通常、1月から12月までの1年間（暦年）である。

我が国の取引基本表では、各府省庁の共同事業として作成を開始した昭和30年（1955年）表以来、西暦年の末尾が0又は5の年を対象年次にするとともに、当該年の1月から12月までの1年間を対象期間として作成することを原則としてきた。しかし、今回作成する取引基本表については、第1部第2章1(1)及び第3章5(1)記載のとおり、例外的に、平成23年（2011年）の1年間を対象期間として作成する。

2 地域的範囲

(1) 国内概念と国民概念

取引基本表を作成する上での地域的範囲のとりえ方としては、「国内概念」及び「国民概念」の二つがある。

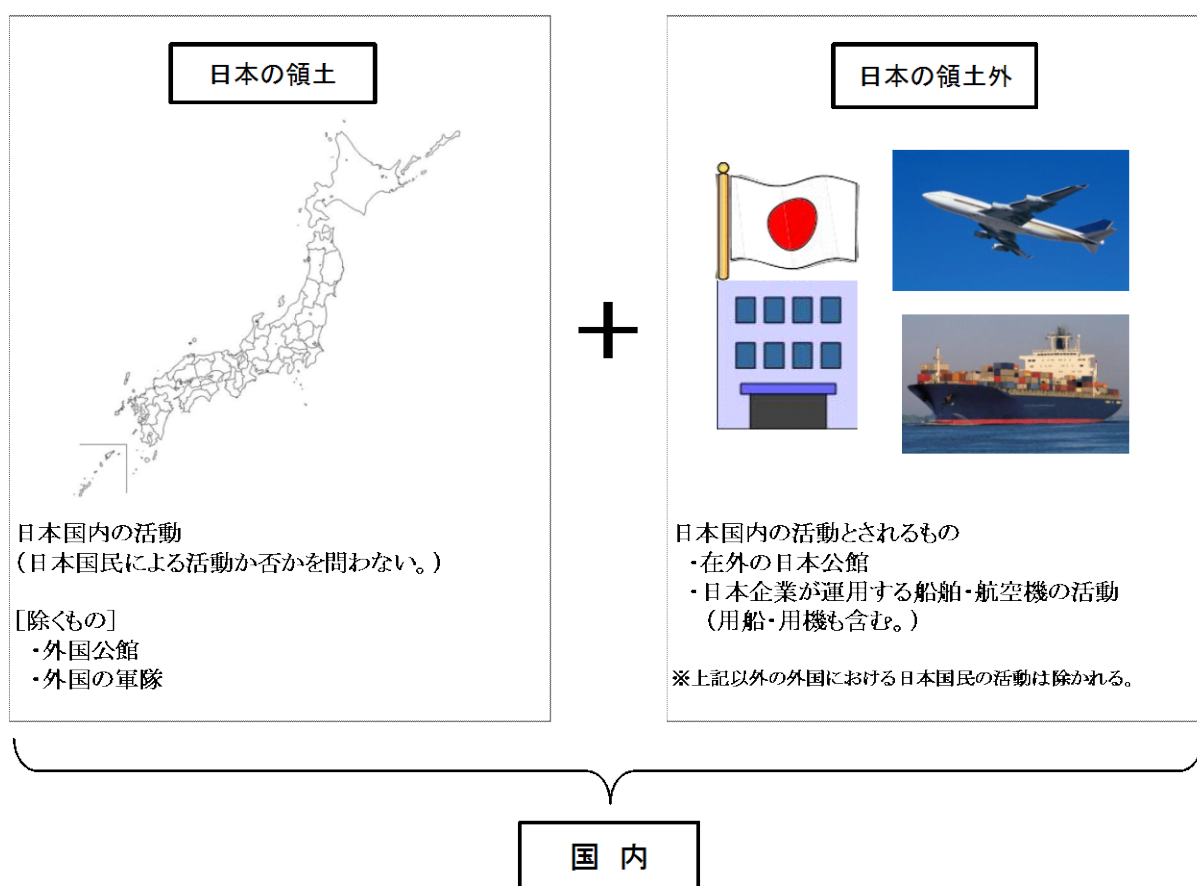
国内概念とは、「ある国の領土から当該国に所在する外国政府の公館、軍隊等を除いたものに、領土外に所在する当該国の公館、軍隊等を加えたもの」を範囲とする考え方である。例えば、我が国の領土内で行われた外国企業の活動は含まれるが、我が国の企業が外国の領土内で行った活動は除かれる。また、我が国の在外公館が行う活動は含まれるが、我が国に所在する外国政府の公館や米国の軍隊等の活動は含まれない（図4-1-1を参照）。

これに対して国民概念とは、当該国の居住者を対象とする概念であり、「居住者」とは、当該国において、長期間、相当規模の経済活動に携わる者をいう。例えば、国内に居住している自国民や、国内に長期間居住している外国人、国内で活動している自国の企業・機関や外国籍の企業・機関は居住者である。また、海外に短期間滞在している自国民も居住者である。一方で、留学や治療目的等で国内に滞在している外国人は、利害の中心が滞在国ではなく、母国にあると考えられることから、居住者に含まれない。

(2) 我が国の取引基本表での扱い

我が国の取引基本表では、従前から、原則として国内概念を採用し、日本国内で行われた生産活動や取引を記録の対象としている。ただし、「家計消費支出」のみは、「国民概念」で表章した上で、居住者家計による海外市場における消費を「(控除) 輸入 (直接購入)」、非居住者家計による国内市場における消費を「輸出 (直接購入)」として計上しており、これにより、国内概念に変換することを可能としている(「家計消費支出」の扱いの詳細については、第3部第2章第2節の「家計消費支出」を参照)。

図4-1-1 取引基本表における国内の範囲



3 記録の時点

(1) 発生主義と現金主義

取引基本表が対象とする生産活動や取引の記録時点の考え方としては、「発生主義 (accrual basis)」及び「現金主義 (cash basis)」の二つがある。

発生主義とは、これら生産活動や取引が実際に行われた時点で記録することをいう。

これに対して、現金主義とは、所得の受取や支払が行われた時点で記録することをいう。

生産活動や取引に伴う所得の発生と分配、支払までの経済の流れには、通常、タイムラグが生じるため、現金主義で記録した場合、取引基本表の二面等価 (粗付加価値部門の合計と最終需要部門 (輸入を控除) の合計が一致すること) は成立しない。しかし、発生主義で記録すると、二面等価は常に維持される。

(2) 我が国の取引基本表での扱い

我が国の取引基本表では、二面等価を維持するために、従前から、原則として発生主義を採用している。具体的な記録の時点は、以下のとおりである。

ア 財・サービスの生産活動や取引

財は、対象年次中に生産されたものが対象になり、サービスは、対象年次中に提供されたものが対象になる。

イ 中間生産物（例えば、原材料）の取引

中間生産物が需要部門（列部門）において現実に消費された時点（中間生産物を投入して生産が行われた時点）をもって取引の時点とし、その時点が対象年次中のものを中間投入額として計上する。^(注4-1-1)

^(注4-1-1) 列部門が、中間生産物を購入してから実際の生産に使用するまでは、「在庫」として扱われる。

ウ 最終需要部門への産出

(ア) 消費支出に関する部門（統合大分類という「家計外消費支出」、「民間消費支出」及び「一般政府消費支出」に該当する部門）への産出については、原則として、売買行為が成立した時点をもって記録の対象とする。取引の対象となった財の引渡しに係る遅延の有無は問わない。

(イ) 「国内総固定資本形成」への産出については、資本財の引渡しが行われた時点をもって記録する。

(ロ) 「在庫純増」への産出については、生産者又は流通業者が、取引の対象となった生産物の所有権を有することとなった時点をもって記録する。

(ハ) 「輸出（普通貿易）」及び「輸入（普通貿易）」については、関税当局の通関許可が行われた時点を基準とする。

エ 生産期間が1年を超える財（長期生産物）

(ア) 最終的な使用者が所有権を得たとみなされる時点まで「在庫純増」の国内生産額に計上する。長期生産物の完成品の国内生産額は、「（完成品の金額）－（前年までの半製品・仕掛品在庫純増の金額）」とする。

(イ) 自己勘定（自家用として使用される財の生産）による資本の生産については、最終的な使用者が所有権を得ているため、仕掛品であっても、対象年次の1年間の進捗量を「国内総固定資本形成」として計上する。ただし、建設物の場合は、所有権の移転が無くとも工事進捗量を「国内総固定資本形成」に計上する。

(ロ) 動植物の育成成長についても自己勘定の考え方は同様であり、資本用役を提供するもの（乳用牛、競走馬、果樹、茶等）については、「国内総固定資本形成」に計上する。また、それ以外の専門的生産者の育成成長分は、「半製品・仕掛品在庫純増」に計上する。

オ 生産期間が1年を超えるサービス

サービスの提供の終了時点をもって国内生産額として計上されるため、在庫は存在しない。

4 金額による評価

取引基本表は、1年間に行われた生産活動や取引の実態を記録したものであるが、これらの大きさを評価するに当たっては、数量による評価と、金額による評価の二通りの方法が考えられる。

財については、それぞれに固有の数量単位がある。したがって、これによって生産活動や取引の大きさを計ることとすれば、価格に係るその時々の変化や地域差による影響が排除され、純粋

に生産技術を媒介とした物量的な産業連関分析が可能となる。一方で、サービスの多くは、固有の数量単位を持たない。また、財であっても、複数の細品目から構成される部門では、同一の行部門に含まれる各品目が、同一の単位を持つとは限らないし、列部門については、投入される原材料等の種類が多様であることから、同一の数量単位で計測することは不可能である。

このため、我が国の取引基本表では、「金額」を共通の尺度として、生産活動や取引の大きさを評価する。なお、取引基本表が、このように金額のみの表示になっていることを補うため、一部の財については、付帯表の一つとして、「物量表」(第2部7(2)を参照)を作成している。

5 部門分類

(1) 部門分類の概念

世の中には、非常に様々な活動が行われているが、これらを取引基本表の中で表章するためには、これら活動を一定の項目に集約する必要がある。これら項目のことを「部門」という。

厳密には(狭義では)、取引基本表の内生部門(「中間需要」及び「中間投入」)を構成する各項目を「部門」、内生部門の分類の体系を「部門分類」と呼ぶ。外生部門(「最終需要」及び「粗付加価値」)が含まれないのは、外生部門が生産活動そのものではないためである。このようなことも踏まえ、取引基本表の大きさは、内生部門の行及び列の部門数をもって表す(後記(4)イを参照)。後記(2)から(4)については、専ら内生部門の部門分類について説明する。

しかし、取引基本表の作成実務上又は利用上、外生部門を構成する各項目についても「部門」と呼び、内生部門及び外生部門の分類の体系全体を「部門分類」と総称する場合が少なくなく(広義)、むしろ、それが一般的でさえある。基本要綱においても、説明の便宜上、広義で用いている場合がある。

なお、取引基本表の作成を受けて作成する各種係数表の中に「最終需要項目別」の誘発額等があるが、この「最終需要項目別」とは、「最終需要の各部門別(消費、投資、輸出など)」という意味である。これは、「部門」という用語を内生部門の項目についてのみ使用し、外生部門の項目には使わないという狭義で使用してきたことの一例である(付録第2章1(4)~(6)を参照)が、従前から使用してきたものであることから、平成23年表においても、統計表のタイトルとしては、引き続き「最終需要項目別」という用語を使用する。

(2) 部門分類の原則

ア 「生産活動単位」に基づく分類

(ア) 我が国の取引基本表において、行部門は、1年間に生産された商品の用途や販路構成を表すことから、原則として商品分類により分類している。一方、列部門は、生産活動ごとの費用構成を表すものであり、原則として「生産活動単位」、いわゆるアクティビティベースにより分類している。^(注4-1-2)

(イ) 生産活動単位とは、具体的には、投入係数によって表される生産技術を意味する。つまり、生産活動単位による分類とは、投入構造の類似性に着目して行う分類方法をいう。

したがって、生産活動単位による分類においては、

- ① 同一の生産技術で生産された同一の商品は、たとえ、どの産業で生産されようとも、同一の部門に格付ける。
- ② 一方で、同一の商品であっても、生産技術が異なれば、別の部門に格付ける(例えば、

火力発電と原子力発電)。

③ 同一事業所内で複数の商品が生産されている場合、生産技術の相違によって複数の部門への割り振りがあり得る。この点は、複数の活動を行っている事業所を、その主たる経済活動によって分類する日本標準産業分類の格付けの考え方とは異なる。

④ 異なる生産技術で生産された異なる商品を、それぞれ別部門に格付けることは言うまでもない。

(ウ) 我が国の取引基本表は、前記(ア)記載のとおり、厳密には、行部門が商品分類、列部門が生産活動単位による分類である。ただ、我が国の取引基本表の部門分類が「産業分類ベースではない」という点を明確にするなどの理由から、「我が国の取引基本表は、原則として、生産活動単位、いわゆるアクティビティベースの分類である」と一括して表現する機会が多い。

(注4-1-2) 一つの商品が一つのアクティビティに対応する部門については、列部門についても商品分類となっている。我が国の取引基本表について、「〔行〕商品×〔列〕アクティビティ(商品)の表」(第1部第2章の5(1)。また、第1部第1章3(1)を参照)とされているのは、このためである。

イ 部門分類の基準

部門の新設や分割、統合、概念・定義・範囲の変更等については、取引基本表の作成の都度、国内生産額の増減、技術変化のほか、時系列比較や国際比較なども勘案して行う。

平成23年表における部門分類の基準については、第2部3(4)イを参照。

ウ 行部門と列部門の対応関係

内生部門の行部門と列部門とは、原則的に、1対1で対応する形で設定される。

しかし、石油精製のように、一つの生産工程から単価も用途も異なる複数の商品が生産されている場合や、産業機械のように、一つの事業所で共通に仕入れた原材料等を消費して単価も機能も異なる複数の商品が生産されている場合には、1つの列部門に対して、行部門が商品ごとに分割される。このようなことから、我が国の基本分類による取引基本表では、内生部門について、行部門の数が列部門の数よりも多い長方形(縦長)の表になっている(統合分類による取引基本表では、行部門と列部門が1対1で対応する正方形の表になっている。後記(4)の表4-1-1を参照)。

なお、電力のように、火力、原子力等の異なる生産設備又は生産工程から同一商品(この場合、電気)を生産している場合もある。このような場合には、逆に、列部門は、生産設備や生産工程により分割され、行部門は1つにまとめられている。

(3) 生産活動主体分類

ア 生産活動主体分類の意味

取引基本表の記録対象となる商品の多くは、「生産に要した費用を回収する価格で、市場で販売することを意図して生産される財・サービス」であり、これら商品の生産・供給主体は専ら「産業」である。しかし、取引基本表では、このほかに、政府機関や非営利団体から供給される次の①又は②に掲げるような財・サービスについても「商品」の一つとして、記録の対象に含まれている。

① コストに見合わない価格又は無償で提供される財・サービス

② 市場において販売されない財・サービス

我が国の取引基本表では、これら様々な商品を「基本分類」（後記(4)アを参照）として分類しているが、基本分類では、商品を、生産構造の相違、つまり、生産活動単位（アクティビティベース）の相違によって分類することが原則とされており（厳密には、行部門は商品、列部門がアクティビティによる分類。前記(2)を参照）、そのままでは、商品の生産・供給主体（つまり、政府機関、非営利団体、産業）の相違についてまで考慮するものとはなっていない。

そこで、昭和50年表からは、国際連合で示されたSNA（当時は68SNA）への対応の一環として、基本分類は、商品の生産・供給主体に着目した「生産活動主体」^(注4-1-3)による分類機能も有するものに改められ、今日に至っている。

具体的には、基本分類の名称末尾に★印を付すことによって、生産活動主体の分類指標とし、これにより、基本分類が、本来の生産活動単位による分類だけでなく、生産活動主体による分類機能をも有するものとしている。

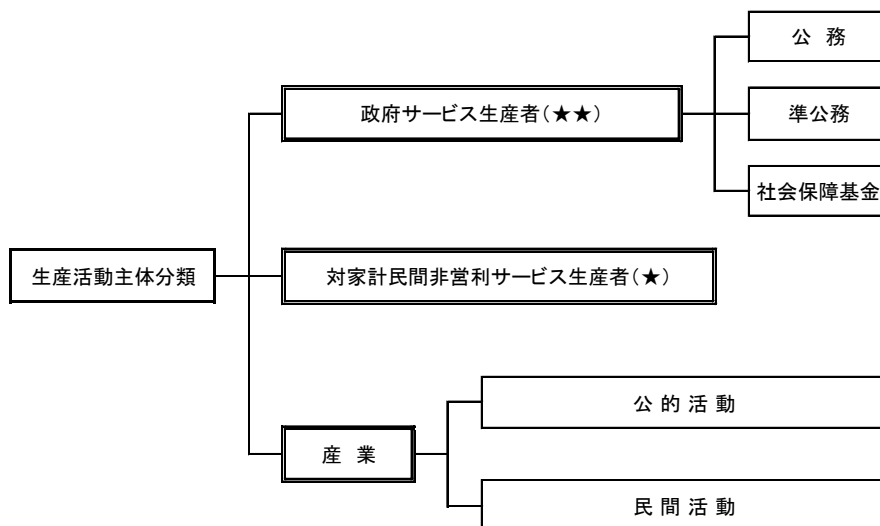
(注4-1-3)「生産活動主体分類」は、SNA上は、「経済活動別分類」と呼ばれるものに相当するが、我が国の取引基本表では、「商品を生産し、提供する主体は誰なのか」という点を明確にする趣旨で、従前から「生産活動主体分類」という用語を使用している。

イ 生産活動主体分類の体系

平成23年表で用いる生産活動主体分類の体系は、**図4-1-2**のとおりであり、次の3つに大きく区分される。

- ① 政府サービス生産者 ⇒ 基本分類の名称末尾に「★★」を付す。
- ② 対家計民間非営利サービス生産者 ⇒ 基本分類の名称末尾に「★」を付す。
- ③ 産業 ⇒ 無印

図4-1-2 生産活動主体分類の体系



このうち、政府サービス生産者については、さらに「公務」、「準公務」及び「社会保障基金」^(注4-1-4)の内訳区分を設けるとともに、産業については、「公的活動」及び「民間活動」の内訳区分を設けている。^(注4-1-5)

また、学校給食については、本来、教育機関が実施するものであるが、実態としては、教

育機関が直接行う場合と給食センター等の外部機関に委託して行う場合がある。しかし、実際にサービスを行う機関で分類すると、推計上、支障が生じるのみならず、利活用上、混乱が生じるおそれがある。そのため、取引基本表では、本来、学校給食を実施すべき機関である教育機関の生産活動主体分類に基づいて区分している（「学校給食（国公立）★★」及び「学校給食（私立）★」）。

以下では、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者及び産業の各区分についての概要を記載する。

なお、平成23年表に係る生産活動主体による分類作業の一環として行った公的部門の格付けに関する基準及び格付け結果の詳細については、第1部第3章別表5のとおりであり、それぞれの区分への格付けに係るチャート表については、同じ別表5の参考のとおりである。

（注4-1-4）政府サービス生産者の内訳区分については、平成17年表まで「公務」及び「準公務」の2区分としていたが、平成23年表においては、93SNAで示された基準による公的部門の格付けの全面的な見直しの結果、新たに「社会保障基金」の区分を加えた（後記ウ(7)を参照）。

（注4-1-5）産業に関する内訳区分については、平成17年表まで「公的企業」及び「民間事業所」としてきたが、一方が「企業」で、もう一方が「事業所」という用語上の不均衡があったこと、また、取引基本表上の扱いとして、企業としての活動であるか、事業所としての活動であるかを問わないことから、平成23年表では、それぞれ「公的活動」、「民間活動」に名称変更した。

ウ 政府サービス生産者

(ア) 「政府サービス生産者」とは、SNAの基準では、次表に掲げる要件を満たすものをいう。

区 分	要 件
「社会保障基金」	① 政府による賦課・支配があること ② 社会全体又は特定の部分をカバーしていること ③ 強制的加入・負担の制度であること
「社会保障基金」以外の 政府サービス生産者	① 社会保障基金に該当しないこと ② 金融機関に該当しないこと ③ 活動内容に市場性がないこと ④ 政府による所有・支配があること

「社会保障基金」とは、従来、「準公務」又は「対家計民間非営利サービス生産者」に含まれていた社会保険事業について、公的部門の格付けの見直しを踏まえ、平成23年表において、新たに設けた区分である（SNAとしては、68SNA以来、設けられていた区分である。）。社会保障基金以外の政府サービス生産者には、行政機関が一般的に行っている活動のほか、独立行政法人や特殊法人等の活動も一部含まれる。

(イ) 「政府サービス生産者」の活動には、便益の享受者や費用徴収の観点から、「集合的サービス」及び「個別的サービス」の2つのサービスが含まれている。

【集合的サービス】防衛、法制度や社会秩序の維持、立法や一般的な行政活動など、社会全体に対するサービスを指す。社会全体に対するサービスであることから、税金や他の政府収入によって賄われる。

【個別的サービス】教育や保健衛生など、国民が個別に便益を享受するサービスを指す。提供されるサービスに応じて、費用の一部が徴収される場合もある。

(ウ) なお、我が国の産業連関表では、分析の用に供するため、SNAには存在しない独自の区分として、社会保障基金以外の「政府サービス生産者」を、さらに、「公務」及び「準公務」に区分している。それぞれの区分の内容及び格付けの考え方は、次のとおりである。

【公務】「産業」に、類似のサービスを提供する部門がなく、政府が直接行う活動又は独立行政法人や特殊法人等の活動によってしか提供されないサービス。

【準公務】原則として、「産業」に、類似のサービスを提供する部門が存在するものの、社会的、公共的サービスの提供という観点から、その価格又は料金が、著しくコストに見合わない水準に設定されているサービスであるため、政府が直接行う活動又は独立行政法人や特殊法人等の活動によって提供されるサービス。

具体的には、保健、教育、文化などの公共サービスで、その価格又は料金が著しくコストに見合わない水準に設定されているものが該当する。

なお、次の①～③に掲げる条件を満たす場合には、「産業」に類似のサービスを提供する部門が存在しない場合でも、「準公務」と格付けることができることとしている。

- ① 投入・産出構造が「公務（中央）」又は「公務（地方）」と著しく異なっていること
- ② 国内生産額が、部門の統合基準である1000億円を下回っていないこと
- ③ 日本標準産業分類において、公務以外に相応の分類が存在すること

エ 対家計民間非営利サービス生産者

「対家計民間非営利サービス生産者」とは、SNAの基準により、次の①～④に掲げる要件を満たすものをいう。具体的には、第1部第3章別表5において「対家計民間非営利サービス生産者」に格付けられているもののほか、私立の教育機関、宗教団体、労働組合、学術・文化団体、政治団体などが該当する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 社会保障基金に該当せず、かつ、金融機関にも該当しないこと② 活動内容に市場性がないこと③ 政府による所有・支配がないこと④ サービスの提供先が専ら家計であること |
|---|

オ 産業

(ア) 総論

「産業」とは、主に、市場で生産コストをカバーする価格で販売することを目的に、財・サービスの生産活動や取引を行うものをいう（93SNAの基準では、売上高が生産費用の50パーセント以上であれば、市場性があるものとしている。）。

このうち、政府が当該活動に係る議決権の半数を保有しているなど、政府による所有又は支配が認められる場合には「公的活動」、そうでない場合には「民間活動」として格付けられる。「公的活動」には、主に、独立行政法人及び特殊法人等の活動や中央政府の特別会計、地方政府の公営事業会計等のうち、金融仲介活動や市場性を有する非金融活動であって、かつ、政府による所有又は支配の関係が存在するものが該当する。

(イ) 前記(ア)のほか、次に掲げるものも、「産業」として扱っている。

- ① 持家等のように一般的に家賃が発生しないと考えられるものについても、賃貸住宅と同様、居住者が家賃を支払っているものとみなして帰属計算を行い、「産業」（「住宅賃貸料（帰属家賃）」）として扱う。（後記10(4)ウを参照）
- ② 農林漁家が、自家消費のために農林水産物を生産する活動も、「産業」として扱う。
- ③ 各種経済団体等については、関連する企業等からの負担金や会費を、当該団体が提供し

たサービスに対する支払ととらえ、「産業」（対企業民間非営利サービス生産者）として扱う。

(4) 部門分類の種類及び分類コード

ア 部門分類の構成

(ア) 我が国の取引基本表を表章する際の部門分類については、第1部第2章4(2)記載のとおり、「基本分類」を最も詳細な分類とし、これを統合した「統合分類」として、

- ・「統合小分類」（分類コードは4桁）
- ・「統合中分類」（分類コードは3桁）
- ・「統合大分類」（分類コードは2桁）

を設けている。また、取引基本表の説明用として、統合大分類をさらに集約した「ひな型」も用いている。

(イ) 投入額及び産出額の推計及び計数調整作業は、基本分類に基づいて行うが、投入額及び産出額を推計する基礎となる国内生産額を推計するため、作業上の更に詳細な分類として「細品目分類」（分類コードは10桁）^(注4-1-6)を設けている。

一般的に、基本分類の部門を細かく分類することにより、精度の高い結果が得られ、また、各部門における投入係数も安定したものになるといわれている。しかし、一方で推計に用いる資料の制約から、一定の精度を確保するためには、分類の詳細化にも限界がある。このような制約を踏まえ、我が国の取引基本表では、表4-1-1のとおり、近年は、行が約500、列が約400の基本分類で作成している（産業別の部門分類数の推移及び府省庁別の担当部門数の推移については、第1部第3章の表1-3-2及び表1-3-3を参照）。

(ウ) 統合分類は、投入係数、逆行列係数等の各種係数を提供し、産業連関分析を可能とするための分類であることから、内生部門は、行・列ともに同じ部門数（行部門と列部門が1対1で対応している。）となっている（付録第2章1(2)注4-2-4を参照）。なお、速報は、作業の進捗、公表の早期化への要望及び一般的な産業連関分析のニーズへの対応を勘案して、従前から、統合中分類、統合大分類及びひな型により作成し、公表している（第1部第2章10①及び第2部8(1)を参照）。

(エ) 前記(ア)及び(イ)記載の分類のほか、付帯表の一つである「屑・副産物発生及び投入表」

（第2部7(3)を参照）において特に用いる部門として「競合部門」という用語がある。「競合部門」とは、屑・副産物の発生及び投入を計上するため、分類コード（7桁）に特殊符号（後記エ記載の「2」～「5」）を付した行部門のことをいう。

「副産物」については、それを主産物とする行部門が存在するが、基本分類の取引基本表上、主産物の産出に係る数値と副産物の発生及び投入に係る数値とを区別して計上するため、主産物に係る行部門の分類コードに特殊符号（後記エ記載の「4」又は「5」）を付した部門（競合部門）を設け、当該部門に計上することとしている。「競合」と呼称するのは、特殊符号の有無についての相違があるものの、主産物と同一の名称の行部門として設けられる（競合している）ことに由来する。後記エの〔参考〕の「2111-018-4 液化石油ガス」及び「2111-018-5 液化石油ガス」が「競合部門」に該当する。

一方、「屑」については、そもそもこれらを主産物とするような部門がないため、「古紙」、「鉄屑」及び「非鉄金属屑」を仮設部門として行部門のみに設け、また、その他の屑については、関係の深い原材料部門を競合部門として設定し、発生及び投入は、当該部門に計上す

る。副産物で使用する用語との統一上、層に係る行部門についても「競合部門」というとともに、当該部門の分類コードにも特殊符号（後記エの「2」又は「3」）を付す。

（注4-1-6）基本分類の国内生産額を推計するに当たり、細品目分類ごとの国内生産額を集約することは、第1部第2章4（2）イ記載のとおりであるが、実際の国内生産額の推計過程においては、基本分類と細品目分類の間に「統合品目」（分類コードは8桁）という中間的な品目を設けている。これは、完成品と部分品が同じ基本分類の中で扱われている場合や、異なる性格の商品群が同一の基本分類に位置付けられているときに、国内生産額の推計の流れを分かりやすくするために設けているものであり、細品目分類の国内生産額を、統合品目である完成品や部分品、一定の商品群に集計した上で、更に、各統合品目の国内生産額を合算して基本分類の国内生産額を求めている。

表4-1-1 部門数の変遷

	基本分類		統合小分類	統合中分類	統合大分類	ひな型 (注4-1-7)
	行	列				
昭和30年（1955年）表	310	278	122	54	—	—
35年（1960年）表	453	339	153	56	—	6
40年（1965年）表	447	341	156	56	—	10
45年（1970年）表	541	407	160	60	—	10
50年（1975年）表	554	407	165	61	—	13
55年（1980年）表	541	406	164	72	28	13
60年（1985年）表	529	408	183	84	29	13
平成2年（1990年）表	527	411	187	91	32	13
7年（1995年）表	519	403	186	93	32	13
12年（2000年）表	517	405	188	104	32	13
17年（2005年）表	520	407	190	108	34	13
23年（2011年）表	518	397	190	108	37	13

（注4-1-7）「ひな型」については、従前から日本標準産業分類の大分類を参考にして部門の設定を行っている。なお、日本標準産業分類の第11回改定（平成14年3月改定）では、それまで一つであった「サービス業」が複数の大分類に分割されたが、これらサービス関連の大分類については、第12回改定（平成19年11月改定）においても、より細分化されている。そのため、平成23年表における「ひな型」の部門設定にあつては、安定的な部門設定の観点も踏まえ、これらサービス関連の大分類について、引き続き「サービス」として一括している。

イ 取引基本表の大きさの表し方

取引基本表の大きさは、内生部門の行及び列の部門数をもって表す。これは、「部門」という用語が、狭義において、内生部門の各項目のみを指すものとして用いられてきたことや、産業連関分析で重要な役割を果たす逆行行列係数が、内生部門の行列について作成されるといったことに由来する（前記(1)を参照）。例えば、平成23年表の基本分類による取引基本表は、「518×397部門表」と表す。

統合分類による表については、「統合大（中・小）分類表」と表すほか、行・列とも同じ部門数であることから、その共通の部門数をもって、例えば、「190部門表」と表す。

ちなみに、「統合小分類」及び「統合中分類」という名称を用いるようになったのは、昭和50年表からであり、それまでは、例えば、「60×60部門表」と表していた。

ウ 分類コード

表章に用いる部門分類の分類コードは、従前から、以下の桁数で設定している。（注4-1-8）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・統合大分類 : 2桁 ・統合中分類 : 3桁 ・統合小分類 : 4桁 ・基本分類 : 行部門は7桁、列部門は6桁 |
|--|

このうち、基本分類及び統合小分類の分類コードについては、従前から、相互に整合性が図られていたが（統合小分類の4桁の分類コードと当該小分類に属する基本分類の分類コードの上4桁が同じになるように設定されていた。）、統合中分類及び統合大分類については、機械的に連番が付されていた。

そこで、平成23年表においては、

- ① 日本標準産業分類の平成19年改定に合わせて部門分類を見直したこと、
- ② 統合大分類及び統合中分類と、統合小分類及び基本分類の分類コードの不整合を解消する必要のあること

から、分類コードについて見直しを行い、各部門の分類コードを全面的に更新した。

詳細は、第1部第3章6(3)を参照。

(注4-1-8) 国内生産額の推計段階のみで用い、取引基本表の表章上は現れない「統合品目」については、基本分類の行部門の分類コードである7桁に1桁を加え、計8桁として扱っている。また、「細品目分類」については、同じ行部門の分類コードである7桁に3桁を加え、計10桁として扱っている。実務上、統合品目が「8桁分類」又は「8桁品目」、細品目分類が「10桁分類」又は「10桁品目」と呼ばれる場合があるのは、このことによる。

エ 特殊符号

特殊な扱いをしている部門（後記10を参照）のうち、屑・副産物の発生・投入、商業マージン及び国内貨物運賃を、投入表や産出表などで表章する際には、利用者の便宜に資するため、分類コードの末尾に、次のような特殊符号を付している（実務上、「2付き」、「3付き」のようになっている場合がある。）。

・屑投入	: 2
・屑発生	: 3
・副産物投入	: 4
・副産物発生	: 5
・商業マージン	: 6
・国内貨物運賃	: 7

[参考] 平成17年表の投入表（2031-01 石油化学基礎製品の列）（抄）

列コード・名称 行コード・名称	取引額 (生産者価格)	表の読み方
2031-01 石油化学基礎製品 (前略)	1950273	
2111-018 液化石油ガス	62	液化石油ガスを本業とする部門からの液化石油ガスの投入
2111-018-4 液化石油ガス	9520	液化石油ガス以外の部門から、副産物として発生した液化石油ガスの投入
2111-018-5 液化石油ガス		
(中略)		
6111-011-6 卸売	16652	石油化学基礎製品の生産活動を行う上で支払った商業マージン
6111-012-6 小売	140	同上
(中略)		
7122-011 道路貨物輸送 (自家輸送を除く。)	406	コスト運賃 (生産過程の一環として行われた輸送活動など)
7122-011-7 道路貨物輸送 (自家輸送を除く。)	8150	生産した石油化学基礎製品を販売する上で必要となった国内貨物運賃
(後略)		

(5) 最終需要部門と粗付加価値部門

ア 取引基本表の外生部門である最終需要部門と粗付加価値部門は、表4-1-2のとおり、家計外消費支出の扱いを除けば、名称に相違はあるものの、内閣府が作成する国民経済計算（統計法第2条第4項第2号に規定する基幹統計）の各項目に、ほぼ対応している。

表4-1-2 産業連関表と国民経済計算との対応

① 最終需要部門

産業連関表	国民経済計算（内閣府）
家計外消費支出（列）	（内生部門に格付けされている。）
民間消費支出 家計消費支出 対家計民間非営利団体消費支出	民間最終消費支出 家計最終消費支出 対家計民間非営利団体最終消費支出
一般政府消費支出 中央政府集合の消費支出 中央政府集合の消費支出（社会資本等減耗分） 中央政府個別の消費支出 中央政府個別の消費支出（社会資本等減耗分） 地方政府集合の消費支出 地方政府集合の消費支出（社会資本等減耗分） 地方政府個別の消費支出 地方政府個別の消費支出（社会資本等減耗分）	政府最終消費支出 中央政府集合消費支出 中央政府個別消費支出 地方政府集合消費支出 地方政府個別消費支出
国内総固定資本形成（公的）	国内総資本形成 総固定資本形成 公的 一般政府 企業設備 住宅
国内総固定資本形成（民間）	民間 企業設備 住宅
在庫純増 生産者製品在庫純増 半製品・仕掛品在庫純増 流通在庫純増 原材料在庫純増	在庫品増加 民間企業 公的企業 一般政府
輸出 輸出（普通貿易） 輸出（特殊貿易） 輸出（直接購入）	財貨・サービスの輸出 財貨 輸送、旅行、通信、保険、その他 （再掲）直接購入
（控除）輸入 輸入（普通貿易） 輸入（特殊貿易） 輸入（直接購入）	財貨・サービスの輸入 財貨 輸送、旅行、通信、保険、その他 （再掲）直接購入
（控除）関税	— [付加価値の「生産・輸入品に課される税」に含まれている。]
（控除）輸入品商品税	— [付加価値の「生産・輸入品に課される税」に含まれている。]

（注）産業連関表の枠内の□で囲んだ項目は、統合大分類の部門である。

イ 家計外消費支出

家計外消費支出は、いわば「企業消費」ともいうべきものである。最終需要部門の「家計外消費支出（列）」では、宿泊・日当、交際費及び福利厚生費に係る企業消費の内訳を商品別に計上する。

一方、粗付加価値部門の「家計外消費支出（行）」では、宿泊・日当、交際費及び福利厚生

費を列部門別に計上する。つまり、各生産部門（列部門）がこれらの経費をどれだけ支出したかを計上する。

国民経済計算では、家計外消費支出を、企業が生産活動や取引を行う上で直接的に必要な営業経費であるとして、内生部門に格付け、外生部門（最終需要部門及び粗付加価値部門）には含めていない。

しかし、我が国の取引基本表では、家計外消費支出について、以下の理由から、外生部門に位置付けている。

- ① 最終需要としての面から見ると、各部門から家計外消費支出の部門に対して、現物の形で産出（移転）されたものと考えられること。
- ② 粗付加価値としての面から見ると、生産活動に直接必要とされるものではなく、いわば営業余剰の一部から配分されたものと考えられること。
- ③ 家計外消費支出は、原材料のように、生産活動を行う上で一定の比率で投入されるわけではないと考えられ、これを外生化することにより、投入係数（内生部門の生産構造）が一層安定的になると考えられること。

② 粗付加価値部門

産 業 連 関 表	国民経済計算（内閣府）
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">家計外消費支出（行）</div> 宿泊・日当 交際費 福利厚生費	（内生部門に格付けされている。）
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">雇 用 者 所 得</div> 賃金・俸給 社会保険料（雇用主負担） その他の給与及び手当	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">雇 用 者 報 酬</div> 賃金・俸給 雇主の現実社会負担 雇主の帰属社会負担
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">営 業 余 剰</div> — — — — —	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">営 業 余 剰 ・ 混 合 所 得</div> — — — — —
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">資 本 減 耗 引 当</div> 資本減耗引当 資本減耗引当（社会資本等減耗分）	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">固 定 資 本 減 耗</div> — — — — —
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">間 接 税 （ 関 税 ・ 輸 入 品 商 品 税 を 除 く 。 ）</div> — — — — —	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">生 産 ・ 輸 入 品 に 課 さ れ る 税</div> — — — — —
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">（ 控 除 ） 経 常 補 助 金</div> — — — — —	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">（ 控 除 ） 補 助 金</div> — — — — —

（注1）「賃金・俸給」の扱いに関して、産業連関表では「現物給与評価額」及び「給与住宅差額家賃」が「その他の給与及び手当」となっているが、国民経済計算（内閣府）では「賃金・俸給」として計上されている。

（注2）産業連関表の枠内の □ で囲んだ項目は、統合大分類の部門である。

6 取引基本表の基本構造

(1) 商品×アクティビティ（商品）表

国際連合の「産業連関表作成・分析ハンドブック」では、「供給表」（従前、「V表」（産業別商品産出表）と称しているもの）と「使用表」（従前、「U表」（産業別商品投入表）と称しているもの）の二つを作成した上で、産業技術仮定^(注4-1-9)又は商品技術仮定^(注4-1-10)のいずれかの仮定を介して、商品×商品の「シンメトリック産業連関表」（行部門と列部門が1対1で対応する正方形の表）を作成する方法が提唱されている。

しかし、我が国においては、昭和26年の試算表以来、U表とV表の作成を経由せず、直接、[行]商品×[列]アクティビティ（商品）の表を作成してきた。

(注4-1-9)「産業技術仮定」とは、同一の産業で生産された商品は、どの商品であっても同一の生産技術構造を持つと仮定することをいう。具体的には、A産業で生産された商品にはすべてA産業の投入比率、B産業で生産された商品にはすべてB産業の投入比率を適用して、産業別・商品別投入額を計算し、それを商品ごとに集計して商品別の投入額を推計する。

(注4-1-10)「商品技術仮定」とは、どの産業で生産されても同一の商品であれば、同一の生産技術構造を持つと仮定することをいう。具体的には、どの産業で生産されたかに関係なく商品別の国内生産額を計算し、商品ごとの投入比率を適用して商品別投入額を推計する。

(2) 価格評価と表形式（生産者価格評価表と購入者価格評価表）

ア 価格の評価方法

我が国の取引基本表では、前記4記載のとおり、個々の取引の大きさを、商品共通の尺度である「金額」によって記録しているが、その際に「金額」を、どの段階の価格でとらえるのかが問題となる。それによって、生産額や取引額が変化するためである。

実体経済の中では、たとえ同一かつ同量の商品であったとしても、同じ価格で取引されるとは限らない。これは、取引段階の差異に基づく場合もあるし、地理的・時期的な要因、需給状況又は取引形態の相違等に基づく場合もある。

例えば、生産者の出荷価格と消費者が購入する価格は基本的に異なると考えられるほか、同じ企業の同じ製品でも、需要期か非需要期か、あるいは、大口需要者向けか小口需要者向けかにより価格が異なる場合がある。

このようなことから、取引基本表に記録するための価格評価については、次のような二つの視点がある。

- 「実際価格」によるか「統一価格」によるか
前者は、実際に取引がなされた価格で評価する方法であり、後者は、取引先や取引形態にかかわらず単一の価格を別途設定して評価する方法である。
- 「生産者価格」によるか「購入者価格」によるか
前者は、生産者の出荷価格で評価する方法であり、後者は、取引の最終段階における価格で評価する方法である。

この二つの視点の組合せによって、価格評価の方法には、次の四通りが考えられる。

- ① 実際価格による生産者価格評価
- ② 実際価格による購入者価格評価
- ③ 統一価格による生産者価格評価
- ④ 統一価格による購入者価格評価

我が国では、このうち、「① 実際価格による生産者価格評価」と「② 実際価格による購入者価格評価」により取引基本表を作成しており、前者を「生産者価格評価表」、後者を「購入者価格評価

表」と呼んでいる。(注4-1-11)

統一価格による評価方法を採用していないのは、一次統計から得られる取引額のデータが実際価格の集積であるのに対し、統一価格で評価するためには、「統一価格をどのように設定するか」「仮に、単一の価格が設定できたとしても、その価格を統一価格と判断してよいか」という課題を別途解決しなければならないからである。

なお、付加価値税（消費税）の扱いによっても、表形式は複数の選択肢があるが、これについては、後記(3)を参照。

(注4-1-11) 基本分類及び統合小分類においては、部門数も多く、取引基本表全体を一つの行列表として表章すると、計数が読み取りにくい場合がある。このため、基本分類及び統合小分類の取引基本表については、従前から、「投入表」と「産出表」に分けて公表するとともに、その中に、生産者価格、商業マージン額、国内貨物運賃額及び購入者価格を表章することにより、生産者価格評価表と購入者価格評価表の両方が読み取れる表としている（第1部第2章5(2)イを参照）。

イ 生産者価格評価表と購入者価格評価表

(ア) 両表の表形式と相違点

生産者価格と購入者価格との相違は、取引額に流通経費、すなわち、商業マージン及び国内貨物運賃が含まれているか否かである。ただし、生産者から最終消費者に直接提供され、商業マージン及び国内貨物運賃が発生しないサービス関係の多くの部門については、生産者価格と購入者価格は等しくなる（第2部5(2)イ(オ)の注2-17を参照）。

生産者価格評価表では、取引を生産者の「出荷価格」で記録する。そのため、購入者が入手するまでに要した商業マージン及び国内貨物運賃については、購入側の列部門と〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門との交点に一括して計上する（図4-1-3②を参照）。

一方、購入者価格評価表では、商業マージン及び国内貨物運賃を個々の取引額に含めて計上する。その結果、〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門には、それぞれ「コスト商業」、「コスト運賃」（後記10(2)を参照）のみが計上され、商業マージン及び国内貨物運賃は、商業部門及び運輸部門の行部門には計上されない。なお、我が国の取引基本表は生産者価格で評価することを基本とする（第1部第2章6(1)を参照）ことから、購入者価格評価表の各行部門においては、外生部門で商業マージンと国内貨物運賃を控除することで、国内生産額が生産者価格ベースであることを維持している（図4-1-3③を参照）。

(イ) 両表に係る利用上の特徴

生産者価格評価表及び購入者価格評価表について、利用上の観点から見れば、それぞれ次のような特徴がある。

まず、購入者価格評価表は、現実の取引認識に近い価格であるため、各列部門の生産原価の構成を読み取ることが容易である。

一方で、商業マージン及び国内貨物運賃の額は、商品ごとに異なり、また、同一の商品であっても取引形態の相違によって異なることが多いなど、必ずしも安定的とはいえない。通常の産業連関分析では、できるだけ安定的な投入係数を必要とするため、生産者価格評価による取引基本表の方が、利便性が高い。我が国の産業連関表においても、投入係数表や逆行列係数表は、生産者価格評価表から作成しており、産業連関分析は、生産者価格評価表を基本に行われる。

ウ 基本価格

我が国の取引基本表にあつては、第1部第2章6(1)記載のとおり、国内生産額について、

「生産者価格」で評価しているが、SNAでは、68SNA以来、「基本価格」による取引額の評価が提唱されている。

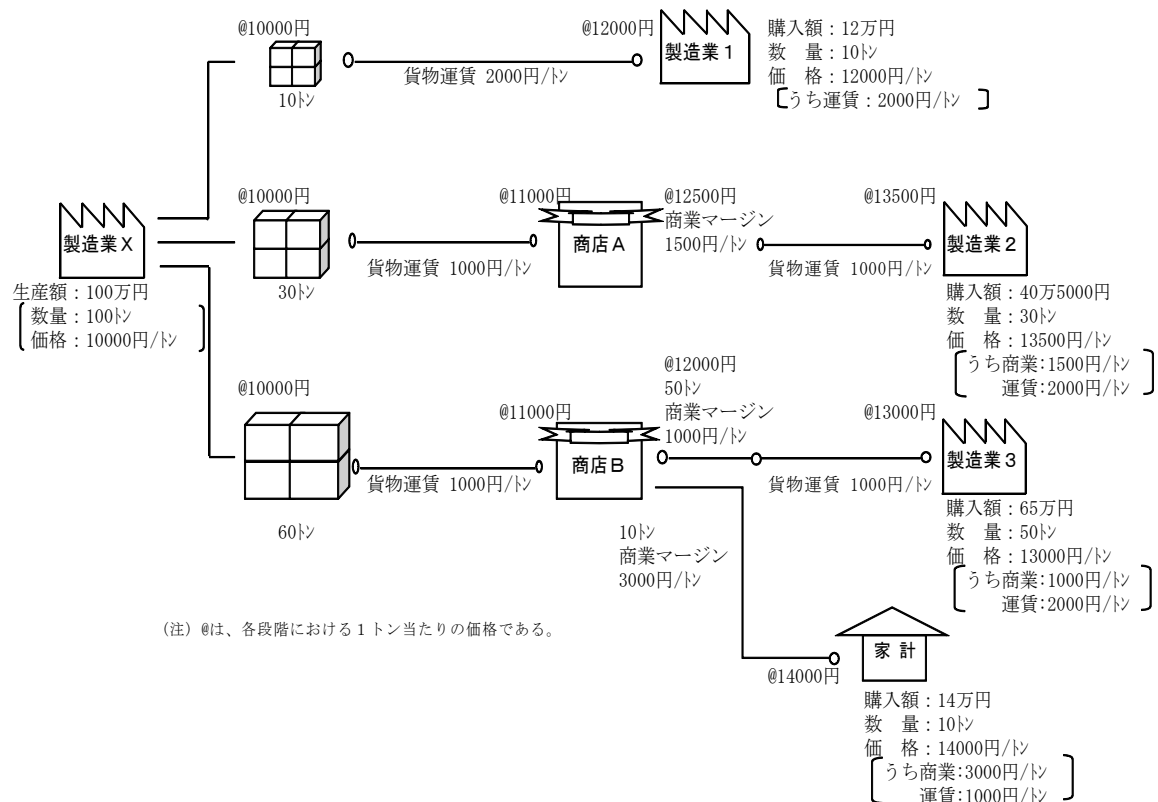
基本価格とは、生産者価格から消費税、たばこ税、酒税などの間接税を差し引き、受け取る補助金を加えた価格をいう（したがって、基本価格による取引基本表は、税抜き表（後記(3)イ(イ)を参照）の延長線上にあると理解することもできる。）。

これは、間接税の税率そのものが必ずしも安定的ではなく、各取引額に税額を含めると、生産構造とは別の要因によって投入係数が左右される場合があると考えられるためである。例えば、購入者が企業であるか家計であるかによって税率が異なる場合があるほか、同一の部門に格付けされる商品群の中で税率が異なる場合には、購入する商品の構成が変わることによって取引額が変化することなどが挙げられる。

我が国の取引基本表についても、新しい統計法に基づいて策定された公的統計基本計画の中で、基本価格表示による取引基本表の作成に向けた検討が求められたことを受け、平成23年表の作成に当たって検討を行ったが、第1部第3章別表1⑥記載のとおり、データ上の制約等の理由から見送ることとなった。

図4-1-3 生産者価格評価表と購入者価格評価表

① 価格形成の流れ - 仮設例 -



② 生産者価格評価表(例)

単位：千円

		中間需要				最終需要			需要合計	(控除) 輸入	国内生産額
		製造業 1	製造業 2	製造業 3	...	消費	投資	輸出			
中間投入	商品X	100	300	500	0	100	0	0	1000	0	1000
	商業	0	45	50	0	30	0	0	125	0	125
	運輸	20	60	100	0	10	0	0	190	0	190
粗付加価値											
国内生産額		— — — — —									

(注) 図4-1-3①の数字を表にしたものである。

③ 購入者価格評価表(例)

単位：千円

		中間需要				最終需要			需要合計	控除			国内生産額
		製造業 1	製造業 2	製造業 3	...	消費	投資	輸出		輸入	商業 マージン	国内 貨物 運賃	
中間投入	商品X	120	405	650	0	140	0	0	1315	0	-125	-190	1000
	商業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	125	0	125
	運輸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	190	190
粗付加価値													
国内生産額		— — — — —											

(注) 図4-1-3①の数字を表にしたものである。商品Xの行には、商業マージン及び国内貨物運賃が含まれた取引額が計上されているが、外生部門の「(控除) 商業マージン」及び「(控除) 国内貨物運賃」で相殺することで、各行部門の国内生産額が生産者価格であることを維持している。

(3) 消費税（付加価値税）の扱いと表形式

ア 消費税の性格

付加価値税のうち、酒税やたばこ税のような特定の物品やサービスを課税対象とする個別間接税については、課税額（＝納税額）が商品の価格に転嫁されて、中間需要、最終需要の区別無く税込の価格により売買されることから、そのまま投入コストとして表示される。

これに対して、消費税は、原則として、国内において行われる全ての取引段階において課税される多段階課税方式の間接税であり、しかも、中間取引段階において税が累積しないようにするため、仕入れに係る税が控除される（図4-1-4を参照）。つまり、商品を販売した者が納める税額は、販売額にかかる税額から流通の前段階で負担した税額を控除したものと計算される仕組みになっている。

そのため、消費税を取引基本表上、どのように扱うかに当たっては、実際に動いた金額をそのまま表示する方法と、本来コストとして認識される金額に基づいて表示する方法という異なる考え方があり得る。

図4-1-4 従来的間接税と消費税の相違

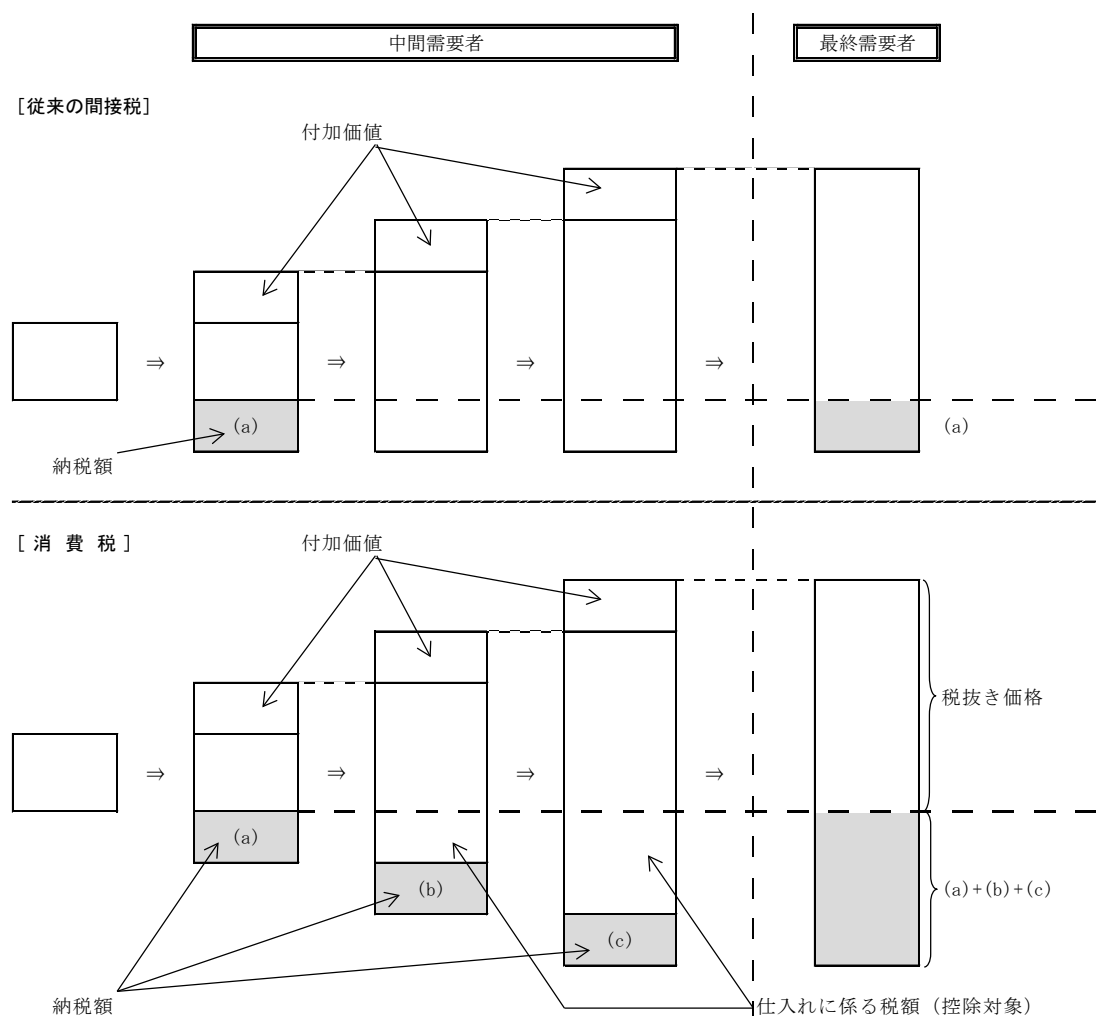


図4-1-5 消費税の表章形式

① 税込み表(例)

		中間需要					中間 需要計	最終需要			(控除) 輸入	国内 生産額
		A	B	C	D	E		消費	投資	輸出		
中間 投入	A		840				840				-210	630
	B			945			945			100		1045
	C				1050		1050		105	200		1355
	D	105				105	210	840	315	400		1765
	E			105	105		210	420	105			735
中間投入計		105	840	1050	1155	105	3255	1260	525	700	-210	5530
粗付加価値		525	205	305	610	630	2275					
うち納税額		25	5	5	10	30	75					
国内生産額		630	1045	1355	1765	735	5530					

(注1) 免税となる輸出を除き、すべての取引において5%課税が行われ、完全に転嫁されていると仮定したもの。

(注2) 取引額をそのまま計上しているため、税額計算上の控除等の要因は考慮していない。

(注3) 実際は、非課税取引、免税業者の存在、輸出免税、簡易課税制度等があり、各マス目とも、必ずしも税抜き×1.05=税込みとはならない。

(注4) 我が国の取引基本表上、消費税の納税額は、他の間接税とともに「間接税」部門に含まれている。

② 税抜き表(例)

		中間需要					中間 需要計	最終需要			(控除) 輸入	国内 生産額
		A	B	C	D	E		消費	投資	輸出		
中間 投入	A		800				800				-200	600
	B			900			900			100		1000
	C				1000		1000		100	200		1300
	D	100				100	200	800	300	400		1700
	E			100	100		200	400	100			700
中間投入計		100	800	1000	1100	100	3100	1200	500	700	-200	5300
粗付加価値		500	200	300	600	600	2200					
国内生産額		600	1000	1300	1700	700	5300					

(注) この表は、税込み表から、消費税を除いたものである。

イ 消費税の表章形式(図4-1-5を参照) (注4-1-12)

(ア) 税込み表(グロス表)

これは、税を含んだ流通段階での販売・購入価格をそのまま表示する方法である。

内生部門に含まれる消費税は、原則として、その原材料を生産・販売した事業者において課税される一方、納税段階では、累積排除のため購入側(投入側)において控除されているが、投入金額には、この金額も含まれている。

我が国の取引基本表では、実際の取引額を読み取ることができるという長所から、消費税制度の導入以来、税込み表で表章している。

(イ) 税抜き表

税が産業活動に対して完全に中立であるとするならば、取引数量の変化がない場合であっても取引額を変化させ、結果として投入係数に影響を与える可能性がある税は、投入係数の安定性を目指す取引基本表においては取り除く必要があると考えることもできる。税抜き表

は、この考え方に立って、すべての取引において、取引金額に占める税額を完全に取り除いて作成される表をいう。

(注4-1-12) 税込み表及び税抜き表のほかに、「ネット表」という考え方もある。

これは、納税段階において、控除可能な税額を控除した額で表示する方法である。ただし、日本の消費税においては、例えば、小規模事業者について免税業者になることが認められているが、免税業者は納税義務がない一方で、仕入れに伴う税額控除を行うこともできない。そのため、ネット表であっても、免税業者に関するデータについては、結局、税込み表と同様、仕入額がそのまま計上されることになる。

(4) 輸入の扱いと表形式

ア 競争輸入型と非競争輸入型

取引基本表を作成する上で、輸入をどのように扱うかについては、大別して二つの方式がある。

一つは、同じ種類の商品について、国産品と輸入品との区別を行わず、一括して扱うものであり、この方式による取引基本表を「競争輸入型」という。これに対し、同じ種類の商品であっても、国産品と輸入品とを区別して扱う方式を「非競争輸入型」という。

イ 我が国の表形式

我が国の取引基本表では、原則として、国産品と輸入品をまとめて計上する「競争輸入型」を採用しているが、小麦、大豆等の重要な輸入品については、国内生産額の大小に関係なく、輸入品の行部門を別掲している。したがって、正確には、「競争・非競争混合輸入型」といえる。

ただ、基本分類及び統合小分類の各取引額について、輸入額を内数として別掲しており、これにより、図4-1-6の「③ 完全非競争輸入型」への組替えが可能になるようにしている。

輸入の扱い別の表形式については、図4-1-6のとおりである。

図4-1-6 輸入の扱い別の表形式

① 完全競争輸入型(例)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	国内 生産額
A	10	60	30	40	10	0	0	-100	50
B	20	10	50	10	20	15	10	-35	100
C	5	10	5	50	60	40	40	-50	160
D	5	5	20	15	70	30	30	-25	150
租付加 価値	10	15	55	35					
国内 生産額	50	100	160	150					

(注) 租付加価値、輸出及び(控除)輸入を除く各マスの数値は、国産品と輸入品との合計値である。

② 競争・非競争混合輸入型(例)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	国内 生産額
A	5	10	20	10	5	0	0	0	50
A(輸入)	5	50	10	30	5	0	0	-100	0
B	20	10	50	10	20	15	10	-35	100
C	5	10	5	50	60	40	40	-50	160
D	5	5	20	15	70	30	30	-25	150
租付加 価値	10	15	55	35					
国内 生産額	50	100	160	150					

(注) 商品Aについてのみ、輸入品が行部門として特掲されており、その他の商品B、C、Dについては国産品と輸入品の合計が計上されている。

③ 完全非競争輸入型(基本型)(例)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	国内 生産額	
国産	A	5	10	20	10	5	0	0	0	50
	B	10	10	30	10	20	10	10	0	100
	C	5	10	5	40	30	30	40	0	160
	D	5	5	15	15	55	25	30	0	150
輸入	A	5	50	10	30	5	0	0	-100	0
	B	10	0	20	0	0	5	0	-35	0
	C	0	0	0	10	30	10	0	-50	0
	D	0	0	5	0	15	5	0	-25	0
租付加 価値		10	15	55	35					
国内 生産額		50	100	160	150					

④ 非競争輸入型(簡略型)(例)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	国内 生産額	
国産	A	5	10	20	10	5	0	0	0	50
	B	10	10	30	10	20	10	10	0	100
	C	5	10	5	40	30	30	40	0	160
	D	5	5	15	15	55	25	30	0	150
輸入		15	50	35	40	50	20	0	-210	0
租付加 価値		10	15	55	35					
国内 生産額		50	100	160	150					

(注) 輸入品の品目別内訳を示さず、部門別の合計値のみを示したものである。

7 国内生産額の価格評価

(1) 国内生産額の重要性とコントロール・トータルズ（CT）

国内生産額とは、一言でいえば、部門ごとの1年間の生産及び取引の総額である。

部門別の国内生産額は、取引基本表の推計作業を行うに当たり、まず初めに推計する計数であり、投入額及び産出額は、この国内生産額を確定させた上で、その内訳として推計する（第2部1の図2-1を参照）。このため、国内生産額に誤りがあると自部門の投入額及び産出額の推計をやり直す必要が生じるだけでなく、他部門の投入額及び産出額にまで影響し、取引基本表全体の精度が左右される。このように、国内生産額は、取引基本表の行部門及び列部門両面の「制御値」として極めて重要なものであり、このような位置付けから、コントロール・トータルズ（control totals）、略して「CT」と呼ばれることが多い。

(2) 国内生産額に関する価格評価

国内生産額は、基本的には、商品の生産高やサービスの売上高をもって計測している。主な事項別の国内生産額の評価方法については、第2部5(2)イを参照。

(3) 国内生産額の重複計算

ア 同一基本分類内

国内生産額の推計に当たっては、基礎統計から、まず、細品目分類（約3,600／前記5(4)ア(イ)を参照）ごとに国内生産額を推計する。そして、統合品目への集計を経て、これらを基本分類ごとに積み上げて、各部門の国内生産額を推計する。

このため、同一基本分類内で、ある品目が他の品目の原材料として使用されている場合には、その原材料の部分の国内生産額は、重複して計上される。

なお、国内生産額の重複は、細品目分類を生産工程ごとに細かく分類すればするほど大きくなる。

[国内生産額の重複計算のイメージ]

基本分類：電気音響機器	
(細品目) [以下の例は、厳密には、統合品目（前記5(4)アの注4-1-6を参照）]	
電気音響機器	9,461億円
電気音響機器の部分品、取付具、附属品	2,426億円
計	11,887億円
(注) 部分品を組み立てた完成品9,461億円の中には、2,426億円の部分品が含まれているが、基本分類ベースで見ると、この分が重複計算され、11,887億円の国内生産額となる。	

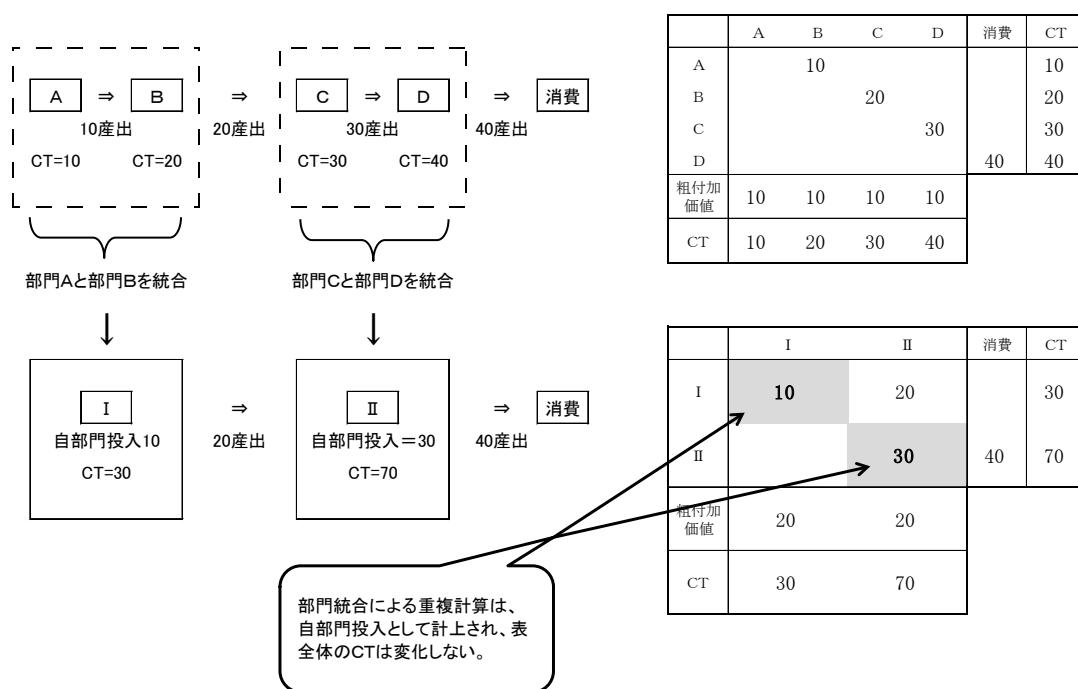
イ 基本分類をまたぐ場合の重複

前記アでは、同一基本分類内での国内生産額の重複計算について述べたが、これは、基本分類をまたぐ場合も同様である。例えば、自動車に関する国内生産額は、完成品、車体及びエンジン等の部品といったように、それぞれ異なる基本分類で推計されているが、完成品である自動車の国内生産額の中には、他の基本分類において既に計上されているこれら自動車部品等の国内生産額も含まれている。つまり、自動車部品等の国内生産額は、自部門と完成品である自動車の部門において、重複して計上されている。

ウ 部門の統合による重複

国内生産額の重複計算は、部門を統合することでも発生し、部門分類を統合すればするほど重複の度合いが高まる。しかし、部門分類を統合した場合、国内生産額の重複は、統合された部門の行部門と列部門との交点に自部門投入として集積されるだけであり、統合によって、取引基本表全体として国内生産額が変化するわけではない（図4-1-7を参照）。

図4-1-7 部門統合による国内生産額の重複



8 内生部門及び最終需要部門の取引の計上方法

(1) 内生部門

取引基本表の内生部門に示されている各セルの数値は、基本的に各部門間で行われた商品の取引額を表している。ただし、この取引額とは、厳密には、取引基本表の対象年に支払われた購入額がそのまま計上されるわけではなく、対象年に行われた生産活動で必要とされた「消費額」を意味している。（前記3(2)イを参照）。

(2) 資本財の取引

耐用年数が1年以上で単価が10万円以上のいわゆる「資本財」については、次の①～⑤に掲げる場合を除き、どの部門が購入した場合でも、内生部門の取引額としては計上せず、すべて最終需要部門の「国内総固定資本形成」に計上する（資本財の範囲等の詳細については、第3部第2章第2節の「国内総固定資本形成（公的）」及び「国内総固定資本形成（民間）」を参照。ただし、家計が行う資本形成は、建物、構築物の取得及び土地の造成・改良費のみを対象とする。）。

どの部門がどのような資本財をどれだけ購入したかについては、別途、付帯表として作成する「固定資本マトリックス」（第2部7(5)を参照）によって明らかにする。

なお、各列部門の減価償却費（資本財の使用に伴うその年の減耗分）については、租付加価値部門の「資本減耗引当」の欄に計上する。

[内生部門に計上する資本財の取引] (注4-1-13)

- ① 機械に組み込まれて新たな別の機械を構成するもの (機械組込)
- ② 建設部門が建設活動の中間財として購入した場合 (建設迂回)
- ③ 土木工事の工事費の内訳として扱われる財 (土木迂回)
- ④ 鋼船に組み込まれた機械 (造船迂回)
- ⑤ 自衛隊が購入した武器等

(注4-1-13) 「機械組込」とは、他の機械が組み込まれることで、新たな別の機械の一部になることをいう。

「建設迂回」とは、建設活動に伴い、例えば、エレベーターやボイラなどの資本財がビルの一部となることで、建設業の活動を迂回して（すなわち、建設業者がこれらの資本財を原材料として中間投入して）資本形成されることをいう。

「土木迂回」とは、橋梁や水門のように資本財ではあるが、施工のために土木工事が必要で、工事費の内訳として扱われる場合をいう。

「造船迂回」とは、造船を行う際に、ボイラや通信機械などの資本財が船舶に組み込まれる場合をいう。

(3) 在庫

我が国の取引基本表では、在庫について「在庫純増」として、1年間の変動分を計上することとしている。つまり、対象年次の年末（例えば平成23年末）の在庫から対象年次の前年末（例えば平成22年末）の在庫を差し引いた変動分（対象年次の年末残高－対象年次の前年末残高）を計上する。

ア 「生産者製品在庫純増」には、対象年次に生産された製品のうち、販売又は出荷待ちの商品、つまり、どの部門にも販売されず、かつ、自家消費もされなかったものについての増減を年間平均の市中価格で評価し、計上する。(図4-1-8の①)。

イ 「半製品・仕掛品在庫純増」には、対象年次の生産活動において、生産途中のものであり、かつ、更に手を加えることなしには、販売又は出荷がされないものについての増減を年間平均の市中価格で評価し、計上する。(図4-1-8の②)。

ウ 「流通在庫純増」には、対象年次の活動において、商業部門が仕入れた商品のうち、販売されなかったものについての増減を年間平均の市中価格で評価し、計上する。この場合、商品を仕入れた商業部門との交点に計上するのではなく、その商品が本来属する行部門（販売又は出荷前の部門）との交点に計上する(図4-1-8の③及び④)。

図4-1-8 「在庫純増」計上の例

木製家具製造業者が、国産材と輸入材を商業部門経由で購入し、加工して、木製家具を生産する中での「在庫純増」の発生例

		中間需要	最終需要			
			生産者製品 在庫純増	半製品・ 仕掛品 在庫純増	流通 在庫純増 (注4-1-14)	原材料 在庫純増 (注4-1-15)
中間 投入	国産 素材				③	⑤
	輸入 素材			④	⑥	
	木製家具 商業		①	②		
	...					

(注4-1-14) 商業部門における流通在庫の純増は、[行]「素材」と[列]「流通在庫純増」との交点に計上する(③、④)。

(注4-1-15) 「木製家具製造業」における原材料在庫の純増は、[行]「素材」と[列]「原材料在庫純増」との交点に計上する(⑤、⑥)。

(注4-1-16) 輸入品が、「生産者製品在庫純増」や「半製品・仕掛品在庫純増」に計上されることはない。

エ 「原材料在庫純増」には、対象年次に購入された原材料のうち、その年に使用されなかったものについての増減を年間平均の市中価格で評価し、計上する。この場合、その原材料を購入した行部門との交点に計上するのではなく、その商品（原材料）が本来属する行部門（販売又は出荷前の部門）との交点に計上する（図4-1-8の⑤及び⑥）。

なお、輸入された商品が在庫となるのは、「流通在庫純増」と「原材料在庫純増」の場合のみである。

9 輸出及び輸入の価格評価

(1) 普通貿易の輸出品

普通貿易の輸出品は、生産者価格評価表にあつては、国内向けの財と同様に、工場渡しの生産者価格で評価し、購入者価格評価表にあつては、本船渡しのFOB（free on board）価格（工場から空港・港湾に至るまでに要した商業マージン及び国内貨物運賃を含んだ価格）で評価する。

推計資料として用いている「貿易統計」は、普通貿易の輸出品がFOB価格で表示されているため、購入者価格評価表の場合にはそのまま利用することができるが、生産者価格評価表の場合には、FOB価格から、別途、工場から空港・港湾に至るまでに要した商業マージン及び国内貨物運賃を差し引いた価格によって評価する（第2部5(5)ウ(キ)を参照）。

(2) 普通貿易の輸入品

普通貿易の輸入品は、国際貨物運賃及び保険料が含まれたCIF（cost insurance and freight）価格で評価する。

なお、取引基本表の各セルの輸入品取引額は、CIF価格に関税及び輸入品商品税を加えたものが計上されている。そのため、取引基本表上、行部門の国内生産額とその内訳の合計を一致させるため、最終需要部門では、「輸入」、「関税」及び「輸入品商品税」を控除項目として設けている。

(3) 特殊貿易及び直接購入の輸出入

特殊貿易及び直接購入の輸出入、すなわちサービスの輸出入や海外旅行者の消費など普通貿易に計上されない財の取引額については、前記(1)及び(2)とは異なり、国際収支表等から推計している。

10 特殊な扱いをする部門

取引基本表の各部門の中には、SNAの概念に基づき、あるいは、産業連関分析や表作成上の便宜から、特殊な扱いをしている部門がある。

以下、それらの部門について説明する。

(1) 商業部門及び運輸部門の活動の表章方法

取引基本表は、部門間の取引実態を記録しようとするものであるが、現実の取引活動（特に財の取引活動）にあつては、生産者と需要者が直接取引をすることは少なく、一般的には、商業部門及び運輸部門を介して行われる。しかし、商業部門及び運輸部門を経由する取引について、その流れに従って忠実に記録しようとする、取引基本表上、部門間の取引関係が非常に分かり

にくいものとなる。

例えば、A部門が生産した商品100単位をB部門が購入した場合の商品取引の流れが、以下のよう内容になっていたとする。

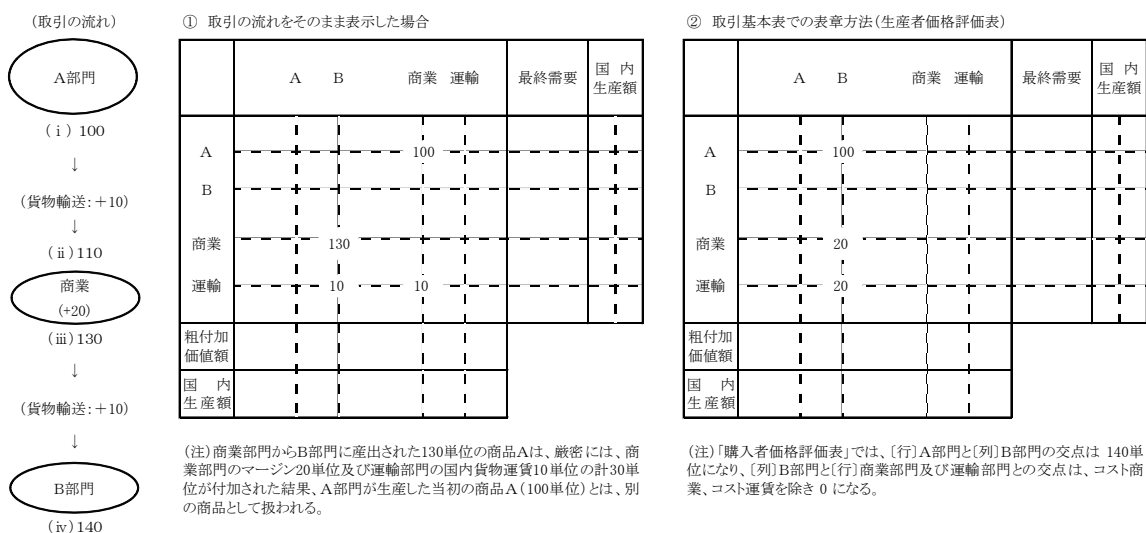
- (i) まず、A部門から運輸部門（運賃10単位）を経由して商業部門に販売される。
- (ii) 商業部門の購入価格は110単位である（A部門に100単位支払い、運輸部門に10単位支払う。）。
- (iii) 次に、商業部門はマージン（20単位）を加えた上で、再び運輸部門を経由（運賃10単位）してB部門に販売する。
- (iv) B部門の購入価格は140単位である（商業部門の購入価格110単位にマージン20単位を加えた130単位を商業部門に支払い、運輸部門に10単位支払う。）

このような取引過程をそのままの形で記録すると、**図4-1-9①**のようなものとなり、AとBとの関係を読み取ることが難しくなる。

そこで、生産者価格評価表では、商業部門及び運輸部門を経由することなく、部門間（例えば、A部門とB部門の間）で直接取引が行われたかのように記述し、その上で、商業マージン及び国内貨物運賃を需要者（この場合、B部門）の経費として一括計上する（需要者と商業部門及び運輸部門の交点にそれぞれ一括計上する。）こととしている（**図4-1-9②**を参照）。

なお、購入者価格評価表においては、個々の取引金額に、商業マージン及び国内貨物運賃を含むことから、商業及び運輸の行部門には、商業マージン及び国内貨物運賃を計上しない（購入者価格評価表の商業及び運輸の行部門には、後記(2)記載のコスト商業及びコスト運賃のみが計上される。）。

図4-1-9 商業部門と運輸部門の扱い



(2) コスト商業とコスト運賃

前記(1)のような通常の流通経費とは別に、生産活動を行う上での直接的な経費として扱われる商業活動及び運輸活動も存在する。取引基本表では、これらの経費について、「コスト商業」及び「コスト運賃」と呼び、各列部門の生産活動に要したコストとして、生産者価格評価表及び購入者価格評価表のいずれにおいても、それぞれ〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門との交点に計上する。

ア コスト商業

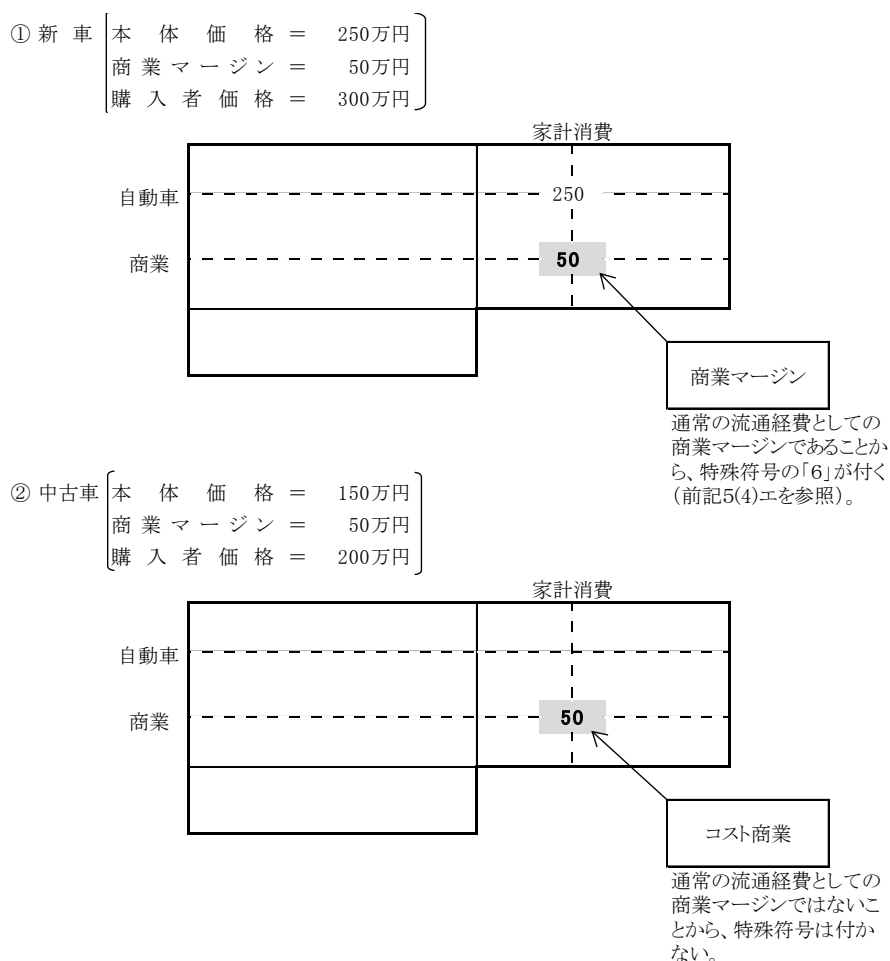
(ア) 輸入商品はC I F価格で評価されるが（前記9 (2)を参照）、商品の輸入業務に関連して外国商社の代理店から提供されるサービスは、C I F価格に含まれず、サービスの対価として当該代理店へ支払われる手数料として扱われる。このような支払は、商業の輸入として「(控除) 輸入 (特殊貿易)」にも計上（取引基本表上、行部門の国内生産額とその内訳の合計を一致させるため、輸入はマイナスで計上）されるが、これを〔列〕「卸売」が投入する「コスト商業」として扱い、同額を、〔列〕卸売にも計上する。輸出商品の受取代理店手数料^(注4-1-17)についても同様の扱いである。

(注4-1-17) 外国商社の代理店からのサービスの提供は、国際収支表では「その他貿易関連サービス」の中で、代理店手数料の支払として計上されている。

(イ) 中古品の取引額は、取引基本表では取引マージンのみを「コスト商業」として計上する。

具体的には、家計による中古乗用車の購入や、固定資本形成に該当する中古のバス・トラック等の取引マージンがこれに相当する。この場合、中古品自体は基本的に当期の生産物ではないので、取引基本表への記録の対象とはならないが、中古品の取引に伴う商業活動は当期の活動であるため、その取引マージンのみを計上する（図4-1-10を参照）。

図4-1-10 家計が新車又は中古車を購入した場合の取引基本表上の相違



イ コスト運賃

(ア) 生産工程の一環として行われる輸送活動（つまり、生産した後の流通段階ではなく、生産段階そのものの中でのコストの一部を形成する輸送活動）に伴う経費

- ① 木材や生鮮食料品のように、集荷場や卸売市場等において生産者価格が決定される商品については、それぞれの生産地から集荷場又は卸売市場等の生産者価格が決定される場所まで移動させるために要した費用
- ② 鉄鋼や船舶のように、その生産のために、原材料や半製品等を大規模工場内において移動させるために要した費用
- ③ 建設用機械や足場等のような生産設備を移動させるために要した費用

(イ) 引越荷物、旅行手荷物、郵便物、中古品、霊きゅう、廃棄物・廃土砂などのようなものに係る輸送費用

自動車輸送の中で大きな比重を占めるといわれる廃棄物・廃土砂は、取引基本表においては「屑」には該当せず、取引の対象とはならない無価値の物として扱っており、それらを輸送するために要した費用については、これらを発生させた部門の「コスト運賃」として、〔行〕運輸部門との交点に計上する。

つまり、ある産業にとって、廃棄物・廃土砂の処理（輸送業者への支払）は、当該産業の生産のためのコストの一部と考える。引越荷物や旅行手荷物については、部門間の取引を伴う（運賃を発生させる）ものではなく、引越や旅行をする者の所有物について、荷物の場所の移動を行うものであり、その輸送費用は、引越や旅行する者のコスト運賃となる。

中古品の輸送については、コスト商業と同様の考え方から、コスト運賃として扱う。

なお、「宅配便」の扱いについては、その扱う貨物の取引内容によって、国内貨物運賃として流通経費扱いとするか、コスト運賃扱いにするかが分かれる。つまり、産業部門間の取引に伴う輸送手段として宅配便を使えば、国内貨物運賃となる。一方、旅行者が旅先で購入した土産物を、旅行者自らが自宅や友人に送付すれば、家計のコスト運賃となる。企業活動において、本社・支社間の書類などの受渡しに宅配便を利用すれば、それは当該企業のコスト運賃となる。

(3) 屑・副産物

ア 屑・副産物の扱いに関する各種方式

ある商品Aの生産活動を行う際に、生産技術上必然的に、目的とした商品Aのほかにも、別の商品Bが一定量だけ生産される場合がある。この商品Aの生産過程において副次的に発生する商品Bについて、商品Bを主産物として生産する部門が他にある場合には「副産物」といい、ない場合には「屑」という。屑・副産物は、残存価値を残している「有価財」と、ゴミとして廃棄・焼却される「無価財」（あるいは、処理経費がかかる「負価財」）に分けられる。取引基本表の対象になるのは、有価財であり、統計資料等により把握可能なものである。

我が国の取引基本表は、行部門が商品分類により作成されることから、生産活動の結果として発生する商品については、いずれかの部門に対応させる必要がある。そこで、屑・副産物については、特殊な扱いが必要となり、具体的には、以下の4つの方式がある。

- ① 一括方式
- ② トランスファー方式

③ マイナス投入方式（ストーン方式）

④ 分離方式

我が国では、原則として「マイナス投入方式」によって処理し、部分的に「一括方式」及び「トランスファー方式」も採用している。

以下、これら4つの方式について、次の事例をモデルケースにして、表章方法を説明する（図4-1-11を参照）。

〔事例〕

石油化学部門が主産物として合成樹脂原料を100単位、副産物としてLPG（液化石油ガス）を10単位生産し、合成樹脂原料を合成樹脂部門に、LPGを家計にそれぞれ販売している場合

① 一括方式

主産物である合成樹脂原料と副産物であるLPGの合計（合成樹脂原料（100単位）＋LPG（10単位）＝110単位）を、一括して石油化学部門の国内生産額としてとらえて計上する考え方である。したがって、家計に販売されたLPG（10単位）は、取引基本表の上では、石油化学部門の販売として記録される。

この方式では、石油化学部門におけるLPGの生産は、LPG部門に対して何ら影響をもたらさないという前提を置くことになるが、副産物が量的にわずかな場合には、この方式も利用可能であると考えられる。

我が国の取引基本表では、畜産部門の「きゅう肥」等を一括方式によって処理している。

② トランスファー方式^(注4-1-18)

石油化学部門の副産物として生産されたLPG（10単位）について、それを主産物として活動しているLPG部門に産出した上で、当該LPG部門から家計に販売されたものとして記録する方式である。副産物として生産されたものを、それを主産物として活動する部門に、いわば「乗り換えて」産出させることから、トランスファー方式と言われている。

この場合、石油化学部門で発生したLPGは、石油化学部門にもLPG部門にも国内生産額として計上される。

この方式によると、合成樹脂部門に投入される石油化学部門が、その投入構造にLPGの投入を有しないことから、合成樹脂原料に対する需要が発生しても、LPGに対する誘発は発生しない。一方で、LPG部門の投入構造には、石油化学からの投入が存在するため、LPGに対する需要の発生は、石油化学部門の生産を誘発するという結果が導かれる。

(注4-1-18) 我が国の取引基本表では、「民間放送」、「新聞」及び「出版」等の各部門における「広告」について、屑・副産物ではないが、トランスファー方式と同様の表章をしている。これは、①金額が相当程度大きいものであること、②民間放送、新聞、出版等という媒体の中に含まれる「広告」であっても、各列部門としては、民間放送、新聞、出版等に費用を支払っているというよりも、あくまで「広告」に費用を支払っているものとして扱うことが取引感覚に沿っていることによる。

③ マイナス投入方式（ストーン方式）

この方式は、副産物が発生した列部門にマイナス計上する一方、当該副産物を投入した列部門に同額をプラス計上し、差し引き0とする方式であり、この方式を考案したリチャード・ストーン（1913-1991）の名にちなんで「ストーン方式」とも言われている。我が国では、原則として、この方式によって屑・副産物を処理している。

図4-1-11 屑・副産物の表章形式

① 一括方式

	...	石油化学	合成樹脂	LPG	...	家計消費	...	国内生産額
石油化学		100				10		110
LPG								
国内生産額		110						

② トランスファー方式

	...	石油化学	合成樹脂	LPG	...	家計消費	...	国内生産額
石油化学		100		10				110
LPG						10		(10)
国内生産額		110		(10)				

③ マイナス投入方式

	...	石油化学	合成樹脂	LPG	...	家計消費	...	国内生産額
石油化学		100				10		100
LPG		-10					10	(0)
国内生産額		100		(0)				

④ 分離方式

	...	石油化学	合成樹脂	LPG	...	家計消費	...	国内生産額
石油化学		100						100
LPG						10		(10)
国内生産額		100		(10)				

具体的には、石油化学部門の生産としては、主産物である合成樹脂原料の100のみを計上する。一方で、石油化学部門で副産物として発生したLPG（10単位）を、〔行〕LPG部門から〔列〕石油化学部門にマイナス投入（つまり石油化学部門からLPG部門へ販売）したものと計上する。さらに、LPGを実際に投入した〔列〕家計消費部門と、〔行〕LPG部門の交点に（10単位）を計上する。これにより、〔行〕LPG部門の中では、副産物の発生と投入が相殺され、結局、副産物であるLPGの生産はゼロになる。

この表形式によると、副産物の金額は、行・列いずれの国内生産額にも計上されないが、「屑・副産物」別に、発生源と投入先を捉えることが可能となる。また、分析上の観点から見ると、①合成樹脂原料に対する需要は、石油化学部門の需要を誘発することでLPGの供給を増加させ、結果としてLPG部門の生産を抑制することとなる。②一方で、副産物としてのLPGの生産額がLPG部門の国内生産額に含まれていないことから、LPG部門に対する需要について、主産物としてのLPGに対する需要のみを波及計算の対象として純化でき、石油化学部門の生産に対しては直接の影響を及ぼさない。

ただ、この方式によれば、副産物としてのLPGが、主産物としてのLPGよりも競争力が強い場合には、より経済の実態に近い形を表すが、合成樹脂原料に対する需要が大きい（副産物としてのLPGの発生が多くなる。）一方で、LPGに対する需要が小さい場合には、LPG部門の生産をマイナスにしなければ需要のバランスがとれないという不都合が生じる。

なお、平成12年表以降は、この方式で処理するものに関連して、「再生資源回収・加工処理」の部門を設けている（後記を参照）。

④ 分離方式

この方式は、主産物と副産物を分離し、それぞれ該当する部門に計上する方式である。具体的には、石油化学部門の生産活動を、主たる生産物である合成樹脂原料の生産活動と副産物のLPGの生産活動に分割して、それぞれに計上するという方式である。

合成樹脂原料とLPGとは、本来、分割することのできない生産活動であり、形式的にこれを分割したとしても、両者の産出構成は一定の比率を保つはずである。しかし、この方式の場合、合成樹脂原料とLPGに対する需要の比率が異なることによって、見かけ上、産出構成が変化してしまうことになる。

そのため、我が国の取引基本表では、この方式は用いていない。ただ、同一製造工程でも分割が可能なアクティビティについては当然、別部門として設定している。

イ 「再生資源回収・加工処理」の扱い

前記ア記載のとおり、我が国の取引基本表では、屑・副産物について、基本的にマイナス投入方式を採用しているが、リサイクル活動の重要性が高まることを想定し、平成12年表から、この方式により処理している屑・副産物の表章に関連して、「再生資源回収・加工処理」を部門として設けている。

本部門では、屑・副産物のうち有価財を対象としているが、リサイクルに関する統計は未整備なものが多いため、付加価値等の計上を行う範囲については、統計上把握可能な活動のみに限定されているのが現状である。

そこで、次の事例をモデルケースにして、本部門の具体的な表章方法とその変遷について説明する（図4-1-12を参照）。

〔事例〕

石油化学部門が主産物として合成樹脂原料を100単位、副産物としてLPGを10単位生産し、合成樹脂原料を合成樹脂部門に、LPGを家計消費部門にそれぞれ販売している場合であって、LPGの回収・加工等の経費として、8単位必要とされる場合

(ア) 平成12年表

平成12年表では、石油化学部門から副産物として発生したLPGを、〔行〕LPG部門との交点にマイナス計上し（-10単位）、その発生分を新たに設けた〔列〕「再生資源回収・加工処理」に一括して投入（10単位）した上で、〔行〕「再生資源回収・加工処理」から、回収・加工処理経費を付加した額（18単位）を、需要部門である家計消費部門に産出する方法を採用した。

これにより、平成7年表までは、個々の屑・副産物が該当する既存の部門に直接計上していた屑・副産物の輸出入を、「再生資源回収・加工処理」に一括計上することができ、輸入係数の安定化が図られた。

しかし、一方で、この方法では、あらゆる屑・副産物が一括して、〔列〕「再生資源回収・加工処理」に投入され、〔行〕「再生資源回収・加工処理」から需要部門に産出されることになるため、取引基本表の原則である「一つの部門に一つの生産物に対応させる」ことができなくなるといった大きな問題が生じた。要するに、〔行〕「再生資源回収・加工処理」の個々の産出額に、どのような屑・副産物が含まれるのかが分からない状態となった（図4-1-12は、副産物がLPGの1種類であり、また、産出先も家計消費部門

図4-1-12 再生資源回収・加工処理に関する層・副産物の表章形式

① 平成12年表で採用した表章形式

	… 石油化学	合成樹脂	LPG	再生資源	…	… 家計消費	…	国内生産額
石油化学		100						100
LPG	-10			10				(0)
再生資源						18		(18)
回収・加工経費				5				
雇用者所得				3				
国内生産額	100							(18)

② 平成17年表以降で採用している表章形式

	… 石油化学	合成樹脂	LPG	再生資源	…	… 家計消費	…	国内生産額
石油化学		100						100
LPG	-10					10		(0)
再生資源						8		(8)
回収・加工経費				5				
雇用者所得				3				
国内生産額	100							(8)

のみという単純なモデルであるが、実際には、様々な層・副産物が、内生部門・外生部門を問わず、様々な部門に産出される。))。

そのため、別途、付帯表として作成する「層・副産物発生及び投入表」(第2部7(3)を参照)を経由しないと、層・副産物ごとの投入を捉えることができないほか、回収と加工は、本来別々のアクティビティであるにもかかわらず、資料の制約上分離できないなどの問題があった。

また、分析面からも、以下のような問題点があった。

- ① 副産物の発生がマイナスで表示されるため、波及効果分析の観点から、逆行列にマイナスが多くなり、係数としての意味がなくなる。
- ② 様々な層・副産物が、「再生資源回収・加工処理」に一括して扱われることにより、投入係数の安定性や、波及効果分析の観点から問題がある。
- ③ 発生した層・副産物が、「再生資源回収・加工処理」を経由して産出されるため、波及結果も、全ての層・副産物が影響を受けることになり、回収・加工処理後の財が特定できない。

(イ) 平成17年表以降

平成12年表におけるこのような問題点を踏まえ、平成17年表では、「再生資源回収・加工処理」は、その活動に係る経費のみを計上することとし、経費は、屑・副産物に附随して産出されることとした。平成23年表においても同様の扱いである。

具体的には、前記ア③記載の場合と同様、石油化学部門の生産としては、主産物である合成樹脂原料（100単位）のみを計上する一方で、石油化学部門から副産物として発生したLPG（10単位）を、〔行〕LPG部門から〔列〕石油化学部門にマイナス投入（つまり石油化学部門からLPG部門へ販売）したものと計上する。さらに、LPGを実際に投入した〔列〕家計消費部門と〔行〕LPG部門の交点に（10単位）を計上する。これにより、〔行〕LPG部門の中では、副産物の発生と投入が相殺され、結局、副産物であるLPGの生産額はゼロになる。それとは別に、「再生資源回収・加工処理」には、LPGの回収経費等を計上し、LPGの需要先である家計消費部門へ産出する。

つまり、前記ア③記載のマイナス投入方式によりつつ、この方式に、回収・加工経費を別の部門として追加した形になっている。

(4) 帰属計算を行う部門

「帰属計算」とは、実際の生産活動や取引は行われていないものの、実質的な効用が発生し、その効用を受けている者が存在している場合について、その効用を市場価格で評価し、あたかも生産活動や取引が行われたかのように擬制して記録することをいう。取引基本表における帰属計算では、その効用を発生させている部門の国内生産額として計上し、産出先は、その効用を受けている部門として処理する。

これは、現実に観察される現象に隠れている経済活動を把握しようとするものであり、これにより、社会状況や制度の変化・相違に関わらず、時系列比較や国際比較が可能となる。

平成23年表では、次の①から③に掲げる事項について帰属計算を行う。^(注4-1-19)

- ① 生命保険及び損害保険
- ② 政府の建設物及び社会資本に係る資本減耗引当
- ③ 持家等に係る住宅賃貸料

(注4-1-19) 金融部門における推計方法

平成17年表まで、金融部門（預貯金の管理、受付及び融資業務）についても、帰属計算（「帰属利子」方式）を行ってきたが、平成23年表において、FISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）を導入する（第1部第3章別表2①を参照）。

帰属計算については、(4)の冒頭に記載しているとおり、広義では、実際に取引は行われていないものの、それがあたかも行われたかのように擬制して記録することを意味するものである。その意味では、今回導入するFISIMについても、帰属計算の一種と言える。しかし、金融部門（預貯金の管理、受付及び融資業務）については、長年にわたり68SNAに基づく「帰属利子」（産出を内生部門のみに限定する。）方式で推計を行ってきたことから、「帰属利子」方式による推計が金融部門における「帰属計算」であるとの考え方が定着している。

そのため、今回の推計方法の変更を明確にする観点から、帰属計算を行う部門としては掲げていない。

以下に、平成17年表までの扱い及び平成23年表での扱いについて概説する。

1 平成17年表までの扱い

(1) 金融部門の活動は主に、

- ① 手数料収入
- ② 貸付利子と支払利子の差である利ぎや

を得ることによって成り立っているといえる。このうち、①の手数料収入については、純粋にサービスの提供に対する対価といえるが、②の利ぎやについては、財産所得としての利子の受払いという点からは、所得の移転が生じたに過ぎず、必ず

しも新たな付加価値の形成とはいえない。しかし、金融部門の営業活動を考える際に、利ざやによる収益は極めて重要である。このため、従前から、利ざやに関しても、金融部門によって生み出されたサービスの対価であるとみなして、国内生産額に含めてきた。つまり、金融部門が、資金の貸手と借手との取引をつなぐための仲介サービスをしていると考えるわけである。そのため、金融部門に係るこのような活動を「金融仲介サービス」と呼ぶ。

そして、平成17年表までは、次の計算式により、国内生産額を計算した上で、産出は、中間需要部門である各産業部門に貸出残高に応じて配分していた。

$$\text{帰属利子} = (\text{貸付金に対する受取利子}) - (\text{預貯金に対する支払利子})$$

これは、金融仲介サービスを購入するのは、貸付けを受ける企業であるとみなし、金額のすべてを、産業の中間消費として処理する旨を提唱した68SNAに準拠していたためである。この方法によれば、外生部門の金額が金融仲介サービスによって影響を受けないため、金利の変動によって外生部門の金額が増減しない（国民経済計算の観点でいうと、GDPが金融仲介サービスに対して中立である）等のメリットがあった。

- (2) しかし、この考え方では、預金者の存在が全く考慮されていないのみならず、産業部門（産業連関表の内生部門）だけではなく、家計や政府も資金の借り手になっている経済の実態に沿っていないなどの問題があった。また、取引基本表の表章上の面からいうと、本来、家計や政府にも産出されるはずの金額も含めて内生部門で処理するため、それらに該当する金額を、基本的に〔行〕金融と〔列〕分類不明に計上せざるを得ず、その結果、取引基本表のバランス上、例えば、平成17年表にあっては、〔列〕分類不明と〔行〕営業余剰の交点にマイナス1兆円を超える金額が計上される状態になっていた。

2 平成23年表での扱い

- (1) 93SNAにおいては、「間接的に計測される金融仲介サービス」(F I S I M) の導入が提唱された。

- (2) F I S I Mでは、具体的には、次のような処理が想定されている。

- ① F I S I Mの測定に当たっては、資金の借り手に対するサービスと貸し手に対するサービスの双方を考慮する。
- ② 運用利率（貸出利率）と調達利率（預金利率）との間に「参照利率」という率を仮定する。
- ③ 運用利率が参照利率を超える部分を、借り手が受けるサービスとし、参照利率が調達利率を超える部分を、貸し手が受けるサービスとして扱う。
- ④ 貸出残高及び預金残高に応じて、中間需要、最終消費に配分する。したがって、最終需要に配分された分だけ、GDPの額は従来よりも大きくなることになる。

- (3) そこで、我が国の取引基本表においては、前記1(2)の問題を解決する上からも、平成23年表から、帰属利子方式を取りやめ、F I S I M方式を採用することとした（第2部5(2)イ(ホ)を参照）。これに伴い、基本分類の部門（行部門）の名称についても、「公的金融（帰属利子）」及び「民間金融（帰属利子）」から「公的金融（F I S I M）」及び「民間金融（F I S I M）」に変更する。

ア 生命保険及び損害保険

生命保険及び損害保険の部門は、

$$(\text{受取保険料} + \text{資産運用益}) - (\text{支払保険金} + \text{準備金純増})$$

で計算される帰属保険サービスを生産しているものとして扱う。

産出先は、生命保険については、全額が「家計消費支出」への産出であり、損害保険については、「家計消費支出」のほか、内生部門に対しても産出する。

イ 政府の建設物及び社会資本に係る資本減耗引当

減価償却を行っていない道路・ダム等の社会資本や政府の建設物（学校施設など）等についても、減価償却分を帰属計算している。これに対応するため、基本分類では、次の4部門を最終需要部門に設けている。

- ① 中央政府集合的消費支出（社会資本等減耗分）
- ② 地方政府集合的消費支出（社会資本等減耗分）
- ③ 中央政府個別的消費支出（社会資本等減耗分）
- ④ 地方政府個別的消費支出（社会資本等減耗分）

ウ 持家等に係る住宅賃貸料（帰属家賃）

持家等は、一般的に家賃の支払が発生しない点において、実際に家賃の支払が伴う賃貸住宅と、経済取引上の外形は異なっている。しかし、持家等についても、居住者が住宅サービスを享受している点において、賃貸住宅と同様の効用が発生していると考えられる。そこで、SNAでは、持家等についても、賃貸住宅の市場価格に沿った家賃を支払って住んでいるものとみなして金額（帰属家賃）を計上することとしている。^(注4-1-20)

我が国の取引基本表においても、従前から、この考え方に沿って、帰属家賃を計上しており、「住宅賃貸料（帰属家賃）」という部門を設けている^(注4-1-21)。この部門は、持家等に居住する者が、自らに対する住宅賃貸業を営んでいるものとしてとらえた部門であり、投入額としては、当該持家等に居住・維持するための経費が計上される。具体的には、中間投入として、建設補修や金融（住宅ローンに関する利払い）が主なものであるが、ほとんどの金額は、粗付加価値部門に計上される。また、産出額については、居住者自身へのサービスの提供であることから、ほぼ全額を「家計消費支出」に産出している（介護保険を利用した住宅改修費の介護保険給付分についてのみ、「中央政府個別消費支出」に産出している。）（図4-1-13を参照）。

(注4-1-20) 居住者により、実際に家賃の支払が行われている給与住宅や寮については、当該給与住宅や寮と同等の居住施設の市場価格と実際に支払われた家賃との差額分を帰属家賃として計上する。

(注4-1-21) 「住宅賃貸料（帰属家賃）」が、「住宅賃貸料」から独立したのは、平成12年表からであるが、該当する金額については、それ以前にも「住宅賃貸料」に計上されていた。

図4-1-13 帰属家賃の表章形式

	[家賃相当額を市場価格で評価] ・ 200万円／年 [例] [住宅の維持経費] ・ 修繕費 10万円／年 ・ 住宅ローンの利払い 10万円／年		
	住宅賃貸料 (帰属家賃)	家計消費 支出	国内 生産額
修繕費等 (建設補修)	 — — — 10 — — — 		
住宅ローンの利払い (金融)	 — — — 10 — — — 		
住宅賃貸料 (帰属家賃)	 — — — — — — — 	— 200 —	200
付加価値	 — — — 180 — — — 		
国内生産額	 — — — 200 — — — 		

(5) 仮設部門

取引基本表の内生部門の各部門は、アクティビティ（又は商品）に基づき設定されているが、その中には、独立した一つの産業部門とは考えられないものがいくつか含まれている。これらは、取引基本表を作成する上での便宜や利用目的を考慮して設けられているものであり、「仮設部門」と呼ばれる。部門分類の一覧表及び部門別概念・定義・範囲の説明等においては、基本分類の分類コードの末尾に「P」という識別符号を付すことで、他の基本分類と区別している（第1部第2章7(4)の注1-2-4を参照）。

平成23年表においては、以下の仮設部門を設定する。このほか、分類不明は、他の各部門に分類できないものであり、ある意味で仮設部門の性格を持つ。

なお、仮設部門には、粗付加価値額は計上しない。

ア 事務用品

各部門で共通的に使用されている鉛筆、消しゴム、ノート等の事務用品は、企業会計上、「消耗品」として一括処理されることが多い。そこで、取引基本表上は、これら事務用品を生産する各行部門から、仮設部門として設けた〔列〕「事務用品」へ産出し、その上で、該当する金額を、〔行〕「事務用品」から実際に事務用品を購入した各列部門へ一括して産出することで、企業会計上の一括処理に近い表章になるようにした。

事務用品を設けない場合と設けた場合の表章形式の相違は、**図4-1-14**のとおりである。事務用品を仮設部門として特掲することは、その限りにおいて独立した生産活動としての地位を認めたこととなる。したがって、表全体の国内生産額は、事務用品の分だけ大きくなるので、注意を要するが、仮設部門には粗付加価値額は計上しないことから、粗付加価値額には変化はない。

図4-1-14 事務用品の表章方式

① 事務用品部門を設けない場合

	A部門				国内 生産額
原料1	—	— 30	—	—	
原料2	—	— 20	—	—	
鉛筆	—	— 5	—	—	(5)
ノート	—	— 5	—	—	(5)
		↓			
付加価値	—	— 40	—	—	
国内生産額	—	— 100	—	—	

② 事務用品部門を設けた場合

	A部門		事務用品			国内 生産額
原料1	—	— 30	—	—	—	
原料2	—	— 20	—	—	—	
鉛筆	—	—	—	5	—	(5)
ノート	—	—	—	5	—	(5)
事務用品	—	10	—	—	—	(10)
		↓				
付加価値	—	— 40	—	— 0	—	
国内生産額	—	— 100	—	— 10	—	

イ 自家活動部門

(ア) 自家活動部門の意味

企業が生産活動を行う上で、ある産業分野の活動を自社内で賅ってしまう場合がある。例えば、輸送活動、梱包活動、自社内教育、自社内研究開発、広告活動、情報処理サービス等である。

取引基本表は、アクティビティでの分類を原則とすることから、こうした自家活動は、厳密に言えば、それぞれ運輸や教育、研究、広告、情報処理の各部門に格付けられるべき生産活動である。しかし、これらの活動については、通常、各部門における本来の生産活動の一部としてその中に埋没した形で行われているため、これらだけを切り離してその全体的な投入構造を把握することは、ほとんど不可能である。

昭和60年表までは、本来の部門との対比及び生産波及分析等を可能にするため、一部の自家活動を「仮設部門」として独立させてきたが、平成2年表作成時において、その表章の有無が検討され、自家輸送部門を除いて廃止された。

これまでの自家部門の設定状況は、以下のとおりである。

部 門	設 定 年
自家輸送 (旅客自動車)	昭和50年、55年、60年、平成2年、7年、12年、17年、23年
自家輸送 (貨物自動車)	昭和50年、55年、60年、平成2年、7年、12年、17年、23年
自家教育	昭和50年、55年、60年
自家研究	昭和50年、55年、60年
自家梱包	昭和50年、55年
自家倉庫	昭和50年

図4-1-15 自家輸送部門の表章形式

① 自家輸送部門を設けない場合

A部門		国内生産額
原料1	25	(15)
原料2	20	
石油	15 〔うち原材料 5 輸送用 10〕	
付加価値	40	
国内生産額	100	

② 自家輸送部門を設けた場合

A部門	自家輸送	国内生産額
原料1	25	(15)
原料2	20	
石油	5	
自家輸送	10	(10)
付加価値	40	0
国内生産額	100	(10)

A部門が自家輸送として石油を10単位使用している場合について、②のように自家輸送を仮設部門として独立させると、自家輸送部門の10単位が新たに国内生産額に計上される。

(イ) 表章形式

自家活動に必要な商品を仮設部門である自家活動部門に産出した上で、各需要部門（生産活動の過程で自家活動を行っている部門）は、自家活動部門から商品を購入するという形で表章する。

自家部門を設けない場合と設けた場合の表章形式の相違は、**図4-1-15**のとおりである。これらの自家部門を仮設部門として特掲することは、その限りにおいて独立した生産活動としての地位を認めたこととなる。したがって、表全体の国内生産額は、自家部門の分だけ大きくなるので、注意を要するが、仮設部門には粗付加価値額は計上しないことから、粗付加価値額には変化はない。

ウ 古紙、鉄屑及び非鉄金属屑

屑・副産物は、原則としてマイナス投入方式によって処理されるが、副産物については、それを主産物とする行部門が存在するので、当該行部門に「競合部門」を設定して計上することができる。しかし、「古紙」、「鉄屑」及び「非鉄金属屑」については、そもそもこれらを主産物とするような部門がないため、何らかの部門を設けなければ、発生及び投入の計上ができない。そこで、行部門についてのみ、仮設部門として「古紙」、「鉄屑」及び「非鉄金属屑」を設けて処理する。

なお、その他の屑については、関係の深い原材料部門（例えば、「ガラスびん」については「その他のガラス製品」）に格付けて処理する（前記5(4)ア(エ)を参照）。

(6) 使用者主義と所有者主義

ア 使用者主義と所有者主義の概念

物品賃貸業が扱う生産設備に係る経費の扱いについては、「使用者主義」と「所有者主義」の二通りの考え方がある。

「使用者主義」は、所有者が誰であるのか、経費を直接負担したのが誰であるのかにかかわらず、その生産設備等を使用した部門に経費等を計上するという考え方である。この場合、賃貸業者から賃借を受けた生産設備については、賃借料に相当する維持補修費、減価償却費及び純賃借料（粗賃借料から維持補修費及び減価償却費を控除したもの）を、使用者の部門の経費又は営業余剰（純賃借料部分）として計上する。したがって、賃貸部門は部門として成り立たない。

一方、「所有者主義」は、その生産設備を所有する部門に経費等を計上するという考え方であり、物品賃貸を行う部門を設ける。この場合、物品賃貸料収入の総額が物品賃貸を行う部門の国内生産額となる一方、借り手である使用者の部門では、物品賃貸料（支払）に相当する金額を、物品賃貸を行う部門からの中間投入として計上する。

イ 我が国の取引基本表での扱い

使用者主義によれば、生産と生産のために使用される資本が一体として処理できるとともに、投入係数の安定性も増すという利点があるが、一方で、我が国の経済実態として、産業全体に占める物品賃貸業のウエイト増大により、物品賃貸を行う部門を個別に設定し、国内生産額及び粗付加価値を計上する必要もあった。

そのため、我が国の取引基本表においては、昭和60年表までは、「使用者主義」を原則としつつ、日本標準産業分類（当時）の「電子計算機・同関連機器賃貸業」、「事務用機械器具

(除電算機等) 賃貸業」及び「貸自動車業」の3部門と「不動産賃貸業」については、「所有者主義」により推計し、その他の「各種物品賃貸業」及び「産業用機械器具賃貸業」に該当する範囲は、「使用者主義」により推計してきた。

しかし、平成2年表からは、前述のとおり、物品賃貸業のウエイトの高まりに伴い、これを独立部門としてとらえる必要がある一方で、「使用者主義」による推計は、基礎統計の現状からみて非常に困難であるとの判断などから、物品賃貸業を全面的に「所有者主義」で扱うこととした。(注4-1-22)

なお、使用者主義と所有者主義による表章形式の相違は、図4-1-16のとおりである。

(注4-1-22) 物品賃貸には、「オペレーティング・リース」と「ファイナンス・リース」の2つの形態がある。

オペレーティング・リースは、一般的にイメージされる賃貸であり、機械又は設備の耐用年数よりも短い期間について賃貸するものである。これは、所有者(貸し手)が使用者(借り手)に対して、物品賃貸というサービスを提供する(その一環として、機械又は設備の維持・修理の責任を負うことが多い。)という生産活動の一形態であり、国内生産額は、使用者が所有者に支払う賃借料で評価される。

これに対して、ファイナンス・リースは、「リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引」(リース取引に関する会計基準(企業会計基準第13号)第5項)とされている。

日本では、平成20年のリース取引に関する会計基準の変更に伴い、ファイナンス・リースの会計処理が、原則、賃貸借から売買に変更され、同じ物品賃貸業の中でも、会計上の取扱いが分かれることとなった。しかし、当該会計上の取扱いが、基礎統計上どのように現れるのかについて、現時点で詳細に把握・検討することが困難なことから、我が国の取引基本表では、ファイナンス・リースについても、引き続き、物品賃貸業の活動として扱い、物品賃貸業全体として、「所有者主義」で計上する。

図4-1-16 使用者主義と所有者主義の表章形式

例：A部門が物品賃貸業からリース料100単位で産業機械のリースを受けている場合

① 使用者主義(あたかもA部門が自己所有の機械を使用しているように記述)

※ A部門の本来的な活動コストのほか、リース会社のコストが上乘せされる。

	A部門					
機械修理	—	(15)	—	—	—	—
営業余剰	—	(65)	—	—	—	—
資本減耗引当	—	(20)	—	—	—	—
国内生産額	—	(100)	—	—	—	—

② 所有者主義(機械の所有者を物品賃貸業として記述)

※ 通常のサービスの購入と同じ表章形式になる。

	A部門	物品賃貸業				
機械修理	—	—	—	15	—	—
物品賃貸業	—	100	—	—	—	—
雇用者所得	—	—	+	—	50	—
営業余剰	—	—	+	—	15	—
資本減耗引当	—	—	+	—	20	—
国内生産額	—	—	+	—	100	—

(7) 非営利活動（政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の活動）

ア 政府及び独立行政法人等が行う活動は、第1部第3章別表5のとおり、「生産活動主体分類」によって、①政府サービス生産者、②対家計民間非営利サービス生産者、③産業に大別されるが、①及び②については、コスト構造や活動資金の源泉といった面で、一般の産業と大きく異なっている。そのため、特殊な扱いを行っている。

詳細は、第1部第3章別表5の「4 計数の取扱い等」を参照。

イ 私立学校などが該当する「学校教育（私立）」や、学術団体などが該当する「対家計民間非営利団体」など、基本分類に★の符号が付されている部門も、生産活動主体分類上、対家計民間非営利サービス生産者として扱われる部門であり、これらの部門についても、次のとおり、特殊な扱いを行っている（図4-1-17を参照）。

- ① 国内生産額は、経費総額をもって計測し、営業余剰は計上しない。
- ② 産出先は、当該部門のサービス活動に対して支払われた料金相当額を、その負担部門（つまり、料金を支払った産業又は家計）に計上し、残りの額を当該部門の「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。

図4-1-17 対家計民間非営利サービス生産者の活動の表章形式

例：私立大学が100の経費を支出している場合で、それに対応する収入のうち、授業料収入が60となっている場合。

	私立大学	家計消費支出	対家計民間非営利団体消費支出	国内生産額
物品1	10			
物品2	10			
私立大学		60	40	100
雇用者所得	80			
営業余剰	0			
国内生産額	100			

(8) 分類不明

「分類不明」は、一般的に、いずれの部門にも属さない取引活動をひとまとめにして計上するためのものであるが、取引基本表では、このような意味合いのほか、行部門及び列部門の推計上の残差に係る調整項目としての役割も持たせている。

各部門における「分類不明」の調整及び「分類不明」を用いた二面等価の調整については、第2部5(9)アを参照。

〔参考〕

産業連関表（取引基本表）と国民経済計算との相違

我が国の取引基本表は、従前から、SNAにおいて示された概念を順次取り入れてきている。一方、SNAの一つである「国民経済計算」（内閣府作成の基幹統計）においても、SNAの概念を踏まえた作成がなされており、平成23年には、平成17年基準改定が行われているところである。ただ、取引基本表と国民経済計算と比較すると、次に掲げる取扱い上の相違がある。

1 屑・副産物

取引基本表では、原則として屑・副産物をマイナス投入方式で処理するため、発生と投入が相殺され、商品別の国内生産額に影響が生じない（付録第1章10(3)ア③を参照）。一方、国民経済計算では、生産過程で生じた屑・副産物を当該商品の国内生産額に含めている。このため、国民経済計算の商品別の国内生産額は、取引基本表の屑・副産物分（産業発生分）だけ大きくなっている。

また、取引基本表では、「再生資源回収・加工処理」を部門として設け、回収・加工にかかる経費を計上しているが（付録第1章10(3)イを参照）、国民経済計算では、「再生資源回収・加工処理」を部門として設けていない。

2 事務用品、自家輸送、企業内研究開発

取引基本表では、作表・分析上の観点から、「事務用品」「自家輸送（旅客自動車）」「自家輸送（貨物自動車）」などを仮設部門として設けている（付録第1章10(5)ア及びイを参照）。また、「企業内研究開発」を、独立した一つの部門として設けている（仮設部門ではない）。一方、国民経済計算では、事務用品、自家輸送及び企業内研究開発が部門として設けられておらず、該当する金額は、他の各投入部門に割り振られている。

3 家計外消費支出

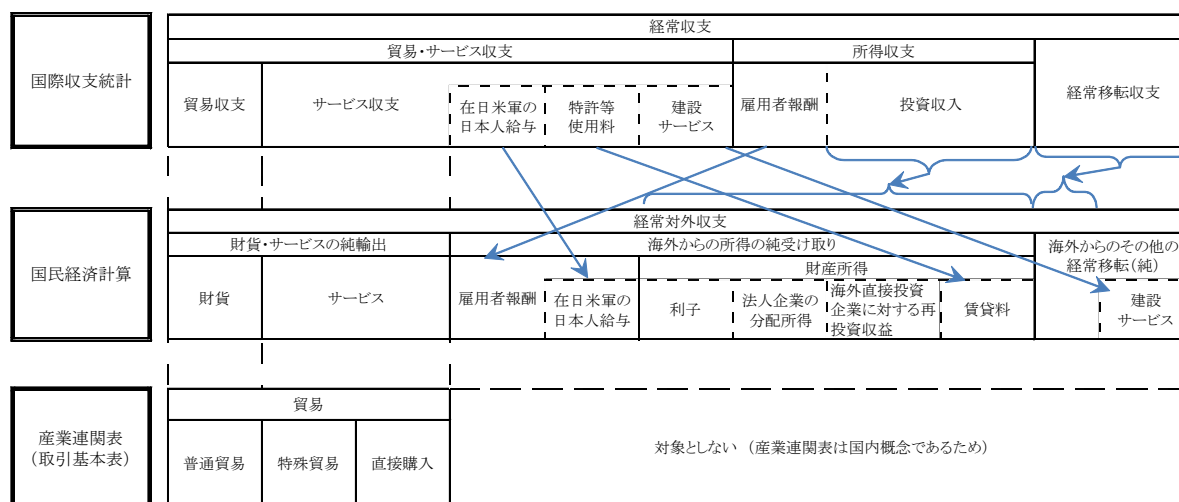
取引基本表では、「家計外消費支出」を外生部門である最終需要及び粗付加価値にそれぞれ計上しているのに対し、国民経済計算は、家計外消費支出を各産業の生産活動に直接必要とされる経費として内生部門で取り扱っている（付録第1章5(5)イを参照）。このため、取引基本表は、国民経済計算と比べて最終需要及び粗付加価値の値が大きくなっている。

4 対外取引

(1) 要素所得

取引基本表と国民経済計算における対外取引の範囲は、**図4-1-18**に示すとおりである。国民経済計算は、海外からの要素所得（雇用人報酬等）の受取と海外への要素所得の支払が含まれているが、取引基本表は「国内概念」であるため、これらを含まない。

図4-1-18 国際収支統計、国民経済計算及び産業連関表の対外取引の対象範囲



(注) 産業連関表の特殊貿易及び直接購入には、一部、財が含まれる。

(2) 関税及び輸入品商品税

取引基本表では、関税及び輸入品商品税を輸入部門に計上しており、各商品の輸入額にこれらを付加した額が各需要先部門に産出される。一方、国民経済計算では、これらを「生産・輸入品に課される税(間接税)」として取り扱い、付加価値部門に計上されている。その際、間接税は、税を直接支払った経済活動別に計上することが原則とされているが、その配分が困難なため、「輸入品に課される税・関税」として、付加価値部門に一括計上されている。

(3) 輸出入品価格

取引基本表では、輸出品の価格はFOB価格で評価し、輸入品の価格はCIF価格で評価しているが(付録第1章9を参照)、国民経済計算では、輸出品、輸入品ともにFOB価格で評価されている。

5 消費税(投資控除)

消費税納税額については、取引基本表及び国民経済計算ともに、間接税(生産・輸入品に課される税)に含まれている。

ただし、取引基本表においては、内生部門・外生部門とも消費税込みの価格で表示しているが(付録第1章6(3)イ(ア)を参照)、国民経済計算では、我が国の消費税制度が前段階課税分の控除を認めていることを踏まえ、投資に係る消費税額についてのみ投資額から一括控除している(修正グロス方式という。産業間の取引、家計や政府等の消費については、税込みのままである)。

6 政府手数料等

取引基本表では、68SNAに沿って、従前から、政府手数料(罰金及び強制的手数料)のうち産業支払分を間接税として取り扱っている(家計支払い分は経常移転のため対象外)。一方、国民経済計算では、93SNAに沿って、平成12年度から、政府手数料等の全額について、「財貨・サービスの購入(取引基本表でいうところの内生部門)」として取り扱っている。

7 政府及び独立行政法人等の扱い

政府及び独立行政法人等の格付け（政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者及び産業の区分）については、取引基本表、国民経済計算とも 93SNAの基準に沿って見直しをしたことから、両者の格付けは基本的に整合している。ただ、ごく一部の機関（法人を含む。）については、取引基本表上、当該機関に係る計数を適切に表章できないなどの理由から、国民経済計算における格付けと異なる扱いをしている（各機関等の格付けについては、第1部第3章別表5を参照）。

8 部門名称の相違

取引基本表の最終需要部門と粗付加価値部門の各項目は、付録第1章の表4-1-2のとおり、国民経済計算の各項目にほぼ対応しているが、一部において名称の相違がある。

第2章 投入係数、逆行列係数、誘発係数等

1 各種係数の概要

取引基本表の作成を受け、産業連関分析にとって必要となる投入係数や逆行列係数などについても計算し、取引基本表と併せて公表するが、各種係数の概要は、以下のとおりである（各種係数に関するモデル式や概念図の詳細については、平成17年表の総合解説編第1部第5章を参照）。

(1) 投入係数

ア 「投入係数」とは、各部門が、1単位の生産を行うために使用した原材料、燃料等の大きさを示したものである。投入係数は、各列部門における個々の投入額を、当該列部門の国内生産額で除したものであり、生産の原単位に相当するものである。そして、投入係数を列部門別に計算して一覧表にしたものが「投入係数表」である。

イ ここで、国民経済を単純化し、部門1及び部門2だけからなるものと仮定すると、取引基本表は、**図4-2-1**のように表現することができる。

図4-2-1 取引基本表（ひな型）

	部門1	部門2	最終需要	輸入	国内生産額
部門1	x_{11}	x_{12}	F_1	$-M_1$	X_1
部門2	x_{21}	x_{22}	F_2	$-M_2$	X_2
粗付加価値	V_1	V_2			
国内生産額	X_1	X_2			

(注) これは、競争輸入型（付録第1章6(4)の**図4-1-6①**)のモデルであり、中間需要（部門1・2）及び最終需要の中には一定の輸入が含まれているとするものである。

この図について、部門1及び部門2の各行部門（ヨコ）の関係をみると、次のような需給均衡式が成り立っている。

$$\left. \begin{aligned} x_{11} + x_{12} + F_1 - M_1 &= X_1 \\ x_{21} + x_{22} + F_2 - M_2 &= X_2 \end{aligned} \right\} \dots\dots\dots \text{①}$$

また、部門1及び部門2の各列部門（タテ）の関係をみると、次のような収支均衡式が成り立っている。

$$\left. \begin{aligned} x_{11} + x_{21} + V_1 &= X_1 \\ x_{12} + x_{22} + V_2 &= X_2 \end{aligned} \right\} \dots\dots\dots \text{②}$$

この②の収支均衡式の関係に着目し、[列]部門1が[行]部門1から投入した額 x_{11} を、[列]部門1の国内生産額 X_1 で除した値を a_{11} とすれば、 a_{11} は、[列]部門1が、生産物を1単位生産するために必要な[行]部門1からの投入額（投入係数）を表す。

$$a_{11} = \frac{x_{11}}{X_1} \dots\dots\dots \textcircled{3}$$

同様に、 $a_{21} = x_{21}/X_1$ は、〔列〕部門1が、生産物を1単位生産するために〔行〕部門2から投入した原材料等の額を表している。

中間投入と同様に、〔列〕部門1の粗付加価値 V_1 を〔列〕部門1の国内生産額で除した $v_1 = V_1/X_1$ は、〔列〕部門1が、生産物を1単位生産する際に発生する粗付加価値を表す（「粗付加価値率」という）。

以上の手続きを〔列〕部門2についても同様に行うと、次のような投入係数表を求めることができる（図4-2-2を参照）。

図4-2-2 投入係数表（ひな型）

	部門1	部門2
部門1	a_{11}	a_{12}
部門2	a_{21}	a_{22}
粗付加価値	v_1	v_2
国内生産額	1.0	1.0

ウ ③式と同様に a_{21} 、 a_{12} 、 a_{22} を計算して、これを①の需給均衡式に代入すると、次のような式が得られる。

$$\left. \begin{aligned} a_{11}X_1 + a_{12}X_2 + F_1 - M_1 &= X_1 \\ a_{21}X_1 + a_{22}X_2 + F_2 - M_2 &= X_2 \end{aligned} \right\} \dots\dots\dots \textcircled{4}$$

この④式を行列（註4-2-1）を使って表示すると、

$$\begin{bmatrix} a_{11} & a_{12} \\ a_{21} & a_{22} \end{bmatrix} \begin{bmatrix} X_1 \\ X_2 \end{bmatrix} + \begin{bmatrix} F_1 \\ F_2 \end{bmatrix} - \begin{bmatrix} M_1 \\ M_2 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} X_1 \\ X_2 \end{bmatrix} \dots\dots\dots \textcircled{5}$$

となる。この式の中の

$$A = \begin{bmatrix} a_{11} & a_{12} \\ a_{21} & a_{22} \end{bmatrix}$$

を投入係数行列という。

④式の連立方程式の最終需要 F_1 及び F_2 並びに輸入 M_1 及び M_2 に具体的な数値を与えれば、これを解くことによって、最終需要を過不足なく満たすための国内生産額を求めることができる。この計算により、生産波及効果の結果としての部門1及び部門2の国内生産額の水準を計算したことになる。

ある部門に対する需要の増加は、その部門が生産を行うに当たって原材料、燃料等を各部門から投入する必要があるため、その部門だけではなく他部門の生産にも影響を及ぼし、それがまた自部門に対する需要となって跳ね返ってくる。④式は、このような生産波及効果の累積結果を計算し得る仕組みを示したものであり、これが産業連関分析の基本となっている考え方である。

(注4-2-1) 行列とは、次のように、数字を縦横に並べたものをカッコで囲んだものをいう。

$$\begin{bmatrix} 3 & 5 \\ 2 & 8 \end{bmatrix}$$

横の数字の並びを「行」、縦の数字の並びを「列」という。

この例の場合、「3」と「5」が第1行、「2」と「8」が第2行であり、「3」と「2」が第1列、「5」と「8」が第2列となっており、「2行2列の行列」という。

(2) 逆行列係数

ア 「逆行列係数」とは、ある部門に対して1単位の最終需要が発生した場合、当該部門の生産に必要とされる中間財の需要を通して、各部門に対し、直接又は間接に誘発される生産額の究極的な大きさを示すものであり、これを一覧表にしたものが「逆行列係数表」である。

イ ある部門に一定の最終需要が発生した場合に、それが各部門に対して直接・間接にどのような影響を及ぼすのかを分析するのが、産業連関分析の最も重要な分析の一つであり、その際に決定的な役割を果たすのが、前記(1)で述べた投入係数である。

仮に、国民経済が、図4-2-1のように単純であれば、④の連立方程式を解くことによって、部門1及び部門2の国内生産額の水準を計算することができる。しかし、我が国の取引基本表は、統合大分類でも37、統合小分類に至っては190の部門に分かれており、その都度④のような連立方程式を解くことは、極めて困難である。

そこで、ある部門に対する最終需要が1単位生じた場合、各部門に対してどのような生産波及が生じ、部門別の国内生産額が最終的にはどれだけ増加するかを、あらかじめ計算しておくことができれば、分析を行う上で非常に便利である。このような要請に応じて作成されるのが「逆行列係数表」である。

ウ 前記⑤の行列式

$$\begin{bmatrix} a_{11} & a_{12} \\ a_{21} & a_{22} \end{bmatrix} \begin{bmatrix} X_1 \\ X_2 \end{bmatrix} + \begin{bmatrix} F_1 \\ F_2 \end{bmatrix} - \begin{bmatrix} M_1 \\ M_2 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} X_1 \\ X_2 \end{bmatrix}$$

において、

$$\text{投入係数行列} \quad \begin{bmatrix} a_{11} & a_{12} \\ a_{21} & a_{22} \end{bmatrix} = A$$

$$\text{最終需要の列ベクトル} \quad \begin{bmatrix} F_1 \\ F_2 \end{bmatrix} = F \quad (\text{注4-2-2})$$

$$\text{輸入の列ベクトル} \quad \begin{bmatrix} M_1 \\ M_2 \end{bmatrix} = M$$

$$\text{国内生産額の列ベクトル} \quad \begin{bmatrix} X_1 \\ X_2 \end{bmatrix} = X$$

と置くと、

$$AX + F - M = X \cdots \cdots \text{⑥}$$

と置き換えることができる。これをXについて解くと、

$$X - AX = F - M$$

$$(I - A) X = F - M$$

$$\therefore X = (I - A)^{-1} (F - M)$$

となる。ここで I は単位行列^(注4-2-3)、 $(I - A)^{-1}$ は $(I - A)$ の逆行列^(注4-2-4) であり、具体的には、以下のような行列になっている。

$$(I - A)^{-1} = \left(\begin{bmatrix} 1 & 0 \\ 0 & 1 \end{bmatrix} - \begin{bmatrix} a_{11} & a_{12} \\ a_{21} & a_{22} \end{bmatrix} \right)^{-1} = \begin{bmatrix} 1 - a_{11} & -a_{12} \\ -a_{21} & 1 - a_{22} \end{bmatrix}^{-1}$$

この行列が、「逆行列係数表」であり、行列を構成する個々の成分を「逆行列係数」と呼ぶ。

逆行列係数を一度計算しておけば、④式の連立方程式をその都度解くまでもなく、ある部門に対する最終需要を与えることにより、直ちにその最終需要に対応する各部門の国内生産額を計算することが可能となる。

以上が、逆行列係数に関する基本的な考え方であるが、逆行列係数は、輸入品の取扱いによって、次の①～③の種類がある（それぞれの型の逆行列係数を求めるための計算式等については、「平成17年（2005年）産業連関表総合解説編」第2部第5章第2節2を参照。）。

なお、以下の説明において、 I は単位行列、 A は投入係数行列、 \hat{M} は輸入係数^(注4-2-5)（対角行列^(注4-2-6)）、 d は国産品を表す。

(注4-2-2) 「ベクトル」とは、行数が1で列数が2以上、又は、列数が1で行数が2以上の行列をいう。前者を「行ベクトル」、後者を「列ベクトル」という。

(注4-2-3) 「単位行列」とは、行列の左上から右下に至る、行列の対角線上の数値がすべて「1」、それ以外が「0」である行列をいう。

(注4-2-4) 「逆行列」とは、ある行列との積が単位行列 I になる行列をいう。例えば、行列 S に行列 T を乗じた結果が単位行列 I になった場合、行列 T を行列 S の逆行列といい「 S^{-1} 」と表す。

$$(\text{行列 } S) \times (\text{行列 } T) = (\text{単位行列 } I) \rightarrow \text{行列 } T \text{ は行列 } S \text{ の逆行列} \rightarrow (\text{行列 } S) \times (\text{逆行列 } S^{-1}) = (\text{単位行列 } I)$$

また、逆行列は、行列 S が「正方行列」（行と列の数が同じ）の場合にのみ存在する。我が国の取引基本表において、逆行列係数を作成・公表している統合分類の行と列の数が同じに設定されているのは、このためである。

(注4-2-5) 「輸入係数」とは、各行部門について、輸入計（絶対値）を国内需要合計で除したものをいい、 \hat{M} は輸入係数の対角行列である。

(注4-2-6) 「対角行列」とは、行列の左上から右下に至る、行列の対角線上の数値以外がすべて「0」である行列をいう（対角線上の数値に0が含まれているか否かは問わない）。

① $(I - A)^{-1}$ 型

$(I - A)^{-1}$ 型の逆行列係数は、「競争輸入型」の取引基本表から作成されるものであり、国産品と輸入品とを区別せず、生産は全て国内で行うとした場合のモデルである。

このモデルでは、国産品と輸入品の比率を問うことなく、生産活動に必要とされる原材料等の総量による投入係数に基づいていることから、投入構造は安定している。しかし、実際には、国内需要の一部は輸入品によって賅われているところであり、これらを考慮せず、すべて国内で生産されたものとして扱うことになるため、国内生産への波及が、実際よりも大きく表れる。

このようなことから、このモデルは、国内生産への波及を念頭においた分析では、一般的に用いられないが、 $(I - A)^{-1}$ 型を用いることにより、海外の生産活動への波及も含めた波

及効果のいわば「総量」を算定することができるといえる。

② $[I - (I - \hat{M}) A]^{-1}$ 型

$[I - (I - \hat{M}) A]^{-1}$ 型の逆行列係数は、 $(I - A)^{-1}$ 型と異なり、輸入品を控除したモデルである。ただし、このモデルでは、同じ商品（同じ行部門）であれば、投入額に占める輸入品の比率が、どの需要部門（最終需要部門を含む。）であっても一定であること（輸入係数を利用する。）を前提としている。また、最終需要部門のうち輸出については、産業連関表が通過取引（注4-2-7）を計上しないこととして作表されているため、輸出されるのは全て国産品であると考ええる。

もっとも、投入額に占める輸入品の比率が、どの需要部門でも商品ごとに一定であるという仮定は、必ずしも、現実の姿を正確に反映するものではない。しかし、このモデルは、 $(I - A)^{-1}$ 型と同様に部門間の技術構造及び相互依存関係を良くとらえているとともに、国産品投入係数（注4-2-8）が、投入係数に一定の比率を乗じて計算されていることから、競争輸入型の取引基本表であっても輸入品を控除でき、かつ、安定的であると考えられる。このため、産業連関分析では、一般的に、このモデルが利用されている。

なお、厳密には、生産者製品在庫純増及び半製品・仕掛品在庫純増には輸入分が含まれないことから、輸入係数の算出時及び最終需要の国内需要と輸出への分解時に他の最終需要とは扱いを変える必要がある。しかし、一般的な分析では在庫純増として一本化して計算されている。また、平成23年表から、「調整項」については、「輸出計」ではなく、「国内最終需要計」に含まれることから（第3部の参考2を参照）、この取扱いについても変更する必要がある。

（注4-2-7）通過取引とは、輸入したものを国内で何ら加工することなく、そのまま輸出することをいう。

（注4-2-8）（自給率の対角行列） \times （投入係数行列） $=$ （単位行列 $-$ 輸入係数の対角行列） \times （投入係数行列） $= (I - \hat{M}) A$

③ $(I - A^d)^{-1}$ 型

$(I - A^d)^{-1}$ 型の逆行列係数は、「非競争輸入型」の取引基本表から作成されるものであり、同じ輸入品であっても、需要部門（列部門）によって投入比率が異なることを、あらかじめ情報として知り得る場合に、それを利用して、国内の生産波及を求めようとするものである。

実体経済においては、国産品と輸入品の投入割合は需要部門によって異なるのが普通である。その点で、このモデルは、それを実際の割合で分割するため、その時点の産業構造を的確につかむことができ、現状分析に適した逆行列係数であるといえる。しかし、同じ原材料等であっても、国産品・輸入品のどちらを使用するかは流動的であるため、国産品投入係数が安定的であるとはいえず、将来予測等に適しているとは、必ずしも言えない。

(3) 影響力係数と感応度係数

ア 影響力係数

逆行列係数表の各列の計数は、当該列部門に対する最終需要（すなわち、国産品に対する需要）が1単位発生した場合において、各行部門において直接又は間接に必要な生産量を示しており、その合計である「列和」は、当該列部門に対する最終需要1単位が、産業全

体に対して与える生産波及の大きさを表す。

そのため、部門別の列和を、列和全体の平均値で除した比率を求めると、「どの列部門に対する最終需要があったときに、産業全体に与える生産波及の影響が強いのか」という相対的な指標を求めることができる。これが「影響力係数」と言われるものである。

$$\text{Z部門の影響力係数} = \frac{\text{Z部門の逆行列係数の列和}}{\text{逆行列係数の列和全体の平均値}}$$

イ 感応度係数

逆行列係数表の各行の計数は、各列部門に対してそれぞれ1単位の最終需要が発生した場合において、当該行部門において直接及び間接に必要な供給量を示しており、その合計である「行和」は、当該行部門が、各部門から受ける生産波及の大きさを表す。

そのため、部門別の行和を、行和全体の平均値で除した比率を求めると、「各列部門にそれぞれ1単位の最終需要があったときに、どの行部門が相対的に強い影響を受けるか」という相対的な指標を求めることができる。これが「感応度係数」と言われるものである。

$$\text{Z部門の感応度係数} = \frac{\text{Z部門の逆行列係数の行和}}{\text{逆行列係数の行和全体の平均値}}$$

(4) 最終需要項目別生産誘発額 等

ア 最終需要項目別生産誘発額

各行部門の国内生産額は、商品の生産活動の過程で必要とされる国産品の「中間需要」と、民間消費や資本形成、輸出として消費される国産品の「最終需要」の合計である。

しかし、中間需要として行われる取引も、究極的には、最終需要を過不足なく満たすために行われているものである。したがって、各行部門の国内生産額は、すべて国産品の最終需要に誘発されたものと考えることができる。

そこで、各行部門の国内生産額が、究極的に、どの最終需要項目^(注4-2-9)によって誘発されたのかを表したものを「最終需要項目別生産誘発額」といい、次のように計算する。

$$\begin{aligned} & \text{① 最終需要項目別生産誘発額 (輸出以外)} \\ & = [I - \overset{\wedge}{(I-M)A}]^{-1} \text{型の逆行列} \times \text{自給率 (対角行列)} \times \text{国内最終需要額 (行列)} \\ & \quad (\text{注}) \text{自給率 (対角行列)} = \text{単位行列} - \text{輸入係数 (対角行列)} \\ & \text{② 輸出による生産誘発額} \\ & = [I - \overset{\wedge}{(I-M)A}]^{-1} \text{型の逆行列} \times \text{輸出額 (列ベクトル)} \end{aligned}$$

なお、最終需要項目別生産誘発額は、言い換えれば、各行部門の国内生産額を最終需要項目別に分解したものであることから、各行部門の最終需要項目別生産誘発額の合計は、当該行部門の国内生産額に一致する。

(注4-2-9)「最終需要項目別」とは、「最終需要の各部門別(消費、投資、輸出など)」という意味である。これは、「部門」という用語を内生部門の項目についてのみ使用し、外生部門の項目には使わないという狭義で使用してきたこと(付録第1章5(1)を参照)の一例であるが、従前から使用してきたものであることから、平成23年表においても、統計表のタイトルとしては、引き続き「最終需要項目別」という用語を使用する。

イ 最終需要項目別生産誘発係数

最終需要項目別生産誘発額(例えば、民間消費支出による行部門ごとの生産誘発額)を、それぞれ対応する最終需要項目の合計額(例えば、民間消費支出の合計)で除した比率を「最終需要項目別生産誘発係数」という。

これは、最終需要項目が合計で1単位(品目別構成は、取引基本表から得られる品目別構成と同じという前提)増加した場合、各行部門の国内生産額がどれだけ増加するかを示すものとなっている。

なお、最終需要項目別生産誘発係数の行部門ごとの値を合計したものをもって、生産誘発係数と呼ぶ場合もある。

$$\text{民間消費支出による〔行〕Z部門の生産誘発係数} = \frac{\text{民間消費支出による〔行〕Z部門の生産誘発額}}{\text{民間消費支出の合計}}$$

ウ 最終需要項目別生産誘発依存度

各行部門ごとの国内生産額に占める最終需要項目別生産誘発額の項目別構成比を「最終需要項目別生産誘発依存度」という。

これは、各行部門の国内生産額が、どの最終需要の項目によってどれだけ誘発されたのかについてのウエイトを示したものである。

$$\text{〔行〕Z部門に関する民間消費支出の生産誘発依存度} = \frac{\text{民間消費支出による〔行〕Z部門の生産誘発額}}{\text{〔行〕Z部門の国内生産額}}$$

(5) 最終需要項目別粗付加価値誘発額 等

各列部門の国内生産額は中間投入額と粗付加価値額とで構成されているが、国内生産額は、前記(4)ア記載のとおり、究極的には、最終需要によって誘発されるものである。したがって、国内生産額の一部である粗付加価値額も、最終需要によって誘発されると考えることができる。

各列部門の粗付加価値額を当該列部門の国内生産額で除した比率を「粗付加価値率」(前記(1)を参照)というが、これを最終需要項目別生産誘発額に乘じることで「最終需要項目別粗付加価値誘発額」を求めることができ、その合計は、各列部門の粗付加価値額に一致する。

$$\text{最終需要項目別粗付加価値誘発額} = \text{粗付加価値率(対角行列)} \times \text{最終需要項目別生産誘発額(行列)}$$

そして、最終需要項目別粗付加価値誘発係数及び同依存度については、最終需要項目別生産誘発係数及び同依存度と同様の計算式で求めることができる。

(6) 最終需要項目別輸入誘発額 等

ある最終需要が生じたとき、通常そのすべてが国内生産によって賅われるものではなく、一部は輸入によって賅われる。

産業連関分析の柱の一つは、ある最終需要が発生したときに、それに起因して誘発される各部門の生産額の大きさを計測することにあるが、同時にそれによって誘発される輸入額の大きさを求めることもできる。

つまり、各部門の輸入品投入係数（輸入係数に投入係数を乗じたもの）に最終需要項目別生産誘発額を乗じると、各最終需要項目の需要を満たすために行われる生産活動に伴う原材料等の輸入品需要額が求められる。これに、各最終需要項目が直接、消費・投資等するための輸入額（直接輸入額）を加えたものが「最終需要項目別輸入誘発額」であり、その合計は、各部門の輸入額に一致する。

$$\begin{aligned} \text{① 各最終需要項目の需要を満たすために行われる生産活動に伴う原材料等の輸入品需要額} \\ = \text{輸入係数 (対角行列)} \times \text{投入係数 (行列)} \times \text{最終需要項目別生産誘発額 (行列)} \\ \underbrace{\hspace{10em}} \\ \text{輸入品投入係数 (行列)} \end{aligned}$$

(注) なお、輸入品投入係数については、公表上は、行列そのものではなく、各部門の列和の値のみを公表している。

$$\begin{aligned} \text{② 各最終需要項目が直接、消費・投資等するための輸入額} \\ = \text{輸入係数 (対角行列)} \times \text{最終需要額 (行列)} \end{aligned}$$

そして、最終需要項目別輸入誘発係数及び同依存度については、最終需要項目別生産誘発係数及び同依存度と同様の計算式で求めることができる。

2 産業連関分析上の留意点

投入係数や逆行列係数などを用いることにより行う産業連関分析は、産業連関表の利活用上の大きな柱である。しかし、その際には、次のような前提があることにも留意しなければならない。

(1) 投入係数の安定性

産業連関分析を行うに当たっての最も重要な前提は、投入係数が安定しているということである。「投入係数が安定している」とは、産業連関表を作成した年次の投入構造が、その後の年次においても、大きく変化しないということである。10 府省庁の共同事業として作成する産業連関表は、基本的に5年周期で作成するものであることから、中間年を対象にした分析をする場合、基本的には、直近の産業連関表を用いることになる。しかし、投入係数が常に変動しているとすると、最終需要と国内生産額との間に一定の関係を求めることができない。そのため、分析の対象となる年次と作表年次との間においては、次に掲げる事項について大きな変化がないことを前提としている。

ア 生産技術

投入係数は、端的に言えば、ある特定の年次において採用されていた生産技術を反映したものであり、生産技術が変化すれば、当然、投入係数も変化すると考えられる。しかし、産業連関分析においては、分析の対象となる年次と作表年次との間において、生産技術に大きな変化がないという前提が置かれている。

イ 生産規模

各部門は、それぞれ生産規模の異なる企業、事業所群で構成されているが、同一商品を生産していたとしても、生産規模が異なれば、当然に生産技術の相違、規模の経済性などにより、投入係数も異なると考えられる。しかし、産業連関分析においては、分析の対象となる年次と作表年次との間において、各部門に格付けされた企業、事業所の生産規模に大きな変化がないという前提が置かれている。

ウ プロダクト・ミックス

同一部門に投入構造や単価の異なった複数の商品が格付けられている（これを「プロダクト・ミックス」という。）場合には、それぞれの投入構造や単価に変化がなくても、部門内の商品構成の変化により、その部門全体としての投入係数が変化することとなる。しかし、産業連関分析においては、分析の対象となる年次と作表年次との間において、部門内の商品構成に大きな変化がないという前提が置かれている。

エ 自給率

景気動向や対外政策等により、国外との経済取引は常に流動的であり、それに伴う自給率も常に変動する。しかし、産業連関分析においては、分析の対象となる年次と作表年次との間において、自給率に大きな変化がないという前提が置かれている。

産業連関分析は、以上のような投入係数の安定性を前提として行われるものである。しかし、実際には、分析の対象とする年次が作表の対象となった年次から離れるに従って投入係数が変化している可能性が高くなることに留意する必要がある。

また、取引基本表における各取引の大きさは、作表年次の価格で評価されているため、それぞれの財・サービスの相対価格が変化すると、技術構造が一定であったとしても、投入係数が変化する。時系列比較を行う場合には、このような相対価格の変化による影響を除去した固定価格評価による接続産業連関表（第2部9(2)を参照）が必要となる。

さらに、作表年次の生産規模に対して極端に異なる規模の生産、需要等が生じた場合には、規模の経済性効果により投入構造が変化している可能性が考えられることから、分析結果への慎重な解釈、対応等が望まれる。

なお、一部に、投入係数の安定性の意味について、「過去の年次の産業連関表と投入構造が同様であること」という理解が見られるが、投入係数の安定性とは、過去の表との比較の観点で述べているものではない。産業連関表の作成は、あくまで作成年次のデータを用いて行うものであり、推計の結果として、過去に作成した産業連関表から投入構造に変化が生じていても、それ自体は、問題ではない。

(2) その他の留意点

前記(1)で記載した投入係数の安定性のほか、産業連関分析を行うに当たっては、以下のような留意点がある。

ア 発生した最終需要の源泉は問わない

波及効果分析は、与件データとして需要額を与えることから始まるが、その需要額が何によってもたらされたかは考慮しない。

家計を例にとると、一部の支出が増加した場合は、所得に変化がなければ、他の支出が減

少する。その減少分は、いわばマイナスの経済波及効果をもたらしているといえる。もし、貯蓄を取り崩して消費を続けたとしても、貯蓄の減少は投資の減少を通じて、マイナスの経済波及効果をもたらす可能性がある。

産業連関分析は、あくまで生産・分配・支出の循環の一部分を切り取った分析であり、その他の部分では、変化がないことが前提となっている。

イ 波及の中断等

次に掲げるような場合には、波及の中断等により、短期的には、分析結果ほどの波及が生じないことがある。

(ア) 需要が生じたとしても、部門ごとに当該需要に応えられるだけの生産能力が常にあるとは限らない。発生した需要が生産能力を超えている場合、実際には、波及の中断が生じる場合がある。

(イ) 需要が生じても、過剰在庫を抱えている部門においては、過剰在庫の放出で対応することが考えられ、その場合には、期待する程の波及効果が生じない可能性がある。

(ウ) 需要の増加による雇用者数の誘発についても、現状の人員の範囲で時間外勤務の増加で対応した場合、雇用増には結びつかない場合がある。

ウ 仮設部門等による影響

取引基本表の内生部門は、アクティビティベースに基づき部門分類を設定しているが、その中には、独立した一つの産業部門とは考えられないものの、取引基本表作成上の便宜から、「仮設部門」を設けている。これにより、その分だけ中間投入率が大きくなるため、波及効果も、その分、大きくなる。

エ 波及効果が達成される時期

産業連関分析において、波及効果が、いつの時点で達成されるかは明確にされない。

第3章 我が国における産業連関表作成事業の沿革

1 我が国における産業連関表の作成状況

我が国の行政機関による産業連関表は、経済審議庁（後の経済企画庁、現在の内閣府）、通商産業省（現在の経済産業省）等が、それぞれ独自に、昭和26年を対象年次とする試算表を作成した後、昭和30年を対象年次とするもの以降は、関係府省庁の共同事業として作成している。

昭和26年表以降、前回の平成17年表までの作成状況や主な変更点については、以下のとおりである（表4-3-1を参照。平成23年表における変更等については、第1部第3章を参照）。

(1) 昭和26年（1951年）表

日本の行政機関が作成する産業連関表は、昭和26年を対象年次として経済審議庁及び通商産業省が、それぞれ独自に作成し、昭和30年に試算表として公表したものを嚆矢とする。

また、農林省（現在の農林水産省）も同時期に農林部門を中心とする簡易表を作成している。

しかし、経済審議庁が作成した産業連関表が国民経済計算に対応した9部門表であったのに対して、通商産業省のそれは182部門という大型の表であったことが示すように、両表は、同じように全産業を対象にしたものでありつつも、それぞれ別個の分類、概念及び推計方法によって作成されたものであり、両表の間には少なからぬ計数上の隔たりが見られた。

このため、行政管理庁（後の総務庁、現在の総務省）の諮問機関である統計審議会から、整合性のとれた産業連関表を関係省庁において統一的に作成することが望ましい旨の答申が行われた（昭和30年6月30日。後記2(2)を参照）。

(2) 昭和30年（1955年）表

昭和26年表が作成、公表されて以降、経済企画庁が昭和28年（1953年）表及び昭和30年（1955年）簡易表を作成し、通商産業省が昭和29年（1954年）簡易延長表及び昭和30年（1955年）予備表等を作成するなど、産業連関表が実験段階から実用の段階へと移行するにつれて、新しい年次を対象として、より精度の高い産業連関表を作成することが強く要請されることとなった。このような気運は、前記(1)記載の昭和30年6月30日の統計審議会答申の趣旨と相まって各省庁の統一的な予算要求として具体化した。また、昭和32年3月には、関係省庁による打合せ会議を開催し、共同で産業連関表を作成するとの方針を決定した。

これを受けて、昭和32年度において、行政管理庁、経済企画庁、農林水産省、通商産業省及び建設省（現在の国土交通省）の5省庁と集計、製表を担当する総理府統計局（後の総務庁統計センター、現在の独立行政法人統計センターに該当する部署）を加えた6府省庁の担当者からなる作業部会（後の産業連関幹事会）が組織され、部門分類の設定及び概念・定義、国内生産額等の評価方法、基礎資料の利用可能性等について検討を行った。その結果を踏まえて、昭和33年4月から本格的に共同事業体制による作成作業を開始した。

作業は、昭和33年度及び34年度にわたって行ったが、作業の開始に際して、対象年次を昭和30年とすることとした。これは、

- ① 作業が開始された昭和33年当時において、利用可能な最新の基礎資料の大部分は、昭和30年のものであったこと

- ② 昭和30年の経済状況が比較的安定したものであったこと
- ③ 国民所得統計や各種の経済指数の基準年次が昭和30年となる見込みであったことなどによるものである。

そして、2か年度にわたる作業の結果として、昭和35年6月に一次表を、翌36年6月には最終表をそれぞれ公表した。

(3) 昭和35年(1960年)表

昭和30年表は、各府省庁の共同作業による最初の産業連関表となったが、作成当時においては、その後も継続して作成することは必ずしも考えられていなかった。

しかし、昭和30年表には、国民経済計算の主要勘定である国民所得統計との整合性、部門分類の在り方等について、なお改善すべき点があった。また、その後における技術革新等に伴う産業構造の変化には著しいものがあり、当時の所得倍增計画の検討資料等としても必要とされるなどの事情が生じ、新たな年次の産業連関表の作成が強く要請されることとなった。

このような状況を背景として、昭和35年表の作成に関する統一的な予算要求が認められると同時に、昭和35年表以降においても、5年ごとに関係省庁による共同事業として産業連関表を作成するという現在のよう体制が確立された。

昭和35年表の作業は、昭和37年度及び昭和38年度の2か年度にわたる継続事業として実施した。その際、総理府統計局が担当していた機械による集計、製表を通商産業省が受け持つこととなったほか、昭和30年表の作成に当たった省庁に加えて、新たに運輸省(現在の国土交通省)及び労働省(現在の厚生労働省)が参加し、7省庁の共同事業体制によって進めることとなった。

作成に当たっては、昭和30年表の経験を踏まえ、将来、長期にわたって使用可能な枠組みとなるようにするため、学識経験者及び関係省庁の協力の下に、詳細な検討を行った。その結果、国民経済計算とより一層整合性のとれた産業連関表のフレームが作成されることとなった。また、部門分類と概念・定義の在り方についても、長期の時系列比較や国際比較性の面から基本的な改善を加え、原則として、日本標準産業分類及び国際標準産業分類に準拠した部門分類を採用することとなった。

(4) 昭和40年(1965年)表

昭和40年表は、国民経済計算の基準としての体系が確立された昭和35年表に続くものであり、なお残された問題について改善を図ったほかは、時系列分析が損なわれないようにするために、基本的なフレームの変更は行わず、その後の新産業や成長産業の出現等の変化に対応した部門の新設・分割・統合等を行うこととどまった。

推計結果の公表は、昭和44年7月に行い、利用方法の高度化等に伴い、基本分類による取引基本表を初めて発表した。

また、昭和40年表の公表後、昭和35年表との時系列比較のため、初めて、接続産業連関表(「昭和35年(1960年)－40年(1965年)接続産業連関表」)を作成・公表した。

表4-3-1 我が国における産業連関表の作成状況

対象年次	昭和26年	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年表	
基本分類 部門数	9×9 経済審議庁 182×182 通商産業省	310×278	453×339	447×341	541×407	554×407	541×406	529×408	527×411	519×403	517×405	520×407	
公表年月	昭和30年 7月	昭和36年 6月 (一次表: 昭和35.6)	昭和39年 5月	昭和44年 7月	昭和49年 1月 (速報: 昭48.7.5)	昭和54年 1月 (速報: 昭53.6.30)	昭和58年 12月 (速報: 昭58.6.21)	平成元年 2月 (速報: 昭63.10.14)	平成6年 3月 (速報: 平5.10.26)	平成11年 3月 (速報: 平10.9.22)	平成16年 3月 (速報: 平15.8.29)	平成21年 3月 (速報: 平20.8.25)	
作成担当機関	経済審議庁 通商産業省 (農林省)	行政管理庁 経済企画庁 農林省 通商産業省 建設省 総理府統計局(集計、製表)	行政管理庁 経済企画庁 農林省 通商産業省 運輸省※ 労働省※ 建設省	同左	同左	行政管理庁 経済企画庁 大蔵省※ 文部省※ 厚生省※ 農林省 通商産業省 運輸省※ 郵政省※ 労働省 建設省	同左 (農林省は昭和53年7月に改称され、農林水産省となった。)	同左 (行政管理庁は昭和59年7月に改組され、総務庁となった。)	同左	同左	同左 (平成10年6月に大蔵省から金融監督庁(平成12年7月以降は金融庁)が分離したことを受け、金融監督庁も共同事業に参加)	総務省 内閣府 金融庁 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省※	同左
主な改正点等	・我が国の行政機関としての初めての産業連関表	・各省庁共同事業による初めての産業連関表	・生産者実際価格評価方法を採用 ・日本標準産業分類に準拠した分類の採用 ・機械による集計・製表を通商産業省が担当	・基本分類による取引基本表を初めて公表 ・接続産業連関表(昭和35-40)を初めて作成	・国際標準産業分類の改訂への対応 ・68SNAへの対応 ・固定資本マトリックス・雇用マトリックスを新たに公表	・68SNAに從い、基本分類に「生産活動主体分類」の機能も付与	・機械による集計・製表を行政管理庁が担当	・日本標準産業分類の改定に対応した部門分類の設定	・サービス業の推計方法の改善 ・物品賃貸業を「所有者主義」で統一	・93SNAへの対応 ・日本標準産業分類の改定(平成5年10月)に対応した部門分類の制定	・93SNAへの対応 ・経済構造の変化を的確にとらえるための部門の見直し	・情報通信関連部門の再編	

(注) 作成担当機関欄の「※」は、その年の表から新たに参加した機関である。

(5) 昭和45年(1970年)表

昭和45年表の場合も、基本的には前回表である昭和40年表のフレームを踏襲しつつ、その後、国際標準産業分類の改訂(1968年)や68SNAの提示があったため、これらに対する部門分類等の取扱いの面で改善を行った。

また、付帯表として、これまで作成していたものに加えて、固定資本マトリックス及び雇用マトリックスを、新たに作成した(昭和55年表以降に作成される自家輸送マトリックスの前身となる自家用自動車輸送表についても、大きく異なる区分で作成したが、昭和50年表では作成していない。)

(6) 昭和50年(1975年)表

昭和50年表の大きな特徴は、68SNAの提唱に基づき、基本分類に「生産活動主体分類」の機能を持たせたことである。つまり、基本分類を、①政府サービス生産者、②対家計民間非営利サービス生産者、③産業の三つに分割し、これに伴い、特に政府サービス生産者については、従来、生産活動とはみなされていなかった部分を含めて内生部門に格付けた。これに合わせて、政府サービス生産者については、産業連関表独自のものとして、「公務」及び「非公務」の区分を設け、それぞれに対応した取扱いを行うこととした。

なお、昭和50年表の作成に当たって、新たに大蔵省（現在の財務省）、文部省（現在の文部科学省）、厚生省（現在の厚生労働省）及び郵政省（現在の総務省）の4省が加わり、それまでの7省庁の共同事業体制から11省庁による体制となった。

(7) 昭和55年（1980年）表

昭和55年表は、前回の昭和50年表と比較して、国内生産額の増減等に伴う部門の分割等のほかには、特に大きな変更はない。

なお、それまで通商産業省が受け持っていた機械による集計、製表の作業を、行政管理庁が行うこととなった。

また、結果の公表については、計数が確定した段階で、印刷物による公表を待たずに、磁気テープの提供による公表を行うこととなった。

(8) 昭和60年（1985年）表

昭和60年表では、昭和55年以降、我が国の産業構造がかなりの速さで変化していること及び日本標準産業分類が昭和59年1月に全面改定され、昭和60年4月から施行されたことに伴い、製造業部門を中心に、表の作成及び利用の両面を考慮して、大幅な部門分類の変更を行った。

また、基本分類に付されている分類コードについて、「その他の〇〇」部門の場合には、5桁目と6桁目を「09」に、修理部門の場合には、5桁目と6桁目を「10」にするなどの見直しを行った（ただし、基本分類から統合大分類までの一貫した分類コードの見直しについては、平成23年表において行った。第1部第3章6(3)を参照）。

(9) 平成2年（1990年）表

平成2年表では、昭和60年表を基本としつつ、特にサービス部門の分割、部門の新設等を行うとともに、サービス業に関する推計基礎資料を充実させるなど、サービス業部門の推計方法の改善を図った。

物品賃貸業については、従来の原則である「使用者主義」による推計を、すべて「所有者主義」による推計に改めるとともに（付録第1章10(6)イを参照）、自家活動部門の見直しを行った（付録第1章10(5)イ(ア)を参照）。

また、平成元年から導入されて間もない消費税の納税額については、「営業余剰」の範囲に含めた。

(10) 平成7年（1995年）表

平成7年表では、基本的なフレームは従前を踏襲しつつ、93SNAの勧告の趣旨を踏まえた対応と日本標準産業分類の改定（平成5年10月）に対応した部門分類の設定を行うとともに、平成2年表に引き続きサービス部門の拡充と推計基礎資料の充実を図った。

また、生産活動主体分類の一つである「政府サービス生産者」の内訳項目として設けていた「非公務」の区分について、「非公務＝民間」との誤解が生じ得ることを踏まえ、「準公務」に変更したほか、消費税の納税額について、「間接税」に含めて表章する方式に変更した。

(11) 平成 12 年（2000 年）表

平成 12 年表では、平成 7 年表を基本としつつ、経済構造の変化を的確にとらえるため、「介護」、「再生資源回収・加工処理」の部門の新設など、部門の見直しを行うとともに、93 SNA の勧告の趣旨を踏まえた対応を行った。

また、平成 13 年 1 月の中央省庁の再編及び環境省の共同事業への参加により、10 府省庁の共同事業体制となった。

(12) 平成 17 年（2005 年）表

平成 17 年表では、平成 12 年表と大きな変更はないが、情報通信の高度化に伴い、情報通信に関する部門及び情報関連の製造業に関する部門の再編等を行った。

2 産業連関表に関連する統計審議会及び統計委員会への諮問及び答申

統計行政を行う上での諮問機関である統計審議会（平成 19 年 9 月 30 日まで）及び統計委員会（平成 19 年 10 月 1 日以降）に対して付議された産業連関表関連の案件は、次表のとおりであり、それぞれの諮問文及び答申文は、(1)～(5)のとおりである（諮問及び答申文中の用字及び送り仮名については、原文のままである。）。

[統計審議会]

諮問番号	件名	諮問日	答申日
17	インプット・アウトプット表の推計の実施について (答申時は、「産業連関表の推計の実施について」)	昭 28. 7. 16	昭 28. 11. 20
21	政府が行う産業連関表の作成について	昭 29. 4. 9	昭 30. 6. 30
90	昭和 30 年産業連関表と国民所得統計の間の調整について	昭 37. 8. 31	(答申なし)
118	経済計算の新体系について	昭 42. 10. 17	昭 43. 1. 19

[統計委員会]

諮問番号	件名	諮問日	答申日
26	産業連関表の基幹統計としての指定について	平 22. 5. 21	平 22. 6. 18

(1) 産業連関表の推計の実施について

昭和 28 年 7 月 16 日
諮問第 17 号 インプット・アウトプット表の推計の実施について
貴会の御審議をお願いしたい。
理 由
近年主要国の政府機関においてインプット・アウトプット表の推計（又は産業連関の研究）が行われ、既に発表を見たものも少ない。（英・米・和・諾・丁等）
我が国政府としてもこの推計に着手することを適当と考えるので、この作業の性質に鑑み、学識経験者及び各省の統計調査機関から専門委員を選出し、推計の企画及び運営を図る必要がある。
これが諮問の理由である。

昭和 28 年 11 月 20 日

諮問第 17 号の答申
産業連関表の推計の実施について

統計審議会に政府の行政機関が行う産業連関表作成のための研究、連絡及び調整を目的とする部会を設置し、委員は学識経験者と各省担当官を以て構成することが妥当である旨を答申する。

(2) 政府が行う産業連関表の作成について

昭和 29 年 4 月 9 日

諮問第 21 号
政府が行う産業連関表の作成について

右の件について御審議をお願いしたい。

理 由

政府が産業連関表を作成するについて、これらを如何に研究し連絡、調整を行うべきかの方途を得たい。これが諮問の理由である。

昭和 30 年 6 月 30 日

諮問第 21 号の答申 (一)
政府が行う産業連関表の作成について

経済審議庁及び通商産業省の両省が、別個に作成した昭和 26 年の産業連関表は両省の数字の間に若干の差異が認められる。

これは主として部門分割、定義及び推計方法が異なることに因るものであり、早急に両省の調整を行うことは困難である。

しかしながら、両者は試算の段階にあるので、この表を試算として一般の利用に供することは差支えないと思われる。

なお、今後、産業連関表について一層研究を進め、統一された方針に基いて新たな産業連関表が完成されることが望ましい。

(注) (二) 以降の答申はなされていない。

(3) 昭和 30 年産業連関表と国民所得統計の間の調整について

昭和 37 年 8 月 31 日

諮問第 90 号
昭和 30 年産業連関表と国民所得統計の間の調整について

標記について、貴会の御審議を得たい。

理 由

産業連関表と国民所得統計とは本来斉合すべきものであるが、昭和 30 年の推計には若干の不斉合が認められるので、昭和 35 年産業連関表および将来の産業連関表の作成にあたり、産業連関表の概念、推計方法ならびに推計結果を最善にするため、まず上記両勘定の調整について検討する必要がある。

(注) 諮問に対する答申は行われていない。

(4) 経済計算の新体系について

昭和42年10月17日

諮問第118号
経済計算の新体系について

きたる第15回国際連合統計委員会において採択が予定されている“A System of National Accounts and Supporting Tables”(SNA)の改訂に関する問題について、貴会の御審議を得たい。

理 由

SNAの改訂について、1964年12月に国際連合において専門家会議が行なわれて以来各種の国際会議等を通じて検討が重ねられてきたが、きたる第15回統計委員会における採択を目途として各国に最終案が提示されており、わが国としてもこれに関する今後の態度を取りまとめるべき段階にあるので、わが国の経済計算諸統計の実情および問題点を勘案して、これを総合的に検討する必要がある。

昭和43年1月19日

諮問第118号の答申(一)
経済計算の新体系について

SNA改訂案の採択が予定されている第15回国際連合統計委員会の期日を目途として現段階における同改訂案を検討した結果、さしあたって以下の結論を得たので答申する。なお、SNA改訂案はぼう大かつ精ちであつてさらに詳細に技術的検討を加えるべき問題点が多く、また同案採択後においても計数の国際連合への報告様式、国民貸借対照表、所得分布等の問題その他について国際的にわが国の意見を表明すべき機会があると予想されるので、今後もひき続き、SNA改訂案(採択後にあつては新SNA、以下同じ)の審議を行なう予定である。

1. 国際会議における発言、国際連合機関からの照会に対する回答その他を通じて必要がある場合、今回の改訂に関して、わが国の表明すべき基本的意見ないし態度は、現段階においては、別紙の趣旨によることが望ましい。
2. わが国の国民所得統計、産業連関表、資金循環表等の経済計算諸統計に関しては、今回のSNAの改訂に伴いさしあたって変更を加えることを考慮することなく、十分な期間をかけてSNA改訂案の内容および諸外国の経済計算の動向について詳細な検討を行なつたうえ、慎重にその方向を定めることが望ましい。
3. 経済計算諸統計の整備ないし改善のためには、基礎統計資料の問題が重要であるので、今後経済計算の基礎資料としての観点から、わが国の統計体系について、根本的な検討を加えることが望ましい。

(別紙)

今回のSNA改訂に関する現段階における
わが国の基本的意見および態度

SNA改訂案を国民経済計算の整備と統合化の基本的方向を示すガイドラインとして高く評価し、この限りにおいて、国際連合統計委員会における同案の採択に賛成するものとする。

しかし、同案の具体的詳細および今後の統合化の方法に関しては、理論面および実際面ともに問題が多

いので、各国における推計の可能性ならびに分析上および政策上の利用度を考慮しつつ、ひき続き慎重に検討を進めてゆく必要を主張するものとする。

特に、改訂後の新SNAにもとづく国際連合への報告様式の設定に関しては、各国の統計事情や経済の発展段階に照らして、報告の可能性、有用性および現行の報告様式との継続性の観点から、その内容、頻度および実施のスケジュールについて、十分に時間をかけ、詳細に検討をつくす必要を、強調するものとする。

(注) (二) 以降の答申はなされていない。

(5) 産業連関表の基幹統計としての指定について

平成22年5月21日

諮問第26号

産業連関表の基幹統計としての指定について（諮問）

標記について、別紙の理由により指定するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第7条第1項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

(別紙)

諮問の概要

(産業連関表の基幹統計としての指定について)

1 産業連関表（下記注参照）は、財・サービスの生産に関するフローの面を対象として、生産と需要について、経済を構成する多数の部門間の相互関連として把握するものであり、当該把握を通して、生産活動における産業相互の関連構造（中間投入）、生産活動と最終需要面（消費、投資、輸出等）・付加価値面（賃金、利潤等）との関連といった国の基本的な経済構造を明らかにしている重要な加工統計である。産業連関表は、年次経済財政報告等国の経済見通しや各種経済政策・計画の作成、個別施策の経済波及効果分析等に広く用いられているほか、国民経済計算等の各種経済統計や地方公共団体が作成している地域産業連関表の基礎データにもなっている。

(注) 「産業連関表」とは取引基本表を指し、係数表及び付帯表は産業連関表に含まれない。

2 また、産業連関表は、そこから導出される投入係数、逆行列係数等の各種係数を利用することにより、消費、投資、輸出などの最終需要の変化が各産業の財・サービスの生産に及ぼす影響などを計数的に明らかにすることが可能である。このため、産業連関表は、民間企業における関係業界の動向の将来予測、シンクタンクにおけるイベント事業の経済波及効果の算出等にも幅広く用いられている。

3 さらに、産業連関表は、国際連合が示している国民経済計算体系において、それを構成する5つのサブシステムの1つに位置づけられており、原則として、国際連合のガイドラインに準拠して作成していることから、基本的に国際比較可能性が確保されている。このため、我が国の産業連関表はOECD（経済協力開発機構）が構築している産業連関データベースに登載され、国際機関や各国の政府、研究機関等において各国の産業構造の比較等に広く利用されている。

4 こうしたことから、産業連関表は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項第3号の基幹統計の3要件のうち、同号イの「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統

計」については上記1の点により、同号ロの「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」については上記2の点により、同号ハの「国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計」については上記3の点により、いずれの要件にも該当するものと考えられる。

5 なお、産業連関表の重要性にかんがみ、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）においても、新たに基幹統計として整備する統計の一つに掲げられているところである。

6 以上の理由から、産業連関表を基幹統計に指定することとしたい。

平成22年6月18日

諮問第26号の答申

産業連関表の基幹統計としての指定について

本委員会は、産業連関表の基幹統計としての指定について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1. 指定の適否 産業連関表については、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第2条第4項第3号の基幹統計の要件に該当しているため、基幹統計として指定することは適当である。

2. 理由 産業連関表は、生産活動における産業相互の連関構造及び生産活動と最終需要面・付加価値面との関連という国の基本的な経済構造を明らかにしている重要な加工統計である。このため、産業連関表は、国の経済見通し等の作成及び国民経済計算等の各種経済統計の作成のための基礎データになっているほか、シンクタンクによるイベント事業の経済波及効果分析等に広く用いられている。

また、産業連関表は、国際連合が示している国民経済計算体系のガイドラインに準拠して作成され、基本的に国際比較可能性が確保されているため、国際機関等において各国の産業構造の比較等に広く利用されている。

このように、産業連関表は、全国的な政策の企画立案・実施の上で特に重要な統計であり、民間における意思決定等にも広く利用され、国際比較を行う上でも特に重要な統計と位置づけられ、法第2条第4項第3号の基幹統計の要件に該当するものと考えられる。

したがって、産業連関表を基幹統計として指定することは適当である。

索引

【あ】	帰属計算	18, 302
アクティビティベース	帰属家賃	94, 102, 278, 304
	帰属利子	302
【い】	基本価格	31, 285
育成資産	基本分類	17, 40, 279
育成成長	基本方針 → 産業連関表作成基本方針	
委託生産	基本要綱 → 産業連関表作成基本要綱	
一括方式	逆行列	316
一般統計調査	—— 係数	315
インフレーター	—— 係数表	119, 315
【う】	行 (row)	6
運賃非対象率	供給・使用表	30, 125
運用利子率	供給表	125, 284
【え】	競争部門	122, 279, 281
影響力係数	競争・非競争混合輸入型	18, 290
延長産業連関表	競争輸入型	290, 316
簡易 ——	共同事業	10, 323
【お】	行部門別国内貨物運賃額 (行別運賃額)	113
オペレーティング・リース	行部門別商業マージン額 (行別マージン額)	112
【か】	行列	315
介護保険	居住者	271
外生部門	金融仲介サービス	303
確報	【く】	
家計外消費支出	屑・副産物	18, 95, 103, 122, 297, 310
家計消費支出	—— 発生及び投入表	93, 122, 279
加工賃収入	組替集計	26, 87
仮設部門	蔵出し価格	91
学校給食	グロス表 → 税込み表	
皮ハギ	【け】	
関税	経済センサス-活動調査	4, 10, 16, 24, 25, 30, 87, 94
間接税	計数	凡例 2
間接的に計測される金融仲介サービス → F I S I M	—— 調整	79, 104
感応度係数	—— 調整会議	107, 131
【き】	研究開発 (R&D)	32
機械組込	現金主義 (cash basis)	272
機械調整	建設迂回	293
基幹統計	【こ】	
—— 調査	工業統計調査	24, 87, 88
企業内研究開発	広告料金収入	103
企業の管理活動等に関する実態調査		

公的活動	57, 58, 277, 278
公的企業 → 今回「公的活動」に改称	
公的統計基本計画	
→ 公的統計の整備に関する基本的な計画	
公的統計の整備に関する基本的な計画	9, 12, 23
購入者価格	91, 93, 97, 284
—— 調整	91, 108
—— 評価表	18, 285, 287
公務	57, 58, 277, 278
国内概念	16, 271
国内貨物運賃	91, 98, 99, 109, 285
—— 表	20, 110, 120
国内需要合計	101
国内生産額	6, 79, 91, 92, 291
国内総供給額	101
国内総固定資本形成	292
国内総生産	6
国民概念	271
国民経済計算（内閣府作成の基幹統計）	4, 283
国民経済計算の体系 → SNA	
古紙	279, 307
コスト運賃	18, 98, 285, 297
コスト商業	18, 98, 285, 296
固定価格評価による接続産業連関表 → 実質表	
固定資本減耗（「資本減耗引当」と同義）	30
固定資本マトリックス	55, 118, 125, 292
個別的サービス	277
コモディティ・フロー法	4
雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）	20, 124
雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）	20, 124
コントロール・トータルズ	96, 291
【さ】	
サービス	93
サービス業基本調査	24, 87
サービス産業・非営利団体等投入調査	31
財	93
在庫純増	293
原材料 ——	294

生産者製品 ——	293
半製品・仕掛品 ——	293
流通 ——	293
財・サービス	凡例2
最終需要	6, 79, 273, 274, 282
—— 項目別生産誘発依存度	319
—— 項目別生産誘発額	318
—— 項目別生産誘発係数	319
—— 項目別粗付加価値誘発依存度	319
—— 項目別粗付加価値誘発額	319
—— 項目別粗付加価値誘発係数	319
—— 項目別輸入誘発依存度	320
—— 項目別輸入誘発額	320
—— 項目別輸入誘発係数	320
再生資源回収・加工処理	95, 103, 122, 300
細品目分類	17, 279, 281
作成作業報告書	136
産業	16, 55, 57, 278
産業技術仮定	284
産業別商品産出表	20, 120, 125, 284
産業別商品投入表	284
産業連関幹事会	10, 323
産業連関技術委員会 → 今回「産業連関技術会議」に改称	
産業連関技術会議	10, 81
産業連関構造調査	23, 24, 86, 88
産業連関主管課長会議	10, 15, 80, 83
産業連関表	3, 9
—— 作成基本方針	9, 25, 80
—— 作成基本要綱	凡例1, 81, 82
—— 作成業務支援プログラム	28
—— 作成のための特別調査	
→ 今回「産業連関構造調査」に改称	
—— 作成費	11, 136
産業連関部局長会議	10, 15, 80, 83
産業連関分析	4
参考試算値	106
産出 (output)	6
産出額	79, 91, 101
産出係数	116

産出表	5, 18, 102
参照利子率	94

【シ】

自家活動	306
自家生産・自家消費品	94
時価評価	30
時価評価による接続産業連関表 → 名目表	
自家輸送	306, 310
—— マトリックス	20, 117, 126
自給率	318, 321
事業税	33
自社開発ソフトウェア	32
市場性	57, 278
10 桁品目 → 細品目分類	
10 桁分類 → 細品目分類	
実現在庫法 (RIM)	32
実際価格	18, 284
実質化	130
実質値	130
実質表	130, 131
資本形成部門	118, 125
資本減耗引当	94, 103, 292, 303
資本財	292
事務用品	305, 310
社会保障基金	56, 58, 277
集合的サービス	277
13 部門表 → ひな型	
修正グロス方式	311
準公務	57, 58, 277, 278, 326
商業	93
商業マージン	91, 98, 99, 109, 285
—— 非対象率	112
—— 表	20, 110, 120
使用者主義	19, 307
消費税	18, 288, 311, 326
使用表	284
商品	凡例 2
商品×アクティビティ (商品)	11, 18, 275, 284
商品技術仮定	284

商品分類	274
所有者主義	19, 307
シンメトリック産業連関表	284

【す】

数量指数法 (C法)	133
ストーン方式 → マイナス投入方式	

【せ】

税込み表	289
生産活動主体分類	16, 55, 275, 325
生産活動単位	16, 83, 274
生産者価格	18, 91, 93, 284
—— 調整	91, 106
—— 評価表	18, 285, 287
製造小売業	93
税抜き表	289
政府サービス生産者	16, 55, 277, 309
政府手数料等	33, 311
政府による所有又は支配	57, 278
正方行列	316
生命保険	94, 102, 303
接続産業連関表	20, 130
セル	91

【そ】

造船迂回	293
速報	20, 128
粗付加価値	3, 6, 79, 274, 283
—— 率	314
損害保険	94, 102, 303

【た】

対角行列	316
対家計民間非営利サービス生産者	16, 55, 58, 278, 309
宅配便	297
ダブルインフレーション調整項	135
ダブルインフレーション方式	135
単位行列	316
単価法 (A法)	132

【ち】

地方政府	55, 62
中央政府	55, 59

中間需要	6, 79, 274
中間投入	6, 79, 274
中古船舶	93, 122
中古品	93, 296
長期生産物	273
調整項	37
調整リスト	108
産出	109
投入	109
調達利率	94
直接購入	115, 272
直接輸入額	320
【つ】	
通過取引	317
【て】	
鉄屑	279, 307
デフレーター	132
【と】	
統一価格	284
統計委員会	327
統計審議会	327
統計法	
— 第2条	4, 88
— 第26条	23, 84
— 第33条	87
— 第42条	88
— 第43条	88
— 施行令第9条	85
統合小分類	17, 47, 279
統合大分類	17, 54, 279
統集中分類	17, 51, 279
統合品目	280, 281
統合分類	17, 279
投入 (input)	6
投入額	79, 91, 97
投入係数	313
— 行列	314
— の安定性	120, 320
— 表	119, 313

投入コスト法 (D法)	133
投入産出表	5
投入調査 (産業連関構造調査の一部)	86, 91
投入表	5, 18, 98
特殊符号	17, 124, 279, 281
特殊貿易	115
特殊法人	56, 70
独立行政法人	56, 64
— 統計センター	29, 87
土地の取引	96
土木迂回	293
トランスファー方式	103, 298
取引額	凡例2
取引基本表	5, 23, 79
【な】	
内生部門	6, 274, 292
【に】	
日本標準産業分類	26
二面等価	6, 116, 272
認可法人	56, 71
【ね】	
ネット表	290
【は】	
波及の中絶	322
8桁品目 → 統合品目	
8桁分類 → 統合品目	
発生主義 (accrual basis)	16, 272
【ひ】	
非営利活動	94, 103, 309
非競争輸入型	18, 290, 317
非公務 (平成7年表作成時に「準公務」に改称)	
	325, 326
非鉄金属屑	279, 307
ひな型	17, 279, 280
【ふ】	
ファイナンス・リース	308
付加価値税	288
負債財	122, 297
付帯表	19, 120

普通貿易	103, 115
物価指数法 (B法)	132
物品賃貸業	307, 326
物量表	19, 120, 274
部門	274
—— 分類	16, 26, 79, 274
—— 分類の基準	83, 275
—— 別品目別国内生産額表	93
プラントエンジニアリング業	38, 95
プロダクト・ミックス	125, 321
分離方式	300
分類コード	17, 27, 84, 280
分類不明	116, 309

【へ】

併記リスト	106
産出 ——	106
投入 ——	106
ベクトル	316
行 ——	316
列 ——	316

【ほ】

貿易統計	87, 115
簿価評価	30
本社等の活動実態調査	
→ 今回「企業の管理活動等に関する実態調査」に改称	
本社部門	38

【ま】

マイナス投入方式	95, 103, 122, 298
----------	-------------------

【み】

民間活動	57, 277, 278
民間事業所 → 今回「民間活動」に改称	

【む】

無価財	122, 297
-----	----------

【め】

名目値	130
名目表	130

【ゆ】

有価財	122, 297
輸出インフレータ	13, 134

輸入係数	115, 316
輸入表	20, 114, 120
輸入品需要先調査	115
輸入品商品税	115
輸入品投入係数	320
輸入品の需要先推計	114

【よ】

予算 → 産業連関表作成費

【れ】

レオンチェフ	3
列 (column)	6

【アルファベット】

C I F (cost insurance and freight) 価格	
.....	18, 103, 294
C T (control totals) → コントロール・トータルズ	
F I S I M	32, 94, 102, 302
借り手側 ——	94
貸し手側 ——	94
FOB (free on board) 価格	18, 103, 294
(I-A) ⁻¹ 型	316
(I-A ^o) ⁻¹ 型	317
[I - (I-M) [^] A] ⁻¹ 型	317
I-O表 (Input-Output Tables) → 投入産出表	
SNA (System of National Accounts)	4
68 ——	286, 302, 325
93 ——	16, 24, 326
08 ——	16, 24
SUT (Supply and Use Tables) → 供給・使用表	
U表 → 産業別商品投入表	
V表 → 産業別商品産出表	

(注) この索引では、第3部以外の部分において説明をしている事項を掲げている。第3部における各部門の説明を検索する場合には、第3部の「参考1 基本分類の五十音順一覧」を使用して分類コードを調べ、それにより各部門の説明箇所を検索されたい。